●受付番号　185001345000003001

『（３）生成物の著作物性について　イ』
「生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について」に記されている「 指示・入力（プロンプト等）の分量・内容」、「 生成の試行回数」、「 複数の生成物からの選択」の内容によっては AI 生成物にも著作物性が認められるとあるが、これには複数の問題点がある。
著作物は著作権法第 6 条 1 号にて「日本国民（わが国の法令に基づいて設立された法人及び国内に主たる事務所を有する法人を含む。以下同じ。）の著作物」と定義されている。
しかし、AI 生成物の作成者はあくまで生成 AI であり、上記著作権法第 6 条に該当しないものであると考えられる。
よって、著作物性の有無に関係なく、AI 生成物に保護が適用されるべきではない。
また、著作権の保護期間も問題になる。
日本での著作権の保護期間は、原則として著作者の死後 70 年、無名・変名・団体名義の場合は公表後 70 年となるが、AI 生成物はこの点を明確に定義できない可能性がある。
また、生成 AI が生み出す AI 生成物には、著作権に保護された著作物が下地にあり、それらを学習データとして取り込んで生成されている以上、著作物性の有無に関係なく AI 生成物に保護が適用されるべきではない。
これは著作権法第 30 条の 4「当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」および、同条 2 号の「情報解析の用に供する場合」に記されていることから、AI 生成物に著作物性を認める場合、著作権法第 30 条の 4 に抵触するものであると考えられるからである。

●受付番号　185001345000003002

当方、個人規模のサークル活動にて、副業でゲーム製作と販売を行っております。
私は以下の内容から、現行の生成 AI につきまして、規制を強く希望いたします。
生成 AI が抱えている現行の問題について、自分が特に問題を感じているのは下記の部分になります。
著作権侵害
生成 AI は、既存のコンテンツを元にして新しいコンテンツを生成することができ。そのため、著作権を侵害するコンテンツの生成に悪用されています。
また、生成元となるデータセットの画像・楽曲・文などについては、そのほとんどが著作権を所有する人に対して無許可で特定のサイトに転載されるなどして学習材料とされており、それを元として運用されている生成 AI が著作権侵害にあたらない現行の状態はおかしく、また、データセットの一部には、実在人物の児童ポルノ被害画像が含まれていると指摘がされており、それらを元にモンタージュして作成される画像が国際的な問題を発生させかねないと予想されます。
ゲーム製作を友人のイラストレーターと進めていましたが、昨今の生成 AI による騒ぎによって、友人は筆を折ってしまいました。「現行の生成 AI が、悪意ある人間が容易に無法的に利用できる現状」が改善され、「著作権元となる方々の許諾が得られたものに限り利用するなど法的に問題のないデータセットが作成されたもの」による運用がされることを望みます。

●受付番号　185001345000003003

現状の SNS 上（X→旧 twitter） での AI の使用用途を見てみると、主に絵画作品の描き方が巧いお方の作品情報を材料に取り込み、その情報を元に新しい AI による絵画作品を作り出す使用例を良く見かけます。
上記は画像生成 AI の素材として使用 OK な場合であれば問題はありませんが、画像生成 AI 作品に使用 NG な素材を収集している所も多々見られ、それにより大元のクリエイターさんが無断使用されたことにより泣いている場面が多々見られます。
昨今のような無断使用等を踏まえると、そこには作品を考えた作者様方のオリジナル作品への「尊重」や、 「 著作権」といった思慮は到底あるようには思えず ただ作品の「盗作作成」といった用途にしか AI が使われる未来しか現状見えません。
 もしこのような情勢が長年続くならば、自分のオリジナルな画像作品を作りたい、広めたいといった方々は今後減っていき、極論コピー作品のコピーのコピー作品ばかりが溢れいく……といった未来が出来上がるかもしれません。言葉では言い辛いですが、それは絵画文化の衰退を招くのではないでしょうか。
上記を鑑みると、現状の AI という存在は著作権とは真反対な場所の存在・モノであり、もしも著作権の概念をこれからも守っていくのであれば AI の使用は禁止あるいは、使用できる場所・範囲は限定的にされるべきだと私的には考えています。（文化的な分野（絵画、音楽、映画等） での使用は違法、業務的な分野（パソコンでのプログラミング、電話対応等）での使用は OK といった形）
これからも日本という国が漫画、アニメといった分野で発展していくためにも是非上記のような例を一考して頂けると幸いです。
拙い意見ではございますが、何卒宜しくお願い致します。

●受付番号　185001345000003004

私はこのような畏まった文章を書くことが得意ではなく、またこのような意見書を提出することも初めてであるためいくつか拙いところがあると思いますが、ご容赦頂けるとありがたいです。
まずはじめに「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という表現が不適切ではないかと考えています。理由としては現状の生成 AI は本素案５．（１）で述べられている「意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合」に該当する場合がほとんどであるからです。海賊版製造ツールと違いがないと言えるからです。そのため生成 AI 利用者は海賊版製造業者と相違無く、我々人間の手によって創作を続けているクリエイターと同列に扱われるのはとても悲しく非常に強い侮辱として受け取らざるをえないです。
絶対に生成 AI 使用者をクリエイターと同列に扱わないでください

●受付番号　185001345000003005

他人の創作物を無断で使用できるのはおかしいと思いますし、そうやってできた生成物に著作権を与えるのもおかしいと思います。

●受付番号　185001345000003006

4.関係者からの様々な懸念の声について
既に上がっているように、クリエイターの仕事をAIによって奪う人間が出てくることにより、今まで積み重ね変化していった創作物の流れが断ち切られる可能性があります。新たなものは生まれず似たり寄ったりなもので侵食され、衰退していくことも懸念されることは想像に難くありません。
本来であればクリエイターの方々にはこんなことに悩まされず健やかに創作して頂きたいと思います。何かを創り続けられる人というのは限られがちで、1分1秒も惜しいからです。

●受付番号　185001345000003007

・個人的な使用以外は全面的に規制するべき
・学習させる際は、使用許可・クレジット記載は必要にするべき
・著作権は、学習する素材にされたクリエーターのもとにあるべき
・生成 AI されたものに加筆や加工しても著作権は素材元のクリエーターにあるべき
今の現状を続けると、自身で 1 から製作するクリエーターたちの作品が
生成 AI のただの素材として扱われかねない。
最近、生成 AI を使ったクリエーターに対しての嫌がらせが多発しております。
みんなが安心して楽しく創作ができる環境を整えてほしいです。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003008

生成 AI のメリットとデメリットをふまえ、生成 AI の規制が必要だと感じています。
生成 AI は今まで人々が作り上げてきた文化や社会を破壊するリスクがあると考えています。
規制不可能な技術の利用を制限し、法律を見直すことを期待しております。
例)
・AI によって生成されたものの情報提示
メタデータの削除の禁止、AI によって生成されたものであることの証明
・生成 AI 利用者側に制限をつけること
・プロンプトに既存の著作文、特定の作家、作品名などを入力しない
・AI で生成したものの利用方法の制限
　AI で生成した音楽を販売する
　AI で生成したイラストをゲーム内のリソースとして利用する
　など
＜懸念されること＞
クリエイターの著作権侵害
すでに多くのクリエイターが著作物を無断に利用され被害に遭っています。
本来著作権で守られるべき、創作者の利益が侵害され、創作意欲が失われてしまいます。
また、生成 AI による著作権侵害の証明も難しいことも課題と思います。
雇用の減少・知的能力の衰退
AI による業務効率化の反面、人材による知的労働の雇用の減少と、能力の衰退が懸念されます。すでに慢性的な人手不足が課題となっている中、生成 AI 技術の安易な普及により知的能力を高める機会が減り、優秀な人材をさらに減衰させると思われます。
生成 AI による誤情報、偽造のリスク
生成 AI によって作られたものによって大衆の扇動や混乱をきたすことが懸念されます。
生成 AI 利用者のモラルの問題、リテラシー不足
上記のようなリスクに対して正しく認識しないまま技術を利用している恐れがあります。
また、リスクを認識した上での悪意のある技術の利用もあり得えます。

●受付番号　185001345000003009

生成 AI に関する規制を強化・制限しない限り、学習元の絵を真似した作品でお金儲けをする人が更に増えるのではないかと危惧しています。また、生成 AI によって作られたものが学習元の複製物ではないと考えられている件について（素案,p26(イ)）、「廃棄請求が求められることもある」という文がおかしいです。「リスペクトをして学習元の絵柄を真似て練習して描いた」と「学習元の絵を無断で使用して新しい作品を作る」は全くの別物です。誰の何の、どのようなデータで複製物ではないと仰っているんでしょうか。学習元の絵を描いた人たちは時間と労力を削って自身が作りたいと思ったものを作成しています。それを生成 AI という学習元の絵や文章があれば出来てしまうツールをそのままにしてしまうのはやはり危険です。創作者を愚弄しているとしか思えません。

●受付番号　185001345000003010

AI 生成物であると明言せずネット上などに流され、クリエイターの作品と AI 生成物が創作市場上でごちゃ混ぜに掻き回されることで、どんなクリエイターにも「生成 AI を使用しているのではないか」という疑いが付き纏うことになっており、あらゆるクリエイターが信用を傷付けられたり損害を被ったりしている。

●受付番号　185001345000003011

素案を拝見しましたが、AI を活用したいという意図が先にあり、生成 AI が抱えるクリエーターからの搾取という問題から抜け道を探しているだけの印象を持ちました。
現在の生成AIは無許可でクリエーターから奪ったデータにより成り立っているという問題があります。特に海外では生成AIに対する拒否反応もひどく、これを我が国の産業の一つとして育てようとする方針には疑問を覚えます。
例えれば麻薬ビジネスで儲けようとするようなものです。倫理を無視すればそれも可能なのでしょうが、自国がそのように落ちぶれてしまうさまは悲しくもあります。
また、クールジャパンを発信していこうという動きもあったはずですが、自国のブランドをあえて下げ、価値を失わせるような行動は矛盾していると思います。
どうか目先の利益にとらわれ安易な方法を選択すること無く、生成AIについては今一度慎重な取り扱いをお願い致します。
クリエーターの権利が守られ、安心して創造が行える文化を育み、豊かな土壌を取り戻すことが未来の発展につながると信じています。

●受付番号　185001345000003012

●問題点 1
生成 AI に、勝手に私の所有物（著作物）を学習されるのを止められない
自分の写真や絵を使われたくないだけなのですが、現在はむりやり AI の素材として使われるようになっています。これでは人と人とのものの境界がめちゃめちゃになってしまいます。
自分のものの使い方が、自分で決まられないのはおかしいです。
●問題点 2
AI 絵師さんのマナーが悪すぎる
上記の通り、自分の意思で、自分の所有物（著作物）の使い方が決まられないのに対して「なんとかして欲しい」と言うと、ネット上ですぐに AI 絵師さんが飛んできて法律スレスレの粘着をしてきます。とてもマナーが悪く、これでは印象がどんどんマイナスになるばかりです。
●問題点 3
人間と生成 AI の区別がつかない人がいる
人間は自分で景色を見ています。人間が自分で見た景色に、著作権はありません。そして著作権上問題のない景色を参考に絵を描いたりしています。
また人間は非常にマヌケで、目の錯覚などがあります。
しかし AI がどんなに写真を勉強しても、現時点では写真家のフィルターがかかったものを学習している状態ですので、上記と同列とは到底思えません。
人間と AI とは明確に違います。
●問題点 4
優秀なクリエイターが海外に逃げていく
自分の持ち物の使い方を、自分で決められないので、海外に逃げて行きます。すでにネット上でだけでも海外に拠点を移そうとしているクリエイターを見かけました。
これがたくさん積み重なると、消費者としても、日本文化の、ステキなマンガやゲームが楽しめなくなるのではないかと不安です。

●受付番号　185001345000003013

私は現状の生成ＡＩがクリエイターや声優の専門性を貶め、経済活動を破壊し、創作活動を萎縮させ、社会の過去・現在・未来の認識を混乱させうるものとして、生成ＡＩの使途を非商業的なものに限定し、生成ＡＩを使用時の明記義務化し、権利者の異議申し立てによる生成ＡＩモデルの削除命令と違反した際の厳罰化が必要と考えます。
現状の生成ＡＩはデータセットの不透明性と違法性の疑いから、商業的な活用が困難な状態にあります。また生成ＡＩを特定の作家の画風に寄せその画風の商業的価値を貶めたり、声優の声を学習させた生成ＡＩを公開し声優の業務に競合する事例も出ています。それにも関わらずクリエイターの作品は保護される根拠が乏しいとされます。
現状では作品は公開と同時にたちまち生成ＡＩの学習素材となり、専門的な技術を持たない者でも生成ＡＩにより短時間で大量の類似品を出すことが可能で、専門性による作品の経済的価値が下落し、継続的な創作活動が不可能になります。創作活動の保護や経済的な持続可能性の面でも、生成ＡＩの使用を非商業的なものに限定するのは合理的と考えます。
またＳＮＳでは生成ＡＩを使って過去の事実と異なる写真の様な画像を作るということが既に起きています。これは過去や現在の事実と異なる情報が広がり、社会認識を混乱させる可能性が高いと考えます。生成ＡＩ使用時のその使用の明記義務化は必須と考えます。
生成ＡＩの使途を非商業的なものに限定したとしても、特定の作家の作風に寄せた作品の無償配布などは、その作家の活動を間接的に妨害していると考えられます。権利者の異議申し立てによる生成ＡＩモデルの削除命令は権利者の保護を目的として妥当と考えます。
また生成ＡＩの利用範囲を規制したとしても、生成ＡＩによる経済的利益が罰則を上回れば罰則は無意味となります。生成ＡＩを規制した際の厳罰化は生成ＡＩから権利者を保護する上で極めて重要であると考えます。
画期的な技術が社会をより良くしてきたことは事実ですが、それは適切な規制により不利益の程度を抑えられたからに他なりません。新たな技術が社会に混乱を招くことがないよう、十分な規制を望みます。

●受付番号　185001345000003014

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌です
またクリエイティブ業界で生成 AI が多くのトラブルの元になり解決のための時間と心労がかかってしまうので嫌です

●受付番号　185001345000003015

正直著作者の許可を取らずに作品を勝手に学習させるという時点で、今のAIには反対です。
まずはそちらを解消するべきです。
自分で作った文章映像イラスト、自分が写った写真などを学んだAIが、自分の管理できないところで勝手に使われるのは恐怖を覚えます。
今のままのAIの姿勢では反対です。よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000003016

生成 AI 開発の無断学習を禁止してください。
生成 AI が文化の発展ではなくアーティスト個人への嫌がらせ・攻撃を目的として使用されていることを知っていますか。特定のアーティストの作風を学習させた生成 AI で猥褻な作品を作り、アーティストのイメージダウンや風評被害を招いた事例を知っていますか。
今の段階では生成 AI がアーティストにもたらしている恩恵よりも被害の方が大きいです。
生成 AI の学習元が人の手で創られた作品である以上、生成 AI はアーティスト無くして発展することはないはずです。その発展の基盤となるアーティストを保護しないで何を保護するつもりですか。
権利者の同意を得ない画像生成 AI の開発・使用は禁止してください。

●受付番号　185001345000003017

各種 AI の発展により、被害を受けている方も多く、学習データへの無断使用、AI 生成物やコンピュータを用いた類似性の高い作品への罰則などを厳密に定めてほしい
また、学習データとしてのきちんと許可を取ったり、利用が認められている画像や音声などを使っている企業もあるのに無断使用でも問題ない現状は、正式な手順を踏んで AI 事業に取り組んでいる企業や個人のモチベーションを奪っている現状を見過ごすべきではないと考えます

●受付番号　185001345000003018

日本の強みである創作がどうなってもよいのかと感じてしまう。
自分が今後創作するとなった場合に、したいと思えない内容だと感じた。

●受付番号　185001345000003019

少なくとも他人のイラストを許可なく学習出来る現状は既存のイラストレーターの活動を萎縮させるだけにとどまらず、
イラストレーターの利益や権利などを著しく侵害するものである。
また、「無断 AI 学習 NG」等の文言と共にあげられたイラストを、防護ソフトなどで学習阻害させるのはイラストレーターの権利を守るために合法とするべき。
学習させるなと書いているのに学習させる方が悪い。

●受付番号　185001345000003020

現状AIを用いて行われることや今後行われると予想されることが新しいものを生み出すことではなく、ツイッター(現X)上でのインプレッションによる収入目的であったり、ツイッターで活動しているイラストレーターのイラストから無断で学習したデータを用いてイラストレーターを精神的に追い込む目的で利用されたり、企業の広告に学習データを使用した生成イラストを使用したことによってトラブルが起きたり、今後予想されることの例としては企業のコストカットであったり現在だけではなく将来にわたって生成AIによって筆を折るクリエイターや本来発掘されていた将来有望なクリエイターを埋もれさせてしまうことであったり、現在活躍しているクリエイターは多種多様な表現に触れることによって、独自の価値観を形成していたものが、生成AIによって類似性の高い創作物にあふれてしまい、多様性が損なわれてしまうとそこから新たな何かを生み出す可能性すら失われてしまい、創作分野以外からも失われて行き、多様性を失った人類は進化することなく滅びる可能性すらあるので、人類から創造性を剥奪するAIの運用に関しては慎重にならざるを得ない。

●受付番号　185001345000003021

生成 AI の画像生成により、現に各作家の絵の盗作や、絵の無許可での使用、金銭トラブル等も発生しています。生成 AI は便利ですが、個人の著作権が守られないまま使用されるのは断じて許せません。そのせいで以前から見ることのできた作品も公開されなくなり、作家自体が絵を描くことをやめています。また、生成 AI により声優の声も模倣され、金銭を伴う使用も行われているそうです。
創作活動の業界自体が危険に晒されています。このままでは日本の文化が崩壊する可能性もあります。
生成 AI の使用自体には賛成ですが、生成元の権利の保証や生成後の絵の使用方法が無秩序であると思います。著作権に関する法律の強化、並びに生成 AI に関する個別の法律をお願いします。

●受付番号　185001345000003022

知人や家族はインターネットに顔写真をあげています。それがディープフェイクに使われたり、イラストが盗作されるのがとても恐ろしい。規制なく安易にＡＩが使われるのは反対です。

●受付番号　185001345000003023

一個人の感想を多分に含む意見ではありますが、現状の生成 AI には多くの問題があり、法整備を行った上で行政や企業等複数の組織が監視を行った上で試験的に運用していく必要があると考えています。
現状の生成 AI は、ネット上のあらゆる画像データを無作為に無断で学習しており、その中にはアーティストや被写体に無断で学習された写真や絵、または児童ポルノや盗撮写真、犯罪の現場写真等、存在自体が第三者の尊厳を著しく傷つける画像も含まれていると考えられます。
法に触れる写真が問題であることは言うに及ばず、イラストや本人意思で公開している画像についても、無断である以上生成 AI の学習データとして不適切であることは疑う余地はないと思います。
具体的には、インプットされたもののうち特徴的かつ学習データの多いパターンは出力されやすい傾向にあり、AI 生成された画像が特定個人のクリエイターや被写体と結びつけられ、個人の表現活動に余計な影響を与えることが懸念されます。
現時点で、イラストレーターや芸能人、グラビア方面で活動されている方の中には、本人が関わっていない生成画像にその表現物の特徴が見られたことで、創作のモチベーションを著しく損なった方、経済活動に影響が現れている方もいます。
また、音声合成 AI についても、本業声優として活動している方の音声データを学習し、声を似せて言っていないはずの言葉を出力するなど、悪質な利用がされています。これは個人のアイデンティティや社会貢献、自己実現といった人権問題にも干渉しうる重篤な事態であると考えます。
生成 AI は膨大な学習データを元に、様々なパターンの画像を瞬時に出力します。その生成速度は人間のクリエイターのそれとは比較にならず、一方でクオリティや安全性は何ひとつ担保されません。
これは既存クリエイターの権利、自尊心、収益性を著しく侵害する行為であり、表現活動を行うあらゆる人々を無条件かつ無償で搾取する非人道的な行いです。
すでに世界的には生成 AI を規制する方向に動き始めている中、日本はクリエイターの尊厳を軽視し、エンタメ文化が破壊されるような生成 AI の無法を良しとするのでしょうか。
もしそうであれば、あらゆる現場で歯を食いしばって社会に奉仕せんとする労働者の権利を蔑ろにする日本という国は、エンタメ文化だけでなくあらゆる業界で向上心を持つ人材を失い、遠からず国としての姿を失うと思います。
少なくとも、無料ないし低価格で、誰もが音声や画像、映像等の生成 AI を利用できるという現状を一刻も早く打開し、公的機関が管理する形に規制しなくてはならないと考えます。
大勢の人々の生活が脅かされており、世界的な混乱と苦痛を生んでいる現状を、もう少し真剣に考えていただきますよう、お願いいたします。

●受付番号　185001345000003024

創作物での絵柄などの特徴は創作者が長年をかけて確立したその人にしかない個性でこれをAIによって簡単に真似され公開されるのは創作者にとって極めて残酷と考えています
またAIがインターネットに蔓延ってしまうと創作者の絵柄というイメージがただのタグ付けによる絵柄という印象に変わり絵柄に対するこだわりといったものが何も感じられなくなってしまいます
私はイラストを見た時、それ自体だけに価値を感じるのではなく創作者がこれを生み出すまでに経験した努力や苦悩を感じイラスト本体よりそれらにより価値を見出すときもあります
たとえイラストが下手でもイラストの創作者はせめて少しでもより美しいものを描く努力をして自分の実力を全て発揮し創作物に全力で向き合っています
つまり私は創作者の創作物への想いをとても重視しています
AIにはその想いがないです
創作者が長年をかけて作り上げたものを盗んだだけです
そのようなイラストが多く公開され使用されるようになれば創作物に対する価値や作風への想いが薄れてしまうのではないでしょうか
また独自性のないイラストの増加によってその人にしか作れないユニークな作品がうもていってしうことも恐れています。そうなれば創作に対する興味が薄れ新しいものが生まれにくくなっていくでしょう
ただの一個人による勝手で証拠のない意見ですが、創作物が完成するまでに至った経緯や創作者の創作物への想いなどは本当に尊重されるべきものでそれらを盗んでいくAIは規制されるべきだと考えています
AIによって創作者が不快な思いをしたり、被害を被ることがないような法整備を進めることを願っています
拙い文章で申し訳ありません

●受付番号　185001345000003025

はじめに、私は法律関係には詳しくなく、またこちらの素案を正しい解釈で受け取ることができていない可能性も大いにあります。しかし俗に AI 絵師や AI 生成絵と呼ばれるものが増えてきたことで、自分の手で芸術作品を作り出している方々の価値や権利が損なわれることがないよう、微力ながら声を上げさせて頂きます。
まず利用目的に関わらず、いかなる場合でも AI 学習には必ずクリエイターの許可が必要であると考えます。生成 AI の学習元とされるイラストは、クリエイターにとっては多大な時間と手間をかけて一から作り出した大切な作品であり、許可無く学習元にされた場合の精神的な苦痛は計り知れないものになるからです。私的な利用であったとしても、クリエイターの許可は必須にするべきです。
次に、AI で生成された作品を金銭目的で使用することは禁止するべきであると考えます。
そして、AI で生成された作品に対して、AI に指示を出し作品を生成した人間には権利を認めるべきではないと考えます。先に申し上げました通り、生成 AI は学習したイラストを元に画像を生成します。その仕様上、AI に指示を出して画像を出力した人間がその作品に関わった部分は無いに等しいのではないでしょうか。多少の加筆や修正を加えたところで、そのイラストは出力した人間の作品であるとは言えません。例え権利を認めるとするのであれば、生成 AI の使用にもクリエイターあるいは専門の機関から個別の許可を出して名簿で管理するべきであると考えます。
またこちらは質問に近い形になってしまいますが、AI で生成されたイラストについて、オリジナルのクリエイターが意図していない表現のイラストが生成された場合、またそれを公開された場合、著作権侵害には当たらずとも名誉毀損かそれに類する行為には該当しないのでしょうか。実際に無許可で学習元にされ、自分の絵柄で適切でない表現を含む作品を生成されたクリエイターの方がいらっしゃいます。そしてそれに関して声を上げた際に、複数人からの誹謗中傷を受けています。個人的な意見になってしまい恐縮ですが、これはクリエイターの方が何年もかけて積み上げてきた経験や作風、作品に対する思想などをまとめて侮辱する行為であると捉えられます。こういったことが重なった場合、イラスト制作の道を諦めてしまう方が多く出てしまい、芸術文化が急速に衰退していくことが容易に想像できます。こういった場合も何らかの措置が取れるように法整備をして頂けますと、心無い行為に傷付けられる方も減るのではないかと思います。
AI 技術の発展は悪いことではありませんが、その技術を悪用する人によって芸術文化が廃れるのは防ぐべきです。自分の頭でテーマや構図を決め、自分の手で人物の髪一本から背景の葉一枚までを描き、自分の感性で色を付け、キャンバスの端から端まで全てこだわり抜いて作品を作り上げるのがクリエイターです。生成 AI はそれをパターン化して模倣するだけであり、AI を利用して画像を生成する人間はただ画像を出力しているだけに過ぎません。芸術作品の AI 学習においては、全ての権利はクリエイターのものであるべきです。

クリエイターの価値について、そして創作というものの意義について、今一度考えて頂けますと幸いです。

●受付番号　185001345000003026

現在の日本問わず海外の創作文化においては作り手による手作業や積み上げてきた努力による賜物であり、AI とはそれを無条件にごちゃまぜに切り貼りしたものであり、AI の普及により作り手が新たな創作をすることがなくなった場合、創作文化は今まで生まれたものを練り合わせたものしかなくなってしまい、創作文化の発展向上に甚大な被害をもたらしてしまう可能性があるため、生成 AI を認めていく方針は危険であると考える。この他に、生成 AI は実在する人物の顔などの情報を読み込み、他の画像と合わせることで R18 画像を生み出し、問題となっている国もあるため、日本でそのような犯罪の横行を防ぐためにも生成 AI を認めることは危険であると考える。生成 AI を認めた場合、今後の創作文化の発展を阻害する他、児童ポルノや災害時の偽情報の蔓延を助長してしまうため、生成 AI は認めるべきでないと主張する。

●受付番号　185001345000003027

イラストレーターの作品を無断で学習し、そのイラストレーターの絵柄の AI モデルを作られても現状問題のない法律には不安しかない。
本人が描いたように見えてしまうほど絵柄の似通ったイラストを機械的に大量に出力されて、中には 18 禁になるようなイラストもある。どんな AI イラストの出力もご合法になる現状はおかしい。

●受付番号　185001345000003028

AI の学習名目なら全てフリー素材になってしまうのですか。それは嫌です。

●受付番号　185001345000003029

AI の発展による現状の問題は 人が人生で培ってきた技術、個性などの窃盗に近いです。
表現されたイラストの元などはその人が人生の大半を時間を割いて出来たものであり、たとえ人生で影響を受けた作家がいてもすぐには真似は出来ません。
ですが AI はデータを取れてしまえばほとんどを表現してしまいます。
日本の漫画やアニメの発展は その人にしか出来ない表現があり、またそれを出版社やアニメ会社が協力しあって人々が経済を回していますが、
残念ながら AI の著作権が不透明である場合、他人の財宝で荒稼ぎする方が殆ど利用をするでしょう。
創作者としては自分の管理下にないところで望んでもないものを表現されてしまいます。
現に絵師が未承諾にも関わらず絵を AI に取り込まれ、出力されたものが自●を仄めかす絵などを非人道的な使われ方をされている問題があります。
こうした望んでもいない表現をどこに居るのか不明確な相手に表現させる事が出来てしまう状態はこれからの創作経済に衰退に拍車がかかるでしょう。
創作物は人それぞれの人生と財産です。
無断による AI の吸収、表現には著作権違法を望みます。

●受付番号　185001345000003030

描いた絵をＡＩに取り込まれ、似た絵柄でＡＩ絵が出力されるのは「培ってきた独自の価値」が侵害されているように思います。ＡＩに絵が取り込まれるからと、インターネットに上げていた絵を削除したり、描くのをやめてしまった方もいます。自分が今まで積み上げてきたものを、他者に模倣されるようなことをされれば、嫌になるのも当然だと思います。
このままではＡＩによりクリエイターの仕事が奪われていくのではと危機感を覚えます。創作者の仕事が奪われることは文化の破壊にも繋がります。仕事でなくても絵は描ける、という意見もありますが、「創作物を仕事にしていく」ことで生まれてきたもの、繋がってきた文化があります。これから生まれてくる創作者たちの未来が奪われないためにも、ＡＩで絵を描くことは規制してほしいです。

●受付番号　185001345000003031

AI に学習された著作物が透明化されてほしいです。透明化されないデータ元、使用した学習データ、もしくは著作物の記載が無い場合は、不明な学習データを用いた AI を使って制作されたモノ(絵、文章、声等)を、何人も利用、使用、販売、購入できないようにしてください。
AI を利用し、新しいモノを創り出すのはとても良いことだと思います。ですが、その使用した AI が学習したデータは、現状、無断転載の著作物や、児童ポルノ等、違法性の高いデータが元になっていることが多いです。
そのせいか、AI 使用への偏見が形成されつつあると思います。偏見を払拭するためにも、AI が学習したデータの公開や、使用した学習データの記載等、公にできるようにしてください。

●受付番号　185001345000003032

１．はじめに
「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」とありますが、これらの創作をされている方々はクリエイターではありません。
生成AIの学習ツールには本素案にも何度も明記されている著作権に保護されているはずの作品も含まれており（参照：[redacted]）、それを利用している方々は海賊版製造者に過ぎません。
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性において
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（ウ）「生成 AI が指示を受け学習したパターンやルール、傾向などに基づき生成したものは学習データの切り貼りではないとされる」とありますが、既に学習データと完全に一致する画像が多数出力されています。
「学習したパターンやルール、傾向」とは言ったものの結局はこの世に出回っている、いわゆる著作権で保護されているはずのものたちを取り込んでいるのではないでしょうか。
それらを無視して「切り貼りではない」と吐き捨てられる姿は、我々著作権者を軽視してるように見受けられます。
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４．関係者からの様々な懸念の声について
５．各論点について
（１）学習・開発段階
イ　享受目的が併存する場合について
（イ）「生成 AI に関して、享受目的が併存すると評価される場合について、具体的には 以下のような場合が想定される」とのことですが、なぜか本素案では「享受目的ではない」といったような言葉が多く見受けられます。著作物を盗み海賊版を復元しているにも関わらず、享受目的ではないとどうして言えるのでしょうか。
（２）生成・利用段階
（３）生成物の著作物性について
イ　著作物性を判断する以前の問題です。ただ出力したに過ぎないものに著作物性を認めさせないでください。
個別的判断にしてしまえば、起訴の場において裁判所が判断することになり不具合が生じます。

全てを通して、生成 AI によりもたらされる「技術の発展」といった机上の空論のために、我々著作権者の権利を無償で差し出せと言っているように見受けられます。
クールジャパンと囃し立てているにも関わらず、クリエイターの今後を脅かすような生成 AI を野放しにしていることが誠に遺憾です。
（4）その他の論点について
6．最後に

●受付番号　185001345000003033

自身も創作活動をしていく上で時間をかけて作成したものを簡単に学習され生成されてしまうこと、またそれで金銭のやり取りがなされる可能性もあるのは不快感がある。
またそれによって好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌だし、自分も作成する意欲がなくなり、そもそも創作活動する方が減ってしまう原因になりかねない気がする。
生成 AI は規制、もしくは免許制や学習元の制限など何かしらの制約を設けて欲しい

●受付番号　185001345000003034

一から産み出すのではなく他者から搾取しなければ生み出されないような物を商売として扱わないで下さい。貴方達がやろうとしていることは創作物を潰す行為です。

●受付番号　185001345000003035

著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為について一創作者としての意見を直結に申し上げますと、著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうもの　であり著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を害するもの　であります。
貴委員会は特定クリエイターの該当作品群の影響を強く受けた生成物に対し　表現に至らないアイデアレベルで作風を共通して有しているだけ　とお考えのようですが、それらは全くもって見当違いだと意見します。
クリエイターにとって「作風」は大事な武器であり、それらを用いることで商売が成り立っています。表現に至らない小さなアイデアでも該当クリエイターによっては同じく武器として扱っている場合がございます。
そのため「特定クリエイターの少量の著作物のみを学習させる」行為そのものが該当クリエイターの商売の機会（本来該当クリエイターが得るはずの収入）を奪い、非該当の者が該当クリエイターの技術を盗用し利益を得ているということに該当し、生成 AI の開発、学習、生成、利用どの段階であろうと等しく該当クリエイターに直接的な被害を及ぼしていると考えております。
現に、pixivFANBOX というクリエイターを直接支援できる形態のサイトにおいて、とあるクリエイターが時間をかけて生み出した創作物の作風を生成 AI に無断で学習させ、該当クリエイターの作風を利用した性的な模倣物をサイト内で有料公開し月収 10 数万円を稼ぎ、学習元のクリエイターの仕事を奪った事件が該当サイトで複数件発生しました。
上記の事件のように、金銭的な利益がなくとも個人の承認欲求を満たすためだけにクリエイターの作風を学習させ、X 等の SNS やイラスト投稿サイトに公開し、結果的にクリエイターが被害を受けている事例が無数に存在しております。
今日の日本において、マンガ、アニメ、キャラクターイラストといった文化は世界で認められている大切な文化であり、財産です。それらは全てのクリエイターが文字通り心血を注ぎ作り上げてきたものばかりであり、全ての創作物の権利は等しくクリエイターに帰属し、適切に守られるべきものであるにも関わらず、現在の法律による判断が事実上の合法とされていることでそらをを少しも守れていない状態にあることをどうお考えでしょうか？
大切な文化を生み出す技術者が居なくなってしまい、このままでは日本、ひいては世界的な損害になる未来も遠くありません。
そのような事態を防ぐ為にも、美術関連の生成 AI における著作権侵害や学習元となった該当著作者・クリエイターに被害が及ばないためにも規制はより一層強くするべきだと主張します。

●受付番号　185001345000003036

認識が古いです。現在も生成 AI を用いた嫌がらせや成りすましが起こっています。
創作活動は無から有を生み出すものであり、世界中の財産を無断で利用した AI が“創作”として認められて良いとは思えません。

●受付番号　185001345000003037

カメラマンの方がモデルさんの写真を取り込み、それで AI 生成を行った事例が SNS 上で問題になりました。
それがまかり通ってしまうのであればモデルなんて職業はそのうち必要なくなりますし、カメラマンも必要なくなります。
なにより AI に取り込まれたモデルの方の写真が悪用されたり色々懸念点はあるかと思います。
イラスト系の方でもそうです。
AI の使用により安く買い叩かれ失業するひとが続出することになると思います。
長い年月の努力の末の技術です。国内で開発された農産物の種苗などが海外流出していることが問題になっているのに、創作物になるとなぜ軽視出来るのでしょうか。

●受付番号　185001345000003038

画像生成 AI を使った嫌がらせ行為をたびたび目にする。（特にイラストレーターへの。）悪意のある人間のみを裁けないなら、AI を全て規制すべきに思う。

●受付番号　185001345000003039

日本文化はここに集約されていっていると過言でもないのに、漫画やアニメ文化などをどう考えても侵害するようなAIはやはり罷り通るべきではない

●受付番号　185001345000003040

絵を描く創作活動をしています。
生成 AI は著作権を侵害しています。
絵はもちろん、写真や文章や映像なども勝手に盗んだものを使用しています。
学習元の許可を得ていない生成 AI の使用を認めないでください。

●受付番号　185001345000003041

AI 絵師によって必死に描いている絵師の仕事が奪われたりそのイラストを素材にして AI に取り込んで作品を模倣する、もしくはその絵師を騙り侮辱するような作品が生まれるのは非常に良くないと思う

●受付番号　185001345000003042

AI イラストに著作を与え、学習を推し進めようとしているようですが、他国は日本以上にイラスト AI の学習に批判的なイメージがあります。そもそも日本がイラスト AI を率先して進めようとする意義がないと思います。
漫画やアニメ文化が折角日本は盛んなのに、AI イラストへ批判的なイメージが他国は余計あるため、AI イラストの著作を求めるような行動をしてしまえばアニメーターや漫画家が AI に著作を求めない国に移動してしまう流れが生まれ、日本の文化の衰退につながってしまうのではないでしょうか。
AI イラストなのに、元のイラストとほぼ同じのイラストは多くあり、AI は所謂「パクリ」と変わらない印象があります。そこに、また加筆することで著作権を付与することは盗作に変わりないのではないでしょうか。
先ほど述べたようにイラストレーターは国外に、趣味程度にイラストを描く私たちのような人間の多くは筆を折ることに繋がると考えます。
AI に著作権を与える必要なく、むしろ危険だとと思います。

●受付番号　185001345000003043

AI を研究目的「のみ」のために使用している人間は今までの著作権法で大丈夫かもしれないが、今問題になっていると感じるのはインターネット上に投稿されたイラストをそのイラストの作者の許可を得ずに AI に学習させ、出力させたものを勝手に SNS 上に投稿している人間がいる点だ。これは研究目的ではない使い方をされていると私は考える。心情的な問題もある。「私は AI に利用されたくない」と SNS のプロフィール上に記載していてもイラストを勝手に AI に学習させ、作者が望まない改変をされ、あろうことか「添削しました」等と言いながら作者本人に見せるということをしている人間がいる。これを見て喜ぶ作者はまずいない。
「人に迷惑をかけない」「人が嫌がるようなことはしない」
これらが守れない人間があまりにも多い。だから私は基本的には反対の立場を取っている。だが、自分の作品、技術を提供してもよいという人間とこの世の中をより楽しいものにしようと考える人間の間でなら話は別だ。
CeVIO AI や A.I.VOICE、Synthesizer V AI などに代表される音声・歌唱合成ソフトがそうであるように。

●受付番号　185001345000003044

AI にさまざまな写真や画像、映像を取り込ませ、それを自在に出力させることによって、人々が予期しない犯罪に巻き込まれる恐れがある。実際に、写真の被写体に対し AI に取り込ませて裸体にしたり性行為を思わせる画像に変換し、SNS などに無断で投稿並びに本人に嫌がらせとして送信、脅迫を行うといった事例が国内で発生している。こうしたものは本人が撮影し投稿を行ったもの以外にも、他の撮影者による意図しない写り込み、教育施設などの記念写真など、本来意図していないものが利用されている。また、AI 生成によって性犯罪に利用された場合の法的処置が整っておらず、被害者が放置される事態になっている。AI を推進しようとするならば、こうした犯罪を目論む者への抑止力、巻き込まれた被害者への救済措置、広く正しい使用方法と注意喚起を伝えるなどの措置が必要ではないか。安易に目の前の利益に釣られて導入しようと考えているようにしか思えない。

●受付番号　185001345000003045

創作界隈に属しておりますが、AI により主体性が大幅に低下している姿が散見されています（創作活動は福祉的な側面が強く、社会から離脱してしまったかたが多く属しています）。これは社会において一定数の人数がいると思われ、政府の盗用や盗作を推奨する姿勢は彼らに対して強い不信感を与えると思われます。今の無法状態を放置すれば、日本国における人間間の信頼性を喪失させ、法治国家としての信頼性を大きく損ね、社会が著しく不安定になると思われます。現在の AI 関連の政府の姿勢には強く憤っています。日本国として現在の無軌道で粗暴な AI の利用に対して強い反対の姿勢を期待しています。

●受付番号　185001345000003046

好きな作家さんの創作物が「材料」とされることで公開に歯止めをかけてしまうこと、似て非なる何かをAIで生み出してしまうことで元の作品を陳腐化してしまうことに不安を感じます。

●受付番号　185001345000003047

クリエイター様の血の滲むような努力の結晶である作品を
データとして盗んでいる画像生成 AI を規制して
それがダメなら免許制、または有料(高額)にするか。
画像生成 AI アプリやサイトなどを使用不可能に
していただくことは出来ないのでしょうか？

●受付番号　185001345000003048

今様々な被害が出ておりますが、その点についての被害からくる著作権についてはどうお考えで、どのような対策をしていくおつもりでしょうか。この素案を見ていてAIの生成に関する被害については何も考えられていないと感じました。例えばですが、漫画の背景をAIで書いていこう、これから益々それが当たり前になる、と言ったお考えを述べられた方がいらっしゃったようですが、それが当たり前に横行するなら、そもそも著作物とはなんなのでしょうか。
理論的ではないかもしれませんが、仕事になるようにと、必死に努力して名前を売って、人に覚えて貰った作品を全てAIに掻っ攫われる。今、ネットではそのようなことが起きてますし、AI生成者を訴えたら逆に訴えられたという事案も出てきております。
勿論、この場合、守っていただけるのは、著作者でありますよね。
これから先、音楽、論文だけではなく、犯罪にかかるような作品すらAIで作成される危険性がありますが、その辺りにつきましても、しっかりと元の製作者の著作権に寄り添い守って頂けるのでしょうか。
創作してきたものを無断で取っていきます、AIでやった方が楽だし簡単だし、なんて言う方のそんなもののために創作している人など誰も居ないのではないですか。
少なくとも絵を収集しAIで生成された絵の元の作者様が、どれだけ憤慨し、悲しみながら戦っている姿を見ていると、なにも理解が進まないなら、被害が解消されないなら、一部の人間だけの利点であるならば、AIなんて出てこなければよかった、そう思います。
この素案についても、使用する側ではなくされる側の著作権について、今一度思案して頂けないでしょうか。犯罪や被害にあってる方の訴えを見て、それの解決のため著作権の関連を正しく見極めて作成して頂けないでしょうか。
稚拙で論理的ではない一意見でございますが、このような素案がまかり通り、AI生成が推し進められて行くなら確実に創作活動は辞めるクリエイターからとなります。
素案は今一度考え直していただきたいです。

●受付番号　185001345000003049

作風＝〇〇さんという印象が世間にある場合、〇〇さんの作風を利用して、〇〇さんが意図しない絵をAIで生成すると、そのまま〇〇さんの意図とされる可能性も考慮して欲しいです。
人に例えるとAさんというタレントが、ヌードの撮影をずっと拒否してきたのにも関わらず、Aさんのヌード写真をAIで生成した場合は名誉毀損にあたると思います。
極端な話、作風を利用して政治的な批判を絵をAI生成したとしたら、その作風の作家さんの主張として誤った広まり方をしてしまうのではないでしょうか。
お話が変わりますが、ただでさえ給料が低いために後継者が少なくなってきてるアニメ漫画の業界で、生成AIでの仕事がまかり通ってしまうとちゃんとした技術者がいなくなってしまうのが心配です。
生成AIに学習させる場合は、しっかりと作品の作者にお金が支払われるシステムを構築して欲しいです。
また無断でAIに学習させるのではなく、作者側の意思でAIに学習させるかさせないかを決めれないでしょうか。
生成AIを使ったとしても､最終的に手直しするべきかどうかをジャッジするのは人間です。
アニメ・漫画業界に絞ってコメントしましたが、ライターや映像業界でも同様だと思います。
ジャッジできる人間の育成することにも目を向けていただければ幸いです。

●受付番号　185001345000003050

現在の AI には限界がある。
たとえば 100 の創作物を与え、それを覚えて AI が生み出したものは基本乱数の違いとしか言いようがなく、与えた創作物の範囲から逸脱することはない。
どんなに学ばせた AI に色々な要素で出力させたとしても、そこに 101 個目は生まれない。
横顔だけを学ばせた AI に正面顔は想像ですら描けない。
生成 AI が盗作から脱却出来た時に初めて AI に著作権が設定されて、
それまでのすべての AI 作品は著作権を侵害していると考える。

●受付番号　185001345000003051

好きな作家さんの作品が、努力も何もしてない人たちに侵食されるのが苦しいです。頑張っている人たちが正しい評価を受けられる世界になってほしいです。

●受付番号　185001345000003052

現状の生成 AI は、その要である学習元の選出方法があまりにも下品であると言わざるをえません。
人間が心身の苦しみを孕みながらも 0 から生み出した制作物を、制作者に許可なく勝手に奪い取り見返りどころか感謝すらなく我が物顔で切り貼りする。
こんなことは創作活動と言えようはずもない。盗作活動でしかないと言い切れましょう。
生成 AI 推進派の方は、盗作された者の苦しみ、痛み、悔しさ、虚しさ、絶望を想像したことはおありなのでしょうか？
たったの一度きりであっても、活動を止めるには十分すぎるほどのダメージを与える事態です。
0 からなにかを生み出すことは人間にしかできません。
また、創作活動に関わること以外でも、生成 AI に実在の人物の写真を“学習”させ、児童をも含む悪質なフェイクポルノを生成し拡散するなどの、心なく悍ましい所業が存在することはご存じのことと思います。
既に岸田首相を使ったディープフェイクが問題になったように、このような悪意に対処する方法も成立していない現在､無理矢理に生成 AI を推し進めていって被害が拡大した場合、推進した方はどのように責任をとるおつもりなのでしょうか。厚顔無恥にも知らぬ存ぜぬで通すのでしょうか。
全ての生成 AI を廃棄しろとは言いません。ただ、学習の仕方について、学習元が不利益を被らないよう、適切な運用ができるようになるまで、とことんまで整理し、形を整えるべきです。
それもなしにこのままなし崩しに推し進めていくことは、賢いやり方とはとても言えません。
人間を使い捨ての素材とでも思っているわけではないことを、間違いを正しく認識したら止まる判断を下す勇気と理性をお持ちであることを、心から願っています

●受付番号　185001345000003053

手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安であるし、既に好きな作家さんが生成 AI に模倣されて、第三者が見てもわかるような鬱になっており、また同様の犯人と見られる人から殺害予告もされており筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌。そもそも殺害予告をするような頭のおかしい人間が生成 AI を使えるようになっていることが問題。せめて規制、もしくは免許制にして欲しい。

●受付番号　185001345000003054

AI に学習させる、人間が考えた創作物に対しての著作権侵害の恐れがある。
人間が考え、制作するといった過程を AI に奪われることで、素直に創作物に対しての信ぴょう性が下がり、制作意欲の低下にも繋がる恐れがある。
日本が大切にすべきアニメや漫画といった創作文化を、AI に奪わせることで衰退させる可能性があり、AI による作業の効率化ばかりを重視することで、コンテンツそのものの消失、あるいは AI 学習で取り込まれた様々な創作物を混ぜて作られた質の低い模倣品の大量発生の危険性がある。

●受付番号　185001345000003055

現状 AI の利用を促進している側が学習データの基となった方々への配慮、保護等を考えられていないように見受けられます。
推進派が例えが悪いかもしれませんが、焼畑農業のように元の場所を燃やして短期的に儲けた後に、利益だけ持って去っていくイメージしかありません。
そのようなことがないように熟慮願います。

●受付番号　185001345000003056

AI と著作権に関する考え方について、以下の要望をお伝えします。
1. 作家が生成 AI に模倣された場合、作家がそれを不快、もしくは嫌だと感じ創作活動の妨げになると思います。作家の創造性と個性を尊重し、生成 AI による模倣が著作権侵害とならないように配慮してほしいと考えます。
2. 生成 AI については規制や免許制の導入を検討すべきです。著作権を尊重し、適切な利用と管理が行われるようにするために、適切な枠組みが必要です。
3. 手描きと AI 絵の判別についての不安が残ります。この点については、技術の進歩に合わせて適切な判別方法やガイドラインを整備し、著作権の保護と適正な使用の両立を図るべきです。
以上を踏まえ、AI と著作権に関する適切な法的枠組みの整備を望むものとして、対応をお願いします。
以上、ご検討いただけますと幸いです。

●受付番号　185001345000003057

■反対意見
イラストレーターの立場より、生成 AI 技術の一般利用に反対すると共に、法整備を求める意見。
如何に生成 AI の有益な活用方法を説かれたとしても、悪意ある利用者による被害を防ぐ準備が整っているとは思えない。
個人的に AI イラストによるなりすまし、ディープフェイク等に忌避感を抱いている事もあり、手放しで生成 AI 技術を発展させる事に賛成することはできない。
■現在の著作権法に対する問題提起
生成 AI の利用を推し進めるには現行の法では無力であり、原則親告罪でしかない著作物の不正利用に対処できなくなる事が予測される。
生成 AI によるデザインや作風の模倣、悪用は防げるものではない。
ショッピングサイトにおけるイラスト等の不正利用について把握しておられるだろうか。
服飾品などに無断でプリントされた著作物が掲載されているが、その殆どは放置されている。著名なキャラクターだけでなく、無題の作品などの盗用も確認できる。
大手ショッピングサイトにおいてはこれらの著作物が使用された商品に対しては著作者または代理人でなければ通報する事ができず、相手が海外の事業者である場合は賠償請求も通らない。
更に通報の際に通報者の情報が相手に渡される仕組みとなっているため、著作者が通報したことで報復を受けるなどの事例も確認されている。
親告が通ったとしても不正利用した事業者には大した規制やペナルティが課されないまま、著作者にとっては通報行為は非常にリスクが大きく対価も得られない割に合わない行動となってしまっており、不正利用を把握していても手を出せない状況となっている。
著作者の許可を得ていないファンアート等の二次創作も含めるが、創作物の第三者による権利侵害は後を絶たない上、親告にも手間を要するため放置されているケースが非常に多い。
同一の著作物が複数の製品で盗用されていた場合、著作者側はその 1 つ 1 つに対して適切に通報手順を踏まなければならない。著作物の管理は行き届いておらず、既に無法状態と言っても良い。
■AI との関連
AI による出力物を人間の作品と同様に扱う場合、これらの問題も顕著になってくるだろう。
著作者の作品が無断で利用された、という証明は今でも困難であり、確実な証拠がなければ正しい著作者であるという証明を行うためには自身の作品を複数掲示してようやく通るかどうかといったところである。
著作物作成時の制作過程動画を公開するといった方法もあるが、生成 AI の進化で模倣され

てしまい意味を成さなくなれば手遅れだ。
AI によって第三者が著作者の作品を模倣できるようになると、この証明方法が機能しなくなるほか、正確な許諾の元作成されている商品に対しても著作者のふりをして異議申し立てを行う親告のなりすましが発生する事も予測される。
このまま生成 AI 技術のみが発展していく場合、今以上に著作権侵害の被害は加速し、クリエイターの活動に支障をきたすこととなる。
不正利用を防ぐためにも一刻も早く適切な法整備を望む。
■要望
・営利目的で販売されている商品に使用されたデザインにアーティスト・著作者のコピーライト表示の義務付けをするなど、不正利用/なりすまし防止に繋がる法整備
・生成 AI 利用者のライセンス制度、または生成された出力物に使用された学習データの公開義務を設ける
・無断でのデータ学習に対する規制
・悪質な生成 AI の利用者及び作者を偽るなりすまし行為に対する規制
・出力物へのウォーターマーク表示の義務付け、及び違反時の罰則制定

●受付番号　185001345000003058

イラストレーターの方のイラストを勝手にAIに読み込ませ、それで自分だけが楽しむイラストを制作するならともかく、イラストレーターの名を騙りイラスト集を発刊、或いはイラストレーターの絵が出力できるAIとして販売されている現状を見ると腹が立つ。
現在イラストレーター側がサインを入れたりして自衛をしてはいるが、それも限度がある。既にトラブルになっている、AIを悪用する人物に悪用されるイラストレーターの方々も多く、生成AIは規制されるべきであると考える。

●受付番号　185001345000003059

AI 技術はすごい技術ではあるが学習元があってこその技術であるため学習元となるものの権利を守っていかなければならないと考える。
学習元の権利を守らなければ学習元の数が減り、AI の学習が収束して多様性がなくなると考える
文化を守るためにも AI への規制は強まるべきである

●受付番号　185001345000003060

上手い絵を見ても、これはＡＩ絵ではないか？と素直に受け止められなくなってしまった
手描きとＡＩ絵の判別がつかずトラブルになってしまうのではないか？と危惧している
以上より、生成ＡＩへの規制を強く希望します

●受付番号　185001345000003061

作家として生計を立てております。
クールジャパンにおいて危機感があるので意見表明させていただきました。
現在画像生成 AI には違法にデータを収集されたものが多く存在します。
隣国では一部かもしれませんがこれを利用して、イラストのみならず漫画にも使用するというビジネスモデルが出来上がってきているようです。
漫画というのは実際数十ページは描いてみないとわからないと思われますが、手間も時間がかかります。
ですが AI は数分で簡単にぱっと見でクオリティの高いものを出してきます。
時短をすることは悪どころか善ですし、実際 3D の台頭によって掛かった時間の割にいい仕事ができるようになりました。
しかし 3D というのは 3D 制作にクリエイターに対価が支払われていますし、現場では管理周りもクリーンであることが必須になります。
画像生成 AI はおそらくとても便利なものではありますが、違法性が問題になるため真っ当な作家ほど触らず、ましてや仕事には使いません。
しかしこのままではいずれ漫画においてもソーシャルゲーム業界における隣国の勢いのように押されて苦しくなり、正直にルールを守って仕事をする人間ほど苦しむことが増えていくでしょう。
一番に望むのは「違法性の問われない AI モデルの制作や認知」です。
既に広がってる技術なので、法的な整備があれば折り合いをつけて共存できるのではと考えてます。
しばらく前に画像関連ソフト大手のAdobeがクリーンなAIとして自社のソフトに機能を組み込みましたが、データ収集元の Adobe ストックというものにそもそも違法なものがあったため、こちらも現状敬遠する作家が多いです。
それが難しいのであればひとまず国としての法に則った指針が欲しい、に尽きます。
現在簡単にフェイク画像が作られるのも問題になると思うので、画像や動画においては完全に使用を控える、規制する流れになってもいいのではと思います。

●受付番号　185001345000003062

画像生成について
自分の写真（やアート）を学習の素材に使われたくないという気持ちを尊重してほしいです。任意の人の顔写真やアイコンを用いて尊厳を侵害される、反社会的活動に使われてしまうなどの危険性を心配しています。
学習させる素材とするには、元の肖像、著作者から許可を得たもの・契約を結んだもののみ、などの制約があるべきと考えます。

●受付番号　185001345000003063

この素案は本当に頭の良い大人が考えた物でしょうか……？
反対する理由を複数挙げます。
1つ目　5.各論点について（1）学習・開発段階 イ
特定の方のイラストを学習させたAIで公式で18禁が禁止されたゲームの18禁イラストを生成し、月額課金サイトで公開した結果、学習元のイラストを描かれた方が被害を被った事例がありました。
AIと著作権に関する考え方について(素案)では「学習データの著作物の創作的表現を直接感得できる生成物を出力することが目的であるとは評価されない場合は、享受目的が併存しないと考えられる。」また、概要では「近時は、特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為が行われている。」とあります。この事例は素案に則った場合「非享受目的」に該当します。しかし、実際には被害に遭われた方がいらっしゃいます。つまり、この素案では加害者を擁護し、被害者を守らないことになります。
著作権とは作品だけでなく、著作者の名誉や社会的な立場を保護するという側面もあると認識してますが、このままでは著作権が意味をなしません。そのため、これを著作権とは認めません。
2つ目に、このままではAIで作られたディープフェイク映像すらも擁護することになるからです。岸首相のディープフェイク映像が公開され、波紋を呼んだばかりなのにそれを擁護するというのでしょうか？
他にも以前洪水被害があった際にも実際に洪水が起きていない場所で洪水が起きたというディープフェイク映像がAIで作られて公開されました。この現場に救助隊員が向かった場合、本当に助けを求めている人が救助される可能性が下がります。
生成AIを擁護するのであれば、2次元のイラストだけでなく3次元の現実の人間の顔を不当に使用することも擁護されます。その場合私達は自分や家族、友人の顔を不当に使用されるか怯えながら日々暮らすことになります。発言を捏造されるだけでなく、自身の顔を使用して性的消費される画像を作られる可能性があります。というよりも既にそのような画像は作られています。恐怖以外の何物でもありません。
このまま生成AIを擁護し続ける場合、世界中に生きている全ての人の、人間としての尊厳が守られなくなります。
また、政治や司法の混乱を招くことが容易に考えられます。発言が捏造されて謂れのない誹謗中傷を受けたり、脅されたりしてしまいます。
今までのように「自身の発言に気を付ければよい」では済まなくなります。
3つ目　3. 生成AIの技術的な背景について（1）生成AIについて ウ

この項目で「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」と述べられていますが、実際のところは著作者に無断で使用している画像の切り貼りにすぎません。著作者のサインが AI イラストに全く同じ形で生成されたこともあります。
あれは無断転載された画像を切り貼りしているだけにすぎません。
4 つ目に、イラストや画像、映像の界隈に対する信頼度が下がり、それらの界隈が廃れてしまうからです。
例として、イラストレーターに依頼したイラストが AI で生成された、つまり無断転載された画像を切り貼りしたものであった場合、クライアントは違法なイラストを掴まされ、生成者は連絡先を消して逃げてしまう可能性が考えられます。このようなことが繰り返された結果、イラストレーターは信頼されなくなり、界隈は廃れていきます。
そうなった場合、私が好きなイラストレーターの方々も筆を折ってしまう可能性があることがとても嫌です。
私自身絵を描くことが好きなのですが、このままでは私も創作を止めてしまいそうで、その部分にも恐怖を覚えています。
また、これはイラストだけでなく、ディープフェイク画像、映像にも深く関係しています。
先にも述べたように、発言が捏造された映像が作られることは容易に考えられます。権威のある方が顔を出されて自身の声で意見を述べた映像を公開されても、それを信じることが難しくなります。
これらの理由、意見から、この素案や生成 AI を擁護する考え方には強い不満と恐怖があります。そのため、私はこの素案に強く反対いたします。
拙い文章で申し訳ありません。ですがこの素案に強く、強く反対する考えが伝わればと思います。
最後に一言だけ言わせてください。
ふざけるな。

●受付番号　185001345000003064

２．検討の前提として

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

・生成 AI が海外のマネーロンダリングに悪用される恐れを考慮していない

（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理

・生成 AI のデータセットには然るべき対価が払われるべきでありながら
全く払われていない他者の著作物が含まれているという時点で、
享受目的か非享受目的かという問題以前の問題性である

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

・入力された指示を情報解析し得られた結果と、学習したパターンやルール、
傾向等に基づき、生成物を生成する事は学習元の切り貼りと言える

４．関係者からの様々な懸念の声について

・現素案ではイラスト等の芸術についてしか言及しておらず、
生成 AI がポルノフェイクやフェイクニュース等に悪用されるケースを考慮していない

（３）生成物の著作物性について

・生成 AI による生成物は過去の著作物の切り貼りでしかない時点で創作とは言えない

・児童ポルノ画像が学習元に含まれている生成 AI も報告されており、
そのような生成 AI による生成物を認める事は著しく倫理に欠けた行為である

６．最後に

・生成 AI による被害を顧みていない素案であり、
生成 AI への問題意識が低いと言わざるを得ない

●受付番号　185001345000003065

普段からネット上に自身の作品をアップしていますが著作者の持つ権限が無視されている現状に強い不安を持っています。
このまま AI 生成が精査なく使われる環境では日本が築いてきた様々なクリエイターの成長が今後難しくなるようにみえます。
創作活動、表現活動をする人の気持ちを削ぐような現状は腹立たしいかぎりです。
国としても厳しく対応していただきたいです。

●受付番号　185001345000003066

５．各論点について
（２）生成・利用段階
（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について
例に挙げられている「robots.txt」の扱いに関して、いくつかの懸念を申し上げたくコメントを寄させていただきました。
robots.txt は単なるテキストファイルであり、それ自体にはアクセスを制限する機能は備わっておりません。この点において、著作物の視聴や複製を防ぐ「技術的な措置」として扱うのは適切ではないと考えます。
著作権法における「技術的保護手段」や「技術的利用制限手段」としての適用についても疑問が残ります。実際のところ、「robots.txt」が存在しても事業者がこれを尊重しなければ、著作物へのアクセス制限や抑止にはなりません。
過去の裁判例、例えば Google 対フランス通信社 AFP のケースを見ても、問題となったのは「robots.txt が存在するにも関わらず事業者がクローリングを避けなかった点」であり、著作権侵害の直接的な原因とは見なされていません。
加えて、Healthcare Advocates が The Internet Archive に対して起こした訴訟では、robots.txt が存在していたにも関わらず、原告側のサーバーの誤動作によりクローラーにデータが渡されたことにより訴えが退けられています。
ケリー判事はこのようにも述べています。
”Thus, in this situation, the robots.txt file qualifies as a technological measure effectively controlling access to the archived copyrighted images of Healthcare Advocates. This finding should not be interpreted as a finding that a robots.txt file universally qualifies as a technological measure that controls access to copyrighted works under the DMCA.”
（robots.txt ファイルを削除することが、アーカイブされた著作物の画像へのアクセスを得る唯一の方法である）この状況では、robots.txt ファイルは効果的な技術的措置として機能し、アクセスを制御しているといえます。ただし、この判断は robots.txt ファイルが DMCA 下で一般的に著作物へのアクセスを制御する技術的措置として適用されると解釈されるべきではありません。
引　　用　　:
https://www.pinsentmasons.com/out-law/news/use-of-web-archive-did-not-constitute-hacking-says-us-court　より
著作権法の枠組みの中で robots.txt の存在を基準とすることは、越権的ではないでしょうか。robot.txt は検索エンジンにアクセスを拒絶する意志を示す一般の慣例であって、著作権法における「技術的な措置」は、ID やパスワードによる認証など、実際に効力を持つ手段に

限定すべきと思います。
また、「将来的な販路が推認される状態」という文言も、具体的な事例に依るとしても、robots.txt ありきでは対象が広すぎるように思えます。私見によれば会員限定コンテンツのように、アクセス制限やコピープロテクトが施されたページやデータに限定して考えるほうが、より適切ではないかと思われます。
将来的に亘って検討していくという意図は理解しておりますが、検討の際にご留意いただけますと幸いです。
批判から始めてしまい申し訳ございません。
ここからは素案に依らない内容となりますが、AI 開発を始めるにあたって、重要な課題を共有させてください。
現在、データセット不足に直面しています。データセット内の著作物に関するリスクもまた、オープンコミュニティでの開発を複雑にしております。特に、漫画やアニメにおいて顕著です。
この状況では、開発者が参入するのが極めて困難であり、発展を妨げる要因となっています。
信頼性が高く、AI 開発者が安心して利用できるデータセットの積極的な構築を推し進めていただきたく存じます。
私は AI と人間的文化が相対するものではなく、互いに育みあうものになると信じております。豊かな文化の保存と発展のために、AI の可能性を広げる取り組みを続けていただけることを切に望みます。
以上、何卒よろしくお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000003067

AI を用いた作品と人間の作る作品との識別は徐々に難しくなっている。その中で、長い期間の工夫や研究、個人の技巧などにフリーライドする形で AI による学習、生成が行われると創作活動を行う人々の意欲は減退する。結果として文化の勢いも衰えるので、AI を用いた作品の生成（特にイラストレーション）については慎重になってほしい。

●受付番号　185001345000003068

お金や時間をかけて学んだ技術で作品を作っているのにその作品を無許可でAI学習に使われてはアーティストは困ります。日本のアニメや漫画などの芸術文化は世界によい影響を与えてきたにも関わらず非常に軽視されているように感じます。日本の文化を守るためにもAIは厳しく規制すべきです。

●受付番号　185001345000003069

AI によって生成された絵が、学習元の作品とほとんど変わらない構図・絵柄であったことにより、学習元のイラストレーターが筆を折ってしまったということが実際に起きています。イラストレーターだけでなく漫画家、芸術家のどれもが保護すべき著作権を有しているはずで、それら作品は世界に認められる日本のカルチャーの重要な一部分です。
私自身、作家の端くれをしていますが、AI 生成のために自身の作品が利用され、保護されない国で作家を続けていくのはとても不安です。
世界的に見ても AI 生成物に対する批判は強く、人々は何が AI 作品で何が AI 作品ではないのかと疑心暗鬼になり、現状 AI 生成の濡れ衣を着せられ糾弾される作家も少なくありません。そのような状況で、安易に AI を受け入れるのではなく、作家や文化のオリジナリティやモチベーション、権利を保証することは、世界に著作権と切っても切り離せないポップカルチャーを発信している日本こそが中心となって行うべきものではないでしょうか。

●受付番号　185001345000003070

１．はじめに
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４．関係者からの様々な懸念の声について
５．各論点について
（１）学習・開発段階

法第 30 条の 4 について、要は「機械的にデータを取り込む場合は著作権侵害に当たらない」「ただし売り物を無料で取り込むような方法をとった場合にはその限りではない」ということだと解釈しました。

AI はすでに様々なシーンで活用されており、インターネット上に存在する多数のデータに対して学習を制限するような形で著作権を保護するのは現実的でないと思います。

また、AI というこれからの時代を担う技術の開発の重要性を鑑みれば、このように「わかりやすい被害が出ていない限りは技術発展の学習のために著作権をある程度制限する」という考えも理解はできます。

しかし生成 AI をだれでも利用できる昨今の状況では、技術発展とは全く異なる目的で、個人的な利益や他者に対する嫌がらせなどのために学習、利用が行われている場面が多くみられます。

加えて企業など大規模な組織がビッグデータと AI を用いてサービスを提供するような従来の状況と異なり、個人でも安易に利用できる生成 AI は学習の方法や目的が管理しづらいものとなっています。

つまり、著作権を制限してまで学習させた AI が技術発展でも便利なサービスの提供でも個人の楽しみでもない目的で使用されることが多々あるのが現状です。（あるいは一部の人にとって便利なサービスではあるが、クリエイターからすると利益や市場を不当に奪われたと感じるような利用）

従って、万人の手に渡りやすい生成 AI については明確に定義を決めたうえで、学習における著作権の保護などについて既存の AI 技術とは異なる扱いで、より厳格な法整備をしていただきたいと感じております。

また、生成 AI の開発段階で、出力結果に生成 AI によるものであることや学習元を明示するような機能をつけることは、技術発展を阻害することなく、創作者の利益をである程

度保護できる手段の一つです。

開発段階におけるこのような機能の実装を法的に義務化することで、生成 AI と創作者の共存がなされればいいと考えております。

後述の通り生成物をもとに著作権侵害と主張するのが難しいこともあり、特に学習、開発段階での制限、あるいは誰でも生成 AI を利用できる状況そのものに対する制限に特に力を入れていただきたいです。

（2）生成・利用段階

著作権侵害が認められる場合は基本的に、生成 AI での生成物と著作物の間に類似性が認められる場合とされていますが、大量のデータを学習し、切り貼りではなくあくまで生成を行う生成 AI の特性を考慮すると、類似性を認めるのが難しい場合が多々あります。しかし、そのような場合でも「作風」が明らかに類似している場合も同様に多々見られます。

しかし現行の著作権法では「作風」は保護の範囲外であるため、「無断で自身の作品を大量に学習された挙句自身の作風で短期間に大量の生成物が生成される」という状況になっても著作権者は何もできません。

通常人が何かを学習する際にも先人から学び、その際に「作風」も学習し影響を受けることはありますが、人による学習と異なり生成 AI においては学習結果がより正確かつ恒常的で、あまりに大量に出力できてしまいます。

これは自身で時間をかけ作品を作り、「作風」を築いてきた創作者の活動を委縮させ、現代日本が世界に誇る文化の一つであるいわゆる「サブカルチャー」をはじめとした、さまざまな創作文化を衰退させる恐れのある事態であると考えます。

従って、生成 AI については、利用段階においても通常の著作権の範囲にとどまらずより広い範囲で創作者の権利を保護する法改正を行っていただきたいと思います。

まとめますと、

・生成 AI は利用可能な人口があまりに多く、その利用方法や目的が従来の AI と大きく異なる場合が多い。

その結果として、悪意を持った個人による学習、生成やクリエイター側に損失をもたらすような方法での利用が多くみられる。

・いわゆるビッグデータを扱う AI など、現行の著作権法で問題なく機能している AI 技術も多くあることを鑑みると、生成 AI については別途定義を設けたうえで、より厳しい基準で学習、開発、利用そして生成を制限し、著作権をより広く認めるべきである。

となります。

（3）生成物の著作物性について

（4）その他の論点について

6．最後に

●受付番号　185001345000003071

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
イ　について、創作的表現とアイディアは個別にケースバイケースで判断とあるがこれでは現在発生している創作者や生成AIの利用者の懸念を払底することは難しいように思われる。創作的表現とアイディアの違いを簡素なものでよいからそれぞれ定義して例示すべきだと考える。

●受付番号　185001345000003072

まず私の立場を述べさせていただきますと生成 AI の発展を歓迎しています。
そして、ソフトウェアエンジニアとして働く傍らアマチュアとして漫画やイラストを電子書籍、同人誌で発表しており、どちらの立場からも肯定的感情を持っております。
法整備や社会の認識が追いついていない事は否めませんが、それについては実際に使われながらブラッシュアップを社会全体で繰り返していくべきだと考えます。
ソフトウェア開発手法でいうアジャイル開発のような形で技術を使い法律や社会の受け入れ方を変え、さらに技術を変える……そのようなプロセスが AI と著作権の関係に不可欠です。
私がこう考えるのはテクノロジーの普及は人の常識や感覚に変革をもたらす事を見てきた経験からです。
パソコンの普及、インターネットの普及、スマートフォンの普及の各段階で人々の考え方や感覚が変わっていっており現在の私達の社会の捉え方はそれらが普及する前の 30 年前と大きく変わっています。
AI の普及によって著作権、著作物は変化していくのは確実です。社会の人々が受け入れるのも時間の問題と考えます。
今、生成 AI の普及に対して異議を唱える考えが日本では主に画業に就く人、アマチュアのイラスト作者によって多く見られますが、これらはかつて今では当たり前のインターネットが悪しきものとして扱われて使うことを拒まれた状況によく似ています。
ですので、このような人々の反対と賛成する人々の視点の両方で AI 技術と関連する法律が磨かれるのをすべての人が受け入れるべき、政府はそれを促進こそすれ前の時代に戻そうとすべきではないと考えます。
P2P 技術の二の舞いだけは絶対に避けていただきたい所存です。
すでに市井の人々の集団ヒステリーとも言える騒ぎ方によって、アプリケーションへの実装やウェブサービスを撤回させられた事例が存在しています。
使われながら、リスクをしっかり取り今と異なる考え方を我々が身につけるまで育てる。これが必要です。
上記が私の AI と著作権について考えている事は以上です。
ですが、折角の機会ですので本パブリックコメントにあたっての SNS 上で観測した状況からの意見も述べさせていただきます。
正直申し上げて、文化庁なのか文科省なのか、それとも何かしらの独立行政法人なのかは私の知識では判別できませんが、生成 AI がどのようなものであるかという知識の普及があまりに不足しています。
特に画像生成 AI は既存画像を切り貼りしていると思っている人も多く、機械学習や生成のプロセスなどの仕組みを知らずに誤った認識のまま悪いものであると風潮している人が少

なくありません。
著作権についても文化庁の「AI と著作権」のスライドの範囲の知識すら抑えていない人がパブリックコメントを呼びかけていました。
このパブリックコメントにもそのような考えに基づく投稿が多数見られると予想していますが、このような状況にある状態での意見の募集に対する疑問を持っています。
コロナワクチンのデマや大きな地震が発生した際の人工地震デマと変わらない誤った情報の伝播に対して私は危機感を持っています。
私の意見としては議論に必要な知識の普及とその情報への宣伝を今以上にお願いしたく思います。
私自身、IT 化の遅れた企業でシステム管理者をしていた経験があり、コンピューターに対する間違ったイメージから業務システムの使用を拒否する同僚や出所不明の誤った知識を鵜呑みにしてセキュリティリスクを会社にもたらす同僚にに手を焼いたことがあります。
そのような状況が生成 AI を巡る SNS での市井の人々の認識に広がっている現状を止める為に知識の普及、同じく市井の人々である私が勧めることの出来る資料などの用意をしていただけると大変助かります。
現状、専門知識の必要な高価な本や内容はあっていても信憑性を担保できる立場の人ではないつくり手による動画しか紹介できる情報がないのが現状です。
こちらについても生成 AI だけではなく今後起こるであろう同様の議論に対し資料を用意いただけると助かります。
こちらも合わせて私の意見として述べさせていただきました。
以上が私の意見となります。お役に立てましたら幸に存じます。

●受付番号　185001345000003073

絵、音声の生成 AI については絵柄、声等のこれまで保護されていなかった事柄を含めて保護にするべきではないかと考えている。絵柄や音楽のフレーズなどはこれまでの手を動かす方法では完全に再現できなかったこと、再現できたとしても大きな労力を払っていたことから保護されていなかったのではないか。これらを保護し、学習元に酷似しておりかつ名誉を棄損するようなものについては不法行為に当たると改正してほしい。
また、生成 AI の学習元データの入手方法については適正に入手したものに限るべきだと考える。web 上に蔓延する海賊版などの不正に入手したデータを元に学習したデータセットは販売を規制するべきだと考える。
生成 AI を使用した作品に対して、手塚治虫が蘇った、美空ひばりの新曲、といった誤解を生む表現については好ましくないと考える。これらはあくまでもそれぞれの作品をもとにした模倣作品であり、その点については明記するようなガイドラインが欲しい。

●受付番号　185001345000003074

4-1 および 4
・特定のクリエイターの作風に酷似した生成物を大量に出力できる生成 AI で特定のクリエイターの作品であるとなりすます行為や、これを用いた営利活動、フェイクニュースになり得る画像・音声・映像の生成については厳しく取り締まられるべきである。
・特定のクリエイターやコンテンツの流行により似た作風のコンテンツが更に生成されることは AI を用いずとも発生しうる事由である。しかし、その流行を作り出しているのは誰か？元々の生成 AI を用いずに作品を創出したクリエイターである。AI での生成だけが創作・創造の主流になるとは思わないが、生成 AI への無断利用を懸念して一次的な創出が減少した場合、新しい流行や文化の発展は見込めるだろうか。
5.(1)-（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
　アップロードされているものの著作権の有無、海賊版である可能性が AI 学習時に逐一確認が必要であると考えるが、これは現実的ではない。
よって、営利・非営利の目的を問わず、生成 AI を利用する場合は、著作権（あるいは肖像権などの権利）を有する本人が AI 学習に利用して良いと明言した「AI 生成物ではない」コンテンツに限定して AI 学習・生成をするべきではないか。
　また、AI の利用者に自覚が無くとも、他人が学習用にまとめたデータセットや学習済み AI には、学習に使用したデータが海賊版だけでなく、明確に違法とされている児童ポルノをはじめとした画像等を含む可能性もある。これにより生成された画像等は当然ながら合法であるとは考えられない。世の中に広く公開するのはもっての外である。
さいごに
　これは感情的な話であり、筆者は生成 AI の問題についてはイラストをはじめとする絵の分野の他は事情を知り得ないことを留意してほしい。
　現在、広く利用されている生成 AI には、児童ポルノなどのデータが学習に使用されているものも多いという話を各所で聞く。これと、自身や尊敬するクリエーターが創出した作品をまぜこぜにされて生成されたものを著作物である、作品であると主張されるのは鼻持ちならない。よって、まずは誰かの権利を侵害することのない学習データを用意する、学習してよいデータを規定する必要がある。
　そして、芸術表現とは自己実現や生涯学習の一環となる場合も多い。これを生成 AI に任せきりにすることが文化的な行いであるとは感じない。特定のクリエイターを参考に学習を行うことは人間でも行う。しかし、そこには個人の研究と自己実現、表現の発展の目的が存在する。AI がひとつのツールとして個人の研究に役立てられる形で、悪意無く利用できるようになるのであれば歓迎したい。

●受付番号　185001345000003075

AI で作成された画像全ての著作権は無いです、著作権があるのは AI に使われていた画像に著作権にあるもので、AI で作ったものは漫画村のような無断転載の塊だってことはご存知ありませんか？AI を悪用した誹謗中傷や悪質なデマが酷い現状に関わらずに AI で作成した画像に著作権を認めると更に悪質なフェイク画像が流出しますよ。
総理の悪質な AI で作成した動画が最悪な事例です。
AI に著作権を与えるという事は、創作者以外にも一般の方にも大きな被害をもたらす可能性があることを考えてください、AI を悪用した偽物のフェイク画像で国際問題に発展してもおかしくないです。考え直してください。
AI に著作権を認めることは異常です、私は強く反対します。

●受付番号　185001345000003076

私は創作とは 0 から 1 を生み出す行為であると考えます。そのため、大量の素材を学習した AI が画像等を生成することは創作であると言えないと感じます。また、描いた絵を勝手に学習の素材にされ、イラストレーターの〇〇のような画風といった生成ができてしまいイラストレーター本人は絵を自由に発表できなくなるというような問題も起こっています。
このような著作権の取り扱いに問題がある状態であると認識してください。
絶対に著作権を守ってください。他人のイラストを盗用してオリジナルであると主張する人を全員規制できる法律を作ってください。
個人的には切り貼りで勝手に学習し、創作者を冒涜しているようにしか思えない AI 生成イラストを一切見たくありません。

●受付番号　185001345000003077

AI 生成についてイラストにしても音声にしても現状のものは元となる素材をツギハギしたもので、オリジナリティを創出できるほどの能力がない中で制限を設けないことはオリジナルのイラストや音声の創作者の活動を著しく損ない、今後の文化創出にも多大なマイナスとなって現れてくると思われます。
別ジャンルの話題になりますが、シャインマスカットの種子が海外に出てしまったがため、海外産のものが安く流通してしまったことなど記憶に新しいと思います。それと同じようなことが今安易に作られるツギハギによって起ころうとしています。
また現状の AI 生成によって創作者に対して攻撃的な振る舞いをする生成者も出ております。意図的に対象の絵柄などを学習させ、そこから生成されたものを流布するという手段がすでに行われております。
学習と便宜上書きましたが、現状のものは盗んでるといっても差し支えないようなレベルのもので、それによって行われるこれらの事象は到底看過できないものです。
国内に留まらず海外に向けても無断・無許可に学習させる行為は制限されるような機運を高めていかねばならないと思います。

●受付番号　185001345000003078

生成 AI の規制を求めます。
具体的には学習元となった素材を作った著作権者等の許可を必須にすべきだと思います。
また、すでに著作権者の許可なく集められたすべての画像等データはいったん消去すべきだと思います。
そもそも素案そのものが間違っています。
生成 AI の利用を中心に据えた行為は創作行為ではないし、よってそれを利用する人はクリエイターではないです。
誰かが技術と時間を注いで描いた絵、作った音楽、誰かの大切な写真、声、全てその人に所属するものです。それを許可なく集め切り貼りし出力しただけの行為のどこが創作行為なのでしょうか？
日本はアニメやゲームなど他国に誇れる文化があります。
それを創作してきたクリエイターを守らず野放しに勝手に利用させるなど言語道断、亡国の行為だと私は思います。
文化庁なら文化を守り国益になることをしてください。
クールジャパンを無料で差し出し、目先の利益を得るのは誰ですか？
ジブリっぽいアニメが生成されて被害を被るのは誰でしょうか。
ポケモンっぽいキャラを生成されて被害を被るのは誰でしょうか。
特定のイラストレーターの絵を学習して生成させたものを多量に売って利益を出すのは盗人行為ではないですか。
日本のクリエイターを守らずしてこれから創作してもらうなんてできるでしょうか。
生成 AI 利用者のモラルもひどいものです。
大好きなクリエイターがメンタルを病み筆を折る様をもう見ていられません。
殺害予告をする、イラストレーターが学習禁止と言ってるのに構わず「合法だから」と言って絵柄を学習させてできた生成物を売って利益を上げる。
イラストレーターたちは精神的にも金銭的にも被害を受けています。
声優も許可なく勝手に声のデータを生成され被害を被っています。
少なくとも学習元の画像・声等の権利者に許可をとるべきです。
文化庁がもし日本の文化を守り発展させるための行政機関なのであれば、著作権者の権利を守ることは最低限しなければならないことだと思います。
クリエイターが創作をしなくなり生成物に溢れたら取り返しがつきません。
文化が廃れます。
日本の伝統文化の衰退も危惧しています。
まずは書道の世界が破壊されるのではないでしょうか。
書道家が学んだ技術を勝手に使い大量に書道っぽい作品が生成されたら、誰が書道家にお

金を払うでしょうか？生活できないクリエイターの姿を見て子供たちはクリエイターにはなりたいと思わないでしょう。
私は日本の文化を破壊する生成 AI は規制するべきと思います。
文化庁の資料を読み「AI 事業をこのまま推進したい」という意図は感じました。恣意的な表現にもう止められないのかもしれないと暗澹たる気持ちになりました。
きっと利益を享受する誰かの主張で動かされているのでしょう。
でもこのまま黙って大好きな日本の文化が破壊されるのを見ていたくはないので意見を出させていただきました。
文化庁に「日本の文化を守りたい」という人が 1 人でもいらっしゃることを祈ります。一緒に声をあげていきましょう。
私は生成 AI の規制を求めます。

●受付番号　185001345000003079

感情のままに書いたので、おかしいところがあるかもしれません。ご了承ください。
私は、主に絵を描くことによる創作活動をしています。
PDF を見ましたが、ここまで生成 AI に対しての認識のズレがあるなんて、思いもよりませんでした。お願いです、生成 AI をもっとしっかりと規制してください。
私や、他の創作者は、0 から創造し、創作する人間です。そんな素晴らしいアイデア達が、無作為に AI に喰われるなんて事態、著作権法的にも許されないと思います。
そして、最近 SNS で話題になっていますが、特定の人のイラストを AI に喰わせ、その人の絵柄でコラージュのような 18 禁のイラストを AI に描かせたりする事態が多発しています。大変不快極まりなく、吐き気がします。想像してください、我が子のように大切に創作したイラストが、コツコツと積み上げてきた経験値が、そのままぽっと出の AI に横取りされ、しかも悪質なコラージュ画像のようにされるんです。耐えられません。しかもそれを大量に生産され、有料販売されたりもするんです。もし私の大切な経験を横取りされたものでそんなことをやられたら、首を吊って死にたくなります。
もう少し、重く考えてください。実際、自ら命を経った人が何人もいます。
創作物は、我が子なんです。あなた達も、自分の大切な娘や息子の写真を勝手にコラージュされたら嫌ですよね。
AI の規制をもっと厳格にしなければ、創作活動どころか、文化が衰退すると思っています。
実際、海外ではそのような指摘があり、AI による画像生成の規制が進んでいます。
このままでは、日本が終わってしまいます。

●受付番号　185001345000003080

AI によって既に様々な問題が発生しております。
・特定のイラストレーターの方の絵が学習されて本人の知らない所で
悪用される、広告利用などされてしまう
・またその本人に向けて生成したイラストで攻撃的な態度を取っている
（酷い場合は殺害予告、自殺を促す投稿といった攻撃的な行動を繰り返しています）
・人間が描いているのに生成 AI と疑われる、AI 登場前にはなかった描いた事を
証明する証拠提出を要求される
・生成 AI の生産力によって既に活躍している人間のイラストレーターの仕事が
不当に奪われてしまう、仕事を安く扱われてしまう
このようなトラブルなどを見かけます。こういったトラブルが多いままでは
AI 利用を推進するのはまだ早いと思います。
便利な新しい道具でありますが被害に合う方が少なくなるようなルール、法整備は絶対に
必要と考えます。
どうか慎重な判断をお願い致します。

●受付番号　185001345000003081

１
(1)
ア：
これは誰がどういうレギュレーションで判断しているのか　制作者の意図はどう反映して判断されるのか一切反映されないのか　保護される著作物の範囲の定義が曖昧すぎてこれが検討の前提になっている時点で検討自体見直すべきと思わざるを得ない。なぜ自身で制作したものに思想または感情がないなどと判断されなければならないのか。どんな落書きにも制作者の思想や感情は含まれている。それをなぜ全く関係ない人間にこの制作物にはそれらがないので保護されないなどと判断されるのか。判断した場合その理由を制作者にはしっかり伝える義務があると思われる。
ウ：
「一定の場合には権利者の許諾を得ることなく~~」と記載されている一定の場合をは具体的にどういう場合かレギュレーションがあるのであれば具体例をすべて共有するべき。後出しでこれはウに該当する場合であると判断した場合それは誰がどういう理由で判断しているのか。一定の場合などという曖昧な表現で押し切っていいレベルの内容ではない。
「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない利用」とは具体的にどういう利用か。その表現自体に制作者の思想感情が含まれていないと誰が判断しているのか。著作物の表現を学習して生成されたものはなぜ思想また感情の享受がされていないと判断できるのか。記載されている内容のすべてが曖昧で学習元に自身の制作物がなった場合に到底納得できる記載ではない。
２
(2)
イ，ウ：
「思想感情の享受を目的としていません」と加害者が言えば OK となる内容は正当化できるものなどとは微塵も考えられない。それを判断するのは誰がどういうレギュレーションでするのかそこを明確にすべき。それがない状況で曖昧な条文並べて著作権では保護されないと言われるのは到底納得ができない。テストケースなど考えうる具体例を提示すべきである。そもそも思想や感情の享受とはどういったものを指しているのかが不明。被害者となる学習元になった制作物の作者は感情を享受されていると訴えることはできるのか。それをどういった理由でそうではないと他者が判断するのか。これらをきっちり説明してもらいたい。それがない状態のこんな内容では納得は全くできない。情報解析に含まれる情報に制作者の感情,思想が含まれていないと誰が判断するのか。
３
(1)

ウ：
「この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」ないとされる根拠を AI 生成物は必ず添付するべきである。ないとされるなどと曖昧な表現で通されてはたまったものではない。
４
これに関しては全く持って話にならない。上記にいくつかかいつまんで書いた曖昧な点がなにひとつとして説明されていない状態でクリエイターの懸念には答えられていますと言われても何一つ答えてはいないと断ずるを得ない。
結局はそれが OK であると誰がどういうレギュレーションで判断するのかが全項目に関して曖昧すぎて話にならない。
AI 生成されたものは必ず学習元になった著作物をリスト化して添付をするべきである。
自身の制作物が盗用されている現状で制作への意欲を失っているクリエータは数多くいる。
そこに関して文化庁はなんとも思っていないのか。何が文化"庁だ。笑わせる。"

●受付番号　185001345000003082

生成 AI のうち特に画像を生成するものであるが、
AI が出力した画像が現行の著作権法で保護される著作物の範囲に抵触しない限り、
出力した画像については単なる事実やデータにとどまるものでなく、誰が表現しても同じようなものとなるありふれた表現（入力するプロンプトは異なる、出力された絵を選定しているのは AI を利用しているユーザであり、誰が表現しても同じになるわけではない）、などに抵触するものでは無いため、生成 AI が出力する画像を制限する理由は著作権法上は無いものと考える。
また、生成 AI を作成する過程で必要となる学習データとなる既存の画像については、学習対象の画像を参照する際に閲覧者が限定されている（課金して閲覧が可能になる画像など）ものではない場合が大半と考えられ、既存の著作権法にて制限される行為ではないと考える。

●受付番号　185001345000003083

現状でさえ人の作品を丸ごと模写したり、盗作して平気な人がおり、その対策に苦慮している作家が多くいる。
AI にとってコピーは容易で何の努力も必要がない。
そんなものが溢れれば生身の人間の創作意欲が削がれてしまう。
著作権法で明確に取り締まらなければ、日本の有益なコンテンツ産業も大きなダメージを受けると思う。

●受付番号　185001345000003084

好きなイラストレーターの絵が勝手に真似されて、仕事が無くなり、辞めてしまうような事態にならないように、規制をしてください。

●受付番号　185001345000003085

最近は絵を見て「素敵な絵だ」と思った次の瞬間、「AI 生成ではないか？」と疑うようになっており、素直に鑑賞ができなくなっている。AI 生成絵が必ずしも悪というわけではないが、悪意を持って AI 生成使用した場合を考えて警戒をしてしまうためである。
例えば、特定の作家のイラストのみを学習素材として使用して生成される AI イラストは元になった作家の作品と酷似する場合がある。特定の作家の著作物から特徴を学習して、作家本人が描いた作品だと誤認するような AI 生成絵は無問題というのはおかしいのではないかと感じる。重要なのは「本人が描いたと誤認する」部分で、その AI 絵が何かしらの規約に違反していたり、他者を貶める目的で作られているなどした場合、その作家の名誉が不当に傷つけられると予想できる。
これ以外にも他者の権利を侵害する可能性、名誉を傷つけることができてしまう点から、AI を使用した著作物の権利について多少の制限が必要だと思う。
また、今回の件からは少し外れるが AI の学習素材に実際の写真が使われているときも問題が起きる可能性があると懸念しているので考えてほしい。被写体となった実在の人物と似た人間の描かれた「写真のような絵」や、写真をイラストのように描き直した絵を作り出すことが可能である。被写体になった人が了承の上であればいいが、見知らぬ第三者に使用された場合、肖像権の侵害になるのではないか。

●受付番号　185001345000003086

AI によるコンテンツの生成は、技術としては目覚ましいものがあり今後も活用していくべきモノであると思う。
ただし、そのためにはクリーンに使用できるものでなければならない。
クリーンに使用できなければ、技術そのものに対する不信、使用者に対する不信が発生するからだ。
現在、少なからずの AI の学習には、学習用データとして使われているデータの出所が不明もしくは許可されていない場合があるとされている。
これにより学習元とされてしまったデータの無断使用、それによる出力データによる意図しない盗作などが発生し、使用する側・される側双方にとって不利益が発生している。
利用する側・される側双方が不安・不快に思わずに快く使用できるようになる仕組みづくりが必須であると思われる。

●受付番号　185001345000003087

版権元が性的イラストを禁止しているのに、その版権のファンアート（健全）を他者が勝手にAIに学習させ性的イラストを作り、元の絵を描いていた人に対し迷惑行為をしているのをSNSで見かけました。
またイラストレーター1人のイラストを他者がAIに学習させ、作成したイラストを販売したり、元の絵を描いていたイラストレーターにネット上で付き纏ったり、AIイラストを使って自殺をほのめかすような中傷の為の道具としてAIを使っているのを見ました。
このようなAIが学習する元の物を生み出したクリエイターがマイナスになるようなAIの使われ方はダメだと思います。0から何かを生み出しているクリエイターが第一となる考え方で進めていくべきだと思います。

●受付番号　185001345000003088

１．はじめに
「人間が自らの手で作成したものと見まがうようなコンテンツ」と表記するということは、加筆修正等が行われていない生成データは「思想又は感情を創作的に表現したもの」に該当しない、つまり著作物性が認められないのではないでしょうか？
２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
【イ 法第 30 条の４の対象となる利用行為】に「具体的には～考えられる。」とありますが、これらの行為と AI 生成は全く別物と感じました。
AI 生成物自体は思想又は感情を享受する目的で作成することがほとんどだと思われますが、AI は学習元データの再構成しかできない以上、データ学習は実質「思想又は感情を享受する目的」にあたるのではないでしょうか？
AI プログラムの制作過程で学習することは「思想又は感情を享受する目的」にあたらないと考えますが、AI プログラムを開発していない人が AI に生成させた成果物を公衆送信する行為は法第 30 条の４の対象にはならないと考えます。
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
【ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略】に「通常、学習データの切り貼りではないとされる。」とありますがではなぜ既存の画像によく似た画像が実在の人物にそっくりの写真が生成されるのでしょうか？切り貼りではない根拠を明確に示してください。
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
3 につきまして、長期に活動しているイラストレーターなどはインターネット上に数えきれないほどイラストレーションをアップロードしていると思われますが、それの削除をいちいちイラストレーター側が申請しないといけないのは手間と時間がかかりすぎます。なぜそのような時間の浪費を学習元データを作成したイラストレーター側が行わなければならないのでしょうか？
一般流通している大半の画像生成 AI は学習元データを全て公開しているのでしょうか？その億単位の膨大なデータの中から自分や関係者の作品や写真を探し削除申請することははたして可能でしょうか？リスク低減としては学習元の権利者への負担が大きすぎます。
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜AI 利用者の懸念＞内に「意図せず著作権を侵害してしまうのではないか」とあるがそのリスクを背負ってまで生成 AI を利用するべきなのかがそもそも疑問です。権利を侵害しているかの判断が誰にも出来ない状態の生成プログラムが一般流通している状態が非常に危険なので、AI 技術の進歩より先に利用の規制をするべきではないかと思います。
５．各論点について

（1）学習・開発段階

【(イ）議論の背景】につきまして、そもそも生成物の利用目的(マーケティングなのか作品なのか等)によって権利制限の範囲を変更するべきだと考えます。

また、享受非享受問わず過学習をさせたAI生成を利用すればクリエイターのなりすましが容易になってしまうという危険性もあります。

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

現行の著作権法に違反していなくても「そのクリエイターが制作したと勘違いさせるほど作風が似ている作品」を大量に誰でも生産できることは非常に危険です。例えば児童向けのイラストを制作するイラストレーターの作風で成人向けのイラストを作り流通させることが今は誰でもできてしまいます。これは立派な利益を害する行為ではないでしょうか？

（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方)

著作権者の反対だけで権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難ならば、なぜ【AI開発事業者・AIサービス提供者による技術的な措置について】で権利者からの反対の意思表示である削除要請で学習データ削除をする必要があるのですか？

（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

海賊版データもそうですが、一般流通している画像生成AIの学習データには児童ポルノ画像が含まれています。プロンプト次第で学習元データに酷似した画像が生成できるということは、児童ポルノ画像の入手が可能なプログラムということになります。これは違法ではないのでしょうか？

（3）生成物の著作物性について

イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

示されている著作物性について、プロンプトの入力は大量の学習元からデータを検索しているだけにすぎません。検索エンジンで単語を検索することに創作性を見出すことは非常に困難だと考えます。

●受付番号　185001345000003089

個人
非享受目的に該当する場合について
・少量の学習データを用いる、またそれに近い機能（image to image や Control net、lora 等）は
使用すること自体が享受目的になるのではないかと思います。
学習元に依存している機能は、利益が還元される形でなければ、学習に利用される方の負担が大きいです。著作物を利用しているにも関わらず、学習元にリスペクトが無い投稿も徐々に増えてきてるように感じており、創作のコミュニティが息苦しいものになってきているように思います。
学習した範囲、AI 生成物であることの明示を生成 AI に関するソフトウェアなどに義務化して欲しいです。
著作権者の利益を不当に害することとなる場合について
・イラストを生成する目的でイラストを学習し、生成・利用するといった行為は
学習元である著作権者の著作物の利用市場と大きく衝突するものであり、非倫理的です。
特に法的な制限も無く現状のままでいくと学習元の経済規模が小さくなっていき技能が継承されにくくなっていくと思います。高速で大量に物が作られていく生成 AI で特定のクリエイターに対する需要が代替されてしまうような事態は利益を不当に害することに他ならないと思います。
学習元と AI 生成物が同様のカテゴリの物に関しては、原則として著作権者との契約をとるなど許諾性にするべきであると思います。
・インターネット上の権利侵害複製物かどうかの判断は難しいですが、海賊版であると知っていながら収集する行為は違法ダウンロードとなんら変わらないと思います。生成 AI の学習を人間の学習と同じであると唱える人もいますが、そうであれば人間がやってはいけない行為が学習という名目であればやっても良いとなるのはおかしいと思います。
海賊版サイトの利益につながる可能性があり、著作権者の利益が害される恐れがあります。海賊版が混ざる可能性の少ないサイトを利用するなど学習には制限をかけるべきであると思います。

●受付番号　185001345000003090

まずAI生成利用についてですが、例えば私の家族の写真と赤の他人の写真を第三者が勝手に同意無くAIに学習させ、抽出された写真が私の家族と赤の他人が本当の家族のように表示されていて、その写真に第三者の著作権が発生するのはおかしいかと思われます。その生成された写真がSNS等で表示された場合、それを見た一般人は私の家族と赤の他人が本当の家族であると信じてしまいます。同じように、私の家族の写真と全く面識の無い人物が犯罪を犯す場面の写真を、悪意を持って第三者が複数の写真をAIに学習させて生成したとします。この写真を生成した第三者に著作権が発生するとなると、このような他人の人権や評判を脅かすような行為を行った者に逃げ道が出来る場合があります。またこれは写真だけではなく、イラストにも同様の事が言えます。1人のイラストレーターの作品を複数AIに学習させ、AIに有害な表現を含めるよう指示を出して生成し、さもそのイラストレーターが有害な作品を生み出しているかのように悪意を持ってSNSに第三者が掲載するような事案が現実に起きています。生成AIは確かに便利である反面、知識が無い者や倫理観が欠如しているような人物が安易に一般人を犯罪者に仕立てる事が出来る危うさもあります。罪の無い一般人が犯罪者に仕立て上げられる危険性に晒される事は、基本的人権の尊重にも反しているかと思われます。AIによって生成された創作物については悪用される事が無く、また他人の権利を侵害しない事を絶対の条件とし、また学習に使われる創作物、写真、文章等の制作者の著作権が1番に尊重される事を望みます。

●受付番号　185001345000003091

Chat GPT による機密情報の漏洩、生成 AI によるディープフェイクなど現在様々な問題があります。私は WEB デザイナーをしており、直近で困ったことを意見として送らせていただきます。
最近 AI デザイナーという、生成 AI を駆使してデザインを作る人間も増え始めました。全て生成 AI で出力するため、嘘の効果・施術後の画像が使用された広告が横行しています。また芸能人やモデルを雇うお金を惜しむためにディープフェイクを使用した広告なども増え始めており、このままでは画像・映像媒体の信頼性が低下すると危惧しています。
特に写真のモデルを雇い、撮影するにもお金がかかるからと生成 AI を使用しようという流れがきていますが、生成 AI の学習元は不透明でインターネット上から勝手に学習し素材として流用しているので、誰かの顔がそのまま出力されてしまうという自体も今後あり得ると考えています。生成 AI で出力したから、と使用して肖像権を知らない間に侵害し、訴えられるというケースも出てくると思います。そうなるとデザイナーとしての信頼もそうですが、その写真を使用した企業イメージも悪くなります。
現時点ではリスクしかありません。
日本はそもそも著作権にも肖像権に対しても規制が緩いです。発言の自由があることは誇るべきところですが、今現在、AI によって無法地帯になっている状況で呑気に意見を募る時点で行動が遅いと感じています。
その行動の遅さに、しっかり AI による情報漏洩がプライバシーの侵害から守る規制や厳罰化を考えられるのか不安になりますので、そもそも AI 自体を規制した方が良いと思います。

●受付番号　185001345000003092

・何時間もかけて試行錯誤した技術を盗用してしまうこと
技術を盗むだけでなく、AI が処理してるから使用している本人は訳も分からなくても出力されてしまい、その技術に対して理解がなくても物が出来上がってしまうのは、その分野において今後結果的にレベルが低くなっていかないか不安
あとシンプルに努力の塊をパクって我が物顔してる人たちがいるのは誰もいい気持ちにはならない。現時点で AI を上手く使いこなせずに不快な思いをさせる人がのめり込んで使ってるイメージあるから今後も良い印象にはなりにくいのでは

●受付番号　185001345000003093

個人

５．各論点について

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

○ 作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。

上記については、学習データとして取り込まれた作品の作風、画風が安易にAIから出力されることにより、学習データとして取り込まれた作品の著者から職を奪う可能性があり、これによる創作士気低下から結果として国内のクリエイターの質の大幅な低下、及びクリエイターの減少が懸念される。

そのため、作風や画風といったアイデア等が類似するAI生成作品の許容は致しかねる。

●受付番号　185001345000003094

とても容認できません。生成 AI やそれによって侵害される権利について、本当にご存知なのでしょうか？是非とも現場の声を聞いていただいて、生成 AI に関わっている人々の意見を取り入れていただきたいです。

●受付番号　185001345000003095

AI は職人（イラストレーターや写真家など画像を作品として生み出す人前半を指す）にとって脅威であり、その被害は多岐に渡る。
職人の技術・作品を盗み、冒涜し、権利と価値を脅かすものである。
AI を厳しく取り締まらなければ、日本の創作物は全て無価値となり、クリエイティブなものは生まれなくなり、大きな産業の一つであるクールジャパンの市場価値も下がり、社会全体の不利益となる。
実際に被害に遭われ、職を手放す（または手放さざるを得ない）人も増えている。
物質的な資源が少ない日本で生まれた、環境さえ整えれば無限とも言える価値を生み出せる創作物を守ることは、日本の利益に直結する。
故に職人から生み出される著作権を守り、AI を厳しく取り締まることは急務である。

●受付番号　185001345000003096

断固反対します！
絵を描かれるクリエイターの方は自分の絵が生成 AI に模様されるのを嫌悪し、絵を公開するのをやめると言っている方がたくさんいます。私はそのクリエイターの方々が大好きなのでとても悲しいです。
また、オリジナルと AI の絵が混同され区別できなるのでとても不安です。

●受付番号　185001345000003097

AI 生成については特定の企業または団体のみ使用可能な免許制に、また AI 生成によって産み出されたものは使用を必ず明記して欲しいと考えております。
現在多くの人が使えるようになったことで以下の問題を確認しております。
1.人物や風景を生成したフェイク画像やフェイク動画
2.特定のイラストレーターの作品を学習させ生成した作品を広告に使用し誤認させたり、イラストレーターのなりすましを行う者
3.流行りの絵柄を学習させ大量生成した結果その絵柄だけが溢れかえり価値が低下
4.大量生成画像が溢れかえった結果、生成作品か非生成作品かの判別が難解になり疑心暗鬼状態に陥る
5.AI 生成使用者と非使用者間の軋轢
上記問題は多くの人が使用可能になっていることが大きく、使用者の免許制及び使用時には明記が問題の改善に繋がる向かうと考えております。

●受付番号　185001345000003098

この案に反対する。
AI で生成されるイラストは、著作権で守られるはずの作品を無断で取り込んだものが基となっている。例え画像を生成する際に作り手のプロンプトの工夫や試行回数が多かったとしても、その画像を出力している AI 自体は著作権を侵害し、法を犯して作られたもの。それを使用している時点で、AI から生成されたイラストに著作権が与えられる権利は無いのではないかと思う。
何故苦労をして 0 から絵を描いた側の著作権侵害が許容され、数秒で絵を出力できてしまう法律を犯している AI イラストの著作権が守られるのか。私には理解できない。

●受付番号　185001345000003099

AI と著作権に関する考え方について、とのことで、仕事ではないものの趣味として創作をしている私個人の意見を提出いたします。
そもそも既存創作物を学習し、出力が行われる構造である以上、一番損なわれてはいけない権利者は既存創作物の作者であろうかと考えています。
SNS 上では、一定の作者の創作物を重点的に学習し、学習元の作者に対していやがらせのような発言や言動をしている人物も複数人見受けられました。
AI 自体は道具であり、有効な利用方法・健全な利用者もあろうかとは思いますが、悪意のあるなしを当人以外の第三者が明確に推し量ることができない以上、下記のような承諾フェーズがより細かく制定されることを望みます。
１、他者創作物を学習させる段階での、元創作者・権利者へ許可や承諾を得る
２、出力物を商売品として取り扱う場合、学習元の既存創作物作者にも還元がされる契約や約款の制定
心情としては、時間や研鑽を重ねて積み上げられた、各作者毎の「オリジナリティ」、これはイコール、各作者の商品価値と考えていますが、これらを奪ったもの勝ち、学習させたもの勝ち、といった国であってほしくありません。
クールジャパン等で日本のサブカルチャーを世界へ発信し、国の強みとして扱っていきたいのであれば、オリジナリティや独特な発想力をこそ守ってほしいです。
また、これらは明らかにイラストや文章等「創作物であること」を前提にした意見ですが、AI の中には写真と見まごうような出力物も多くあります。
児童ポルノに利用されてしまいかねない子供の権利や安全を守ることにも繋がろうかと思いますので、柔軟性よりは厳密な、元データを守るための措置を望んでいます。
AI が台頭してきたこの黎明期だからこそ、取り扱いに際する土台は「創作者の権利を守る」ことを重視して固めていただきたく思います。
以降の日本の AI の取り扱いが、無法地帯とならないことを願います。

●受付番号　185001345000003100

５．（１）
素人ながら、ＡＩへの無断・無償学習を許可してしまうと、将来的に創作者の数が減り、いままで築き上げてきたポップカルチャー文化が廃れてしまうのでは無いかと心配に思います。
それに、創作者が時間やお金を掛けて手に入れた技術をなんの見返りもなく学習させ、その後はＡＩに生成を任せお金を稼ぐという行為というのは個人的に『窃盗』と同じだと感じます。無断・無償学習を許容する内容の法律は窃盗を許容し、推進するのと同義と感じ強い不信感を覚えます。
（２）.（４）
ＡＩに学習させてもいいという創作者を募り、キチンと使用料を支払う事が創作者や文化を守る事に繋がると思います。
生成ＡＩの使用に、お金や資格が要るようにしてくれると安心出来ます。

●受付番号　185001345000003101

5.各論点について

(1)学習・開発段階

AI 生成物は、その学習元データとして他者の著作物や肉声、肖像を無断で使用することを厳しく規制する必要があります。また、他者の著作物や肉声、肖像を学習元データとして無断利用することの規制が現実的に不可能なのであれば、著作物や肉声、肖像を学習元データとして AI 生成物を作ることのできる AI 式生成ツール自体の公開・利用を完全に禁止するか、あるいは厳格な審査による免許制にする必要があります。

現在ネット上には、実在するイラストレーター、ミュージシャン、アニメ制作会社などの著作物に酷似した AI 生成物や、実在の歌手や声優の肉声を忠実に再現した AI 生成物、実在の特定人物の写真、動画のように見える AI 生成物が溢れています。

AI を使ってイラスト、音楽、動画などの芸術作品を生成する場合、必ず学習元のデータが必要になる以上、

そういった特定個人の著作物や肉声、肖像に酷似した AI 制生物は、特定個人の著作物や肉声、肖像を学習元データとして利用したものであることは明らかです。

自分の著作物や肉声、肖像を無断で学習元データとして利用されることは非常に不快であり、無断で利用された人物の名誉や将来的な利益を著しく害する行為です。

人間の能力を超えた再現性と生成速度を持つ AI によって著作物や肉声、肖像を模倣した AI 生成物を生成され、公的に公開されてしまうのであっては、これを規制しない場合、国民の権利を守るためにある知的財産権や肖像権が実質的に機能していない世の中になってしまいます。

そもそも AI 生成物が個人の著作物や肖像、肉声に酷似していないとしても、無断で学習元データに利用され、その結果生成された AI 生成物が公的に公開される事自体が著作権者や肖像権者の権利を著しく概しているものと考えます。

●受付番号　185001345000003102

AI を使用し、イラストを読み込ませ自分が全て書いたと宣う人が増えており、絵師として大変困っております。
これまで培ってきた経験、努力、すべて奪われたと同等です。
生成 AI は学習元作家への許可制が義務になるべきだと考えます。
生成 AI を使用した作品については、すべて『消去不可能な』AI で生成したという記載を義務付けしていただきたいです。

●受付番号　185001345000003103

個人ですので氏名や電話番号などの入力は控えさせて頂きます。

5 各論点について（1）学習・開発段階の項目についてです。

この項目には作画や画風が類似する、つまり作画や画風を学習させて書かれたAIによる生成物は著作権侵害にはならないとありますが、この点はクリエイターのみにとどまらず多くの民衆が心配の声を上げている部分であります。クリエイターが努力して作り上げた作画や画風を、その努力の過程を無視する形で模倣されるのは倫理的に大きな問題があります。クリエイターは自分が努力して作り上げたものを簡単に模倣されて創作意欲を失ってしまった人も少なくありません。日本が他国から多くの賞賛を受けている「創作」というものをこのままでは失ってしまうかもしれません。

さらに、作画や画風はアイデアであると書かれてありますが、多くの民衆はこの点において作画や画風はクリエイターの技術であるという解釈を持っています。先にも書いた通り、作画や画風はクリエイターの努力によって作り上げられたものです。クリエイターごとに個性があり、よりその創作物を見る人々を魅了できるようなものを研究して作り上げられたものなのです。

これを一口にアイデアと言ってしまうのは、クリエイターの方からしても、そのクリエイターを好きな人々からしても、その言い方には納得できないと思います。

また、一部のサイトではクリエイターの画風を許可なく学習させた生成AIに成人向けの作品を描かせ、それをそのサイトの有料の機能を使ってお金を払わなければ閲覧できないようにすることでお金を稼ぐ人々もいます。成人向けの作品を書くことに抵抗を持つクリエイターは多いです。自身の画風が勝手に成人向けの作品に使われ、AIによる生成画像とクリエイターの書く作品を見分けられなかった閲覧者に誹謗中傷を受けたり、生成AIを使って成人向けの作品を書かせた本人から罵倒されたりしたクリエイターが実際に見られました。さらに、その生成AIを使って成人向けの作品を書かせた人はAIに詳しい専門家や業種の人などではなく、一般的な知識しか持っていない人でした。

有名な方や技術の高い作品を書く方の画風が許可なく本人の意思に反する形で使われた上、勝手に使った人にそれによる収入が入っている。そんなことがAIなどの知識が一般的である人でも出来てしまう。このようなことがあるのにクリエイターの権利は守られていると言えるのでしょうか。多くのクリエイターが泣き寝入りするしか無かったのを私は目にしました。このような行為が許されていいとは到底思えません。

この事案では偶然生成AIの利用者がかなり悪質だったことが伺えますが、要するに、生成AIの最たる問題点は、クリエイターのアイデンティティのようなものをほとんど見分けがつかない状態で流用できてしまう点なのです。

この点を改善するために、生成AIに学習させる作品は、生成AIに学習させる専門のクリエイターを設けることを提案します。

もちろん、一番最善なのは、絵を描いたり、小説を書いたりする全ての人々、つまりクリエイターであるかそうでないか関係なく全ての作品の生成AIによる学習を禁止することです。私もそうして欲しいと願っています。

しかし、単に規制するだけでは正当な方法で生成AIを利用している方々にまで規制が及ぶことになってしまいます。生成AIに学習させる専門のクリエイターを設けることにより、一般のクリエイターや創作者の作品を学習させることを禁止しても正当な方法で生成AIを利用している人を守ることができ、一般のクリエイターや創作者の個性なども守ることができます。

生成AIによって日本の創作が廃れてしまうのを民衆は望んでいません。個性や努力を踏みにじるような生成AIの利用者がいることをどうか理解して欲しいのです。今よりもかなり厳しい規制を期待しています。

●受付番号　185001345000003104

私は趣味程度に絵を描くだけの人間です。
しかし以前そんな私にもキャラクターデザインの依頼が来たことがありました。
拙いながらも要望を聞きつつラフが完成して依頼主に提出した以降、パッタリと連絡がつかなくなり、それきりです。
最近ではラフのみ人間に描かせ、あとはAIに任せるため料金も払わずトンズラするという被害の報告もよく見かけます。私の件に関してはその後の動きを知らないため何とも言えませんが、もしかしたらラフの段階までのものを初めから描かせるつもりだったのかもしれません。
私のように趣味でやっているだけの人間にたいしてもこのような事が起きるのですから、お仕事にされている方や創作にもっと深く関わりのある方々はAIによる影響や被害を考えると目も当てられないとこになるだろうと戦慄しております。
どうか創作をする人々や団体、企業を守れるような法を整えてください。

●受付番号　185001345000003105

生成 AI の技術発展については止めることはできないと思うし、それによって得られる利益などが大いにあるとは思うが、それによって不利益を被るクリエイターがいる可能性を無視することはできないと思う。
望んでいないかたちで作風などを学習をされた結果、活動をやめてしまうクリエイターや違法でないからと悪意を持って生成 AI を利用している輩が散見されるのは、悪影響でしかない。
クリエイターに限らず、デマやフェイクニュースが生み出されていて、それが簡単に発信されて広まってしまうという事態も実際に起ってしまっているので、ある程度の規制は必要では。
どういったかたちになるにせよ、現状のままでは便利なツールではなく、不利益を撒き散らす悪いものになってしまいかねないので、できるだけ早く手を打つべきなのではと思う。

●受付番号　185001345000003106

作家が AI 生成画像に仕事を取られて生活できなくなっては困るので、AI 生成画像で商売をする場合は、AI に食べさせた画像は全て著作者に許可を取っていると証明出来なければいけないようにしてほしい。

●受付番号　185001345000003107

生成 AI の表現物について、「切り貼りではない」と言っていますが、他人の創作物等を無許可で盗んで都合よく混ぜ合わせているのだからそれは詭弁だと思います。特定の何かに酷似しているレベルでなければ問題無いなどというのには反対です。
私は創作をしますが、私の作品も私以外の創作者の作品も、各々が何年もかけて変化し積み上げた技術も、その瞬間だけの感性も勝手に盗まれて「資料データ」にされるためのものではありません。「資料にしてるだけ」などというのは酷い侮辱です。
また、特に人物写真についてはディープフェイクなどの危険にさらされる可能性が非常に高いです。主に女性、少年少女なとが性的な素材として使われ流通した場合、例え瞬時にそれに気づけたとしても世に出た瞬間にもう取り返しがつきません。後から罰されれば何かが戻るわけではありません。その時確実に人の人生が壊れます。
どこまでが違法でどこまでが合法なのか、違法となった場合どういった罰があるのか。現状の素案では全てが曖昧に見えます。
AI を推し進めたい側がこうした曖昧な態度を取る事は、そちらに有利なようにいくらでも解釈を動かせるという事だろうなという風にしか感じられません。
AI を文化の発展のために使いたいというのなら、その「資料データ」はきちんとした場所できちんとした許可や契約、研究のもと用意されるべきです。
そうできるだけのしっかりとしたルールや法整備、ストッパーとなる機能等のないまま、誰でも(悪意を持った人でも)手軽に使え、違法かの判定も刑罰も曖昧な現状の生成 AI ツールを推し進めるのには強く反対します。
創作には時間がかかります。人生のうちの何時間を削って作品を作っています。
そうした作品を盗まれる、ただの機械に模倣される、一部「使える」都合の良いデータ、取捨選択される材料の切れ端にされるとしたら、今後創作をしたいと思う人やその機会は減っていくばかりだと思います。
勝手に創作者の作品を食い潰していく AI は文化の発展にどう貢献するのでしょうか？

●受付番号　185001345000003108

5.各論点について

(1)学習・開発段階

個人/団体問わず、イラスト(著作物)を無許諾で学習できないようにするための、具体的な対抗策を分かりやすく示していただきたいです。

現行法下では対抗策がない場合は、学習回避が可能な法整備をしていただくよう、強く希望致します。

著作権を尊守していただけるような法整備をどうかよろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000003109

画像の権利者からの同意を得ていない全ての AI への取り込み、作成に反対します。

●受付番号　185001345000003110

昨今の生成 AI は創作者のやる気を削いでいるだけではないでしょうか。沢山の創作者が無断の使用による被害を受けています。現に私も作品を世に出せば生成 AI にパクられるのが嫌で創作に対する意欲がなくなりました。生成 AI はこれから生まれるであろう文化的な財産や創作者の権利を侵害するものだと強く感じています。

●受付番号　185001345000003111

私自身絵を描く人間ですし、手描きとAI絵の判別がつかず
トラブルにならないか本当に不安です。(なってからでは遅い)
現時点でもAIイラストと手描きの判別がつきづらい状況
全ての手描きイラストレイター、絵描き達のアイデンティティ(絵)を
守るためにもよろしくお願いします

●受付番号　185001345000003112

まず「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という表現を撤回してください。
AI の登場により、職業イラストレーターはじめとした様々な作家業の方が、
・作家本人の許可なく AI に作家の作品を学習され、かつ作家本人ではない人が AI 生成をして作品を作っている
・作家が制作したものを、作家ではない別の方が自分が制作したものだと言い張る(海賊版と同じ)
・生成者が自作発言をしたうえ、それらを利用し不当な利益を得ている
・インターネット上の多くの作品や、AI 生成利用者が集めた複数の作品を学習させて生成するため、実際に被害に遭われトラブルになった方が多くいる
・作家やクリエイターといった作品を制作した真に著作権を持つ人の利益および活動を侵害している
上記は一部抜粋ですが、少なくともこのように作品を悪用されています。
この被害を受けた作家業の方の中には、作品を作らなくなった方もいます。作家業の方が制作した本物を、AI で制作したものではないのかと判断がつかず疑われる事態になっています。これからその道を目指す若者も、今なお頑張っている方も疑われてしまっているという話も耳にします。
AI を利用することが技術の発展へと繋がるという点については問題ありませんし、その点では今後も利用するべきであると考えますが、現在は適切ではない利用が目立ちすぎます。また、簡単にかつ安易に利用できるという観点で見るとそれ自体についてもわるいことではありませんが、それが著作権について理解していない方や著作権の抜け穴を狙っている方が利用してしまい悪循環になっています。そのうえ、使われている学習元のデータのほとんどが無断で使用されているものです。
AI についての規定がしっかりしていないこと、AI 利用時の著作権が曖昧であることをはじめとして、まずは日本のクリエイターを守るためのしっかりとした規定を作ってください。クールジャパンとして漫画やゲーム、アニメなどの文化を世界に人気のあるコンテンツを日本のクリエイターたちは人生をかけて作り上げていますが、AI の利用の仕方によってはその築き上げてきた独自の文化は AI に淘汰されてしまいます。クリエイター業だけではなく、俳優業などエンタメ業界も他人事ではありません。
AI によって便利になるのではなく、AI によって壊されます。
誰でも簡単に利用できる、作れるからという理由だけで決めてしまわないでください。人一人ひとりの手で一から創作活動を行い、それを誇りに持ち、生業としているクリエイターを蔑ろにしないでください。クリエイターや純粋に創作活動を楽しむ一般の方も含めて、そういう方から権利や将来を奪わないでください。

●受付番号　185001345000003113

・意見対象箇所
４．関係者からの様々な懸念の声について-AI 利用者の懸念
・意見の概要
生成 AI の使用や発展に反対する立場の人物が、現行の法律上問題がなく、かつ素案において懸念される特定のイラストレーターや会社の権利を侵害するような使用法でなく、権利者本人でもないのに SNS(主に X)上において生成 AI 使用者の個人や企業に対して悪質な誹謗中傷を繰り返す例が後を立ちません。また、現行の法律や生成 AI の仕組みについてデマゴーグを流布して生成 AI への悪感情を煽り、自らの立場への賛同者を集めるような手法を取る人物も散見されます。「AI 利用者の懸念」欄にこのような例を詳しく記載、かつ抑止するための文言を加えてほしいです。
・意見及び理由
現在 SNS(主に X)上では特に画像生成 AI について、現行法上問題がない使用方法であるにもかかわらず、利用した個人や企業に過激な嫌がらせや誹謗中傷を行う人物が少なくありません。
所謂「捨てアカウント」（悪口専用の、身元を特定しづらいアカウント）で同じ思想の人物同士で繋がり、生成 AI を使用した個人や企業に対して一方的に集団でネットリンチを行い、相手を追い込む例が何件も発生しています。
企業ではペイントツールのクリップスタジオやアイビスペイントを開発している会社が、自社ツールに生成 AI を活用した機能を搭載しようとしたところ過激なバッシングに合い、搭載を断念したという事例があります。このようなユーザーの補助ツールは実装してからユーザーの声を聞いて段々と改良していくのが理想ですが、現在の過激な画像生成 AI に反対する立場の人物たちの活動によって、そもそも実装する前にその芽を摘まれてしまっているのが現状です。
背景として、そもそも著作権の内容が一般の人にあまり詳しく理解されていないこと、SNS 上では法律よりも特定のコミュニティ間での和を乱さないためのルールの方が重視されがちであること、一般の人が著作権の内容や法律に明るくないことを利用して、生成 AI の仕組みや利用方法についてのデマゴーグを流布し生成 AI に反対する人物を増やそうと扇動している人物がいることが挙げられます。
生成 AI への過激な反対運動を扇動する人物は、生成 AI によっていかにイラストレーターや権利者が被害を被るかといったことを喧伝していますが、彼らが主張する生成 AI によって発生することが予想される被害は、多くの場合本質が生成 AI に関係がないことです。例えば、特定のイラストレーターのイラストをわざと改変して嫌がらせとして本人に送りつける・特定のイラストレーターの画風を模倣して本人を名乗る・特定のイラストレーターのイラストだと嘘をついてグッズを販売するなどといった被害が発生したとします。これ

らはもちろん抑止されるべき事態ですが、すべて生成AIがなくても発生しうる案件であり、特に生成AIについてのみ特別扱いするべき問題であるとは考えられません。それにも関わらず、生成AIによってしかこれらの案件が発生しないかのように煽り、中傷行為を扇動するのは非常に悪質です。彼らのこのような活動によって、生成AIを使用したクリエイティブな活動の発展が阻害されてしまいます。
このような行為がSNS上で行われていることについても素案に明記し、抑止に繋がるような文面を盛り込んでいただきたいです。

●受付番号　185001345000003114

私はクリエイター志望ですが生成 AI の利用はしたくありません。理由は生成 AI によって生成されたものを自身の作品に利用すればその分独創性が失われ、作品製作によって形作られる精緻な表現やクリエイターの製作意図、作品全体のバランスを崩してしまい、想像していたものを生成 AI によってクリエイターの意思に関係なく、方向性を捻じ曲げられてしまうことにつながると考えるからです。
また、生成 AI は倫理的な問題を多く抱えていると認識しており、著作権法の目的の著作物利用にばかり焦点をあてるのではく、著作者の権利の保護もしっかりと議論していただきたいです。
それに付随して同じく法目的である文化発展に貢献すること、とありますが問題の一つとして、生成 AI によって生成された物がＳＮＳなどで非常に多く散見され、果たしてこれが文化発展に貢献しているのか疑問に思います。これについても改めて文化発展に貢献しているか、それとも文化発展の足手まといになっていないか、当事者を交えた議論をしてほしいです。
最後に、クリエイターが安心して創作活動が行えるように、積み重ねられてきた文化を尊重していただけることを願っています。

●受付番号　185001345000003115

好きだった絵描きさんが AI 絵描きをはじめ、AI で作成した絵ばかりあげるようになりました。
その人にしか書けないタッチの絵が好きだったので寂しい気持ちになりました。
私も趣味で絵を描いており、AI のイラストを見る度、技術はここまで進歩したのだなぁ…と驚き感動もするのですが SNS でクオリティの高い AI イラストが何万 RT されている姿を見ると手書きで書くよりも画力のあるイラストの方が評価されるのだな…と少し悲しくなります。
こうして欲しいという案もなければ、AI を規制または廃止して欲しいと強く制止する気持ちもないのですが頑張って手書きで活動している方々が気持ちよく活動できる環境になればなと思っています。

●受付番号　185001345000003116

AI によって多くの創作者の尊厳が奪われるのは誠に遺憾であり、我が国の大きな損失であると思います。自国の創作文化の発展と反映のためにも AI に対する認識を改め、創作者に寄り添ったガイドラインを作成する必要があると思います。

●受付番号　185001345000003117

受付番号　185001345000003090
提出した内容に不備があった為、再度提出致します。
意見項目
2.検討の前提として
⑴従来の著作権法の考え方との整合性について
⑵AI と著作権の関係に関する従来の整理
4.関係者からの様々な懸念の声について
5.各論点について
⑴学習・開発段階
⑵生成・利用段階
⑶生成物の著作物性について
⑷その他の論点について
まず AI 生成利用についてですが、例えば私の家族の写真と赤の他人の写真を第三 者が勝手に同意無く AI に学習させ、抽出された写真が私の家族と赤の他人が本当 の家族のように表示されていて、その写真に第三者の著作権が発生するのはおか しいかと思われます。その生成された写真が SNS 等で表示された場合、それを見 た一般人は私の家族と赤の他人が本当の家族であると信じてしまいます。同じよ うに、私の家族の写真と全く面識の無い人物が犯罪を犯す場面の写真を、悪意を 持って第三者が複数の写真を AI に学習させて生成したとします。この写真を生成 した第三者に著作権が発生するとなると、このような他人の人権や評判を脅かす ような行為を行った者に逃げ道が出来る場合があります。またこれは写真だけで はなく、イラストにも同様の事が言えます。1 人のイラストレーターの作品を複 数 AI に学習させ、AI に有害な表現を含めるよう指示を出して生成し、さもそのイ ラストレーターが有害な作品を生み出しているかのように悪意を持って SNS に第 三者が掲載するような事案が現実に起きています。生成 AI は確かに便利である反 面、知識が無い者や倫理観が欠如しているような人物が安易に一般人を犯罪者に 仕立てる事が出来る危うさもあります。罪の無い一般人が犯罪者に仕立て上げら れる危険性に晒される事は、基本的人権の尊重にも反しているかと思われます。AI によって生成された創作物については悪用される事が無く、また他人の権利を 侵害しない事を絶対の条件とし、また学習に使われる創作物、写真、文章等の制 作者の著作権が 1 番に尊重される事を望みます。

●受付番号　185001345000003118

現在の AI（特に画像生成など）はあくまでも命令されたものの情報をまとめたうえでその中間値を抽出だけのものであり、革新的なものではありません。
またその生成されたもの（特に情報）も間違った情報が多くみられ（実際に試しました）国をあげて活用する段階ではないと思います。
（ここを正確にとらえきれておらず、まるで魔法のように考えている人が多くみられるため少し危険だと思います）
また海外では日本よりも問題視されており、海外で違法となった場合、日本人が訴えられる可能性もあるかと思います（現在はグローバル社会ゆえに簡単に海外とやりとりができてしまい、結果として向こうの法で著作権違反など有害であると判断される可能性）
また勝手に学習に使われた側もそれに巻き込まれる可能性が高く、危惧しております。
元々日本は著作権に対して認識が甘い傾向もあり、歯止めがきかなくなる人が多数出現することは明白だと考えます。
（事実、最近も既存の作品のデータを使い違法すれすれのものを販売している事案がありましたし、内容も所謂ヘイト作品に近いもので元の著作権をもっている企業さまのダメージが大きいと思いました）
日本が国をあげて実行しているクールジャパン政策も AI 推進に動けばおのずと崩壊すると思われます。
（これは某議員さまが推進している同人文化だけではないです。そもそも同人文化も著作権がかなりグレー（というかほぼ黒）であり、文化とよべるものではないと考えております。
それを国をあげてやる、というのは目先のお金などは入ってくるかもしれませんが、世界的には信頼を失うと考えます。
やっていることが大人の行動ではないからです。
少し著作権からは話がずれますが
正直な所現在の日本人のモラルレベルでは扱いきれないものだと思います。
現在生成 AI を使い誹謗中傷に使う人も見られます。
（その人の作品などを使い、自殺ほう助ともとらえられるような画像をおくりつけたり、名指しで指名し仲間全員でネットリンチをしたりなどです）
また学習データ内に日本では違法とされている児童ポルノなどが含まれているという情報もありますし、写真などを使えば誰でも個人を攻撃、名誉棄損などできてしまうものを作成できてしまうため危険です。
（実際に芸能人の写真を利用し、裸の画像を作るといった行動をしている方も見られます）
この件からも著作権以前に問題が多くあり、正直な所先に法整備などが必要だと考えられます（特に他人に対して危害を加えた際の罰則などは急務なように感じます）

また、基本的に都合の良い情報を切り取って、都合よく拡散する傾向がみられますので（誤情報の流布）
きちんと国として対処すべき問題になっていると考えます。
恐らくは詳しくない人がAIはすごい！魔法だ！と推進してしまったのだと思いますが、一旦立ち止まるべきです。
そしてきちんとした情報を得て（海外の情勢も含め）冷静に考えるべきだと思います。
なんとなく、感覚で、は、これもまた日本の得意技ではありますが、世界では通用しません。
ダメなものはダメ、違法は違法。です。
日本だけゆるくしたところで、現在のグローバル社会ではいずれ問題になります。
日本も世界の一員であることを自覚して行動すべきだと思います。

●受付番号　185001345000003119

嫌な理由
・自分の顔の画像を児童ポルノと合わせて性的な画像を生成されるから嫌です
・好きな絵師さんが絵柄を食べられて悪質な嫌がらせをされている、それが原因で筆を折ってしまうと怒りで AI に著作権を認めた奴を殺したい気持ちになる
・AI を使用するのなら免許制にして欲しい、もし違反をした場合は厳しい罰を与えて二度と使えないようにして欲しい。AI を利用すること自体を違法にして欲しい
・AI は合法ドラッグと同じで使いようによって危険すぎる
・AI を使う側の人間が悪質ケースが多く、実際に創作者の誹謗中傷や殺害予告をする為の道具にしかならない。企業が使おうとするケースは主にコストカットに使いたいがために上手いこと著作権を誤魔化しているから不快、倒産して欲しい。

●受付番号　185001345000003120

現状では、著作権が認められるイラストや音楽、音声作品、文芸作品について作者の同意を得ることなくその独自性を学習させ出力する行為が蔓延していると感じます。これは盗作やトレースによる著作権侵害行為となんら変わりありません。AI による学習を制限することはインターネットを介して作品を公開している以上避けられない部分が大きいです。しかし、それらを出力し公開する行為には明確に著作権侵害を認めるべきです。手作業でのトレース行為と異なり、どのデータを基に作成したのか紐付けができている点で権利者の特定もしやすいのではないでしょうか。クールジャパンと銘打ってアニメ等の文化的資産を保護していくためにも現状のAI利用に対して制限ないしは刑罰をつけるべきであると考えます。

●受付番号　185001345000003121

著作権を放棄していない創作物に対して、製作者以外が行うAIへの素材データとしての読み込みや、海賊版の製作が多く見聞きされていて危機感を覚える。AIを用いた制作を全否定はしたくないが問題が多く好まない。AI制作の元になったデータの公開など参考元を明確にする必要があると考える。創作物が身勝手に使用される可能性がある以上、創作的な活動は控え行わなくなる人が増えると個人企業関わらず、芸術的なものを中心に多様性が損なわれ市場がどんどん縮小すると考える。

●受付番号　185001345000003122

作画ツール等に生成 AI を取り込むことの規制なきようにしてもらいたい。
また、学習禁止のようなことも現状の著作権の延長でなされることがないようにするべきと思います。
AI の学習はお行儀のよい情報では精度はあがらずありとあらゆる世の中の情報を取り込む必要があります。
いくら日本国内で規制しようとも中国や米国の tech 企業は上記のような情報を貪欲に取り込み使いやすい生成 AI を提供することは目に見えており、このままでは国内の創作向けソフトウェアはしりすぼみしていくのみだと考えております。
生成 AI の規制は著作権の第一条　「もつて文化の発展に寄与すること」を阻害することになると思い大変憂慮しています。

●受付番号　185001345000003123

5.各論点について

（１）学習・開発段階 .

エ.著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について

(エ)本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方)

では、著作権者が AI 学習に対して反対の意思を示しているだけでは権利制限規定から除外されず、技術的な学習防止措置を講じ、学習者がそれを回避した場合のみ権利制限の対象にはならないともとれる旨の記載があります。

学習されたところで何ら対価の得られない著作権者に技術的な対策を講じるコストのみを強制しているのが現状であるため、著作権者が AI に学習されない権利を行使できる形で持つべきであり、技術的な回避策だけでなく、法整備などの社会的ルールでの保護も行ってほしいです。

完全な私的利用や技術促進目的の研究利用ならともかく、現在世間一般に出回っている生成 AI と呼ばれるものの多くは生成した作品を不特定多数に公開したり、商業用途に用いることが目的です。同意や対価なく集められたデータから生成した作品に金銭のやり取りが生じているのは市場として非常に歪んでいると感じます。

漁師が魚を生み出すことができるでしょうか？漁へ出るときの船や網、燃料は無料で手に入れているでしょうか？

現在の生成 AI に作品を学習された場合、望まぬ二次利用を防ぐ手立てはありません。アダルトな作品や反社会的な意図を持った作品を学習元の著作者に嫌がらせの目的で生成する例も SNS 上で散見されます。

学習データの著作者に同意を取り、正当な対価を支払った上で利用するような、現在の一方的な搾取構造のない健全な生成 AI を奨励する、悪意ある生成 AI 利用を制限する仕組みが設けられることを切に願います。

●受付番号　185001345000003124

その画像や作品を作った権利者に許諾なしで作品を使うのがおかしいと思います。誰でもではなく使ってもいいという許可を出している人だけ AI 学習に使えばいいと思います。

●受付番号　185001345000003125

5(3)について。AI 生成物が人間の作ったものと区別できなくなり、学習元になった作家さんの仕事に悪い影響を与えること、またその懸念から新しく作家業に就く人を減らす可能性があると考えます。文筆業、イラストレーターなどクリエイティブな分野の裾野を縮小することに繋がりかねないと思います。

●受付番号　185001345000003126

創作を嗜む者です。人が長い時間をかけがんばって作り上げた絵柄はアイデンティティに等しいものです。それを横から掠め取って自分の手柄のようにすること、とても不愉快でなりません。自分がされることはもちろん、好きな作家さんがされることも耐え難いです。
また、海賊版が横行することも危惧しています。今後 AI 生成の技術が上がるにつれオリジナルと AI 生成の区別がつかなくなってしまう、もしくはもうつかない段階にまで来ています。絵柄は個性に等しいため、悪意をもった第三者が好きな作家さんの絵柄を模した作品で悪意を撒き散らすなどすることも容易になってしまうと思います。
また、絵を描く技術を身につけることと、AI 生成の技術を高めることでは到達点が変わってくると思います。絵を描く技術には際限がありません。ですが、AI 生成の技術を高めることは、元となる絵柄がありそこに近づけることを目的としている以上、現時点での絵を最高到達点としてしまい、さらなる画法を生み出すことは困難だと思います。日本のイラストという一種の文化を途絶えさせる一端になってしまうのではないかと危惧しています。
好きな作家さんの仕事がなくなることも怖いです。絵を描いてお金を得られる状態であれば、作家さんは絵を描き続けてくれる可能性が高まりますが、AI にとって代わられ仕事が減ってしまった場合、筆を折ってしまうかもしれません。そうなってほしくありません。
AI がのさばることがないよう、悲しむ人間が減るよう、日本のイラストという素晴らしい文化が途絶えることのないよう、願っております。

●受付番号　185001345000003127

困ります。やめてください。創作者がAIにどれだけ苦しむことになるかわからないんですか。
人には権利があるように絵にも権利があります。創作者が産み出した作品はその人のものです、いわば財産です。その財産を、見ず知らずの他人が許可もなく無断で勝手にその人が描いた絵をAIに学習させるのは空き巣と同じです。犯罪です。

●受付番号　185001345000003128

多くの努力によって作り上げられた作品が生成 AI によって絵柄を無断で学習され、あまつさえ生成 AI の使用者側から誹謗中傷を受けるような状態になっています。
このような状況下で文化や創作の発展など見込めないと感じております。
また、生成 AI の登場並びに絵師・イラストレーターへの誹謗中傷が激しくなっている為少なくない人数の方が筆を折ってしまうのを目にします。このような状態が続く又は加速していけば、日本のカルチャーとして発信してきたものは今後成長することなく衰退していくと考えられます。
何よりも非常に見るに堪えない、聞くに堪えない文言で飛びかう誹謗中傷は見ているだけの外野すらも非常に不快に感じております。
このままでは創作物だけではなく産業や国にも悪影響を及ぼす可能性すら出てきています。

●受付番号　185001345000003129

AI に学習させるデータはあらかじめデータの製作者本人の許可を得たもののみにするべきだと思います。
また、SNS 上では AI に学習させたイラストとほとんど変わらないものを出力させ、出力したデータに対して自作発言をしていた人も見られたので、AI の使用は免許制にするべきだと思います。

●受付番号　185001345000003130

5.各論点について_(4)生成物の著作物性について

生成物の正当化を示すような言い回しが見られました。生成 AI による生成物を正当なものであると見なすと、生成 AI に頼らないクリエイターの作品を含む市場全体の価値が暴落し、創作文化の崩壊に繋がることが考えられます。また、クリエイター以外の方々によってインターネットに投稿された写真なども生成 AI の学習元として利用され、犯罪に巻き込まれるという事例があります。絵画やイラストレーションといった創作文化のみにとどまらず、生成 AI による学習・生成物は社会に不利益や招くものであると考えられます。

また、「生成 AI は技術の発展に与する」という実現性が不明瞭な利益のために生成 AI を合法化するのは妥当ではありません。生成 AI は学習元となる著作物が必要です。この著作物が生み出される環境を崩壊させるという方法で自ら破壊しているのは生成 AI 開発者および利用者であす。そのため、生成 AI は技術の発展に与すると捉えるのは不適切であると考えます。

●受付番号　185001345000003131

本業ではありませんがイラストレーション製作を趣味としており、時々依頼を受けてイラスト製作を行っている者です。
・現在の生成 AI の殆どが生成物を出力するために"学習"を必要としており、その学習元となるデータの出所・権利等が不明瞭な物が多い。
↓
・最低限、生成 AI の生成物から学習セットとして何を使用したかを全て確認できる仕組みが必要である。
・AI の発展において日本が遅れを取らないよう、研究目的に限定しての著作物のデータ活用は認めても良い。
↓
・ただしその結果としての生成物は商用及び私的利用を認めないとするルールが必要。また、研究結果の AI を活用する際は学習データを全て破棄する等もルールとして盛り込むべきである。
・現状殆どの生成 AI はゼロから何かを生み出すことができないため、その生成物には著作権は存在しないと考えるのが妥当である。
↓
・生成 AI を活用するには使い手である人間が指示や命令を行う必要があるが、当然これにも著作権等は発生しないとすべき。部下に仕事の指示を出してもそこに著作権等は発生しない。
・現在既に特定のクリエイターの作品を学習させ、その特徴を機械的に模倣した生成物を悪用するケースが多数出てきている。
↓
・商用、非商用どちらにおいてもリスペクトの括りに収まらない場合に対応可能な何らかの罰則を整備しておく必要がある。
正直、AI には期待よりもクリエイティブな仕事や趣味(特にそれらを支える底辺)が破壊される恐怖の方を強く感じております。
AI の商業的なチャンスだけでなく、日本の強みであるクリエイティブ面を支える重要性についても考えて頂けると幸いです。

●受付番号　185001345000003132

・自分の好きな作家さんが生成 AI に模倣されて活動をやめる・意欲を削がれることになるかもしれない。ひいては作品の多様性や文化の衰退にも繋がると思う。
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安。実際、SNS 上で、自分の描いた絵を AI 絵だと言われ、描いた人がアナログ原画の写真を載せることなどを迫られているのを見た。デジタル原稿の人や、制作過程が残っていない事例もあると思うので、AI でないという証明が難しくトラブルになりやすいと思う。
・学習した画像の中に、児童ポルノや性犯罪の場面も混ざっている AI もあると聞いたため、倫理的でないと思った。

●受付番号　185001345000003133

悪意を持って特定個人のイラストを AI に学習させ、その人の絵柄で金銭を稼いで嫌がらせをしている人を見てしまった。
そういう嫌がらせに使用している人を減らし、将来的にゼロにする為にも、AI 学習に使用する事を許可していない人のイラストを学習させる事を禁止にして欲しい

●受付番号　185001345000003134

・意見対象箇所
「４．関係者からの様々な懸念の声について」＜AI 利用者の懸念＞
「５．各論点について」（２）生成・利用段階
以上２ケ所
・意見の概要
生成 AI と利害が対立する立場の人物が、AI 利用者や利用企業を一方的に権利侵害者と指弾し、集団で中傷することが繰り返されている。「AI 利用者の懸念」欄にそうした問題を詳しく明記し、同様の行為を防止するための文章を盛り込んでほしい。
・意見及び理由
現在、X 等の SNS では生成 AI 利用者に対する中傷が相次いでいる。インターネット上の著作物を利用した技術であることを曲解し、生成 AI の利用者が窃盗犯・盗作犯かのように中傷されたり、学習したデータの中に児童ポルノが含まれている可能性から「ポルノ所持犯」かのように中傷されたりなど。
しかしながら、生成 AI の利用そのものは何ら違法ではなく、また現行法では合法である行為をさも違法かのように喧伝することは名誉毀損等に当たる可能性もあり、生成 AI の利用に反対する立場をとる人たちにとってもこれらの中傷行為は悪手である。
こうした生成 AI の存在に否定的な立場の集団において、「生成 AI による出力と AI を用いていない出力とを区別することは不可能であり、仮に生成 AI による出力や成果物の公開等を規制するとなれば、AI を用いない創作行為も同様に規制せざるを得なくなる。それは文化の発展という著作権法の基本理念に反するものである」という事実を理解せずに、不要な問題意識を抱いている人も多い。AI の学習は著作権侵害ではないこと、AI にしろ手描きにしろ最終的な成果物の類似性と依拠性で著作権侵害か否かは判断されること、そうした基準があることで既存の著作物の保護と未来の著作物（創作行為）の保護が成り立っていること、等を明文化してほしい。
AI はただのツールであるが、「AI を利用した作品は AI が作者である、AI は人間ではないため AI を利用した作品に著作権は認められない」と誤解している人も多い。
これらの事実より、
「現行法では生成 AI の利用そのものは合法であること」
「著作権違反、ディープフェイクによる名誉毀損などの生成 AI を利用した違法行為については現行法で対処可能であること」
「いずれのケースにせよ、最終的な成果物のみで判断され、その制作過程で生成 AI を利用したか否かは不法性に関与しないこと」
「生成 AI の学習を禁止してしまうと、生成 AI 以外の技術にも影響が出ること（これは理解していない人が多いので、条文に盛り込む内容ではないが今一度宣伝すべきと考える）」

等をわかりやすく明記してほしい。

●受付番号　185001345000003135

趣味でイラストを描いており、イラストに関する職業ではない人の意見です。
5 .(３)生成物の著作物性について
手書きなどと偽って投稿する作品が SNS 上では多く見られるため､AI 生成物にはウォーターマークが目に入るところに表示されるべきである。
出力作品の加筆や修正、素材レベルでもそれを明記するべきという意見です。
⑴個人を集中的に学習した生成 AI 作品は現段階でもかなり酷似した作風が出力される。
　今後は見分けもつかない精度になることは予想され、なりすましや偽の作品でグッズ等を作り上げ勝手に売られることが容易になってしまう。
⑵児童向けや健全な絵を描いている人のイラストを無断で学習に利用し、成人向けや殺人等不健全なイラストの量産して、本人の知らないところで名誉を侵害されることが行われており、データの配布が行われて多数の人物が利用して集中的に嫌がらせを行うことが可能になってしまう。
人力ではイラストの技量と本人の攻撃的意識が両方あってようやくできるかレベルの嫌がらせ行為を容易多数の人ができるべきではない。
　この悪意ある嫌がらせ自体を防ぐことは困難ですが、本人の作品との明確な差別化のためにも、素人でも AI 生成物であるということが明確にわかるように表示が必要だと思いました。
⑶WACOM というメーカーが AI 生成されたものかわからない画像を投稿した結果、多くの人から非難され、AI であることが明確にわかっていたら使わなかっただろう謝罪文を投稿しました。AI 生成物と手書きで書かれているものを明確な差別化は重要だと思います。偽りの作品を納品しても気が付かなかったやつが悪い、やったもん勝ちという状態を防ぐためにも生成物には必ずウォーターマークがつくようプログラムしか許可されない、意図的に消した際は消した人は罰則等あるべきだと思いました。
　２０２２年１０月ごろに爆発的に話題になった生成 AI ソフトが現れ、
SNS 上で見知らぬ方に「AI 生成物未満」や「文句があるならもっと頑張れ」等煽られた経験がありますので偏った意見になっているかもしれません。
　この一年で AI は創作を楽しむ物というよりかは違法性のある画像や無断で利用された画像を使って他人に嫌がらせをするためのツールとしての進化が凄まじいと思いました。
　有志のイラストレーターの協力のもと作られたクリーンなデータで AI 生成と明記されているものであれば文句はありません、現状の人への嫌がらせや誹謗中傷を容易に行えるツールと化している何かでこれからの未来のクリエイターが殺されることがないよう対応をお願いします。

●受付番号　185001345000003136

私は趣味で絵を描く人間ですが､画像生成AIの出始めの頃は楽しくツールを使用しており、midjourneyの課金ユーザーにもなっていました。
主に眺めて楽しむためだったり、また自分でイラストを描く時の参考であったり、イマジネーションを刺激するためのものとして使用していました。
イラストを描く際には題材になるモチーフの資料を集めたり、またどのように描けばよりよいものができるか、既存のイラストなどを参考にして学ぶこともあります。画像生成 AI は自分で資料を集める手間を省いて、必要なものや求めている雰囲気に近い資料をピンポイントで集めてくれるという感覚で使う分にはとても便利ですし、創作の幅を広げてくれるものだと感じました。
自分が描くのが苦手な画風やモチーフを代わりに描いてもらって、使えそうな画像をワンポイント等として使用したりすることもできるなと、ワクワクとその発展を見守るつもりでいました。
現在はmidjourneyへの課金は止めましたし､画像生成AIの使用自体もほぼしていません。なぜなら、絵を描く人間が画像生成 AI に好意的であると言うだけでネット上で激しい攻撃を受けているのを多く見るようになって、今後を趣味を楽しんでいくためには使用を続けることはあまりにもリスキーだと感じたからです。
現状､画像生成 AI を取り巻く界隈の雰囲気はあまりに反 AI 派と親 AI 派の分断が激しすぎて健全な発展が望める状況ではないと感じます。画像生成 AI が存在すると言うだけで、作品を発表する側にも消費する側にも無用な萎縮が発生してしまっていて折角の先進的な技術も生殺し状態になっているのではないかと。
創作の世界では、AI が無くても「パクリ」や「著作権侵害」の問題はつきまとうものだと思いますが、AI というツールはそれがあまりにも容易く行えてしまうことと、使用のルールや法整備が進んでいないせいで使用の在り方が個人のモラルに依りすぎている点が問題だと思います。(「AI があればイラストレーターはもう不要」「お前より AI の方が上手い」など個人攻撃のために使用されている例を見たので、これが現状は法律違反ではないという一点で見過ごされるのはどうなのかと)
日本は資源も多くない国ですし、イラスト・漫画・アニメなどで世界に愛されるコンテンツホルダーであることは大きな強みであると思います。
AI の利用について野放しで、作者の利益や尊厳が守られない状態では、０からコンテンツを創るという世界自体が萎縮してしまって市場も萎縮してしまうと思います。AI の方も参照元が増えないので先細りになって共倒れになることを懸念しています。
資料での「非享受目的」に該当するか否かや､「作風」についての考え方などを読んで、白黒で切り分けづらいが判断しなければならない著作権的な問題が、AI の使用で増えること自体が問題なのではないかと

使いようによっては著作権の侵害を用意に出来てしまうツールが誰にでも使えてしまうこと、誰でも発表できてしまうことに問題があるのではないかと思いました。
フェイクニュース等の問題もありますし、検索エンジンの検索結果がAI製の不確かな情報に汚染されていってしまっている問題もありますし、AIというのは色んな面で、考えなしの人が安易に使えてしまってはいけないものなのではないかと感じています。
個人的には、利用自体を免許制、試験制などにするとか、ツール提供側が利用者に一定の契約を必ず結ばせる形にするとか、
或いはAI製のコンテンツをそのまま第三者の目に留まる場に発表すること自体を規制するなどしたほうが良いのではと思います（後者はAI製のコンテンツに一切著作権を認めないみたいなことになるかもなので難しいかもですが）
ルールや法整備が進み、また健全に楽しくAIと付き合える日が来ることを望みます。

●受付番号　185001345000003137

絵で仕事をしている方の作風を真似され、誤解や金銭トラブルを招きかねない。
またAIにより職を目指さなくなる者も現れ、日本のアニメや漫画は衰退してしまう恐れがある。

●受付番号　185001345000003138

大好きな作家さんたちがAIの被害に遭っており、悔しい思いをしているのを黙ってみていられません。
なんの努力もせずAIで他人の絵柄を盗み大金を稼ぐ人が続出しており、やりきれません。
また、AI学習による著作権を侵害した絵が悪用され、ゲームやイラストでのパクリ行為が横行している現状にうんざりしています。
SNSでは虐待されている犬のフェイク映像をAIで作成し同情を煽り、多額の募金を騙し取った例もあると目にしました。
最近は悪い話題ばかりで、このままでは被害者が多く出続けるだろうと思います。
何か規制を設けて欲しいです。

●受付番号　185001345000003139

日本は純粋な芸術絵画以外の絵を描く画家や漫画家が収入を得やすく社会的地位もあったから、他の国より多様な作風の作家が活動できて、大量に創作した作品を生み出せたから突出して素晴らしい作品も出てきて、外貨を稼ぎ国のイメージを良くしてきた、という歴史を鑑みての政策でしょうか。とてもそうとは思えませんでした。海賊版を促進しようとしている動きに感じられます。今の日本のアニメその他創作業界を支えているのは、アニメーターさんたちがもちろん筆頭です。しかし、二次創作などをしている、金銭目的でなく創作活動をしている方たちも間違えなく創作業界を支え え、盛り上げています。この案はそのような人たちの活動を萎縮、もしくは破壊しようとしているようにしか思えません。日本の強みである、アニメ文化などを消し去るつもりなのでしょうか？
そもそも著作物を利用する際に一切享受目的でない事例はほとんど存在しないと思います。享受目的でない利用をするのであれば、そもそも著作物を利用する必要は無いはずです。その著作物を見る他者に対して何かしらの感情を伝えるために使うものが著作物ではないでしょうか。
また、著作物を勝手に収集することは言うまでもなく違法です。1 部であってもそこにも制作者の表現が詰まっているわけで、それを勝手に抜き出したり、別のものとくっつけることで著作権違反にならないわけが無いです。小学生でもわかることです。
また、韓国など諸外国で既に AI 生成による問題が発生していることをご存知ないのでしょうか。男性が特定女性の裸体を AI 生成し、それを SNS にばら撒くと脅して女性を従わせようとした事件が韓国で起きています。先日の岸田総理のフェイクニュースももう忘れてしまったのでしょうか。あなた方が認めようとしているのはあのような事だということを自覚してください。現在の案を認めるということは、フェイクの映像や画像を利用した事件における被害者の泣き寝入りを増やすことになります。どう考えても事件が起こってからの対応では遅いです。よく考えてください。
日本のサブカルが発展してきたのはもちろん自由であったということが大きいと思いますが、自由いう名の元で権利が保護されないと市場が縮小して終わりだと思います。今の日本のサブカルがどうしてここまで発展してきたか、誰が発展させてくれたのか(民間ですが)をよく考えて、発展させてきた人たちを守る動きをしていただければと思います。

●受付番号　185001345000003140

AI を使うよりも人が自分の手で作った方が良いものができると思います。

●受付番号　185001345000003141

「AI と著作権に関する考え方について（素案)」 の（３）生成物の著作物性について、生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性の関係について（35 頁～36 頁）の意見を述べます。
私は生成 AI で作り出したものに著作物性を認めることには反対です。
35 頁～36 頁において単なる労力にとどまらず～以降の文について、生成 AI は指示を与えてそれに沿っているであろう画像をデータベースからランダムにミックスした状態で生成する機械であり使用者は取捨選択をするにすぎません。
所謂ガチャポンのように生成を続け、気に入ったものだけを作品とする行為にプロンプトを工夫した、何度も生成を繰り返したというだけで著作物性を認めるというのはおかしいと思います。
また、生成した絵に手を加えれば OK というのもおかしいと思います。人が描いた絵の上に書き足せば書き足した人の著作物性を認めるという構図は生成 AI ということを踏まえても画像の加工・修正行為に過ぎません。
また、生成 AI のシステムを使い絵を描いた人に無断でアセットを作成・配布や販売、加えて R-18 の絵を生成し大量に SNS に投稿される嫌がらせを確認しています。
これは使用者にも問題がありますが、今の法律上問題ないとのことでオリジナルの作者は泣き寝入りするしかない状態です。
こういったものに著作物性を認めることは将来的にオリジナルの絵を描いていた人が得られたはずの機会・利益を損なう行為でありそれは作り手の意欲を奪い文化を衰退させることにも繋がりかねません。
生成 AI を認めることで得られるものは各企業のコストカットであり、マネタイズの道具や嫌がらせの道具として利用される未来だけです。
そこに文化としての発展はありますか？
著作権法第一条に立ち返り守るべきものは何か、１から生み出したものを土足で踏み荒らしデータだけ奪い取る行為を是として本当に良いのか。
適切な判断と措置をお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000003142

生成 AI により著作物に類似する生成物が大量に氾濫する可能性がある場合、著作権者がその全てを確認し、権利侵害がある場合はその全てに訴えを起こさないといけない。それには膨大な時間とコストが必要であり、現実的に不可能である。しかし放置すれば対価回収の機会を失う。これらは著作権者の利益を著しく害すると考えられます。
これらの対策として、著作権者に無断での著作物学習の制限又は禁止、AI 開発者に対しては学習元データの公表義務等の法整備が必要と考えます。

●受付番号　185001345000003143

文化庁の人に絵を描く人はいないんですか？
AI に命令して生成するのはすぐ出来ても、絵を描くのには何時間、人によっては何週間何ヶ月と時間がかかります。自分は絵が下手くそですが絵を描くことが大好きです。好きな絵描きさんも沢山います。絵を描くすべての人の作品が守られて欲しいです。

●受付番号　185001345000003144

（私は生成 AI のための私的利用の範囲を超えた著作物の複製、また違法サイトの利用などに反対の立場である。）

５．（１）イ（ア）「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

根本的問題として、「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合」については、「著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく(…)」とする見解への疑問がある。

例えば絵画や小説の技術書に関してはその目的は思想又は感情の享受、知的・精神的「欲求」を満たすだけではなく、『購入者の技能の向上』を目的として販売されるものであるが、それを解析した結果画像出力ソフトの品質が向上した場合、人間がその本を読み技能を身につけたのと全く同じ結果なのにも関わらず、機械によるものだけ対価を払わずとも学習するといったことが可能になってしまう。これはフェアとは言えないのではないか。（あるいは、購入者の技能の向上もそういった享受にあたるとする場合、現行の無断学習生成 AI は全て違法と言えるのではないか。）

また技術書に限らずとも、多くの著作物は高度な技術を投じられており教材としても有用であるとも言え、現在の著作権法上では非営利の教育機関を除きそういった作品の技能の向上を目的とした複製が許容されるといった権利制限は存在しない。我々人間は教材とするために違法サイトから著作物を複製することは許されていないのにも関わらず、AI の「教材」とするためにそれらが許容されるというのは既存のアーティストに対する不公正な競争を強いているのでは。

岩坪 哲 氏の『平成 30 年著作権法改正 「柔軟な権利制限規定」』では社内の新聞記事の共有とカメラ開発の比較(80p)などが行われており、従来の著作権法との矛盾が指摘されている。

５．（１）エ（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

「(…)当該著作物について判断されるべきものと考えられる。」という見解については、30 条の 4 について規定されているのは出力に関するもののみではなくダウンロードや内部的な複製も含まれていることを考えると、出力の著作権侵害のみを考慮して著作者の利益について定義づけることは困難ではないか。

つまり著作者の代替を目的とした複製（ダウンロードや内部的な複製）は「利益を不当に害している」と考えることが妥当ではないだろうか。

また AI による出力が複製または著作権侵害にあたる類似物であり、かつそれらを閲覧・公開した場合、（出力者が侵害を理解していたかどうか等で責任の所在に議論があるものの）それは紛うこと無く享受であり、「利益を不当に害することとなる場合」の指す対象がそれと重複すると死文となってしまうのではないか。(類似の主張は岩坪 哲 氏の上記記事(82p)

にあり）

これは５．（１）イ（ア）で述べた意見と同根であり、一般的にそれが作品そのものの娯楽的消費ではなくそのクリエイターの技術やアイデアを「参考」にする場合であっても複製権などに制限が加えられることがないという観点から見ると、そういった「複製」が「利益を不当に害している」と考えるのは妥当なように思う。

上記利用が享受目的ではないとしながらも利益を不当に害していると考えるのは、死文化を防ぐという意味でも競争の公正さを担保するという意味でも妥当なもののように思う。

またそういった解釈を行うことで、著作者と競合する生成 AI を除く、画像認識 AI その他有益な目的を持ち、かつ著作者の代替を目的としない技術開発を後押しすることが可能ではないだろうか。

そして、仮にそういった解釈が不可能であるのならば、そもそも現在の著作権法が適切に著作者の権利を保護しているとは言えない。著作権法の保護法益の根本を辿れば著作者の経済的利益の確保、つまり著作物の制作を継続する環境を保護することを通し文化の発展を促進させることであり、著作者が容易に代替されることを容認するような法であってはならない。これは「AI を活用するアーティスト」にとっても同様に存在するはずの問題であり、著作者を容易に代替することが可能な状態ではアーティストが AI を拒絶しようが受容しようが適切な文化の発展が見られるとは考えられない。

故に、その場合は法改正を考慮すべきである。

（了）

●受付番号　185001345000003145

「様々な技術革新に伴う著作物の新たな利用態様が不測の悪影響を受けないよう留意しつつ、生成 AI 特有の事情について議論することが必要である」
とあるが、「著作者等の権利の保護を図」るのが著作権法の目的であるはずなのになぜ無許諾利用「だけ」に配慮する書きぶりなのか理解しかねる。

●受付番号　185001345000003146

人の手によって描かれたイラストが著作権に守られ、人物写真が肖像権で守られ、AI を使う人により作られた画像で誰も傷つけられないことを望みます。

●受付番号　185001345000003147

・現在起こっている問題として、著作物を無断で教材として使用し、生成ＡＩにて生成したものを自身の作品として発信、ないしは利益を得ている者が多々見られること、また、それに対する告訴の権利を行使できない状況であること。
・生成ＡＩの仕様として、既存の画像やイラスト等の教材を使用をしない限り、コンテンツを生み出すことが出来ないこと、つまり、生成を行っている時点で教材の使用が確実に起こっている。また、これらのデータはＤａｎｂｏｏｒｕといったサイト等で無断で出回っており、「無断で著作物を使用していない」という意見は認められない。
・現在、これらの違反者を特定することは難しく、権利者が著作権侵害を告訴することが難しい状況となっている。絵柄について著作権は発生しないが、イラストそのものには確実に著作権が発生するため、無断学習元の権利者は告訴する機会が与えられるべきであるが、１００%の明確な証拠が提示できないため泣き寝入りを強いられることが多い。これは歪で権利者にとってフェアでないのではないだろうか。
・また、無断学習を正当化する者は法整備レベルのことを行わないと従わない者見られ、クリエイターの努力を軽視し、努力の結晶に対する権利の主張を「特権意識」として共感や理解をすることはない。
・これらを踏まえ、法整備（例えばＡＩ使用をライセンス制とするなど）を行い、全ての権利者が等しく守られ、違反が認められた者が裁かれることが求められるのではないだろうか。
・著作権の侵害については、二次創作（コミックマーケット等での同人誌）等にも同じことが言えるが、前者との違いは、著作権の侵害が発生していることがイベントを通して明確であるが権利者が告訴しないため、罪として成立していないことである。これは、二次創作を通じて原作の認知が進み公式への購買に繋がり、利益に繋がることや界隈の活性化が見込めるため、共存関係が築けていることが理由と考えられる。権利者に対して基本不利益は生じていないのである。（不利益が生じた場合は禁止や告訴が行われた前例もしっかりとある。）
・ＡＩは学習元がないと進化しないものであり、生成ＡＩもまた、元となるクリエイターがいなければ進化しない。このような状況が続きクリエイターが筆を折る度に、技術の発展は緩やかになっていく。正しく、技術とヒトとの共存関係が求められる。
・個人的にはＡＩが発展することは素晴らしいことであり、ゆくゆくはクリエイターとして恩恵にあやかりたいと考えている。ただし、どのような道具でも正しく使われなければヒトに牙を剥く。ＡＩに飼い慣らされ使われるのでなく、ＡＩを飼い慣らし使いこなすことで、ヒトの進歩は加速するのではないだろうか。
と、慣れない文章はここまでとして、クリエイターに優しくしてあげてください。
現在、日本が誇れることは主に食が清潔であることやクリエイターの活動が活発であるこ

とくらいです。
オタク文化が日本を支えているなどという寝言を言うつもりはありませんが、経済を支えている大きな柱の一つであることは確実です。外国の方もそれを求めてやって来ることも多々あります。
この国の強さの１つを守ってくださることを切に願います。

●受付番号　185001345000003148

私はAIサービスの開発者、そして医師の立場で意見を提出します。
現在は主に生成画像を中心にAIエンジニアと働いています。
また医師免許を有しており、実務経験もあり生成AIと医療という観点からも申し上げます。
結論として、私は今の著作権の解釈に賛成でありこれ以上の規制は日本の AI 開発の後退、果ては日本の国際的競争力・地位の低下につながると考えています。
【はじめに】
2023年のChatGPT・StableDiffusionの登場により、著作権とAIの問題がより浮き彫りになったかと思います。
実際私は、日本ではかなり初期の段階から LoRA という技術をエンジニアに共有し、それを開発・使用してきました。
その際に最も気をつけることは既存の著作者を傷つけないことです。
今のAIは包丁で持ち手により簡単に著作の侵害を行えます。しかしそれは今まで出てきた多くの技術もそうでしょう。
カメラという記憶装置だって、肖像権の問題に始まり、著作物を撮影・録画し頒布することで容易に著作権を踏みにじることができるでしょう。
それらの技術といかにうまく付き合うことができるか、如何に開発者を萎縮させないか、が重要と考えています。
おそらく技術としては日本の自動車産業の次に来るのがAI産業だと思っています。日本は開発はもちろん、これらを改良する最も先進的な国の位置づけになると思います。
AI技術による創作物は、人間の創造性とは異なる新たな価値を生み出す可能性を秘めています。これらの作品に対する厳格な著作権規制は、技術革新を阻害し、国際競争において日本の立ち位置を弱める結果を招きかねません。
【世界に戦えるアプリ・サービスの創出】
グローバル市場において競争力を持つアプリやサービスを生み出すためには、AI技術の自由な活用が不可欠です。
他国がAIの進歩を推し進める中、日本が規制により後れを取ることは、技術革新のチャンスを逃すことに他なりません。AIを活用したアプリやサービスの開発を促進するためにも
【医療分野における柔軟な対応】
医療分野では、AI技術を活用した診断支援ツールや治療計画の策定など、多くの進歩が見られます。
こうした進歩は、オプトアウト方式の導入など、法的枠組みの柔軟な適用によって可能となっています。同様のアプローチを著作権法にも適用し、AI技術の進展を支援することが求められます。
【日本の国策としての提言】

我々は、日本政府に対し、AI 技術の発展とその社会的・経済的利益を最大化するため、著作権法に関する現行の解釈を見直し、より柔軟な法的枠組みの提供を強く求めます。これは、国際的な競争力を保持し、日本が技術革新の最前線に立つための重要な一歩となります。

【これまでの技術】

例えば医療分野でもRAGという技術が使えるでしょう。実際に私はそれを開発しています。しかし、もし著作権法の改正や解釈によりそれらが大幅に制限された場合、日本の国策として医療分野でも大きく後退することになると思います。

元々Google などの検索サービスも Web サイトをクローリングするところから始まっています。それらを出典として引用することは社会通念上、現在では許される行為となっています。

ある程度の枠組みが必要なのはもちろんですが、ある程度萎縮させない状況の醸成が今の多くの開発者にとって必要かと思っています。

また多くの投稿型サイト（X を始めとする SNS や YouTube、Tiktok などの動画サービス）も当初は違法の著作権物がアップロードされる場所でしたが、企業の遵法の姿勢と法の強化により次第に次の革新的なサービスへと繋がっています。

【類似性】

AI はもちろんコピーを生成することも原理上可能です。ただそれは先程申し上げたように写真でも可能でしょう。

AI の学習を規制することは、Web サイト上で一切のダウンロードを許さない方針と似ています。

コピペの禁止によりたしかに一部の著作物にとっては望ましい結果になるかもしれませんが、厳密にそれらを行おうとすると日本が今まで培ってきた二次創作の分野まで規制することになります。

AI が学習するのは潜在空間やそのベクトルであり、データベースに直接著作物を格納するわけではありません。

ですので現行のように、明らかに類似する著作物の出力がない限り、これを認める方針が望ましいと考えています。

AI 技術は、日本が世界のリーダーとして位置づけられるための鍵です。AI のポテンシャルを最大限に引き出し、日本経済の発展と社会の進歩に貢献することができるようどうか柔軟な対応を求めます。

●受付番号　185001345000003149

生成 AI に模倣され、活動を停止した作家が出始めている。
これからはもっと増えると思う。
上記を防ぐために、生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい。
インターネット上の絵の、手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000003150

オリジナルで考えて作成したCGイラスト作品がAIに取り込まれてしまい別の作品として世に出されてしまった実例を見て、とても困惑しました。
著作権の侵害にあたらないということに違和感を覚えています。
盗作などの問題にも発展しそうなので、AIの使用自体を規制するなど早く取り締まっていただきたいと日々考えております。

●受付番号　185001345000003151

現状 AI 学習には難がありすぎる。
まず前提として学習元のイラストなどを描いている作者が使用して欲しくないと発言してるにも関わらず AI 学習には作者の意志を無視して学習しても良い、犯罪ではないというなんと理不尽なことでしょう。
普通なら著作権などにより作者以外がイラストや画像を無許可であげれば法律違反とみなされれば裁判で有罪となることだってあるはずなのに、AI 学習のためなら作者が拒絶していたとしても許可なく学習させ、作者が描いたことのないイラストや作品などを生み出し、さらに場合によっては作者になりすましや批判行為にも繋がりかねない行為も現在の法律では罪を問うことも難しい。
こんな AI 学習の問題を無視しながら、新たな作品を生み出す可能性の若者や現在活動中の作者の権利を侵害、保護できない現状で日本が海外に広めて行きたいと活動していたクールジャパンなどという活動はあまりにも滑稽で浅はかなものにしか国内外からみても映らないことでしょう。
そして現在有名無名とはず AI 学習によって悪意ある作品や嫌がらせ目的での AI 画像などで苦しめられている、いつかそんな悪意が自分に降りかかるのではと恐れている作者がいる現状をちゃんと理解して欲しいです。

●受付番号　185001345000003152

「関係者からの様々な懸念の声について」の項目に関する意見
私は、趣味でイラストを描いているクリエイターであり、昨今の生成 AI における問題について私個人としても他人事ではないものであると考えている。具体的な問題の一つは、生成 AI 利用者が AI による学習の禁止を明言しているクリエイターの作品を無断で AI に学習させる点だ。クリエイターが時間をかけて作った作品を、生成 AI を用いることで短時間でそのクリエイターの特徴を反映した作品を許可なく無数に作成できてしまうのだ。中には、それを利用して金銭的利益を得ようとしたり、実在する小児が性的虐待を受けている画像を組み合わせた作品を作り、クリエイターのイメージを下げる悪質な行為も見受けられる。こうした行為によって、クリエイター自身の創作意欲の喪失が発生してしまうことに繋がりかねない。また、利用者の懸念に著作権侵害や炎上のリスクなどが記載されているが、人によってはそうした懸念など気にせずに悪用する者もいるだろう。一方で、AI による無断学習であっても著作権侵害に当たらないのではという意見もある。絵柄は著作権の対象ではないということもあり、そうした意見が述べられているのである。しかし、AI といっても生成 AI に限ったものではなく、様々な分野で様々な種類の AI が利用されており、そうしたものと混同して生成 AI の学習は合法と解釈しているものと考えられる。例えば、データ解析や技術開発のために AI に学習させたものは、著作物として世の中に出てこないため、何かしらの問題があるとは言い難い。生成 AI の場合、最初から「人の目に見える形で生成する」という目的があり、著作権法 30 条の 4 にある「他人に享受させることを目的としない」の文脈と矛盾している。しかも、著作者が学習禁止を明言しているのであれば尚更だ。前述のデータ解析や技術開発のための AI による学習と同じようなものであると解釈して合法とするのは無理があるのではないか。以上の問題を野放しにしたままでは、クリエイターは安心して活動が出来なくなり、人による創作よりも AI による創作が世の中の多数を占める事態は不可避だろう。この問題はイラストのみならず、音楽、顔を出して活動する俳優やタレント、声で仕事をする声優などにも活動に悪影響を及ぼす恐れがある。まさに文化の危機ともいえる状況なのかもしれない。以上の理由から、私は学習許可を出していないクリエイターのデータセットを用いた生成 AI の禁止、生成 AI を用いた創作物に生成 AI を利用したことの表示義務、AI 生成物による金銭的利益を得ることを違反とする法整備が必要であると考えている。

●受付番号　185001345000003153

私は趣味で創作活動を行っている個人です。
その為、生成 AI に対しては懐疑的に捉えている部分が大きいです。
今回この素案を拝見して、率直に感じたことに関して
意見を述べさせていただきます。
まず、現在の SNS 等において散見される生成 AI による生成物に関して
著作物の表現の価値を享受し、自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者へ向けた生成であると考えられます。
つまり、現在の SNS における生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターの多くに関しては、基本的に学習がメインではなく
２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
ウ 「享受」の意義及び享受目的の併存
における、同時に享受の目的があるような場合であると考えられます。
この時点で、生成 AI を利用した創作活動を行うクリエイターの中でも
他者の創作物を学習させている方々は
学習に使用された著作権者の対価回収の機会を損なう、著作権者の利益を害する行為を行ったものと考えられます。
このような生成物が氾濫している現状は規制を行うべきであり、
６．最後に
において述べられているとおり、
広く国民に対して周知し啓発を図ることが必要であると考えています。
また、創作活動を行う１人の意見としては
自分の創作物が知らぬところで学習されているかもしれない
アイデアが利用されているかもしれないという事自体が
今後の創作意欲を削ぐものであり
既に特定の絵描きの絵を大量に学習する事で
その絵柄に近い画風で大量に生成を行う者もあらわれています。
しかし、今回の考えにおける認識としては
５．各論点について
（１）学習・開発段階
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防 止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）

において、学習自体を著作権者は拒むことが出来ず
後者のように特定の絵柄であると類似性が認められなければ
害されたことにならないという認識であると捉えています。
しかし、この認識では
創作活動者は自身の創作物が既に学習され、一定の類似性が認められるまで
何も対応が出来ないような形になりえるのではないかと危惧しています。
このような生成 AI に対して創作活動者が後手にしか出れない状況は
今後の創作活動者の筆を折りかねない事態であると考えられます。
また、既に人間同士の創作活動においても
自身の作風やアイデアが模倣されたと感じたことから
重大な事件へと発展する事案も存在しています。
生成 AI に関しては切り貼りではないとしても
学習した内容から生成を行っている以上
・学習であれば許可は必要ないという認識
・何がどのように学習されたか分からない現状
このような現在の形式は
自身の創作物が学習されて出されたものだ！と不安に駆られ
更なる事件を生み出しかねないのではないかと懸念しています。
以上の点から、今回の考えについて
現在の無許可で学習が許される形ではなく規制を加え
著作権者が生成 AI への学習に対して拒否が出来るように、
又は「享受」目的での利用をしないと認可を受けた者だけが使用できる等
創作活動者にも寄ったものになっていただきたいと考えています。

●受付番号　185001345000003154

前置きも無く個人から失礼いたします。
生成 AI の利用者の性善説を信じ切っているかのようなご意見でした。
昨今クリエイターの存在、才能、作風がかなり重要視されている中で、悪意を持った AI 生成者が勝手にクリエイターの表現物､作品を複写をする事態が SNS でも散見されています。
クリエイターにとって表現物、作品、それによって培われる作風というのは我が子のようなものであるが為、与り知らぬところで AI に作品を学習され生成されては表現の幅が狭まり､奪われるからとクリエイターの意欲を消極的なものとなり､果てには過学習による SNS でのなりすましなどの犯罪行為に辿り着く可能性が大きいものと考えられます。
法律による生成 AI の厳格化への整備が成されなければ日本の文化の破壊、クリエイターは海外に流出し、文明の壊滅に繋がるものと確信しています。
法律で生成 AI に関する権利を厳格化し、学習を隠匿、またクリエイター本人による無断学習は重罪、懲役と罰金刑両方を科すべきだと思います。

●受付番号　185001345000003155

生成 AI を中心に使うクリエイターはそもそもクリエイターではないです。
生成 AI を使った作品と模倣品のブランドのバックの違いはなんですか？
生成 AI の作品が許されるならちょっと弄った有名ブランドの偽物のバックもなんでも許されますよね？
海外に種が勝手に持ち出されてソレを自国のオリジナルの品種ですと言ってるのと変わり無いですよ。

●受付番号　185001345000003156

今後新しい絵師様が増えても、「ai 生成されているかもしれない」と思ってしまうのは非常に残念です。
どうか生成 AI を規制して頂きたいです。

●受付番号　185001345000003157

クリエイターや声優さんの技術や努力が、無断でAI学習に使用され、望まぬ形で使用されているのを見かけてやるせない。

●受付番号　185001345000003158

絵を描く人間に対しての冒涜的な草案でした。法律を作る人が創作、イラスト活動をしろとは言いませんが、現場での声を聞いてからもう一度考え直してください。
絵を描く活動をしている人の著作権は守られないことが今までも散々ありましたが、今回のものは国を挙げて侵害してきているように見えます。非常に失望しました。残念です。

●受付番号　185001345000003159

上手い絵を見ても「AI 絵じゃないのか」と素直に受け止められなくなってしまった。
SNS でも勝手に絵を AI に学習させられて学習した絵を使って売買が行われトラブルに発展しているのをよく見かける。
好きなイラストレーターの絵を見ていたらそれは AI 絵で悲しかったことがある。
よって、生成 AI への規制を強く希望します

●受付番号　185001345000003160

・当人以外による、特定の人の写真や特定の創作者の作品を読み込ませて出力する行為に反対します。
・学習データに児童ポルノ等が含まれる可能性を排除してください。

●受付番号　185001345000003161

自分の写真を使われたくないです。
自分の写真がAIによる画像生成に使われているかどうかの開示請求を容易にできる制度の制定もしくは、国による学習元データの一括管理ができるようなシステム構築をお願いします。

●受付番号　185001345000003162

まず、AI に著作物を学習させる際、個人利用以外で使用する予定が一つでもある時点でそれは享受目的であるため、ほとんどの AI 利用は著作権違反です。
また、「学習データは切り貼りではないとされる」事について、学習データはインターネット上の他人の著作物の無断転載であり、切り貼りです。インターネットに投稿している=フリー利用を許可している、という訳では無いことをよく理解していただければと思います。
また、この前の岸田総理のフェイクニュースの件のように悪意のある使い方をされた場合にどのように対処するかを考えているのでしょうか。この案が通った際に被害者を守ることができるとは到底思えません。
現行の AI 技術は創作者が今まで様々な努力の末に完成させたものを、横から奪い取り、いいように使おうとしているだけであり、文化を収縮させていくものにしか感じられません。
現に、AI による盗用に嫌気がさした創作者が、創作活動自体を辞めてしまうということがおこっています。どう考えても創作業界における損失です。このままいけばこのような事が何千万件と起こり、サブカルが日本の文化とは言えない状態になることが目に見えています。
既に海賊版による被害は億を超えています。その被害額を増大させようとしているようにしか思えません。

●受付番号　185001345000003163

生成 AI の規制、または免許制の導入を希望する。

●受付番号　185001345000003164

イラストレーターやボイスアクター等、無断で製作者の意思に反したものを生成されるものをみていると辟易します。芸術文化がいかに見下されているのか、なぜ本来の制作者を既得権益を振りかざす悪のように蔑むのか分かりません。イラストレーターの[redacted]氏の件を見てなぜイラストを描いているだけで殺人予告までされ、自分の作風を模倣され、かつふざけたイラストを見せつけられなければならないのかと感じました。写真、文章、音楽なども同じです。

●受付番号　185001345000003165

AI のせいで大好きなイラストレーターさんが絵柄を盗まれ、その絵柄で描かれた絵を売られショックを受けていました。立派な著作権侵害です。AI で他人のアイディアを盗み創造物を作ることは人の培った努力を踏みにじる下劣な行為です。

●受付番号　185001345000003166

私は本当に素人なので間違ってるところがあるかもしれません。AI という技術自体は賛成ですが、データ学習元や利用者に対しては制限をかけるべきだと思います。許可なく学習されその人のブランドとしてその絵を出したり、有料依頼(後払い)のラフだけ持ち去って無料で絵を出力するのは、元の人が得るはずだった利益に対して損かと思います。また、児童ポルノや人の裸の写真が元データの画像が出力されるのも危険かと思います。代替案すら思いつかない人間ですが、何かしら対策して頂きたいです。

●受付番号　185001345000003167

著者が AI 学習に許可を出す場合を除き、無許可の AI 学習生成は著作権の侵害にあたる行為です。いわゆる海賊版と同じものです。権利を侵害し著作権保有者に不利な状況を一方的に押し付けるものです

●受付番号　185001345000003168

現段階では AI は規制すべき。理由は、ルールが制定されてない状況で一部の人が悪用しているから。先ず、AI によるプログラムは自律して考えオリジナルを作るレベルに達していません、不特定多数の人の制作物を劣化コピーしているだけです。
問題はやはり AI 学習の元データが盗用な点です。
仮に AI が 1 つと同じ意識を持っていたとしても、今の状況では学者が他者の論文を引用元を公開せずにオリジナルだと公開してるのと同じです。
引用元を明らかにすることが求められます。

●受付番号　185001345000003169

基本的に、AI を使って出力する側のことしか守らないつもりなのが嫌。
AI って集めた情報を別の形式で再出力するだけで、元が存在しますよね？
その元を作り上げた人たちから奪って勝手に使うのとなにが違うんですか、違わないですよね。
アイデアと制作時間への対価をケチりたいだけですよね？？
著作権が存在するものを学習元があやふやなまま学習させて、勝手に使って利益を得たい人たちの味方するようなのが嫌。
創作文化を守るつもりのない考えにはうんざりです。
AI で作られたものは人が作ったものの模倣であるため、AI での創作物に著作権を認めるべからずです。
AI の学習元となった人への対価を払う方法が確定しないかぎり、AI で何かを作った人が対価を受け取ることをしてはなりません。
そして、AI での出力物を使って利益を得た人への罰則を設けてください。
そうでないかぎり、AI での創作など人間の創作を荒らすものでしかありません。
人間の創作者を守ることができないかぎり、AI での創作物に著作権など認めてはいけないのです。
そうでなければ、学習すべきものが枯渇し、いずれ AI だって停滞していくにすぎません。
AI は模倣、元になる情報がなければそもそも発展しないのですから。

●受付番号　185001345000003170

著作権の観点からは生成 AI には断固反対です。SNS の普及によりただでさえ著作権に対し曖昧になっているこの時代に生成 AI を投入すれば、より一層曖昧になります。
一から自身で考え自身の手により創造した作品をどこかの誰かが勝手に AI に学習させる事が現在罷り通っている世の中です。これが続けば一から作品を生み出す人間が誰もいなくなり、日本の誇ってきた文化が崩壊衰退します。
生成 AI に作らせた作品に加筆修正した部分にのみ著作権を適用させればいいというそんな問題ではありません。今まで先人達が培ってきた文化の崩壊を意味します。AI 投入により新時代を築きたいのであれば学習元を全て事細かに記載すべきです。論文と同じ考え方です。でなければ盗作になります。
しかし事細かに記載だなんて現実的ではありません。誰も守りません。
以上のことから日本国民の一人として、日本の大きな文化をこれ以上衰退させない為にも著作権の観点から生成 AI には断固反対です。

●受付番号　185001345000003171

AI で絵が作られていって大好きなイラストレーターの方や漫画家の方たちが筆をおられたらとても悲しいです。創作者の方の作品と二次創作や非公式のものが区別出来なくなってしまうか不安です。大好きな作品や文化を守るのが難しくならないようなある程度のネットリテラシーが広まってからの方が観ている側からも楽しく使えると思います。

●受付番号　185001345000003172

声優の声を無断で使用しAIに学習させて声優のコピーを作ろうとしている人がいたり、イラストレーターの絵を無断で学習させ自分の作品のように販売している人いる現状。これらの無断データでデータ元と競合する生成AI開発するのは不当な権利の侵害行為に該当するのでは。
AI開発を進めるならまず法の整備を整えてからではないのか。

●受付番号　185001345000003173

クリエイター殺す気ですか？？？
切り貼りしてできる絵とか何が良いの？
無断学習いっぱいされてるAI使うなよ
AIのイメージこれだけ悪い中どうしてそんな事すんの
データセットの中身見たのか？
色んなイラスト無断学習する所か児ポ画像とかも入ってるらしいし
ていうか児ポ画像について言及したらその部分除かれたって言ってる人いたけど
ダメだと思ってんならほんとになんでそんな事すんの？
生成AIに文化破壊されて自殺しようとしてる人が増え続けてる
こんなにも皆嫌がってんだよ
絵描き皆困ってるよ
嫌だよ、勝手にAIに学習されてさ
絵描いたことあんのか？無いだろうよ
あったらこんな事せん
終わりだよ、終わり！
日本のいい所全部ぶっ潰れるね！
絵が大好きで毎日描いてる人の気持ち考えてよ！無断学習されて嬉しいと思う！？
クリエイターの著作権はどうなんの？クリエイターの人権はどうなんの？
特定のクリエイターの絵柄を無断でいっぱい学習させてそのデータで女の子が首を吊ってるイラストを嫌がらせ目的で生成してもOKなの？
勝手に子供の画像学習してディープフェイク動画を勝手に作ってもOKなの？
AI生成画像めちゃくちゃ不快です
もうこれ以上見たくありません
クリエイターを潰さないでください
AI使いたいなら別の方法考えて下さい
お願いします

●受付番号　185001345000003174

昨今の SNS、特に X(旧 Twitter)を中心とした、イラスト生成 AI を利用してのクリエイター活動が散見される機会が増えるにつれ、生成 AI 推進派と否定派の言論闘争がよく見られるようになってきた。
その中でも特に、イラストの主権者(イラストを描くひと)がイラスト生成 AI へ否定的な態度を取ると、「イラスト生成 AI 推進派が、主権者のイラストを集中的に学習させ(主権者が AI 学習禁止とプロフィール記載しているにも関わらず)、大量の(主権者の)疑似イラストを作成することで精神的に追い詰める事例」が大量に見られるようになっている。
悪質なものでは、「主権者のイラストに酷似した画風のキャラクターに首を吊らせているイラスト(主権者は首吊りなどのバイオレンスな作風ではない)を作成し、より効率的に精神的加害を加える事例」もあり、その生成 AI を利用したイラスト作成者はあまつさえ、X で首吊りの生成イラストをアイコンにし、主権者を精神病などと揶揄するポストまで行っている。
これは、明らかに生成 AI を武器として用いた精神加害行為、暴力行為であると言える。
イラスト生成 AI には罪がないかもしれないが、使用する人間の人格に委ねるにはあまりに暴力的に使用できるツールであると考える。
また、日本は特に「個々のクリエイターの持つ力によって生み出されたコンテンツ」によりエンターテイメント分野での競争力を強く持ち、少なからず外貨を獲得している側面もある。
これは、クールジャパン政策等で公的にも認められる所であると考える。
イラスト生成 AI により、これらのクリエイト力が簒奪され、更には日本のクリエイターの意欲が削がれる事があればそれは国家としても多大なる損失であり、エンターテイメント業界の停滞、ひいては衰退を招く事態になりかねないと考える。
現に、前記したイラスト生成 AI 推進派の暴力行為により創作物の製作を断念に追い込まれている作家もいる。
このような被害は既に探さずとも見られるような状態にまできており、これから少しでもこの状況を改善するためには、「クリエイター個人が自分の創作物を AI 学習に利用されることに対し NO と発言しているのならばその主張は守られるべき」であり、その主張を守ることこそが人権を守ることであると考える。
それを実現するためには、生成 AI を利用する条件として「その生成 AI が学習している範囲や物をパブリックに公開するべき」とし、その学習内容が生成 AI への学習を是としている作品、内容のみであるかの精査はなされるべきであり、学習 NG としているクリエイターの作品が無断・無償で学習に使われているのであればそれは罰を与えるべきであると考える。
X に上げられてるイラストは規約的に X の管理会社は利用しても良いかもしれないが、不

特定多数に利用されていいとは到底思えない。
日本のクリエイターの創作物は国内のみならず海外にも食い物にされている状況に対し、早急に待ったをかけてもらいたい。
前述した通り、今の状況は長期的にみて確実に国家的な損失を生み出す可能性が非常に高いと見える。
早急に法整備をし、国家的にも抗議をし、日本のクリエイターを守ってほしい。
クールジャパンを謳い日本のクリエイターで儲けようとしているのならばそれくらいの労力はやって然るべき。屁でもないはずである。

●受付番号　185001345000003175

創作者にとって、自分で作りだした創作物というのはアイデンティティの表現であるだけでなく、特にイラストレーターや小説家として活動されている方にとっては生計を立てるための手段でもあります。研究者の方が日々実験を繰り返して論文を発表するのと同じように、創作者は自分の創作表現を向上させるために絶えず努力を重ねています。

そうやって創り出された創作物のデータを生成 AI に際限なく取り込み、似て非なるものとして出力する行為は、創作者にとっての最大の侮辱と捉えます。

また生成 AI の利用者の中には、出力したものを自らの著作物として SNS に発表し収益を得たり、特定の著作者の創作物を取り込んで公序良俗に反するものを生成したりする者もいます。自らの手で創作物を生み出すのに比べると、生成 AI による出力は手間が少なく、短期間に少ない労力で量産できてしまいます。

これは著作者が時間をかけ、丹精込めて創った創作物を踏みにじる行為であると同時に、消費者が安価で納期の短い生成 AI の利用者の方に有償依頼を出すようになってしまうため、創作によって生計を立てているイラストレーターなどの方々にとっては生活面でも大きな痛手となります。

それだけでなく、生成 AI による悪質なポルノが無制限にネット上に流れてしまうため、未成年の目にもそういった物が触れてしまう可能性があります。創作によって生計を立てている方々のほとんどは、ポルノ作品が未成年にとって有害であることを認識し、自らがポルノ作品を創作したとしてもそれが未成年の目に触れないよう万全の対策をしていますが、生成 AI 利用者の多くはそうではありません。

このような事態の悪化を防ぐためには、生成 AI への著作物の取り込みと出力・発表を一律に著作権違反として規制していただくしかないと思っております。プロの漫画家や小説家でなくとも誰もが自由に創作し、発表することができる日本の創作文化は、私たち創作者にとってかけがえのないものであり、生成 AI はその文化を破壊する武器であると私は認識しています。

どうか今一度、生成 AI に対する完全な規制の必要性を検討していただきたいです。どうかよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003176

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安
生成 AI で絵を量産している輩は殆どが本物の作家への劣等感による逆恨みから活動しているので止めて欲しい

●受付番号　185001345000003177

生成 AI を作る時点での無断学習時点で著作権違反と感じる。現行法の規制では不十分だと感じる。
現在の生成 AI は海賊版、無断転載、児童ポルノなどの違法な学習元を使っており、元々からしてクリエイターと被害者の人権、著作権を侵害している、すべての学習元に完全に許可が取れているクリーンな生成 AI が生まれないことにはクリエイターとの共存は不可能に思える。
このままでは未来クリエイターの生まれる数は激減してしまう。現クリエイターに対して恩恵はなく被害しか生んでいない。AI 利用者は定着せず企業のコストカットにしか使われない、そしてカットされるのは権利を侵害されているクリエイターだけだ

●受付番号　185001345000003178

生成 AI が利用されたのか、完全に人の手で作られたものかの見分けが難しく、創作物を素直に楽しめなくなった。
クリエイターの作品を勝手に学習させ利用することは、元の作品を作ったクリエイターの努力や工夫、またそれらに費やした時間を軽く見すぎているのではないか。また無断で学習されているため報酬がないことも問題だ。
最低でも生成 AI を使用した際の明記義務は必要だと考える。

●受付番号　185001345000003179

【AI と著作権に関する考え方について（素案)】を拝見させて頂き、特に論点２の「生成・利用段階」についての意見を申し上げさせて頂きます。
昨今の生成 AI の急成長により、クリエイターとの心理的衝突やディープフェイク動画の問題など諸問題が発生しております。一方で、今後の国際競争における AI 研究を促進する必要性も高まっており、一概に容認や規制を決めるのは難しいのが現状でもあります。そこで、生成 AI によって作られた動画や絵に、制作者の表示義務を課す事を提案致します。
提案の理由は下記の３点です。
【１．クリエイター感情の緩和】
AI 生成物とクリエイターの作品を差別化をする事で、心理的衝突を緩和する事ができ、クリエイター側としては「手作り」としての商品価値を維持する一助となります。また、一部のクリエイターのみを狙い撃ちするような個別の生成 AI についても、制作者を明示する事で責任の所在を明確にする事が出来ます。
一方、生成 AI の研究という観点で見れば、生成物に表示義務が発生したところで研究の促進に律速となる可能性は低いと考えます。
【２．犯罪行為の抑止】
AI 生成物への表記義務を課す事で、ディープフェイクによる混乱や犯罪の助長を防ぐ狙いもあります。仮に AI 生成物を犯罪に利用された場合においても、SNS で拡散される途中で AI 生成物だと気づいた人からの指摘が法的な効力を持つとれば、拡散する範囲を制限する事が出来ると考えます。つまり、「偽物をチェックする人」に一定の根拠を与える事となります。
【３．創作活動の進化の促進】
日本の漫画やアニメーションは海外でも高く評価されており、ここ数十年においても新しい表現や価値を創造して来ました。現在でも多くのプロ・アマチュアが創作活動を行っており、「新しい価値」が創造され続けています。一方、生成 AI によって得られる作品は、絵・動画・音声いずれにおいても過去に作成された創作物を教師データとして搭載しており、出力される生成物も過去の作品を模倣したものであり、「新たな価値」を創造するには至りません。生成 AI によって作られた生成物は、一見すると高い技術によって作られた創作物の様に見えますが、人間が創作した時のような「工夫」や「独自性」を欠いており、そのような作品が氾濫する事は創作活動の行き止まりを意味します。
未来の若いクリエイターが育つ土壌として、生成 AI に近づく事を目標としてしまっては文化の進化を妨げる行為となりかねませんので、生成 AI による生成物と人間による創作物を明確に分け、人間による独自性を確保すべきだと考えます。
以上のように、生成 AI による作品と、人間の作り出す作品を明確に住み分け、共存するためにも、生成 AI の生成物への表示義務を課すべきだと考えます。

●受付番号　185001345000003180

AI の技術はすごい思うが、悪用する人が居る。
その人たちをどうにかしないとダメだと思います。
今はやりたい放題の無法地帯です。
AI か手描きなのか判別できないのも良くない。
イラストを見るたび AI なのだろうか…と疑うことに疲れてしまいました。
・AI を使った場合は発表する際は申告しないといけない。
・イラストに使ったソフト名を記入しなくてはいけない。
・一個人を傷つける為に悪用した場合は罰せられる（罰金や使用権利の剥奪など
など早急に法律を作ったほうがいいと思います。

●受付番号　185001345000003181

海賊版か否かの判断をデータ取集者が判断が現実的ではない
データ収集者が
海賊版かの最終判断をせず
海賊版が疑われたら「一次保留」し
権利元や関係団体　政府の海賊版対策へ
報告し判断してもらう
海賊版対策したい権利元へは
情報が入り
機械学習のデータ収集側も
違法データを収集しなくて済み
問題のないデータセットに近づく
誰も損をしない
人中心の AI 利活用であれば
上記の方法は理にかなったものではないだろうか
海賊版の機械学習を法解釈で容認してしまえば
海賊版対策の強化によって　マンガ出版社の
業績が回復してきた状況に水を差す事になる
また機械学習を目的とした
海賊版経由でのマンガの供給を推進する者達の
出現も予測される
結果として海賊版の増加を促してしまう
海賊版動画も同様と考える
事実、海賊版動画サイトの宣伝ポストもあり
追加の過学習を促す文言もあった
映画にしろアニメマンガにしろ
コンテンツ産業自体が
海賊版とその機械学習によって
本来得るべき利益を失い
マンガ村などの海賊版が横行していた状態へと収縮してしまう
努力がすべてではない
ですが努力し結果を出した者が報われず
その努力の賜物であるコンテンツを
無許諾　無償で機械学習し利用した盗作者や
AI 関連メーカーのみが潤うことが合法となれば

地道にコンテンツを作った権利者やコンテンツメーカーの人達は
その情熱を失ってしまうだろう
いま生成 AI が依存しているデータセットの元となる
大小さまざまの知財の裾野は大きく削り落とされてしまう
仮定の話
大手メーカーから個人事業主まで平等にすべての知財を出し
すべての国民がすべての知財を思うがままにできる
そのために障害になる関連法はすべて法改正し
日本は AI にすべてを賭けるというならば　話は別だ
でも今起きているのは、大手や中小の企業の知財は守る
個人事業主の知財は AI とそのデータセットに食わせるという
差別的な歪んだ著作権法運用でしかない
事実大手テックは自社の知財や自社マーケット
Kindle やゲームパス　iTunes Store などに
登録されたコンテンツを機械学習に使う事はせず
※一部広告では使っているが全部ではない
あくまでネット上からの機械学習を押し進める
技術自体が宿る絵という性質の
コンテンツゆえに防御が簡単ではない
ネットは個人事業主の宣伝や営業　自身の技術の証明の発表を
する場であり　ネット上に絵を上げないという対策をとれない
そういう小さい権利者達の著作物を
狙い撃ちし、法は見逃している
そんな歪んだ世界を
生成 AI と大規模データセットは
産み出してしまっている
もし今の生成 AI が誇れる物であるならば
違法なデータ混入や権利侵害リスクあるネットではなく
自社のコンテンツプラットフォームからの
機械学習によるデータセットを作ってはどうだろうか？
画像系にしろ音声音楽系　言語系にしろ
許諾も還付も可能なストア内コンテンツの
機械学習によるデータセットとその生成 AI を含む AI
そこには違法データも権利侵害リスクもない
良質なデータセットと AI がつくれるのではないか？
もしそれがビッグテックを含む企業側が

難色を示すのであれば
非享受での権利制限は詭弁となるのでないだろうか
企業知財と個人事業主の知財を差別している法以外の
何物でもないない　証明になると考える

●受付番号　185001345000003182

生成 AI により作品を模倣され、私含め周りのクリエイター達は自身の作品を表に出す事が出来なくなっている。
生成 AI に学習する事を禁じていても意味はなく、本人の知らないところでデザインを学習され望まない表現をされ金儲けに使われている。それはクリエイターの信用や仕事に大きく悪影響を及ぼしています。
生成 AI で作り出した物は要明記、もちろん著作権なども存在せず、そして商業利用禁止にすべき。
でなければ今後クリエイターは居なくなってしまう

●受付番号　185001345000003183

生成AIによって、大好きな作家さんたちが無断で模倣され、心と筆を折らないか心配です。
また、「生成 AI 反対派」が、「生成 AI を使っている人間探し」をして確証もないまま個人の創作物を「これは生成 AI を使っている悪い作品だ」というように晒す行為も見受けられます。
自分も趣味で創作をしますが、今の状態だと AI の使用を疑われる可能性まで考慮して趣味をしないといけないのは非常に理不尽かつ恐怖です。
国には、健全な文化活動、創作活動を保護に尽力して欲しいです。

●受付番号　185001345000003184

事実として、創作物を模倣することは人間が人間に対して行ったとしても、罪に問えないものであり、なったとしても、明確に線をトレースした場合くらいです。人の創作物のすべての要素をそっくりそのまま模倣することは、元の著作者からしたら気分のいいものではないでしょうし、ある意味、著作者の「発明」でもある創作物の価値にフリーライドしてると言えるでしょう。それは確かに、褒められるものではないものです。
そして模倣という点で ai を規制することは、そのまま模倣する人への規制にも繋がるでしょう。それは色々とトラブルを招くでしょうが、同時に、模倣の正しいやり方（一つの創作物をそっくり模倣するのではなく、複数の創作物から模倣するやりかた）を人に与えるものだと思います。

●受付番号　185001345000003185

お世話になっております。
意見募集とのことで、引用形式で恐縮ではございますが、創作が好きないち個人としてイラストに重点をおいた意見具申のほうをさせていただきます。
1．はじめに
「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた」
　まず、この一文を撤回いただきたく思います。
　なぜなら、生成 AI 利用者はクリエイターですらないからです。同じクリエイターなら他者の作品を「ただの学習データおよび素材」といったようには見ません。そういった方々の SNS などを少し調べれば、生成 AI 利用者は作者や作品を「そういったもの」として見ているとすぐにわかるかと思います。
　そういった方々をクリエイターとして扱うのは、本当のクリエイターの方々に対しての侮辱でしかありません。
2。検討の前提として
（2）イ項のウ　「享受」の意義及び享受目的の併存
「他人の著作物を無断で、あるいは無断転載されたデータを用いた学習データをモデルに出力し、それらを SNS およびコミッションサイトなどに投稿し、作者に還元なく不当に利益を得ている」というのが現状なので、生成 AI 利用者は例外なく「享受」目的以外で出力してはいないと個人的には思います。
　享受目的でないのなら、わざわざ公にする必要はない（自己満足といった私的利用の複製＝無許可でも許されている範囲）で終わる話のはずですので。
5．各論点について
（イ）学習済みモデルの廃棄請求について
「AI 学習により作成された学習済モデルは、学習データに用いられた著作物の複製物とはいえない場合が多い」とありますが、これまでの記載や生成 AI 利用者の発言などから複製かつ違反にあたると個人的には考えます。
　もうひとつの根拠として、複製でないのであれば、「イラストレーターのサインまでも完全再現に近いレベルで再現された状態で出力される」といった点に対しての説明がつかないということになります。
　サイン自体は著作権の対象ではないですが、絵に記載されたものである場合は芸術的対象となるので違反になりえるかと記憶していますし、現状の AI システムは「様々な創作者から学習データをそのまま剽窃しては切り貼り改変し合成後に出力している」だけに過ぎないと思うので、元をたどれば許可のない転載やコピーペーストなどが発端には違いありませんので、そういった点からも複製かつ違反にあたると考えます。
　また、「学習データである著作物と類似しないものを生成することができると考えられる」

とありますが、それはあくまで「することもできる」というだけで、元となったデータ（無許可）があるということは変わりません。

そのセットなどを用いで著作者に還元なく不当に利益を得ていたり、果ては特定のイラストレーターの作品を学習させ罪を被せるといったことすらも可能になりつつありますし（公式が明確な禁止をしている内容に抵触するイラストを第三者が生成AIを用いて投稿する/そういった実例が既にいくつかあります)、結果的にはほとんどが侵害目的に行きつくかと個人的には判断します。

モデル作成などは特に個人や絵柄を狙い撃ちして学習させるわけですから、明確に享受目的でしょうし、そこに関しては言い訳の余地もないかとも考えます。

ですので、権利者から訴えがあった場合は、「そのモデルにその権利者のイラストなどが学習データに含まれているかいないか」で判断すべきでしょう。

「無断で転載され利用されタグづけされモデルにまでされたのに、権利者のはずの作者には還元もない。さらにはそれが不正だとも複製だとも認められない」というような状況にでもなったら本当に泣き寝入りです。

それではあまりに作品を作り上げたクリエイターの方々が可哀想では？　著作権や作品の保護というのは一体何なのだろう？　法は正規の権利者ではなく悪用した泥棒の味方か？　とすら思います。

「AIと著作権に関する考え方について」を拝読し、個人的に思ったことは以上となります。

その上で、どうにも「クリエイター側」と「文化庁含めた国政側」それぞれで、「生成AIのシステムにおいての理解」といった部分から「何が問題か」、「その問題はクリエイター側にとってどれほどまでに大きいのか」に至るまで、すべてすれ違っては噛み合っていないような印象を受けます。

ですので、今回の機会において、他のクリエイターの意見なども参考に、その上で双方ズレている部分の認識などのすり合わせになればと微力ながら願っております。

以上、拙い文章ではありますが、失礼いたしました。

なにとぞよろしくお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000003186

イラストの生成 AI というのは
そもそもが「既存イラストの切り貼り」だということをご理解頂きたい
創作ではないのです
現状は無法地帯で、いわゆる「AI 絵師」という絵心も何も無い者たちが
AI を使って収益やイラストレーターの尊厳を侵しているのです
車で例えるなら無免許運転で乗り回されてるくらい危険な状態です
無くせとは言いませんが、免許の代わりになるような物が必要なのです
経験を積んだプロ達の技術や尊厳こそ守られるべきではないでしょうか
AI に集中的に個人の作家の作風を学習させ、それを出力した物は
ほぼその作家の作風が出てきます、当たり前ですよね
ただのコピーなんですから
それを全くの素人が「自分の物」として、自分が描いた作品だ、と主張したり
商売して何もないのはおかしいとは思いませんか？
何も対策せず認めれば 10 年以内には日本のアニメ・マンガ文化衰退しますよ
創作ではないのですから、技術は物じゃないのです
海外でも相当な批判や規制も始まっているのをご理解ください
先進国気取りで無策で認めれば日本の恥です

●受付番号　185001345000003187

顔を晒す仕事をしています。自分の顔写真が AI に学習されて、自分の知らないところで自分の顔を生成されていたり、それをアダルト系コンテンツや犯罪に悪用される可能性があって怖いです。この素案ではそういったことになっても削除要請が通るか不安です。
また、何年も努力して得た技術で作られた絵や文を AI 学習のデータに用いて、簡単に模倣できるようにされてしまうのは納得がいきません。この素案では完全一致レベルで似ていないと取り締まってくれないように読めました。創作物を見る時にいちいち AI 生成か否かを確認しないといけないのも嫌です。AI に絵柄を学習されたために自分で描いたのに AI 生成だと責められて筆を折ってしまった人を知っています。筆を折る人が相次げば日本の創作文化そのものの破壊に繋がると思います。アニメやマンガにタダ乗りしてクールジャパンを名乗りたいなら無許可での学習利用を犯罪行為にするなどもっとしっかり規制してほしいです。

●受付番号　185001345000003188

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000003189

5 の項目について、クリエイターであり消費者である立場から。
学習に制限をつけないと筆を折るクリエイターが増えて AI の独壇場になる可能性があります。
そうすると日本の創作市場はつまらないものになってゆくと思います。
イラストや漫画を嗜まれない方もいらっしゃると思うので、小説で例えます。
お気に入りの作家の例として[redacted]の名前を拝借します。
既に存在していますが「[redacted]の文体で話を作る AI」を使用し作品の販売や AI の使用に制限をかけなければ、廉価版の[redacted]を無限に生成、摂取できてしまいます。
いずれ作家本人が時間をかけて作品を発表しても売れなくなり、本物の[redacted]は筆を折り、廉価版の[redacted]しか残らなくなります。
これがイラストだけでなく、漫画や映画にまで影響が及ぶことが予想されます。
著作権があるものの学習、著作権があるものを学習させた AI の成果物の発表・販売には制限、ペナルティを設けるべきです。
イラストだけでなく、当然学習は写真にも及びます。
世の中に顔写真が出回っているのは我々一般市民より、圧倒的に政治家の方々が多いと思います。
顔写真を学習させた AI を利用し、実写のようなイラスト・漫画・動画は既に作られ問題にもなっています。
生成 AI は著作権だけでなく、肖像権や名誉にも影響を及ぼします。
実在する人物を貶める画像の例として、ポルノ画像も生成されています。
これは女性だけが被害に遭うものではなく、男性も危険にさらされます。
例えば、有名人が性犯罪をしているような画像も作れてしまうということです。
AI の学習は利用者が自分で撮った写真や、著作権フリーのもの以外は学習禁止にするべきです。
著作権は難しい問題で、一般的に著作権が切れていると思われるアーティストでも、アルフォンス・ミュシャのように家族などが著作権を更新している場合もあるので知識がない者が簡単に学習、生成できる現状は本当に危険です。
国際問題にも発展する可能性があります。
多くのクリエイターはそういうことまで考えながら作品を時間をかけて作っているのです。
目に余る AI 生成で金儲けをする人達は目先の利益しか考えていません。
そのようなならず者ではなく、国の財産になり得る素晴らしいクリエイターたちを守る法案になる事を祈っています。

●受付番号　185001345000003190

現状「他人が長年の鍛錬で習得した技術をもって作成したイラスト」を学習させたAIによって生成したイラストが、AI絵師を名乗る者によって我が物顔で販売されている。
これが合法となれば、文化の衰退が起こる。
また、赤の他人の幼児の写真をAIに学習させて作成した幼児の卑猥な画像を販売する不届者もいる。
絶対に無許可でAIに画像を学習させることを認めてはならない。

●受付番号　185001345000003191

クリエイターを守るために、生成 AI には厳しい規制をかけるべきだと考えます。
現在生成 AI に利用されているデータセットの中には、
学習を許可していない著作物が多数含まれています。
本人の意志表示を無視し学習されることは、
クリエイターにとって大変迷惑であり不利益を被ることです。
現状の生成 AI は、多くの著作物を機械にかけて
組み立て直すだけの「著作権のロンダリング」行為に過ぎません。
そしてその行為を裁く明確な法律がないため、やりたい放題となっています。
クリエイター個人に対して AI を利用した嫌がらせ行為も確認されています。
厳しい規制と法整備を求めます。

●受付番号　185001345000003192

生成 AI 利用者=海賊版製造者であるということをまず理解ください。
クリエイターは奴隷ではありません。生成 AI を認めるということはこれまでの功績や実績を奪いこれからのクリエイターの人生そのものを奪う行為であり到底認められるものではありません。
無許可で対価なく著作物を生成 AI 学習に使用し、対価を支払わず製品開発をするという行為が問題であるということは考えるまでもないことです。
すでに特定のイラストレーターの絵柄を集中学習させ、二次創作ガイドラインで禁止されているコンテンツの R-18 画像生成など、学習元となったクリエイターへの明確な損害も発生しています。
これ以上被害が広がる前に生成 AI 自体を禁止して下さい。

●受付番号　185001345000003193

生成 ai を受け入れることはクールジャパンの崩壊と同義です。
生成 ai はこれまで築いてきた文化を破壊する技術です。
ai はあくまで全体の均一化でしかなく、個性が埋没します。人が作り出す創作は既存の作品の影響を受けつつ色々な個性がぶつかることで、新しい作品が生まれています。昨今の日本の漫画、アニメ文化はそれに支えられています。
国としてクールジャパンを掲げるのであれば、クールジャパンを作り上げている人たちに対して石をぶつけるような行為は控えるべきだと思います。
生成 ai を認めてしまえば今クールジャパンを支えている人たちが筆を折り、人口が減り、いずれクールジャパンなどと銘打つこともできなくなります。実際に生成 ai の登場によりイラストを描く方々は対応に追われ、創作活動が圧迫されている事例が増えています。
いち読者としても均一化された絵、均一化された話、均一化された文章を読みたくはありません。
クリエイターに対してリスペクトをしてください。クールジャパンを掲げるならば、せめて、文化を支えている人の足を引っ張る政策はやめてください。
他国がなぜ法的に規制しているところが多いのか。当然です。これは表現規制とは全く別の問題です。

●受付番号　185001345000003194

AI ではある人の画風、作風などが一定程度模倣することが既に可能となっており、たとえばイラストのケースで言えば、これまでであればゲームイラスト、挿絵などの絵を人間に依頼していたところを、経費削減などを目的に AI を利用することも不可能ではなくなっている。
実際に、それで大量のクリエイターが失職した事案があり、日本でも個別に、静かに失職している人もいるのではないだろうか。
また、プロの作品と作風を似せて、性的なもの、暴力的なものを出力することも可能であり、学習元となった人は「それは自分の作品ではない」と自分で証明しなくてはならないし、仕事内容によっては（子供向けなど）仕事先を失うことにも繋がりかねない。
だが、プロとして活動していた人達、プロに匹敵する実力がありこれから世の中に出ていこうとしている人たち、その他クリエイティブなことに関わる人達が AI の学習元として作風を吸収され、クリエイティブな仕事で生活していけなくなり、職を離れていく流れを看過することはできない。ただでさえ中国、韓国に追い付かれ、追い抜かれようとしている（一部では追い抜かれてすらいる）アニメ、ゲーム、漫画などの娯楽を支えるのが、「過去の作品」とプロではない人達の作品を吸収しただけの AI では、新しいものは生まれてこなくなってしまう。
娯楽は、ごく一部の天才が作っているわけではない。
多くのクリエイターがいて、様々な娯楽が生まれてこなければ、新しいもの、面白いものも出てこなくなる。
AI で学習した結果の利用の制限、学習元となった人々の権利の保護など、早急に、更に活発に議論する必要があるだろう。

●受付番号　185001345000003195

手描きとAI絵の判別がつかずクライアントとトラブルにならないかということが心配です。
現時点ではAI生成は特徴的な部分も多いですが、時代が進み技術が進むと判別は更に難しくなることが予想されます。無断で他の作家さんの絵を学習させ、自分の作品として販売する悪質な人がいます。そんなことを許容していたらクリエイターだけが損をする仕組みになってどんどんクリエイティブな人達が衰退してしまいます。
どうか、上記の件について慎重にご検討していただけると大変有ありがたいです。
生成AIは規制、もしくは免許制にして欲しいです。
資格試験をちゃんと突破したという事実をつくり、免許を取得したことをクライアントに説明すればAI生成での知識の齟齬が少なくなり、仕事の信用度も増すと思います。

●受付番号　185001345000003196

画像、音声、映像といったものは許可なしでAIに読み込ませるのを禁止にして欲しいです。
長年培った技術を本人の許可なく誰もが簡単に奪える状況は「凌辱」といっても過言ではないのではないでしょうか
奪われた方はさぞ悔しい思いをなされてる事と思います。
またAIに作られた画像、音声、映像によってデマが沢山でてくるのを恐れてます。
是非とも法をきっちり作って頂きたいです。
何卒よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003197

大好きな作家さんや、自分の家族や知り合いたちの写真などを勝手に使われ悪用されるのは普通に考えて嫌すぎる。
さらにそれを「自分の作品です」って言われ稼いだり不特定多数の場に晒すのは有るまじき行為で、絶対に防ぐべきこと。他人のものを使って生成するのはもうクリエイターでもなんでもない

●受付番号　185001345000003198

自分や家族、友人、自分の子供、あるいは児童までもが悪意ある人間に顔写真を使われ、個人を特定出来る程元写真に似たグロテスクな画像や性的描写な画像に作りかえられ、金銭等の強要、脅しに使われる事になります。そして、これはAIが描いたものだから合法だと名誉毀損、プライバシー侵害の画像が世に出回る事になります。その認識はありますでしょうか。どれだけの方が被害を受けるのでしょうか。今の状況をもっと最悪にする事になるだけです。この素案に関わった人間も決して例外ではなく、顔面さえあれば誰にでも起こりうる事なのです。
そして、PDF10ページ後半、11ページ前半に記載されている、学習データは切り貼りではないとされるとの事ですが、生成画像はこの世にある多くの絵や画像の切り貼りです。無断転載です。

●受付番号　185001345000003199

４．関係者からの様々な懸念の声について
AI を悪用した嫌がらせや営業妨害のような活動が横行している以上
AI の活用についてはもっと厳重な法整備が必要だと思います。

●受付番号　185001345000003200

好きな漫画家さんや絵描きさん、作家さんや俳優さんたちがいます。そのクリエイティブな人たちの技術だけが盗まれて、AI に仕事が奪われて生活が出来なくなるということがあってはならないです。
「あなたたちの技術を全てコピーしました。なのであなたたち『本物』はいらないです」となる未来が来ると思うとおぞましいです。
例えると、「今いる政治家の皆さんの技術を全てコピーした AI たちがいるので、今いる政治家の皆さんはもうお仕事せずに家で寝ててください。AI たちが政治をします。さようなら」みたいなことがおこるというイメージです。極端な例えですが…。
すでに絵画技術を盗まれて、悪用されている人もいると聞きます。
AI という技術が全て悪いというわけではなく、AI を悪用する人が悪いですし、AI を簡単に悪用出来てしまうような今の現状が良くないと思います。
AI 学習は許可制で、もし無断で行ったら重い罰則&学習元の作家さんたちへたくさんお金を払うこと。
のような制度とか法があると良いのでは？と思います。
作家さんの技術を JASRAC とか商用登録のように出来れば良いような気もしましたがそれは普通に無理だと思うので（絵や漫画を描く人は、必ずしもそれを職業にしているわけではない。趣味で楽しんでいる人も多い）『本物の、ちゃんと生きている作家さんたち』をしっかり守ってください。

●受付番号　185001345000003201

一通り内容を確認し、こちらの書類に関するクリエイター様の意見も拝見させていただいた上でこちらに私一個人の意見を書かせていただきます。
まず、貴様ら恥を知れ。人の創作物に対して配慮ないのかこのクソども。なんのためにお前ら組織存在してんだよ。要約するとここに書いてあることはAIによそ様の創作物学習させて生成したものに少し手を加えたらそれが生成した本人の著作物になるってことだけど意味わかるか？ふざけるな。創作物とはその人が真剣に向き合って作られたものだ。それをどこの馬の骨ともわからんアホが機械に読み込ませて少し手をくわえてはいこれ私のですと言う事の卑劣さがあんたらは全然わかってない。貴様らはこのような創作物に関するの法整備をする人間の端くれにもおけない。もはや秩序ある人間と呼ぶのも憚られる。創作者本人に全くそのつもりがないものが公序良俗に反する作品に使われたりすることもあるんだぞ。何度でも言う。ふざけるな。よくもこんな穴だらけの規制を考えれたもんだ道徳のある子どものほうがまだマシな考えしてるぞ。ＡＩで人様の絵や創作物を学習させてつくられた絵及び模倣物は全面違法にするべきだ。人が何年もかけて会得した技術で純粋に好きだという気持ちで作ったものを踏みにじる行為に貴様ら今、加担しようとしていることを自覚しろ。わかったか？

●受付番号　185001345000003202

4.関係者からの様々な不安の声 について、クリエイターの立場から意見を送らせていただきます。
⑵自らが時間をかけて制作した著作物が生成 AI に学習され、侵害物が大量に生成されうること
我々クリエイターは何十年と時間をかけて技術を磨き、自分の作風を作り上げてきました。
作品の制作にかかっている時間は、それ単体の制作時間ではなくここまでの積み重ねてきた時間の累積で考えるべきです。
それを一瞬で AI に取り込まれ粗雑な類似品ものを大量生産されることは、耐え難く努力を踏みにじられる体験です。
著作権の根底にある思想は、製作者の努力と苦労に敬意を払い略取しないようにしようという事だと理解しております。
生成 AI にはクリエイターへの敬意がありません。
また、既にネット上では悪質な生成 AI 利用者がクリエイターに対し「お前の作品は生成 AI の肥やしでしかない」というような旨の発言をしたり、特定のクリエイターの作風に似せたものを生成してなりすましたりといった加害行為を行っております。
加害によって傷つけられたクリエイターが筆をおったり自殺寸前まで追い込まれたりもしており、断じて許せません。
少なくとも個人が生成 AI を利用できる範囲については一定規制が必要だと考えます。
⑶生成 AI の普及によりクリエイターの仕事が奪われること
仕事を奪われること自体も問題でありますが、生成 AI の場合は単純に仕事を奪われるのではなく「自分が時間をかけて生み出した成果物だけを略取され、意図しないキメラ状態にされた上、その存在によって仕事を奪われる」ことが問題なのだとご理解ください。
また生成 AI は非常に高速に大量の生成ができる点が特徴ですので、一度リプレイスが起これば一気にクリエイターに仕事が回ってこなくなってしまうという被害規模の大きさも考慮すべきです。
日本の農家が品種改良を重ねて作ったリンゴを他国に持ち帰られ、勝手に他の品種と交配されて栽培された上、「うちの国のリンゴです」と銘打って日本に大量輸入されたら許されるわけがないと思います。
生成 AI がやっているのはそういうことです。
なお＜AI利用者の懸念＞にある⑶努力せずに作品を作って世に出しているのではないかという冷評 について、
クリエイターとして言わせていただくと「当たり前」でございます。
プロンプトの生成にも努力がいるという意見も存じております。
ただそれはクリエイターが自力で作品を生み出すのにかかった努力の足元にも及びません

し、所詮は他人の作品がなければ生成もできないフリーライド模倣物が何を言っているのか全く理解しかねます。
以上です。

●受付番号　185001345000003203

近年無断でイラストや声優さんの声をAIソフトに入力して事例が見かけました。
人の作品を無断でAIソフトに入力する行為は将来創作する人の人口を減らします。人の創作の多様性も消え去っていきます。企業がコスト減らすために、絵を描く人の作品をAIで学習して使用することが予想できます。それは絵を描く人の財産を盗む行為であります。それの影響を受けて、絵を描く人の給料も下げて、居なくなるでしょう。
イラストに限らず、人の写真を無断でAIソフトに入力する行為も見かけます。芸能人に限らず、一般人の顔を裸の画像や映像に張り替えた事案もあります。子供の写真を使っての卑劣な行為も見かけたことがあります。まだ、AIの技術はリアルになっていてます。不要なトラブルも生みます。
声優さんの声をAIで学習して、AI声を作り出す事案もありました。それは声優さんたち長年磨いたスキルを盗む行為です。このままだと、声優という職業は潰されます。将来は学習元（声）も無くして、何も生み出せないでしょう。
よって、AIソフトへの法律的な制限を求めます。AIソフトのユーザーにも承諾を得たとの証明が必要と思います。
まだ現在の無断使用する人たちの言い訳は法律を違反していないと無茶な弁明しています。無断使用した人への罰も考えるべきだと思います。
AIは本来未来をもっとよくにするものだと思います。例えば、絵の背景を描くのを手助けする。今になって、AIに対するマイナス感情持ち人が大多数です。いいものをいい方向で使うのが人の生活の進歩に繋がるだと思います。
法律的な処置は必要です。
よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003204

3
(1)
多くの作家の作品が、無報酬かつ無断で使用されている。許可を取るという行為も行っていない。
その他にも様々な問題が露見した後、「AI で作成された作品の公開、販売を禁止する」とした利用規約が追加されたサービスで、「AI を使用していないにも関わらず、販売品を販売停止にされた」というケースがあった。
その作家はサービス運営者に作品が出来上がるまでの過程を始めから完成まで提出したが、認められなかった。
端からみたら「AI で作っているのか、いないのか」という確認が取り辛いからだろう。
この逆の事が起こり得る、またはどこかで起こっている事は想像に容易い。
私も作家の端くれであるので、自分の作品が知らぬ間に他人のものとされているかもしれないと考えると不安だ。
現在、イラストや音声など、「誰の作品かわかりやすいもの」がよく問題視されているが、小説等の文字だけの作品の盗用もあるかもしれない。
難しい問題ではあるが、賢明な判断がなされる事を願う。
作家の命を奪わないで欲しい。

●受付番号　185001345000003205

自分が描いたものを勝手に AI に学習されるのが本当に嫌
AI が学習するものは著作権を持つ人間が「これは学習しても問題ないです」というものに限って欲しい。できないなら生成 AI 自体を禁止にしてもいいと思う

●受付番号　185001345000003206

・意見該当箇所
P29、１１行目「なお、ここでいう「表現上の本質的な特徴」に具体的に当たるものについては、」
・意見の概要
当該箇所の問題点は、「表現上の本質的特徴」という判断基準のあいまいさにあります。この不明確な概念規定が、著作権者による AI 生成物への恣意的な権利主張を招くおそれがある点です。これは創作活動への萎縮を招き、文化発展の妨げとなりかねません。
本論ではこの点を論証していきます。論点は判断基準の明確性不足がもたらす弊害であり、結論は基準の厳密な規定あるいは削除を求めるものです。
・意見の理由
「本質的特徴」の定義が不明確な現状では、著作権者による恣意的権利行使を招く危険性が高く、看過できません。可能な限り判断基準を明確化する必要があると考えます。
「本質的特徴」の定義が不明確な現状では、著作権者による恣意的権利行使を招く危険性が高く、看過できません。可能な限り判断基準を明確化する必要があると考えます。
例えば、ある作品を発表したイラストレーターA がいるとします。この作品を見た別のイラストレーターB は、この作品が自身の著作物における「本質的特徴」を共有しているとして訴訟を提起する場合が考えられます。この場合、「本質的特徴」の判断基準が不明確であるために、イラストレーターA 側においてイラストレーターB の過剰な権利主張を覆すことが困難となります。
また、別のやり方としては事前に大量の AI による生成物を創作物として発表しておき、全く関係ない善意の創作者に対して「パテントトロール」のように訴訟を起こして、賠償金や不当なライセンス料を要求することが考えられます。
第三者の創作者からすれば、仮に訴訟を起こされなかったとしても、「訴えられるかもしれない」という恐怖から、創作活動を止めてしまうことも考えられます。
こうした訴訟抑止力が欠如する状況においては、文化の発展を望むべくもなく、創作者側の萎縮を招く要因となりかねません。
判断基準の明確性を高めることこそが、過剰な権利主張による文化活動への悪影響を緩和するために必要不可欠な要素であると言えましょう。この点は改善されるべきでしょう。
また、たとえ定義を試みたとしても、判断の困難性から恣意性を拭い去ることは難しいかもしれません。その場合は、そもそもこの不明確な文言を設けること自体の妥当性に疑義があるため、むしろ削除を求めたいと考えます。
この文言を削除した場合、判断基準の明確性が向上し、予見可能性が高まります。例えば生成 AI 開発者は、学習データ選定の目安を立てやすくなるでしょう。利用者も生成物の利用範囲をある程度予測できるようになると考えます。また、著作権者としても侵害のライ

ンについてある程度見当をつけやすくなります。
この明快性こそが、文化活動の円滑な発展に資する要件であると言えるでしょう。
以上より、「表現上の本質的特徴」という文言そのものを削除し、判断基準の明確性・客観性を高めることこそが妥当な対応であると主張します。また、明確化が困難であると判断される場合は、この不明確な文言について削除を求めたいと考えます。

●受付番号　185001345000003207

個人としての意見です。
私はイラストレーターとして活動すべく勉強している者です。
生成 AI を用いて、絵を出力する活動に対する批判は無いではないですが、そのような技術が出来、一般的に用いられるようになってしまった以上は追求すべきところでは無いと考えた上で以下の意見を述べます。
生成 AI の学習元として、個人が著作権を有する作品を無断で使用することは、これまでの著作権のあり方としてはセーフ、になるのかもしれません。しかしながらこの著作権は生成 AI を前提として守られてきたものでは無いためこれまでの著作権ではセーフだからこれからも大丈夫、という訳には当然いきません。し、納得もできません。作家がこれまで磨き、積み重ねてきた技術を盗むような行為と同等であり、また個人がこれから活動するにあたって障壁となるような行為を許すことはできません。現在、無断で生成 AI の学習元とされた方が、生成を行った本人に対し削除要請を行っても無視されるといった事例をいくつも目にしています。また、生成 AI の学習元とされたであろう作家の絵柄の特徴を持った AI 画像が蔓延った影響で、作家に対して「これは AI ではないのか」と批判する人々が現れはじめ、また、AI 画像でよく見るような絵柄の絵を見た時に、どうせ AI だろう、という第一印象を抱いてしまう人が続出しています。これが学習元とされた方の活動を阻害することになることは明らかです。このような現状で私はイラストレーターとして活動したくありませんし、できません。生成 AI の学習元とするもの(絵に限らず、写真等も含む)に関して、それを所有する者に対して同意を求めないもの、同意を得られなかったものに関しては使用を禁ずるなどして、作品と作者を守ってください。これが守られなかった場合、作品の権利者が相手に対して異議申し立てできるようにして下さい。どうかイラストレーターに限らず全ての AI を使用しない作品を作る人々のために、作品を守る権利を。

●受付番号　185001345000003208

生成 AI は禁止するべきだと思う。生成 AI は、著作権を侵害していると思う。描いた側の人間が許可していないものを勝手に AI に学習させることはまず倫理的におかしいと思う。現在では特定の作者の絵柄を学習させ、自殺を助長させる悪質な成果物を生成したり、作者がやめろと声をあげても自作自演だと言ってまともに取り合わず、生成 AI の方が上手いなどといった作者を意図的に煽るような発言や、包丁の画像を送りつけ、殺害予告をする事件も見られた。そういったものによって、創作者の精神が疲弊している姿を何度も何度も見た。生成 AI を使っている人のほとんどが作者もその制作物のことも軽んじているように見受けられる。その態度によって作者が筆を折る場面もたくさん見てきている。本当に未来の文化の発展を願うなら、自らの手で創作する心を持った人たちを増やす世の中にするべきである。不安が残る今のような状況では、創作することすらもままならない。許可を取ったものから AI が生成すれば良いという話も一理あるが、生成 AI であることを隠したり、生み出した過程について偽りのことを述べることもよくあり、本当に許可をとったのか、どこから生成したものなのか、そういったことをはっきりさせるのにはあまりにも時間も精神も削られてしまう。その時間こそが一番無駄である。はっきりと禁止するべきである。

また、人間がつくり出したものは知的財産だと思う。AI は世の中を便利にするために生まれたものではないのだろうか。芸術とは便利か不便利かという判断で良し悪しが決まる訳でもない。人間が色々な考えを巡らせて作られたものを、さらにまた人間が考え、新しく構築することこそが未来の文化の発展のように思える。生成 AI はどうあがいても二番煎じでしかなり得ない。生成 AI が生まれたことでよかったと思ったことは一度もない。生成 AI は禁止してください。沢山の創作者が傷ついています。よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003209

海外では裁判や規制などの動きになってきているのに、いち個人の趣味でイラストを描いたりする人口がとても多い日本でちゃんとした議論なくAIを推進するのはおかしいと思います。
自分で考え、ちゃんと手を使って描いた絵が勝手にAIに学習され、他人が文字を打つだけで出てくる【無料の素材】にされてしまう事は絵を描く人間にとってどれほどのことか。
筆を折る人もいます。
日本の文化を壊しに行っているようにしか思えません。

●受付番号　185001345000003210

生成 AI のデータセットに他の人が描いたイラストを無許可で勝手に組み込み、そしてその AI を使ってイラストを出力し金を稼いでいる人が多くいます。
これは、AI を通して他人のイラストを盗んで金稼ぎしているようなものです。
このようなことが許されていいはずがありません。イラストにも写真にも著作権が存在しています。
データセットに著作物を組み込む際には、著作権を持っている所に確認を取り、そして使用料を支払うべきです。もちろんデータセット内の著作権フリーでない全ての著作物にこれを行います。
それができないのなら規制すべきと考えます。
「他人の著作物を勝手に使わない」というだけの話です。

●受付番号　185001345000003211

他人のイラストから生成 AI を使って画像を出力し、利益を得るような人間が既に存在する以上、いくら細かい規則をつくったところで彼らがそれを遵守するとは思えない。自分にとって創作物を閲覧することは人生における生きがいであり、一から構想を練って創作する方々のモチベーションが他者の努力を蜜を吸うように利用する者の所為で下げられるなどということは言語道断だと考える。

●受付番号　185001345000003212

今現在、社会には多くの AI 画像が存在しています。その多くがほかの絵師の方のイラストや他人の顔の画像を違法に使用して作られていました。私も実際に描いたイラストを AI に取り込むから～とイラストを依頼してきた方に言われました。このような出来事はイラストを描いている人に対する侮辱であると私は考えます。

　また、AI は著作権を侵害していると思います。しかし、たくさんのイラストを取り込んだ AI から著作権を侵害しているという根拠を探すのは難しく、泣き寝入りしている絵師もいます。その AI を取り締まる法律や、AI 使用して他人のイラストを盗用することを禁止していただきたいです。

●受付番号　185001345000003213

AI で生成した画像を自分が描いたと偽って収益を得る行為が横行する可能性が高いです。
実際にそのような行為が既に起きています。

●受付番号　185001345000003214

特にイラスト生成 AI についての問題をよく目にします。
１．生成 AI を使用している人のモラルの無さと無秩序さ。学習元のクリエイターを軽んじる暴言。
２．本来であれば学習元のクリエイターに来るはずだった依頼が、生成 AI を使用した別人が安価で依頼を受け納品をしている。
３．自分で描いていないものを、さも自分が描いたように扱われる被害。
なんと言っても１の SNS 上での諍いと、イラスト生成 AI 使用者の態度は腹に据えかねます。
現在使用されている生成 AI への規制、新しく出る生成 AI への法整備、なりすまし被害への理解を願っております。

●受付番号　185001345000003215

手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000003216

意見の概要
生成 AI を厳しく規制して欲しい
意見及び理由
SNS では現在、生成 AI に関するトラブルが大きくなっています
一部クリエイターへの誹謗中傷、殺人予告等
一刻も早い AI に対する規制や規則を求めます
自分は能登半島地震の時 SNS にて、生成 AI を使ったフェイクニュースを見てから
危険性をより間近に感じました
現代のインターネット社会においてこの問題は文化面だけの問題ではなく、状況によっては人命にも関わってくる問題だと考えています
上記の通り私は生成 AI には賛同しかねます、以上よろしくお願いします

●受付番号　185001345000003217

AI に素材にされて AI 利用者には用済みとバカにされて、もう絵を描く気がなくなりました。

●受付番号　185001345000003218

「AI と著作権」に関しては、これまでの文化庁ガイドラインや、現在の素案に則った運用でおおむね問題ないものと考えている。
ただし SNS 上では個人クリエイターとそのファンを中心とした無理解や勘違いに加え、AI に対する嫌悪からくる感情のまま AI 利用者や利用企業を誹謗中傷する動きがあり、全く問題とならない利用方法であってもいわゆる炎上リスクといった問題を抱えてしまっている点が利用に際する一番大きな足かせとなっていると感じる。
彼らが懸念しているような「剽窃、ディープフェイク、市場の飽和」といった点は理解できるが、ガイドラインや素案の通り現行法で対応できるものばかりであり、そもそも AI を利用せずとも発生する事象であるため、解決策は AI をどうにかすることではない。
AI は非常に便利で強力なツールであり、これの学習や利用に対して安易な規制がかかるような事態は単純に企業クリエイターの生産性、ひいては国際競争力の足を引っ張ることにしかならない。
一部のインフルエンサー的な個人クリエイターの好みやモチベーションのために、大規模な映像やゲームや音楽、漫画や出版に携わる多数の無名な企業クリエイターの利便性が脅かされてはならない。
誰もが AI を大手を振って使えるような啓蒙活動を望みます。

●受付番号　185001345000003219

5.各意見項目(イ) 著作権関連の項目について
一般的に著作権が生じにくいデザイン等(リボンやメガネの形)は手描きのみの時代と同様の対象で問題ないかと思われます。
私は、特定のクリエイターや会社が持つ作風を無断で AI による盗作を行い、元の作風の人物への風評被害や不利益に繋がることを懸念しています。
これは AI による不完全なクオリティが蔓延することでの、”日本のクリエイトは落ちぶれた”という海外の評価にも繋がり、AI による被害で元の作風のクリエイターが筆を折ってしまった場合、貴重なクリエイターを失うことにもなります。
では、どこからを盗作と見なすかの基準の一つとして、”模範となったであろう人物(会社)の作品が無くなったら AI が成り立たなくなる場合”としてみます。
例えば「空」を AI に出力させる時、様々な空が出力されますが一人のクリエイターが被害を被る範囲ではないと考えます。
しかし、「〇〇が描いたイラストを元にしたイラスト」や「造形、色等が何かの作品と酷似した指定でのイラスト」等は限りなく学習元作品が絞られていきます。
こういった場合は、AI の規制が必要になると考えます。
AI そのものを否定したい訳ではありませんが、オマージュを超えた AI 作品の増加、話は少し変わりますが AI による画像検索汚染も酷いものだと感じています。
AI の管理については、情報提供元、AI 使用者、共に許可制や免許制にするといった統制を行わない限り、倫理観の破綻したユーザーが作り出す AI 汚染(ポルノ案件も含む)は止まりません。
マンガ、アニメ文化を守るのみならず、写真や web 上で得られる情報汚染を止めるためにも、国での規制、統制が入ることを期待しています。
もう一般人が気をつけよう、でどうにか出来るものではありません。
よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003220

AI 絵により本当に頑張って絵を描く人が損をしているように思います。

●受付番号　185001345000003221

２.検討の前提として
(1)ア、イ、ウ、エ（ア～ウ）について
私はイラストレーターを職業とし、インターネット上や本、物理媒体やゲームなど
様々な面でイラストを執筆しています。
AI にも様々な種類のものがありますが、生成 AI、特に特定の絵柄を生成するようなものについてですら、
現状の著作権法では非常に曖昧かつ弱いものであり、権利を保護することが出来ていないと考えており
非常に不安を感じております。
自分や同業のイラストレーター、他の分野のクリエイターが上記の手段を用いて
攻撃・誹謗中傷・なりすましなどの被害を受けた場合に、一方的に不利益を被る状況が容易に想像できるため、
生成 AI の根本的な規制、対策を強く期待しています。
(2)ア、イ、ウについて
「柔軟な権利制限規定」や法第 30 条の４の対象となる利用行為 を建前に、
新たなものを創出するでもなく、既存のものをそのまま出力・生成するようなものばかりが溢れており、
用意にフェイク画像や個人の成りすましが出来る手段として用いられている例を数多く見ております。
海外では、これらによる被害で未成年の方が自ら命を絶った事例もあります。
自分や周りの人たちが巻き込まれるのでは無いかと、強い不安と憤りを感じています。
これらを未然に防ぐ意味でも、生成 AI の使用、出力、公開には責任を伴うべきだと考えております。
生成 AI の使用には個人情報の登録を必須、ウォーターマークの義務付け、根本的な規制など
様々な手段を用いて、個人・企業・国を問わず生成 AI を使用する責任をきちんと負って欲しいと強く願います。
３．生成 AI の技術的な背景について
(1)ア、イ、ウについて
生成について学習データの切り貼りではないと定義されていますが、
昨今の生成 AI では他社のイラスト、画像、デザイン、ロゴなど寸分違わないものを容易に生成できます。
これらを切り貼りではないからと定義している現状には強い不満と疑問を覚えます。
どうか根本的に見直し、規制や責任を伴う方向に進んで欲しいと願っております。

４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
〇１～5 について懸念はもっともであり、現状では解消されているとはとても言い難いため強い不安を覚えます。
＜AI 開発者・AI サービス提供者等の事業者の懸念＞
〇1、2
そもそも意図せず著作権を侵害してしまうようなものを使うべきではなく、
また使用した事業者が責任を負うべきだと考えております。
AI 学習が著作権侵害になるか、どのような場合に生成または利用者が著作権侵害となるかの
ラインを探るような、このようなものを懸念と呼ぶこと自体にそもそも疑問を覚えます。
AI 事業者が、きちんと責任を負うべきだと考えます。
＜AI 利用者の懸念＞
〇1～4
ほぼ同上。
生成 AI が無差別に、無責任に利用されている今法整備にる規制が必要だと主張いたします。
法的に規制され、AI 利用者、事業者がきちんと責任を負えば、冷笑されることも炎上することも減るのでは無いでしょうか。
５．各論点について
(1)（2）（3）(4) について
論点を拝見する限りでは、現状での著作権法などではクリエイター・著作者を保護するには曖昧で弱く、
成りすましや誹謗中傷、攻撃的な被害にあった場合、例え自殺に追い込まれたとしても厳罰に問えず解決するころには
また別の標的を探していることでしょう。
また各イラスト、アニメ、文章、声、歌など様々なクリエイティブな
業界が生成 AI によって荒らされ尽くし、落ち着くころには衰退し、何食わぬ顔で AI 利用者、事業者は
少しの利益を享受するために、AI を捨て他の分野で攻撃的な行動を起こし、積み上げてきた文化を破壊するでしょう。
すでにそういった事例が多くあります。
今からでもそれを防ぐために生成 AI の使用には個人情報の登録を必須、根本的な規制を設けるなど
責任を負うべきだと強く願います。
6.最後に
日本の文化庁においては非常に問題を軽く考えており、海外と比べ生成 AI の対応について

は大きく劣っているものと考えます。
推進し、文化を保護するどころか蔑ろにしているのではないかとすら疑問を抱いてしまいます。
どうか日本が誇るクリエイティブな業界、文化を保護し、若い世代が繋いで行きたいと思うような業種であるためにも、
生成 AI の法的な規制、整備を伏してお願いいたします。

●受付番号　185001345000003222

「AI 学習に海賊版が含まれることはあり得る」と記載ありますが、これを良しとして AI 活用を促進するのであれば「海賊版対策に取り組む」とは真逆ではないでしょうか。
生成 AI 自体が著作権を侵害するものと考えます。

●受付番号　185001345000003223

現状、インターネット上で不特定の様々な人達が利用しているAIの学習元データは、様々なクリエイター達の作品を無断で使用されていたり、違法とされるようなもの(児童ポルノ等)が使用されていたりと、節操の無い状態になっているかと存じます。
「AI学習による技術の発展により機械が絵をかける時代になった」と言ってしまえば聞こえは良いかもしれませんが、その技術の発展の為に利用されているものは、ある人(とても沢山の人)が何年も努力を重ね積み上げた先で産まれた作品であったり、とても世間に出せるものでは無い人の尊厳を踏みにじった上で産まれたものです。
AI の発展のために一切の制限なくインターネット上に存在する全て(法も著作権も全て無視した全てです)のものを学習させ、例えばそれを一部の公に認められた技術者が学習元データの問題点を把握した上で、生成物は公にはせずAIの発展の可能性のみ探っていく為にAIを使用するのは、まだマシだと思います。
生成物を公にするにしてもどのようなデータを使用したのか公に晒しても問題ないような状態にして頂きたいです(著作権のあるものは著作権保持者に通知を行い相応の利益(使用料)が発生するようにしていたり、違法なものはそもそも使用しない、を前提として)。
昨今の生成AI関連の問題としてまた、不特定多数の一般人でさえも、環境が整っていればいくらでも生成AIを利用できてしまう所にあるかと思います。
著作権や法を侵害した学習データを使用したAIを、そうとは知らずに利用したり、知っていたとしてもそれを無視したままAIを使用して生成を行い、しかもそのAIで生成したもので利益を得ようとする人々もいます。
また、特定のクリエイター(このクリエイターは、世間で活躍している有名な人に限らずインターネット上で活動する全てのクリエイター達が対象になります)の作成した作品を、作品を作った本人には無断で集中的にAIに学習させ、AIでそっくりな画像を生成し、嫌がらせを行ったり収益を得たりしている人々もいます。
AIを誰でも利用出来るせいで、悪意ある人々によるクリエイター達への著作権侵害と営業妨害、心理的な負担の増加はとても見過ごせるものではありません。
AIが発展した先に待っている未来が、こんなにも絶望的なものとは思っていませんでした。
願望としては、現在インターネット上で利用できるAI生成サービスは一旦全て停止し、著作権と法を犯していない学習元データを利用していると証明できれば再稼働をする、個人でAIを利用するにしてもAIの利用は免許制にした上で生成物もAIを利用して生成したものであると誰にでも分かるようにしたものでないと公開できないように対策を打って頂きたいです。
この世界の全てのクリエイター達が、安心して作品を発表できる世界になって欲しいです。

●受付番号　185001345000003224

生成 AI に関して自分の行為に無自覚な人間は使えている現状は甚だ疑問です。
技術自体はすばらしいなどと他者の創作物を盗難し、自分の技術だと勘違いしている人間をよく見かけます。
現状ですら多くの被害者を生み出しており、(他者の創作物から勝手に生成し他者を語り、迷惑行為を繰り返す。実在する人物を元に利用し、利用された人物にとって不都合な仕事を捏造されるなど)挙句これによって生成 AI 使用者は金銭を得ているのも問題である。
また AI 仕様が一般的になってしまった場合、法律の異なる他国のものから盗難してしまう責任の取れない未成年者が発生するのは確実と言える。
また、現在被害にあわれている方達はそんなくだらないことをする泥棒を相手に時間を浪費し、神経をすり減らし、同じ泥棒仲間(生成 AI 促進派)から誹謗中傷などの 2 次被害にあっている状態だ。
よって他者の著作権を無自覚に侵害し得る AI は早急に利用を宣言するか、使用できる人間を職種や立場によって制限するべきだと思う。
出なければ今後、創作者たちや表現者は自分の著作物が不当に使用されていくことを黙認していかなければいけなくなり、これは今後の文化の発展に悪影響を及ぼしかねないと思われる。

●受付番号　185001345000003225

・個人からの意見提出です。
４．関係者からの様々な懸念の声について
　生成 AI について、クリエイターの懸念が多数把握されていた事に安心しました。
現時点の AI は、利用の同意ない状態で収集されたデータから他人が検索し取り出しているものにすぎません。
　時には悪意を持ってクリエイターになりすまし、問題ある作品を生成するなどして活動を妨害することすら起こっています。
　知らないところで権利を侵害されるという問題によってクリエイターが委縮したり、疑念や不安から世界的にも混乱が広がっており、日本でもいち早くこの問題に対応してほしいです。
５．各論点について　（２）生成・利用段階
　生成 AI は、生成 AI を利用したものであると必ずわかるようにしなければならないように、してほしいです。
６．最後に
　記述のあるように、日々変化していく難しいものですが、日本の俳優・声優・作家など、クリエイターたちを守っていただけるようよろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003226

イラストの画像生成 AI について。積極的に推し進めてほしい。どうせ日本が規制しても倫理や道徳のない国が勝手に発展を遂げるだろうから、日本が取り残されることが恐ろしい。
今被害にあっている絵描きも割合でみれば 0.1%程度だろう。
残りの９９％のために彼らには時代の贄になっていただきたい。
苦労せずに描ける技術があるならば、たとえ規制してもイラスト単価が下がるのは避けられないだろう。仕事としての描く仕事はすでに死んでいるようにも思える。
機械化が進むにつれて手工業が衰退したように現在のイラスト職、クリエイター職の産業が衰退するのは避けられないと思う。
死にゆく産業に慈悲を与えないで、とにかく彼らの才能を搾取しやすいように推し進めてほしい。

●受付番号　185001345000003227

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000003228

個人で創作者の作品を楽しませて頂いている「思想または感情の享受をしている側の人間」です。
日本での創作性や、その創作性を目に見せてくれるイラストレーターへの敬意を持っているつもりです。
AI 学習による画像生成が生まれた事で、その創作界隈では問題が大量に発生しています。
AI の画力が飛躍的に高まり「上手い絵」が簡単に出来るようになりましたが
、その結果画法の技術を高めてる段階のイラストレーターが筆を折ってしまったり、AI を積極的に利用し AI 任せの絵を大量に投稿し、画像サイトを埋め尽くした結果問題になった事例も見受けられます。
また画像の生成のためのデータ習得の方が問題としては大きく、AI 利用者、AI 作成者の単純な論理感、イラストレーターへの敬意の欠如によって AI 利用者と AI 学習に利用される絵の創作側とで大きな確執が生まれているのが現状です。
その結果 AI 学習に対する拒否感の増大、AI 技術自体の否定などが起きています。
私自身も AI 学習にイラストレーター各位の画が「事実上無断で」利用されてる現在を快く思っていません。↓下記素案一部引用↓
｛｛
5.各論点について:
【著作権者の利益を不当に害する事となる場合について】の(エ)の 2 項目めについて
現状 SNS などで創作活動を行なわれてるイラストレーター等には､AI 学習の利用を拒否する文言をプロフィールに記載されてる方も多いのが現状です。
ですが記載されてる文の通りだとそれらも無断で AI 学習のために利用されてることになります。
また、大手画像投稿サイトなども AI 学習のために利用されている可能性が非常に高く「利用されたくないから絵を投稿しない」といった創作文化の衰退に繋がる動きも起きてます。
｝｝
ですが AI 技術時代は素晴らしいテクノロジーであると認識しており、今後誰もが利用し「AI に描くのを任せ、自由に誰でも創作を高い技術レベルで行う」のが日常になる可能性は非常に高いです。
その時何が起きて欲しくないか？「学習に利用された人たちが AI 学習のためだけに絵を描く事、またそれだけの価値しかないと世間から思われる事」です。
彼らは皆自分の力で技術や画法を学び、「己の手」で描く事が出来る「職人」です、技術者です。
その技術を無差別に模倣し、「己の手」ではなく AI に描かせた絵を「己が作った作品」と著作物性を主張されるのは非常に抵抗があります。

そのため↓
｛｛
5.各論点について:
(3)生成物の著作性について(イ)
｝｝
についても指示・入力内容によっての創作性の担保、AI 生成物への加筆修正による著作物性の追加というのは疑問が残ります。
繰り返しになりますが、これまでの創作者は創作を行うための技術技法を独学や学問で学び、己が手や知識を蓄えて、それを昇華し創作物として世の中やインターネットに出すまでの、多大な研鑽を「個人」で行っています。
対して AI 学習、生成はネットに散らばったデータを利用した「大量の人の模倣」によって成り立っており、AI 利用者の画法に関する技術割合が非常に低いと見受けられます。「個人」の著作性というよりは「個人の利用した AI ソフト、及びその学習データ」だと心情的に私は認識しています。
加筆修正についても AI が構図や色彩のデザイン、画風など「絵たる要素」のほとんどを作成しているのなら「AI の成果を利用し著作性を主張する個人」と認識してしまいます。
言ってしまえば「AI 先人達の技術を奪わせ、無償で描かせてるだけの依頼者」にしか見えないのです。
仕事の場合イラストレーターは依頼人に画像の使用権を渡して、自身の技術の対価として依頼料を頂いているのですからまだ取引が成立していますが、創作で自由意志で放出した絵だろうと勝手に使われて、たいした技術がないであろう者に「己の技術、作風だ！」と主張されてはたまったものではありません。作風の模倣はもちろん NG ですが、長年培った技術を「使われる」というのは技術軽視と言わざるを得ません。
そう言った事から先人の創作者を守って欲しいです。
先人のデータを、絵を使う以上「合作」として取り扱い、どのデータを利用したものなのか詳しく記録して生成の過程で残し「ネット上で参考にした絵」を AI が判断、公に公開されるよう提示して「利用された者の尊厳、名誉を守る」そう言った先人への敬意を持った AI プログラム、先人の名誉、培ってきた文化を守る法をどうかお願い致します。
技術尊重の結果どうしても感情論になってしまい申し訳ないです。
そして AI を利用する側の著作性をどう守るか、現状否定派である私には考えつきません。
可能ならば利用者、学習される者双方が尊重しあえる文化にできる画像生成 AI の利用法が普及することを願います。
ですが最優先は、利用される側の尊重です。

●受付番号　185001345000003229

今現在ですら悪意ある第三者（そこに悪意がなくても同じことです）がAIを悪用し、他者の著作物を勝手に学習させ、身勝手に生成して公開したり、酷い話利益を得ているケースは多く見受けられます。
また、例えばAさんの絵を学習したAIに、猥褻なイラストを出力させ本人が描いたものと混在させたり、
原作者サイドが猥褻な作品を禁止している作品の二次創作イラストを出力し､Aさんが描いたものと勘違いした人たちによるAさんへの批判や誹謗中傷が止まない、というケースだって実際にあります。
そういったように、今この日本では、AIによる被害が多発しているのです。
性善説なんてものはもはや形骸化しており、例えどんなに素晴らしい技術でも悪用する人の方が多い状況では、本件はあまりにも悪手であり、イラストレーターさんや趣味で絵を描く人などの表現者が筆を折り、最悪職すらも失ってしまう可能性があります。
悪用する第三者が多く、そう言った人たちが大手を振っている以上、AIと著作物を紐付けるにはまだ早く、それよりも真っ当な表現者を守る術を確立するべきだと考えます。
今の世の中ではあまりにも作品を生み出す人が悲鳴を上げ馬鹿を見て、いわゆる無断転載やAIのような技術を悪用するような人が良い目をみる、そんな杜撰な環境だと思えます。

●受付番号　185001345000003230

絵を生成するまでの過程で他人の描いた絵を学習させていて、それを元にイラストを生成しているので、オリジナルは学習された絵だしその絵を描いた人に著作権があると思います

●受付番号　185001345000003231

生成 AI の合法化は絶対に反対です。
規制の対象にして頂きたいです。
まず私自身もイラストを書きますが自分の絵が AI に利用されるのは嫌です。
私のイラストは私だけのものですし絵柄に著作権がないとはいえ全く同じ絵柄のイラストが他人によって勝手に生成されたらと思うと不安です。
仮に自分の意思ではないイラスト(例えば政治的宗教的な主張やポルノなど)を勝手に生成され自分は何もしていないのに悪いイメージがついたり誹謗中傷に遭う可能性も大いにあると考えます。
なによりクリエイターが時間をかけ作ってきた既存のものを無断で勝手に読み込み、類似品を販売することはおかしいと思いませんか？
生成 AI にイラストを取り込まれ、かつ○○の絵柄として販売されているイラストレーターさんの方もお見かけしました。
意図して対象に寄せていく AI などあってはならないと思います。
個人でも企業でも本当にその方のイラストが好きなのであればお金を払い依頼するべきであると考えます。
本人の許可もなく類似した絵柄の AI を作り販売するなどファン行動の一環とは到底思えません。
その方のイラストで金儲けをしようという悪意しか感じられません。
イラストのみならずクリエイターが必死に創っているものを AI に取り込まれ簡単に奪われてしまう状況がおかしいと思っています。
有名なクリエイターの方が生成 AI に絵を取り込まれ困っていたり絵が書けなくなったりしているのを沢山見かけました。
実際に中国では失業者が増えているという記事を目にしました。
私はサブカルチャーは日本の伝統であると考えていますがそちらが生成 AI によってなくなってしまうことは残念ですし阻止しなければならないことだと思います。

●受付番号　185001345000003232

概要に
著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為については、著作物の表現の価値を
享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会
を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものでは
ないと考えられます
とあるが、思想又は感情の享受が目的であるかの判別は曖昧で難しく、幾らでも言い逃れ出来てしまうのではないか。またそもそも行為を行った本人がそうでなくとも著作者の利益が害される事例は現時点で多く存在しているため、法で厳しく取り締まる必要性を強く感じる。

●受付番号　185001345000003233

【著作権侵害の有無の考え方について】より
類似性と依拠性の両者が認められるかどうかが著作権侵害の判断になるが、生成AIの場合、学習元がなければ生成されることはない。AI 生成した人物が学習元を知らずとも、そこには学習元が必ず存在する。
例として、A さんが画像を学習する→B さんが学習元を知らずに生成する→元の画像から依拠性はないが類似性はある
このような状況で生成された画像には著作権侵害は発生しないこととなる。しかし、当然学習元となった画像の著作権者には不利益が生じる。実際、著作物に酷似した画像が偶然生成されてしまった事例がある。著作物を守れないのであれば、著作権がある意味がないのではないだろうか。
SNS 上にアップされた絵を無断学習し、その絵を販売することで利益を得たり、動画投稿サイトやコンテストで評価を得た人がいる。特定の声優の声を学習し、生成したボイスを販売している人がいる。
AI は便利で、人類の生活をより良くさせる力がある。しかし、規制がなければやりたい放題なコンテンツとなってしまう。不利益を被り、多くの人がやりがいを奪われていく。日本の誇る「アニメ」や「漫画」を含め、芸術は衰退していくだろう。現にその流れが出来つつある。
○生成 AI の使用を明確化することを義務付ける。
○プライバシーの侵害に当たるようなもの（声・顔・体等）や、著作権者が学習を禁じているものに対しての無断学習を規制する。
○Al 生成物に著作権を与えない。
こういった具体的な対策が必要だと考える。
より良い形になることを、心から祈っております。

●受付番号　185001345000003234

個人の意見です。2 項の（1）に該当するかと考えます。

前提として、著作権法の目的は第一条に示されている通り、「著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もつて文化の発展に寄与することを目的とする。」ものであります。ここで重要と考えるのは“著作者等の権利の保護を図り”であり、ここが目的の主題であると考えられます。

根拠として、この主題の前文にある『 著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ』の『しつつ』は文法的に同時進行を表し、主題の後の文である『もつて文化の発展に寄与することを目的とする。』の『もつて』は主題の後の文の理由・目的を示すものだと考えられます。

そのように考えた時にやはり主題となるのは“著作者の保護”であり、現在の生成 AI によって行われる画風等のコピー、あるいはその前部分である学習段階における無断学習等は著作者の保護を目的とする場合、目的に反していると考えます。

そもそも、自動車が登場した時に免許に関する規定や交通事故に関する規定、法律がなかったように、現在の生成 AI は我々人類が現在までに手にしたことがない技術であり、その技術に対して新たなルール、法律等の作成は当然のことと考えます。

この所により、現行の著作権法のみならず、肖像権等他分野の法律の改定、新たな法律の制定を望みます。その際、生成 AI の学習段階の著作物の学習に関する規制、生成 AI 使用時の規律、生成 AI 企業に対する規律を必ず策定して欲しいと考えています。

我々創作者は人間であり、人権の有するものです。現在の生成 AI は画像、動画のみならず人間の声までもを生成することが可能となっています。技術のみならず、個人の人体に関する特徴までもがコピーされてしまうと、それは擬似的なクローンを生み出してしまいます。クローンの作成が倫理的に禁止された理由なども考えて欲しいです。生成 AI には“倫理”が求められています。なし崩しに良しとすべきではないと考えます。

●受付番号　185001345000003235

自分の作ったものをお金も払われずに勝手に使われることが嫌です。
絵を描く気力がなくなります。
せめて絵描きおのおのが決めた金額を払ってから使えるようにしてください。

●受付番号　185001345000003236

生成 AI について、私は趣味で絵を描いていますが、自分の絵が勝手に使用されないかとても不安です。使用された際にも気づいて対処できる自信が無いです。
また、大好きな絵師様に危害が及び、筆を折ってしまわないかもとても心配です。
絵描きにとって自分の作品は子供のように大切なもので、それを知らない場所で知らない人に勝手に使用されるなんてことはあってはならないと私は思っています。生成 AI の技術は素晴らしいですが、今はそういった身勝手な行為を助長するものとして捉えざるを得ません。理解と良識ある人だけが使える技術として、免許制にするなど対策をお願いしたいです。絵描きやその他のクリエイターが活動を妨げられることのないようにどうかお願いします。

●受付番号　185001345000003237

AI によって生まれる絵が何を元にしているか分かって「クリエイター」などと言っているのか非常に理解にくるしむ
生成 AI=海賊版作成ツールと言っても過言でくその認識を改めて頂きたい。
すでに SNS 上ではクリエイターが創作活動で不利益を得ている
AI 生成者にモラルのなさは天井知らずの為それによって発生するコストを考えるといかなる権利を与えるべきでない

●受付番号　185001345000003238

1.はじめに
"また、生成 AI の利用を中心
に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。"
この部分について、人間は指示をしているだけであり、創作物を直接作っているのは生成 AI であることから、AI を用いて創作する人をクリエイターとするのは不適当である。
5.各論点について
(3)生成物の著作物性について
イ
この部分について、直接人間は作成しておらずあくまで指示を下しているだけである。直接作成しているのは AI である。
また AI が作成の元とする学習データについては、無断でアップロードされたものを学習している可能性が払拭しきれないものである。これらの点から、AI 生成物が 2.(1)アで示されたような著作性を有する条件を満たしているとは言い難い。

●受付番号　185001345000003239

最初に難しい事はわからないし書けなくて申し訳ありません。大好きなイラストレーターさんが勝手に絵を学習され苦しんでいるのを見てきました。ブイチューバーさんがＡＩイラストだと知らずにサムネイルに使ってしまい迷惑を被っていました。なぜ更に苦しめるような法案を作ろうとしているのか理解できません。ＡＩイラストに著作権があると認めることは、模写やトレスをした絵を自分の絵だと言い張ったり商品として売り出す行為を正当だと認める危うい案だと気付いて下さい。まとまりのない見苦しい文面で申し訳ありませんが、クリエイターの気持ちも分からないどこかの大学の教授を有識者として意見を聞くのではなく、こういった事に心を痛めているクリエイターの生の意見を聴いて下さい。よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003240

AI による絵を使用することは、現在イラストレーターとして生活をしている人が迷惑をこうむるだけでなく、著作権などの権利が脅かされる恐れもあり、非常に不信感を持っています。
実際、ネットでは画像をＡＩに学習させ、どれもこれも似たような絵柄の広告が出回っていて非常に不愉快ですし不安です。安易な使い方をしないでほしい。

●受付番号　185001345000003241

現状の生成 AI に関して、早急な法規制を求めます。
⑴企業等開発者側
学習元データが現在ネット上で公開されている画像等になっていますが、
公開されているデータは製作者が著作権を放棄した物ではないため
被害者側である画像製作者たちが一方的に著作権侵害を受けている状態です。
また、学習元にされた事を製作者側が認知する事も難しく、被害の暗数は
かなりの数に上ると思われます。
この一方的かつ無法な搾取は著作権の観点から、規制すべきです。
⑵生成 AI 使用者側
上記の点から、生成された画像は間接的な著作権侵害にあたる物です。
しかし現在ネットでは、生成 AI を通しているので侵害にあたらないという
意見が使用者側に多く、意図的に特定の作者の絵柄に似せて生成する行為も
見受けられます。
このような行為に対して(現在は)合法であるという事からモラルを醸成する
風土も育っていません。
また、有料 DL サイト等にて間接的な著作権侵害物を利用しての営利活動も
盛んであり、その利益が学習元のデータ作成者等に還元される事もないため
何らかの規制を求めます。
⑶有料 DL サイト運営会社等
上記の生成 AI 使用者において、営利活動を行う者の大部分は有料 DL サイト等
を利用して活動しています。
運営会社も生成 AI での制作物が間接的な著作権侵害物である事は理解しつつも
現状では法規制等がないため、商品として登録を行っています。
個人でもない一企業がこのような著作権問題を含んだグレーな物を商品として
仲介している事は、各企業のコンプライアンスを疑うものです。
こちらに関しても、早急な法規制の整備を求めます。
以上、主に 3 つの観点から意見を述べましたが、何よりも大元となる
イラストレーター達の人権があまりに軽視されている現状です。
利益を追う行為が、人権より優遇されるべきではありません。
他者の人権(今回であれば主に著作権)を犯しつつ行われる営利活動は
商売ではなく、犯罪であると規定すべきです。

●受付番号　185001345000003242

AI の使用の際、学習データに著作物の有無、学習元の明記を何らかの形で義務付けて欲しい。イメージとしては、「景品表示法のステルスマーケティング防止で、『プロモーションを含む』等の表示をすることで一般消費者が一目でわかるようになった。」ようになると嬉しい。
先日、とある文化賞受賞作品において文章生成 AI の使用が話題になった。AI 使用そのものの可否はさておき、今後の文芸、学術、美術、音楽作品において AI の普及はますます加速すると考えられる。その際、「誰の、何を」学習しているのかということは現状の一般消費者では知る術はなく、学習に使用された著作者も泣き寝入りするしかない状態である。SNS で著作物を意図しない方向に使用された著作者の発信を見ると胸が痛む。
要らぬ誤解や詮索を防ぐためにも、一消費者として、学習データに著作物を使用しているか、「誰の、何を」学習しているかの明記は欲しい。

●受付番号　185001345000003243

SNS でよく見ているイラストレーターの方々が無断で作品を使われているのをみて規制やなんらかの条件をつけるべきだと考えます。イラスト業界やアニメ業界が現時点でも深刻な被害を受けているので、業界に携わる方々が納得のいくように対策をするべきだと思います。

●受付番号　185001345000003244

イラストレーター、アニメーターの作品にもAIから守って欲しいです。
今の日本が誇っているゲーム、アニメ等の職種を選ぶ人がいなくなり、業界が衰退して経済的な損失もあると思います。

●受付番号　185001345000003245

人の著作物（作品）を AI に無断で学習させるのは、AI 学習されることについてはもちろんそもそも勝手に絵を使用されることに対しても非常に不愉快です。
SNS で見かける生成 AI イラストは誰かの作品を勝手に学習させているものがほとんどのように見受けられます。作者の方が無断使用を禁止している例も少なくないのにも関わらずです。このまま生成 AI イラストの使用が常中化していけば創作界隈の衰退、及び日本のクリエイティブ・エンタメコンテンツの衰退に繋がるのではと非常に危惧しています。
AI の本来の目的は人間生活の手助けのはずです。決して AI 中心の世の中になって人間側が苦しむということはあってはなりません。
少なくとも人の著作物を勝手に学習させるという行為は固く禁じてもらいたいと思います。
私たちの作品を AI の餌にしないでください。お願いします。

●受付番号　185001345000003246

人間の著作物を学習して生成しているが、現状では著作物を駆逐する勢いで発展している。
正しく規制されなければ学習元の著作物が生み出される環境が無くなり、採集的に生成物の質の低下につながる。
免許制にし、かつ正当な規制を求めます。

●受付番号　185001345000003247

AI によるクリエイト活動を行う場合、素体となる作品のクリエイターに許可を求め、許可された場合それによる収益を折半するなどが必要。
AI を使用する事業に関しては免許制とし、使用、学習させる人物を制限して欲しい。
これは、絵、文章に限ったものではない。声や音楽も含めたオリジナリティの存在する全てのものを含めるべきである。
一個人に許可はせず、企業などに認可を与える方法も望ましい。
自身の個性の象徴たる創作物を利用されるということは、自分自身の技術を盗用されるということと同義であり、それに半生をかけてきたクリエイターを侮辱、蔑ろにする行為であるため、厳しくあたって欲しい。
何時間、何日、何ヶ月もかけたものの表面を削いで売り物にするなど、言語道断です。
そして利用されるにあたった許可はクリエイター自身が確認して出すべきであり、第三者が判断して良いものではありません。
上手い絵を見ても素直に「上手い」と感じられなくなってしまったし、そう考えてしまうこと自体がクリエイターに対して非常に失礼であると感じます。
早急な整備が必要であり、それはすべてのクリエイターと、その権利を守るものであって欲しいです。作品を消費物として認識してほしくありません。
許諾外の生成物は明確に「海賊版」の"盗作"として法整備を固めるべき。明らかなクリエイターへの権利侵害。
最後に、AI を使用し生成した人物を、クリエイターとは呼ばない。

●受付番号　185001345000003248

1 クリエイターの私としての考えを述べさせて頂きます。
まず、AI を使用することで失業者の増加、クリエイターへの心身的なダメージ、常識的でない AI の使用をされることが考えられます。
また、これまで技術や努力を培ってきたクリエイターに対し非常に失礼で侮辱的であると感じます。
AI に取り込む事で消費されるものは、クリエイターの大切な創作物であり、いかなる無断使用も著作権の譲渡も許されるものではありません。
現に、仕事としてラフスケッチを制作し、それを無断で持ち去られ AI に組み込まれるという被害報告が出ています。
日本の大切なクリエイターを守るためにも生成 AI の規制をお願い申し上げたく存じます。

●受付番号　185001345000003249

生成・利用段階
AI 利用者によって、AI 利用に反対するクリエイターに対する誹謗中傷及び学習 AI 生成による嫌がらせが多数発生しています。
AI は学習する元がなければ成り立ちません。そのクリエイターを守る法律や規制が何もない現状では、クリエイター自らが自衛を行い、時には法的手続き等まで行うという事態にまで発展しています。
日本だけではなく、全世界でクリエイターがいなければ成り立ちません。
新しい法整備をし、利用段階で規制を行わなければ、クリエイターの著作権は守れないと感じています。

●受付番号　185001345000003250

あらゆる創作者（営利・非営利問わず）が創作物を生成 AI に模倣されることで、創作活動を行われなくなる未来の到来を防ぎたい。
現状、生成 AI を悪用する動きが氾濫しているため、原則として規制（違反行為への罰則）、もしくは免許制にして欲しい。
手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルになる問題は、AI 生成の画像は出力情報の記載（4 次元バーコード等）を原則にすることで回避可能と思われる。

●受付番号　185001345000003251

AI で児童の顔写真を取り込み、児童ポルノを生成している人がたくさんいるから嫌。

●受付番号　185001345000003252

イラストレーターを目指して試行錯誤して絵を描いている者です。
著作物を食い尽くしてるだけの現状のＡＩ使われ方を見ていると、努力するのが虚しくなり生きる気力も失われつつあります。
数千、数万時間努力してきた人間の技術を、全く努力もしていない人間が奪っていいとは考えられません。
このままでは未来のクリエイターは育たなくなり、日本の創作文化は衰退します。
現状の著作物を勝手に使っているＡＩには反対で、使用の制限や最低でも著作権元の人物への使用料を支払うなどの対策をとっていただきたいです。

●受付番号　185001345000003253

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

・生成 AI は学習データの切り貼りではないとありますが、生成 AI は無から有を生み出しているわけではない、つまり学習データの切り貼りです。この認識の違いからコメントする気が失せました。そもそも、無許可で学習すること自体が問題だと認識を改めて欲しいです。LoRA を取り締まっても、学習データに存在している限り似たようなイラストは出力されるんですよ。

●受付番号　185001345000003254

AI が学習する画像または文章について、現在著作権法で許容される「個人利用の範囲」や「学校での利用」には収まらないことと考えます。また、現在許容される範囲でも出典は明示されるべき、原型は維持されるべきと思うので、新しい文章や画像を生成する AI が学習する対象は、当然に質が求められるのと同時に、「AI に拾われたくないと考える著作者の作品」が勝手に使われたり、「勝手に使うことはしたくないと考える AI 利用者が、知らずに AI 学者を許容していない他者の作品をベースにした作品？を生成してしまう」ということを心配します。というか私はいやです。
AI がアウトプットするものが、許可された素材集や公開された論文等、オープンにされているものをベースにしていると約束されている場合と、されていない玉石混淆の場合とで、AI 生成物を出されたときの感情、AI を使いたいかどうか、等変わってきます。安心して使いたいです。

●受付番号　185001345000003255

5-(1)-エ-(イ) [p.20]："特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、(中略)に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。" この意見に補足する形で私見を述べると，特定の作者・著作物への影響だけでなく，他の創作者に対しても影響があると考える。なぜなら，その作者・著作物(以下，「A」という。)を主とした生成 AI が利用できることになると，労力面・時間的側面等から本来 A によって生産できない作品を生成 AI が代替できてしまうことによって，本来そこに発生し得た需要の漏れが他の創作者に行き渡らなくなる可能性が考えられる。すなわち，近代化の(手工業が機械工業になる)ようなもので，その点における文化的・経済的損失は熟慮すべきだろう。
5-(2)-ア [p.28]：生成 AI を用いるならば，用いた作品に関して生成 AI のクレジット表記を義務づけるべきではないか，と考える。
5-(3)-イ-1 [p.35]：プロンプト等に関して，生成 AI を用いた作品を発表する際に，作者はその作品生成にあたって使用した生成 AI 及びその生成 AI に命令したプロンプト等を提示できるように義務づけるようにすれば良いと考える。これは，類似性が問題となったときに，再現をしやすくすること，ならびに，その生成物を「作者はどのような意図で生成したのか」を明確にできると考えるからである。
総括的な意見：生成 AI に関しては，すでに示されているように，いわゆる海賊版であったり，違法アップロードされたデータを学習している可能性が非常に高く，それを個々に追求していくことは難しいと思う。故に，「使用した生成 AI」と「その生成 AI に命じた内容(プロンプト等)」を作品に添付する(明示する・できる)ようにすることで，少なくとも AI 利用者における問題は多少前進するのではないか。例えば，生成 AI に類似するもので，すでにボーカロイドといったものがある。これについては，基本的に「どのソフトウェア/ライブラリを用いたか(初音ミクなど)」を明記することが慣習的にも，規則的にも存在する。しかし，ボーカロイド等と異なり，生成 AI はその元となる学習データの所在があやふやである。故に，「使用した生成 AI」に加えて「命令内容」も明示する必要性が出てくるのではないだろうか。また，ボーカロイド等と異なり，学習データに関してソフトウェア開発者が学習データ権利者と契約を行っていない以上，ソフトウェア開発者とソフトウェア利用者(AI 利用者)間で契約を結ぶことでクレジット表記を行わないといったことも難しいだろう。よって，「使用した生成 AI」と「命令内容」を併せて表記し，その作品によって都度類似性等を検証していくことが，適当だと考えた。無論，表記をしなかった場合は，それに伴う罰則が必要になるだろう。また，間接的に生成 AI を利用する場合について，生成 AI(開発者)側に対して，「現在は生成 AI に対して文字で好きなように生成命令を出せるが，それを項目等で絞るような仕様に制限すること」で，類似性を回避することもできるのではないか，と考えた。

●受付番号　185001345000003256

イラストを中心にクリエイターの活動をしている者です。
私の考えや、今後の懸念について意見させていただきます。
3.生成 AI の技術的な背景について
(1)生成 AI についての(ウ)
「学習データの切り貼りではない」という文言がありますが、画像生成 AI については、私はそうではないと考えています。
数々の生成 AI による画像(主にイラスト)を見てきましたが、全く同じような絵柄の部分(顔のパーツなど)を多く見かけました。何かしらのテンプレートがあるのではないかと考えています。
4.関係者からの様々な懸念の声について
現在各 SNS では、画像生成 AI による画像の投稿が蔓延っています。それらのほとんどは学習の元である画像(著作物)を無断で使用したものです。これらは著作権法の範疇を脱していると考えています。このことから数々のクリエイターが被害(画像生成 AI による無断使用、若しくは「画像生成 AI を使用している」など心当たりのない言葉をかけられる、またそれによる誹謗中傷)に遭っているのを何度も見かけました。
私もそのような被害に遭わないよう対策を考えなければならなかったりと、以前よりも著作物を発表し難い状況が近年続いております。
また、現行の生成 AI はクリエイターの業界、または文化を崩壊し得るものだと考えています。「クリエイターの方々が計り知れないほど時間をかけて作り上げた作品や文化が、生成 AI によって一瞬で複製､若しくは奪われる」そんなことが色々なところで起こっています。またこれは創作活動の萎縮にも繋がってきます。業界の衰退が目に見えるのではないでしょうか。
以上になります。私としては、生成 AI の推進を断固として反対したいと考えています。生成 AI の規制などを検討していただけると幸いです。
拙い文章で恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003257

文章やイラスト等を生成するAIの規制を叫ぶ方々の意見は攻撃的なモノが多く、賛同出来ません。
人間が既存のモノを参考に新しい文章やイラストを作り出す事とAIが同様に既存の文章やイラストを教師データとして取り込み新たなモノを生成する事を区別する意味が分からず、困惑しています。
過度な規制は技術の発展を阻む恐れが強いので、現状のように学習自体は合法として出力されたモノが既存の著作物と似通っていた場合のみ司法的な判断を仰ぐような形がベストだと思います。

●受付番号　185001345000003258

AI のデータカセットにつきまして、切り貼りはないとの事でしたが写真やイラスト等切り貼りしたものが出力される事案が出ております。
実在する女優さんをセンシティブな画像として出力した等の話も聞いたことがございます。
また、切り貼りでは無いにしろその作家であると分かる画像出力もされており、この状態で強行突破されてしまうとまだまだ伸び代がある若手の創作者を潰す事となると懸念されます。
潰す理由としましては、名が売れていない若手の創作者にとって自信の絵柄は特に知的財産権とも言えます。それを名が売れていないから、食べていく事ができないからと、クライアントに仕事をもらうしかなく、そのまま AI イラストのデータとしてしか吸収されない場合があるからです。
また、クライアントが数多くのラフをデータカセットとして SNS から無断で画像を取り込むことや、絵柄が確定されてない創作者の絵柄を、AI イラストの絵柄としてクライアントが使用する場合も考えられます。
多くの絵柄を吸収するなら、新しい絵柄になるだろうというかもしれませんが、自分が知らぬ間に描いたイラストを無断で取り込みデータカセットとしてしか雑に扱われないという状況ができてしまうかもしれません。
例えば、二つのスーパーがあるとします。一つのスーパーで売っている惣菜を二つ目のスーパーの店員が購入し、購入した商品を使用して、全く別の物として二つ目のスーパーで商品として販売する。
物としては別々ですが、一つ目のスーパーの人からすれば自身の店で出された物を無断で使用し、手を加えて売られている。
その様なこと、許されるのでしょうか？
この例えは AI のデータカセットとして同じ様な事かと存じます。
気づかなければ問題ない。とおっしゃる方もいるかと思います。
その様な考え方が若い創作者を潰すのでは無いでしょうか。
利便性は理解できますが、AI カセットデータとして自身が知らぬ間に画像を取り込まれ、雑にしか扱われない状態で AI の使用を正当化しようとする事に大変憤りを感じました。
長文となり、話も纏まらず大変読みにくいかと存じますが一意見として提出させていただきます。何卒ご理解の程よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003259

生成 AI による成果物そのものは著作権の保護外にすべきであると思います。
クリエイターの特権意識が強力過ぎ、権利による抑制がかえって表現の自由を侵害しています。優れたアナログのクリエイターだけが生きる世界ではなく、創作の土俵は低くあるべきです。
そもそも、著作権法の曖昧さが「気に入らない創作物をキャンセルさせる万能の言葉」となっており、著作権そのものの在り方を AI だけではなく全体的な再定義し、公平で平等な法律として運用されるべきだと思います。
多くの分野での AI 活動を肯定しながらも、「我々クリエイターの権利だけは保護されるべきだ」との論調を非常に多く見かけます。アイデンティティの問題もあるのかもしれませんが、クリエイターだけが技術保護の名目で特別扱いされるのは少し違うと思います。あらゆる技術・知識と同様、より多くのものが AI 技術による恩恵に与れるべきだと思います。

●受付番号　185001345000003260

４．関係者からの様々な懸念の声について
イラストレーターです。
既に私自身のイラストは無断で AI 生成のための「素材」とされています。しかし実際のところ生成 AI は「学習」しているわけではなく、著作者に無断で収集した大量の「素材」とされる著作物のツギハギを行っているだけに過ぎないため、読み込んだ元の画像と全く同じ画像が生成されることも珍しくありません。本来の技術発展と違い、既存の複製的な作業を行っているに過ぎないため、それ自体に過程を踏まえた展開性はありません。元の収集物ありきの技術です。
何度も問題として挙げられているこの点ですが、つまり児童ポルノ・虐待等の写真やビデオのワンカットも被害者の写真がそのまま生成されます。さらに言えば、また別の児童ポルノ写真とツギハギされ、本人たちの知らない間で無尽蔵に被害者のポルノは増え続けます。これに関しては pixiv([redacted]）や Pawoo(https://pawoo.net/about)等で過去に何度も問題となっています。過去のパブリックコメントでも同様の声は寄せられていたはずです。
両サイト共に日本人のみならず外国人が生成 AI の法整備がされていない日本のサーバーに大量に雪崩れ込み、児童ポルノ写真のツギハギを生成し商売として生活が成り立つほど稼いでいる無法地帯でした。
今や外国人にとって日本は「見やすく扱いやすいサイトで AI 生成と称したただの合成児童ポルノ写真を用いて合法で大金を稼げる国」として認識され始めています。
そして 1 度 AI 生成のために収集された写真や画像などを排除、削除するのはほとんど不可能です。これはイラストのみならず、全国民の子供、パートナー、ペット、友人、上司部下…全ての写真にも言えることです。既にインターネット上の未就学児の写真を大量に集め、特定の子供の合成ポルノ写真を生成・売買する行為が横行しています。
1 月 1 日の能登地震が発生した際も X(旧 Twitter)上では AI 生成による画像やポスト(旧ツイート)によるデマ情報が蔓延し、収集が付かなくなっていました。今でも当時のデマ情報を信じている政治家やマスコミも実際にいます。
特に多かったのが、収益目的の中東系外国人による AI 生成デマのコピーアンドペーストのリポスト(旧リツイート)です。全く関係のない国の人間たちがデマの被災情報を流布しまくったため、石川県の救急はパンクし声明を出すまでに至りました。対応は遅れ、救えるはずだった命も救えなくなりました。
収益目的の外国人が集中的に SNS 上で生成 AI を用いて日本人コミュニティーを狙っているのも、生成 AI に関して無法地帯である点も大いに関係あります。
正直もう疲れました、どんなイラストや写真や動画や音楽を消費するに当たっても 1 度 AI 生成かどうかを疑わなければならない。その傍らで自分の作品は勝手に素材として収集さ

れ知らないところでAI生成に使用される。もううんざりです。
創作意欲も削がれイラストの仕事もだんだんと受けなくなり生活も困難になりました。被害により心身共に深く傷付き、今は心療内科に通院しながら抗うつ薬・睡眠導入剤・抗安定剤を服用しながら何とか生きています。
今のこんな国ではクリエイターたちは何も生み出さなくなり私のように意欲も削がれ心を病んでいくことでしょう。残るのは大量の児童ポルノと破綻したイラスト・写真・動画・文章・音楽、それだけです。
何度でも申し上げます、疲れました。助けてください。
今のままではもう何も作りたくありません自分の知らない場所で自分の産んだ子供の写真やイラストがどう扱われるのかも分からない怖くてとてもじゃないけど作れない助けてください生活できない

●受付番号　185001345000003261

実際に画像生成 AI によっての被害が起きている現在、何の規制もせずに使用する人の善性に全て委ねるのは厳しいと思う。まず自分の描いた絵しか取り込んでいないという「証明」自体が不可能である。他人の描いた絵を簡単に取り込むことができ、絵柄が全く同じなのに意図しない描かれ方をして発表された場合、その方のファンなどが誤解して直接的な被害にも繋がる。簡単に他人の創作した絵を取り込み、好き勝手作ることができるのは、使用すること自体が著作権法違反とするべきだし、技術向上の為に自分の絵だけ入れて使用したいというのなら、今のように生成 AI かそうでないか一目で理解できないようにする必要はない。一目で生成 AI のものであると分かるような印のようなものがつくようにするか、使用すること自体を制限して欲しい。技術の発展により出来るようになった便利なことと一緒にはしてはいけない、どれだけ便利になっても一つ一つは人の手が描いたものであり、それを使用する場合には正当な対価が支払われている。今一度、特にその現場で働く人の声を真剣に聞いて取り決めを行って欲しい。

●受付番号　185001345000003262

生成 AI をきちんと規制しないことで不利益を被る作者が大勢おり、そのせいです消費者側にも不利益の余波が来るため、生成 AI の使用について制限して下さい。

●受付番号　185001345000003263

生成 AI の悪用により、クリエイターの作品をもとに生成された作品で利益を得たりクリエイターの仕事を奪ったりするだけではなく、個人の顔や声をもとに生成された写真や音声を使ったフェイク映像などで個人の名誉を傷つける恐れもあると思いますので生成 AI に関して反対です。

●受付番号　185001345000003264

2-1 検討の前提として
→ 『著作物に該当しない』というのは誰が決めるのか。例えばフリー素材のサイト等は、著作権を放棄する、著作権は放棄しないが商業利用を許可するなどをサイトもしくは作者(撮影者など)が明記している。

データは著作物ではないがデータの示し方に関しては著作物に該当するという可能性はないのだろうか。著作者から「著作物ではない」という明言がないものに関しては、基本的に著作物として扱うべきなのではないか。

著作物かどうかわからないものは確認したら良い。それを利用者側が勝手に判断して生成 AI に組み込むことは著作権の侵害にあたる可能性があると考える。

3-3 AI 開発事業者・AI サービス開発者による技術的な措置について
→学習されてからデータを削除するのでは不十分であると考える。一度でもインターネット上に流出してしまった以上、完全な削除は困難だと認識している。そのため、学習されない、学習できないようにするシステムの構築が必要である。

そしてそれは、学習する、学習できるシステムと並列もしくはそれ以上の歩みで構築されるべきである。つまり、「生成 AI に〇〇と××を学習させられるようになった」のであれば「生成 AI に〇〇と××を学習させない事が出来るようになった」も選択肢として存在しないとおかしい。そうでないと、学習させる方がかなり一方的な主導権を握ってしまう。

このシステムが釣り合わないうちは、生成 AI を世に出すべきではないとすら思う。

5-4 その他の論点について
→生成 AI 自体は悪いシステムではないと思うが、使用環境の整備が整っていなさすぎる。創作について何も知識がない一般人に渡ってしまっているのはかなり悪手だ。現段階では、何かしらの規制が必要だと感じる。

例えば、生成 AI のプログラムを事業可してみるのはどうだろうか。どこかの企業に生成 AI のプログラム作成を依頼して、そういったソフトやプログラムとして有料可したらいい。実際にクリエイターたちは Adobe のソフトやボーカロイドを有料で購入している。その中で生成 AI を使えるようにしたら、今その人が行っている創作の幅を広げる事ができる。

AI を利用して創作をする人たちは、要するに手っ取り早く自分の思考だったり嗜好を作品にしたいのだろう。アイデアや技術のインプットには時間がかかる。時間がかけられないのであれば金をかけたらいい。それすらできないのならば諦めたらいい。何も手で絵や文をかくだけが創作ではない。自分ができる方法を模索する事で、新たな創作物が生まれる可能性も充分にあり得る。

●受付番号　185001345000003265

・２.検討の前提として(1)
AI はそもそも膨大な計算やデータ処理を自動で行うことができるコンピューターの力を持っており、人間の処理能力とは比べ物にならない能力を使用することが可能です。なので「AI を使用しない人の創作活動」と同じ土俵として比べることはできないと思います。
・２.検討の前提として(2)
現状インターネット上にあげられている膨大な生成 AI を見たところ、生成 AI 物のほとんどは享受目的を確実に内包しています。生成 AI とは享受目的の物しか現在見受けられません。享受目的を持っている大量の生成 AI 物が現在の創作界隈に問題をもたらしておりますが、それらを本当に全てにおいて権利制限等の対応をしてくださるとは到底思えません。
・3. 生成 AI の技術的な背景について
(1)生成 AI について ウ
私としては、生成 AI 作品は、ほぼ学習データの切り貼りになっている印象しかない現状です。生成 AI が発達して以降、SNS を拝見している中で、生成 AI の作品からは「あれ、この作品〇〇さんの作品と△△さんの作品が混ざったみたいな作品だな？」等の印象がものすごく増えました。【学習データの切り貼りではないとされる。】とはっきり言ってしまうのは、現状の大多数被害に遭われているイラストレーターさんの現状を見るに、見過ごせません。
・５.各論点について
（１）学習・開発段階【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
エ　著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
【インターネット上のデータが海賊版等の権利侵害複製物であるか否かは、究極的には当該複製物に係る著作物の著作権者でなければ判断は難しく、AI 学習のため学習データの収集を行おうとする者にこの点の判断を求めることは、現実的に難しい場合が多いと考えられる。】とのことですが、そのようなリスクが確定である状態をわかっているのにもかかわらず AI 学習を容認することが理解できません。であればなおのこと生成 AI が広まることは強く取り締まることをするべきです。
（２）生成・利用段階
ア 検討の前提
「２.検討の前提として(1)」の際の意見と同様です。もっと「AI を使用しない人間の創作活動」に寄り添ってほしいです。
コ 学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について
生成 AI の開発・学習段階で用いたデータの開示は、文書開示命令を行わずとも、必ず行う「義務」にすべきだと思います。被害にあった方の負担が大きいのではないかと思います。

（３）生成物の著作物性について

生成 AI の生成物に対して、簡単に「著作物性がある」とは言ってはならないです。もしそう言ってしまうと、手軽に膨大な数を生み出せる生成 AI 作品で溢れかえり、AI を使わない創作活動者の居場所を奪うこととなってしまいます。自分で描いてもいない人たちがたった数秒、数分で何万という膨大な数の生成物を作ってそれらに著作権が全て付与されるのであれば、AI を使わずに創作しているクリエイターの作品がそれらの著作権侵害に引っかかってしまう可能性もあります。

それすなわち反社会勢力が目をつけて金を搾取する温床場所になるのではないでしょうか。

私個人の生成 AI に対する意見です。

生成 AI が出てきてから、実在の児童の画像を使った児童ポルノの大量生成、岸田首相などの偽動画や偽画像の拡散、若い作家の自殺未遂、殺害予告など世の中に問題が起こりすぎていると強く感じています。生成 AI は、世界を揺るがすほどの嘘を蔓延させる力と命を奪う力を持っている、「とてつもなく扱うのが難しい代物」で非常に扱いが難しい物にもかかわらず、スマホやタブレットを持っていれば、どんな人でも使用可能になっていること自体がおかしいです。一刻も早く規制を行うべきだと考えます。

また、普通他人の作品を使用したい場合は対価を払うのが道理ですが、生成 AI の使用者は、ネットに上げられている画像や作品を素材として無断で取り込んでいながら「オリジナル作品」と言って生成をし、販売をしている者も非常に多いです。この件はどうしても窃盗の印象が拭えず、このような見過ごせない問題を抱えている生成物で大量に溢れかえる文化に、日本がほぼ染まりかけているこの状況を悪化させることは容認できません。

素案を是非とも「生成 AI を容認しやすくするような内容」ではなく、「生成 AI をしっかり取り締まることのできる内容」にしていただきたいと心の底からお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000003266

私の描いたイラストで嫌がらせ目的でイラストを i2i で出力してそれで AI の方がうまいとかされたら絵をこれ以上書いているのが嫌になりますよ。しかも匿名 VPN でやりたい放題やっています。また個別に絵を学習されると私の創作キャラクターを生成できる学習データを勝手に作ったり法律が許しているから合法といってそういう学習データをアップロードダウンロードできるサイトに投稿したりしています。削除申請をしても削除してくれなくていつまでも学習データがダウンロードできる状態のままです。こんな状況を放置されていたら絵描きがいなくなります。私が問題にしてるのは 3 つです。学習データに児童ポルノが含まれているデータが誰でもダウンロードできる状態になっていて誰でも児童ポルノが作成できる状態が放置されている。イラストを i2i をして絵を描こうして嫌がらせをする人が多発している。イラストを無断に学習して個人のキャラクターや絵柄を模倣できる学習データが配布されているし作る人がかなり大量にいます。またその学習データを利用している人が多すぎます。これを改善してほしいです。

●受付番号　185001345000003267

５．各論点について　（１）学習・開発段階

上記項目についてですが、学習素材として海賊版を含む無断学習の無制限許可を求めます。
何故なら海外が､そのような学習素材を用いたAIを使い､アートを生産してくるからです。
日本のアート、特にサブカルとしての漫画やアニメ、ゲーム、イラストや小説は、他国に比べてそれを行う人口が遙かに多いことから、優れたアートを生んできました。つまりセンスが良いからでは無く、母数が多いからです。
しかしここに、日本のアートをコピーしたAIを海外が使うようになりました。
生産数、派生パターンの数では、日本の人力アートの母数による生産力でも、海外のAIによる生産力の方が勝ります。
つまり欧米や日本のアーティストを保護した処で、それをコピーした海外勢の方がやがて量で勝り、更には学習素材の洗練や多重化によって新しいものを次から次へと生むでしょう。
クールジャパンなどと言っている間に、海外勢に日本のアートは押し潰されます。
既に似た状況が始まっています。私はコミックマーケットに十五年ほど参加していますが、近年、若者達の描く”絵柄”が、中国・韓国のソーシャルゲームをベースにしたものになってきました。
それらのゲームは、日本のライトノベルやアニメに憧れ、楽しんできた中韓の若者達が大人になり、発展させたもので、日本にとっては文化の逆輸入だと言えます。
それはしかし、日本の中でガラパゴス化しつつあるアートに対し「新しいもの」として受け入れられ、コミックマーケットなど同人誌の市場では、「古い絵柄・新しい絵柄」という世代格差を生んでいます。
この状況は、ＡＩが発展すれば、もっと強くなるでしょう。
日本のアートに憧れた海外の若者達は、それや、自国産のアートを学習したAIを用い、”新しい絵柄”のアートを大量生産していきます。
対し、手書きと作家に拘る日本がAIの制限を行ったならば、それに対して、生産力でも時代性でも打つ手はありません。
学習素材に海賊版が入ることは悪です。しかし、数十、数百万の学習素材の中に、では一枚、一言の単位で海賊版が入っていることを突き止めることや、ではそれがあったからと言ってAIのリテークを出すのは現実的ですか？
アーティストにとって覚悟を決める時代が来たと、そう思っています。
かつて写真のような絵画と宗教画を至上としていたサロンが、写真によって崩壊したように。
クールジャパンが、単に母数のマジックで他国よりも勝っていた時代は、既に終わっています。日本の若者達は海外のアートを”新しい”とみなしているのですから。

それを旧態依然であるべきとするアーティストは、自分を護りつつ、しかし日本のアートを滅びてもいいと言っているようなものです。
私はプロの小説家兼イラストレイターですが、現状のAIによる文章、画像生成では私の作品は再現出来ないことが解っています。
私の絵を学習素材にすると、AIの出力する絵がおかしくなります。
そういった作家も居ます。
私以外の事例としても、AIは、例えば十二単を画像として再現することが出来ません。分布から”一枚”の絵を生成するため、絵の中に”多重の構造”という概念を含める事が不可能だからです。
他にも幾つもこのような事例があり、AIのアートは、絵柄を似せただけでは再現出来ないものばかりです。
AIと共存するということは、作家にとって、”AIには出来ない人間としてのアート”が求められている時代になったと言うことです。
工員が作業ロボットに変わったように、単純労働のような個性の無い（本人はあると思っている）アートは、AIにとって変わられて当然です。
AIのアートと、人間のアートが違うものとして存在する。
これがAIとの共存です。
誰でも模写できるような”絵柄・文章”を、何故かAIには模写されたくないと言って著作権の法律を振りかざすのは、自分の”絵柄”には特権があるという錯覚だと思います。
日本のアートを、海外と同様の無制限AIを与えることで、そう言うものを持っている世界のアートと戦えるようにして下さい。
中国はAI生成物に著作権をみなすと、そんな話を聞きました。
日本で、絵柄などをAIに真似られたくないと言っていたアーティストは、日本ではそれが生じなくても、海外ではそれが生成者の”著作物”になると知ったら、どうするのでしょうか。
根性や芸術論、精神論や感情論では、戦えないのです。

●受付番号　185001345000003268

生成 AI は免許制にすべきです。
たくさんのクリエーターが無断使用に苦しんでいます。
一から作り上げた作品を、AI による手抜きだと疑われることもあります。
真面目に頑張るクリエーターを、蔑ろにしないでください。

●受付番号　185001345000003269

３．生成 AI の技術的な背景について

AI による学習は学習という名で呼ばれるが実際には機械的なプログラムのアルゴリズムを用いた、既存のデータを用いたもので、人間の学習と仕組みの異なるものであることに留意が必要と考える。

また生成 AI が使用する学習データについて、は以下のような懸念があり検討を要すると考える。

・学習元のデータが著作権や倫理上問題無いものか利用者側に判断することが難しい。

・著作権に反するデータであってもそれが生成物にどこまで反映されていたら問題か、また権利者はどのようにそれを把握すればよいかが明確でない。データセットは権利的にクリーンであることを明示するため開示並びにその製作者の許諾を得たものであるべきで、また必要に応じたライセンス料の支払いを義務化することも考えるべきである。

・意図せず流出した写真データや文書などから何某かの肖像権、プライバシーなどが侵害され得ないかについても考える必要がある。

また、昨今では SNS 上などでスパムアカウントやなりすましアカウントが生成 AI を用いて作成した文章で、注目の大きい投稿へのコメントを付けることで自身も注目を集め悪質なリンクへの誘導を試みる事例も見られる。これは近い将来 AI が詐欺などの犯罪や不正行為に悪用されうることを示唆しており、AI 側が命令から詐欺やスパムの可能性を予測し対策するなどが求められ、特に注意が必要な問題であると考える。

●受付番号　185001345000003270

生成 AI を規制して欲しい、好きな作家さんの筆を折らせたくない。

●受付番号　185001345000003271

AI 生成のできるサイトや機能を作る際に免許制にする、AI に読み込ませたものを必ず明記する事を法律で決めて欲しいです。
たくさんの情報を著作権を無視したまま無断で読み込ませた AI で生成されたものを、利用した人が生成した AI 作品を、さらに利用している人がたくさんいます。
そういう人たちは「法律の抜け穴だ」「皆やっているから」と笑っていました。
AI に勝手に作品を吸収された人は、一体どこまで、誰まで訴えることができるのでしょうか。
明らかに自分の作品が読み込まれているのに、訴える事ができない現状をどうにかしてほしいです。
また、クリエイターだけでなく人の音声や顔なども AI に取り込み、岸田総理のフェイク動画のような事例が増える事や、詐欺などに利用されてしまう現状も恐ろしいです

●受付番号　185001345000003272

5.各論点について→（3）生成物の著作権性について→イ　生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作権性との関係について　の意見
現在、生成 AI の技術は目まぐるしく進化しています。
しかし AI の「学習」を行う際に、著作権が認められる「人間が描いたイラスト」を無断で使用するようなケースがインターネット上で散見されます。
そのようなまだ確立していないコミュニティに著作権を認めてしまうと、「人間の描いたイラスト」と「生成 AI で出力したイラスト」の判別が付かず、さらなるトラブルの元になってしまいますし、それを機に「イラストから離れてしまう」模倣された作家や他の作家が出てくることは容易に想像がつきます。
また、SNS などで活発ないわゆる「創作」には、先述した「『人間が描いたイラスト』と『生成 AI で出力したイラスト』の判別が付けられない」視聴者も多数おり、既に大きな影響が出ています。
そのため、「生成 AI」に対してはこのような「著作権」を認める判断等は行うべきでないと私は考えています。

●受付番号　185001345000003273

素案にもある通り AI の技術の進歩は日進月歩であり平成 30 年に改正された法は現在の法の解釈でいくら問題が無いと言い張っても、データセットに組み込まれたデータの権利者達の嘆きや叫び、アメリカや EU での訴訟や法規制の動きを見ても日本だけが生成 AI を推進して行くことにはかなり無理があるように思えます。アメリカや EU が No を突きつけた生成 AI を推進して不利益を被るのは政府だけでは無く日本の漫画、アニメコンテンツとそれを作っている製作者達です。自分達の製作したデータは法が許すからと金儲けのために強制的に差し出され、欧米諸国からはコピーコンテンツに加担する国家のクリエイターと烙印を押されてしまうでしょう。

現在コンテンツを牽引している製作者達を苦しめる必要があるのでしょうか？このまま生成 AI を法規制も無く推進する事はもはや文化の破壊と言えます。仮にも文化庁と名乗る組織がこのような問題を無視してまで生成 AI を推進する事が重要なのでしょうか？素案を見ても逆風が吹いている言わざるを得ない生成 AI をどうにか推進する為に無理矢理な解釈をしていると思ってしまいます。

最後に文化を守り発展させ行くべき文化庁としてあるべき選択をしてくれることを祈っています。

●受付番号　185001345000003274

AI による創作物（画像・動画・音楽・音声等）の生成に関しては、ベースとして使用さるデータが無断学習で成り立っている物であり、「権利者が拒絶をする権利」が存在していないため、使用を禁止されることを望んでいます。
私は絵描きなので画像生成の話に絞りますが、児童ポルノや医療目的のデータを含む無数の無断使用のデータを下敷きに作られた画像を「問題ない物」とみなす方がどうかしています。
AI 生成では既存の作家と画風を剽窃することが問題視されていますが、追加学習以前の問題としてベースとなるデータ自体が「数十億以上にも及ぶ無断使用・違法なデータが無ければ成り立たない技術」ということを、まず明確に問題視して頂きたいです。
権利者側が「拒絶する権利」を有した上で、AI 製作者・利用者側に「使用したデータの内容を明らかにする義務」を課し、「無断学習は禁止」という形式にしない限り、文化を蝕むだけの存在にしかなりません。
繰り返しになりますが、現行の AI 学習に関しては、まず似せる似せない以前の「基礎となるデータそのものが違法である」ということから目を背けずに、明確に禁止にして頂きたいです。
◆◆◆
また、「他国と比較して AI への規制を緩め推進することで AI 先進国になる」という幻想を抱いている方もおられるようですが、それは「[redacted]が、逮捕されづらいので海外に拠点を置いていた」という話の「海外」が「日本」へと置き換わるだけです。
他国を追われた犯罪者に拠点として選ばれることは先進国どころか後進国でしかありませんし、まともな国家が推進する商売ではありません。
漫画等のイラスト産業において世界でも最上位のコンテンツを抱えている国家が、そのコンテンツの保護をどの国よりも蔑ろにしているという事実を、深刻に考えて頂きたいです。
AI 産業を推進するということは、そんな他国が羨むような産業を自らの手でクズ同然の価値へと貶めていることだと、どうか自覚して下さい。
◆◆◆
また、それらの世界有数のコンテンツは「異常な数のクリエイター」という下地があって生まれている物です。
競技人口に比例して競技レベルが上がるように、尋常ならざる人数の作家がいるからこそ、一握りの天才の数も比例して増える物です。
AI 生成の蔓延は「名前で商売が出来る、既に『あがり』となった作家」への影響は薄いかもしれませんが、「これから作家を目指す志望者」の数を減らす物です。
「そこで消えるような末端の作家は不要で、天才だけいればいい」なんて都合の良い話はあるわけもなく、繰り返しになりますが「異常な数の作家」の中から天才は現れます。

あらゆる創作物の中心には、それを生み出した製作者がいます。
その製作者を守ることを第一とした政策を進めて頂きたいです。
現状の「自らの手では何も生み出さず他者から盗むことを考えている人間の意見を優先し、実際に創り出した人間と作品を粗末に扱っている」というスタンスが如何に異常か、どうかしっかり向き合い考えて下さい。
生成 AI 以上に日本という国家が、日本のクリエイターを潰しにかかっているようにしか思えません。

●受付番号　185001345000003275

AI による出力元が、著作権を放棄してないない事、フリー素材ではないにも関わらず学習をさせるという自体がでており、それにより被害者である絵師やモデルの業務に支障にきたしているという事が事実としてあります。

これらの AI の学習は盗用で罪ではありますが法整備が追いついていない為、AI 生成によって泣き寝入りする方がいます。

このような問題で 1 人でもいち早く被害者が少なくてもいいように早急に解決していただきたいです。

●受付番号　185001345000003276

現在、素案に書いてあった
法第 30 条の４の対象となる利用行為
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
イ 法第 30 条の４の対象となる利用行為
上記で書かれていた使われ方をすでに生成 AI はしていないです。作者の許可を取らずイラストや声、漫画を使い、組み合わせ、自分で作りましたと言い sns にアップロードしたり仲介サイトで販売する行為が殆どです。

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略
生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。
・学習データの切り貼りです。生成 AI はデータ保存した画像の組み合わせからしか生成出来ません。勝手に無許可でイラストや漫画を使わないでください。

法律で生成 AI を漫画・アニメ・ゲーム・イラスト等で使う事を禁止にして下さい。現在の生成 AI は無許可で収集したデータが殆どです。海外のクリエイターのデータも入っています。このままでは無許可で使われ続けます。本当に止めてください、クリエイターを守ってください。日本が誇るオタク文化は数少ない日本の収益ではないのですか??日本独自の数少ない他の国に勝っている所です。お願いですからこの文化を生成 AI で終わらせないでください。お願いします。

●受付番号　185001345000003277

1.　　はじめに

芸術・文化的な創作への生成 AI の使用は非営利目的を含めて禁止すべきと思います。

理由としては第一に生成 AI がクリエイターの利益を害し、またクリエイターに対する攻撃に非常に使われやすいと考えられるからです。そして生成 AI は長期的にみれば芸術・文化の質的向上には寄与せず、むしろ人間性の排除という点において非常に害があると考えられます。また、生成 AI が生成時に使用するデータセットにはかなり露骨といえるような形で著作物が格納されており、これは著作権を侵害していると感じられるものです。

2.　　検討の前提として

（1）従来の著作権法の考え方との整合性について

(空欄)

（2）AI と著作権の関係に関する従来の整理

(空欄)

3.　　生成 AI の技術的な背景において

（1）生成 AI について

生成 AI による生成は多数の生成物の中から出来がよいものを選び取るという形で行われ、細部をクリエイターの思うように描画、造形、創作するといったことが出来ません。生成 AI の使用は人間の創作とは言えないと考えられます。

（2）生成 AI に関する新たな技術

(空欄)

（3）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

(空欄)

4. 関係者からの様々な懸念の声について

(空欄)

5.　　各論点について

（1）　学習・開発段階

(空欄)

（2）　生成・利用段階

(空欄)

（3）　生成物の著作物性について

(空欄)

（4）　その他の論点について

ア. クリエイターの利益という点において、高度な創作に必要なノウハウや経験の獲得には途方もなく労力がかかるという認識は一般的であり事実だと思われます。そのため一般人に創作物と思わせるものを、わずかな手間で大量に生成できる生成 AI の普及は明らかに

クリエイターの創作活動に対する意欲を低下させています。実際 SNS を通して知り合ったイラストレーターの方からも生成 AI を使用した創作が大いにアンフェアなものとして認識している旨を聞いています。また、明らかにイラストレーターの尊厳を毀損する目的で、イラストレーターの絵柄を真似しつつ卑猥に変質させたイラストを生成し流布するという非常に悪質な使い方をされた例もあり、これはイラスト創作のノウハウ・経験獲得の労力という点において、生成 AI がこのような行為の敷居を大幅に下げていると考えられます。

イ．　芸術・文化の質的向上という点においては、生成 AI は現在、そしておそらくこれからも人間の著作物にいわば寄生する形で創作物と思わせるものを生成します。生成に使用するデータセットは膨大なものであるため、人間にはまるでそれが新しく創作されたもののように感じられますが、実際生成 AI の生成物は既存の創作物のつぎはぎでしかなく、生成 AI に芸術・文化の質的向上を促進するような機能はないと考えられます。さらに前述のクリエイターの創作意欲を低下させるという点と合わさって、創作文化の停滞、劣化、衰退を招くと考えられます。

ウ．　生成 AI のデータセットの存在に関しては、例えば Stable Diffusion というイラスト生成 AI には LAION-5B というデータセットが用いられているらしく、このデータセットには内部のデータを見ることができる(2024 年 1 月 26 日現在は見ることができませんが)demo があります。その内容をスクリーンショットした画像にはおそらくネットで収集されたであろう検索ワードに関連する画像と、その画像に対応するラベルが写っています。また、Artguru というイラスト生成 AI を使用できる WEB サイトでは、生成物と生成に使用された言葉(プロンプト)を閲覧することができますが、そのプロンプトに実際のアーティスト等の名前が入っていることが多く、これはデータセット内に著作物と著作者のラベルのセットが多数存在することを示唆しています。

このように露骨とも言える状態で著作物と著作者のラベルをセットで格納しているデータセットは、生成 AI がこれら著作物を下敷きにして生成をするという点を踏まえれば、著作権の侵害だと思われます。

６．最後に

創作は人間の文化的な営みであり、生成 AI によってこれが棄損されるのは人権の危機であるといえます。私は生成 AI を芸術・文化的な創作に使用することを禁じる法律が作られることを切に願います。

●受付番号　185001345000003278

AI の学習元が判らない状態、許可なく学習させた状態、それを規制できない状態は創作物を保護できないばかりか AI で作ったものによって制作を発表する場、創作物を製作して対価を得ている人達に多大なる被害が起こると考えております。
AI を正しく利用しているかわかるように学習したデータなどを必ず公開・添付するように義務付けるなどのルールを設けるようにお願いします。
もし、そういった事が出来ないのであれば、AI の利用するものを規制するようにガイドラインを製作するなどの対策をお願いします。
必ずしも AI を使う事が悪い事ではないと思うので、正しく使われるような法整備を望みます。

●受付番号　185001345000003279

どう考えても権利侵害です。
断固拒否します。

●受付番号　185001345000003280

生成物の著作権の項目
ですが、
有名なイラストレーターであるほど
画風を集中的に取り込まれ再現され、生成物を販売される等の被害が実際に散見されています。
創作意欲が削がれる行為で、筆を折る方もいらっしゃると思います。
法的にどうということではなくとも、倫理的に逸脱した使用者が非常に多いと感じています。
後続が育たなければ終わりですし、
ここをクリアに出来なければ創作文化は著しく衰退すると危惧しています。

●受付番号　185001345000003281

他の人の考えや技術などを勝手に使っているので規制しろというのが普通だ。AI を使ったがわに著作権は発生しないし著作権はあったとしても参考にした人間につかなきゃおかしい。
未来を潰すようなことをこれ以上するな
AI を使い他人の物を奪うような人は全て捕まえてくれ

●受付番号　185001345000003282

手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安です。
AI の使用は登録制か免許制にしてほしい。

●受付番号　185001345000003283

AI 生成物に関して、学習元の特定が可能でないものを営利目的で使用する際は規制の対象として良いのではないかと考えます。
人間の創造物を AI に学習させる行為は、著作権保有者が使用不可を表明していない限りは規制できないように思います。現在多くのクリエイターも、たくさんの他クリエイターの作品を見て真似て学んできています。AI に学習すらさせないことは、今後の発展に大きなデメリットになると考えます。
しかし、AI 生成物はあくまで切り貼りであり、人間の学習からのアウトプットである再構築とは全く違うものと考えています。
AI 生成物が切り貼りであれば、それはコラージュやパロディなどと同じ括りとなりますので、生成物が著作権者の利益を著しく損なう使用をされている場合は著作権違反となると考えます。
AI 生成では、学習元にどんなものが使われているのか明確にできかつ学習元が著作権侵害に抵触しないものであることを確認できるのであれば商用利用も可能と考えます。
AI 生成物を商用利用した者は、上記の学習内容を明記するよう義務付けてもいいかもしれませんし、または、著作権侵害に当たる可能性のある場合は上記の情報を開示する事を義務付けることも考えられます。
となれば、深層学習を使った AI 生成物をそのまま商用利用は不可能でしょう。
今後深層学習でも何を学習したか確認できるようになれば話は別かと思いますがおそらく難しいと考えます。
しかし、AI 生成物が全く使えないかというとそんなことはなく、私もしがないクリエイターですが、AI 生成のイラストをインプットし、自身の創造性・クリエイティビティに繋げています。
生成 AI が直接お金を生むのは難しいと思いますが、副次的な効果をうむ可能性は大いにあるのではと考えます。

●受付番号　185001345000003284

現在商業として著作物を制作されている方が、どのような環境なら著作物の制作に至る事が出来るか、が 1 番重要視されて欲しいです。
著作物を制作出来ない素人が規制と活用について考えるなら、1 創作物 1 特許、という認識の重さで進めるべき話だと思います。
生成 AI 野放しの場合、特許を見て好きなだけ丸パクリが許される世界にしかなりません。
AI 利用で 1 番問題なのが、元となる創作物を作るスキルもそれを作るための努力も一切求められない点です。
ハナクソほじって屁をこきながら「今日は昨日発表されたこのしょーもない特許 100 個使って商売してみるか！」という、先駆者へのリスペクトが一切無いのが生成 AI ユーザーだと感じます。

●受付番号　185001345000003285

１.こういったパブリックコメントに初めて意見を提出させていただきます。
３.
(１)技術的には大変すばらしいものだと思います。
ですが、今は文章・画像、他のものも権利元の許可を取っていないものを無断で学習させている生成ＡＩがほとんどだと思います。
学習元の不透明さに関しては非常に問題が大きいのではないかと思います。
５.
（２）既に FANZA や Patreon といった国内外の販売サイトにて生成 AI で制作したアダルトコンテンツの氾濫がおきており、これまでの手描きクリエイターたちの市場は破壊されつつあります。
現状の学習元が不透明な生成 AI を使って制作したコンテンツでマネタイズするのは国内の経済の動きとしても不健全だと思います。
（３）そもそも生成 AI による制作物は利用者の脳内での抽象→具体化のプロセスを経ていないため創作（著作物）と呼べるかは疑わしいと思います。

●受付番号　185001345000003286

その絵の作者さんが「AI に使ってもいい」とはっきりと承諾しない限り、AI に誰かの絵を学ばせることは反対です。
文化の衰退にも繋がります。

●受付番号　185001345000003287

AI 作品は媒体さえあれば、誰でも一つの作品を作り上げることが可能です。それは絵を書けない、苦手な人にとって素晴らしいことですが、悪用されることが多くあります。
趣味で絵を描いているただの一社会人ではありますが、ここに二点の意見を述べさせて頂きたく存じます。
まず一つ目に､手書きのイラストとAIイラストのジャンル区別を必須として頂きたいです。
手描きイラストは、どのイラストレーターも時間をかけて作成し、そのイラストを納品するという形で成り立ってきました。言わば絵画や美術品と同じく、美術的価値があり、労力もかかるものです。しかしながら、AI イラストはプロンプトさえ組んでしまえば時間をかけた作品と同等のイラストが数十分も経たずに出力されます。これを従来のイラストと同じにしても良いものなんでしょうか。
元来、イラストは絵画などとして画家たちによって作成されていた言わばアナログ作品であり、デジタル作品よりも遥かに労力と制作費がかかります。そのため、アナログ作品はその分デジタル作品よりも値段が高くなり、風景画などはイラストというよりかは美術品としての側面が多く、ジャンル分けがされています。そのため、AI イラストのみで作成した作品は全て AI イラストというジャンル分けをし、AI イラストを作成した人を出力師の様な名称をつけて頂きたいです。元としてAIイラストを出力し、その後自分の手で作品を書きあげる人は不問としたいです。
また、ジャンル分けを行わなかった場合は然るべき処置をするという法律の制定をお願い致します。
二つ目に、AIイラストに無許可でイラストを読み込ませる行為を犯罪としてください。
理由はそのイラストを作成した人が積み上げてきた絵柄や手癖が、その人特有のものではなくなり、イラストレーターやイラストレーターを目指す人であれば仕事を失いかねないからです。
今でさえ、絵柄が盗まれていることやAIみたいな絵柄ではないか？といった根拠の無い誹謗中傷混じりの心のないコメントがイラストレーターの心に傷をつけ、依頼を装ってラフ画を描かせ、それを元にAIイラストを抽出すると言った事例も発生しています。
これらは全て断固として許されない行為です。
AIは素晴らしい技術ですが、見境のないものが使っていいものではありません。
包丁は肉や野菜を切る事ができる素晴らしい道具ですが、未だに悲しい事件が絶えません。
それでも、包丁は危険なものだと認知されることで予防されることもあります。
それと同じくAIは素晴らしい道具ですが、同時に危険な道具です。
正しく扱えるものだけが使えるように、環境の整備をして頂きたいですが、難しいと思われますので、まず上記二点は必ず行って頂きたいです。
イラストは日本の文化の一つです。外国人がAIにどれだけ猛反対していることか、見て頂

ければ参考になるかと思われます。
一社会人よりも知識のある方々に、失礼なことを申し上げておりましたら大変申し訳ございません。一意見として、参考程度にして頂ければ幸いです。

●受付番号　185001345000003288

すべての絵、写真、文に対する AI による著作元の認可を経ない学習に反対します。

●受付番号　185001345000003289

５の（３）（４）についての意見。
AI について現在絵を描く界隈では著作権侵害で大いに荒れています。
私も個人として確かに AI は便利で、様々な技術が楽になるだろうと思う反面、著作物を取り込んで反映させているという今の現状では AI を信頼して使うどころか嫌悪するものになっています。
・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・実際に上記のような被害にあい、死を連想させてしまうようなところにまで行ってしまった作家さんも見かけたことがある
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・絵を描く身として自分の絵が勝手に模倣され、他人があたかも自分が描いたように言い、それが他人の金銭としての利益になってしまうという恐怖、怒り、虚無感が想像するだけで出てくる。
・手描きと AI 絵の判別がつかず他人に何か言われトラブルにならないか不安
・「マスピ顔」と言われる絵柄を使い倒してその絵柄の価値を殺してしまっている
・上手い絵を見ても「AI 絵じゃないのか」と素直に受け止められなくなってしまった
上記からもう既にひとつの文化が失われてしまっている
よって、生成 AI への規制を強く希望します

●受付番号　185001345000003290

好きな作家が AI のせいで心を病んでいるので
あと普通に許可とって使えるようになったら AI 使って絵を描く人も増えるとは思う
総理大臣のフェイク動画とかも問題あるし児ポに繋がりそうなのも問題
AI が出しちゃった実際の人間に良く似た児ポ画像とかどうするの？って思う

●受付番号　185001345000003291

・好きな絵描きの絵が AI に取り込まれ、それが原因で絵を描くのをやめたらとても悲しい。
・本物の動物や建造物が見たいのに、生成 AI による架空の生物や建造物が検索で出てきて困る。
・人の絵を勝手に取り込む人は窃盗と同等だと思う。現在著作権や著作者人格権が機能していない。
・AI に絶対に取り込まないでと制限しても、法律で制限されていないからしても良いとしてる人が大勢いる。それがすごく困ります。

●受付番号　185001345000003292

生成 AI が流行り始めた頃からインターネット上で悪意のある生成ＡＩの使い方をされて創作活動に支障をきたしている方々を多く見かけます。
許可を出していないのに勝手に写真や絵の画像を学習に使われ、知らない人からみたらまるで学習元の人が描いたと思わせるような絵柄で性的であったり自殺教唆に繋がるようなイラストを生成されるなど嫌がらせのような使い方をされて困っている方々がいます。そのような使い方をされてはその学習元のクリエイターの評判を落とすことに繋がりかねません。
作風や絵柄といったものは多くのクリエイターにとってアイデンティティであり、多くの時間をかけて磨き創りあげてきた技術の塊です。これは絵だけでなく、音楽や声で活動されている方々にとってもそうです。
生成 AI によって許可なく作風や絵柄を模倣されるのは財産を盗まれたことと代わりなく、それによって多くのクリエイターが筆を折ることに繋がるのではないかと危惧しています。
クリエイターの権利が守られず創作活動を辞めるクリエイターが増えると、新たに活動を始めようという人間も減りますし、そういったクリエイティブな技術は衰退していくばかりでクールジャパンなどと言える状況では無くなっていくと思います。そうなった場合、どう責任を取られるつもりなのでしょうか？
自身も創作活動者ですが、このまま生成 AI を使用する悪意ある者が野放しになりクリエイターばかりが損をする状況が続くのでは、創作活動を続ける気力を失いそうです。
生成 AI で出力されたものにはそうだとわかるようなマークを入れることを義務付けたり、許可のない画像等で学習させるのは禁止にするなどの決まりが必要だと思います。
全てのクリエイターがきちんと守られ、安心して活動を続けられるように法整備されることを望みます。

●受付番号　185001345000003293

私は SNS(twitter 等)で自作イラストによる無償の創作活動をしておりますが正直私が作成した画像が bot により収集され、AI にミキシングされ、得体の知れない何者かのマネタイズの手段として用いられていると思うとげんなりします。

●受付番号　185001345000003294

AI の中でも、特に画像生成 AI については目を背けたくなるほどの無法が横行しており厳しい規制が必要。
現役で活動している作家の絵を無断で学習させモデルとして配布するなど、作家の収入に直接かかわる被害が出ている他、「AI があるからお前は用済み」といった趣旨の侮辱、作家のモデルを使用し似た画風の絵を用いてなりすましをする嫌がらせなど、見るに堪えない。
若い作家のモチベーションを著しく挫き、筆を折る者も出ている。これはクールジャパンを推進する日本の方針と相反するものではないか。
悪質なのがイラストや漫画の分野は経済的にはさほど裕福ではない個人で形成されていて、反論や反撃が出来ない事。画像生成 AI は音楽分野より力を持たないイラスト分野を標的にして切り崩しにかかってきたと考えている。
現役で活動している（生存している）作家の作風の画像モデルや生成画像は禁止すべきである。

●受付番号　185001345000003295

分からないなりに素案を読みました。
以下は芸術的分野での AI 利用に伴う著作権侵害の懸念、ひいては著作物の保護に視点を向けた意見です。
まず前提として、著作物の利用を一部許容する可能性を示唆する記述が各所にみられること自体、甚だ疑問に思います。
現存する権利者の大多数は生成 AI に自身の著作物が学習されることを快く思っていない、ということは私の思い違いではないと考えます。
大きく取り沙汰されていない、あるいは最早珍しくもないからともいえますが、
所謂 LoRA を用いるなどして特定の著作者に対する(悪意の有無を問わず)攻撃ともいえる行為を重ねる人物は数多く存在しています。
広く利用されるようになった生成 AI ですが、利用者の多くは権利的に問題を孕んでいることから目を反らしている、あるいは関心がない故に「皆がやっているから問題ないだろう」というのが現状かと思います。
世論ではグレーでも、ルールが定まっていないから好き放題できるボーナスタイムです。
唯一のリスクといえば SNS など公衆の場で問題視される程度なものですが、これがさしたる問題にならないことは生成 AI 利用者のその後の振る舞いを見ればわかります。
僭越ながら、価値観、芸術、創作行為に対する理解、向き合い方、すべてが多くの創作者と相容れないものであるように思えます。
ただ、ここまでは百歩譲って問題ないといえなくもありません。
多様性が尊重される世の中です。
もっと言えば、生成 AI を利用していないにしろ、以下に類する意見が多数派といったこともあるかもしれません。
著作物の不正利用の「可能性がある」ことは正直どうでもよい。結果が良ければそれでいい。
それらの意見のすべてを創作者にとって都合の良い方向へと押し流すことが不可能なことは、重々承知です。
古今東西、芸術家と呼ばれる人達の多くが、マジョリティに属さないというのは一般的な認知かとも思います。
しかしながら、生成 AI の登場で悪意が形を成しやすくなった昨今の状況において、
・AI 生成物の著作物への依拠性が推認される場合
・享受目的を推認する一要素となりうる
こうした姿勢で人による解釈の介在する余地を残すことが、良い結果を生むとは思えません。
無秩序で縛るものが何もない生成 AI の利用法に懸念を示す声、被害を訴える声が多く上が

ったからこそ、この素案が生まれたのだと思います。
当方 AI に関連する技術に明るいわけではないのですが、
私のような一般人が想像しうる著作物の悪用法は「自分ではできないが、技術的に可能である」という位置づけだったと思います。
しかし生成 AI が世に放たれたことで、その多くは「生成 AI を利用すれば私にも可能」に置き換わったものと思います。
やろうと思えば、今すぐにでもインターネットの大海に向けて法的に許された嫌がらせを行うことができるわけです。
著作権はこれまでもこれからも曖昧なもの、個人の解釈に依存するものであり続けるでしょうが、こと生成 AI に関しては与える影響の範囲がこれまでとは比較になりません。
故に、より包括的な規制が必要なのではないかと考えます。
創作物を断ずるのではなく、行為を断ずるべきです
意見をまとめます。
インターネット上で著作物の保護が、著作者にとって満足に行われていない、究極的には行うことができないことが明白な現状において、
・生成 AI への学習段階で著作物使用がされているのか
・享受目的であったか否か
こういったことを生成 AI 利用者、権利保有者を介した「推認」によって事実とするのは、はっきり言って無謀に感じられます。
よって、より現実的に規制としての効力を発揮させるため
・「事業者、団体に対して」生成 AI 利用の規制を勧告する。(個人に対してはプライバシーの観点から匿名性が高く、規制に反した際にも受ける影響が小さく効力を持たないため)
・開発者に向けての機能制限の要求
上記方向の対策が必要と考えます
最後に
徹頭徹尾個人の感想ではあるのですが、根源的な部分には「生成 AI は文化を破壊しつつある」という思いがあります。
小さいころより音楽、アート、文学、それぞれ大小あるにせよ慣れ親しみつつ生きてきましたが、生成 AI が世間を賑わすまでクリエイター自身について深く考える機会はあまりなかったように思います。
文字数も限られるので手短に。
昨今の世情によって確実に、多くのクリエイターが苦しんでいます。
お気持ちと軽んじられることを恐れて、心情を表に出せない方がいることも容易に想像できます。
世間では軽んじられることもあるかと思いますが、現代日本の文化と呼ばれるものの一部を支えているのは彼らです。

何卒、できる限り彼らにとって救いのある解答を導き出していただけますようお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000003296

５．各論点について

（１）学習・開発段階

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

○ 本ただし書において「当該著作物の」と規定されているように、著作権者の利益を不当に害することとなるか否かは、法第 30 条の４に基づいて利用される当該著作物について判断されるべきものと考えられる。

（例）AI 学習のための学習データとして複製等された著作物

○ 作風や画風といったアイデア等が類似するにとどまり、既存の著作物との類似性が認められない生成物は、これを生成・利用したとしても、既存の著作物との関係で著作権侵害とはならない。

この項目について。開発の段階でクリエイターの許可なくクリエイターの制作物を学習すべきではない(学習の際にすべての学習対象となる創作物について、各クリエイターに許可を取り、許可が撮れた場合のみ学習をすべき)と考える。また、権利者はその許可を取り消すことが(出来うる限り)可能であるべきである。

生成AIの性質上データ量が膨大なのですべての創作物について著作者に許可を取ることは現実的でないという意見も出てくるだろうが、これをはすべての前提であり、これが達成されていない生成AIは､クリエイターまたは著作物の権利を損なうものになると思われる。技術に善悪はないかもしれないが、人間は悪意でもってそれを使うことが可能である。その技術が(比較的)容易であればなおさらのことだ。

●受付番号　185001345000003297

私はイラストや漫画が好きな一消費者であり、またイラストレーターを生業としております。
今後の生成 AI についての在り方についてご意見したく考えております。
昨今の生成 AI の現状について、これから何も手を付けない場合の結論からいうと最悪日本のサブカルチャー文化の存亡の危機が最終的にあげられるかと考えております。
理由は以下のようになっております。
生成 AI は色んな人のビッグデータから抽出して学習し、出力をするものです。例えばにはなりますがドラゴンボールで有名な「[redacted]」さんが AI の学習に使用されたとします。
そしてこれを出力し SNS に「AI 表記」をせずにアップロードをしまして、そしてこれを見たユーザーが「[redacted]だ、すごい！」と、このように拡散されこれのを真似をする方がどんどん増えていったとします。するとオリジナルである「[redacted]」さんのドラゴンボールの絵を見過ぎたユーザーが「飽きた」のような空気が作られるわけですね。（これに似た現象は現状存在します。）
これは「[redacted]」さんが努力し制作した絵柄を勝手に使用され自分が知らないところでブランドが汚され、正直なところ迷惑なお話だと思います。新しく作品を作るとなると、売り上げに影響が出ると思います。
これはドラゴンボールに限らず、「AI」っぽいよねとイラストが好きな方が疑いの目を向けるのは当然の流れであり本物の「[redacted]」さんを見たいと思います。
またイラストについて興味が無い人が「誰が描いててもよい」という話もあると思いますが、正直なところこれも甘いと思います。
娯楽について現状、既に作品であぶれすぎている中で「AI」を使用した作品が参入するとします。
ＡＩを使用する方の大半は基本的にそういったモノづくりに対する知識が無く、作品のクオリティの低いものが量産され、良質な作品を見つけるのが大変困難になり、良作が世に出にくくなるといったことも今後予想されます。
「また AI か...」と消費者であった方々もそれに愛想をつかし新規の漫画やイラストレーターなどに興味がいかず、消費も減り文化的に危険になることが考えられます。私個人の感情ももちろんありますが経済的にも大変損失になるとこれはもう確信しております。
ですので「消費を加速してすぐに廃らせ、最後に嫌悪の対象になる」これが生成ＡＩの現状です。
今後もしも新しい絵柄や作品が出来てしまっても AI 利用者がそれを大量に消費させ、すぐに廃れててしまう危険が常に存在しますよね。
またこれに反論するこういう方もいます。「誰かの絵を自分の絵に取り入れたり、それは人間も同じことをやっている」これも正直馬鹿げています。

そもそも同じことをやっていません。モノづくりとは新しい技術を取り入れ、それを昇華され新しいものが生まれます。ＡＩは元あるデータをくっつけているにすぎず新しいものを作ることが出来ません。
また続いて例えばになりますが葛飾北斎ご本人が描いた絵と、葛飾北斎を完全に模倣したＡＩ絵、どっちが欲しいですかと聞かれたら間違いなく前者ですよね。
誰が描いたか、これはいわゆる偽物のブランド品が出回っているみたいなイメージでそれがＡＩ絵ということになります。
当初、生成ＡＩは私も特に気になる技術で凄いな、と感じておりまして正直なところ時代の変化を見れるとワクワクしておりました。ですが蓋を開けてみればこれは使用する人の「道徳」があってやっと成り立つ技術と考えております。残念ながらこのような道徳を持たない方々がＡＩを使用しております。
現状考えられる案としましては
ＡＩ生成物についてはＡＩ表記を絶対に表記をしないといけない法律が必要だと感じております。※ＡＩの画像がグーグルの画像ベースに大量に投下されたことにより、調べたい生物の足の本数が違っている画像など、創作の分野以外に研究の分野においても少なからず誤解を招くような事案も存在します。
ここまで読んでくださりありがとうございます。最後に、私は作品を楽しみたい。日本が好きで日本の芸術を愛しております。

●受付番号　185001345000003298

好きな作家さんの作品が生成 AI に無許可で読み込まれて生成されたせいで、作家さんが筆を折られたらすごく悲しいから嫌。
好きな作家さんの作品が勝手に模倣され、本人の意図しないような使われ方をすることがそもそも嫌。そもそもネットには年齢制限を必要とするような過激な絵が当たり前のように流通しており、そこらへんの倫理観もはっきりしていないのに、なんの規制も無く、自分の好きな作家さんの作品が、年齢制限を必要とするような作品に勝手に書き換えられる可能性があることが嫌である

●受付番号　185001345000003299

私自身が創作活動をしていますが、最近、創作をするための資料探しをしている時に写真の中に AI 画像が紛れ込むようになってきました。
あからさまな AI 画像なら良いですが、生成 AI の進歩は目覚ましく、写真と見紛うばかりの画像が出力されるようになってきました。
創作にあたっての正確性を求めた写真が欲しいのに、専門家が見たらおかしいとわかるような写真もどきの AI 画像が紛れ込み、それを参考にしたばかりに自分自身の作品のクオリティを落とし、それによってクライアントからの信用を落とすというのは避けたいところです。
少し前にも、正確さが何より重要視される論文において AI 画像が用いられたとのニュースも見られました。
AI は正しさを理解することはできません。間違った学習をすると間違ったまま出力してしまいます。
また、個人的な嗜好で AI 画像と人が描いたイラストをしっかりと分けて人が描いたイラストだけを見たいという方もいらっしゃいます。
AI 画像は AI によって出力されたとわかる「しるし」が必須だと思います。
AI で出力されたものには「しるし」をつけるルールを策定してほしく思います。

●受付番号　185001345000003300

とても尊敬しているイラストレーターの方が AI の無断学習によって長い時間を費やして制作された作品とほとんど同じ様な AI イラストを作られており、その方のイラストレーターとしてのお仕事や作家性を著しく害されているのを SNS で見ております。このままだとその方のイラストを拝見できなくなる、作家を辞めてしまわれるかもしれない状態に追い込まれている方が非常に多い状態です。作家の方々を守れる規制をお願い致します。

●受付番号　185001345000003301

生成 AI を利用したイラスト等は、人間が修験を重ねて辿り着いた境地のみを奪い去る行為に等しいため、反対する。

インターネット上に掲載されている無断データで、データ元と競合する生成 AI 開発するのは不当な権利の侵害行為に該当する。

また、無断データを用いて岸田文雄内閣総理大臣のフェイク動画がインターネット上にアップロードされ、岸田総理の名誉を毀損されたのは記憶に新しい事であり、これが戦時下であれば敵対国による工作を可能にする事になる。

●受付番号　185001345000003302

AI と著作権についてですが、もし利用する場合イラストや写真、音声等を含めた著作物に使用していいかどうかを製作者に確認を取れるようにする等の対策をし、無許可であれば何かしらの刑罰が降るようにしていただきたい。
何人もの絵師さんがこれの被害を受けているのか知らないでしょうが相当な人数が被害に遭っています。
私個人の正直な意見としては今回の対象である AI は即刻排除しなければならないと思うくらいには使用者によって悪質な悪戯で利用でき、また色々な方のモチベーションを低下させるものであると思います。

●受付番号　185001345000003303

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・手描きと AI 絵の区別をつけられないから「著作物」の線引きをする要件として「手書き/AI 絵の区別を付けない」という発想に至ったのか？と考えると、技術をプロフェッショナルとして切り売りしている職業作家に対する透明化が過ぎる。
・広告に使用するイメージに AI 絵が「法的に解禁」されたからといって、個人の作品を大量に学習用の道具として使い捨てた結果の生成画像を、得られた結果に対する適切な報酬を支払うこともせずに広告として使用する企業・広告代理店への嫌悪・幻滅が消費者の間で広がることは避けられず、きちんと整備された環境で公平な価値の貨幣取引がされる信頼を優先するほうが、長期的な観点で健全な商業画家・作家を育成する基盤になると考えます
・たとえそれが子供の描いた「好きなキャラクターの絵」であったとしても、企業との金銭的取引ができるといった経済的価値が発生しないからといって、「一銭にもならなかったものを学習データとして利用してやる」といった扱いを受けるいわれは全くなく、描く全ての人の「描いたもの」の権利は等しく守られて、他人(または企業)に搾取されかねない構造は、一切許容してはならないと考えます
・ウェブクローリングにより自動的にインターネットから画像データを徴発することが可能である限り、人の努力と研鑽によって描かれる作品と、それらの「学習」による自動生成 AI 画像の価値は全く同じではありません。

●受付番号　185001345000003304

今活躍する大切なイラストレーターさんたちの仕事に直接影響してしまうので、生成 AI は規制、もしくは免許制がいいです。
仕事にしてなくても絵を描く素晴らしい方々が、AI 生成に画風を同意を得ずに盗られ「もう…描きたくない……」ってなるのは絶対に反対です。
漫画文化を世界に自慢する日本は、それを描く描き手さんを きちんと守ってほしい。
【それぞれのイラストの画風は、沢山頑張って描いて 時間をかけた個人の財産です。】
私も絵を描いて少なからず投稿しています。
もしも自分が描いていないはずのイラストが知らない間に出てきたら、とても気持ち悪いです。
今すでにイラストが上手な方々が、実際に　描いていないはずなの自分の絵が他人に売られていて、ひどいときには名前までお金儲けに使われ　　嘆くコメントが X や他の媒体であります。海外ではこの問題が大きく取り沙汰され問題になっています。
キチンとした法律を作って生成 AI は規制、もしくは免許制にして、描く人の自由と当たり前の権利を残して欲しいです。

●受付番号　185001345000003305

享受目的の併存（16 頁）について
生成 AI が学習した著作物の表現を使わないように工夫したとしても、その工夫自体が他人の著作物に依拠していることに変わりはない。生成 AI が作ったものは、他人の著作物の創作的表現に影響を受けており、その類似性は否定できない。したがって、生成 AI が作ったものは著作権侵害であると言える。
生成 AI が学習した著作物の表現を使わないように工夫した場合でも、その工夫の程度や方法によっては、他人の著作物の表現を隠蔽したり、細部を変更したりするだけで、本質的には同一又は類似の表現を利用している可能性がある。このような場合は、著作権法第 30 条の 4 の例外規定に該当しないと判断される可能性が高く、生成 AI が作ったものは著作権侵害であると言える。
著作物の利用は著作権者の権利を尊重し、正当な対価を支払うべきだ。
＝＝＝＝
生成・利用段階についての考え方（28～34 頁）
依拠性（29～31 頁）について
生成 AI が学習した著作物の表現を使わないように工夫したとしても、その工夫自体が他人の著作物に依拠していることに変わりはない。生成 AI が作ったものは、他人の著作物の創作的表現に影響を受けており、その類似性は否定できない。したがって、生成 AI が作ったものは著作権侵害であると言える。
生成 AI が学習した著作物の表現を使わないように工夫した場合でも、その工夫の程度や方法によっては、他人の著作物の表現を隠蔽したり、細部を変更したりするだけで、本質的には同一又は類似の表現を利用している可能性がある。このような場合は、著作権法第 30 条の 4 の例外規定に該当しないと判断される可能性が高く、生成 AI が作ったものは著作権侵害であると言える。
生成 AI が学習した著作物の表現を使わないように工夫した場合でも、その工夫によって生成 AI が作ったものが新たな著作物としての創作性を有するとは限らない。生成 AI が作ったものが著作物としての創作性を欠く場合は、著作権法第 10 条の 2 の規定により、他人の著作物の翻案物とみなされる可能性がある。このような場合は、生成 AI が作ったものは著作権侵害であると言える。
=====

●受付番号　185001345000003306

好きな作家さんが AI に模倣され怒っているのを見るのが嫌。楽しく自由に描いて欲しい。

●受付番号　185001345000003307

生成 AI にすぐパクられるんで創作意欲なくなりました

●受付番号　185001345000003308

創作をする者の権利が脅かされるかと思います。
クリエイターの生命が危ぶまれない未来を望みます。

●受付番号　185001345000003309

個人が描いた絵と AI が描いた絵の判別がつかずトラブルも実際に起きている(著作権のトラブル)
また自分の推しの絵師さんが絵柄を AI に模倣されなおかつ R18 や R18G の作品を勝手に AI で出力され商売されることもあり、手書き絵師の筆を折りかねない事案となっているため AI 絵は規制を求めます

●受付番号　185001345000003310

私は一人のクリエイターとして生産AIに対してもっとクリエイターに寄り添った法案が作られるべきだと考えています。
私が考える素案についての問題点は以下です。
5.【その他の論点について】 ク において、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において AI 学習のために使用する目的で行う場合、AI 学習のための学習データの収集に伴う複製は、法第 30 条の 4 の適用の有無に関わりなく、権利者の許諾を得ることなく適法に行うことができると考えられる。とあるがAI学習をそもそもされたくないというクリエイターはどのような対策がとれるのか示して欲しい。また現在考えられていないのであれば法整備を進め、私的利用であってもAI学習されたくないと主張するクリエイター達にも配慮した法律を考えて欲しい。
5.【その他の論点】 (3) イ まる 2、まる 3 において、AI生成物にAI使用者による手を加えることで著作権を認めるものと考えるとあるが、もしAI生成物に著作権を認めてしまえばAIを使用しないクリエイター達の創作活動を大きく阻害するものとなってしまう。なぜならAI生成物は人が一から作る作品に比べて圧倒的に早く低コストで大量に量産できてしまうためそこに少し手を加えるだけで著作権が発生してしまえば、AI を使わないクリエイター達が意図しないところで著作権を侵害してしまう恐れがある。また、それを危惧したクリエイター達が創作活動をしにくくなり、そのような状況になれば日本の文化の発展に大きな妨げとなり人の手によって一から作られた新しい作品は出てこなくなってしまう可能性が高い。その為、AI生産物に著作権は認められるべきでは無い。
【ここからは一日本国民としての意見です】
素案にも明記されていた通り現状、生産AIは多くのリスクを孕んでいます。一般市民では詳しくないような法律の知識が複雑に絡み合いこのままでは多くのAI使用者達が法律を犯す危険性も十分に有り得ます、また多くのクリエイター達も被害に遭うでしょう。そういったことを未然に防ぐためにも生産AIを使用する際には国によって定められた規定をクリアした資格の必須化と、AI 生産物に対する AI 表記の義務化、その生産物を生産する際に使用されたデータベースの公開の義務化をして頂きたいと考えています。こうすることにより初めて AI 事業者、AI 使用者、クリエイターの共存が成されると思います。現状ではクリエイター達が一方的に搾取されるだけとなっております。このような事態を一刻も早く解決できるよう何卒、ご一考ください。

●受付番号　185001345000003311

以下は生成 AI のうち主に「イラスト」に主眼を置いた意見である

１．はじめに

２．検討の前提として

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理

●「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為」　について

生成 AI によるイラストの出力を「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為」とすることは､A により生成されたものが実際に販売されている現状と矛盾している。これは著作物を販売する立場の人間の利益を害するものである。また、特に RoLA モデル（過学習による画風似せ）により作成されたイラストについては、「著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なう」行為であるため、明確に法律 30 条の 4 に違反していると言える。

また、「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的」とするかの判断は、生成 AI の使用方法にも拠るところが大きいと考える。特定のワードからランダムに生成された画像については、この行為にはあたらないものである。しかし、現在の生成 AI においては、CG を元にしたもの、AI 生成後に加筆修正、AI 生成中の加筆修正による方向づけなどが多く見られる。これらはすべて「思想又は感情の享受」のために行う行為であることは明らかであるため、生成 AI データセット内に存在するイラスト権利者の許諾を得ることは必要である。

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

（２）生成 AI に関する新たな技術

（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

４．関係者からの様々な懸念の声について

●実写の写真について

これは AI と著作物の関係性について検討している項目であるが、AI 生成物における問題点の一つである「流出するべきでない実写の写真」に関わる観点がみられなかった。現在主流となっている生成 AI モデルにおいては、児童ポルノや個人情報に関わる症例の写真などを含めた実写の写真が含まれている可能性が指摘されている。実際の被害者がいるとすれば、そのデータから再生成された画像が本人と酷似してしまうことも考えられ、肖像権（のようなもの）を侵害しかねない

そもそもデータセット自体に著作権云々以前の違法な要素が含まれている可能性すらあり、深く検討すべきだと考える

５．各論点について

（１）学習・開発段階

●RoLA モデルについて

「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまう」について、需要の代替による対価回収の機会喪失も大きな問題点であるが、「特定のクリエイターがこの作品に関わっている」という誤解を生み、イメージダウンにつながる可能性もある。

実例として、RoLA モデルで出力された画像がゲームの広告に用いられ、「あのイラストレーターが参加しているのか」と SNS 上で話題になったことがあり、これは考慮すべき点であると考える。

また、類似した問題として、RoLA モデルや実写の過学習によるわいせつ画像の作成例も存在し、どちらも大きなイメージダウンとなり得る。

●（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて

これについては、著作権のありかもわからないような画像ばかり大量に集めることそのものがどうかと思う。クロールした画像群がブラックボックスになっているような、著作権者を無視したデータベースを「確認できないから」と擁護する理由がわからない。海賊版を含まないデータベースを作りたいのであれば、善意のデータ提供者を全世界から募った方がいい。

海賊版サイトを問題としているが、無断使用をしているという点でそもそも生成 AI 用のデータベースと海賊版サイトにたいした差異はない。クリーンなデータベースを作れないのであれば、そもそも生成 AI 自体が違法性を孕んだ海賊版そのものであると言える。

（２）生成・利用段階

（３）生成物の著作物性について

（４）その他の論点について

６．最後に

●受付番号　185001345000003312

AI で作成されたものは全て盗作であるとすべき。
著作権を認めるなどとんでもない事です。
絵にしろ文章にしろ、著作権は元となったものにあるべきで、AI によって作られたものに AI がゼロから作りあげたものは存在しないからです。
特に絵に関しては文よりわかりやすいので早く法を整えなければ、クリエイターたちの未来は無いに等しいでしょう。
残念ながら、常識のない会社や個人は増え続けています。
無料で楽に手に入る素材(AI.イラスト)があれば、お金も時間もかかるクリエイターに依頼する人は減ります。
また、イラストの技術を何年もかけて技術を習得し、何時間もかけて仕上げたイラストを、学習した AI で出力しただけの人間に自作発言などされてしまえば、技術を会得するまでに費やした時間を無にされるのと同義です。
絶対に AI 作品に著作権など有り得てはいけません。むしろ盗作とすべきです。

●受付番号　185001345000003313

著作権や肖像権のあるものを学習元にしないと作れない生成AIは著作権を侵害していると思うので厳しく取り締まってほしいです。

●受付番号　185001345000003314

生成 AI に関して、コストカットや時間短縮、利便性の向上等の観点から見ると採用のする価値は十分以上にあると考えられる。創作者が三日三晩寝ずに作り上げていたものがそれよりもずっと短い時間で出来るという話であれば、創作者に対する身体的、精神的負担も軽減されうるというものだろう。
ところが現状における生成 AI の実情はその真逆、つまり元来の創作者を殺しにかかっていると言っても過言ではない。具体的な事例の一つとしては、生成 AI を用いた依頼制作、コミッションの類である。創作者は企業に自身の技術、作品を提供することで対価として金銭を得る。skeb や skima などに代表されるコミッションは、これを企業ではなく一般市民相手に行っているものと考えて概ね相違ない。これは創作者の表現、作品、技術が正しく評価された上で、依頼人との合意を経て取引成立となる。買い手たる市民は自身の望む作品を創作者に直接依頼し購入することが出来る。売り手たる創作者は自身の技術を提供する市場が増え、知名度の向上にも繋がる。ここに生成 AI を持ち込んでみよう。生成 AI の特徴の一つとして、学習が挙げられる。これは既存の作品をデータとして取り込み、それらを AI が合成、解釈することで特定パターンの絵柄を生成するものだ。これが市場に入り込むことによって何が起こるか。というよりも、何が起こっているか。極めてシンプルな話だ。既存の創作者達の作品は AI 学習の名目のもと『食い潰され』、そうして生成された作品で取引をする者が現れた。中には取引成立前の原案、ラフスケッチ提出の段階でリテイクを繰り返し、十分な量のラフが提出されたところで依頼そのものを打ち切り。こうして得たラフを AI に学習させて作品を生成、自身の作品として販売するといった詐欺紛いの手口も横行している。文字通り、従来の創作者は AI ユーザーに食い荒らされている。これが現状だ。
これを技術的特異点、シンギュラリティのひとつと言ってしまうのは容易い。手工業は大規模な工場生産に、蒸気機関は石油駆動に、旧来の技術は得てして新しい技術に取って代わられた。それによって旧来の仕事に従事していた労働者のいくらかは首をくくったかも知れないが、生活の利便性自体は大きく向上しているのも否定出来ない。このことから、現代における生成 AI そのものを悪と断じることは難しいと考える。しかしながら、技術が技術たる所以は何処か。未だ文化が AI に取って代わられることなく新たな表現が、アイデアが湧き出ているのは何故か。紛れもなく、そこに従事する人間の御業であろう。それすらも AI に取って代わられるべき、技術革新を受け入れるべきだと論ずるのであれば、日本における技術、文化は停滞の一途を辿るであろうことは想像に難くない。創作者の命たるアイデアが保護されない、より俗な言い回しをすれば「アイデアが金にならない、新しいものを考えたところで生成 AI に搾取されるだけ」の世の中になれば、一体誰がゼロから 1 を作るというのか。既存のものを組み合わせて再生成する AI は、確かに 1 を 10 にも 100 にも出来る力はあるだろうが、ゼロから 1 を創造する力は乏しい。人を軽視すれば、その

ツケは必ず回ってくる。
以上の見解を以て、生成 AI の運用の仕方についてはなお熟考すべき、例えば誰でも運用出来るものではなく一定の資格、免許等を設けるべきと考える。冒頭でも述べたが、確かに生成 AI は革命的なものだ。正しく使えば技術向上に大きく貢献しうる。その一方で、運用面における現状は創作者を食い物にする無法地帯と化しているのも現実だ。極端な話にはなるが、例えば生成 AI が誰でも気軽に使えるものではなく一部の者しか、もっと言えば創作者個人単位でしか使えないものになれば、盗用のリスクは大きく軽減されうる。学習するデータ範囲も自分の作品のみであれば、勿論盗作はしないなど創作者個人のモラルに依存する形にはなるものの、現状の無差別にデータを取り込む事態からは脱却出来る。それだけではなく、昨今話題になっているディープフェイクの抑制にも一定の効果は見込めるだろう。岸田首相があらぬことを発言した動画がネットに出回ったのも、そう古い話ではない。その時の内容はインターネットミームとして有名なネタであったが、これが例えば戦争教唆や条約破棄など外交問題となりうる発言であったとしたらどうなったか、想像に難くない。
最新鋭の技術が人類を更に羽ばたかせる翼となるのか、或いは文化の終焉を告げる喇叭となるかは、運用と法整備にかかっている。

●受付番号　185001345000003315

私は主に絵を描いているクリエイターです。
・AI に学習させるために自身の作品を含めた創作物が使用されることについて不安や問題を感じていません。
・AI で生成された画像や音楽、文章については基本的に著作権を侵害すると考えていません。
以上の事を踏まえた上での不安や疑問に思っている点を以下にまとめます。
・LORA やプロンプトでの指示により特定のクリエイター、企業、作品に類似したもしくは複製に限りなく近い模倣がされた作品が出力された際に、その出力された物と生成者でなく LoRa やプロンプトを受け付けた AI 生成サービス、LoRA などを提供している個人や企業を著作権を訴えたり差止め措置を行えるかどうか。
・国内で AI の開発や利用に法による制限がかかった場合、現在公開されているアプリケーション、ソフトウェアで AI 学習、生成を利用した機能が追加されているもの（具体例として Google フォトや ADOBE の PhotoShop などが挙げられます）の使用が制限されるかどうか。
（デザインやイラストレーションにおいて例にあげたソフトは使用を避けることが困難であるため）
・国内の AI での開発、生成、利用に関して法による制限がかかった場合、国内で開発公開されている AI を利用した機能が追加されているアプリケーション、ソフトウェアの開発、更新などを行っている企業・個人が法による制限を受けない国外の類似したソフトウェアやアプリケーションを開発している企業・個人を相手にした市場競争に負けてしまうのではないかという懸念
以上になります

●受付番号　185001345000003316

AI 議論は学習手段や学習素材がそもそも違法であるかばかりが目立っているが、そもそも法益受益者の人についてを機械と対等以上に保護するようさらにしっかりと取り上げて貰いたい。
AI と人の競業が今後必ず起こるのは AI 利用の賛同者であればむしろ歓迎する所だと思われるが、仮に学習が広く適法になった場合に、単独個人の集中学習を行いその学習元の財産権を毀損した不当利得である場合でも競争として認めてしまうのか、現状の学習先と出力 AI 生成物についての不問状態は人権が守られるのか疑問である。
感情としては経済面から性善説に立ち不当行為に見て見ぬふりをする現状が大変恐ろしいです。

●受付番号　185001345000003317

好きな作家さんやイラストレーターさん、声優さん(作家業や絵でお金をもらっている、もらっていないに関わらず)が AI に絵や声を学習されて筆を折ってしまったらとても悲しいので不安です。AI の技術発展がこの先重要になるかもしれない、大きな日本の強みになるかもしれないというのはよくわかっていますが、最近無断で創作物を AI に学習させるなど泥棒のような行為があるとよく耳にするのでこのまま法の整備なしで AI が野放しにされ続けるのは正直嫌です。
また、手描きのイラスト、本人の声と AI の作ったイラスト、音声が区別できずにトラブルになってしまうのではないかとも思います。
なので、1、AI の学習元について(必ず許可を得てから使用すること、児童ポルノなど違法な画像を使用しないこと)2、AI が作ったものと人間が作ったものを明確に区別(わかりやすく印をつけるなど)することを義務化すること が必要なのではないかと思います。

●受付番号　185001345000003318

・手描きの絵が無断で意図していない使い方をされており、トラブルになっている。
・ある一定の絵柄が生成 AI に模倣されていることによって、手描きであっても「AI なのではないか？」という疑念がよぎり、素直に楽しむことができない。また自身の絵もこのような見られ方をするかもしれない、ということも不安に感じる。
・ある一定の絵柄の価値を低下されている。
・AI で生成されたものであると明記されないとわかりにくいものも多く、そのことによってトラブルにならないか不安がある。
・学習されているイラストなどの多くは無断で学習されているものであり、法に触れていないにしてもモラルに欠けるものであると思う。
上記からもうすでに一つの文化が失われてしまっていると強く感じる
よって、生成 AI への規制を強く希望します。

●受付番号　185001345000003319

この度､現行のAI技術による著作権侵害の問題に対する深い懸念と抗議を表明いたします。AI システムが許可なくコンテンツを生成し、個々の知的財産権を侵害しているとの事実について認識しております。
無許可の商業利用やオリジナルクリエイターとの競合は、はっきりとした法的違反であり、現在の状況ではAI生成コンテンツのクリエイターに対する個別の法的手続きが非常に困難であるという事実があります。これは個人に対して不当な負担をかけ、知的財産権を守ることが事実上不可能にしています。
政府に対して、AI 生成コンテンツに関する現行の法的枠組みの改善を要望いたします。無許可利用を防ぐだけでなく、クリエイターがその権利を効果的に行使できる仕組みを確立することが重要です。
AI のコンテンツ生成における責任ある行動と倫理的な利用を確保することは、公正で革新的なデジタル環境を築く上で不可欠です。法制度の改善が、知的財産権を持つ者が適切に保護されるための必要条件であると考えております。

●受付番号　185001345000003320

これが適応された場合、多くの人が創作物を SNS・インターネットに掲載することがなくなり文化が廃れていくように感じます。もっと創作者の気持ちを考えるべきだと思います。新しく素敵な技術が正しく使われることを願います。

●受付番号　185001345000003321

生成 AI は海外でも規制の動きがでており
推進しているのは日本だけです
海外の方は絵を描く方も大事な財産として考えており
クリエイターの絵を盗用できてしまう生成 AI は
財産の盗難と変わりないです
このまま推進していけば
日本のクリエイターはいなくなり、日本の大事な文化であるアニメ、漫画、ゲームは
廃れていくことになり、海外から見下されることでしょう
1 人の日本人として
絵という文化を守りたいため、声を上げました。
これ以上日本を馬鹿にされたくもないです。

●受付番号　185001345000003322

AI を介せば権利を侵害できるようになることが許容できません

●受付番号　185001345000003323

素案の PDF を読むだけでも、生成 AI 以前に著作権の軽視が見受けられる。
「AI と著作権に関する考え方について（素案）」10P
ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略
生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。
と書いてあるが、その学習したパターンやルールというのが著作権侵害により作られたものである事が見過ごされています。
学習用に集められた、ネット上に存在する数多の画像にも著作権が存在するのです。
個人的には、生成 AI は公私共に使用を完全禁止するべきだと考えます。
便利なツール…という認識があるのは重々承知ですが
それらは著作権侵害なくして絶対に機能する事がありませんので。

●受付番号　185001345000003324

『そこら辺の畑から盗んできた野菜を無料で我が物顔で他の人に配っている』みたいな現状の生成 AI まわりの状況を把握しておきながら、何故政府は生成 AI を推進しているのかが本当に理解できません。
今の創作文化を作り上げてきた作家たちに対して、あまりにもリスペクトが無さすぎる。
生成 AI の学習元は著作権元に最低でも"使用料を支払う。など生成 AI と著作権関連の改善を強く求めます。"

●受付番号　185001345000003325

【４．関係者からの様々な懸念の声について 】

私は個人でクリエイター業を営んでおり、生成 AI の技術的発展には大きな期待を寄せております。

同業者の間でもその期待は増していく一方で、特定のクリエイターの著作物を集中的に学習、模範する権利侵害も散見され、このような行為で被害を被るクリエイターはもちろん、将来性のある生成 AI の技術そのものに風評被害が生じている現状にも、心を痛めております。

・生成 AI の発展に期待する事業者としての懸念

昨今では生成 AI や生成物の利用目的を問わず、学習自体を禁止するべきとの声も散見されます。

しかし、仮に日本国内で機械学習に厳しい規制が課されても、インターネットを通じた海外の機械学習に規制を課すことは困難と思われます。

結果として、本邦は一方的に機械学習の素材を提供し、肝心の生成 AI は高い対価を払い海外製を利用する、といった事態も十分に起こり得ます。

一度海外から強力かつ手軽な生成 AI が流入・普及したら、新技術である AI の分野でも需要を根こそぎに奪われてしまうでしょう。

クリエイティブな部門において日本は世界的なコンテンツホルダーでありながら、厳しい法規制や萎縮によって機械学習の分野でその強みを活かせない可能性について、私は強い懸念を抱いています。

IT 産業において本邦は、米国・中国・韓国を筆頭とした諸外国に遅れを取っている部分も多く、ネット通販、動画配信、SNS など、日常的に利用するネット上のインフラさえ他国に依存し、利益を海外企業に吸収されています。

AI の分野については是非とも、集中的な学習による明確な権利の侵害からクリエイターを保護しつつ、国内の事業者が AI 事業で積極的にイノベーションを起こせる環境作りを、よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003326

AI には一定の基準を設けるべきだと思います。有名なイラストレーターの絵柄を模倣する人、構図をほぼそのまま引用する人、そうした AI 制作物の著作権が問われた時、どう解決していくのか大変困難だと思います。
たとえばそれが手描きによる模倣、いわゆるトレスならば違法として何らかの罪に問われますよね。
AI がしたことだから、は通じないと思いますが、実際「あのイラストレーターの絵柄を学習させたんだろうな」とそこまで詳しくない自分でも気がつくものがあります。
実際、AI だろうがトレスだろうがそれらは著作権侵害なのでは？と思います。AI に学習させている人間はいるので。
[redacted]が複数の著作権侵害となる制作物を発表しており、それらがネット経由で炎上したことは記憶に新しいです。
AI は同様のことが起こり得ると考えられ、AI で作った画像だから、という言い訳は果たして国民感情的に許されるものでしょうか。
トラブルの元にしかならないと思います。
学習元となる誰かの著作物が存在する以上、AI による制作物には著作権を認める必要ははないし、むしろ複数の誰かの著作権を侵害していると考えられます。

●受付番号　185001345000003327

AI 学習の規制、もしくは AI 作品の制作を免許制にして欲しいです。
最初にクライアント側と制作側両方からのデメリットをまとめます。
最後に提案をまとめます。
デメリット
○絵師側
特定の絵師さんの絵を学習させ、その絵師さんの絵柄の作品を無償で配ったり無償で依頼を受けて仕事に影響を与えたり、その作家さんの絵柄でアダルトコンテンツを作りブランドに傷をつけるなどの嫌がらせがある。
視覚情報は大きくひと目で「あの人の作品だ！」と作家のイメージとして強く定着します。
作風、絵柄は、分かりやすく言うと顔と同じです。
自分の顔で悪行をされてそれが世に流れれば、自分へのマイナスのイメージが付き、払拭も困難で生きて行くのが困難になるように
本当に取り返しのつかないことになります。
○クライアント側
知識のない人が AI に商標登録された作品やロゴを学習させてしまい、他社の商標に触れる作品を納品されるなどのトラブルが起きうる。
ネット上で学習させるとそれが国内だけでなく国外とのトラブルになることも有り得る。
例えば個人事業主の方が知識のない AI 制作者に依頼をした作品を商業利用する際、法的に大丈夫か確認することが困難なこと、トラブルがあった際に企業のように英語や法律の対応ができないなど、ただでさえ歩合収入なのにトラブル対応で仕事の時間も削られ死活問題になる。
売り出した商品のコピー品を作られやすくなる
依頼した作家に非はなくても、その作家を学習させた AI 作品を制作している者がトラブルを起こしたり、反社会的な言動をした際に、作家のブランドが傷つけられ、作家と依頼企業共々イメージダウンになり損害が出る。
イメージダウンした作家を使うことが出来なくなり、違約金を支払い契約解消し、1 から作家を集めるなどコストがかさむ。
○まとめ
AI は素晴らしい技術だと思いますが、使う人間に正しい知識や良識がないと危険だと思います。
研修や検定が必要にする。免許制、国家資格などにする。悪用したひとに対しての対策をちゃんと準備する必要があると思います。
国でしっかりと規制を作り、今いる作家さんたちを守り、成長させていけたら AI 自体の精度や価値も上がると思います。

何卒ご検討いただけますと幸いです。
よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000003328

著作権、著作人格権の適正な適用、および罰則の厳格化が必要です。このような被害を受けた事例があります。以下、X のイラストレーターによる投稿より引用。

[redacted]

●受付番号　185001345000003329

学習、開発についての考え方
特定のクリエイターのものを学習してしまうと、そのクリエイターが、今度は仕事の現象に繋がらないか、ポルノ目的で使用されないか心配です。
特に絵の AI には児童ポルノの学習データも含まれていると聞きます。もしクリエイターの絵が児童ポルノとして悪用させてしまったらクリエイター側にも悪いイメージがつき、今後の仕事に影響が出る可能性があります。
また、声についても同じことで、ポルノ目的や振り込め詐欺等の犯罪目的で悪用される可能性があり、また、声の主のイメージが悪くなることも考えられます。
また、クリエイターの仕事減少に繋がる恐れもあります。クリエイターを守る観点からも学習データがクリアかどうか、学習データの主にライセンス料を一定支払う、犯罪目的で利用しない等の法律整備が必要と感じます。

●受付番号　185001345000003330

現段階の AI についてクリエイティブな活動を支えるものとは言えない AI 作品に著作権を与えるのは早計だと思います。
ひと昔前に画像編集ソフトでお気に入りのアイドルの顔を他人に張り付けコラージュし本人のしないポーズやそれこそ裸体に張り付けてそのアイドルが絶対にしなさそうな性的な格好にして遊ぶなどのアイコラが流行りましたが
AI に町や Web で拾った児童の画像を吸わせて性的嗜好の画像を抽出させ、Web で公開するなどの実害があります
もし自身のお子さんや知り合いのお子さんがそれを見て、作った相手に著作権があると言われて傷つかないでしょうか？
自身がそういった対象になり、自身の顔の画像を学習され、抽出された画像に自身の顔に誰かの身体が寄生しているような画像に著作権があると言われた場合はどう思われるでしょうか。
私は AI の出した作品に著作権を与えるのは反対です

●受付番号　185001345000003331

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000003332

現時点でAIを使ってなにかを創作する人たちの中には、著作権などの理解が及んでいない人も多く見受けられます。
そういった人に自由にAIを使っていいですよ、という権利を与えることは非常に危険だと思います。

●受付番号　185001345000003333

学習的データに関して、全てに許可を取ることをしている証拠提出が可能だとは思えない。
生成 AI に関して、学習データ内の要素の切り貼りでしかないと考えられる。

●受付番号　185001345000003334

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000003335

生成 AI と言う道具自体は否定しませんが、学習元の情報(画像や音声等)が現在権利関係が不透明で使おうと思えません。
また、扱う人間の倫理観に委ねるには他者の権利を侵害しやすく、一定程度免許制や法律による罰則等が必要かと思われます。
参考事例として、クリエイターに許可を取らず、クリエイター名で AI モデルをを作成し問題になっている件がありますので URL を添付します

●受付番号　185001345000003336

生成 AI について、規制は必ず必要だと思います。既にイラストに関してはかなりこの技術が市場に侵食しており、個人が努力によって手にした技術に対する敬意のない利用をする者が多数現れているように思えます。不当に仕事を奪われ、誹謗中傷を浴びせられているイラストレーターの方もいらっしゃいます。彼らの権利を守らずして生成 AI が今後発展することはありえません。学習させるものがなければ AI は何もできません。また、音声データを AI 化しようとする動きも見られています。これもまた、人が生来、あるいは努力の末に獲得したものを掠め取り、利益のみを甘受しようという悪意ある行いであると思います。これら「奪うもの」の権利を守り、「奪われるもの」の声を無視するようであれば、文化は衰退し、発展のない枯れ地となることが容易に予想できます。守るべきは AI 技術ではなく人ではないでしょうか。海外の AI 市場からも含めて、規制をし、創作者を守る必要があると思います。この爆発的な発展に歯止めを効かせなければ、見せかけの利益でその後の大きな衰退を許容することになりかねないと考えます。

●受付番号　185001345000003337

AI と人間の創作基準を一緒に考えないで欲しい。
クリエイターさんが長年の努力と知識で積み上げてきた創作物を、AI に学習させ少し手を加えただけで著作権が発生してしまう制度はどうかしているとおもう。
著作権法とは、著作権の権利を守り、文化の発展を寄与することを目的とすると定められているとある。なのに、素案を読むと生成 AI にも著作権を認める、AI に学習されないように努力しろ、海賊版から学習させたか分からないからしょうがないなど明らかに創作者の人権を軽視している内容ばかりであると思った。
創作者がひとつの作品を作るのに、何日作業をし、何週間悩み、何年間勉強してきたか考えたことがありますか？
それを AI に学習させ時間もかけず作品を出力し自分の作品だと言い張る人を守るための著作権など著作権ではないです。人の努力を踏みにじる最低な行いです。
生成 AI で作った作品にも著作権があるというのであれば生成 AI 専用の著作権法を作って欲しい。
先人たちが作ってきた文化をこんなことで衰退させないで欲しい。
どうか再考の程お願いします。

●受付番号　185001345000003338

著作権も何もかもを無視した生成 AI が蔓延るぐらいなら AI 全て規制した方がいい
そこまで極端にしなくてもいいが最低でも学習 NG としている物から学習させるのは違法でいい

●受付番号　185001345000003339

イラストレーターが、AI の 学習した絵と似た絵を描く技術 によって自身と似たような絵を描かれることで、仕事を奪われ引退に追い込まれる可能性がある為 AI の規制を進めるべきだと思います。

●受付番号　185001345000003340

自分が好きなイラストレーターが生成AIに模倣されて創作意欲を削がれることに嫌悪するため

●受付番号　185001345000003341

私の好きなイラストレーターのＡさんがイラストを無断で学習されＡさんモデルのイラスト生成 AI を勝手につくられていてＡさんが心配になりました。Ａさんは無断学習の被害を訴えていますが今も誹謗中傷になやんでいるそうです。

●受付番号　185001345000003342

まずはクリエイターの方々が制作する作品 ai では無く人間が作る作品の著作権をもっとしっかり保護した上でこの案を通して頂きたいです。ai の生成する画像は既存の作品の著作権を侵害して学習したものも多いです。
そもそも学習元のデータを全て明確にした上でそのデータの著作権を守ることが出来ているかどうかを確認出来ていたとしても、その作品は ai が作ったものであり、人間が作ったものではありません。

●受付番号　185001345000003343

5.(４)生成物の著作物性について　に意見します
そもそも AI 生成が著作権に違反していると考える側の人間なので、加筆しただけで著作物性が認められるなど言語道断です。
そのせいで筆を折ってしまう絵師さんが出てくるでしょう。そんなことは絶対にあってはいけないと思っています。
AI 生成を免許制にする、もしくは AI 生成物をネットにアップロードすることを著作権法違反にしていただきたい。
個人の範疇でのみ AI 生成を行えるという形にしていただきたいです。

●受付番号　185001345000003344

AI 生成技術を利用する人は就職に有利になるよう国家資格にしてほしいです

●受付番号　185001345000003345

2. 検討の前提として
⑴ウ 生成 AI については、権利制限規定を満たす場合は権利者の許可無く著作物を利用出来るとの事だが、非営利目的、私的に収集されたデータを用いた AI を作成することにおいて、データが学習した当人以外に無断で用いられ、営利目的で使われる可能性は無いのか。生成 AI の私的利用は「著作物に表現された思想または感情」の「享受」を目的とする行為には該当しないのか。いずれにせよ、教育機関を除き生成を行う場合には、許可及びデータ収集元への利益の還元を行うべきではないか。
⑵著作者に及び得る不利益が存在する行為類型においては、著作者への十分な配慮、還元を行うべきである。
3.生成 AI の技術的な背景について
大量のデータから読み取れるパターンやルール、傾向を学習させ、またそのデータの品質は生成 AI の性能に多大な影響を及ぼすと示す事は、それによる生成物が学習データの切り貼りによるものである事を肯定する事であり、切り貼りではないという結論には矛盾が生じているのではないか。
個人としては、生成物はデータの継ぎ接ぎであると思う。
⑶AI 開発者による技術的措置について
現在多く使われている生成 AI の学習データの多くが無断での使用である現状に対しての措置を行う必要があると感じる。
5.各論点について
⑴開発・学習段階
ア. 営利目的であっても既存のデータを無断で使用され、不利益を被っている著作者がいる事から、権利制限規定は AI 生成において発動されるべきではないと感じる。全使用に対して制限を設けることが必須であると思う。
平成 30 年の時点では、そこまで大きな問題となっていなかった生成 AI による著作者の被害が今 AI 技術革新により急激に増大している中で、数年前の現象で事を測るのは不適であると感じる。今現在大きな被害を受けようとしている創作文化を守るために早急な対応をお願いしたい。
特定のクリエイターの学習により、「作風」を模倣し生成物を生み出す行為は、模倣された作風を持つクリエイターの評判を著しく下げる様な行為、または該当クリエイターの職を奪う可能性を十二分に持つものであり、特定の著作者を主に学習の的とする AI の活用は禁止するべきである。また、「作風」模倣により該当著作者が生成 AI に代替される事態については、「著作権者の利益を不当に害するもの」とするべきである
また、著作者及びコンテンツ関係者が出している禁止事項に反する生成物を生み出す行為などもこれにより可能であり、複数コンテンツの退廃を生じる可能性が懸念される。

学習した著作物と創作的表現が一致すると考えられる生成物が頻発する場合、著作権侵害及び該当著作者への妨害行為が認められるべきである。
オ.権利侵害著作物であるかどうかの確認が生成者本人のみしかできない現状において、この状況を手放しにしておく事は日本における創作文化の衰退に繋がる。危機的状況となっていることをご理解頂き是非とも権利侵害著作物に対して厳重な対応をお願いしたい。
学習済みデータにおいて、現在使われている生成データの多くが無断で学習されたデータに基づくものであり、著作者には著作物を不当に使用されたとして学習済みデータの廃棄を請求する権利が与えられるべきである。
画像生成 AI の発展には、既存の作品、著作者の功績が必要不可欠であり、人生を掛けて生み出した作品が技術発展に大いに貢献する事に対して、該当著作者には利益還元が行われるべきであるし、不可能だというならば無断での学習を全面的に禁止し現在ある無断で使用されたデータに基づく生成 AI の削除を行うべきである。
AI の発展において既存のクリエイターに不当な被害が及ぶ訳ではないと書かれているが、今現在でもクリエイターの創作休止、該当著作者の無断使用データを用いた生成 AI による悪質な嫌がらせ等クリエイターに対し多大な被害が及んでいると考える。
学習 AI の生成物に対して 1 部修正を加える事により、著作権が発生すると主張する事は現在学習元となっている著作者に対する冒涜であり、許可されるべきではないと感じる。
一方で、生成 AI と共に創作活動を行うこと、例えばアイデアをより鮮明にするためやポーズの確認をする為の参考資料とするような行為に対しては肯定的であり、生成 AI が既存のクリエイターの代替となるのではなく、補助器具として使用出来るようになれば尚更嬉しい。
是非とも検討を重ね、よりよい社会となるように尽力して頂けると幸いです。

●受付番号　185001345000003346

令和 5 年 6 月 7 日に集英社から発刊された AI 生成画像を使ったグラビア写真集「生まれたて。」が販売終了することになった。
集英社という大手でさえ販売終了を決断することになった AI 生成画像の扱いについてその問題点が今後もクリアできると思わない。
令和 5 年 12 月頃のニュースによると、アメリカの新聞大手、ニューヨーク・タイムズは、記事が許可なく AI の学習用に使われ、著作権を侵害されたとして、生成 AI の ChatGPT を開発したアメリカのベンチャー企業、オープン AI と、提携する IT 大手のマイクロソフトを提訴した。
ほか俳優などがボイコットを行っており、米国では生成 AI に対する反感が高まっている。
実質的に米国の配下にある日本が生成 AI の使用を軽んじる行為は米国に喧嘩を売る行為である。
また、生成 AI は画像や文章だけでなく声優にも被害を及ぼしている。
生成 AI を扱わないことで後れを取ると考えるのならば、現状の事実を鑑みるにに技術の進歩を称賛する勢力よりも反感を覚える勢力が日本国外含めて多くあり、利益に繋がらないように思う。
生成 AI の開発へ資金投資を行うより、生成 AI を規制する方向での話し合いに資金を使った方が有意義だし安上がりだと考える。
SNS が反映している時代、クリエイターは多くいる。
生成 AI を使わずとも著作物を生成する人間は多くいるので人に頼んだ方が著作権問題もクリアでき、不要な心配もないため、生成 AI を使うことはコスト的にも見合わない。

●受付番号　185001345000003347

ラフだけ格安で人に発注して、彩色仕上げは AI にやらせよう、とか、AI に吐き出させた画像の直しだけ人に格安でやらせようとするクライアントがでると思う。
その後は画業は職業として成り立たなくなって、趣味で描かれた絵を盗んで AI に喰わせて商業使用する画像を吐かせる地獄になる…。
これはとあるイラストレーターさんの意見です。
事実アメリカの映画界ではモブの演者１人のデータを取り、あとは AI で作ってしまえばギャラは１人分ですむという話が広がり、映画界全体の役者たちのボイコット騒ぎにまで発展しました。
更に中国では実際にゲーム業界が AI イラストによる「コストカット」をはかり、大量のイラストレーターの失業者を生み出してしまったケースもでています。
「クールジャパン」と銘打って今の業界を発展、保護・育成していくなら、まずはクリエイターの権利を守り、「AI の学習・使用を許可制にする」「対 AI 用のプロテクトの開発」「それらをクリエイター側の負担にせず学習側に負担させる(有料)」など、努力して生み出した者がバカを見ることのないルール・システムの構築がまずは必要であると考えます。

●受付番号　185001345000003348

人の努力を踏みつけて稼ぐ泥棒、挙句に嫌がらせや殺人予告までする人がいて界隈はとても荒れています。
イラストレーターさんはすぐにAIだと疑われタイムプラスを取っておかなければならない（そんな機能がないソフトを使う方もいらしゃる）で、どうしてか真面目にやられている作家さんが悲しい思いをしている状況です。
このままではクリエイターが生きずらい世の中になっていくことは容易に想像できます。日本の文化であり、世界でも評価されているものを作り発信しているクリエイターに対し、常々扱いがよくない国だと思っています。割に合わない報酬で休みなく働き体を壊す人も多い世界、せめて精神衛生くらいは守ってほしいと思います。
AIが作った作品を見ても楽しくない、だけどいつかそんなつまらないもので溢れ蔓延っていく。AIのすべてはいけないとは思いません。部分的にアイテムとして使うなら分かるのです。だけど現状は泥棒の大量発生です。
しかも自分の絵で、センシティブな絵を作られてしまう。絵はクリエイターの顔です。魂です。この惨状を知ってほしいです。
AIによる絵柄泥棒からの被害、嫌がらせで筆を折る…これはファンはとても悲しいです。だけど、そういう次元も超えようとしています。このままでは死人が出ます。耐えきれず自殺した方が楽だ…と考えているイラストレーターさんを見ました。これからもこういう方が増えてしまうと思うと恐ろしいことです。どうか重く受け止め一考して頂きたい。
イラストだけでなく、声までも盗まれるようになったようで…私はイラストレーターでも声優でもありません、漫画家です。ですがいつか漫画もAIの脅威に覚える日が訪れると思うのです。

●受付番号　185001345000003349

以下の理由でAI導入には反対する
〇AIの作成するものの土台には人の作った作品があり、AIの使用を許可すると技術を磨いた作家に入る収入が激減することが考えられる。収入がなければ成り手は少なくなると考えられる。文化の継承の観点から安易なAI導入には強く反対する。
〇著作権の考え方にAIが含まれないのは、著作権を作った段階でAIが存在しなかったためであり、実在の作品を取り込んで作成されたAIアートは模倣や盗用と考えるのが相応しいと考える。現行の著作権に則ってAIを考えるのではなく、著作権にAIについての項目を追記するなど、真の意味で著作権を守るよう更新してもらいたい。

●受付番号　185001345000003350

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌です。
生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しいです。
手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安です。

●受付番号　185001345000003351

反社に利用されてしまうとの意見が出ていて怖いです、日本が無茶苦茶になりそう
それにこんなことをされてしまったら創作意欲が削がれてイラストを描くことを辞めてしまいます
イラストレーターとして働きたいという夢もなくなってしまいます

●受付番号　185001345000003352

知り合いの方がイラストを AI 生成で悪用され、それがきっかけで絵を描くのをやめてしまいました。私自身も絵を描いており現状に不安を持っています。SNS 等でもあまり良い使い方をされているとは思いませんし、使い手にモラルもないのでやりたい放題なのが現状です。
具体的には難しく、言えませんが取り締まってほしいです。よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000003353

私自身の創作活動で作る気がなくなります
好きな作家さんが AI でイラストを盗まれ、追い込まれていくのを見たくありません

●受付番号　185001345000003354

今まで積み上げてきた日本のアニメーションやイラストレーション文化を潰しかねない案だと思いました
あくまでAIは道具です
連日好きな作家さんや絵師さんが、AIに苦しんでいる投稿を見かけます
中には、依頼されたにも関わらず、カラーラフという未完成段階の絵を依頼者に安く持ち逃げされ、カラーラフからAIを使用しイラストを完成させるという、本来ではあり得ない失礼極まりない依頼者も発生しています
また、普段絵を描かない方からは、人間の描いた絵とAI絵の判別が難しく、今後大きなトラブルに繋がりかねないと安易に予測ができます
どうかAIはしっかりとした規制、もしくは免許制にしていただきたいです

●受付番号　185001345000003355

私が応援している作家の方々がAIイラストを利用する人が原因で創作活動を辞めてしまうことがあるのではないかと思っています。

●受付番号　185001345000003356

性善説を前提にした生成 AI の利用は無理だと思っています。
今、現時点で違法に学習しているのが現状です。
イラストに関してはすでに複数の絵師が被害にあわれています。
生成したものに不備があり AI の出力したものだと分かる程度ですので今後の技術進歩でそれすらもわからなくなるでしょう。
そうなってからでは遅いのです。
それは音楽、イラスト、小説、論文…どの分野でも同じです。
AI は学習します。
署名も真似して出力してます。
悪用を考えてる方は常に法の抜け道を探しているのでこの曖昧な状況では悪用されるでしょう。
すでに違法に学習されています。
また一部の分野では騒がれていますが、全体の周知はされていません。
悪用されたくない方の意見を良く聞いて下さい。
AI でなくても海賊版や違法複製品の問題でも法律が追いついていません。
悪用する方がいる前提で議論を始めて下さい。

●受付番号　185001345000003357

まずAIの学習に際し許可なく著作物を対象にした際の罰則が微塵も無い。悪用する者の「既得権利者を干上がらせる」という悪意に全く無防備であり、無断盗用された権利者に対して国が同一と見做せる程度でなければ被害はなく利益回収を損なわないという見方は全くの無根拠かつ無責任であり言語道断である。免許、登録、資格制などの枠を設けて、画像生成AIに関して正規品の規格を整備し、政府の目論見も含めた悪用を違法として排除できる仕組み、AIの学習内容を第三者が照会できる仕組みが必要である。権利者ではなく第三者とするのは生成された段階では誰が権利者か判断できず、利用者の自己申告は全く信用できないからである。これを信用することは窃盗犯の盗んでいない、いじめ犯罪をした児童が犯罪をやってないというのを鵜呑みにするのと等しいことであり、また悪用する者の被害者への軽率な殺害予告なども横行していることも踏まえれば、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合」が漫画家やイラストレーターと言った特定の業種の生存権を絶えず脅かすような状況となっており、事態は非常に深刻である。日本という国で画像生成AIの利用と推進を考えるに辺り、インターネット上でほぼ完全にデジタル化された悪意を、具体的に排除する法整備が何よりも先ず必要である。

●受付番号　185001345000003358

生成 AI を作成する際の学習で使用される素材（イラストに限らず）について、学習傾向を与えるためのものであっても、その全ての素材作成者に対して権利者の許可などを要するものと考える
現行の著作権法では生成 AI に学習傾向を与える目的では著作権法に抵触しないとされているようですが、そもそもこれ自体が素材作成者が払った金銭的・時間的労力を無視しているものと考える
昨今で事例を確認できる生成 AI を利用した特定個人を思わせる生成物（対象のブランドイメージを利用した海賊版の提供）について、このような事例を未然に防ぐような法の成立を求めている
そもそも生成 AI が学習傾向を得るために使用される大量の素材について、それらが他者の権利を侵害しないようなデータのみで構成されていれば問題は起き得ないのではないか
特定個人によるブランドイメージを利用した生成物を出力できる生成 AI について、その特定個人となる本人が生成 AI に対してデータセットを提供して利益を得るような構造であれば、そのブランドイメージを出力可能な生成 AI として特色を持たせて販売することが可能となるのではないか
感情的な意見を述べると、生成 AI について現行の著作権法の扱いや今回の素案・概要ではクリエイターの権利が保証されておらず、彼らが作成し公開した作品を収集して学習させた生成 AI 利用者がタダ乗りすることを認めるだけの法案になっているものと考える

●受付番号　185001345000003359

AI には規制が必要だと思います。現状のまま著作物や個々人の能力が一方的に搾取され続けるなら、いずれは AI 以外の何もかもがなくなってしまいかねません。廃業に追い込まれるクリエイターが増えれば文化は縮小し、この国はつまらなくなります。一刻も早く規制を、もしくは罰則や、AI によって被害を被った方々(現在起こっている例としては、AI を用いてイラストや声などを模倣され、あたかも本人がそう描いた、そう言ったと捉えられかねない表現、および社会や道徳に反する行いに利用される事態)について何らかの補償であったり声を上げやすい環境などを整えることを求めます。

●受付番号　185001345000003360

他者の著作物を無断で取り込み生成したものが元々の市場と競合を起こしている。そのため、AI の許容範囲が広ければ広いほど本来守られるべき著作物や作者に被害が生じる。そのため、AI 利用や AI 利用物に対して著作物の権利を守るため規制をしっかりとかけて欲しい。

●受付番号　185001345000003361

某ゲーム会社でモンスターを生み出していた、元デザイナーです。
自分のラフ画を下敷きにAIを使って変な合成キメラモンスターを作られるぐらいならデザイナーの仕事いらないな。と思いました。
AIを通せば権利をデザイナーから剥奪出来るし、著作人格権にも触れないので企業側からしたら安価でキャラクターが生み出せてラッキーなことでしょう。
同じ物作りをするクリエイター同士なのに、そうやって特定のクリエイター（絵や声やデザイン等）を見下し不当な扱いをするような企業に手を貸したいとは思いません。
そして、そういう"クリエイターにお金を使いたくない企業"が増えている傾向にあります。
物作りをする人たちのやる気を削ぐような方々が増え続ければ、いずれ0から1を生み出す創造の文化はなくなる気がします。
AIを推進する方々はクリエイターを見下し過ぎて、そしてそういう方々があまりにも多すぎて、私はもうクリエイターとして他人に絵を見せることは無いだろうし仕事をすることもないと思います。
ただせめて、クリエイターに殺害予告をしたり誹謗中傷や嫌がらせ、声優や絵描きにとっては命とも呼べる声や画風を無断で複製し販売している悪質な方々はしっかりと取り締まるような法整備をしてほしいです。
また、私がやられたみたいな被害のように、悪質な企業を取り締まる意味合いも込めて生成ツールの使用はしっかりと権利周りやAIの仕組みを熟知した方しか使えないような…、いっそのこと免許制にして下さい。
それぐらいでしたら技術の発展の妨げにもならないと思います。
本当に共存を謳うならそうしてほしいです、今の段階ではクリエイター側があまりにも搾取され過ぎています。どうかお願いします。
絵を描く以外の学が無いあまりに稚拙でまとまりのない文章になってしまって申し訳ありません…。

●受付番号　185001345000003362

インターネットに自分の描いたイラストを公開することを店に商品を出すことと仮定すると、生成 AI への無断での学習は店にある商品を万引きすることと同義である。したがって生成 AI への無断学習を許してはならないと考えます。
生成 AI の無断学習による発展は今のイラストレーターの仕事に多大なる不利益を生じさせるだけでなくこれからイラストレーターを目指そうという若い芽を摘む行為であると思います。これは日本が誇るべきアニメやイラストの文化が失われていくものであると考えます。すでに生成 AI の影響で筆を折る人も出てきており、失われていくと言ってはいますがすでにその消失は始まっていると思います。文化庁として何を守るべきなのかをきちんと考えていただきたいです。

●受付番号　185001345000003363

クリエイターの権利や作品が本当に守られるのか大いに不安。クリエイターが商売にならなくなったら長期的には文化の衰退につながる。

●受付番号　185001345000003364

・イラストAIが作家さんのアイデアや画風、アイデンティティをコピーし作られるものなので、それにより作家さんのイラスト制作に対する意欲の低下、AIでのコストカットのために依頼がアイデアだけを奪ってのキャンセル等が発生し、対価が払われないもしくは価値が下がってしまい対価が大幅に減少する等が既に発生しております。このまま続いた場合、創作をする作家さんの数が減少し、日本の誇るべき創作文化が破壊される恐れがあります。AIは既存のデータの組み合わせに過ぎす、創作性が失われてしまえば質が大幅に落ちるだけでなくコピー品が溢れてしまい著作権が意味をなさなくなります。イラストであれば画風やキャラクターデザイン等のアイデア、声であれば声質や演技技術は守られるべきものであり、それを破壊することしか考えられないAIを全て合法にしてしまうことはいけないと思います。線引きが難しい問題であることは重々承知しております。が、作家さんを、引いては日本の誇るべき創作文化を守るため、しっかりと法を整備して欲しいです。
・写実的なイラストAIにより、児童ポルノにあたる画像が生成される恐れがあります。それにより、本物の被害者であるかAIであるかの判断がつかなくなり、被害が拡大する恐れがあります。そして画像の総数が増えることにより人の目につく場所にそのような画像が出回ってしまう恐れがあります。

●受付番号　185001345000003365

研究開発段階での使用以外では口頭または文章（電子含む）での承諾なく他者の著作物の利用を反対します。
研究開発段階の利用に関しても、限られた公開先であったりデジタルタグ付加、著作元の公開明示などを求めます。
特に、絵画イラストなどのグラフィックデータに関しては、著作物独自性が重要になることが多いため、著作者本人が（AI 作成物。）模倣したと思われる可能性も考えられるため強く求めます。

●受付番号　185001345000003366

絵描きの仕事を奪う気ですか？
日本の創作文化を消すようなことは辞めてください。

●受付番号　185001345000003367

「AI と著作権に関する考え方について（素案)」に反対します。
生成 AI は、自らの手で、自らが時間をかけて作り上げた技術で作品を作り上げることが"できない"方々がものを生み出すための道具ではありません。賛美をもらうための道具でも承認欲求を満たすための道具でもありません。
AI は人間を補助するために開発された道具です。人の補助以外に使ってはいけないのです。
リスペクト云々の前に承認欲求を満たしたり、「作品を作ったことがない自分でも簡単に作品が作れるんだ！」と"錯覚"させることは AI の仕事ではありません。
作品を作ることは人間の補助ではありません。
現実を見ても、生成 AI は人間の補助をして役に立つ道具にはなっていません。
あなた方の案、そして生成 AI は人々が作り上げてきた作品やエンタメそのものへの侮辱です。

●受付番号　185001345000003368

まず第一に AI ではなく生身の人間の権利を最優先にすべきだと思います。
いかなる場合であっても、人間が生み出した創作物を無断で AI に学習させるようなことがあってはなりません。学習させるとしても、双方の同意を書面やデータとして形に残した上で、されるべき。無断で行われた場合、AI に学習させた側を厳しく罰するべきであると思います。

●受付番号　185001345000003369

全て拝読いたしました。
まず、創作者側と為政者側での認識の乖離が酷いと感じます。
まとめとしては、現時点では法律がないのと、判例も少ないのでまず犯罪となる例とそうでない例のデータがほしいのでAI生成を一部認めたい。
そうして有罪無罪の線引きをどうするかをまず決めたい。ちなみに文化庁としてはこれとこれは無罪になるとおもうんだけどどう？
と言うように私には見えました。
しかし、創作者としては、自分の著作物がAIというミキサーにかけられている時点で
不快であり有罪なのです。出来上がったものを見て感じるものは「泥」以外にありません。
アメリカのとある調査では、AIの学習において、純粋に人間が作ったものを学習出来るのはあと3年とされており、その後はAIデータ同士が食い合い、結果的に質の悪いものができ上がるという結論が出ています。
AIは人が思うより高速に学び高速で忘れ高速に老いるものなのです。
それから、AIを認めクリエイターを守れなくなってしまったら、多くのクリエイティブな会社は、AI規制に乗り出したアメリカ等へ本社を移してしまうかもしれません。
それは上場企業である任天堂さんも例外ではないことをお考えでしょうか？
税収減りますよ？
パブリックコメントは有用です。こういった日本の重要なクリエイティブな会社にとってもセンシティブなことであると認識し、
早急にAI活用についての問題点を整理し、議論をもっとすべきかとおもいます。
もう一度書きますがAIは短命です。
わたしはAIによる生成物に権利を与えてはならないと考えます。

●受付番号　185001345000003370

AI の使用できる範囲は厳密に法律で定めた方が良いと思う。
でなければ、将来的にイラストレーターや写真家は仕事を失っていくだろうし、ネットには本物かどうか分からない事故や事件現場写真・捏造されたスキャンダル写真や卑猥なイラストが溢れるだろうと思う。

●受付番号　185001345000003371

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌です

●受付番号　185001345000003372

AI 生成はとても素晴らしい技術だと思うがそれを使用する人間が悪質すぎる。
そのせいで好きな絵師さんが筆や心を折る姿は見たくないのでもう少し厳しく明確に規制をして欲しい。

●受付番号　185001345000003373

１．はじめに

絵や文章を書いた作家さんに断りなく AI の学習に利用されたり、模倣されたりすると、もはや著作権というものの存在意義がなくなってしまうと思う。

また絵や文章だけでなく、写真や人間の声等も断りなく AI の学習に利用されているのは疑問に思う。

２．検討の前提として

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

（２）生成 AI に関する新たな技術

（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

４．関係者からの様々な懸念の声について

５．各論点について

（１）学習・開発段階

（２）生成・利用段階

AI にはある程度の規制が必要だと思う。AI の学習にも利用にも、AI の学習対象になる者の納得できる規制を設けてほしい。

（３）生成物の著作物性について

（４）その他の論点について

６．最後に

●受付番号　185001345000003374

こういう事例が出ないようにしてほしい。
[redacted]
デジタルイラストを描く技術も、伝統工芸品などのように、職人が長年培って手に覚え込ませる技術だから、保護してほしい。
生成 AI を使いたい人がいるなら、登録制にしてすぐに身元が明らかにできるなど、なんらかの条件付きにしてほしい。

●受付番号　185001345000003375

現状、生成 AI は
・無断転載された画像群を元に生成している時点で、使用するだけで権利侵害にあたる
・1 人の作品に特化した絵柄や作風のものを生成も出来る、生成 AI となると出力時間がかからないので海賊品も濫造出来てしまう。
・実在の人間に限りなく近い画像も生成できるので、簡単に相手を貶めることが出来てしまう(AI に詳しくない人が見たら写真と見紛うだろう)
という点で、著作権侵害以外の何物でもない。また、これにより数多くのクリエイター(絵、小説、音楽全てにおいて)が盗作、劣化コピーに苦しめられ、酷い場合は筆を折っている。
これ以上生成 AI が使われるようなら、ただでさえ価値が無くなりつつあるクールジャパンとしての側面も完全に無くなるであろう。
道具は使いようと言えども、使う人間の倫理観が欠如しているので禁止するのが最適解と考えている。

●受付番号　185001345000003376

Ai に使用する学習データは確実にフリーのものを使用し 0 から学習させてください。
販売も禁止し個人鑑賞のみに限定してください。
それが不可能または破る場合は Ai の使用自体反対です。

●受付番号　185001345000003377

「AI 事業者ガイドライン案」別添 1.第 1 部関連/P13/20 行目「AI によるリスク」

創作活動を行っているアカウントから画像を集め、生成 AI でその作者の作品とそっくりな作品を生成し、あまつさえそれらを自身の創作物として発表し、お金を稼いでいるような人がたくさんいます。

誰かが権利を有している作品を盗んで売っているわけです。著作権が親告罪であること、生成 AI に関する法律が整備されていないことをいいことに、とくにこういうことに対して法的措置を取れる余裕もないような、立場の弱そうなイラストレーターを狙っていじめているような生成 AI ユーザーも後を絶ちません。非常に悪質です。

遠くないうちに生成 AI は現状再現が難しい文字なども正確に生成できるようになるでしょうから、素人がそれを人が描いたものなのか AI が生成したものなのか区別できなくなる可能性があります。そうなったら創作物の市場は AI が席巻してしまうでしょうね。そうなれば、いずれは AI が作ったものを AI が学習するようになって精度が下がっていき、しかし人間が作ったものは盗み取られる。こうして創作の世界は衰退していくわけです。

また、絵や音楽の話ばかりしましたが、写真を生成することもできるわけですけれど。それらだって学習元になる、誰かが撮影した写真が無数にあるわけで、それらも撮影者が権利を有するものと考えていますし、児童ポルノやそれを含むような違法な画像を収集し、それらから新たな画像の生成も行われているはずです。これが横行しているようでは、すでに禁止されている可逆モザイクと同じことが行われていくわけで、しかるべき規制は必至と考えます。

生成 AI は学習元作家への許可制が義務になるべきだと考えてます。すでに流通している学習データに関しても、到底利用できないように厳重な規制をかけてもらいたいものです。

●受付番号　185001345000003378

何人かの好きなイラストレーターの方が
膨大な時間を惜しみなく注ぎ込んで生み出した作品をAI絵師に利用され絵を公開するのを
やめてしまっているのでAIは規制してほしい。

●受付番号　185001345000003379

生成 AI によってすぐ絵柄が盗まれて創作する意欲が削がれる
他人の絵柄だけ学習させ学習元の絵柄の創作者に対して嫌がらせを行うのを何とかして欲しい
あくまでも研究のために学習させるのが合法なだけであってパブリックな場に開示するのであれば違法なので著作権で学習元の絵柄の創作者や作品を保護してほしい
生成 AI は学習元から許諾を得たもののみにしてほしい

●受付番号　185001345000003380

数々のイラストレーターがAIのモデルを作られ 精神的ダメージを受けて筆を折ったり 更には体調を崩してしまう場合があるようです。
AI イラストの学習元であるイラストの作者たちには自分のイラストを守る術がありません。
生成 AI があること自体の問題ではなくそれを使う人たちの倫理観の問題であると思います。
これ以上だれも悲しい思いをしないために 生成AIの法整備が進んでほしいです。

●受付番号　185001345000003381

⑴生成 AI の開発・学習段階において、データと、それにタグとして付与された情報をセットで学習させる行為も、実質的に「特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為」に繋がると考えます。
⑵生成 AI を使って生成したデータを公開・販売する仕組み(SNS や通販サイトなど)を提供する事業者には、生成 AI を使用した旨を併記することと、記載がないことを指摘された場合には一時的に公開を差し止めることを義務付けてほしい。

●受付番号　185001345000003382

現状の AI は依拠性の問題を解決できない。
AI のランダム性は、学習元に依存したレベルのランダム性でしかない。
つまり、複数の作家から学習したとしても複数の作家に依拠してるに過ぎず、人間と同じ偶然性を持つことは決してない。
AI の普及により作家の描いた保証が出来なくなることは非常に仕事に支障が発生する。
これは描いてもない作品を作家のモノとして流布された時、作家が本当に描いたか描いてないか証明できない。
こうなると作家の名誉とブランドが一瞬で崩壊する可能性がある。
これは景品表示法にも関わってくると考えられる。

●受付番号　185001345000003383

好きなイラストレーターさんの作品をＡＩの学習に使われて、それを第三者の人が自分の作品ですって言われるのがとても嫌です。
せめて、許可を取って了承してもらってから、使用して欲しいです。
なので、使うなら、認証制にして欲しいです。

●受付番号　185001345000003384

個人の意見として提出させていただきます。
以前とある個人企業主から絵の仕事を依頼された際何度もリテイクを受け、かなりの数を提出後に「貴方の絵はだいたいＡＩに学習させたからもう要らない、お疲れ様」と、こちらから一切の許可なく勝手にＡＩ学習に使ったと言われ、しかも仕上げはＡＩにやらせるから貴方にはお金を払わない、だって完成形のイラストは納めてないんだからと一方的に取り引きを強制終了されたことがあります。
完成形を納めてないとはいえ、この案件の為に沢山の時間と手間を掛けていた事、それが収入に繋がらないばかりか今後自分の絵が許可なく勝手にフリー素材のように使われる不安、自分の絵を利用してなんの面識もない赤の他人が好き勝手出来るという事が本当に許せません。（現在弁護士相談中）
ＡＩ技術は誰でも簡単に高クオリティのものを生成出来ますが、それは元となるもの（絵、文章、思考、声、音声、その他諸々）があってこその技術です。
その元となる技術を持つ方々へ被害が発生するのであれば、それは危険な技術であり法など大きな力できちんとルールを作り取り締まる必要性があると感じられます。
現にインターネット上では「(勝手に)今までのアニメ放送分のボイスを集めてＡＩ学習させてボイス集作りました！幾らで買いますか？」という人や「ピクシブで綺麗な絵描いてる人の絵を許可を取らずに学習させれば無料で高性能ＡＩ学習が出来るよ！お金を使わず賢く稼ごう！」というふざけた商業利用者も現れております。
他人の功績を勝手に使って稼げる、そういった問題が今のＡＩ技術にはあります。
他の業種の方に例えれば、「Ａさんが作った企画書、出来が良いからＡさんにはボツとして伝えて名前だけ変えて自分が作った事にして会社に提出しておこう」とか
「Ｂさんが今まで作ったオリジナルレシピ、評判が良いから私が作ったって事にしてレシピ集作って本にして売ってしまおう。レシピ考案したＢさんの名前は製作者一覧に入ってないけど本編集したのは私だから許可なんて要らないよね」といった事が起きています。
アイデアは他人の物なのに、そのアイデアの持ち主には一切の許可なく他人がそのアイデアを使って儲ける、という最悪のサイクルが今のＡＩ学習では簡単に行えます。
それが大きな問題です。
それを取り締まるためのルール創りが早急な課題ではないでしょうか。

●受付番号　185001345000003385

自分が頑張って時間かけて描きあげたものを勝手に使われた挙句おもちゃにされるかもしれないっていう不安があるので反対です

●受付番号　185001345000003386

[redacted]AI で出力したものが著作権を持つとこういった事件が加速することになると思います。もっとよく著作権の侵害について鑑みるべきです。AI に著作権を与える事には断固反対です。

●受付番号　185001345000003387

生成 AI の学習データとしては、著作権者との間に AI 学習素材とする旨の承諾があるものについてのみ利用さるべきである。

●受付番号　185001345000003388

生成物の著作物性について についての意見です。
AI 生成物に著作物性を与える事は出来ません。著作権法 2 条 1 項 1 号では著作物を「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう」となっており、AI 生成のような機械を介在した生成物に著作性は認められてません。
プロンプトの繰り返し回数で著作性を認めると、人間の手による試行錯誤でなくても、ある程度の文言をランダムに組み合わせて機械的に繰り返しを行わせても著作性を認める事になります。これは著作物とは言えません。
また、AI 生成物を人間が修正したものに著作性を見出すのも禁止し、AI 生成物が関わった部分には一切の著作性を与えず、ウォーターマークなど AI 生成物とわかるマークを必ずつけるよう義務付けた方が良いと思います。何故なら、今の素案ではプロンプトの繰り返しや人間の手による修正で本来の著作物（AI 生成ではないイラスト、動画、音声、文章その他全て）とそっくりなものを作り上げた場合、本来の著作物と権利が競合したり、本来の著作物の価値を失わせる結果になると思うからです。これは人の手による創作活動を減退させ、AI も粗製濫造で質を落としていく結果に繋がります。
AI 生成物に著作性を与える事により、本来の著作物の権利を蔑ろにする素案だと感じました。

●受付番号　185001345000003389

一端ながらイラストを自分の手で描いています。それらを許可なく生成 AI に模倣されることの精神的苦痛は甚大なものです。絵に関わらず作品を自らの頭と手で、時間と労力と知識と経験を込めて生み出して生計を立てている人、心の拠り所にしている人、ビジネスを考えている人がいます。どんな創作物でも作った人間のアイデンティティがあります。
生成 AI にその『人間個人の創作物』をむやみにコピー（盗作）させ食わせることを許可する軽率さと、それにより長期的に何が失われるのかを今一度慎重に考えるべきです。
生成 AI は間違いなく人間の味方になり得ます。日本はその活用が遅いくらいです。しかしポテンシャルが高いからこそルールを決めてしまう立場の方には慎重になっていただきたいです。生成 AI と著作権、生身の人間のクリエイターの創作物に関する問題は既に起きています。現場を見てください。悪徳狡猾な人間が豊かになる仕組みを作るのが文化庁ですか。
道徳性、規律性、作り手へのリスペクトのない生成 AI の使い方は『模倣』ではなく『盗み』であり、作り手の『殺人』です。
賢明なご判断を期待します。

●受付番号　185001345000003390

てすと

●受付番号　185001345000003391

AI で画像を生成する手法は、本来娯楽の道具になれば良いと思って開発されたのだと思います。
しかし現状の段階で取締が弱いせいで、経済的にも社会的名誉にも傷がつく事態になっています。
商業目的で企業や映像会社がAI技術を使うせいでクリエイターが経済的損失が相次いでいます。
AI の学習素材として取り込む事をクリエイター当人が許可していない物が勝手に素材として使われるせいで、AI を悪い目的で使う生きた人間から、クリエイター当人が嫌がらせを受けている被害も起こっています。
AI 映像・画像生成技術は、金銭が発生しない娯楽目的で使用される範囲で充分な筈です。
なので、AI が参考に使用するサーバーツールに入れる映像・画像の資料元は、製作者当人が許可した登録性に現状定め、それが無断転用したものだと通報されたらすぐサーバーから消すというやり方が現状相応しいと思います。
もちろん勝手に素材登録した非製作者は、それ相応の違法行為として罰される厳しい制度も必要だと思います。

●受付番号　185001345000003392

生成 AI は『免許制』にして欲しいです。
生成 AI は使い方によっては大変便利ですが、刃物などと同様『どんな場所でも自由に使用可能』としてしまうと、とても危ないものだと危惧しております。
免許制度ができるまでの間も最低限、生成 AI で作成された絵や写真などには、どこかに使用したソフトの名前やロゴ等などが入る仕様を義務付けて頂きたいです。

●受付番号　185001345000003393

日本が一番 AI に対して厳しく対応すべきだと思っていましたので残念に感じます。

●受付番号　185001345000003394

AI のせいで日本の漫画業界アニメ業界イラスト業界、日本の大事な文化が全て廃れると思いますよ

●受付番号　185001345000003395

私はAIに人の作り出した創作物を無断で読み込ませ利用することは、個人の著作権を侵害するものであると考え、AIから人の作り出した創作物を保護すべきだと考える。
創作物は多大な技術力の研鑽を前提に作られ、そこには更に多くの労力が費やされ初めて生まれるものだ。大きなコストを投じて作った創作物がAIの力によって創作者以外の何者かに低コストで利用・複製され、そこに価値が発生してしまうことは、人が新しく何かを創造するという行為を阻み、結果として日本の創作に関する成長を阻害することに繋がる。
つまり、創作者をAIから保護しないことは、日本の文化をより衰退させることに協力していると同義である。

●受付番号　185001345000003396

私はクリエイターです。
自分の作品を無断で切り貼りされ悪用されることが怖いです。
また、現在それがエスカレートし殺害予告までされている他のクリエイターがいます。
AI が無断で作品を学習し、それから生成されるものは著作権違反と強く思います。
クリエイターを守るためにどうかお願いします。

●受付番号　185001345000003397

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌です
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しいです
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安です

●受付番号　185001345000003398

R18イラストを描かない作家さんの絵柄でAI生成をして金を稼いでいる人を複数人見かけた。
誰でも簡単に絵柄というブランドのイメージを壊すことができる AI 生成の現状が不安です。

●受付番号　185001345000003399

作品の盗用でしかないので、AI 学習に強く反対します。

●受付番号　185001345000003400

AI により著作権を侵害するような活動が多く見られます。
創作活動をされている方々のお仕事が奪われており、生成 AI での児童ポルノや実在の人物の性的な作品も見ました。
気軽に手を出せる事により被害は広がっています。使用禁止や資格制にするなどの対応を取っていただきたいです。

●受付番号　185001345000003401

生成 AI を悪用し、イラストレーターの著作物を勝手に学習させることで、大量の失職者が出るのは目に見えている。X などの SNS で毎日のように無断転用や誹謗中傷が話題となっているのにどうして推し進めようとするのか分からない。

●受付番号　185001345000003402

4 関係者からの様々な懸念の声
私の応援しているイラストレーター様が、生成 AI 使用者にイラストを無断で学習され、業務妨害・名誉毀損、それ以外にも非常に悪化した事態に巻き込まれた件がございます。
許可なく学習させた場合、また悪用した場合は罪に問うたり、免許制にするなどより良い対策をするべきかと思われます。
加え、そのような対策を練る際、実際に働いているイラストレーターや背景絵師、その他様々な、生成 AI の学習素材になる・されてしまう懸念のある人物のアドバイスを貰うべきです。

●受付番号　185001345000003403

３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
及び
５．各論点について
（１）学習・開発段階
（２）生成・利用段階
（３）生成物の著作物性について
の項目に渡っての意見。
現状、著作権を放棄していないイラストや音声についても、それらが学習元となり生成 AI の作成物として発表されているのが SNS 上だけでも散見されている。作風には著作権が適用されないとのことだが、誰々風、とイラストレーターの名称を掲げたジェネレーターとして使われた例を見ても完全に切り離して捉えられないものではないかと思う。権利、法律的に問題ないとされていても心証は悪い。
使い手の悪意によって生成 AI はいくらでも著作権を侵害できるものであり、技術の発展に法整備が追いついていない状況に見える。このままの状態で使用を許可し続けるのは文化的にその学習元のジャンルを衰退させてしまうのではないかと不安である。AI での作成物は許可された学習元のみを使用するものとし、またその提供者にも報酬等の見返りがあるシステムで運用した方が健全ではないか。
なお、現状の生成 AI には上記の不安しかないが、単純も技術的な面では非常に期待している。人間には不可能なインプットとアウトプット、そのスピード。どうか誰の権利も侵害することなく安心して使えるよう整備の方に力を入れて欲しい。

●受付番号　185001345000003404

生成 AI による、ネット上に存在するデータ(画像、テキスト問わず)を、著作権者等に許可無く、学習などと称し無断で収集する行為、並びに収集したデータを元に出力させた画像やテキストを公開、挙げ句商業に利用するという事は、社会通念上著しく倫理観の欠けた行為であり、全面的に規制、違法とするのが妥当と考えます。
現在 SNS 等で賛否様々な意見がありますが、生成 AI を推進、合法とする意見のほとんどが、今現在規制されていない、現時点で違法でない、なので合法であるという根拠に基づく意見が大半であり、その結果生成 AI を使用してのありとあらゆる行為は許され、今後もそうであり続けるべきだと言うものです。
クリエイター等がどれ程拒もうと、実害を訴えようとも、それらは全て受容されるべきだと。
その結果、生成 AI 使用者のほとんどが、進んでクリエイターを貶め、本来クリエイターが得るはずだった物を一方的に搾取する事で己の欲求を満たす、ある種のムーブメントと化しているのが現状であると感じます。
このような現状を許容して良い理由など、何一つ存在せず、直ちに規制並びに法整備が進められるべきであると意見します。

●受付番号　185001345000003405

一消費者として、AI による画像出力を取り巻く現状に、批判的な立場である。
個人のあげた写真や絵などの創作物について『全く同じもの、ないしはそれに似たものの出力を目的としていない生成 AI であれば問題ない』といった意義の記載があるが、その出力を目的としていなくとも、同意を得ていない者に対する画像のクロール行為は権利侵害であると考える。
例えば、画像のクロール行為の禁止などを、サイトごと、個人ごとに行えるようにできないものか。

●受付番号　185001345000003406

Ai とても便利ですが、人がものを作るプロセスをひととびにして、その人の著作物に似たものを作れてしまう。すごい技術ですが、Ai のもとになった人はどんどん作るのをやめてしまうでしょう。誰でも安く手軽に作成できてしまう Ai 作品を作るならば、そちらを使う人も増えるでしょう。もし今後この機能を活用していくならば、権利の周知と、使い方に法律的なルールを定めて欲しいです。学習もとの著作者、著作物がどんどん勝手に流用されてしまったら商売にしている人の権限を侵害していることになりますよね？もの作りを生業としている大本の人がいなくなってしまったら、Ai の発展もなくなりませんか？お互いが生きていけるような、納得できるような、そんな使い方ができるといいなと思います。

●受付番号　185001345000003407

AI による作品の生成に関して。AI に著作権を与えることについて断固反対です。また AI の生成物に AI により作成したものだとわかるように必ず明記する、あるいは AI 出力時に自動的に記載されるという項目を文章内に盛り込んでください。AI を活用する方向で話が進みすぎています。AI 利用の規制を強化してください。

●受付番号　185001345000003408

私自身も動画投稿サイトにおいて、一部のイラストでAI生成されたイラストを使用し作成した動画を投降している。
生成 AI の利用に対して現在ほど利用が容易であることは、それだけ創作活動に対する抵抗・難易度が下がる事を意味しているのだと実感している。生成AIに対する過剰な規制は控えて欲しいと考えている。
一方で生成 AI を利用し他者の著作権を侵害する生成物を公開し、それを悪びれない生成AI利用者がいるのも事実である。行政に対しては上記に対する厳格な取り締まりを期待したい。
ただし、これらは「生成AIを利用したから」ではなく「生成AIを利用しようがしまいが、よいものはよく悪いものは悪い。」ということを明確にして欲しい。
既存の著作者がAIに学習されることに対する心理的抵抗が高いことも理解している。しかし学習されることが直接著作権を侵害するものではないことを明確に理解できるようにして欲しい。
人を刺し殺せるから包丁は規制するだろうか。それと同様にどんなものでも使い方である。生成AIも適切な利用は推進し、不適切な利用は個別に処罰するというのが最適であると考える。
不適切な利用は既に著作権法として定義されているため、後は適切な利用方法の周知と推進であろう。
余談だが、現在利用している海外のプラットフォームではなく、学習元の提供者と生成 AI の生成物利用者の双方に益のある、日本のプラットフォームを用意してほしいと考えている。

●受付番号　185001345000003409

広告バナーの被写体を全部生成 AI にして利用している所があります。
身体的な変化を消費者に与える商品や施術の広告で生成 AI によって生成した実写風画像を使用し、あたかも商品・施術によってその様な見た目をもたらしたように消費者に誤認させるのは景品表示法違反に当てはまらないのだろうか？
また被写体の指定を実在人物（芸能人など）にしてしまうと肖像権や個人情報など、別角度からの訴訟や問題が起こりかねないのではないか。

●受付番号　185001345000003410

・絵師の方々は皆苦心の末に、多大な発想力と労力・工数をかけて絵を描かれているものと思います。あらゆるイラストは、様々な絵師が各々の創意工夫によって生み出した個性であり、それを部外者が無許可で AI に学習させ作風を似せて出力するのは絵師の尊厳を傷つけているように思います。
・またそのような事態が横行すると、そもそもの作画作業のモチベーションに多大な悪影響を及ぼすとも考えます。頑張って描いた端から AI に学習、言葉を悪くすればパクられるのであれば、誰であれモチベーションを削がれてしまって当然です。最悪の場合筆を折ってしまわれることも容易に想像がつきます。
・絵師の方々にとって、自分のイラストや作風というのは貴重な財産です。他者のイラストを参考に練習を重ねて自分なりの作風を生み出すのは正当な学習や技術の向上と納得できますが、AI 生成はそうしたあるべき過程や研鑽を踏み躙る卑劣な行いであると思います。
・絵師に限らずあらゆる創作者にとって、創作意欲こそ最大の動力源であると考えます。AI 生成による模倣は、その創作意欲を著しく損なう悪影響の方が強いと、昨今の界隈を見るに考えます。

●受付番号　185001345000003411

創作者の名誉を傷つけるために
作品を AI に学習させ、贋作を市場に流す行為が散見されています
人間の創造性の一助として生み出された AI が
他人の創造性をインスタントにコピーして陳腐化する装置になってしまっています
我々は交差点にいるのかもしれません
見通しが効かず、交通量も多いです
今の整備ではミラー設置をする程度でドライバーに委ねるのみです
信号機がなければいずれ事故が起きてしまい兼ねません
そんな不安の中です

●受付番号　185001345000003412

新しい表現だのなんだの言って誤魔化してる人が多いですが生成AIの目的はコストカットです。
そのうちラフだけ格安で人に発注して、彩色仕上げは AI にやらせよう、とか、AI に吐き出させた画像の直しだけ人に格安でやらせようとするクライアントがでると思う。
その後は画業は職業として成り立たなくなって、趣味で描かれた絵を盗んで AI に喰わせて商業使用する画像を吐かせる地獄になる…。
マンガ、アニメ、ゲーム周りの絵描きが大量にデータとして喰われていることがわかっています。
今までクライアントによっては、ラフを複数求められることがあったのですが、今後はラフを元に AI で勝手に仕上げられる恐れがあるので、ラフは 1 枚だけ渡すしかないかも…と。

●受付番号　185001345000003413

自分や恋人のイラストや写真が勝手に使われるのは嫌。絵柄に著作権はないがその人の顔ともいえるものだし、何年もかけて見つけたり作ったりしている人もいる。

●受付番号　185001345000003414

画像生成AIがなんの規制もなく好き勝手にネット上のイラストを取り込み学習している今の状況を放置すべきではないです。無断での AI 学習禁止する法を制定したり、AI による画像生成機能などを禁止すべきです。米国などでは画像生成AIに対して規制が行われたりしている中、アニメやゲームなどイラストが多く関わる存在の原点と言える日本がこの状況では示しがつかないと思います。
実際中国などではいくつかのゲーム会社などで画像生成 AI が使われる事態になっており、これはイラストに関する仕事をしている人にとってはかなり重大な問題です。また私はイラストを描くのもみるのも好きでしたがネット上に上がっている絵（特に描き込まれているものは）をみる際には初めに「AI が描いたものなのか？」という疑問が浮かんでしまったり、自分自身で描いたイラストにもAIに学習される不安が付き纏うため安易にアップロードできるような状況ではなく、趣味としても絵を純粋に楽しめなくなっています。
正直画像生成AIには明確なデメリットも数多くあり、代表的なものは先ほど言ったようなイラスト関係の仕事をしている人々が職を失ったり、ネット上にアップロードされている写真を使用しディープフェイク画像やフェイクポルノ画像を作れてしまうことなどがあります。このフェイクポルノ画像に関しては顔のデータさえ入手してしまえば誰でも作れてしまうので、未成年への被害を考えると禁止すべきだと思います。
にも関わらずAIを推進している人は利己的な人物で他人のことなどどうでもよく、絵を描いたこともないくせに絵を描ける人々に対して嫉妬し、自分自身も彼らのような絵を描きたい(というより自分で何かを生み出したことにしたい)と思ってはいるが自分自身は努力はしたくないし練習もしたくないのでAIを使用しチヤホヤされたいような人しかいないと考えています。また彼らは絵師に対して嫌がらせをしている様子も目立ち、絵師のイラストを無断で学習し(AI 学習禁止と明言されている場合もかかわらず)、その学習したデータを使用し特定の絵師の絵柄を学習してそれをAIモデルとして公開するといった問題が起きています。絵柄というものは人が長い時間をかけて絵を練習し、その過程においてその人個人の個性として確立されるものであり、AI などに奪われていいものではありません。実際この被害によってメンタルが不安定になるといった方々も出てきてしまっています。現在主な被害に遭っているのが絵のために感覚として「大してことない」と感じる人もいるかもしれませんが、イラストを練習している身からすると絵の個性を奪われたり、碌に努力もせず他人が作り上げた作品をデータとして学習しそれらを合成して作り上げた歪な AI 絵は大変不愉快なもので、例えるなら人が汗水垂らして稼いだお金を全て盗まれ、そのお金を使ってその泥棒個人のための楽しみに使われるようなものであり大変遺憾だとしか言えません。
イラストに関わるものとして一刻も早く画像生成 AI、音声学習 AI などに対する厳しい規制を願います。

●受付番号　185001345000003415

他国では軽蔑され規制されようとしている事を日本は推進しようとしている。
このままだと今後、アート以外の絵描きは、格安下働きみたいな仕事をとるか、絵だけでなく自分自身も一緒に売るタレント画家みたいな仕事になっていく
縮小再生産の未来です。そんな未来を作るために絵を描いてきたわけじゃ無いし、エンジニアもそんなゴミのようなAIモドキを作りたかったわけでは無いはずなのです。そんな未来はゴメンです。

●受付番号　185001345000003416

日本のとある田舎町で漫画を描くことを生業にしている者です。
わたし個人の持つ武器である『絵柄』や『創作する能力』を仕事にして家族を養っている立場からすると、人生かけてようやく仕事にすることができた能力が、生成 AI によって勝手に利用/使用/活用されるかもしれないことに大きな恐怖を覚えています。
既に生成 AI によってトラブルに巻き込まれているクリエイターさんの事案をいくつも見かけていることもあり、単純に恐怖が勝ります。
日本と言う国で、いちクリエイターとして、0 からなにかを作り上げて、エンターテイメントを提供する仕事ができているのは非常に幸せなことです。
だからこそ、生成 AI というツールによって将来的に自分の仕事が奪われるかもしれない危機感や、
自分の存在価値、人生かけて作り上げた個性そのものまで、自分の知らない内にどこかで取って替わられるかもしれない恐怖については人間であるからこそ理解していただきたいですし、懸念していただきたいと思います。
漫画やアニメやイラスト、音楽、演劇などさまざまな文化芸術について、優れた能力を発揮している日本であるからこそ、それらを産み出すクリエイターの不安や恐怖を
認識していただければ幸いです。
的はずれなご意見でしたら申し訳ないのですが、一人のクリエイターとして、当事者の一角にいるものとして、言葉は届けた方が良いと思いましたので行動した次第です。
ご査収くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000003417

人が何年もかけ努力し苦労して身につけた技術を関係のない人が勝手に利用し、それを自分の作品だと声をあげれることは絶対におかしい
それで筆を折る方が絶対にいるし、努力した方が損をして他人が利益を得るのはおかしい
作成したものは自分の物であると言うことになれば、色々な作品が被害を受ける
今ですら無断転載が問題になっているのに、これ以上無法地帯を増やしてどうするのか
脅迫等の犯罪に使われる可能性が高すぎるのに、このような事案を通すことは絶対に反対だと感じる
使用できるのは企業や申請が通った人など、悪用の可能性がない人に絞るべきだと思う
誰しもが使用できるなんてことやめて頂きたい
AI の全てが悪いわけではないが、何度も言うが人の努力や人生、スキルを取り込んで自分のモノと言えてしまうのは確実に冒涜になる
もし、自分が何年もかけ取得したものを他人に盗まれたらどう思うか
誰しもがいい思いはしない

●受付番号　185001345000003418

●現在の生成 AI は、多くのクリエイターの画像を、そのクリエイターたちに「対価を払うことなく」しかも「無許可」で学習データとして取り込んでいるものです。
●現在の生成 AI は、「従来ない、新しい発想を盛り込んだ商品や作品」を創り出すことができません。できることは、「対価を払うことなく」しかも「無許可」で得た学習データによる、パッチワークやコラージュの類です。
●上記の事から、PDF「命令などの案　AI と著作権に関する考え方について（素案）」の 11 ページ冒頭に記載されている「学習データは切り貼りではないとされる」という一文は虚偽であり、多くのクリエイターに対して対価を支払うことを厭う、生成 AI 権利者や生成 AI 推進派の宣伝文句にすぎません。
●クリエイターが新しい作品を生み出しても、「対価を払うことなく」「無許可」で生成 AI の学習データとして取り込まれてしまう現状のままであれば、クリエイターが生活を成り立たせることは不可能です。これは著作権の侵害であり、クリエイターの生活を脅かす、非常に憂慮すべきことです。
●音楽の著作者には著作権があり利用料が支払われるのと同様に、生成 AI の学習データに既存のクリエイターの作品を取り込む場合、そのクリエイターに対し「許諾を得ること」と「著作権料を支払うこと」を義務づけることは、クリエイターの生活を守ることとともに、日本の文化水準を保つために必須の事項です。
●日本が「従来ない、新しい発想を盛り込んだ商品や作品」を生み出すことのできるクリエイターに対し、正当な権利や報酬を保証できないのであれば、日本のクリエイターはモチベーションも収入も失うことになります。すると、日本には有力なクリエイターが存在しなくなることでしょう。そうなった場合、日本で「従来ない、新しい発想を盛り込んだ商品や作品」を生み出すことのできるはずだったクリエイターは、権利や報酬を約束してくれる海外に活動の場を移すことになります。こうなった場合、日本の文化レベルが発展することはなく、日本が文化の新規創生によって利益をえることもなくなるでしょう。
●以上を踏まえ、生成 AI の学習に何らかのデータを取り込む場合には、「制作者への許諾と権利の保障」と「製作者への対価の支払い」を確保するためのルールづくりが必須です。
以上。

●受付番号　185001345000003419

現状のAIはクリエイターの創作物に対して、現行法によって無断で学習を行えます。
ただしその学習された無数の創作物は一つ一つがアイデアを煮詰め、いかに個性を出すかを考えに考えた上でようやく発表したものです。
そんなクリエイターの人生を掛けられた作品達を軽視する現状のAIについて以下の意見を提出します。
・AIによって作品が学習されることに対して、クリエイターが拒否権を持てるように法を整備してください。
AIが学習する作品たちはれっきとした著作物です。その著作物を著作権者の是非なく無断で学習できる現状には疑問を感じます。
また、無断で学習できることを逆手にとり、無断で学習したデータを第三者が販売して利益を得る、二次創作において特定のクリエイターの絵柄で著作権者が禁止している表現を行い、嫌がらせを行うといったことが行われているため、クリエイターにとってリスクでしかありません。
クリエイター達は新たな表現を常に探しています、そんなクリエイター達が反発しているのはクリエイターに拒否権がないという一点が主たるものです。
拒否権を持たせても自主的にAIに自分の作品を学習させるクリエイター達は必ず居ます。
どうかクリエイターに、AIによる学習の拒否権を持たせて下さい。
・AIが生成したものに対して、AI生成であるという旨を必ず表記するように義務付けてください。
AIが生成したものにも関わらず、自分が創作したかのように振る舞い利益を得る者がいます。消費者としても人間が創作していると信じたものの、実際はAIによる生成物だったと知ってもどうしようもない現状には、ある種の詐欺行為を行なわれたように感じます。
またこの項目はAIが生成したフェイクニュースに対する縛りにもなると考えています。
・AIが生成した作品は何を元にして生成されたのか、学習データの記載を義務付けてください。
現状の無断で学習を行える状況において、クリエイターは自己の著作物がどのように扱われているか不安が絶えません。
また前述した嫌がらせ等にも迅速に対応するために、学習データの記載の義務化をお願い致します。
・AIが生成した作品によって収益を得たとき、学習元のクリエイターに収益の一部を得る事ができるように法を整備して下さい。
著作権者が著作物の使用によって収益を得る、というのは現状のクリエイター達の収益の基盤となっています。
しかしAIは著作物を扱うにも関わらず、学習という使用をされたクリエイターに還元され

ません。
この現状はAIはクリエイターに依存しているにも関わらず、クリエイターが圧倒的に軽視されたものです。
・画像生成AIを利用できる者を国が定めた資格を所持している者のみに制限し、国が管理を行うよう法を整備してください。
最近も話題になったフェイクニュースに対する対策です。これによりフェイクニュースはもちろん、特定の人物の服をAIによってなくし、本人の意図せぬところで裸体を露出させるといった刑事事件も迅速に対応できます。
・AIの開発は世界各国のような生成するAIではなく、生成されたものがAIか判別するAIを開発して頂きたいです。
おそらく今後もAIは開発が進み、ますます現実か仮想かの判別が難しくなっていくと考えられます。そこでAIかどうか判別できるAIに着手しておけば後々訪れるフェイクニュースの氾濫に対応することができ、また、かなりの需要が期待できると考えています。
クリエイター達もこういった開発なのであれば、学習を快諾するでしょう。
現状の生成AIはそのメリットに対して圧倒的なデメリットが目立ちます。
そんな生成AIに対して現状の日本は世界各国の対応に逆流しており、また日本はアニメ、漫画、イラスト、ゲームといった文化が非常に発展していることも相まって、世界各国からAIによる学習が行われています。
このことにより、学習を合法化することによってAIの開発について日本だけが有利が取れる訳でもなく、それどころか先を行く各国の先進AIの開発に完全に利用されている、まさに敵に塩を送っている状態です。
しかし古くからの日本の文化､クールジャパンはAIに真似できず､完全に日本独自のもの、日本の個性です。
ですからどうか敵に塩を送るのではなく、日本の唯一無二の個性を守って頂きたいです。

●受付番号　185001345000003420

クリエイターから、作品を生みだす楽しさと喜びを奪わないでください。

●受付番号　185001345000003421

人が努力して生み出した物を、というとお気持ち文になってしまうかもしれません。
ですが、例えば特定の作者のイラストを大量に AI 学習させ、作者の絵柄を再現した絵を作る事ができるようならば、著作権とは一体何なのかと考えざるを得ません。
また、それらに関する被害実例も X（旧 Twitter）などで散見されています。
生成 AI は革新的な技術だと思います。そこは否定しませんし、活用できるところはすべきです。
ただ、どうか、生成 AI により不利益を被る方のことを今一度お考え下さい。

●受付番号　185001345000003422

生成AIが悪用される事によるクリエイターへの機会損失や精神的ダメージは実害が出ています。
他、学習されるデータの取り扱い等にも許可申請や契約などもなく無差別な収集によりディープフェイク生成のツールとなりつつあります。
学習元の選別（オプトイン・オプトアウト）の厳重めな管理と、生成物への責任（軽くない罰則規定、または免許制による一定の規制）が必要に感じます。
AI利用を推進していく上でのルール作り、期待しています。

●受付番号　185001345000003423

生成 AI のせいで、悲しむ、苦しむ声をよく見かけます。
嫌がらせとして、描いた人の絵を集中学習させて、その絵で不快な思いをさせる、こんな酷いことがまかり通っていて良いのでしょうか。私は許せません。

●受付番号　185001345000003424

現在ネット上で美容院や美容外科などの広告や見本に、AI 生成されたものが使用されている例があるが規制した方がいいのでないか。
中でも美容外科は場合によっては命にも関わる行為であり、広告(特に見本)で AI 生成画像が使われるのは、その美容外科医院の症例などを確認できなくなるため、利用者の不利益になる可能性が高いのではないか。

●受付番号　185001345000003425

＞○ そのため、単なる事実やデータにとどまるもの（要件１を欠くもの)、誰が
＞表現しても同じようなものとなるありふれた表現（要件２を欠くもの)、表現
＞に至らないアイデア（要件３を欠くもの)、実用品等の文芸、学術、美術又は
＞音楽の範囲に属さないもの（要件４を欠くもの）は、著作物に該当せず、著作
＞権法の保護対象に含まれない。
＞
＞
＞著作物等を利用する行為であっても、支分権が及ぶ法定利用行為に該当しな
＞い行為（例えば、著作物等を閲覧・鑑賞する行為や、その内容を記憶する行為
＞等）については、著作権法上、著作者等の権利が及ばず、このような行為につ
＞いては、これを独占する利益は著作権法上保護されていない。
→内容の見方によっては、世にあふれた作品から作り出されたデータセットは、ただのデータだから著作権侵害にあたらないと表記されていると捉えられる。
生成 AI は完成品を提示するのではなく、作品の部品のみ提供するのが望ましい
例えば、イラストであれば線画のみ AI が提供。音声であれば、単語ないし母音・子音だけなど。そうすればよりデータにとどまるものとして置き換えられるが、現行の AI では完成されたものしか出力できないため、著作権侵害にあたる。
＞ 著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に
>生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成
>物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該
>生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作
>権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。他方
>で、この点に関しては、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成
>物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に
>害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数み
>られた。
＞
→著作物制作時の工程を生成 AI で取り込む可能性は網羅されていないのではないのか、
過去の例題から引用されているが、生成 AI はこれまでの精度も高い・学習速度が人より高い、誰でも利用できるがゆえに、より厳しい判定基準が必要ではないんかと
＞（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
→第三者機関を設立し、データ提供者から AI 利用を承諾された(ライセンス料提供など)データのみを利用したデータセットを生成 AI に利用できないようにシステム制御する方がより効果的である。

海賊版サイトだからと方便が通るのであれば、モラルハザードも起きかねない、各国で集団訴訟発生している現状からも、きちんと法整備を進めるべきである。

無断学習を防止する・

現行の海賊サイトのデータ削除ですら、正式に削除されることはごくまれで長期間の手続きを要します。

データセットの削除も多くの時間がかかる可能性は多くあり、生成 AI でより容易にデータを複製され被害に合う作家も多いです。

削除はかなり手間なのに、無断で利用し放題な現状に自らの技術を磨く人はいますかね？

また生成 AI の日本は既に出だしから、遅れています。

今更生成 AI 利用出来ますよなんて言っても、海外の AI に食いつくされるだけですよ。

それなら、きちんと著作権保護されたデータセットを使う AI ツールの構築、データ提供者への補償をシステム化して基盤を作り、

「日本の著作権も問題ない、日本製 AI はどうですか？」と海外に復旧しながら、海賊版 AI を追い出した方が、未来があります。

また、著作権者等への対価還元という観点からは、法第 30 条の 4 の趣旨を踏ま
＞えると、AI 開発に向けた情報解析の用に供するために著作物を利用することによ
＞り、著作権法で保護される著作権者等の利益が通常害されるものではないため、
＞対価還元の手段として、著作権法において補償金制度を導入することは理論的な
＞説明が困難であると考えられる。

→芸術・アニメ系といった業界の人たちの賃上げという観点からも、ここはより一考する余地があるのに、なんで放棄しているんですか？

文化庁、文化守る気あるんですかね？

破壊することしか書かれていませんけど？

●受付番号　185001345000003426

AI と著作権について、私も絵を描いているので この場ではイラストでの意見をさせていただきます。
イラストは個人の絵柄というものがありますし、一次創作をしている場合 作者さんのキャラクターなので著作権が発生するものと考えます。
プロアマ問わず時間をかけて描いた作品を勝手に AI に学習させて出力し販売するのは犯罪です。
イラストに限らず映像だろうが音声だろうが自分でできないからといって「他人の物をとる」という行為は窃盗です。
絶対にしてはいけないことを平気でしている人間がいるという事実を知るべきですし、既に被害者が出ているので早急に規則を作るべきです。
AI の使用を免許制にするか仕事でのみ使える、というような何らかの措置をとっていただかなければ AI を使う側はやりたい放題で、作家さんは絵を描くのをやめてしまわれる方々が増えます。
昨今、TVCM 等でもイラストやアニメ映像が多々ある時代ですので絵を描かなくなる人が増えると様々な業界で痛手になる可能性もあります。
頭ごなしに AI を否定している訳ではなく無法地帯にならないよう動くべきだという意見です。
話が逸れてしまいましたが、人間が描いた作品には著作権があり AI 出力(他人のデータ)は著作権が発生しないと考えます。
自分の作品を AI に学習させるタイプの作家は、AI に何かを求めるのではなく遊んでいるのが現状です。
作家は自分で作って仕事をしていたり楽しみを見出しているので仕事で AI を使うことはほぼないと思います。

●受付番号　185001345000003427

今のままの案ではまだ著作者が守られていないのではないか、と感じます。
現状の生成 AI は、クリエイターの作品を許可なく盗んで作られている最悪のコンテンツです。もはやこれらは一般的な利用を禁止するべきだ、といっても過言ではないくらい混沌として無秩序な状況です。
活用を押し進めたいのではないか、と疑ってしまいます。
例えば、一所懸命に絵を練習しても、そういった努力は生成 AI 利用者に消費される一方です。そんな状況で絵を描きたいと思うクリエイターは少ないでしょうし、これから生まれるはずだった絵柄をもったクリエイターの機会と芽を潰してしまいます。
はっきり申し上げますと、生成 AI で作られたイラストは決して著作物ではありません。禁止するべきです。
クリエイティブな方面での生成 AI を許可すれば､新たなクリエイターは生まれづらくなり、日本そのものに大きな悪影響を与えるでしょう。
仮に生成 AI が台頭する未来がやってきたとして、結局のところ学習元はクリエイターのイラストや作品であり、クリエイターたちが絵を描かなくなれば、作品を作らなくなれば新しいものは生まれないことになります。
そうなれば、日本独自のサブカルチャーは衰退の一途を辿ることになるでしょう。
今一度、生成 AI というものについて厳しい対応を求めます。
これから生まれるクリエイターたちのために、日本の未来のサブカルチャーのために。
大事なのは偉い人たちの立場・利益なのか、今を必死に生きながらコンテンツを生み出してくれるクリエイターたちなのか、よく考えてください。

●受付番号　185001345000003428

AI は盗人だ　あなた達は犯罪者を手厚く歓迎しクリエイターたちを殺そうとしている

●受付番号　185001345000003429

AI に絵柄を真似されると思うと絵を描く気力が出ません。どうにか対応をお願いします。

●受付番号　185001345000003430

生成物の著作物性について。
現在、動画投稿を主としたキャラクターコンテンツ(いわゆる Vtuber)の制作を仕事としています。
昨今のイラスト生成 AI はビジュアル面において非常に完成度の高い、あたかも人が描いたかのような結果を大量に出力することができます。
そこでこうした背景の中で、キャラクターデザインやイラストの制作を行った際に、「そのデザイン・イラストは自分のイラスト AI の出力結果を模倣したものだ」と主張されるのではないか、という不安があります。
イラスト生成 AI の進化に伴い、誰もが高速かつ大量に高い完成度を持った生成を行うことができます。そのため今まで以上にデザインや構図が酷似したものがすでにどこかに存在してしまっているのではないか、また仕事として自分の創作物を納品した後、模倣を主張するイラスト生成 AI による生成物が現れた場合、どのような扱いを受けるのか、という点において、とても不安です。
創作物は従来、(イラスト生成 AI を使用していないという意味で)人力での制作であるということから、「人が細部にわたって特定の意図を以て制作したもの」である性質を持っていると思います。プロンプトの選定と入力以降を大幅に省略し、完成度の高い作品とその亜種を短時間で作成できるイラスト生成 AI の登場は、生成者の意思の有無にかかわらずその「細部にわたる意図」のようなものまで生成するため、「オリジナリティ」の根幹に影響を与えてしまうのではないか、という懸念でもあります。
もちろん補助的に AI を使用する場面も出てくるかと思いますし、その場合の「補助的」がどこからどこまでを指すのかあいまいなこともあって、完全な線引きというものは難しいかもしれませんが、イラスト生成 AI による成果物に対してどこにどの程度の著作性やオリジナリティが認められるのか気になるところです。

●受付番号　185001345000003431

5.各論点について
(4)その他の論点について
・他者の著作物を無断で使用することが通用し、罰則もない現状では今後生成 AI を使用する以外の創作・表現が萎縮していく
・現状すでに生成 AI の生成物によって web 上の資料(生物の写真など)が検索汚染されている。今後必要な情報にアクセスする行為が機能しなくなる
上記の懸念から、生成 AI に学習させるデータが正当に取得されたものであるかどうかのチェックを厳格化し、生成されたものについても必ず生成 AI によって作られたことを明記する、それらを守らない場合の罰則を用意する、などのルールを作成・運用するべきと考え、ルールが無い現状では生成 AI の使用自体を制限すべきと考えます。
技術の進歩も大切ですが、生成 AI に依らない創作・表現の権利も守っていただけるようお願い致します。

●受付番号　185001345000003432

1.はじめに

私は、基幹システムのプログラマー業の傍ら、フリーの個人イラストレーターとしても働いています。プログラマー業務では、ChatGPT をはじめとするテキスト生成 AI を利用始めています。一方、イラストレーター業務においては　画像生成 AI を「ラフの案出し」として利用することがありますが、生成画像をそのまま、あるいは微修正をして、外部に公表、依頼者に提示・納品することはありません。

また、法科大学院卒でもあるので、ある程度、法適用・法解釈の理解がある、という前提があります。

5.各論点について

「(1)学習・開発段階」「(2)生成・利用段階」「(3)生成物の著作物性」「(4)その他の論点」の各論点につきましては、著作権法の制度趣旨、改正経緯等踏まえると、おおむね納得できる内容になっていました。

しかし、法の限界があるとはいえ、「故意（・重過失）の加害者」に対する制裁措置、差し止め措置、予防措置、被害者への補償・救済措置の拡充・効率化が必要であると考えます。粗製乱造といわずとも、大量生成できる以上、その事件数・被害数はこれまで以上になると思われます。

また、生成 AI による作品についてはウォーターマークを義務付ける、あるいは利用個所を明示させるなどが今後は必要であると考えます。

6.さいごに

本ガイドラインでは主に画像生成 AI に関する内容でありましたが、テキスト生成、動画生成、音声生成、音楽生成などがあり、３D 生成も生まれてきました。本ガイドラインを踏まえて、生成 AI ごとの体系化などを将来的には見据えていただきたいと思います。

●受付番号　185001345000003433

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000003434

生成・利用段階

・AI 学習生成の対策をしている作品に対し、生成された AI が法的に利用していないとされた場合は、AI 生成者の意見を踏まえ著作権侵害とは認められないと判断される場合がある。とあるが、学習元が AI 学習生成の対策をしていても AI 生成者が学習元に類似するような AI を生成利用した場合は著作権侵害に該当するのでは無いか。

・昨今では AI 生成した物を SNS の掲載のみならず、他クリエイターを脅迫侮辱する目的や、なりすまし行為、悪質な販売行為等する人も増加している。これらはクリエイターが創作活動を辞める動機にも十分に値するため、既存の AI 生成学習に対する著作権侵害の法的判定は厳格に見直すべきである。

●受付番号　185001345000003435

4.関係者からの様々な懸念の声について
クリエイター側の懸念の声は概ね合っているかとは思いますが
生成 AI 利用者は、誤って、創作者の権利を侵害してしまうのではないか、というふうには考えてないかと思います。いろんな利用者の方を見てきましたがそんな方見たことがありません。利用者は意図的にクリエイターの作品を無断で学習させ、それを自分の物として権利を主張しています。
法整備が行われていないため、現状ではクリエイターは搾取されるだけの状況です。このままでは技術(描画、演奏、演技等)と文化の発展、継承が阻害され経済活動にも悪影響を及ぼします。
創作だけではなく、生成 AI は犯罪にも使われています。
ある国では顔写真が生成 AI に使われ、ヌード写真が作られ、人権を侵害され命を絶った子どももいます。災害時には嘘の情景写真を作り上げ、人々を混乱させています。
犯罪に使われるようなものを、誰もが使える技術であるのはおかしいと思います。
生成 AI の規制、法整備、搾取されるだけであるクリエイターの権利の保護
お願い致します。

●受付番号　185001345000003436

AI による無差別な学習で一から創作したもの、絵や声や写真など創作界隈で悪影響を被っている
AI の学習に個人の著作物が入っているので著作権侵害を起こしている

●受付番号　185001345000003437

「はじめに」における「生成 AI の利用を中心に据えている創作活動を行うクリエイター」という表現は不適切です
現状クリエイターを名乗りながら生成 AI を利用している人の大半は本素案５．（１）で述べられている「意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合」に該当します
また、素案 3.（1）ウは完全な誤りです
生成 AI が多くのパターン等を学習し、生成物を生成することは、取り込んだ学習データの切り貼りです

●受付番号　185001345000003438

デジタルに限らず、過去から現在まで様々な分野において贋作の問題は起きており、学習についてはともかく、生成・利用において相当の規制を設けるべきである。

●受付番号　185001345000003439

X(旧 Twitter)において多数のイラストレーター等への AI を用いた嫌がらせ及び AI を忌避する者への殺人予告や誹謗中傷が後を絶えず、このまま AI が合法化すればこのようなイラストレーターへの殺人予告等の過激な嫌がらせがイラストレーターのみならず一般の人間へ拡大するのではないかと危惧しています。AI は現状著作権法に守られているはずの他者の作品を無断で吸収し学習に使用しており、これでは著作権法が無意味でありやがて無法地帯へと変貌してしまうのではないか、そうなればイラスト・小説などの娯楽も衰退してしまうと危惧しています。

●受付番号　185001345000003440

デジタルで手描きして画家活動をしている絵描きの者ですがトラブル防止の為、デジタル絵とAI絵(一部や下書きにAI絵を使用している絵を含む)の判別がつくようにしていただきたいです。
また、無断で絵描きの絵を模倣されないようにしていただきたいです。

●受付番号　185001345000003441

本素案にかかる意見は以下のとおりです。
・（２）ア　検討の前提について
１　当該検討において「既存の判例では、ある作品に、既存の著作物との類似性と依拠性の両者が認められる際に、著作権侵害となるとされている。」とされているところ、AI 学習は複製された著作物を基に「データから読み取れる多数のパターンやルール、傾向等を学習させ」ることから、生成物は複製された著作物が持ってパターンやルール、傾向を有しており、極めて多数の著作物との間において極めて小さな類似性を持つものになります。
そのため、特定１著作物との類似性を判じた過去の判例とは事情が異なり、「AI 生成物はその学習のために複製された全ての著作物に対して類似性があるものとして論じなければならない」と意見します。
・（２）エ　侵害に対する措置について
１　当該措置にかかる、差止請求、損害賠償請求及び著作権侵害に基づく刑事罰について、イ（イ）で論じられた依拠性の考え方を踏まえると１つの AI 生成物が多数の著作物に係る著作権侵害を有しており、これに対し当該学習に用いられた著作物の著作権者全員が措置を行うことは現実的ではありません。
また、著作権者による法第百十二条に基づく差止請求権について、AI 生成物は非 AI 生成物と比して極めて短時間で多数の生成を行えることから、これら全てについて差止請求権を行使することも現実的ではありません。
そのため、AI 生成物による侵害に対する措置については、「AI 学習に用いられた全ての著作物の著作権者は、その AI による全ての生成物について差止請求権を行使しているものとする」など、著作権者の権利が正しく行使される状態にしなければならないと意見します。
・（４）その他の論点について
１　生成 AI 利用者においては AI 生成物であることを故意に秘匿して AI 生成物でないかのように装い、それをもって対価を得ている利用者が存在するほか、昨年においては特定の著作者が持つ特色を模倣した AI 生成物を LoRA を用いて生成し、これを自らが提供するゲームアプリケーションに用いることで当該著作者が当該ゲームアプリケーションにイラストレータとして参加していると誤認させた事案がありました。
ついては、これらのように故意に AI 生成物を AI 生成物でないかのように誤認させ、また、AI 生成物を特定著作者による著作物であるかのように誤認させる行為については、「AI 生成物を用いた詐取」として罰則に加えなければならないと意見します。

●受付番号　185001345000003442

SNS に投稿されたイラストを断りなく AI に学習させ、生成した画像を「AI でもっと上手に描きました！」などと投稿者本人に見える形で見せつけたり、「画風・タッチに著作権はない」と主張して、意図的に特定イラストレーターの画風に似せた画像を大量に AI に生成させ投稿したりと、優れた道具によるクリエイターへの攻撃が横行しています。それに苦言を呈する人をも「反 AI」と呼び誹謗中傷を行いさらに傷つけている様子も見てきました。
確かに画風に著作権法で保護されるものではありませんが、いかに優れた道具とはいえ、それを扱う人たちが悪意をもって、クリエイターの人格や尊厳を傷つけたり、利益を奪ったりする行為は、創作活動を行う一人として看過できるものではありません。
生成 AI は優れた道具です。それゆえ、使う人間の良心が試されるものだと思います。創作の助けになることはあっても、少なくとも、他者を傷つけたり、あまりに道徳に欠けた使い方は制限されるべきです。
すべてのクリエイターが創作活動に打ち込めるよう、AI は AI として有意義な使い方がされるよう、適切なルール作りがなされることを望みます。

●受付番号　185001345000003443

音声や画像など、AI に生成させたものは、その筋の人間でなくては判別がつかないレベルとなっています(現に、イラスト創作などの活動をしている人間と、そうでない人間では AI イラストの違和感への感知の度合いも大きい)
ここ最近では、AI にキャラクターデザインを任せたと思われるようなゲーム作品が市場に出ており、形はともかく話題になっている
今後 AI の技術が発達し、今以上に判別がつきづらい物となった場合
お手軽に濫造されたメディアが、創作に対して何の思い入れもない、目先の金目当ての層に率先して利用され、その製造スピードからも市場の AI コンテンツでの埋め尽くし
タチが悪い部類だと、暴力団の「シノギ」として使われる可能性も高く(既に使われているとの話も)
何にしても気持ちのいい物ではありません。
私も、絵を描くなど創作の類を行っており、構図や色使いの参考に AI に希望と近い画像を生成してもらうことはあります
あくまで、人間のサポーターという認識、あるいは、不特定多数とは共有しないこと前提の「愉しみ」のみ使用しております。
現状、なんら規制のかけられていない状況が続くと
金銭目的のディープフェイク、リアル調の写真および、リアルな再現による AI 音声による虚偽の誘拐脅迫など、悪いことを考える人間はたくさんいます。
完全に潰してほしいとは思っていません。
現状として例えるならば、今の日本における生成 AI は
美味しい料理を作るための『包丁』が
かなり目立つ範囲にて人を傷つける用途で使用されている
そんな現状のような気がします。
せめてその歯止めの一つとして、生成物には全て「ウォーターマーク(AI で生成したことを示す透かし)」を付けること
また、それをなんらかの方法で削除し、己の手で製作したと偽ったものに対する処罰など悪事を働いたものに対する罰則の強化を希望します。
写真機が登場した時代、写実主義の画家は潰えるなどと言われていましたが
そんなことはありませんでした。
私たち絵描きも、AI に描けない、人の心の欲動の籠ったものを今後も生み出したいと思っています
ですが、AI が一切不要だと、邪魔だとは申していません
AI は今後、人間との良きパートナーになれる存在だと確信しています
どうか判断を誤る事ないようお願いします。

●受付番号　185001345000003444

AI による生成物には規制が必要だと考える。
技術の進歩という点では、当世の時代の感覚として時に反対されるものが多く、人によりけり現状を指し、機械導入による雇用の減少に例える人もいる。
しかしながら、今回問題とされている技術においてはこの AI という物は、現状稼働している機械とは違い『成長』あるいは『更新』されるものである。
短時間で生成されるものはすぐにでもコストカットに結びつくだろうが、これにより大量に AI 学習の元になる 1 時生産者でもある人間が離職してしまえば
この成長も更新も停止してしまう、あるいは AI 同士の学習により歪さは増してしまうと私は考える。
利便性、タイムパフォーマンス。どちらも現代に置いては重要視されるものだ。
しかしながら、それを追い求めた先で、成果物という名の野菜を求めて原生林を焼いてしまって良いのだろうか。
今 1 度、何らか AI を共存並びに封印できる法案を 1 個人としては望むばかりである

●受付番号　185001345000003445

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから生成 AI の規制を強く求めます。
X やってますが絵を載せるにしても模倣されないようにこちらが自衛している状態です。
何でこちらばかり色々予防策たてウォーターマーク付けて学習されないようにアップして…そんな面倒なことをしなければならないのでしょうか。
正しく使えば手間が掛かるようなことを一瞬で解決する便利なものになるのに、聞こえるのは有名な方が描いた絵を無断で生成 AI に学習させて本来仕事になる機会を奪っていることです。
絵を上手く描けるようになるまで膨大な時間が掛かります。
練習して練習してやっと思い通りの線を描けるようになったり綺麗に塗れるようになったりするのです。
苦労して頑張って好きなことだからと取り組んできたことが一瞬にして模倣されたら？
自分のこだわりが一瞬にして模倣されたら虚しくなりませんかね？
音楽や声もそうです。誰かが築いてきたものの結果です。
それ本当に生成 AI に必要ですかね。
生成 AI は規制、もしくは免許制にしてほしいです。
Pixiv も規定がハッキリしないのでそれまで掲載していた絵を非公開にしました。
描き手の尊厳を奪われつつあるのです。
誰にでも使えるものにするなら機能を最低限にしてそれ以上のことをするならば免許制にしてほしいです。
正しく使える人ばかりではありません、中には嫌いな人の絵を生成 AI に飲み込ませてやろうとか考える人だっています。
好きな絵が実は AI を使って描かれたもので、使用した本人が自作発言してトラブルになることだってあります。
上手い絵だな、でも生成 AI 使ったものなんじゃないのか？と純粋に感動できなくなります。
綺麗なもの素敵なもの自分の心に響くものが実は AI だったって悲しくなります。
その感動に疑問を持つようになります。
何も信じられなくなります。
なので同じことを言いますが生成 AI は強く規制するか免許制にするかを求めます。

●受付番号　185001345000003446

本来頑張って何時間もの労働を経て絵を描きあげる方の作品をデータ上で簡単に模倣できなおかつそれで金銭を得る行為への不安がある
文化の衰退があり得る

●受付番号　185001345000003447

グラフィックデザイナーをしていますが既に AI に学習させるために下絵を 1/5 の依頼料で描けと言われました。
また、1 円も払わず下絵だけ持ち逃げされたという話も聞きます
AI は文化を破壊します

●受付番号　185001345000003448

生成 AI は免許制、また、AI の学習元となる写真類は版元に承認(書類手続き必須)及び必要に応じ金銭の支払いを行い、手順を踏むなどして、慎重に運営してほしい。
クレジット表記も必須にしてほしい。「@版権元〇〇使用ソフト〇〇」の様に。
現在既に、無断でイラストを AI 学習され、仕事に支障が出ているイラストレーターの方などを X(旧 Twitter)で見かけている。

●受付番号　185001345000003449

AI は人間が作り上げたものに対する模倣でしかないのに対し、AI によって利益がなくなって作品を作り上げることが出来なくなって芸術分野が廃れるのがとても嫌なため。
AI によって作家が筆を折るのが大変嫌なため。
AI によって作品の思いや作品から感じる人への配慮が欠けたものが流通しそれが普通だと思われるのが大変嫌な為。

●受付番号　185001345000003450

私はフリーランスのイラストレーターです。
絵を描かない人でもAIで思い通りのイラストが生成できるようになってから私の仕事はほぼ0に近い状態になりました。
今までお仕事を依頼してくださった方たちも無料で簡単に思い通りのイラストを生成できることからAIイラストを使用するようになり、私の方へ依頼してくることはほぼ無くなりました。
『AIよりも魅力的なものを描けば良い』と思い、努力してきましたが、結局仕事には繋がっていません。
最近ではイラストレーターのイラストをAIに学習させ、その人が描いたものと区別がつかないようなイラストまで出てきました。
このような状態でイラストレーターたちにわざわざ有償で依頼してくる人はいるのでしょうか？
ほとんどのイラストレーターは自分のイラストがAI学習に使われることを拒否しています。
それなのに他人が勝手に無断でAIに学習させ、それをビジネスに繋げている人がいます。
我々イラストレーターも同じことをすれば良いと思うかもしれませんが、そういう事ではないんです。
AIにイラストを描かせるために私たちは今まで絵を描いてきた訳ではありません。
またイラストレーターがAIイラストを使用しているかどうかで批判されてしまうような魔女狩りのようなものも起きています。
このようなことはとても悲しいことです。
私はAI技術が発展していくことには賛成しています。
ただそれはイラストレーターたちの仕事を助ける補助的な役割であってほしいです。
今のままではイラストを描くことを辞める人が増え、AIの技術発展も難しくなると思います。
・他人のイラストを無断で学習させない。
・AIで生成されたものには透かしを入れる。
これだけでも棲み分けはできると思います。
イラスト業界の発展を潰さないような規制・対策を考えてほしいです。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003451

現在、既存のイラストをそのままＡＩに描かせる（所謂ｉ２ｉ）案件が問題になってますが、他にも
・ラフだけ格安で人に発注→没扱いにし、残りの作業を AI にやらせる。（正式採用した時よりも報酬を安くする）
・AI に作成させた画像の直しだけ人にやらせる。→直しだからと、報酬を通常よりも安くする。
等の問題が懸念されます。特に一個目のは既に人と人との間でも散見される問題です。
それがＡＩによって更に件数が多くなった場合、「ＡＩだから下請法の問題はない（下請法の想定してない隙間をついてる）」と、報酬を不当に安くする被害が増加する懸念があります。
ＡＩを使っての不正行為に、下請法などの既存の法律の対応が出来るよう、制度デザインの検証をお願いします。

●受付番号　185001345000003452

・許可されたデータのみを学習させており学習させた元のデータが全て開示されている生成 AI 以外は全て違法ということにしてほしい。
・学習された元データの制作者名も開示していてほしい。
・無許可無差別学習しないと成り立たない技術なら無くていい。
・自分の知らないところで自分が描いた絵などが学習データとして使用されているかも知れないと考えるのがこわい。
・生成 AI を使用した嫌がらせやフェイク画像の生成がこわい。
・生成 AI の技術自体は良いのに問題点が多すぎて使用したくないどころか使用者への信用度も落ちてしまうのが現状。

●受付番号　185001345000003453

生成 AI で沢山の人が困っています。
注意を呼びかけても勝手に使われてしまう人を見ているととても悲しいです。
いつか自分のイラストも使われてしまうのではと不安になります。

●受付番号　185001345000003454

絵を生業にしている方たちが生成 AI に作風を模倣されて筆を折られると辛いので嫌

●受付番号　185001345000003455

・意見対象箇所
（１）学習・開発段階
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
・意見の概要
情報解析のために他人の著作物を許諾なく AI の学習に利用することを認めてしまっては、特定のクリエイターの画風を模倣し AI が生成したイラストや、クリエイターが創作したものに類似したものが生成されるのは当然のことで、それがクリエイター（著作権者）の利益を不当に害さないはずがない。したがって、AI 学習への利用には、法律による規制が絶対に必要である。
・意見及び理由
歴史的にも美術品等における「贋作」という問題はあったとは思うが、近年の美術等の創作技術、たとえば、デジタルツールによるイラスト生成等に関しては、従来の贋作の考え方の延長線で検討しようということにそもそも無理がある。デジタルツールでクリエイターが作り出したものと、それを学習させた AI によって生成された生成物については、一般人のみならず専門的なスキルをもつ人間にも見分けがつかない可能性が大きいと思われる。つまり、従来の美術品における「目による鑑定」などでは真偽の判定が不可能であるといえる。その結果、もともとの作品の作成者（著作権者）の利益を不当に害する事態は、当然の帰結として想定される。特に、現状の素案では、悪意をもって贋作を生み出そうとすることを事前に規制しようという姿勢が、まったく見られず、非常に遺憾である。
また、画像加工、映像加工、音声加工技術等についても、近年の技術進歩はめざましいものがあり、これらについて AI の学習によりさらにクオリティの高いものが生成されることは想像に難くなく、すでに現実でも問題となる事例は複数見られる。AI を一般に規制なく使用させることによる技術進歩のメリットよりも、悪意のあるフェイクニュースやフェイク画像などが拡散し、著作権者のみならず広く国民が混乱に陥れられるというデメリットの可能性が高いのではないか。
その際に、「不当に利益を害された側」が訴えることとそれに対する司法判決を待ってから法整備をするのではまったく遅く、国民に対して立法府が責任を果たしているとは言えないと考える。
そもそも、国が守るべきものとはなんなのか。
すべてに経済を優先させ、ひとりひとりの人のいのちをないがしろにしてきた政策の行き着いた先が今の日本社会の現状である。
AI 技術進歩による経済発展のメリットを明らかに優先しようとし、ひとりのクリエイターが心血を注いで作成した著作物を守ろうとしない本素案の姿勢は、とうてい賛同できるものではない。

十分な国民対話の機会をもつことをお願いしたい。

●受付番号　185001345000003456

生成 AI のせいで創作意欲がなくなりつつあります。
自分が頑張って創り上げた成果物を人に横取りされているみたいで辛いです。

●受付番号　185001345000003457

5.各論点についての(1)学習・開発段階イについて、あるいはそこから少し外れた内容になるかもしれないのですが、まずAI学習において、著作者に無断・無償で行うことが許されている理由がわかりません。AI学習をするということは、学習したものを使って新たに何かを作り出すことを目的としているということです。つまり、著作者は自身の創作物を自分の預かり知らぬところで勝手に利用されている状況です。創作物とは著作物が長い時間や労力をかけ、心を削って磨いてきた技術の成果です。それをなぜ無断・無償で学習され、利用されているのでしょうか。その目的が享受であるか、情報解析であるかは関係ありません。著作者の同意無しにAI学習を行える状況が問題であると考えます。
これは生成の面でも同じことが言えます。享受目的の併存や、類似性・依拠性((2)生成・利用段階イ)が認められる場合、著作権侵害とされると可能性があるとのことですが、まず著作物が無断で学習され、それをもとに新しく何かを生成している段階で倫理的に疑問を感じざるを得ません。例え類似性が見られなくても、生成物は多くのクリエイターの努力を喰って出力されています。なぜそのクリエイターに対価が払われず、それどころか意思さえ無視されているのでしょうか。生成AIのもととなっているのはクリエイターの努力なのに、その努力を全く尊重していないとしか思えません。
著作権法とは著作者の権利を守る法律です。なぜ著作者の同意なしに著作物が利用されているのですか？それが許されている今の著作権法、当案の内容で、果たして著作者の権利を守れていると言えるのでしょうか。どのような目的にしろ、著作物を利用する時点で著作者の同意を得ること、著作者が希望するなら対価を支払うことは、倫理的に考えて当たり前ではないのですか？特定の創作的表現を意図的に出力したり、生成物と既存の著作物の間に類似性や依拠性が認められたりすることがなければAIに何を学習させ、生成させても良いという当案の内容は、クリエイターを愚弄しているとしか思えません。
今の生成AIとその開発者、利用者は、クリエイターの技術を搾取し、著作者やそれを応援する方々の心を踏み躙っています。その上、生成AIによって市場が荒らされ、創作活動を阻害されています。生成AIの登場によって創作意欲を奪われてしまった方も多くいます。生成AIは創作の発展を促すどころか、意欲も可能性も奪い、さらに未来さえも奪おうとしているのが現状です。当案のような生温いやり方ではなくもっときちんと規制して頂かなければ、創作活動によって生活している方々も生活が立ち行かなくなり、創作文化はどんどん衰退していくと思います。創作とは人の手によって形作られるからこそ尊いものであり、そこには沢山の人の沢山の想いがつまっています。それを表面だけなぞられ、利益のために勝手に利用される状況は、許し難く、悔しくてなりません。利益や承認欲求、コスト削減のための創作ではありません。思想や感情表現を目的とした世界になんの感情も持たないAIが導入され、それを使って創作者から技術を搾り取り、創作者のこともその受け取り手のことも全く尊重していない人の、財布や承認欲求を満たす道具にされる。なぜこ

の状況をおかしいと思わないのか、理解に苦しみます。創作の本質とは何か、著作者の権利を守るとはどういうことか、もう一度考えるべきだと思います。創作文化を形作り、何より大事にしてきたクリエイターを守る法的処置をどうかお願いします。生成 AI だって、そんなクリエイター達がいるからこそ存在し得るものだということをどうか忘れないで頂きたいです。生成 AI の発展を考えても、創作文化のことを考えても、何より守るべきは 1 から自分で創作を行っているクリエイターです。

●受付番号　185001345000003458

現況の AI に著作権を与えるという意味での商用使用には全く賛成ができません。作家が発表した作品を無断でネットから拝借し、そのまま AI で取り込む事例が現在でも横行しており、これにより作家が作品を無償で搾取された上に違法で使用されています。この状態で AI に著作権を与えるのは現役の作家の過去〜未来において作家性の搾取になります。この素案を呼んで、今起きていることが一切取り締まれないと今回わかり、筆を取りました。絵にせよ文章にせよ、AI は「生成」ではなく「再構築」を行うだけで、前提として「作家がいる」ということを無視しています。声の分野にしても、元のデータをそれとわからないように操作をした上で取込み、声を生業としている人たちのこれから先の仕事を搾取しようとしている人がいるのは明らかです。AI が再構築したものはあくまで個人利用にとどめるべきです。弁護士や代議士も中途半端な知識で SNS で安易な物言いをしており、その点についても疑問ですしとても不快です。漫画の背景に AI が使用されているというものを見かけましたが、明らかに誤認です。使っているのは有償のソフトや素材であり、そういった誤解や適当なことを言う「立場のある人」をまずどうにかしてください。そして本当の意味での理解をしてから、こういう議論を行ってください。急ぎすぎです。

●受付番号　185001345000003459

・自分や他の方の絵を AI 学習に使われないか心配
・AI によって絵の仕事及び収入が減ることが心配
・自分のイラストを AI 学習に使用されて悪用されることが懸念
・好きなイラストレーター等が AI に侵食され筆を折らないか心配
・AI によってイラストを生成している方々が、まるで自分で 1 から描いたと錯覚させるような動きが増えていると思う(詐欺まがいのことをしている)
・他の方のイラストを取り込んで AI のイラストを生成し、自身が手を加えたわけではないのに勝手に商用利用していることが見受けられる
・イラストを描いて生活している方を貶すような言動をしたり、AI こそが正義と言わんばかりの発言をしている方が多い

●受付番号　185001345000003460

AI と著作権について問題点を絞ると私は著作権を持つ者が学習素材となっても不利益しか被らない事にあると思う。
制作者の努力や時間をかけた成果物が無断でコピーされて素材のひとつとして生成されるのは、制作者に対する侵害であり。これが続くと制作者は金銭的にも精神的にも制作を続けることができなくなってしまう。
なので、You Tube のように許可制にし、素材を使ったものは制作者に利益を分配する仕組みを作ればいいと思う。日本で言えば JASRAC の画像、動画版だ。
無論画像は沢山あるので管理は難しいだろうが、それこそ AI で類似の画像をチェックすればいいのではないだろうか。
もしくは視聴者などのエンドユーザーからの通報窓口を作ればいいと思う。
今までの著作権のように、個人使用でコピーするなら黙認して、公開するなら処罰すればいいのではないだろうか。
また、AI を使った画像、動画には特定のマークを入れることを義務付け、AI を使ったフェイク画像やポルノなどの判別、または処分をする基準とすれば。不用意に AI を悪用するものは減ると思う。
もしくは、そのマークは著作権のレベルを示すマークにし。レベルごとに使用出来る範囲を制定し、使用した成果物には使用した素材以上のランクのマークはつけられないなどの規定を作るなどをすれば元素材の著作権や意図を保護し、乱造をコントロール出来るのではないだろうか。
現状は今まで著作権法で守ってきたクリエイター達の権利が侵害されている状況なので、どうにか彼らの権利と成果物を守ることが急務だと思います。
大変でしょうが、よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003461

3.生成 AI の技術的な背景について (1)生成 AI について ウ の考え方は生成 AI に対する理解の大前提として賛同できる。
5.各論点について (2)生成・利用段階 イ（ア）の考え方は賛同できる。生成 AI を利用して生成されたものが著作権侵害に当たるかは、人間が AI を使わずに創作したものと同様の基準で判断してほしい。また同様の理由で 5.各論点について (1)学習・開発段階 エ（イ）の考え方にも賛同できる。作風や画風といったアイデア等が類似したとしても、著作権侵害にあたるべきではない。
5.各論点について (2)生成・利用段階 イ（イ）の考え方には賛同できない。特に「AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI 学習用データに当該著作物が含まれる場合」に、依拠性があって著作権侵害とされるのは理不尽に感じる。生成 AI を利用する一個人が学習用データにどのような著作物が含まれているかをすべて調べるのは現実的に不可能である。著作権侵害の意図がないにも関わらず、偶然で著作権侵害とみなされてしまう状況では、生成 AI を安心して利用できない。
生成 AI を利用する者として、意図しない著作権侵害は避けたい。また厳しい規制により国産生成 AI の発展が萎縮してしまうと残念である。生成 AI は、単に生成物を観賞して楽しむだけではない。画像を生成するものであれば、人間の描いたイラストの背景として利用したり、3DCG においてテクスチャーとして利用したり、写真の写っていない部分を補完したりと、創作の世界をさらに大きく広げるような使い方ができる。 6.最後に ではAI と著作権について周知啓発を行うことについて触れられているが、生成 AI の利用や発展が阻害されることのないよう、慎重かつ生成 AI に対して好意的な周知啓発を行ってほしい。なお 5.各論点について (1)学習・開発段階 イ（イ)の補足 13 の内容については広く周知されていないと思うので、さらなる周知が必要と考える。また全体を通して「AI サービス提供事業者」という言葉はあったが、個人が自身のコンピューターを用いて AI 生成モデル(例えば Stable Diffusion 等)を稼働させる場合に、どう扱われるのか不明瞭であると感じた。事業者により提供されクラウド上で処理される生成 AI と、ローカル環境で処理される生成 AI で法的な違いがあるのなら、これも周知すべきだと考える。
以上

●受付番号　185001345000003462

他人が描いた絵を勝手に使い金銭を得ている人がいる現状、生成 AI は規制、もしくは免許制にする等の対策が必要だと思います。

●受付番号　185001345000003463

AI 生成画像の現状と法的措置についての検討要望
結論から言えば AI 生成画像の無断学習は泥棒です。
現在、AI 生成画像は Twitter、現 X、pixiv、Instagram などで
投稿されている著作権のある個人の描いた絵を無断で
AI に学習させ、生成した画像を販売している事に問題があります。

以前無学な弁護士が NHK で漫画家も背景を素材使っているなどと
言っていましたが、それは全く別で、素材は使用料を払って使用しており、
素材自体が他からの著作権侵害にあたる写真や絵などを
使用したものではありません。
日本は AI 生成画像が無法地帯で非常に危険で、
人の描いた絵画、イラストを使用したものに関して
無断使用は厳罰化しなくては
新たに美大で学ぶ人もいなくなるでしょうし、
日本文化財の修復や立体造形の創作すら継承する人材が
いなくなります。
直ちに法的措置を取らない政府自体無能で日本の芸術、
文化を守ろうとしていない事がよくわかります。
大切なのは日本人が芸術、文化を守る事です。
芸術、文化を持たない国は必ず他国に侵略されるのが
分かりませんか？隣国や紛争地帯は全てそうです。
アニメ、日本画、ゲームキャラ、工芸、日本人が
創作する著作物を AI に無断学習させる行為に厳罰化
をお願いします。

●受付番号　185001345000003464

生成 AI については強く懸念を持つ立場です。
主にトロール的行為に悪用される可能性について、懸念があります。
・トロール的行為への利用について
AI 生成物の著作物性については創作的表現と言える加筆・修正部分については認められる旨が「考え方」の資料にありましたが、今後、AI 生成が進歩するにつれ、加筆・修正部分かそうでないかの区別ができなくなる可能性が考えられます。AI 生成であることを客観的に示すあるいは明らかにする方法がないままでは、AI 生成であることを隠して生成物全体への著作物性を主張され、人間の目で見て加筆されたものかどうか判別できない場合、全体の著作物性を認められることは十分にありえるものと思います。これについては統一した加筆（同じサインを入れる）等によって、同一作者による著作物であると主張することも可能であるように思えます。
このような事態となった場合、AI 生成を利用すれば高速・大量かつ広い作風の作品を生成することができ、それによって広く競合相手に対して著作権を主張することで他者による作品の作成や販売等を抑えることは可能になるでしょう。作風だけでなくデザイン（建造物や服飾など）等であっても、あらかじめ非常に多くのパターンについて主要な部分が AI 生成であることを隠して（それ自体は商売として利益が出ずとも）商業作品として発表しておき、類似の作品が出た場合に著作権侵害を訴え出て和解費用・訴訟費用あるいは継続的な利用料を求める行為によって利益を得ようとすることも考えられます。
このようなパテント・トロールに類似した著作権トロールとも呼べる行為も可能になるのではと危惧しております。人間の創作物であればその作風の幅や制作速度に自ずから制限がありますが、AI 生成であれば創作の技量がなくとも非常に広い作風の作品を人間をはるかに越えた速度で作成できるでしょう。これを悪用する事業者が出ないという考えは、あまりにも性善説に過ぎると感じます。これは、単にクリエイターの仕事を奪う、創造力を削ぐというレベルではなく、積極的にクリエイターから搾取する手段として AI が使われる可能性まで視野に入れるべきであるという主張でもあります。AI 生成物の著作性については「人間の目では人間による創作行為でなされた部分と AI により生成された部分の見分けがつかなくなる」「悪用を考える事業者は必ず現れる」という前提のもとで、今後の法制度の検討を行っていただきたいと思います。
芸術的素養のない人間であっても創作を可能にする技術はすばらしいですが、一方で職業倫理や創作者への敬意等が醸成される雰囲気も生まれにくいことは、現在主にインターネット上で交わされる意見を見ていればうなずけるものであると思います。
AI の学習は人間の学習に比べて時間的・経済的・人材的に極めて低コストであると言え、悪用された場合の規模もこれまでとは比べ物にならないことに留意すべきではないでしょうか。現状では「いかに利用するか」という観点であり、「悪用される可能性」という観点

での議論は弱いのではという印象を持っております。AI 生成の利用については「新しい技術を取り入れることは良いことである」という前提には立たず、慎重な議論をもって行われて欲しいと願っております。

●受付番号　185001345000003465

AI の学習は従来の無断転載に近いものだと感じている。AI 学習禁止を発言している方のイラストや現在著作権のあるものを勝手に学習に利用するのはどうかと思う。いわば無断学習といったところ。
そういった点から AI そのものの規制と言うより、許可の取れているものや著作権の切れているもののみ学習するということにするのが最適と考える。もしトラブルがあれば学習内容を解析しトラブルの判断をすることが出来る。
AI の学習を無断転載と解釈すれば現存の著作権法で判断することが可能ではないか。

●受付番号　185001345000003466

現状、生成 AI の学習過程で著作権や肖像権が野放図に侵害されており大変不快かつ不安である。
実在人物のデータを使って作られた画像や音声、特定の作家のデータから作られた贋作による嫌がらせ（人権侵害）はすでに発生している。生成 AI とそのユーザーからクリエイターを守る仕組みや、権利侵害を取り締まる仕組みを整備して欲しい。
アニメやゲームや漫画を海外に売り出せる有力な商品だと思うなら、それらのクリエイターを守る方向の技術に力を入れてみてはどうか。
これから世界中で生成 AI による生成物が幅広く使われるようになれば、AI 生成物を見抜く技術や生成 AI による権利侵害に対抗する技術もまた需要が高まり新しいビジネスになるのではないか。
インターネット上では AI 生成物による情報汚染（従来より精度の高いフェイク画像など）も問題になりつつある。
AI 生成物には AI 産だと明記を義務付けて欲しい。悪意や後ろ暗い所が無ければ明記にデメリットはないはず。

●受付番号　185001345000003467

AI が絵を生成できる程発達するよりも前から仕事をしているイラストレーターが「AI を使っているのではないか」と疑惑をかけられていた。その疑惑はイラストレーター本人が晴らしたが、完全な営業妨害であり、実際に AI に絵を学習されて嫌がらせを受ける人も居たため、不安になった。私はイラストだけでなく、イラストレーターそのもの（イラストレーター本人が SNS に築き上げたコミュニティを含め）も応援しているため、AI を用いる部外者によるイラストとイラストレーターの両方に対する攻撃に対してとても怒りを感じている。そのため、AI そのものではなく、AI を利用する人間を規制してほしいと考えている。その利用基準を、金銭や利用する人間の良心にするのではなく、利用そのものを「本当に AI 技術を必要とする者」に限定して欲しい。

多くの人間が自由に AI を利用できる点は私も素晴らしいと考える。ただ、AI の素晴らしい技術に見合う倫理観を持たない人間までもが利用でき、それを規制できていない現状がある。それが今後の創作活動者たちに大きなダメージを与えることは目に見えている。加えて、イラストを描く技術を習得せず、高度なイラストを生成できる技術（AI）を使用する人間もまた、身の丈に合わない技術に身を振り回され、度を越した願いを抱き、最終的に破綻することは想像に難くない。

以上述べてきたことをまとめると、AI の発展と人間の倫理観の釣り合いを取るためにも、AI を利用できる人間を限定して欲しい。必要とする人間に、必要な技術を与えるようにして欲しい。そして、AI の利用に関する倫理観を育てる教育も子どもたちに行なってほしい。今後の日本における AI の技術発展とともに、創作者、AI の利用者が共存できる社会のためにも、AI の不正利用を減らして欲しい。

●受付番号　185001345000003468

AI 生成は学習を盾に既存の子供や女性達、その他不利益を被せたい人物などの既存の写真を使用されるケースをすでに見たことがあります。
実在する子供の写真を他人の育児日記や未成年個人の SNS から盗用し児童ポルノを作る悪用をしている人を何人も見てきました。
架空の 2D キャラクターそのものを様々な絵柄で再現できるものならまだしも、プロアマ問わず特定の人物が分かるモデルの生成（絵柄、アートスタイルの盗用、声優の声の盗用、他人になりすますものが目的のアプリなど）、実在の人物や過度にリアルな人間の AI 画像の生成、リアルな未成年者の AI 画像の生成には相手の許可と資格を必要とするべきです。
全ての人間や企業に生成 AI の扉を無責任かつ無知に開くことに反対します。

●受付番号　185001345000003469

2.検討の前提として

　何よりもまず、創作活動においては、クリエーター保護を基本として考えるべきである。

　AI 技術とはあくまでも一つのツールとして利用されるべきであり、コスト削減などの安易な考えから乱用しクリエーターを損なうことはあってはならない

　ＡＩ技術とは例えるなら農業における農薬のようなものであり、うまく活用すれば大いに可能性を広げるが、乱用すれば元の作物を枯らし土壌を侵害し公害となり人に害をもたらす毒になる。

　特に許可を得ない情報収集という仮面をつけた盗用は日本国内にとどまらない

　アニメや芸術活動他、海外から高評価をうけた時に「日本の～」と誇るなら、まず人を守り、育て、継承できるようにすることを一番に考えるべきだ。

●受付番号　185001345000003470

もうすでにAIによる被害が頻発しているようです。
海外でもAIにより仕事を奪われた人々のデモが起きています。
ここで論ずるべきは、AIの多用、乱用により創作者、クリエイター等の利益や生活を脅かさないよう法を制定するべきではないでしょうか。
可愛い絵を性的に生成したり、自殺を仄めかすようなAIの使い方をする者もいるようです。またそれに迎合する変態もでてきています。これが小児や女性に向かわないとも限りません。
俳優や声優、画家、小説家、様々な分野で日本の文化は成り立っています。そのうちにAIは工芸などにも使われるようになるでしょう。３D プリンターなどを使えば、もしかしたら重要文化財などのコピーを作られるかもしれません。
確かに便利な機能かもしれません。ですがそれを使うのは人間です。
一部の悪意ある人間のために大勢の創作者の生活が脅かされるようなことがあってはならないし、それを守るために著作権はあると考えられます。
SNSやネット上で頻繁に自作絵が出回っています。また二次で楽しむ人もいるでしょう。それを悪意ある人間が自らの欲求を満たすためだけに、気持ち悪い方向に改編していいわけがない。
ここで論じるのは、筆者や製作者を守ること、AIの悪用を防ぐことだと思われます。そもそも悪用している人は常識が通用しない、言葉が通じない人が多いようなのでそれを教えるのは大変だと思いますが、法として確立していれば多少はマシかな程度ですが。
「自分で描いた作品」に著作権があり、「本人の許諾」なくAIで更に制作・拡散、販売などをすることは犯罪であるという線引きが必要だと考えます。
正直、この政権下でパブコメがどこまで有用なのかわかりません。やった振りかもしれないしちゃんと意見を読んでるかどうかもわからない。
それでも提出の数の分だけ、この案件には関心がもたれていることを理解していただければと思います。

●受付番号　185001345000003471

現状、生成 AI で出力されている画像などは他者の著作物をベースとしたものがほとんどを占めています。この画像が悪意なしに生成されているか悪意を持って生成されているかは定かではありません。
ただどちらの場合にしても他者の著作物を盗用し自分の著作物であると主張できる現在の状態は異様に感じます。
私自身もクリエイターであるため、感情論が多くはなってしまいますが、生成 AI は禁止されるべきであると考えます。
生成 AI を利用している人は極端に言えば何の努力もせずに成果だけを得ようとしているように感じるのです。（極少数の自身の著作物のみを生成している方は除きます）
当然それを世に発信することはクリエイターへの冒涜行為だと思っています。
小説の挿絵やデザイン用途への使用であればフリーイラストを提供されている方もいらっしゃいますし、どうしても何かしらで画像が必要であればそちらからお借りするなり自身で描くなりすべきではないでしょうか。
ディープフェイクなど肖像権の侵害や名誉棄損にあたるものもあるため、物を作る人だけでなく普通に生きる人を守るためにも少なくとも規制は必要であると思います。
生成 AI が禁止される未来は来ない気がしますが、その分野に関しては廃れていくことを強く願っています。

●受付番号　185001345000003472

作家の側に立って規制しないと、この業界はだんだん貧しくなっていくと思う。
好きな作家が生成 AI に模倣されて廃業されたら嫌だ。
自分も描きたくなくなる。
企業側あるいは生成 AI で儲けようとする側はコストカットしたいだけだと思う。
なので、生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい

●受付番号　185001345000003473

学者内容が他者の権利をおかしていないことが大前提となっていますが、現状、数多くの生成 AI がインターネット上の不特定多数のデータを取り込んでいる状況です。AI 側で「これは誰かの著作物である」「これはフリー」の判断をできるわけがないと思っています。なぜならすでに人間の手によって無断で転載されている著作物が非常に多いためです。芸能人や震災などのディープフェイク画像についても規制がままならない中で、現在の AI 活用状況では、無法地帯になるのではないかと感じます。俳優の複数の顔をサンプリングして生成された架空のタレントを CM に起用する、声優の声をサンプリングして自動音声にして自由にしゃべらせる、写真や絵画、文学についても同様で、今まで誰かその職業に従事する人たちが年月と費用をかけて身につけてきた技術を勝手に学習データとして取り込み使用することは、許されないことではないでしょうか。企業からすれば、タレントに依頼しなくてすむ、声優の収録の時間が調整をしなくてすむ、イラストレーターにお金を払わなくてすむ、と短絡的なコスト削減につながるのかもしれません。ですがそのうち学習データとして利用してきたスペシャリストたちがいなくなり、技術が失われ、AI も進化を止めることになるのではないでしょうか。現に、特定のイラストレーターの絵を学習させて、その人っぽいものを作る何者でもない誰かがネット上では多く生まれています。誰でも簡単にできることは魅力かもしれませんが、そのために専門家が搾取される構図になってはならないと考えます。知識や発見は公共性がありますが、顔や体、声といった身体的特徴は個人に属するアイデンティティであり、他人により軽々しく模倣・量産されてはならないものです。イラストや絵画、写真、文章の技術などは、企業秘密とするべき技術(製造業でいうところの、企業ならではの技術や製造工程)にあたります。今一度、理想とする利用法と現状の無法地帯を受け止め、適切な発展・活用を望みます。

●受付番号　185001345000003474

消費者として、AI 絵を避けたい。
インターネットのニュース記事などで見出し画像が AI で出力されており、記事内容と乖離している場合がある。また生き物に関する記事などでは、画像が別の生き物だったりする(モモンガっぽい AI 画像の見出しで記事内容はムササビについてのもの)
AI 絵には AI 絵だと分かる表示義務をつけてもらいたい。AI 画像やイラストを使用しているのに表示が無い場合には罰則などを設けてもらいたい。
罰則についても、イラストレーターに頼むより安くては意味が無いので相応の金額の罰金などを設けてもらいたい。

●受付番号　185001345000003475

著作権権利者が搾取されてる現状が許せない。
画像検索が既に生成 AI に汚染されており正しい情報を得ることが難しい。
生成 AI の権利関係がクリーンになり誰にも迷惑をかけない形になったら使いたいと思っている。
しかしそれに伴い人材コストカットがしやすくなる場合は自分の仕事も無くなる可能性があるので困る。

●受付番号　185001345000003476

SNS(特に Twitter、x)にて、作成 AI による盗作や、作者が作っていない 18 禁絵を作ったことにする悪質な捏造が横行しています。
作者のサインも読み込んでそっくりに出しているようです。
既に、AI に読み込まれないように加工等自分で対策しなければならない状況です。
私には AI は悪印象しかありません。
AI の使用制限をかけてください。

●受付番号　185001345000003477

5.各論点について

(4)生成物の著作物性について

絵や音声について、AI の学習段階で用いられた実在する役者・作者と似通った作風が生成される場合に、AI による作品を公表して様々な用途で使用すると、実在する大元の役者・作者の著作権や収入などが脅かされる可能性が大いにあると思います。

私自身声に関する活動をしているため、最近の技術の発展の形には疑問を覚えています。

生きている人の道が AI によって閉ざされないような運用をしていただきたいです。

●受付番号　185001345000003478

項目４について
総括:クリエイターや AI を利用する個人・団体・企業以外の観点(創作物を享受する人、消費者の観点)も入れてほしい
　私は創作を生業とするクリエイターでも AI 利用者でもない、強いて言うならちょっと絵を描くのが好きな一般人です。クリエイターの生み出す創作物から活力をもらっている一般人です。
上記のような人は AI と著作物から直接的な被害を受けているようには見えません。しかし、好きなクリエイターの創作物が無断で金儲け等に使われたり、そのことでクリエイターの心身を酷く困憊させたり、最悪の事態としてクリエイターの命まで奪う(芸大の件)ことになったりというのは、そんな一般人にとっても重大なニュースです。もしかしたら、自分の友人、家族などの身近な人がそのような被害に遭うかもしれない。そう考えたら、消費者にとっても看過できない問題です。
クリエイターの表現の自由を守るために AI の規制は必要だと思います。(AI 利用者側の表現の自由はどうなるんだと声もあがると思いますが、自らの脳で思考すらしていない者に「創作的に表現」は不適だと考えます。主観ですがあれは違法模倣の域を出ないと思います。)
本筋に合っていない、見当違いの意見でしたら申し訳ないです。しかし、創作への AI 利用に手放しで賛同していない第三者がいることを知ってほしいです。

●受付番号　185001345000003479

素案を読ませていただきましたが
現実をみてらっしゃらなくて腹立たしく感じます。
＞著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものでは
ないと考えられます。
AI で生成された画像は著作権にまったく配慮させておらず、著作権を侵害していてもツールの制作者が取締もされない、権利者が取締したくても追いつかないような状態なのにですか？
なんのために AI を保護しなければいけないのでしょう？
利便性でしょうか？
利便性が上がってもそこからお金が生み出されなければ発展してはいきません。
AI で生成されたものにお金を払う人はいません。
実際、去年 AI の制作物を販売するイベントが開催されましたが閑散とした状態だったそうです。
人の制作した制作物を販売するイベントは盛況だったのに。
今の状態が続くようなら日本にとって金の卵となる創作者がいなくなります。
海外ではもう規制の動きに移っています。
日本も規制しなければ韓国ではもうだいぶ創作者が育っていますので
漫画アニメなどの分野で日本が負けて売上規模で負けることにもなるでしょう。
日本の創作物と創作者をきちんと護ってください。
国を超えてそれができるのは国だけです。
どうか賢い判断を。

●受付番号　185001345000003480

AI に無断で学習させられた挙句、その人の売りである個性ある絵柄を無断使用し、AI に学習を繰り返し続けて「学習に使っていない」などの反論をする人が見受けられ、クリエイターが筆を折るなど続いている為、AI に対しての規制、もしくは免許などの整備が欲しい。クリエイター側が学習されないように対策することはほぼ不可能であり、AI を使用する側に制限が必要だと思われる。

●受付番号　185001345000003481

生成 AI について、既に SNS や作品投稿サイトで大量に出回っており、中にはリアルな写真のような物まであります。
中には声優さんのデータを既存ゲーム等から勝手に抜き取り、学習させて AI 化しようとしている動きも見られます。
どれも「ネット上にあったから」「自分が欲しいから」という安易な理由で手出しされているように思います。
現実に販売されている商品や誰かの所有物は、「そこに置いてあったから」「自分が欲しかったから」という理由で勝手に持ち帰ったり、真似して作って売れば法に触れますよね。
学習させること自体に関しても、本来人の手で既存の作品を真似た作品を作ることも、違法コピーによる海賊版も NG とされていますよね。
AI の学習のためであったり、AI を通して作られた作品であればそれらが全て許されてしまうのはおかしくありませんか？
実際に AI 生成を使い、イラストを載せているような人たちは我々は悪くないと宣っています。
このまま彼らを野放しにしては日本が培ってきたアニメやイラストの文化は廃っていくと思います。
実際に私も絵を描くことはやめました。時間をかけて自分の腕を磨いて上手くなってももう今の SNS では AI を使ったと言われますし、時間をかけて作り上げた作品を勝手に簡単に学習に使われることが嫌だからです。
今生成 AI がやっていることは、このように人が時間と労力をかけて作り上げたものを横から掠め取って楽して我が物にする泥棒となんら変わらないと考えています。
このように、自分の手や声で表現する人たちが
・ネット上に作品を載せ、それらの餌食にされても泣き寝入りをするしかない
＝クリエイターの表現の場や作品を披露する場が奪われている
・取沙汰そうにも被害者側が膨大な手間と時間を要さなければならないし、使っていない証明をするのは“悪魔の証明”で非常に難しいため
・自分で作り上げたものを「どうせ AI」だと穿った見方をされ、本来発生し得なかった誹謗中傷等を受ける＝評価されるべき技術が正しい評価がされない
ような事案を“発生しないように未然に防ぐ”対策をきちんと取るべきです。
写真のようなリアルな生成ができる AI に関してはグラビアアイドルなど実在の人間を写した写真が学習に使われています。
このまま進んでいけばネット上に載せていなくても
・盗撮
・第三者が写真の現物を転売

するようなことがあれば、それをAIに学習させられかねないのは明白ですし
そうなれば本人が全く知らないところでAIで生成したアダルト作品や児童ポルノ作品、本人に風評被害の及ぶような作品なども作られかねないということですよね。
その点についてしっかり対策が取られているようには感じられませんので(本人の顔を使っているものは、世に出てから対処してもすでに遅いのです)、強い規制が必要だと感じます。
よく知らない未成年の子供たちが
・お金欲しさに卒業アルバムや写真を売る
・いじめのためにいじめ対象の子の写真でAI生成し、嫌な画像を作りネットに流す
などの事案が必ず発生すると思います。
それらを未然に防ぐため、しっかりした規制を作ってからでないと到底賛同はできません。
技術の進歩は必要ですが、職人の手の表現の場や仕事、評判、感情などを奪い、自分の作品や顔写真を悪用される危険性と隣り合わせになり怯えながら過ごすような暮らしを強いられてまですることではないと思います。
学習のためと言い訳すればなんでも許される今のままでは賛同できません。
しっかりとした規制、悪用や謂れのない誹謗中傷等を受けなくて済む仕組みをしっかり整備してからでないと進めるべきではないと思います。

●受付番号　185001345000003482

生成 AI が出て何もいいことがありません、絵描きの命とも呼べる絵柄を盗まれています。

●受付番号　185001345000003483

生成 AI を使って画家さん・絵師さんのアイデンティティを侵害している行為が見受けられるため、早急な対応が必要だと考えています。

●受付番号　185001345000003484

わたしは、AI の進化について素晴らしいことだと思っています。
しかしながら、画像生成 AI に関しては、絵師の権利を侵害する装置にしかなっていないのが現状だと思います。
より多くの人が、創作活動を身近に感じることができる AI は素晴らしいです。やり方が良くない。法整備が追いつかないから、詐欺師によって悪用され続けています。
このままでは、日本の創作文化が食い荒らされてしまうと考えます。
目先の利益ではなく、数十年後も続く文化のことを思って行動していただきたいです。

●受付番号　185001345000003485

AI が他人の財産を許諾も取る事も使用料を払う事もせずに奪って作成される事が許されるのなら今後誰が盗まれる事を前提に技術を磨くという無駄になる努力をするのでしょうか？
そういった努力してきた人達が居たからこそ成長してきた世界なのではないでしょうか？
その人達を蔑ろにし成長の場を奪い技術が停滞する事が進化なのでしょうか？
今後どの分野でも AI 生成が蔓延し、クリエイター尊厳や仕事や生活を奪い、更には現状クリエイターと共同で制作している企業への信用を失われる危険性やリスク回避の為の AI 生成かどうかの確認作業による作業コスト増加など、真面目に制作している人々が損をし、衰退していく未来が見えている現状が許される訳がないと思います。
現状他人の財産で金儲けだけをし何も生み出させない転売ヤーなどや他人の財産を横流し、奪った相手を見下し馬鹿にするだけ人々が蔓延する日本が先進国と言えるのでしょうか？
誰でも手軽に同じ物が作れる様になりどこでも同じ物が蔓延するだけの世界は成長ではなく衰退です。
誰もが自分の技術を研鑽しこれまでにない物を生み出すから成長する為の土壌を奪う現在の AI 生成の断固として反対します。
AI 生成のオープンソース化した企業や現在勝手に販売している者や誹謗中傷を行っている者への規制を求めます。

●受付番号　185001345000003486

「４．関係者からの様々な懸念の声について」
悪質なAI絵師により、私の好きな絵師さんたちが活動を断念したり、将来の活動に悩む人も出ています。AI を絵師の作品なしで使用する者や自分の作品のみを AI に取り込む者もいますが、正当な活用者よりも、個々の絵師の作品を学習させた物から収益を得たり、漫画や映画のコマやシーンを不正に学習させる者が増えており、これは絵師に限らず深刻な問題となっています。

●受付番号　185001345000003487

AI を使用したイラスト生成について、使用者の倫理が著しく低いケースが多々みられます。彼らは、特定のイラストレーターの作品を AI に学習させ、本人が描いたと誤認するようなイラストを生み出しており、それによって卑猥なイラストを生成する、顧客に AI で生成した事を隠してお金を稼ぐ、そしてイラストレーター本人を攻撃するなど、イラストレーターの名誉を毀損する行為を行っています。(イラストレーター「[redacted]」さんの被害が記憶に新しいです)
努力せずにイラストが生成でき、筆跡から個人が特定されないため風向きが悪くなれば逃げることができる生成者たちには、良心を期待することはできません(イラストレーターがやめて欲しいと発言していても、現状合法だから嫌がる方がバカ、等と気にも留めない様子がみられます)
特に金銭が発生する依頼で、依頼者に隠して AI を使用することや、特定のイラストレーターが描いたように誤認するイラストを出力する行為(追加学習させるなど)は、明確に規制、また罰則をつけて欲しいです。
素晴らしい技術ではありますが、あまりに簡単に利用できるため、使用者の悪用を防げていない現状を重く受け止めてください。

●受付番号　185001345000003488

・AI イラストか手描きイラストかの区別がはっきり分かるようにしてほしい。
・生成 AI を使うには免許が必要という感じの規制をしてほしい

●受付番号　185001345000003489

AI 生成作品への学習が絶えず、大好きなイラストレーターさんが筆を折ってしまいました。
クリエイターの未来を奪うなどあってはならないことだと思います。

●受付番号　185001345000003490

AI 導入により、勝手に模倣され筆を折ったり(絵を描くことをやめる)、作品が激減し目に見える機会が減ったり、案件を AI にとられ(企業は技術に金を払いたくないところが多い)仕事がなくなったり、手書きで作品をしっかり描きあげている方々の不利益になるような法案です。
日本の芸事の一種を淘汰へと追い込む法案をやめてください。

●受付番号　185001345000003491

絵描きとして、今回の素案に対して意見があります。
まず､他のイラストレーター様のイラストを元にAIによって作られた作品は模造品であり、それに著作性を認めることはできないと思います｡素案には｢AIへの命令が創作性を持つ、または AI イラストに加筆修正をした場合著作性が認められる」との記述がありましたが、それらの行為は既に著作権を有しているものに少し手を加え、「これは自分のものだ」と言っているようなものです。AI へ命令する過程で多少時間を要することはあるでしょうが、そんなものは絵を描いている身としては努力とは言いません。AI イラストが市場に横行するようになってから、筆を折ってしまうイラストレーターさんを沢山見てきました。今回の素案が通ることになれば、今までと比べ物にならない程の絵描きが筆を折ることになるでしょう。絵描きとしてそのような未来は想像したくないです。日本の技術を向上させようとするのは結構ですが、そのせいで日本の文化性が低下する可能性を視野に入れてください。

●受付番号　185001345000003492

創作する意味が無くなりました。イラストを描くのを辞めます。どうぞ文化を破壊して言ってください。二度と文化を語るな。

●受付番号　185001345000003493

現状の日本における AI 管理の杜撰さ、また国の AI に対する方針は失望の意を隠すことができない。
AI 技術自体の発展は我が国や文化において多大な貢献を及ぼすものであるはずが、一部の心の無い利用により、長年文化に対し貢献してきたはずのイラストレーターや声優、その他多くの業種の人々の技術を無断で盗用し、商用化している例が散見される。
本来は、迅速に国家がこの現状を認識し、対応すべきであるにも関わらず、今回の素案では AI の活用などと現状を一辺たりとも把握していない妄言を記しており、AI に関する基本的知識どころか、その後の被害すら予測できていない目先の利益のみに囚われた素案である。
この素案を推進した議員がいるのであれば名とその理由を公開していただきたい。今後一切の票を投じることはなく、国民の代表者たる権利は無いためである。
重ねて、現状の AI 技術の現状は、「NovelAI」や「Nijijourney」に始まり、違法性を多く含んだものが跋扈しており、世界に誇る日本文化の壊滅的原因となりうるものである。
AI の学習元データの全開示を義務づけ、違法アップロードが 1 つでも含まれていたのであれば利用不可とし、罰則を講じるべきことは明白である。
矮小なコストカットなどの目先の利益のために、今後続いていく文化の芽を潰す法令を看過することは一国民として断じてできない。
国家として他者を害し、侮辱する技術や界隈に対し対応すべき者がこのような素案を出すのは言語道断と言わざるを得ない。AI の利用を推奨する前に、明確な基準と罰則の制定を求む。
また、世界情勢的にも AI の違法性による反 AI 意志は強まりを見せており、アニメーションなどの商業においても AI の利用を疑われただけで、反対意見が噴出する現状である。
これは上述の「NovelAI」や「Nijijourney」に始まる多くの違法性を含むサービスが起因しており、これらのサイトの悪質性は目を覆うものがあると言わざるを得ない。
「Pixiv」や X（Twitter）などで公開されたイラストレーターやアニメーションなどを無断学習したサービスは、国家として文化の盗用に異議を申し立てるべき案件である。
国際情勢において反 AI 意志が強まりつつある中、目先の利益につられ、妄言を膨らませる暇があるのであれば、まずこれ以上の被害が発生しないよう尽力するのが国家と法令の責務であることを再認識いただきたい。
国家と法令は利益を生むために存在するのではなく、利益を生む者たちや利益を享受する者たちを被害から守り、加害的な者を罰するためのものである。
くり返しとはなるが、根本的な問題を解決せず、AI による制作物が、学習元の著作権を侵害しないなどという妄言は看過できない。
AI 学習元の全開示を義務づけ、違法性、あるいは認可されていない学習元が一つでもある

ならば即公開停止と罰則を求める。
また、この素案を提案した議員ないし有識者に意見を求めるぐらいであれば、より知識と良識ある者より、現状を把握の上で素案を再作成すべきである。
今この時ですら被害が出ている技術に対する認識があまりに甘く、おおよそ公的機関から国民に対し提案される意見とは思えない AI への認識を含んだ素案である。
重ねて、AI 学習元の全開示を義務づけ、違法性、あるいは認可されていない学習元が一つでもあるならば即公開停止と罰則を行う法令を求める。
なお当然ながらここで指す学習元は、他サイトを経由していれば問題無いというものではない。権利者から異議申し立てがあった場合には、即時対応するフォームの設立も急務である。
現在の AI の現状はすでに我が国の文化に多大な影響を与えており、文化の侵略を受けていると認識すべきである。
現状のまま、AI の安全性を保証することなど論外であることを再認識いただきたい。

●受付番号　185001345000003494

今まで色々なAI関連のトラブルを見てきました。当方も絵を描く立場としてふあんしかありません。
AIを一概に悪いとは思いませんが、節度ある使い方をしていただけるようにしていただきたい。
権利の侵害や、人を不快にさせる利用方法はできないようにしてほしい。

●受付番号　185001345000003495

手書きの絵と AI の絵に見分けがつきにくいことにより、自作の絵を取り込んだ AI 画像が AI 画像作成者の絵と作者本人の絵がわからなくなるのではないか。
また、絵を発注し修正を複数回頼み、AI に取り込ませてしまうといった事例も見受けられるが、そういったクリエイター軽視の被害が増えないか不安

●受付番号　185001345000003496

(4)関係者からの様々な懸念の声について
特に、文字媒体を主とする文芸では、独自性の証明が難しいジャンルです。現在でも著作権侵害までは行かないものの類似した設定やキャラクター、展開などの流用は黙認されております。生成 AI の強みである類似した大量のアイデアの創出は、現行の作家達の仕事を確実に奪います。
生成 AI 向けの新たな著作権の設定が必要だと思います。

●受付番号　185001345000003497

生成 AI 利用者がネット上でイラストレーターに複数の作品を依頼し、それを AI に読み込ませ作品を生成するという事案が相次いでいます。これではネット上に上がっている作品はおろか依頼を受けて何日もかけて作った創作物も盗用されてしまいます。
著作物を保護するようなルールを早急に打ち立てるべきです。

●受付番号　185001345000003498

人が作るものはその人の人生を表しています。
数時間かけて作り上げた作品ではなく、生まれてからここに至るまでの人生の積み重ねが作品になるんです。
それを勝手に学習させ、自分の作り上げたものだと主張するのは学習先の人を踏みにじる行為だと思います。
必ず学習させなければならないものに学習先に人がいるならば、それは学習先の人の物であって AI を使って作った作者の物ではないと思います。

●受付番号　185001345000003499

漫画家であり、イラストレーターもしております。
画像生成ＡＩについて、その学習システムと生成された画像について非常に
危惧しております。
ＳＮＳではデマや情報誘導に画像生成ＡＩで生成された画像が使用されるほか、
特定の個人の描いたイラストを集中的にＡＩ学習させ、なりすましや嫌がらせに使用される
といった事例をたくさん目にしてきました。
ＡＩ生成では写真と見分けがつかないもの、
集中学習させた画像そっくりのものが誰にでも簡単に出力できます。
中には学習元の画像に非常に酷似した画像が生成されるため、見た人間はそれが
生成物なのか、もともとの写真やイラストなのか正確に判断できないという
問題があります。
それを利用した、特定の個人の顔に酷似した人物のわいせつな画像を生成したり、
誰かの描いた絵を集中学習させ、その人物になりすまして支援サイトなどで
金銭を騙し取ったりすることも可能です。
現在の法律ではそれらを取り締まるものがなく、非常に不安に思っております。
これから、誰もが安心し作品を発表していける世の中に
なるよう、ＡＩ生成の専門家や各職業の方々に詳しい調査をしていただき、
慎重にご対応いただきたく思います。

●受付番号　185001345000003500

AI と著作権に関する考え方について
私は、ＡＩの法規制やルールのない現在の在り方に反対です。
ＡＩは素晴らしい可能性を秘めた技術だと思う一方、絵や声や文章といった様々な形のない財産を無断で使用し、消費しているからです。
イラスト・写真・声優や俳優の声（音声データ）・研究者や企業の方が時間を費やされた専門的な文章といった物が、現在無償かつ無断で使用されています。
絵も写真も声も文章も、そのどれもが、それを生業としているプロの方のれっきとした『商品』です。
それは本来、金銭の発生する商品であり、生産者の大切な財産です。
例えば、スーパーで売っている野菜や、家電量販店の家電など、形ある商品を無償で勝手に消費すれば、それは本来違法とされる行為です。
万引きは悪い事だ、と子どもでも当然のように認識しています。
ですが、現在のＡＩの最大の問題点であり、危惧する恐ろしい現状として、『盗みはいけない行為である』という考え方や発想が、ＡＩの件では思いもつかない人が多く存在しているという点です。
ＡＩは現状、間違いなく『形ない財産』を多く無断で盗用、使用しています。
ですが、それを非だと考えない、発想もしない人がとても多いです。
例えとして国名を出してしまいますが、私は過去に、中国のあからさまな版権侵害作品（有名アニメのジブリやハリーポッターに酷似したような作品やゲーム等）を非難する人たちを多く見掛けており、その人たちはそういった行為をする人や国民性を蔑んでいるように見えました。
その時の版権侵害作品は、有名作品のキャラクターのほんの一部を変更しただけのようなデザインや世界観を、作品として堂々と世に出し、実際に作者や権利団体から訴訟を起こされていました。
しかし現在のＡＩの在り方は、その蔑んできた行為と同じ盗用行為であるというのに、中国と同じようにＡＩの事を考える人は少ないのです。
法も整っていないため、権利者が財産侵害を訴えるといった当然の権利も、十分に行使できない環境です。
それは、多くの人々や大手企業が大々的にＡＩ技術を取り入れており、生活に浸透してしまい始めているからかもしれません。
個人的な気持ちの話になってしまいますが、私は知的財産や作品を多く生み出す日本に誇りを持っています。
それを失おうとしていると感じる現状を、大変悲しく感じます。
ＡＩは素晴らしい技術であり、技術者の方々の想像もできないような努力の積み重ねの結

果と思います。
ですが、ＡＩを活用するためには、法整備されなければなりません。
その技術が正しく法整備とモラル化された環境で発展して行く事と、写真家やイラストレーターやナレーターや声優や俳優、小説家や研究者の方の形無き努力の結晶が守られる事を、私は心から願っています。

●受付番号　185001345000003501

好きな作家さんが生成 AI に模倣され、筆を折られたら悲しくなるから嫌です

●受付番号　185001345000003502

人々の努力や成果をひどく食い散らかす生成 AI に、
アーティストとして活動していますが毎日怖く辛く悲しいです。
沢山のアーティストが傷つけられました。
こんなものを放置して良いのですか？取り締まりを強くお願いします！

●受付番号　185001345000003503

手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安
絵を描いている人が AI 学習に使われ、二度と絵を描かなくなるのが怖い
トラブルに巻き込まれ二度と絵を描かなくなることも怖い

●受付番号　185001345000003504

画像生成 AI は他人の著作物が無断で”使用”されています。
　クリエイターが手書きでイラストなどを制作する場合はあくまで”参考”であり著作物のデータが直接使われているわけではありません。
だから他人の著作物と”非常に似通っている場合”に著作権の問題が発生します。
　ですが、画像生成 AI の場合は著作物のデータが無断で”直接使用”されています。
似ている以前の問題です。
これが許容されるのであればもはや著作権は必要ありません。
　出版社や政府、その他企業が所有するあらゆる著作物を対価なく、許可なく誰でも使用できるようにしてはどうでしょうか。
　更には、他人の写真なども無断で”使用”されており、著作権と合わせて肖像権などの問題もありますので、他人の顔写真も許可なく誰でも使用できるようにする必要がありますね。
　試しに岸田総理の写真を誰でも自由に使えるようにしてみてはどうでしょう。

●受付番号　185001345000003505

生成 AI について の項目について、素人意見ですが考えを送付します。
結論を先に申し上げますと、生成 AI の規制がなければ将来のクリエイターが非常に育ちづらく、更に生成 AI の精度も停滞し日本が誇る文化が衰退していくという現象が起こると考えられます。
大前提として、絵画やイラストやアニメーション、写真、小説やニュースや公的文書の文章、音楽など全てにおいて言えることですが、文化的な表現の分野において、物心がついた頃から練習を重ねても十年から数十年の人生を費やさなければ、説得力や魅力を含んだ表現方法を体得することは難しいです。
そして、現状そのように長い年月をかけて技術を体得してきた技術者が筆を折ってしまうほどに生成 AI や生成 AI 利用者による嫌がらせ、殺害予告、誹謗中傷、精神的疲労を受けています。
これによる文化的な被害として、将来のクリエイターが非常に育ちづらく、更に生成 AI の精度も停滞し日本が誇る文化が衰退していく　という現象が起こると考えられます。生成 AI によって現在のクリエイターが仕事を失くしてしまうだけ、という話では全くありません。
勿論それも大きな問題だと認識しておりますが、今回は割愛します
さて、生成 AI を使用しない従来のクリエイターは、自分の人生や時間や他の大切なものを費やして生み出した自分の著作物を赤の他人に機械に学習させて利用されています。自分の血と汗と涙の結晶を無断で無料で利用されますと精神的、金銭的、社会的な損害を被ることになります。精神的や金銭的な損害は軽く前述しておりますが、主題の前に、社会的な損害につきまして記述いたします。
aa さんの絵柄で､性的表現が禁止されている bb というコンテンツのイラストを見かけた！aa さんってモラルのない人だったんだ！と言う方がいたとして、その方が見たイラストが実は生成 AI によって as さんの絵柄そっくりに作られた赤の他人の創作物だった場合、どのようにして 私はそのようなものを描いていない、と証明するのでしょうか。仮に何らかの手段で証明ができたところで、悪いイメージを持ってしまった消費者全員がその証明に目を通すわけではありません。
そうなりますと、世間からモラルや人格に問題のある人物として看做されてしまい、仕事を貰えなくなるどころか人との繋がりさえ切れてしまう事や、bb の会社から訴えられてしまう可能性さえあります。
つまり、生成されたモノによる責任の所在が証明できないという現状は、学習されたクリエイターへの社会的な損害を生み出す可能性を抱えているのです。
話を主題に戻します。
そのような従来のクリエイターへの被害や損害が明らかになっている状態で、将来手描き

のクリエイターを目指す子どもや若者、大人になってから道を変えたい方々は、それでもクリエイターになりたいと思うでしょうか？
特に子どもや若者は親や友達、先生に褒めてもらえる。周りより上手くできる。ことが大きなモチベーションに繋がります。これは表現のみならず、勉学などの分野でも言えることだと思います。そこに生成 AI が参入しますと、自分がどれだけ努力しても AI には勝てないんだ、といったように向上心を喪失し、文化の発展の土壌が枯れてしまいます。
そして、同時に生成 AI の精度もそこでストップします。
なぜなら、生成 AI は人間と同じ学習はしておらず、値の傾向を読み込み計算し出力しているからです。つまり、
人間として多様性のある人生を歩んできたからこそ生み出される個々人独自の表現は生成 AI には行えないのです。
人間はみな多様な人生を歩んでいますので、生きていて見かける表現のどこが良いと感じるかは人それぞれです。昔見て気に食わなかったものを、大人になってから好きになることもあります。しかし生成 AI には人生がありません。全ての著作物を平坦に感情なく読み込み、一様に出力します。
人間の脳と手で生み出されたモノを読み込まないことには、生成 AI は新たな表現を手に入れることはできません。
しかし先述したように、生成 AI の台頭によりヒトが生み出す文化は衰退し、読み込むための学習元はどんどん少なくなっていきます。そしていずれ、生成 AI は現在の黎明期のような爆発的な変化をしなくなります。
ヒトの脳と AI の学習は全く違うものです。手描きクリエイターが居なければ変化できない生成 AI が、独自で変化していく事のできる手描きクリエイターを淘汰する事でどんなメリットがあるのでしょうか？
今一度、現状を踏まえた上で権利についてご一考願います。

●受付番号　185001345000003506

趣味で絵を描いていたりしますが、この内容でAIのことを不安にならないで済むとは到底思えません

●受付番号　185001345000003507

何年も努力し積み上げてきたものを、許諾もなく学習しそれで利益を得ているのが不安だ
学習は許諾制、もしくは印税のように利益からの数%を学習元に還元する規制を作って欲しい
先人達が積み上げてきた道を使って新しい技術は発展するのはとても良い事だが、先人達を無下にするのは何かおかしいと思う

●受付番号　185001345000003508

クリエイティブ系の仕事を奪うためこれからの日本のアニメや漫画業界が衰退する原因となる。

●受付番号　185001345000003509

何年何十年とかけてその絵柄になった人、声優さんなどその個性の声を職業にしてる方達から無断でAIに取り込んで似たようなものを作り出し場合によってはそれらを使い商売など金銭発生させてるとかありえません。
資料として取り込む場合には本人許可と利用料金など明確化し、きっちりとした規制を行ってほしい。

●受付番号　185001345000003510

4 関係者からの様々な懸念の声について
懸念されている事のほぼ全てが、実際におこる可能性が高いと感じました。
一部の AI 生成開発者と利用者のモラルのなさは計り知れません。
違反行為を行う可能性が極めて高いので、
厳しく規制をした方が懸念を未然に防ぎ、日本の技術、利益を守る事に繋がるかと感じます。

●受付番号　185001345000003511

最初はAIに無断で学習されてもその成果物がネットや大衆の目にさらされなかったら、個人利用だからグレーと思っていた。しかしAIで出力したのに自分で書いた発言、お金稼ぎができると使用者が増えているのが無断学習された人にお金入らないのに起きるのがとても不快。今から一からまっさらなAI生成ソフトを作成して提供された文章や画像だけでやるものがでたならそれについては両者合意がとれているからありだと思う。ただ現状そうでないものが大半だ。AIでできたものにも権利をというなら学習元とAI生成ソフト作成者との合意がある許可や認定みたいなものを作って欲しい。私はLINEスタンプや小説、絵本を描いている。特にラインスタンプや絵本は一定の枠があり、簡単で短い単語を入力しただけでクリエイターが数ヵ月、数年かけたものを数時間で大量に作成されてしまう。Kindleで画像生成AIとノベルAIを駆使して絵本を大量生産して閲覧数で稼ぐのが流行ってきている。それっぽいのは絵本だからできてしまうのだろうけど、子どもや読み手ににこういうメッセージを伝えたいと練りに練って描いている側としてはとても悲しい。埋もれてしまうし、数には勝てない。すべての生成者がそうとは限らないが、内容がない海賊版をこどもに読ませてるのと変わりない気もする。またAIと明記しているものはまだよいが、絵本がAIで作れると動画を出している人のやり方で作成したであろう作品がAI明記なし(さだかではないが絵柄と構成の類似が多く、作者の今までの作品紹介がない)で収益はいる状態で絵本ひろばにでているのもよくない。AIってどんなのだろって気にしてなかったら違いがわからず読んでいるし、好まれる絵柄を描いている人の検討もなんとなくついていて、その本人が出しているわけでもないようだからたちが悪い。あとなんでもない家族の写真がディープフェイクの餌食にしらないところでなるのも嫌です。平均化で誰とも違うっていっても似てる顔でポルノ作られて私にお金はいってくるわけでもないのにでてた？みたいなことも起こりそうでやだ。学習元にされてる著作権者の同一性の保持が行使できない状態で使われてて発表されていたり、される可能性があるままだったりよくないです。文化庁が想定してる技術や試験のための内側での使い方はトレースして絵の練習する個人利用に近いけど、個人や悪い人が想定してるのは分かりやすい画像生成、文章生成、ディープフェイク、児童ポルノ、ポルノだと思います。

●受付番号　185001345000003512

AI を使うこと全てに拒否感はない。
ただ、AI 学習に無許可で使われてしまった作家さん達が筆を折ってしまうことは悲しいので嫌だ。トラブルに巻き込まれて筆は折らずとも、精神的に追い込まれてしまうことも悲しい。
なので、許可制や免許制等で対策して欲しい。
正しい知識を持つ人が正しく使用する分には不満は何もない。

●受付番号　185001345000003513

すべて生成 AI を使い創作物を作る人間の事を「創作者、クリエイター」と称するのは不適切だと思います。生成 AI は人間の創作物を学習して出力しているものであり、人間の創作物無しでは成立しないものです。その生成 AI に出力させているだけの人間は自らの思想・感情を表現しているとは言えず、実態はただの海賊版と同義です。

また、生成 AI に出力させた創作物に少し手を加えただけで著作権が発生する、というのは昨今の AI 問題を何も解決しないものと思われます。たったそれだけで著作権が発生するとなれば、意図して著作権侵害をしているような悪質な利用者が、更に悪質な著作権侵害を行い、元の著作権者が甚大な被害を被る可能性を高める結果になるのではないでしょうか。そして生成 AI への無断学習を完全に予防することは難しく、「生成 AI に学習されるような予防しかしなかったあなたが悪い」と読めるこの素案は、著作権者を非常に軽んじており、生成 AI に対する政府の認識の甘さ及び理解の無さを感じます。

このままでは創作をする者のアイデア、感情、表現方法、その他すべてが生成 AI によって食い潰され売られてしまいます。もっとクリエイターに寄り添い守る法律を作って頂きたいと思います。

●受付番号　185001345000003514

AI のせいで簡単にフェイクの性的画像を作られたり、みずからの画風、声、身体を不本意な表現に用いられる場面が急増しています。それらを作りたい人、やりたい人を完全に止めることはできません。しかし、法的にそれをしてもよいと誤解を招くような表現を多用し、先に述べたような行為は合法なのだと勘違いさせ続けている政府、法曹、技術者の姿勢には強い憤りを覚えます。各国の規制の動向をうかがいつつ、少なくとも AI の使用は危険性を伴うことを強く周知すべきですし、但し書きという違法行為があたかも「例外的であり、考慮すべき優先度は低い」と感じさせるような書きぶりはやめておいたほうがいいと思います。AI の未来に期待して上記のような書き方をされているのだとは思いますが、発展に首輪をつけないのであれば、総理大臣の声や姿でフェイク動画を作り、戦争誘致をしたり災害時にデマを流したりすることへの強い忌避感を誘発することもできません。現代は、「それはしてはいけません」と倫理観で人の行いを正すことは不可能です。現行法で対応できるから、と楽観するのではなく、現行法で対応はできるけれども著作権 30 条の 4 などで招いてしまった原則合法のイメージを払拭する必要はあるのではないでしょうか。また、規制も必要だと考えます。「合法の盾」をはぎ取り、緊張感をもって取り組むところに健全な発展があると考えます。

●受付番号　185001345000003515

生成 AI は規制するか免許制にしていただきたいです。
AI による実害は把握していらっしゃいますでしょうか。
絵描きだけに留まる問題ではないのは想像に難くありません。
どうかご検討のお程よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000003516

手描きの絵と、AI 作成絵の判別がつかない事で
トラブルにならないか不安です（版権・商用・賞等）

●受付番号　185001345000003517

生成 AI を使用したもので行う作品の公衆への公開や商売について、自分の中の表現を形にするべく磨いてきたクリエイターの作品を単なる「学習用元データ」ととらえ利用することはクリエイターへの尊重を著しく欠く行為であると考える。
いち消費者の意見としては「好きなクリエイターの作品」だから見たい/聞きたいわけで、「好きなクリエイターの特徴を模倣した別物」を見たい/聞きたいわけではない。また、精製 AI で出力されたものとクリエイター本人の作品の見分けがつきにくいことも問題である。
生成 AI 利用者の中には、あえて見分けがつかないようにして模倣品の販売を促進する意図がある者もいるだろう。クリエイター本人にきちんと仕事の対価を支払い、今後とも作品制作を継続して欲しいと願う消費者としては、生成 AI と見分けがつきにくい昨今の市場は非常に利用しにくく、これでは表現活動が衰退していくばかりで発展には繋がらないと感じる。
今のままでは、生成 AI の学習元にされ、学習元の作品と競合するものを作られてしまい、それを安価で利用できることから仕事を奪われ、活動を辞めてしまうクリエイターが増えていくばかりだと思う。
表現活動を行うクリエイター本人がその素晴らしい技術への対価を得て仕事をしていけている社会と文化を潰してはならない。仕事を奪う後押しをしてはならない。
また、現在生成 AI の学習元としているデータの中には AI 学習を禁じているクリエイターの作品や、児童ポルノ禁止法に反するデータも収集されており、問題が多い。
以上の理由から、生成 AI を使用したものについては規制か、もしくは免許制など、取り締まることができる環境の作成を希望する。
また、ひと目見て・聞いてわかる場所に「AI 使用」の有無とその学習元を提示する形にして欲しい。

●受付番号　185001345000003518

現在、著作者（創作者）の許諾なく著作者が描いた物を中心に学習させたAIを販売している人がいます。ここはしっかり法整備していただいきたいです。
著作者の仕事が減るだけでなく、覚えのない作品を出力され、被害を受ける可能性があります（教育系の仕事を受けていたがAIでR18作品を出力された等）
※実際、R18 作品を描かないのにそういった作品を出力され迷惑を被ったクリエイターがいます。
ネット上での被害が主で、泣き寝入りになる方が多いです。
さらに加害者には外国人が多く話が通じないことも多々です。
ここもしっかり決めていただきたいです。
以下、私の思いです。
自分の描くキャラクターは全て緻密に設定をこね、自分の子供のように大切にしている存在です。
それをAIに学習され、似たようなデザインを出力するAIを売っている方を見ると土足で踏み荒らされたような気持ちになります。
独特なイラストを描かれるイラストレーターさんがそのような被害にあっておりました。
出力された画像を見るとこのイラストレーターさんが描かれたと思うほどに似ています。
これから自分の可能性を取られ、商品価値を下げられる気分は良いものではありません。
一般の方からみると違いなどわからず、AIの方が安上がりで良いと感じるクライアントもいるぐらいです。
これは非常に危なく感じます。
イラストはただの絵ではありません。
AIの進出により発展することもあります。
ですがそれをクリエイターを傷つけてまで、筆を折るまで追い詰めても良い理由にはなりません。
悪意を持ってAIを使用する者たちに法的に対応でき、これ以上被害者が出ても泣き寝入りすることなく安心して活動ができるようになるよう願っています。

●受付番号　185001345000003519

個人や家族での写真を悪用した絵や、自分達が頑張って練習して得た絵柄などが全て生成 Ai はさっさと使えるようになるのが納得いきません。学習データは切り貼りですし、絵柄を盗み、自分の絵です！と主張する頭に花が咲いてるやつが大量に湧いてくると思うと最悪です。個人の自撮りなどを個人を判別出来る様な絵に加工し、そこにエロ要素を加えると言ったとてつもなく悪質な物も出て来ました。今一度 AI について考えて頂きたいです。

●受付番号　185001345000003520

生成AIのためにインターネット上にある第三者の著作物を無断で使用することを許しません。
資格や免許を必要とするか、専門家の指示のもとでの利用を強く推奨します。
AI生成の「読み込み」「出力する」という構造上、第三者の著作物や、第三者自体の意思を無視して利用することになり、結果出力されたものが読み込まれたものたちがわからないとしても、制作工程で多くの人間の意思や権利が全く尊重されていません。
例えば、複数の自動車メーカーから盗難した車のパーツを全て分け、それらを使用して新しい自動車を製造したとき、それらは元になった車や会社の財産やイメージを損なう行為だと思いますが、生成AIによる無断使用はそれと同義であると考えます。
私たちの声、顔、技術など全てのものには尊重されるべき権利があり、インターネット上にあるからといって勝手に使って良いものではありません。
過去に犯罪（児童ポルノ、レイプ、殺害など）被害者たちが、加害者の欲求を満たすために撮影され、それらが生成AIに使用され取引されたりする可能性もありますが、これは被害者のセカンドレイプであるだけでなく被害者家族をも侮辱する行為です。
実在する著名人の方を利用したフェイクニュースなどは名誉棄損であるだけでなく、治安にも悪影響があると考えます。
また、美容広告等にAIモデルを起用することも、そのような美しさになれると謳うことは景品表示法違反に相当すると思います。
既に生成AIのために多くのクリエイターの方々は安心して仕事ができません。
良い対応をお願いいたします。

●受付番号　185001345000003521

AI は文化を壊す。
今まで先人が培ってきた技術を表面上のみ簡単に生成して技術が失われる。
日本の誇りで世界が羨む技術や職人が闇に消え、技術の継承もなく廃れていく。
職人を守らなければならない。
結局は人。人がいてこそ。
軽く扱っていい技術ではない。
目先の安価で職人を殺すことは文化の冒涜である。

●受付番号　185001345000003522

趣味で創作をしていますが生成ＡＩに自分の絵や小説の文章を取り込まれるのは抵抗があります。

●受付番号　185001345000003523

・AI の自動生成のイラストについて
まず、自動でイラストを捻出するという事自体に問題はないと考えております。
ただ、学習しているイラストが多くのクリエイターの著作物であったり努力の結晶で、それを取り込むということを考えれば、その AI イラストはインターネット上に出すべきものではなく、個人で楽しむ、若しくは製作物の参考にする程度に抑えた方が良いという意見です。
特定のイラストレーターの作品を取り込み、あたかもそのイラストレーターが描いたかのような暴力的であったり性的である不適切なもの、また、著作物の二次創作のガイドラインで禁止をされているようなイラストを生成され、被害者のイラストレーターの信用を損なうような事例も SNS でいくつも見かけてきました。
コスト削減の為に使用する。という例もありますが、AI が学習しているものはイラスト写真すべて著作物にあたり、それを捻出し無償で使用すること、多くの人の努力や技術にタダ乗りして AI 作成したイラストを販売する等の行為は、あらゆるクリエイターの衰退につながり、多く方が職を失います。そして今後新しいクリエイターが生まれる機会を潰すこととなり、国全体の損失や信頼にも関わってくることだと考えます。
・AI の自動生成の写真について
現在インターネットの画像検索でも AI 写真が出回り、世の中に正しい情報が伝えられにくくなっているのも大きな問題だと考えます。
一例ですが、AI 生成された写真を使用したキノコ図鑑がインターネットで販売されていたことがあり、本物と勘違いして購入してしまった場合、最悪人が亡くなる非常に悪質な詐欺だと感じております。
コスト削減で博物館や文化にまつわるポスターなども AI 生成されているものが散見され、正しくない情報を大々的に使用されているのを見ると、大切にされるべき文化や歴史を蔑ろにされているように感じ、とても悲しい気持ちになります。
また、ネット上にアップロードされている人物の写真を使ったポルノ写真の合成も非常に悪質で、顔はそのままにヌードの合成がされたものがインターネットに流出しています。
合成された本人は当然深く傷つきますし、それを本物と信じる人も少なからずいるかと思います。そうなった場合の被害者は、デジタルタトゥーとしてありもしない自分のポルノ写真がインターネット上に残り続けます。これは、大人だけではなく児童も被害にあっています。
悲しいことですが、モラルのある AI の使用できない人があまりに多いため、今一度 AI 生成についてお考えいただけたらと存じます。

●受付番号　185001345000003524

＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
より、
> 2 自らが時間をかけて創作した著作物等が、生成 AI により学習され、侵害物が大量に生成され得ること
一般論で言えば、少なくとも時間をかけて創作したものが学習の対象となり、労力なしで創作されることは作者への冒涜となります。
> どのような場合に AI 生成物の生成又は利用が著作権侵害となるのか。類似性、依拠性をどのように考えるのか。
今後 ai の精度が上がることを考え、たとえ ai であってもクリエイターが創作したものを一般が見れる所に公開した時点で、著作権侵害と同列に扱うべきと考えます。
>3 生成 AI の普及により、既存のクリエイター等の作風や声といった、著作権法上の権利の対象とならない部分（以下、「作風等」という。）が類似している生成物が大量に生み出され得ること等により、クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われること
>4 AI 生成物が著作物として扱われ、大量に出回ることで、新規の創作の幅が狭くなり、創作活動の委縮につながること
>作風等が類似している生成物の生成又は利用に、既存の著作物の著作権が働くか。
これらにまとめて言えることですが、ai には ai 特有の描画方法が見受けられますが、その作風は明らかに ai と判断出来るものが多いのが現状です。ai 絵だと判別できる現時点で排除し、新規の創作活動を後押しするべきであると強く考えます。
仕事が奪われ、創作活動が萎縮されるなど絶対にあってはならないことです。突然の解雇同様の厳しい措置に値するといっても過言では無い。
作風が類似しているのであれば、既存の著作権同様の効力を働かせるべきです。現時点で少なかれ既存絵師に影響が出ているとの報告が Twitter などに上がっている以上は。

●受付番号　185001345000003525

生成 AI により現在、職業として活動している方や趣味で絵や小説を書いている方、これから趣味だろうと生業としてだろうと目指そうとしている初心者の方などの心や生活を折らないようになるか不安。
文章(プロンプト)を記入するだけで絵や文章が生成出来るのは先人に【地道に自身の個性や特徴を伸ばしていった生産者】が居たからこそ、それを蔑ろにするような使い方をする方々が多い、もしくは多く見受けられる。
苦労やそのために人生を捧げている方々に寄り添う、と言うよりもその方々に有利に働くような法改正、法整備を行っていただきたい。
タダ乗りして騒ぎ散らす無法者が得になるようなことはあっては行けないと思います。

●受付番号　185001345000003526

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安
・生成 AI による学習または生成 AI を使用して作成した画像は学習元となった絵柄の作家さんを許可を得なければならない制度にしてほしい

●受付番号　185001345000003527

著作権のことばかりに向いてますが、生成 AI で簡単に素晴らしい絵が出来てしまうと、努力して素晴らしい…所謂、ここではクールジャパンと書きますが…を生み出してきた方々、これからクールジャパンを生み出すであろう方々がやる気をなくし、今まで以上のクールジャパンは生まれなくなるでしょう。AI は所詮、過去から学んだ事から生み出す以上のものは生み出せないと思います。ひとの想像力・創造力には及ばないです。
クールジャパンを、世界に売れる日本の資産を守りたいなら、アニメ漫画ゲームなどの所謂オタク文化に生成 AI はいりません。
そんなものに金をかけるなら、クールジャパンを生み出すクリエイターたちの環境をもっとより良いものにしていただきたいです。
生成 AI はいらない。クリエイターたちを守ってください。お願いします。

●受付番号　185001345000003528

AI による生成物の議論より前に、AI が学習するデータを精査すべきではないでしょうか？
生成 AI が学習として取り込むデータは著作権がないデータ、著作権保持者が学習を許可したデータに限定されるべきです。
今後生み出される生成 AI のシステム提供前に、学習データに何のデータが使われているのかを精査する必要があります。
AI 学習を許可していない（＝AI 学習に使われることを想定していない）データを無断使用した生成 AI がサービスを開始した場合、後から侵害行為を受けた著作権保持者が学習データの削除を求めたとしても、その時点でシステム利用者が AI により生成した生成物は残り続けることになります。
「侵害行為による生成物の廃棄の請求は可能」
とありますが、生成 AI は大量に侵害物を生成できるため、著作者がその全てに廃棄請求を行うことは現実的ではないのではないでしょうか？
無断学習データを利用して生成された AI 生成物を利用した生成 AI への再学習もあり得ると思います。「無断学習データを利用して生成された AI 生成物」の著作権が誰のものになるのかは議論すべき点かと思います。
現在の「AI と著作権に関する考え方」に関する素案で、これらの被害を止めることができるのか疑問です。
「特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる」ことで、クリエイターが今後創作行為を辞めるケースも想定され、生成 AI により人間の技術や、人間の技術の進歩発展が失われていく懸念があるのではないでしょうか？
また現状、生成 AI で作成したデータであることを明記する規則がないため、フェイクニュースの画像なども簡単に作れる現状があります。
悪質な利用ケースにも容易に生成 AI を使用できる現状があり懸念事項のひとつかと思います。
AI という新しい技術に対し現行の法律が追い付いていない可能性があります。AI が広く広まることで、悪意を持った人間が利用することも想定して法整備を進めるべきかと思います。

●受付番号　185001345000003529

生成 AI に関する問題は、クリエイターを中心に問題視されています。
あくまで個人の観点ですが、生成 AI における"学習"は、他者の作品や著作物の持つ固有の創造性やオリジナリティを"精密にコピー"し、それらを他の要素と組み合わせることで、それらを利用して作られた物を、オリジナルの著作者に何のメリットもなく"作品"として世に出せてしまうことがまず問題。
また、現在活躍している各分野のクリエイター達が経てきたプロセス(練習、観察、考察、思考)を無視し、それらを表現するための努力を欠いたクリエイターが世の中に溢れることになります。
これは、文化として脈々と受け継がれてきた技術や、その伝授・習得にあたって多大なる労力を費やしてきた、各分野の関係者を冒涜するものだと考えます。
少なくとも商業作品においては、生成 AI における学習を行なった時点でオリジナル作品の制作者の許諾を必要とし、その上でロイヤリティを支払うなどの措置を行う必要があるかと存じます。
極論、生成 AI 自体無くなればこの手の問題も全て片付きますが…。
AI 技術は、あくまで生活を豊かにしたり、便利にするための一助になるべきではないでしょうか。

●受付番号　185001345000003530

世の中には一次創作、所謂オリジナル作品のみではなく、二次創作、所謂ファンアートというものが存在しています。これは原作者に権利があるものですが、現状、個人の趣味の範囲であればほとんどが黙認されています。これは、ファンアートの存在がコンテンツの人気度や認知度を計るひとつの指標となっていること、宣伝ともなり得ること、ファンアートを作成することでイラスト技術を学んだ人が新たなオリジナル創作者となり文化の育成に繋がるという利点から黙認されていると考えられます。

こういったファンアートもAI学習の材料となり得るのは、原作者の権利が著しく侵害される恐れがあると思います。

元々、ファンアートを作成する二次創作者の多くは、原作者の権利を著しく侵害しないように気をつけています。成年向け表現があるなら不特定多数に閲覧できないようにしたり、海賊版と見なされることのないよう絵柄やストーリーにオリジナリティを強く出すなど、原作者にお目溢しをいただいていることを頭に置き、慎重に活動しています。

AI学習により「自分のファンアートが、自分の知らないところでAI学習の材料にされて、その結果、自分の意思に反して原作者の権利を著しく侵害するかもしれない」と危惧した二次創作者が萎縮し、ファンアートを作成しなくなることを懸念しています。新たなオリジナル創作者の育成が阻まれ、コンテンツの宣伝はおろか存続にも影響が出ると思います。

勿論オリジナル創作者も萎縮すると思います。自分の作ったものが知らないところで意図しない別のものに変えられて、それが第三者のオリジナル創作だとされるなんて、権利の横取りです。権利だけではなく、創作物を作成するために使った技術、技術を得るために使った時間も取られるのです。

当方は、二次創作者であり、また、オリジナル創作者を目指す者です。少なくとも当方は、こんなことがまかり通るのは怖くて嫌です。どこにも作品を出せなくなります。

●受付番号　185001345000003531

自身の手で描かれているイラストなどを簡単にAIなどを使ってそれを真似る、ラフなどからもそれらを用いて盗用、または悪用して資金などを調達してるのがAIイラストなどを使ってる人たちの現状です。
そのせいでイラストを本業をしてる人達は仕事を妨害、または失業してるのを見過ごすのはどうなのかと。

●受付番号　185001345000003532

まとめ
AI の目的はあくまで人間の補助
著作権が切れているもの、著作権フリーと制作者が明示しているものに対してのみ
AI での開発、学習の利用を許可すればよいのではないか。
著作権があるものを AI で利用されて、生成、利用には使わないから著作物をいくら取り込んでも良いとするのであれば
著作物の作成者からしたらそれは自信の表現を盗まれたと感じるのではないか。
２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
ウ 「享受」の意義及び享受目的の併存
「享受」を目的とする行為に、アマチュアが描いた絵、撮影した写真、録音した音声、作成した動画これらは該当するのか。
ただ日常を切り取ったものであっても、それらは著作権が発生するのでこの「享受」に当てはまると考えている。
そうでない場合、著作権があってもこの「享受」に該当しないため AI 利用を良しとしていまうのか。
単純に著作権のありなしでの判断ではだめなのか。
５．各論点について
（２）生成・利用段階
技術的に生成利用に使われないのに著作物が学習に用いられることがあっていいのか
そもそも著作物がない物に関してのみ開発・学習に使えばいいのではないか。
著作物がどのように AI で利用されるか、そのアルゴリズムについては使用された著作物の作成者は
明確に把握することができない。
いわゆるブラックボックス化している AI に対して自身の著作物の利用を許すくらいであればそもそも
著作権フリーのもののみ使用するほうが法的にも AI 利用者にもわかりやすいのではないか。
AI の発展のために著作権の在り方を変えることを許すような記述と読み取れる。

●受付番号　185001345000003533

既にフェイクニュースや実在する人の写真を悪用する人がいる。
信用できる情報が埋もれてしまう。
今後 AI が推進されれば間違いなく創作活動する人の筆を折ることになる。
文化の破壊を認めてはいけない。

●受付番号　185001345000003534

自分で時間をかけて勉強して描けるようになったイラストを、第三者がなんの許可もなく生成 AI に取り込み、出力したものを「自分のイラストです」と主張し金稼ぎの道具にされていると思います。
日本で職業として、または趣味としてでもイラストを描いてる人たちを守る法律は整備されることはないのでしょうか。

●受付番号　185001345000003535

享受目的の利用の例として示されている事例が限定的すぎて学習元のクリエイターの権利の保護がほとんどされておらず、生成 AI 利用者にばかり都合の良い解釈になっている。
他人の作品を勝手に AI に学習させて絵から絵、音楽から音楽といったような同系統の作品を作成することは享受利用以外の何ものでもない。
現時点でも生成 AI による粗製濫造によって多くの学習元となった著作物の市場が荒らされており、対応が急務である。
また、現状の生成 AI は、知らないうちに第三者の著作物に類似したものが生成されるリスクもあり、まともなクリエイターが使えるような物ではない為、クリエイター側から見ればメリットはほとんどなく、自分の作品を搾取されるデメリットのみを押し付けられている状況である。こういった問題点を解決する為にも、AI による学習は、他者の物を勝手に学習させないよう厳重に管理した上でのオプトインのみにすべきである。
どんなに努力してすばらしい作品を生み出しても、見た人、聴いた人に AI 利用を疑われてしまったり、AI の餌にされて一瞬で価値を奪われしまう。そんな状況では優れたクリエイターは生まれなくなり、文化は発展するどころか衰退していく一方である。
よって、現状の生成 AI モデルを違法とする解釈への変更と、AI 利用の表記の義務化と詐称の厳罰化、クリエイター側の学習拒否権の明記を求める。

●受付番号　185001345000003536

イラストレーション・漫画のクリエイターです。
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
部分に関して全面的に、特に 1, 2 に対して同じ懸念を持ちます。
創作著作物の AI 学習及び出力を例外なく全面的に禁止し、
違反した場合は厳罰としていただきたいです。また、
AI によって出力された作成物のすべての著作権を一切認めないとしてください。
AI の発展によって我々クリエイター側が何かを享受することは無いです。
あったとして、被害に比べれば微々たるものです。
AI を認めれば損害を被る人間のクリエイターは居なくなり、
機械的な模倣品しか生まれなくなり、日本の創作文化は死滅します。
共存はありません。禁止してください。

●受付番号　185001345000003537

著作権利者がきちんと守られ、適切な使用ルールが分かりやすく、かつ厳格な罰則があり、海外在住者であってもしっかり罰せられるようにしてほしいです。罰則は本当に厳罰化してほしい。日本への入国・滞在禁止や Web アクセス権の制限なども含め。お願いします。

●受付番号　185001345000003538

AI による創作活動が流行し始めて以降、大好きなイラストレーターさんの作品が転用されるといった場面も遭遇し、まだまだ未発達な作品が大多数を占めますが、地道に職人技として技術を磨いてきた前者の作品の評価が下がってしまう可能性が無視できず不安を感じています。
また最近では声優さんのボイスも無許可で利用されるなど、本人の把握しきれないところで様々な技術が『フリー素材』扱いされているといった場面が出てきました。
このまま放置していると日本が世界に向けてアピールをする強みのある分野の市場価値が下がってしまい、将来的な発展を阻害する一因にもなりかねのではないかと不安があります。

●受付番号　185001345000003539

クリエイターが労力や時間を対価に作品を生み出したり、表現の技術を磨く理由の１つにどうしてもお金というものがある。クリエイターが作品を作って、ネット上に投稿してもすぐ生成 AI に学習されて表現の一部にされて本人には大して利益がないのであれば、クリエイターになろうという人はいなくなる。

素案では学習の結果、作風が似ること自体は問題ないとしているがイラストや漫画において、作風というのはクリエイターの個性の１つであり「作風が似ている作品」とは、何もしらない消費者からしたら「似たような作品」だ。苦労して表現の技術を磨いたのに人々の目に触れる場に投稿したら市場が似たような作品であふれかえると分かれば、苦労してクリエイターになんかならず生成 AI で他者の作風を模倣した方がずっと簡単にお金を稼げる。

しかしその状況が続けば人の手による新たな作品は生まれなくなるし、それで損をするのは、イラストや漫画、アニメなど創作の領域に強みを持っている日本になる。

現状では、生成 AI というものがクリエイターの利益を損なうツールになっているし、自分を含めてプロのクリエイターを目指したいが生成 AI の先行きが不安で目指すに目指せない人間も多くいると思う。素案の「学習、開発段階についての考え方」の項では作風が似ること自体は問題ないとしているが、クリエイターにとっては作風が似たような作品で溢れ返ることは明らかな不利益であり、生活や将来を左右する死活問題だ。

「素案の学習、開発段階についての考え方」を、生成 AI がクリエイターに対して不利益を与えることをできなくするように改定してもらいたい。

●受付番号　185001345000003540

ネット上には沢山の絵が掲載されています。
上手い絵から、子供が描いたような拙い絵まで、それはそれは様々な絵です。
上手い人の絵と同じように絵を描いてと言われたら 80%の人は無理だと言うでしょう。更にその絵柄を模倣しながら別の構図の絵となると、そんなことが出来るのは 0.01%くらいの人と言っても過言ではないでしょう。
しかし、AI を使えばそれが 100%の人が出来るようになってしまいました。
それは一見良いことのように思えるかもしれませんが、違います。
これは真似された絵師達への侮辱です。
絵師というのは、誰しも絵が上手かった訳ではありません。最初は誰だって子供の描いた絵です。井の中の蛙あるいは下手と自覚しながらも、より上手く、より細やかに、影と光の付け方を学び、人体の骨格を学び、筋肉の構造を学び、遠近法を学び、ここには書ききれない程の努力を積み上げて絵を描いています。
AI で描かれた絵は、その知的財産を横から掻っ攫っていく鳶も同然です。
その知的財産を奪われた結果、筆を折るような絵師が現れることも危惧しています。
絵師にとって自分の絵は何よりのアイデンティティです。どうかそれをなんの努力もしていない人が奪っていくような世の中にしないでください。
そして何より、ネット上で見かけた綺麗な絵を「これは AI で描かれた絵ではないか？」という疑念を先ず持ってしまうことが何より嫌なのです。
綺麗な絵は綺麗な絵のまま「すごいな、世の中にはこんなに綺麗な絵を描ける人が居るんだ」と関心したいのです。そしてそれに憧れ、絵を描く者の一人として精進したいのです。
AI に対する著作権での規制を、沢山の絵を描く人達の努力を守ってあげてください。

●受付番号　185001345000003541

スクレイピング・AI 生成のサイクルは AI の成長や試行に必要なため、もはや止められないと思っています。
ただ、そのために著作権が侵害されたこと場合の罰則を重くしてほしいです。
AI 自体には罪はないが、利用する人間が悪質であることが多く、金銭目的や元の作家を傷つけることが多くあり、抑止力が必要だと思います。

●受付番号　185001345000003542

私は創作に携わる人間で画像生成 AI の問題はよく目に入ります。
現状では全く法整備が追い付いておらず以下のような問題が散見されます。
1.学習に使われるデータセットが秘匿性が高く真っ黒であること、それを放置していること
2.各々が都合よくルールを解釈し出力による利益を享受している
3.画像生成 AI による市場の汚染
4.意図せず既存の著作物に酷似したものが出る
5.手作りと偽った僭称
6.類似品が出回る事による作家のブランディングへの影響
7.今後創作文化を担う人間への悪影響
■データセット・モデルに対して責任を放棄しています。
生成 AI はデータセットなしでは活用できませんし、データは誰かの著作物や肖像が関わるものです。
例え自分の家族や自身の顔などのアイデンティティや培ってきた技術すら情報として利用され、それをやめてくださいと声を上げることも出来ません。
己の権利や知的財産すら守れないということでしょうか？
そしてベースモデルに何を学習させたかを第三者が確認・証明することが不可能です。
中には著作者が閲覧を制限したコンテンツ、海賊版、児童ポルノまで含まれています。
これらの問題を放棄しないでください。
また特定の作家を狙い撃ちにした過学習は問題と扱っていますが、複数のものから取り寄せて混ぜ合わせたものは不問としています。
似すぎはまずいのでバレないよう誤魔化せと言っているようなものです。まともじゃありません。
なぜ似てしまうのか、それは似る元となった人の著作物を本人の了解や同意なく利用して高いレベルで再現しているからです。それだけ元となった著作物への依存度が強く、それ無くして生成できないからです。
AI ツールそのものが人の培った特徴や創造性を十分に享受したいという目的で利用されるからではないですか？
なぜ学習に同意した人のみのデータだけで生成 AI を作らないのでしょうか？
それは AI の質が学習データの質に依存し、権利や知財を蔑ろにした AI ほど高性能で有用だからです。
AI の構造そのものが著作物にフリーライド、ロンダリングするために最適な道具でありこれを十分に管理する術を我々は持ち合わせていません。
■画像生成AIによるイラスト投稿サイトの汚染や手書きと偽った僭称が問題になってます。
生成 AI は生産スピードが早く大手のイラスト投稿サイトは数ヵ月で AI 作品が 8 割以上を

占めるようになりました。
既存の手書きを求めていた人は手書きを探すのが困難になり、作者は作品が埋もれてしまい発表する機会を損なってしまっています。
また AI 作品を手書きと僭称し、制作過程までもが手書きと区別つかないようフェイクを作るものまでいます。
生成 AI による高度な模倣は手書きと区別がつかず第三者から AI を利用したと証明しようがないです。
それをいいことに手書き限定にした発表の場や市場にまで踏み込んでいます。
人の手書きで描かれたものを求め、その努力や制作時間や人間性に対価を払おうと依頼した人が、実は AI で描かれたものだったケースもあります。
生成 AI を禁止と表明したサイトですら AI かどうか確実な白黒を決められないのでお構いなしです。
これらも誰もが簡単に利用できる技術を各々の倫理感に任せた結果です。
■有名作家の類似品が出回る
学童教科書に携わるデザイナーの絵柄で R18 の作品を生成したり、元となった作家がやりたくない表現を AI を通して発表している人までいます。
確実にこの人の作品が AI に取り込まれていると判断できるが、データセットも秘匿なためそれを証明する術がありません。
似ているだけの別物という理由で許されています。
これによって作者の誤認やブランドイメージを傷つけています。
AI を利用すれば学習に使われた作家に依頼しなくていいと言う人まで現れます。
無断で学習に取り込めるおかげで、その作家の類似品出力出来るから本人に依頼せず安く済ませられる。
その作家の著作物を利用してその作家が得たはずの潜在顧客を逃し市場価格を下げるダンピングが起きています。
実績の乏しい無名の若手作家にとって自分の絵柄はアイデンティティです。
知られてないのをいい事に生成 AI で若手作家の絵柄を享受し、有名な場で発表すれば元となった無名の作家が偽物扱いされてしまいます。
未来の創作を担っていく人間たちはこれから生まれてくる実績もない無名の若手そのものです。
彼らの努力が AI によって掠め取られるとしたら、誰が心血注いて作品を作りたいと思いますか？
もう人の作ったものを AI を通して取り込み、享受目的だとバレないよう誤魔化して発表する、その繰り返しで育つ創作文化はまともでしょうか？
ちゃんと素案を見直して意見が反映されることを願っております。

●受付番号　185001345000003543

著作権についてバランスの整合性や日本国憲法第２１条【表現の自由】との両立などもあるが、創作者が AI 学習を認可していない場合であったとしてもそれを防ぐ術がないのが実情である。
生成 AI 文化の発展は悪いことではないと思う。特に日本では深刻な人手不足が各業界で起こっており、農業や工業などでは IoT 技術を取り入れ人々の生活の役に立つと予想される。しかし、表現の世界では『業務』としての捉え方ではなく『表現』の面が際立つ。作品の思想などが違っているとはいえ、個人の研鑽の上に成り立つ技巧そのものに価値があるからだ。それを創作者の許可なしに取り入れることは著作権者の利益を損なうものと捉えてもよい。なぜなら生成 AI は模倣をする前提だからだ。
そしてこの生成 AI に対する著作権者の損失は何も金銭的なものだけだはない。昨今では SNS でのインプレッション数によって金銭を稼ぐものも多い。そうした中で、生成 Al を使用して他者の作品を学習させた作品をアップロードすることにより本来の作品での評価を著しく落としてしまう可能性がある。そうした他者からの評価などは創作活動を生業としている人々からしたら生命線そのものと言ってもよい。実益の損失ばかりに目を向けられているのが資料からは見受けられたが、そうした言わば付加価値にも目を向けた改正をしていただければと考える。
先ほども述べたが、生成 AI は IoT 技術を用いた産業での躍進に期待している。そうした裏でこのように悪徳な方法で利益を受け取ろうとする温床を作り上げることにも繋がっている。そう、これは温床なのだ。半端に生成 AI を創作物に対して許していると被害を被る人々が増えてしまう。そうすることにより日本の芸術文化が途絶えてしまうことになり、日本経済を回しているもしくは海外に輸出できる日本文化が途絶えることにつながりかねないからだ。貴重な日本の誇れる輸出品が一つ減ってしまうことになる。これは間違いない一国の多大な損失なのではないか。生成 AI 発達による創作者の減衰とはそういうことだ。むしろここで創作者の権利を守ることによっては生成 AI を許した他の国に比べて経済的には大きなリードをとることができるのではないかと考える。生成 AI が多くなるにつれてそうでない作品の価値が上がるからだ。日本のアニメーション技術やオタク文化は貴重な経済資源。それを損なうとはなんともったいないことか。クリエイターが減ると言うことは文字通りの損失なのである。

●受付番号　185001345000003544

生成 AI 及びその利用者は、生成 AI にまだ対応出来ていない未完全な法を言い訳にし、クリエイターが拒否の姿勢を取っているのにも関わらず無断でその努力と成果物を利用しています。
これらによってクリエイターが不利益を被っているのは明らかであり、更に将来クリエイターを目指す人達のモチベーションも削っているのが現状です。
到底許されるものでは無く、一刻も早く規制若しくは免許制等の法整備が必要です。

●受付番号　185001345000003545

AI という新なツールが産まれたことは歓迎する半面、AI の技術の進歩の速さや
AI を使ったフェイク画像など多数あって困っている。
素晴らしい絵画・動物の写真等の画像を見た時に「これは AI が作ったものじゃないか」という無意識的な疑心暗鬼が作品に集中できなくなっている。
「よく見れば AI の画像とわかる」という意見はあるが普段から揚げ足をとる見方をして作品を見るのに疲れが出てしまう。
動物の画像や写真や絵画が AI によって生成されたものじゃないかと思うとインターネットで検索するのが億劫になってしまった。

●受付番号　185001345000003546

AIにおける現在の問題点は大きく2つある。まず1つは学習と称して他人の著作物をスキミングしている事、そして 2 つ目にデータ学習元の著作者に対して誹謗中傷や自殺教唆を行うモラルのない使用者が目立つことである。許可されていない著作物をスキミングする行為がまかり通っている現状のまま国が奨励するということであれば、そんなものは国がデジタル万引きに対してお墨付きを与えるの同義でありクールジャパンなどというものは成立しなくなる。切り貼りではないと資料では書かれているがデータを収集している時点で立派にスキミングである。これがまかり通るのであれば文化を通り越して個人情報を『学習』するハッキング・クラッキング用データを用いて社会・経済を害するAI開発も可能になるであろう。そして、無論そういった悪意ある開発を行うものだけでなく利用者も現状モラルのない、極めて質の低い利用者ばかりが目立つ。国や企業等が想定したAI利用方法としてAI美空ひばりのような『故人の再現』があると思われるが、それが成立するのはすでにオリジナルが存在しないからであり存命のクリエイターから立場を簒奪するために用いることは問題である。現在SNSなどでイラストレーターに対して「AIにデータを学習させ、再現が可能なレベルに至った。もうお前は必要ないので引退しろ」という恫喝が行われている。その上、このことを告発すれば「恫喝者と被害イラストレーターはグルでAI利用の妨害を行うためのマッチポンプだ」と二重の誹謗中傷を行う者までいる。これらの悪質な利用者の問題を取り除かねば、遅かれ早かれ精神が参ってしまった者や義憤に駆られた第三者による私刑が行われかねない。このAI利用マニュアルも『血を流した上で出来上がったマニュアル』となる可能性が十二分にあるのだ。社会的混乱を扇動する形にならないよう、犯罪者に利する法にならぬよう、慎重な利用・運用方針の検討をしてもらわなければならない。

●受付番号　185001345000003547

画像生成 AI について、使用の許可を得ていない写真やイラスト等を無断で学習に利用するのは著作権の侵害であり、またその AI を利用する事も間接的に著作権を侵害する事になる。仮に企業がイラストレーターへ作品を依頼した場合、画像生成 AI を用いていないか、著作権等侵害していないかという確認が双方に必要になっている。それだけ画像生成 AI に対する信頼性がないのが現状である。
イラストのみならず実在の人物の画像を取り込んでフェイク画像を作成された場合真偽の見極めも難しく誤った情報が拡散される懸念がある。
画像生成 AI 自体にも利用する側にも健全な活用が出来るような取り決めをして欲しい
現状、著作権侵害していないか、本当にこの人が描いた絵なのか、この写真はフェイクではないか等猜疑心を持たざるを得なくなっており、無法地帯と化している。

●受付番号　185001345000003548

AI により得た収入を著作権所有者に印税として渡す仕組みが必要だと思います。

●受付番号　185001345000003549

AI に自分の描いた絵が取り込まれて、同じ絵柄をすぐに模倣されてしまうのは困ります。
特に絵や著作権に詳しくない層が突然好き勝手して荒らしてしまうのや、絵に理解が無い人が皆ボタンを一つ押したら思った通りの絵が完成すると思っている人があまりにも多い事が困ります。
それと海外等に絵を沢山盗まれて AI 等に取り込まれるのも知っています。
その為、絵を描いていましたが今までの努力が馬鹿馬鹿しいなと思って描かなくなりました。
ですが、AI を使う人でも自分の絵柄を読み込ませて著作権を現状でも問題ない状態にして使用したり、絵柄やキャラが既存のものと被らない様にしながら創作物を作る人も居るのを知っております。
悪意を持って使えばいくらでも絵を描く人を貶める事が出来る状態なので、上手く正しく使用されてほしいと思いました。

●受付番号　185001345000003550

推しの絵師が SNS にアップしたイラストをどっかの馬鹿が AI に喰わせて出力したイラストを投稿サイトにアップして金稼ぎしていた。推しの絵師はアップロードしていたイラストを非公開にしてイラスト投稿をやめてしまった。AI 技術の悪用が未来あるクリエイターの創作人生を閉ざした。AI 出力者は別の絵師のイラストを AI に喰わせて出力、投稿盗作を繰り返し続けて金銭を得ている。AI 技術によるクリエイターの権利の侵害を法律で規制しクリエイターを保護するべきだ。

●受付番号　185001345000003551

自身も絵を描いています。
人が作ったものとAIが生成したものとの区別が難しくなり、それによるトラブルが多すぎます。自分にも起こり得ることなので、不安です。
好きな作品を作る人たちが、AIによって絵柄を再現され全年齢ではないイラストや規約違反のイラストを生成され、誤解や風評被害を受けることがもう起こっています。
自分や家族、友人などの写真もAIに利用され、「私たちに似たものが知らない、嫌なことをしている画像」が生成される可能性があるのが不安です。不快です。怖いです。
AIで有名な絵師の絵柄を真似たイラストを作成し、その絵師のものだと誤認させて画像やグッズを販売する人がいます。おかしいです。異常です。
自分で、自身の力で作品を生み出している人たちが、AIによって被害を受けすぎている現状です。人が作った創作物を守ってください。それを学習したAIによって出力されたものを守らないでください。

●受付番号　185001345000003552

現状では何も不都合はないと思います。

●受付番号　185001345000003553

AI 学習が著作権の侵害を招いていることは既に指摘されている通りだと思います。それと同意見です。著作権は死後でさえある程度の期間、保証をされるほど重視されているものです。それを脅かす AI 学習による利用は全面的に規制されるべきだと考えています。
AI を利用したフェイクニュースや詐称の規制すらできていない今、利用をある程度の規制があれど使用できることは社会的な不利益を被るまたは社会的な問題を起こしかねないと思います。AI によるかなど判別が完全にできるようになる発展をまずは研究すべきであり、一般人が利用できるようにすべきでは無いと思います。研究もずさんな管理ではなく、著作権という重視されている権利と一体であることを加味して信頼に足る機関がすべきとも思います。

●受付番号　185001345000003554

AI 学習によって生成された生成物を用いて販売等を行い、元の著作権を持つ人物に対し経済的・人格的に損害を与える行為が散見されている為、侵害者に対し厳しく罰則を設ける必要があると考える。
生成物に限らず、学習データやそれらを一般利用できる状態も良くないと考えている。そのため AI 学習等は研究機関・企業でのみ扱えるものがよいと考える。

●受付番号　185001345000003555

AI の学習元への補償はされるのか。
自分の好きな作品や作家さんが AI の学習素材となる事に違和感と拒絶を覚えます。学習元に対する金銭的補償及び著作物としての補償はなされるのでしょうか？
作家や製作者の生活の保障も、作品人格権も今のところ法整備が為されないまま AI を活用するのは野放しにするようですが、いかがお考えでしょうか？
日本政府はサブカルチャーを外交手段や文化発信の一つとしてい考えているようですが、AI の学習元を軽んじるような現行の状況下においてはこのまま AI と著作権の法整備を整えないままに AI の活用を進めることは文化を根絶する最悪の手段かと思います。
・AI の学習元の明記・明示及び、AI 生成プログラムの免許制
・AI 学習元に対する著作権及び金銭的補償
などの対策を取られる方がよろしいかと思います。
正直、人の物を盗んで出来上がった作品を見せられるのが不快です。
泥棒の片棒を担がされる気分になるので。
AI の学習元に対する最大限の配慮とリスペクトを以って、環境及び法整備をお願いいたします。

●受付番号　185001345000003556

まず私の結論として生成 AI は規制すべきものと考える。
遠い未来の議論ではなく、今現状の実際に起きている事を考えると生成 AI を無秩序のまま放置することは芸術文化の面に置いて非常に悪である。すでに日本文化として非常に重量な漫画、イラスト、アニメなどの分野は生成 AI によって蹂躙され多くのクリエイターが苦渋を強いられている現状がある。
特に画像生成 AI は”生成 AI”とは名ばかりのイラストデータのコラージュ、切り貼り生成プログラムであり、如何に自然にコラージュできるかという観点で成長してしまった生成 AI である。これは現在、活動中の多くの日本の作家新人からベテランまで 7000 名あまり、数億の画像データが作家の許可を得ずに無断で学習され作家そっくりのイラストを生成するに至っている。
作家の画風と言うものは作家自身の生命そのものであり、これらが無断で利用されることはあってはならないことであり、作家の画風を用いて作家自身の芸術性とか掛け離れた悪質なコラージュ画像が多く生成されネットを通して世界にばら撒かれる事は作家にとって命を弄ばれる事に等しい耐え難い行為を言える。
これらの生成 AI 利用者は、自己の満足のためにこれらを悪用しているのが現状であり、一人の作家の作家生命を失わせるには十分な影響がある。　特に若いクリエイターは対抗手段を持たずに、なすがまま蹂躙されており、法的反撃のできる作家も極少数で、大袈裟ではなく画像生成 AI は全作家の敵を言っても過言ではない。
しかし、生成 AI の技術は確かに素晴らしい一面を持つのも事実で、きちんとした法整備の元運用されるのであれば、あるいは良い未来をもたらしてくれる可能性もある。
したがって、いまの無秩序状態から、今後は法的な拘束を与えつつもクリエイター達が納得のできる様な形で生成 AI の運用がされる事を望む。

●受付番号　185001345000003557

素案を拝読しましたが、そもそも「他人の著作物を AI に学習させる」という点が既に問題であると感じます。
個人利用の範囲であればグレーとして許容されるかと思いますが、現時点で他人の絵を AI に学習させて悪用している人がたくさんいるのをご存知ないのでしょうか？
もう一度、著作権保護について立ち返るべきです。

●受付番号　185001345000003558

勝手にAIの学習先にされた絵師が周りにたくさんおり、現時点で不都合を被ってると思います。
自身も創作物を生み出す側であり、創作物でなくても、自身の写真を学習元に使われた場合簡単に悪意をもったコラージュを作られる可能性があります。
事実、AI出力がない状態でそのような被害を受けた経験があり、
上記の状態になった場合誰が責任を取ってくれるのでしょうか？
著作権や肖像権が蔑ろにされるのは非常に困るなと思います

●受付番号　185001345000003559

2.検討の前提として
(1)従来の著作権法の考え方との整合性について
ア　※それまで人気があるとされていた作風の需要が、生成 AI による大量の生成物の影響によって急激に少なくなる現象(例：かつて人気のあった特定の絵柄が、「マスピ顔」などと揶揄されること)は、既存の作家が長年の努力をかけて熟成させてきた特徴的な表現を大量に複製することによってありふれた表現へと貶めている点で悪質であると考える。
ウ　※AI 生成イラストの学習の際に、学習元の著作物を作成した作家、クリエイターに対価が支払われていないのは、最終的に営利目的へと利用されているという点で利用制限に関わらないととらえられ、悪質であると考える。
3.生成 AI の技術的な背景について
(1)
ウ　※一部の生成 AI 製作者が「現状の生成 AI は生成型検索エンジン」と表現するような説明をしており、その説明の趣旨としては生成物が学習データの切り貼りが含まれる可能性が示唆されていると考えられる。
4.関係者からの様々な懸念の声について
＜AI 利用者の懸念＞
(3)(4)※クリエイターの立場としては、現状の生成 AI はクリエイター側の権利を大幅に侵害するものとして受け止めており、そのような問題が解決されないツールを利用することが利用者の努力として認められたり、法的保護の対象となる事は容認できない。
5.各論点について
(1)学習・開発段階
イ
(イ)
生成 AI に関して、享受目的が併存すると評価される場合について
※追加的な学習にとどまらず、特定の作家を目指さない汎用的な生成を行う場合でも、学習元となった著作物の創作的表現を微量でも反映させようとする意図があり、それは享受目的に該当すると考える。
「創作的表現を直接感得できる目的」などのような、素案に提示されているような限定的な範囲よりも、より広い範囲に享受目的があることが認められるべきである。
エ
(イ)
※現状としては、大量の生成物が出回ることによって当該の著作物の価値を貶め、需要を極端に減らすといったことが起きており、著作権者の利益を不当に害することとなる場合に該当しうると考える。

悪貨が良貨を駆逐するような現象が起きていると考える。
(4)その他の論点について
※最近、著名な作家などが生成 AI の諸問題を認識しないまま利用し、国内外で批判を受け、信用を失墜するような事態が起きている。ひいては日本のコンテンツ産業の信用を失いかねないため、適切な情報の共有が積極的になされることを強く希望する
※著作物を生成 AI に学習させないようにできる権利の明文化を強く希望する。
また、著作物に生成 AI 学習を防止、もしくは防止することを目的とした学習妨害の機能を持つフィルター(具体的には Glaze などの利用)などをかける行為が認められることを強く希望する。
※個人的な体感として、諸外国では生成 AI が規制される方向に進んでいるように感じられるが、日本国内においては問題点を軽視したまま推進するような傾向にあるように感じている。諸外国との対応にギャップがあるように感じており、ギャップが広がれば日本の著作物によるコンテンツ産業の衰退を招く恐れがあると感じている。
※一部の過激な生成 AI 推進派によって、著作物の学習利用反対を表明した作家、クリエイターに対して攻撃的な行動がとられるような状況が SNS 上などで散見されているように感じている。(逆も散見されるように感じられる。)
そのため個人的な体感として、自分の著作物のブランドを貶められることを恐れるクリエイター側が特に、意見表明に及び腰になっているような印象を受ける。
そのような立場の人の意見についても収集する努力を求める。

●受付番号　185001345000003560

自分の絵を AI 生成に使われたくなくて
AI 学習禁止と意思表示をしています。
ただ SNS を見ていると同じように禁止と意思表示してる方も含め
多くの方の作品が犯罪ではないからと許可なく勝手に
学習に使われています。
自分の絵も勝手に使われる気がして
SNS に絵を載せるのが怖くなっていますが
頻繁に絵を載せないとファンの方に忘れられてしまう不安や
SNS でお仕事を頂いたりしているので
載せる頻度を下げる事がお仕事を頂けるチャンスを
減らしてしまうかもと生活面の不安もあります。
AI 生成をするなら著作権などをしっかり理解し
人が嫌がる事をしないという当たり前の事が出来る
良識のある方のみが AI 生成を行えるようにほしいです。

●受付番号　185001345000003561

私は『学習・開発段階』『生成・利用段階』の部分を主に意見し、
生成ＡＩの使用における規制の厳罰化を求めます。
『特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的
な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為が行われている。』
この事によってＡＩ利用者が著作権侵害になるどうか以前に、特定の権利者が精神的に不安になってしまい絵が描けない or 一切ＳＮＳ等に作品を投稿してくれないといった現状が起きています。
このような行為が手軽に出来てしまう今の生成ＡＩ技術は多くのクリエイターのやる気をそぐ行為だと断言できます。
今現在『ＡＩ学習はネットにあがった作品を学習することは罪にならない』と悪質なＡＩ利用者によってそのような事実とは違う情報が広まっている事で、ＡＩ学習禁止と記載しているにも関わらず学習されている人を大勢見ています。
有名なクリエイターが筆を折る前、またイラストレーターを志す若者を減らさないためにいち早く生成ＡＩの規制を求めます。

●受付番号　185001345000003562

制作された絵画や写真、文章などがAIにより収集され
製作者の知らない所で勝手に利用された上に改変される。
そしてAIにより出力された物には、利用元にされた人の名前も作品も
知らされる事なく、世界中の芸術に携わる人たちに関わる無許可の模造品が出来上がるのです。
人間がオマージュを得て芸術品を作るのと変わらないという意見も見ますが、
人が感じ、考え、得て来た技術を使い自らの手でゼロから創造するのと
AIが既に作られている作品からコピーした物を混ぜ、
固め直した物を作品として扱うのは著作権として大きな問題があると思います。
企業などは安い賃金で品物を買える事が望ましいと考えると思いますので
AIの利用を推進したいと考える者が多いと感じますが、
AIによっては特定の作家の作品に酷似した物を作り出す事も行われ
それはインターネット上にある作品を勝手に使用している行為と変わらないです。
AIは盗作、違法コピー、果ては成りすまし等
著作権を無視する問題のあるシステムだと強く認識しています。

●受付番号　185001345000003563

「AI と著作物に関する考え方について」
現在世間で一般的に使用されているツール（参照 https://novelai.net/）などは元々著作権を所持した複数のデータを元データとして生成しているケースがある。不特定多数のデータを AI が学習した際、元データは生成 AI に指定されたプロンプトの分量・内容、そして生成の試行回数によって生成 AI の作品に著創作的寄与の判断に影響しないと考えるべきではない。
そもそも生成 AI において、特定の生成 AI への使用を許可していないイラスト・写真を元データにすることは著作権法の侵害行為であるとし、厳しく取り締まるべきである。
また、海外版機械学習に関する危惧が本文には足りていないように思われる。

●受付番号　185001345000003564

金銭的価値の出ているイラストを製作者に無断で学習元とした生成物を商品として売り出すのはいい気分ではない。

●受付番号　185001345000003565

生成 AI の学習素材として、自分が SNS にアップした写真やイラストが利用されるのではないかと不安です。
生成 AI を悪用して個人のお金儲けに利用したり、
特定のイラストレーターの絵に酷似したイラストを生成される事例をみかけ、
生成 AI 技術に対して悪感情を抱いています。
トラブル回避のため、学習素材については厳しく取りしまってほしいと思います。

●受付番号　185001345000003566

5、イの(イ)
初めの頃は無差別に学習したAIがイラストを生成していたかもしれませんが、資料に書いてあるとおり近頃はあるクリエイターの作品を学習させて専用の生成AIを作っている事をよく見かけます。
個人で楽しむだけでなく、「元のクリエイターに頼むと何万もかかるが AI に任せれば数分や数十秒で生成できる」「生成した絵を販売して稼ぐことが出来る」といった投稿を SNS でも見ます。そういった生成 AI は「クリエイターの名前で配布されている生成 AI」として存在し、明らかに故意的な学習から来ています。
特定の個人が持つ画風から生まれるものを享受するだけでなく、クリエイターから学習したものでお金を稼ぐというのは、元のクリエイターへの影響が大きいと思います。営業的な面でも依頼が減る可能性がありますし、生成AIとの関係で精神的負担が大きくなる可能性もあります。
制作をやめてしまったクリエイターも出ています。
クリエイターにとって自身の作風を奪われるのは売り物を盗まれるのと同じようなものであり、生成された別の作品とはいえ、自分が学習元となったそれを公の場に公開されるのは営業妨害とも言えます。
AI を活用しようとする者だけでなく、クリエイターの作品を学習させてクリエイター本人の SNS はブロックし、本人に届かないよう活動するといった悪意を持った人物も多く存在します。
現状だとクリエイター側が生成AIを受け入れるのは難しく、現にイラストサイトや依頼サイトなどで禁止されていることもあります。
自分の画風だと言われる生成AIが無くとも、SNS に載せた絵はどこまでも届きうるので、どこかで自分の絵が学習されていないか、いつか自分にも被害が及ぶのではないかと作品を載せるのに消極的になるクリエイターも居ます。
私が見てきた生成 AI を使う方々は、口を揃えて「著作権違反にはならない」と言います。裏を返せば、著作権を侵害しないと言わないと批判されるほど反感を買っているということです。
生成AIを使ってイラストを載せている人が「AI」と公言しないだけで炎上します。クリエイターにとって生成AIは敵であり、避けたい存在になっています。
今のままクリエイターと生成AIが寄り添い発展していくのは不可能に近いと思います。このまま生成AIが発展していったとしても、クリエイターはそのために妥協や諦めを余儀なくされるでしょう。
クリエイターの一員の私としては、そういう未来になってほしくありません。
NFT などデジタルでの作品も盛んになってきた今、SNS がリスクに繋がることはマイナス

だと思います。
学習を制限するのは生成 AI の発展を阻害することになるので厳しいとは思いますが、せめて生成後の著作権だけでもどうにかできないでしょうか。
生成後の販売や自分で描いたと偽る（AI であることを意図的に隠す）発言、そういったものだけでも制限していただければ変わるのではないかと思います。
生成自体は企業が広告で使うイラストなど、「クリエイターに頼むほどずっと使用するものではないが、絵があった方が映えるからなにかイラストが欲しい」といった時に便利なのではないかと思うので、生成・使用に関しては特別厳しい制限は無くてよいのではないかと思います。
ですが、そのイラストをグッズとして販売することや、生成 AI を使用したイラストをクライアントに納品することは、著作権違反として良いと思います。
商品としているのは生成 AI の学習元にあるイラストデータであり、生成した人物が 1 から描いたものではありません。学習元が無ければ成立しない商品です。
そういった不透明なものを販売することは後のトラブルに繋がる可能性もあります。
また、学習したデータから版権物を出力してしまう可能性もあり、版権元の利用規約などに干渉してしまう可能性もあります。
実際最近では「アイビスペイント」に少しだけ実装された AI 機能で、全く別物のイラストから「ソニック」のキャラクターイラストが完成してしまうことがありました。
もし生成者がそれを知らずに公開・販売してしまうと、版権元とトラブルに発展することもあるでしょう。
AI が学習しているのはあくまで作品だけであり、完成したものを見て規約に違反するかの判断はしてくれません。生成者が全ての版権物に精通しているというのも現実的ではありません。つまり、気付かずに販売する可能性は十二分にあります。
以上から考えると、販売は違反として制限した方がよいと思われます。
生成 AI の学習・生成が精巧であれ再現性が薄いであれ、クリエイターが傷を負って引退していくのは芸術的方面でも発展とは言えないと思います。AI で作れるとなれば筆を折るクリエイターは多いでしょう。
それを防ぐためにも、ぜひご検討をお願いします。

●受付番号　185001345000003567

例えば有名な絵師が描いた掛軸と観光地で売ってる同柄のポスターであれば掛軸とポスターの違いは分かりやすく、掛軸の価値は下がりません。しかしAIを使った作品では掛軸とポスター程の見分けやすさは有りません。
かつて[redacted]氏の画集が出版され[redacted]氏が一部作品について「描いてない」といったニュアンスのツイートをした事が有ります。AIがそれほど発達していない時代でも精巧な偽物は存在していました。
しかしAIが汎用され秒で簡単に大量の作品が作られてしまうと、作品全てを作者本人の作品なのか、AIが既存作品を混ぜ合わせてキメラにしたそれっぽい偽物なのかを疑いながら見ざるを得なくなるのはとても嫌です。

●受付番号　185001345000003568

応援している作家さんや絵師さんが生成 AI に模倣された事により心を痛め、筆を折られてしまうのはとても困りますし、趣味で絵を描いて楽しんでいる者として生成 AI が原因でトラブルになる可能性にメンタル削られるのは正直不安で仕方ありません。
節度ある使い方をする方でしたら不安に思う事はあまりありませんが、ただでさえネット上で日々生成 AI に関するトラブルを拝見しており、“不快”という気持ちが勝っているのが現状です。

●受付番号　185001345000003569

イラストレーターとして働いていますが SNS 上でもうすでに特定の人気作家の作風を読み込み、新たなイラストを生成しトラブルになっているのを多々見ています
もし生成 AI がいろんな場面に進出すると「クールジャパン」など成立しないクリエイターへの大打撃につながります
たくさんの人のお皿から一つずつ料理を盗んでオードブルとして販売するようなものです
広告で AI イラストを使用して多くの批判が集まった Wacom の例も記憶に新しいです
ハリウッドでも大規模なストライキが起こる程、この問題はクリエイティブ業界で働く人すべてにとって許し難い問題です

●受付番号　185001345000003570

生成で人のをパクるのはよくないと思います。

●受付番号　185001345000003571

クリエイティブ業界において人が作った作品と生成AIが作った作品とは市場が競合しているが、現状の生成AIは人が作った作品に完全に依存した仕組みであり、搾取構造を生み出しているように思える。

●受付番号　185001345000003572

第 30 条の 4 がおかしいと思います。
撤廃すべきです。

●受付番号　185001345000003573

・AI 生成物により元の作者の努力が奪われ、更に安易に性的に改造されたりして作者が心を病まれたりしている。努力の末に身につけた技能を搾取できるルールにすると、創作をする人が居なくなる。必ず著作権は守られるべき。
・好きな作家さんや声優さんが生成 AI に模倣されて仕事が減る/辞められる事になり得る。すごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・曲などのように生成物を購入する、利用した製品に対価を支払う人/会社は生成に利用されたデータ(AI による生成物を除く)を把握し、データ元の作者へ対価を支払うシステムにし、作者を保護してほしい。
・手描きと AI 絵など、人の作品と AI 生成物の判別がつかずトラブルにならないか不安。AI 生成物には取り除けない形で分かるものを併記/表示させ故意に除いた場合の罰則を用意してほしい

●受付番号　185001345000003574

5 各論点について　(1)(2)(3)(4)

生成 AI の学習に自分の作品を使われたと立証する責任が被害者の方にあるのはおかしい。
生成 AI に学習元データの記録を全て残すことと削除を不可能にすることを強制し、必要とされた場合に学習元データの開示を強制する法律が必要である。
なぜなら、学習元データを開示されなければそもそも被害者は立証がかなり難しい。さらに、権利侵害を受けた被害者であるにかかわらず、被害を受けた側の心理的負担、時間的拘束が訴えられた側に対して大きすぎる。
基本的に生成 AI による権利侵害を受ける人物は創作活動をしていることが想定され、時間的拘束と心理的負担は確実にその活動を止めることになり、本人の生活基盤や収入、作家人生に大きなマイナスを生み出すことになる。その結果、訴えるよりも泣き寝入りが増えるとなると、法律を整備したところで意味がない。
生成 AI との共存には、学習元データの記録を残すこと、削除禁止、開示請求があった場合強制開示をする法律が必要である。
また、生成 AI の学習元データについては、「学習を禁ずる作家側が作品に何らかの処置を施して拒絶していることを示す」という方法では、作家の負担が増えるほか、作品の本来の美しさや表現を妨げる加工を必要とし、結果的に損を被る。
生成 AI で作った作品がノイズもないそのままの美しい高画質で作品をデジタル展示できるのにたいして、人間が作ったものがノイズにより劣化させ低画質にするなど表現を妨げられ質を落としてのデジタル展示を強いられるのはおかしい。
そもそも生身の製作者ではなく、その権利を侵害する可能性を危惧されている生成 AI 側に規制を設けることが前提である。
私が求めることは、製作者による「学習データに使うことへの可否」を一つ一つの作品ごとに設定できることであり、その選択したことを生成 AI 側がいちいち確認する必要があるという法整備である。
現行の著作権法ではこれが認められており、一つ一つの作品について何かに使う場合は管理者への確認が求められている状態なのに、生成 AI だけはそれを逃れているのがそもそもおかしい。
この時点で矛盾している。
生成 AI 側は作品ごとに学習元データとして使っていいのかを確認する必要がある。
これが現行の著作権法に従った形であると考えている。

●受付番号　185001345000003575

既に問題となっておりますが、生成 AI による著作権侵害が横行しており実害も数多く出ております。
悪質なものでは依頼と称してクリエイターの作品をラフの段階で剽窃し、AI に学習させて生成されるといったものも確認されております。
また、生成 AI によって作成した作品を用いてクリエイターを誹謗中傷する、活動を妨害するといった事例も後を絶ちません。
クリエイターの皆様方を守る為にも、生成 AI を使用する際は著作元を明記するか使用の際に目に見える形で免許や許可などを必須にして頂けると幸いです。

●受付番号　185001345000003576

配布 PDF 10 ページ目後半、11 ページ頭にに記載されている
「学習（）データは切り貼りではないとされる」事について
何を持ってそう仰るのか到底理解できません。
事実、無断転載の上、切り貼りされています。
無断でクリエイターが生み出した作品が使用され、仕事や利益に支障が出ています。

●受付番号　185001345000003577

私は絵の構図が思い浮かばない際に、
生成 AI を使用して参考にできる構図を出しています。
なので全てが規制されてしまうと、それはそれで道が狭まるなあ……と……。
手書きか AI か分からない問題に関しては
全ての生成物に AI で作りました！の透かしが強めに入るようになれば良いのでは？と思っています。

●受付番号　185001345000003578

人が作ったものを勝手に使用してAIで出力し自作だと言う人がたくさん出てきています。
なんとかしていただきたいです。
ただの泥棒です。

●受付番号　185001345000003579

今回の AI と著作権に関する考え方について、以下の点に意見を提出します。
5 各論点について【非享受目的に該当する場合について】（イ）について、素案では法第 30 の 4 をもとに情報解析の用に供する場合は非享受目的となること、具体例としてプログラムの著作物のリバースエンジニアリング、美術品の試験的複製等が挙げられていますが、これを素案で示されている考えに準用すると、生成 AI の生成物は情報解析のための「試験的複製」等と認定されれば非享受目的として法第 30 の 4 の適用になる、という解釈も可能かと思います。
この場合、生成 AI が学習のために要したデータ群の保存破棄、そしてその利用規約と法第 30 の 4 の適用の関係はどうなるのでしょうか。【その他の論点】キにおいて、生成 AI はその特性上あらゆるデータを大量に取り込んでも必要と認められる限度を超えるとは評価しないとありましたが、ひとところに留まらない「あらゆるデータ」および付随する利用規約は、情報解析のための「試験的複製」として著作権者との合意交渉なしに無効となるのでしょうか。そして学習に用いられた「あらゆるデータ」は破棄・消去すら不明のまま保存され続け、生成物は法第 30 の 4 の適用のもと各種利用されていくのでしょうか。私にはそのあたりの議論が尽くされていないように見受けられます。現在流通している主要な生成 AI はどれも享受目的を有するなか、本素案が示す線引きはとても限定的であり、このまま話が進むことに不安を覚えます。もう一度内容の再議論・検討が必要なのではないかと考えます。
また、著作権者や権利者の合意なしに、著作物を違法利用した可能性を含む生成物を認めようとするのは、著作物のロンダリング・既存の市場価値の破壊等を招くことにも繋がるのではないでしょうか。慎重な議論が必要だと思います。
あわせて全体を通しての意見となりますが、狙い撃ち学習等に触れてあったのはとても良いなと感じました。
しかし、いまの素案では無法な生成 AI 利用側と盗用される側のイタチごっこになるのは必至と思われます。もし仮にこのまま推進しても、文章や絵、漫画、声等のパブリシティ権はないがしろにされたまま、クリエイターら既存の創作者は「素材」扱いで不利益を被り、生成 AI 利用者だけが権益を得る図式の強化が行われるだけではないでしょうか。
著作権法は文化発展のための法ではありますが、無法な生成 AI 利用側に多くの利益が発生し、権利者側は誹謗中傷すら受ける現状を踏まえて、もっと著作権者（知的財産の権利者）の権利保護および生成 AI の規制はどうするかに論点を寄せた議論をしてほしいと考えます。
上述してきたことの繰り返しになりますが、種々の権利付与や市場拡大を念頭に、生成 AI 利用を推進しようとする本素案では文化庁が目指しているであろう著作権法の尊重、著作権者（知的財産の権利者）および著作物の権利保護と発展、既存の市場維持、そして創作に紐づく人間文化（技術）の継承等は難しいように思います。

素人である当方以外にも市井の方々、有識者らによるパブリックコメントが寄せられていると推察されますが、それらの意見を叩き台として、審議会の議論を含め、生成 AI と著作権の考え方について再検討をいただきたいです。どうぞよろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003580

SNS 上などで公開されている絵などの作品について、生成 AI を利用して盗用されるトラブルなどを目にしている。そういったことが起こらないように、利用に一定の制限は必要であると考える。また、同時に、クリエイターの権利や立場を守るための施策も必要。
一般人から見て、生成 AI が作成したものと一目で判断が出来ないため、それと分かる記載を必須としてもらいたい。

●受付番号　185001345000003581

幼少期より絵を描くことが好きで、現在趣味でイラストや漫画を描きながらデザイナー業をしています。AI によって己の生きがい、これまでの人生で努力して培ってきた財である作品を、児童ポルノをはじめとする犯罪に関わるような生成物に使用されることは決して許されることではありません。AI によって著作権を侵害されることは、1 人の人生を破滅、破綻させることと同義であると感じます。既に著名なイラストレーターの絵柄を模倣し、イラストレーター本人が描かないようなポルノイラスト、自殺示唆を行う作品を生成している第三者が現れる等の問題も起きています。AI の使用について、厳しく取り締まりをしていただけるよう、強く願います。

●受付番号　185001345000003582

現在の生成 AI を誰でも自由に使えることに著作権侵害の可能性、また危険性を感じる。
AI の使用によって著作権侵害やその他クリエイターが大きな被害を被る状況になってしまった場合、その発端が誰なのかをすぐに特定ができるように、免許やユーザー登録の制度を充実させて欲しいと思う。また AI で生成した作品はそれとわかるように独自のマークを付与するなど、クリエイターの作品が保護され、また AI の作品ではないとひと目でわかるような仕組みがあったら良いと思う。
生成 AI は使い方次第でクリエイターの幅を広げるとても可能性のあるものだと考える。しかし現時点では AI を使用したフェイク画像が蔓延っていたり、実際に AI の学習に勝手に自身の作品を使用され、被害を被るクリエイターが存在していたりするなど、利点よりも懸念点の方が多く、反対の声が多く上がっている状況である。
AI の使用についてそのような懸念があるならば、その懸念点を解決、またはクリエイターの声をしっかりと反映させた方法をとって欲しい。
何があっても AI によって今いるクリエイターの仕事が減ったり、その作品価値が下がるようなことがあってはならないと思う。
またあやふやな策が早急に出され、自身の作品が悪用される危険性を考えるととても怖いし、活動の場を減らすことが余儀無くされると思う。
AI が悪用されることなく、クリエイターの利に働くように制度を整えて欲しい。もしくはそれが難しいならば、悪用した者に対して正式に処罰を与えるようなクリエイターを保護する政策をとって欲しい。
またそのような策を決定する際に、口上として策を決めるのではなく、実際に多数のクリエイターの声を反映させることが最重要だと思う。

●受付番号　185001345000003583

好きな作家さんが生成 AI の模倣から筆を折ってしまった。規制するか、どうしても扱うのであれば免許制にして欲しい。
絵に限らず、例えば声優さんの声を模倣してのディープフェイクも既に散見されている。
このまま規制せずに生成 AI を扱う人が増えるのは危険だと思う。

●受付番号　185001345000003584

5 AI による創作物にも権利を認める場合がある、という旨を読み取ったが、剽窃の産物であると考えており、認めてはならないと思う。

●受付番号　185001345000003585

こちら意見の方お送りさせて頂きます。
拙い文章ですが読んでいただけますと幸いです。
私は趣味程度ではあるのですがイラストでお仕事を頂くこともある身です。
今回懸念の声の欄など拝読いたしましたが頭がもげそうなほどうなずいてしまいました。
著作者に無断で学習したイラスト生成 AI の利用者の一部が「画風には著作権はない」と仰る方がおり、そもそも SNS やイラスト投稿サイト等に投稿する時点で学習されても仕方ないと言われることもあります。
生成されたものにどの程度画風が反映されているのかの類似性をまず論点にするのではなく、無断での学習自体を規制して頂きたいと存じます。
無断で著作物を学習した時点では著作権の侵害にはならない個人利用の範囲に当たるかと思われますが、生成し投稿した時点で無断で学習したこともペナルティとして入れて頂ければと考えます。
それに伴い学習データの透明化の義務があれば更に良いなと感じました。
こちら長々と失礼致しました。
何卒よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000003586

私は絵を描くことを生業としているものです。
昨今、著作物に関しての AI の無法があまりにも目に止まります。
私は法律家ではありませんので現状の AI のボーダーラインがどこまであるのかはわかりません。ですが作家の著作物であるイラストを無断で学習させあまつさえそれをオリジナルだと言い張る輩さえいるのが現状です。
１００歩譲って学習させる行為自体は問題ないにしても、作家が学習に使用するなと断言している著作物も勝手に学習させる行為も横行しています。
バレなければ何をやってもいいのであればもう法律で規制するしかないかと思います。
AI も使い方を律すれば世の中のためになる部分も多々あるかと思いますが、そのせいで職を失いあまつさえ盗人とさえ取れる連中に金銭が流れることは絶対にあってはいけないと考えます。
このことで無駄とも言える時間を対策に費やさねばならなくなった作家達を守ってください。

●受付番号　185001345000003587

生成 AI 使用者が問題を起こし、注意された際散見するのが法的には問題がないに帰結します。
現に法律スレスレかアウトな方法で各所に迷惑をかけているので今後イラストのみならずデータを使った全ての事に適応して嫌がらせを行う可能性があります。
無くすのは困難だと思うので何かしらの強い法的制限をお願いします。

●受付番号　185001345000003588

好きな作家さんが生成AIに模倣されて絵を描くことをやめてしまうようなことがあったら嫌だ
生成AIは規制、もしくは免許制にして欲しい
生成AIと一目でわかるマークを入れてほしい
生成AIの作成元を辿れるようにしてほしい
作成元が生成AI使用を許可した絵だけがAIで使用できるようにしてほしい、無断使用できないようにしてほしい

●受付番号　185001345000003589

元々AI イラストはコストカットの目的で生まれたはずです。企業側が企画をする上で使用することや背景イラストを AI イラストで描くことはとてもいいことだと思います。
ただ、クリエイター個人がお金を得る為に大量の金銭と時間を費やしたのを一瞬で横取りするのは窃盗に似た状況を生んでいます。
このような事が起こると、元の絵を描いたイラストレーターさんのモチベーションと仕事を奪う事になり AI イラストの幅も減っていく事でしょう。それは元も子もない話です。
技術を真似することと他者から技術と仕事を奪う事はきちんと規制すべきだと強く感じています。
イラスト掲載サイトでも AI イラストは規制が強まっています。クリエイターを守る為です。

●受付番号　185001345000003590

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られるかもしれいので、生成 I に対する規制を厳しくしてほしい
・生成 I は規制、もしくは厳しい免許制にしてほしい。違反した場合、生成 I を使うのを制限してほしい
・手書きと AI の判断がつかずトラブルになるのが不安
・日本は絵を描いた人への権利などがゆるすぎる
・このままでは、絵を描いたり小説を書く人は減っていく
・「クールジャパン」だの、アニメを売り出すためにはもっと AI に対する規制を厳しくしないと、文化が廃れる

●受付番号　185001345000003591

絵を描くことを趣味や仕事にしている人間にとって自分が描いたものを無許可で取り込まれることや、それによって今まであったものを軽んじているような流れが全体的に受け入れられません
誰にでも使えるようにするには危険なツールかと思います
AI の進歩によって良い方向に変わるものもあるとは思いますが先代を尊重するやり方にしないと結局未来はないように思います

●受付番号　185001345000003592

製作者本人の同意無しで勝手に生産 AI に模倣されれてしまい、成り済ましやイメージダウンなど不利益が起きて筆を折ることになるのはとても悲しい。
製作者の努力や技術を簡単に他人が使っていいものではない。
生産 AI は免許制、もしくは必ず誰が生産 AI で作ったかわかるように、さらにそれが生産 AI で作られたものだとわかるようになってほしい。
現在手描きか生産 AI か判断できなくなっているため、受け取り側も混乱し必ずトラブルが起きるようになっている。

●受付番号　185001345000003593

イラスト投稿 SNS で、アニメキャラの公式画像と絵柄が酷似した、生成 AI で作られたアダルトイラストを目にすることがあります。アダルト画像は検索フィルターで簡単に見られないようにはできるとは思いますが、優しいキャラクターが暴力を振るっている画像など、本来のキャラクターがやるはずのないことをしたような画像を簡単に作って、ネットを通して全世界に公開できるようになるのは風評被害にも繋がるのではないでしょうか。
また、動画投稿サイトで声優や歌手の音声を利用した生成 AI でカバー曲を出しているのも見かけました。声優・アーティストの活動を狭めてしまいますし、声優・アーティストの個性に明らかに合わない曲を歌わせたり、言わないセリフを言わせるのも風評被害に繋がるのではと心配になります。

●受付番号　185001345000003594

自分や自分の家族の写真を AI に利用されたくないです
自分が描いたイラストや文章も AI に利用されたくないです

●受付番号　185001345000003595

AI はただのツールではある。
使い手が明らかに
著作者の意図に反したり、
簡単に模倣する事は
禁止すべきである。
コピー商品を容認するのと
同じ事であり、
もしくはそれ以上に
容易に出来てしまうのは
大きな問題である。
著作活動をする者の
尊厳にも関わる事案が
現にある事も許されざる
事態である。

●受付番号　185001345000003596

イラスト、アニメ、漫画、デザインといった仕事をしている人がとても困ります。
完成していない状態から盗って、AI で生成利用する輩が今も居ます。
しかも、AI 使って生計立てている人も居ます。
私も絵の仕事をしているため、この状況は許しがたいと思っております。

●受付番号　185001345000003597

2.検討の前提として
⑵AI と著作権の関係に関関する従来の整理
イ　法第 30 条の 4 の対象となる利用行為
生成 AI は生成する過程において、学習データに依存した復元・合成によってデータを生成する事から、
学習データの思想又は感情の享受を行ってしまいます。
また、各 AI 開発企業や AI を使用した企業、個人の AI で生成したデータの使用例（商業・非商業問わず）を見るに、
広告やデザインが主となっているため、学習データの著作物と競合する市場に大きな影響を与え続け、思想又は感情の享受を行うために著作物を学習していると考えられます。
以上から、法第 30 条の 4 の対象外となる行為に該当するため、生成 AI のための学習に法第 30 条の 4 は適用されないと思います。
5.各論点について
学習･開発段階と生成段階と分けて議論されてきましたが､昨今の生成 AI 周りの世界情勢、国内外の使用例や学習データの著作物の著作者に対する生成 AI 利用者からの被害を考えるに、
学習・開発段階で学習データの著作物の権利を保護する法規制が必要と断言します。
生成 AI は他の情報解析等の AI とは違い、学習データの著作物の思想又は感情の享受を容易に行い、また、それらのコントロールを利用者が制御するのは不可能な技術であるためです。
学習・開発段階で「学習データに著作物を用いる場合、著作物の権利を有する著作者本人の許可を必須とする（オプトインといわれるもの)」「どのような学習データを用いたかの学習データの公開」「著作者の権利を持って、学習データに無許諾の著作物が発見された場合、学習データから取り除く申請窓口の設置の義務（オプトアウトといわれるもの)」は法によって義務付けなければ、AI 開発企業、AI 利用者、学習データの著作物の著作者共に懸念が付き纏うことになります。
また、個人のクリエイターの作風を模倣するための過学習については、作風を共通して有しているに留まらずと認識されているようだが、
作風を共通して有するために「大量の作品、著作物が無許諾で学習されており、それらの思想又は感情を享受している」に過ぎず、
法第３０条の４にも適用されない、クリエイターになりすます、人権侵害行為に該当する極めて悪質な行為といえる。
生成・利用段階においては、企業個人問わず「誰がどのようなプロンプトで生成したか」の紐づけを義務付けるべきと考えられる。

ライセンスナンバー等を用いて利用者と AI 開発・管理企業を紐付けることによって、生成データの責任者が誰かを明確にでき、
生成データによって引き起こされたトラブルや悪意を持ってデータを生成した場合の責任追及が可能となる。
また、生成されたデータにウォーターマークの付与等を施し、AI 生成データと見分けがつくようにすることも義務付けるべきである。
各段階において最低限、いくつか法規制がされるべきと主張するのは、SNS 等で見られる利用者の意見として
「法によってルール作りがされなければどのような運用していいか分からない」といった意見が多く見られるためであるため、
生成 AI 利用者のためにも早急な法による義務付けや規制が急務と考えられる。

6.最後に

議論を継続していくことが必要であるのは同意だが、議論の場に AI の学習元の著作物を扱うクリエイターが居ないのは実に不平等で不誠実と思わざる得ない。
クリエイター、AI 開発者双方に利益を齎す生成 AI の開発にためには両者の意見が必要不可欠である。
また、諸外国の著作権制度との調和を図ろうという意図はあるようだが、ハッキリ言って未だに第 30 条の 4 が足を引っ張り、この条文についての議論を続けている我が国は
諸外国から大きく遅れをとっているのは明白。
第 30 条の 4 の改正、新たな生成 AI に関する法律の制定、そのためにクリエイターを交えての建設的な議論を、
世界的に誇れるアニメや漫画、イラストやゲームといった日本の文化を守るために早急に行っていただきたい。

●受付番号　185001345000003598

AI が悪い技術という訳ではありませんが、著作権が存在する作品群を無断で AI に学習させる行為が横行しておりこのままではクリエイター業は需要をAIに奪われてしまう可能性があるのではないかと感じています。AI の使用に際して参照すべき具体的かつ明確な法律が出来ることを望みます。

●受付番号　185001345000003599

生成 AI があらゆる部分で不利益や迷惑を伴っていることを踏まえたうえで生成 AI を推進することにメリットがあるとは思えません。
もっと熟考に熟考を重ねてください。今活動しているクリエイター達を守ってください。

●受付番号　185001345000003600

現状 SNS を始め、既に多々問題報告がある中手描きと AI 絵の判別がつかず更なるトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000003601

AI と著作権に関する考えについて。AI は使用者と学習元が同一の場合のみ使用可能とし、生成者にも著作権を与えるべきではないかと考えます。
イラストの AI 生成では悪意のあるなしに関わらず学習元と酷似した画像が生成される事案が既に起きておりトラブルの元になっています。
また、写真を学習元とした生成の場合より本物の写真なのか AI 生成なのかの判別が困難となる懸念があります。災害時のデマ画像がより判別できなくなったり事件の際の証拠の捏造など悪質な生成も可能になります。
学習元と AI 使用者が同じならば著作権の問題は起きませんし悪質な生成の際には罪に問うことも可能になるのではないだろうかと考えました。

●受付番号　185001345000003602

4 関係者からの懸念の声について
本来、美術作品というものは様々な観点から評価されるものですが、画力の高さというのも評価の一つだと思います。作家本人が長い年月をかけて磨いてきた技術力というものはその作家本人の大きな武器になっていましたが、生成 AI が出てきてからシンプルな画力の高さが武器にならなくなってきているのが非常に大きな問題です。人が何十年もかけて作り上げた技術を AI が一瞬で模倣し、その AI を利用している第三者がその利益を受け取れるなんて実に不当な話だと思います。
そうして AI によって本来受け取れるはずだった利益を奪われた創作者が失われていき、AI による創作しかなくなることで日本の文化はいつか崩壊すると思います。既に AI によって大きな打撃を受けている創作者もいます。AI による文化侵略は始まっているんです。
AI を利用するのは良いと思いますが、誰もが使える状態で野放しにしていい道具ではありません。絶対に。

●受付番号　185001345000003603

AI イラストの濫用を規制して欲しいです。
AI イラストはすでにいるイラストレーターさんの作品の模倣であり、
AI にイラストを利用・悪用され筆を折ることになったらすごく悲しいです。
生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しいです。
また、イラストを発注する際など手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安です

●受付番号　185001345000003604

最近 X や pixiv で AI イラストで溢れ、手描きのイラストが埋もれてしまっています。私は AI 任せのイラストでは無く、手描きのイラストが見たいです。

●受付番号　185001345000003605

第三者が利用できる生成 AI の場合、学習時点で取り込んだもの（作品 URL や参考画像）の一覧を全ての人が無料で参照できるようにするべきです。
これは、引用の原則として引用元を明記するのは当然であるということからです。
引用の場合は成果物として同じものにはならず、引用元にとって代わるものではありません。しかし、生成 AI の場合、学習元データを明かさない場合はクリエイターの感情的な作風を一方的に奪い、クリエイターの機会損失や独自性を作るに至った時間的コスト、作業的コストをも奪う行為だと考えます。
生成 AI に無断で利用されたくない人からの、学習データ削除申請の受付、クリエイターの創作物への使用料支払いを義務化するべきです。
使用料は法律である程度の最低額を決めておき、それ以上の高額での請求となる場合は双方が裁判となる形でも良いと思います。
また、画像生成 AI の場合は個人利用で使う場合はある程度の透かしを強制的に出力させるように AI 事業者へ義務化することも必要です。
それを仕事で使いたい、透かしを削除したいという人は届け出をして公開すれば透かしを削除できるようにする等、企業と利用者に責任を課すべきです。
AI 利用者のリストは商標や事業主のように国で管理され、誰もがその情報にアクセスできるようにしておくべきです。
それと、単独のクリエイターまたは少数のクリエイターの作風に特化した生成 AI は、クリエイターの許可がない場合は学習も使用も禁止されるべきです。
これは特にクリエイターの被害が深刻になり、クリエイターの独自性や優位性やコストが簡単に奪われてしまうからです。クリエイターの独自性を保護するために、AI 利用者が学習に使用したクリエイター名を使って宣伝や共有することは厳罰にするべきです。

●受付番号　185001345000003606

AI 作品に自作を学習されてしまった作家さんが筆を折ることにならないか不安です。
ラフだけ作家に描かせてそれを学習させて最終稿はAIに出力させるといった事例も懸念されます。個別事案での判断になるケースが多くなることも予想されるため、AI による画像作品の出力自体を禁じてもよいほどではないかと思います。どうか作家さんを守って頂くことを強くお願い致します。

●受付番号　185001345000003607

1.
SNS では、有名なイラストレーターが己のイラストを素材として AI に学習、イラストの販売をされており
AI 使用者は、ただ「お金の稼げる素材」として利用をしているだけでした。
法で守られず、創作者側であるイラストレーターの立場が弱いままでは今後、どんどん筆を折っていくのではないでしょうか。
残るのは結局学習させられるもののなくなった、進化の止まった AI だけになりませんか。
それは非常に悲しくなる事であります。
2.
イラストの仕事をして、下絵（ラフ）と呼ばれる工程の確認で相手方に確認画像を渡した際
そのラフ画像以降はＡＩで生成させるから、と逃げられる
または、制作途中の画像を勝手にＤＬしイラストとしてＡＩ出力させ完成させ自分の絵だ、と盗まれる方が既に存在しております。
窃盗行為と何が違うのかの説明がつかない段階となっています。
3.
現在 AI で出力できるイラストの見た目ですが、いわゆる「マスターピース」と呼ばれる有名な絵柄があります。
元々その絵柄で活動していた方の絵があった筈ですが、彼らの絵柄は AI に吸収されその人の価値を潰してしまっています。
4.
既にイラストだけでなく、写真でも動画でも AI 化が進んでおります
例えばモデルやコメディアン、映像や画像的露出が多い人ほど学習させる顔の素材が多く偽の写真や動画がどんどん出てきております、今後もっと精巧になっていく AI が生まれていくと
事件の本物の証拠であっても、これはニセモノだ。いやホンモノだと区別がつかなくなりトラブルが多発することは目に見えております。
他にも、AI を使った海外の火災動画なども見かける事がありました自国ではなく、他国の動画であれば判断は余計に難しくなり本物と信じてしまうような出来でした。
5.
上記以外にも、SNS の X や Facebook 等ではメディアに関係のない一般家庭の家族写真やお子さんの写真を投稿される方が非常に多く存在しています
その中には、顔の写真にモザイクやぼかし処理を入れる事をしてない方も
ちいさなお子さんの写真を学習させ、AI でポルノ画像生成をする悪い人間は既に存在して

います
AI の画像生成を規制、停止させなければもっとひどいことになるのは明確ではないでしょうか
実際にイラストレーターとして活動しておりますが
AI 自体は、自動車運転や家電などで便利なものだと理解しておりますが
イラストや写真、動画等で使用するにはまだまだ整地段階ですらないと感じております
自分の年月をかけて得た技術は財産です、盗まれ学習された側は金銭を受け取る事もなく、これらの行為は窃盗でしかなく犯罪と同等ではないか
学習元になる側の人間からすれば、そう感じざるを得ません。
AI を使用して、参考にイチから全て描く。というお手本的使用方法であれば今後の法律の整地から、進められる未来もあるかもしれませんが
今の AI にはそれがない事、ご理解いただけますと幸いです。

●受付番号　185001345000003608

４.関係者からの様々な懸念の声 についての意見です。

生成 AI を現状のような無規制下での使用を続けてしまうことにより、いくつかの懸念点が考えられます。

まず、技術の盗用に等しい状況に陥ってしまい、本来その技術を時間や努力を費やして築き上げ、そしてこれから発展し、生み出されたはずの技術が失われたり、損なわれることが予想されます。

この一例として、AI イラスト生成が挙げられます。この場合、AI でイラストを生成するのには「学習元」すなわち生成される画像の元になるイラスト作品が存在しなくてはなりませんが、現状ではこの元になるイラスト作品は無断で学習材料に使用されています。

すると、元となった作品と酷似したものが AI によって生成されるようになり、人間が作ったのでないにしろ「盗作」と同様のことが起こります。

学習元にされてしまった作品の制作者たちは、時間と努力を費やして築き上げたものを無断で盗用され、その価値に著しく損害を受けることになり、業務妨害にもなり得ます。

人間が同様に盗作を行えば当然非難されますが、機械を、AI を通しただけで「禁止されていない、規制されていない」と許されてしまっているのが現状であると思われます。

その結果、制作者が活動をやめてしまったり、イラストなどの創作的な文化が衰退し、失われてしまうという可能性は大いにあると考えられます。

そのため、生成 AI についてまず「学習元」となる作品、あるいは人物などの利用に制限をかけるべきでしょう。

第一に、無断での利用は不可とするべきであると考えます。著作権関連で用いられる「クリエイティブ・コモンズ」などのように、学習元としての利用は許可するかしないかを、学習元の制作者あるいは人物本人が定められるようにし、許可されたもの以外はしてはならない、とするべきではないでしょうか。

次に、生成 AI の悪用についての懸念です。残念ながら、生成 AI を悪用して誰かを故意に傷付けたりするような人間が存在していますし、上記で述べた AI を用いての盗作でもわざと学習元にされた制作者を傷付けるような言動をとる場合もあります。

この点についてまず再重要視するべきなのは、実在の人物を用いた悪意のある画像や音声、動画などです。

生成 AI を用いることで、実際に撮影・録画された写真や動画、音声と見分けがつかないほどに精巧なものが生成できるようになっています。

すると、実在の人物を精巧に再現した状態で、その人物の尊厳を著しく侵害するような内容のものが作られる場合が大いにあり、また、ありもしないことを「実際にあった」こととしてインターネットなどを通じて拡散されるという恐れもあります。

また、自身や子供の写真を SNS に投稿したことで、それを無断でポルノ生成に使用され

ることも考えられます。

これらのことで、深刻な精神的苦痛や、社会的立場や個人の尊厳を侵害されることは、現状では大いに可能性があります。また、実際にこれを受けて自殺をしたという話もあります。

この点において、生成 AI は危険なものであると言えるでしょう。そのため、きちんと法整備し、制限をかける必要があると思います。

末尾になりますが、我々が安心して創作などの文化的なものを楽しみ、AI を正しく利用しよりよく生きていくために、生成 AI の利用についての法整備とある程度の規制は不可欠だと考えています。

一意見として、考慮していただければ幸甚です。

●受付番号　185001345000003609

個人
3.生成 AI の技術的な背景について
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
4.関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しいから絶対にやめてください
・マスピ顔と言われる絵柄を使い倒してその絵柄の価値を殺してしまっている
・上手い絵を見ても、AI 絵じゃないのかと素直に受け止められなくなってしまった
上記からもう既にひとつの文化が失われてしまっている。
よって、生成 AI への規制を強く希望します。

●受付番号　185001345000003610

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）のウについて

「学習データの切り貼りではないとされる。」とありますが、この認識は誤りです。

既存のデータの切り貼りで体裁を整えた生成物が多く、それが生成 AI の著作権侵害と密接な関係があります。

解決法として、生成物には引用元のタグやウォーターマークを埋め込み、一目で誰でも AI 生成物と識別できる等の対策を講じるようの事業者に法規制をかけて欲しい。

●受付番号　185001345000003611

まず、生成 AI についてその学習を妨げることは好ましくないと考えます。
今後より生成 AI が発達し、人間と融合していく社会になっていく際、生成 AI に対する規制は間違いなく人間自身に降り掛かってくると思います。
生成 AI が学習すること、またあらゆる創作物を生成することに制限を設けることは一種の怠惰によって今後の発展を制限する動きだと思います。仮に、そうした生成 AI が著作者の利益を害することがあった場合、それは学習や生成ではなく権利を侵害する形で発表することを咎めるべきだと思います。そしてそれは生成 AI でも人間でも同じことであるはずです。
学習スピードが AI の場合速すぎるということについても、あらゆる産業革命と同じことであり、著作物の表現のみ保護されるべきという考えを肯定する理由にはならないと思います。
生成 AI の学習する権利を守ることは、人間が学習する権利を守ることになると思います。そして、著作権を守るという行為は著作物を学習させることや生成そのものを制限させることではなく、その学習した技術や知識を用いて法から逸脱した行為を行った場合、その行為に対して厳しく罰則を与えることで遂行できることだと思います。

●受付番号　185001345000003612

私の好きなクリエイターが生成 AI の登場により、生成 AI で作られた作品ではないかと疑いをかけられているところを幾度も見ました
とても不愉快なものだったので、こういう事象が起こらないように対策してほしいです
・生成 AI の使える範囲を限定する(免許制にしたり、行政で認可を出さなければ使えないようにしたりするなど)
・補助金を打ち切る
この辺りをやっていただけると嬉しい限りです
AI は医療などの『技術』方面のみに使い、創作活動は私たち人間のみで行うというかたちが、AI との共生に近づける道なのではないかと思います
よろしくおねがいします

●受付番号　185001345000003613

生成 AI について、その学習データには権利者から無断で収集したものや、いわゆる海賊版をもとにしたものが含まれており、海外でのデモ・ストライキの点から見ても生成 AI の使用は倫理・道徳に反するものになっていると思われる。
また、生成 AI の使用者が無断で学習させたデータ・作品の制作者に対しての誹謗中傷や犯行予告を行っている事例もあり、併せて現在の生成 AI を取り巻く環境は、作品の制作者を保護する観点には至っていないと考えられる。

●受付番号　185001345000003614

AI 絵師を名乗る人々に絵柄を模倣され仕事に支障が出ている。現在の AI による画像生成は著作権の侵害であり、芸術文化を破壊するものである。

●受付番号　185001345000003615

AI が使われることによって不利益を被る作家の方々の意見をきちんと聞き入れた上で
正しい判断を行ってください。
良い技術も使う方の知識が携わってないと無駄になります。

●受付番号　185001345000003616

1 好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
2 生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
3 手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安
4「マスピ顔」と言われる絵柄を使い倒してその絵柄の価値を殺してしまっている
5 上手い絵を見ても「AI 絵じゃないのか」と素直に受け止められなくなってしまった
上記からもう既にひとつの文化が失われてしまっている
よって、生成 AI への規制を強く希望します

●受付番号　185001345000003617

人の著作物を勝手にAIに学習させることは著作権の侵害となるよう規制していただきたいです。流行りの絵柄などはありますがAIに学習させ一瞬でそのクリエイター様の作品を模倣するのと、次代のクリエイターとなるべく本人の力で様々な作品に触れて自分の作風を作り上げるのでは違うと感じます。
規制されず好き勝手に作品をAIに模倣される現状のままではクリエイターの方々が新たな作品を作らなくってしまうのではないかとも思っています。(現時点でもAIにて作品を模倣されたり、AI使用者に酷い言葉を受け筆を追ってしまう方も見受けられます)
人が作る作品よりAIが模倣した作品がネットに溢れるようになれば日本のイラストやアニメ、ゲームといった文化は似たようなものばかり進化のないものになってしまうのでは…とも思います。(AI 作品同士がお互いを学習しあえばどんどんクオリティは下がるのでは…？)
生成AIの使用には規制、もしくは使える場、人を制限する等の対応が必要だと思います。

●受付番号　185001345000003618

AI は学習しかできないため新しい作風や描き方などを作るのは不可能。そのため人が直接に描くことが必須だと思うが AI の進出により、筆を折ってしまうひとや仕事が無くなる人が増えると日本の文化は衰退せざるを得なくなる。

●受付番号　185001345000003619

私は今までずっと創作活動をしてきました。
誇りと自信があります。
AI に技術が奪われ努力を吸われ、今後の発展も損なわれるのが耐えられません。
AI が作ったモナリザもゲルニカも話題にもならないでしょう。
芸術や創作は魂が込められているから感動するのです。
「そんなもの求めてないよ、芸術なんてどうでもいいよ」という姿勢ではどんな文化も育たないです。
人間社会を貶める行為です。
上っ面だけで創作者やそれを楽しむ人々を軽んじるのはやめてください。

●受付番号　185001345000003620

昨今企業でも AI 技術を使った制作物を使用する動きがあるが、まだ AI の方も学習が足りないためほぼ絶対に「誰かの制作物や肖像のコピー」になる上に使う側も「誰かの制作物のコピーを作る」意図でしか使われてないと感じる。
そのため著作権などの問題が起こると感じるので、AI を作る側使う側どちらも時期尚早のため法整備と共に「AI 著作物自体の商用利用」は大きく制限する必要がある様に感じます。

●受付番号　185001345000003621

AI 生成に不本意に取り込まれた作品の作者を蔑ろにしている
過去の学習元もこれから先学習していくものも『作者の同意』が無い場合は違法とする処置を検討していただきたい

●受付番号　185001345000003622

画像生成 AI が登場してからの政府の対応の数々を見て本気で絶望しています。
現在世に出回っている生成 AI は全て、人々の努力の結晶を横からかすめ取り、わが物のように使うことを正当化するための目くらましのようにしか思えません。
海外は国が生成 AI のこの真実に気づき、規制に向けて動いているのに日本だけがおそらく生成 AI によって甘い汁を吸いたい一部の業界人たちに踊らされ、馬鹿な夢を見ています。
断言できますが､今の生成 AI を推進しても日本が勝つなどということは絶対にありません。
たくさんの素晴らしいクリエイターがいることが日本の強みなのに、それを自ら手放そうとしています。
お願いですから、一部の利権目当ての連中の言うことを鵜呑みにせず、生成 AI の問題にちゃんと目を向けて下さい。
業界で現役で活躍しているようなクリエイターの方々からちゃんと意見を聞いて下さい。
私自身も創作活動をしており、日本のクリエイターたちの作品を本当に愛しています。
なので、生成 AI がでてきてからたくさんのクリエイターが作品をうばわれ、悪意のある利用をされて傷つく様を見たり、生成 AI に無断学習されることを恐れて作品をウエブ上に安心して発表する事もできなくなったりする様子を見続け、この 1 年半ほどの間本当に地獄にいるような気持ちで過ごしています。
生まれてからこのような辛い思いをしたのは初めてです。芸術のみならず、人の人生や努力に対する冒涜としか思えません。
どうかどうか、お願いいたします。不当に人権を侵害されている人々の心に目を向けて下さい。

●受付番号　185001345000003623

悪意を持ってAIを使う人がいる。
努力の賜物を踏み付けにし、作者を貶すような事を言う人がいてかなり不愉快。
またAI生成かいちいち凝視しなければいけないのが苦痛。

●受付番号　185001345000003624

各論点について

（1）学習・開発段階

pixiv 等の大手投稿サイトからプールしてきた大量の無断転載画像を使用したデータセットでは無く、学習元となる作者から作品を買い切り、又は継続利用で通常相場と同じ値段を支払い作品の使用許可を取ったもののみので作ったデータセットを作ってほしい。

（2）生成・利用段階

悪質な動画や児童ポルノを含んだ生成画像が数多と産み出され販売されてるのに加えて集中学習された為に絵柄で差別化を図り仕事を受けていた作者が筆を折られることになっているので一律利用禁止または金銭の発生する利用は一律禁止にしてほしい。

画力を上げる等の目的の為、個人で生成して個人で利用、破棄(再配布無し)で完結する場合のみ利用可能にしてほしい。

（3）生成物の著作物性について

データセット内作品の再現の複合体にしかならない為著作物性は低いと感じる。

関係者からの様々な懸念の声について

私はアニメーターとして絵を描いて仕事をしています。

絵を描く生業の端くれとして感じたことは以下の通りです。

生成 AI 利用者が作った虚偽画像や虚偽動画、実在する人物の顔や声を使い暴言や卑猥な言葉を喋らせた動画やボイスデータ、X のコメント欄に湧いて出てくる AI を使ったインプレッション目的の大量の海外アカウント、集中学習して作った既存のイラストレーターに作品を送り付けて暴言を吐く生成 AI 利用者、仕事の依頼を受けたのに作品ラフだけ大量に描かされた挙句あとはラフを元に生成 AI に出力してもらうからモード用無しと言われ一方的に契約を打ち切られお金が支払われない等の問題が頻発している。利用者にモラルが見られない以上一律禁止にしてほしい。

学習元となる既存作品制作者に適切な金銭が入るようにしてほしい。

●受付番号　185001345000003625

AI の使用により、現状既に、絵描きなどの表現を行う人々が個人の制作を AI と疑われることや、AI を利用する第三者によって著作権を侵害されるなどの事象が起きており、AI に対しては幅広い利用よりも厳重な規制を考えるべきだと思う。AI を推進したことによって、表現者が減少することは国の文化が断絶ないしは希薄になっていくことも懸念されると考える。

●受付番号　185001345000003626

AI によって好きなクリエイターの方々が悪質な嫌がらせや誹謗中傷をされ、私自身も何回かそういったことがありました。人が何年にも渡って積み重ねた鍛錬の結果だけを盗み取る AI のことを認めることなんてできません。いくら AI が素晴らしい技術といえど学習元の権利は守られるべきもののはずです。

●受付番号　185001345000003627

AI による創作は AI を通している時点で自身の考えや感性をそのままうつしだしているのではない。人間も AI と同様に様々な創作物から学びを得てたりするが、その創作物から何を感じるかというのは人によって異なる。だが、AI は他者の創作物をそのままペーストしてるに過ぎない。AI から作られるものを何度も繰り返して出力することはその時点で、創作者はそのボタンを押す 1 人だけではなくなっている。

●受付番号　185001345000003628

自分の作品が知らない間に他人に使用される可能性がある以上、AI 使用は制限し著作者は保護されるべき。
使用するのであれぱ、身元確認なりで問題が起きた場合には特定出来るようにするべき。
国はサブカルチャーを国益として利用するならば、その源である発案者、表現者を護り育成するべき。

●受付番号　185001345000003629

生成 ai の利用による商業利用を一律停止してください。イラストレーターの著作権を侵害しており、侵害することで作家に損失を与え、自分は利益を得る ai 利用者が多くいます。日本の文化が衰退します。

●受付番号　185001345000003630

勝手に写真やイラストのイメージ図を吸い上げて著作権なんて関係ないとはどういうことでしょうか？
自分に激似の写真を使って不利益なイメージ図を作られても著作権違反ではない、とは？
犯罪に使われる予感ばかりです。
写真家やイラストレーターさんの権利を守ってください。

●受付番号　185001345000003631

規制してほしい事
・クリエイティブ系企業での AI 使用は原則禁止とする。既に売り上げが低迷してきた会社などが AI を導入しイラストレーターを不当な解雇に追い込むという事態が起きている。(企業としたのは雇用者が不当な目に遭う可能性をなくす為、国の財産であるクリエイティブの衰退を防ぐためでもある。)
・無秩序に誰でも AI を使えるようにしない、著作権や倫理、道徳を守って使える人にのみ免許を渡す等して管理してほしい。
・AI 作成者はクリエイターにきちんと学習の承諾を取る、承諾され学習素材として取り込んだ場合 AI の売り上げの一部が承諾してくれた作家に入るようにする。それができないのであれば AI 開発側で学習素材を作るなどして欲しい。(万一未承諾の絵を学習させていたなどの不正が発覚した場合は国が 1000 万以上の罰金を取る)
現状 AI は使われ方が無秩序極まりなく、クリエイターにとって理不尽すぎるものであり、筆を折るクリエイターも増えている。学習素材がなければ進化しない AI にとってクリエイターの存在は必要不可欠でありいなくなっては国の文化そのものが消失する危険すらある、因みに海外は既にそれを危険視して AI 規制に取り組んでいる。
AI そのもののテクノロジーは素晴らしい、時短作業も叶うものである。だからこそ法をきちんと組み込み学習素材を生み出してくれるクリエイターを第一に守る事を念頭に置き秩序ある形で導入していただきたい。
ここまでご清覧いただきありがとうございました。

●受付番号　185001345000003632

生成 AI で自身の創作物が利用され、創作を辞めてしまう友人や、筆を折るクリエイターさんが沢山居ます。創作を趣味や仕事としている人の楽しみや自由を奪うような現状が許せません。その人達の時間や人生をかけたものを奪い、自分の欲求を満たしたり利益を得たりする人達に創作物を奪われるままでは、創作を辞める人がまた増えていきます。クリエイターの人生を奪わないでください。
生成 AI は免許制にするなどしてください。

●受付番号　185001345000003633

現在利用されている AI、特に画像生成 AI に関して、ウェブ上に存在する画像を無断で使用し、学習させたデータを持つ AI が多く散見されている。
特定の人物（以下 A）が仕事、趣味などで描いた作品を無断で学習させ、A 氏の作風を模倣した AI を作成。自殺を示唆する作品や、犯罪教唆する作品を AI によって生み出す。行為をし、A 氏に被害を与えるなど、AI の悪質な利用をしている人物が現れている。そのため AI には厳格な法整備が必要であり、著作物を無断で学習させることを禁止、もしくは著作物を使用して学習させた AI の生成した画像をウェブ上にアップロードする行為を禁止するなど、人に精神的、社会的、などの危害を与える AI の利用方法を防ぐ仕組みを作るべきである。

●受付番号　185001345000003634

個人
5(1)について
絵や文章や写真は、それを作った人の著作物だったはずです。
著作権については詳しくないですがそれを人の目に触れる形で無断で利用するのは、良くないのではなかったでしょうか。
少なくとも私は自分の著作物を学習に利用していいとは一言も言っていません。学習に利用されたクリエイターのアイデンティティを盗まれていると言っても不思議では無いと思います。

●受付番号　185001345000003635

絵師さんや作家さんがAIに無断で学習され作風をパクられた結果、書く事をやめてしまう可能性があるのが嫌です。

●受付番号　185001345000003636

5(1)について、学習用データの権利者とそれを元にした出力が競合して権利者の利益を奪うことになるのは不当であるので、生成 AI に無許可、正当な対価なしで著作物を利用するのは権利侵害となるべきだ。
5(2)について AI 生成の画像や動画、音声等がフェイクポルノやデマ、なりすまし等の問題を既に引き起こしているので、生成物に AI 生成だと表示することを義務づけるべきだ。

●受付番号　185001345000003637

１，はじめに　についての意見

関係閣僚の皆様におかれましては、まず初めに AI 生成ツールについての根本的な認識に関して実態と著しい乖離があることを認識して頂きたく存じます。

項目１のはじめにを拝読させていただきましたが、皆様方は AI 生成ツール開発者が著作権侵害を懸念しているという認識のもと当該素案を作成なされたかと存じます。しかしながらこの前提自体が間違っていると言わざるを得ません。

イラスト生成 AI の草分けともいえる NovelAI などは、インターネットで活動している有名イラストレーターの作品を故意に中心的に学習させ、類似した絵を出力することを目的とするなど、害意のもとで行われていると言っても過言ではありません。

極端な例ではありますが、以下の URL は生成 AI をめぐって起こった事例について、エビデンスの無いものではありますが X に投稿されていたものになります、ぜひご確認ください。

[redacted]

このような事例が日常茶飯事とは言わないまでも、検索するだけでかなりの件数がヒットいたします。

さて、以上を踏まえてこの度の素案に対する私の意見を申し上げますと、生成 AI の利用によって余人が何の労力も割かずに個人の著作物に類似した作品を生成・利用することは人倫にのっとって考えると不自然であると言わざるをえないと考えます。生成 AI の開発・利用は許可制あるいは免許制都市、悪意のあるユーザーによる私的濫用を規制するべきと考えます。

生成 AI は今までの著作権法による法規制による解釈では正しく規制することが難しいテクノロジーであると考えます。一度、日本が国際的に認められている「オタク産業」を先導してきたイラストレーター側の立場になって考えていただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003638

生成 AI によって盗作されたクリエイターが筆を折ってしまう事態が散見される。これは日本の損失である。

●受付番号　185001345000003639

自分でイラストを描いたり、それをインターネット上でできた友人たちや同じ趣味の人たちと見せあったりすることが生き甲斐でもあります。
まだ自分自身に大きな危害があったわけではありませんが、自分が描いてネットへアップしたものが勝手にAIの学習材料にされるのは嫌です。その上それが誰かを傷つけることを考えると、別に何も悪いことはしていないはずなのに加害者に加担してしまっているような罪悪感があります。
楽しい生き甲斐に水を差されているようで不快です。

●受付番号　185001345000003640

他人の創作物を材料に書き出される絵に対して生成側が無償で何らかの権利を主張出来るというのはおかしいと思います。AI イラストなどはそもそも元となる創作物が無ければ作れない物なので元となった物に対してきちんと材料費を支払うべきです。
これはどのような条件下においても無効に出来るものではない絶対のルールだと思います。
また、そういった元の著作物を特定する事が不可能な条件下で生成された絵には生成者の権利を一切認めるべきではありません。

●受付番号　185001345000003641

【生成 AI の学習に関して】
・生成 AI 開発のための著作物利用は、すでに定められている通りで問題はないと考える
・一方で、著作物の権利者が生成 AI の学習に用いられないようにする自由や権利は認められるべきであり、これは主にプラットフォーマーに対してクローリングの対策などの形で実現されたい
【生成 AI の利用についての懸念】
・生成 AI を用いて作られるコンテンツが権利者の権益を侵害する（し得る）部分があることは否定できず、現状は生成 AI の利用者の見識や倫理観に頼っているのが実情である
・既に国内外で問題になっている通り、生成 AI は悪意を持って用いれば顔、声質などを変えて個人を偽ることや、なりすますこと、個人の社会的評価や商業的価値などを貶めたり、掠め取ることが出来てしまう点は懸念として存在する
【生成 AI を踏まえた将来的なビジョン】
・我が国が実現を目指す『Society 5.0』、その中心的価値として設定されている『人間中心の社会』の実現にあたって、生成 AI が人間を置き換えるものになったり、あるいは苦心の末に技能を身につけた人々を攻撃するためのものであってはならない
・最も重要な点は、世界的な人権意識の高まりの中で、個人に由来するアイデンティティが毀損されることなく、それでいて既存の社会にはない高度なテクノロジーとが融和する社会が実現されることであると考える
【権利に関して】
・生成 AI を用いたコンテンツに対して、権利者が自身の権益を守ることができる方策を新たに設ける必要性は高いと考える
・一方で、著作権の理念を踏まえ、権利者の権益のみを基準としてこれを拡大することは文化及び経済の健全な発展の支障となることから、消費者の利益や、著作権だけではなく商標権での適応を検討するなど、総合的かつ広い視点で健全な活用環境を構築できるよう、検討を期待したい

●受付番号　185001345000003642

私は趣味で楽器をやっており、作曲にも挑戦しようとしています。音楽においても生成 AI が使われる事案が出てきており、人の著作物、データを盗む生成 AI がこれ以上蔓延ってしまうと絵だけでなく音楽やその他の芸術においてもわが国のレベルが低下してしまいます。どうか、生成 AI に対して断固とした姿勢を持っていただきたいと思っております。

●受付番号　185001345000003643

生成 AI は規制、もしくは免許制もしくは本人に許可をもらう等、
著作権を侵害しないようにしてほしい。
また、仮に本人から許可をもらい生成したものに金銭が絡んだりして
何かトラブルが起きないよう法律等でトラブルを防いでほしい。

●受付番号　185001345000003644

生成 AI について意見をお送りいたします。
届いている意見には、生成 AI に対して否定的な意見が多いのではないでしょうか。
生成 AI は制作する（AI 学習される）側にとって大変不利益な物で、それに対して否定的な意見が多いのは、日本人に制作側の人間が多いという事かと思います。
国でこれだけ制作側の人間が多いというのは大変稀有な事で、日本がクリエイティブにおける土壌を守ってきた証拠に他なりません。
生成 AI は大変便利ですが、それを大きく揺るがす事になり、日本の文化を一気に破壊しかねない仕組みです。日本にとって漫画アニメなどのクリエイティブは確立された産業であり、仮に他の国が生成 AI を許可しても、日本だけはそれを断固として対象しなければ、日本の産業の一つが無くなり、日本がまた一つ衰退の道を歩む事になります。文化庁の判断が今後の日本のクリエイティブ産業を大きく揺るがす事になるかと思います。
対策については、双方の合意なく行われる、生成 AI の学習および生成 AI を使用した作品の公開の一切を禁じ、それを行った場合は罰則を設けるとよいと個人的には考えます。
無断で作品を使用されたという疑いがある場合、訴えに応じて、生成 AI を使用した側（以下凸）は、全ての学習データ開示に従う。（訴えに対する開示義務を設ける）
生成 AI に使用された側（以下凹）は、そのデータを確認し、自分のデータが無断で使用されている事が確認出来た場合、裁判に持ち込むことができる。
凹は、作品の制作元である証拠（制作途中のデータなど）を提示し、それが証明された場合は、凸は有罪となり罰則の金銭を払い、以後の生成 AI の使用を禁ずるとする。
などと言った、クリエイティブ側の人間を尊重した対処をすべきと考えています。
ご検討のほど、よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003645

ＡＩの使用には厳しい制限をかけて欲しいです。なぜならＡＩは使用者の意思によって簡単に悪用する事が出来ると思うからです。もし生成ＡＩが普及したとして、今の所受けられる恩恵より発生する被害の方が多くなるのでは?と思います。何にせよ日本にいるクリエイターさん達の権利と利益を守ってください。

●受付番号　185001345000003646

画像生成 AI が使用しているデータセットの中には、作者が学習データとして認めていないものや実在する違法な児童のポルノ画像が学修されたものがあることが判明しています。一般ユーザーには、自分が使用した AI が使っているデータセットに、そのような学習データが使われていることを判別する方法がなく、また、現在のデータセットを利用した生成画像がネット上にあふれている中、違法なデータを学修していない生成 AI を今から制作することも事実上不可能な現状を野放図に認めていくことは危険であり、日本が持つコンテンツを自ら死に至らしめることになりはしないかと考えます。

●受付番号　185001345000003647

3.（1)生成 AI について
「生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。」とありますが実際には明らかに学習元の作品が分かるような生成物が多くあります。これが「学習データの切り貼りではない」と言えるのでしょうか？
5.「非享受目的」に該当する場合について
そもそも「生成」している時点で「享受目的」があるのでは？生成 AI にデータを学習させるのはその先に「生成する」という目的があるからです。利用者は生成した時点で恩恵を受けることになります。これが「享受目的」でないなら何なのでしょうか。
「近時は、特定のクリエイターの作品である少量の著作物のみを学習データとして追加的な学習を行うことで、当該作品群の影響を強く受けた生成物を生成することを可能とする行為が行われており、このような行為によって特定のクリエイターの、いわゆる「作風」を容易に模倣できてしまうといった点に対する懸念も示されている」、実際に被害が出ておりそれに対して学習元のクリエイターが抗議すると、誹謗中傷されるなどの二次被害もあります。
（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
海賊版に限らず学習元のクリエイターに無断でデータを学習させる行為は盗用だと思います。正直やっていることは「海賊版」と大差ないのではないでしょうか。
学習元のクリエイターが時間をかけて生み出した作品を勝手に生成 AI に学習させて複製物を生み出す…人間のクリエイターが作品を作るのに必要な過程を省いて同じような生成物を生み出しているのですから、複製物と変わらない気がします。
これで「人間」と「生成 AI(利用者)」を同じ「クリエイター」と一纏めにするのは違和感があります。
「インターネット上のデータが海賊版等の権利侵害複製物であるか否かは、究極的には当該複製物に係る著作物の著作権者でなければ判断は難しく、AI 学習のため学習データの収集を行おうとする者にこの点の判断を求めることは、現実的に難しい場合が多いと考えられる。」
これではバレなければ問題ないと捉える人が出てくるでしょう。(実際昨今の生成 AI 被害はこうした隙をかい潜って生まれたものです。)
なぜ法律でグレーゾーンを認めてしまうのですか？正直ここまでの素案を読んできて、被害者であるはずの学習元のクリエイターたちを守るつもりがないように思えます。
そもそも海賊版の規制が十全にできていないのに、生成 AI はそれらを助長してしまうのではないでしょうか。

最後に生成 AI に対する私の考えを書かせていただきます。
「生成 AI」を認めると、確実に日本の文化は衰退の一途を辿ることになるでしょう。
生成 AI 利用者にはこれまでたくさんのクリエイターが生み出してきたような作品を「楽に」、「対価を支払うことなく」利用したいという思想が見え透いています。
これらを認めることはこれまでの市場をぶち壊し真面目で健全なクリエイターを使い潰すことと同義であると思ってください。
これのどこが文化の促進なのでしょうか、これまでの文化を破壊する行為です。
仮に生成 AI を認めこれらが市場に出てきた場合、割りを食うのは「人間」のクリエイターです。これまで以上に作品を作りづらく、公表しにくい世の中になるでしょう。
自分たちが心血注いでできた作品を勝手に AI 学習に使われ、作品を公開しても「AI なのでは？」と疑われる(この事例は昨今頻繁に起きており、わざわざ制作過程まで公開しないと疑われ続けるのです。制作過程はそのクリエイターの貴重な技術であり財産です。それらを無料で公開しなければいけないのかと苦い思いをするクリエイターも多くいるでしょう。)、そんな世の中になってしまうのです。
また、現実の人間の写真が学習に使用されタレントや児童の性的搾取に利用される事例もあります。(現に海外では 14 歳の少女がこれにより命を絶つということがありました。)
大手創作サイトでもこのような生成 AI を用いて生成された児童ポルノが問題となっています。これらは現実の児童の写真を生成 AI に学習させ生み出されているのです。
現実で生成 AI の悪用が目立っている中、学術・研究目的での利用が前提のこの素案は抜け穴が多すぎます。
これでは文化を守ることはできません。
今一度、本当に「守るべきもの」について考え直してはいただけないでしょうか。

●受付番号　185001345000003648

４．関係者からの様々な懸念の声について

（１）エ

どんなに学習元の著作物と AI 作品が類似していても、生成物が偶然似てしまっただけで、故意ではないと主張されてしまえば、法的には権利を侵害していないと判断される可能性がある。

一般人が AI 作品に対し、学習元の著作物とその製作者に関係か無関係かは判断がつかず、混乱を招く。

学習に用いられた既存の著作物と AI 生成物とを区別・混同させない様にし、元作品とそのクリエイター・創作者を守る必要がある。（AI 生成作品やそれを利用した作品に、AI 生成物を含むと表記する等）

区別や表記がされていれば、学習元作品の作者に問い合わせたり、憶測が広がる事もない。

（３）生成物の著作物性について　イ 生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について

どんな指示をし何回重ねようとも、ただ単に既存の著作物を利用しているだけの作業であり、元作品のクリエイター・創作者と、同じ権利を持つのはおかしい。

AI 生成物を使用しないクリエイターを守り、区別するためにも AI を利用した作品だと明記するべきである。

●受付番号　185001345000003649

今後 AI を利用する個人としては「誰が作った創作物を学習したのか分からない AI を利用すること」が不安です。
将来 AI というビジネスが発達する上で「AI に学習させた創作物の質の高さ」がブランド力になっていくだろうと感じています。また、学習物の選別により AI の専門性もより向上し、各分野に適した AI ソフトが発展していくと考えられます。
そうなった時に「誰が書いたか分からない」「専門的な信頼度の低い」ものを学習した AI はまったく当てにできないと感じます。
AI 生成された創作物とは、AI を介して誰かが作ったものを技術利用しているのと同じであり、学習するもととなる創作物なくして発達できない AI に対して、著作物の利用許諾を得なくてもいいということはあり得ないと感じます。
また、AI 利用が広がる上で、利用者が「いつどこで誰が作った著作物を学習した AI ソフトであるか」ということを利用者自身で確認できなければ、意図せず法的な介入を求めるトラブルが発生することも考えられます。
これは AI 生成された創作物に「AI 利用であることを明記することを義務付ける」ことでも対応も可能だと思いますが、これでは偽装も簡単で更なるトラブルの原因になるかと思います。
そのため、個人でも法人でも公的でも、あくまで「AI 生成ソフトを作成した側が、AI ソフトに学習させる著作物の利用許諾をとり、かつそれを利用者にわかるよう証明することを義務付ける」べきだと考えます。
食べ物の原材料や薬の成分など、そういったものと同じく、「AI ソフト作成者の明記」「AI が学習した著作物の利用証明の義務化」は、利用者の安全のためにも必要なものと判断し、意見として提出いたします。

●受付番号　185001345000003650

１．はじめに
・AI と著作権に関する考え方を示すのみでは、合法の範囲で行われる非倫理的行為を抑止できない。
仮に合法な行為であっても、他文化の尊重などの倫理的規範が求められることを示すべき。
２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
イ 法第 30 条の４の対象となる利用行為
・生成 AI サービスの中には、「出力物の利用が著作権侵害に当たる場合は利用者が責任を負うこととする」というような規約を設けているものがあるが、これは確率的に享受する可能性があるものと思われる。
確率的に(軽微とはいえない程度に)享受する可能性がある目的のために著作物を情報解析に利用することを禁じるのは、30 条の 4 及び 47 条の 5 に規定された内容と齟齬が生じないと思われ、慣習法として成立するのではないか。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）
・時系列に差が生じた場合はどうなるのか不明である。
具体的には、
AI 学習のための著作物の複製等を防止するための、機械可読な方法による技術的な措置を行い、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物として販売したが、
技術的な措置を行う以前に AI 学習されていた場合は、その AI 学習をした者と、後にデータベースの著作物を作成した著作者はどのような関係になるのか
・インターネット上の著作物には技術的な措置を施すことが可能なものの、印刷物等物理的に存在する著作物(著作物の複製物を含む)については、情報解析に活用できる形で整理したデータベースの著作物を将来販売する予定があっても、措置を施すことは叶わないのか。
そうなると、例えば電子書籍で販売すれば措置を施せるものの、出版をすると措置を施せなくなるといった問題が生まれるのではないか。
（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
・情報解析用のデータセットの著作物として公開されているものが、海賊版の権利侵害複製物や有料の著作物を含んでおり、且つ享受目的で容易に利用可能な状態の場合、海賊版サイトと同様の被害をもたらすものと思われる。
このような利用方法は著作物の将来的販路を阻害するものとし、著作権者の利益を不当に

害することとなる場合とするべきである。

●受付番号　185001345000003651

絵　音楽などの分野における数年先の発展や、その職業の人達の生活や技術を脅かしてまでAIの生み出したものに権利や金銭を発生させてはいけないと思います。

●受付番号　185001345000003652

作家が許可していないにも関わらず無断でAIに作品を勉強させ、著作権を踏み躙る行為が多発しているように思います。
生成AIでその作家の絵柄を使い性的・暴力的な作品など、作家のイメージを損なうようなものを平気で公開したりする方もおられます。
生成AIは便利なツールですが、誰でも使えるのは危ないことではないでしょうか？
残念なことに他者を加害するためにAIを使用する方はいます。
ですので、AIの使用を免許制にすべきだと思います。
クールジャパンの文化も、手で一から作品を生み出してきた様々な漫画家、アニメーター、イラストレーターたちの力あってのことです。
もう少し作家を大事にするべきではないでしょうか？
検討していただけますと幸いです。

●受付番号　185001345000003653

私は生成 AI の規制は必要だと考えています。現状の生成 AI はあまりにも野放しでクリエイターがないがしろにされ過ぎています。

●受付番号　185001345000003654

生成 AI が行っていることは、既存著作物のデータ収集と再構成であり、「学習」ではない。「コラージュ AI」と称するべきであり、創作性は認められるべきではない。
収集元のデータとして絵画や文章を無断かつ無報酬で用いられたり、絵画であれば著作者独自のものとして認識されている画風を模倣されたりと、これまで「クールジャパン」文化を支えてきたとも言えるクリエイターが踏み付けにされているのが現状である。
生成物についても、インターネット上にはセンシティブな女体や児童ポルノが溢れ返り、従来のクリエイターによる創作物と混濁して汚染をもたらしている。
現状の「生成 AI」は 1.データ収集元への権利侵害、2.使用者のモラルの欠如、以上 2 点により、長期的に文化そのものの停滞や衰退を引き起こすであろう。これを国家が推進することは、既存の文化を破壊することにほかならない。文化は人の手によって革新されるべきである。
以上、生成 AI を過剰に持ち上げ、創作分野を侵食することに対して、重大な懸念を表明させていただく。

●受付番号　185001345000003655

私は生成 AI には厳しい規制が必要だと考えている。主な理由は下記の 2 つだ。
・手描きで描いたイラストを第三者が無断で AI 学習に使用し、その結果大きなトラブルにまで至った事案を幾つか見ており、生成 AI に対して少なからず不信感を抱いている。
・他者の作品を学習させた生成 AI を使い、生み出した画像と引き換えに金銭を受け取っている者もおり、個人が私利私欲のために AI 技術を使用するのは些か危険では無いかと危惧している。

私は絵師という立場からイラストに関する意見を書いてはいるが、著作物というのは元来広義的なものであり、歌や詩、文章の他、様々なものにも著作権が発生する。ともすればこの問題は小規模なものではなく、大規模なものと捉えるべきであり、人類の文化的な進化について鑑みるなら、生成 AI は規制されるべきだと私は考えている。

しかし私は、ただやたらに AI を糾弾したい意思はない。むしろ技術の発展は喜ばしいことであり、特に AI 技術に関しては目を見張るものがある。だがその技術につけ入り、悪質な使い方をする者は必ず生まれる。現にそういった AI 使用者は多数存在する。私はそういった層に対してへの厳しい規制を強く求めたい。

●受付番号　185001345000003656

AI の参考元がすべて許可済みのものと明らかにされない限り納得できません。
現状勝手に学習されている限り、著作権は守られていないと感じます。
写真の被写体、絵の作者、使われた素材はすべて許可済みのものであるべきです。
まずはその法整備が必要と思います。

●受付番号　185001345000003657

学習・開発段階について
著作物を無断で学習され、瓜二つの作風の作品を生成されることにより、仕事を奪われるだけでなく、嫌がらせ等に用いられる可能性があります。そしてそれに自分が携わっていないという証明をすることは困難であり、イラストを公開する行為自体がリスクになってしまうのではないか不安です。これは声など他の分野においても同じことが言えると思います。学習に用いるデータは、許諾の取れたものに制限するなど、規制を設けていただきたいです。

●受付番号　185001345000003658

AI 学習に様々な絵師の絵が勝手に使用されるのは、盗用と変わらないと思う。AI 学習によって生成された絵の著作権は学習に使用された絵の作成者にあると考えている。AI を誰でも使用出来るようにするのは辞めて欲しい。真面目に描いている人間が馬鹿を見る現状を野放しにしていれば他国よりも発展している日本の創作文化は廃れるばかりだ。現状、クリエイターをターゲットする企業が AI の絵を使用しているケースも見られる。馬鹿にするのもいい加減にして欲しい。

●受付番号　185001345000003659

最初意見を書くとすると
企業のイラスト採用においてAIを使用したものは禁止にするべき
と思います。
大前提として昨今問題になっているAIは
・イラスト生成
・音声作成
であると思います。
前者は無作為,無制限に他者のイラストを学習させ、出力させるという仕様上
それが利益を生んでしまうというのが問題だと思います。
確かに二次創作などの様に他者に権利がありながらそこから利益が生まれるというものも存在していますがそれは他者の表現したものにその本人の解釈や表現の仕方が加わる事やそもそもの利益自体がそこまで大きなものでないという点においてある種黙認されてきている上にそれら二次創作が界隈を活性化させてきたという事実が存在します。
ただしAIイラストは現状、他者の権利を使用しているだけでなく、イラストレーターの技術をただ盗用しているにすぎません。結局は技術の盗用をしているだけなのでそこに新たな表現や解釈は生まれず、その界隈を活性化させるには至りません。また、それらAIイラストによって利益を得るという事は非常に安易であり前述した本来の二次創作で得る利益よりも大幅に、そして簡単に利益を得れてしまいます。
更に言えば二次創作から派生し、生まれていったイラストレーターという雇用の場を奪うようになっては意味が無いと思います。

●受付番号　185001345000003660

合法的に画像生成 AI を使いたいのに、現在の多くのソフトではそれが不可能で困っています。
勝手に色々な人の絵を学習する機能の搭載を一律で禁止して欲しいです。
よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003661

AI はクリエイターにとって百害あって一利無しです。数多の人々が研鑽を重ねてきた財産を大量に盗み、泥棒たちに無料で配布する行為です。国の宝であるクリエイターたちや知的財産をいかにして守るかを考えるのが賢明ではないでしょうか。この判断を間違えてはいけません。新たな宣伝や戦略を練らずとも日本の著作物の素晴らしさは既に外国には知れ渡っていると思います。このままでは間違いなく多くのクリエイターたちは筆を折り、我が国の文化は衰退の一途を辿ることは断言できます。私自身もいち創作者として AI 生成物には非常に怒っています。怒りしか覚えません。たった数行の文字を入力して作られたものが、大元の創作者たちを著作権侵害として訴えることができる、そんな馬鹿げたことがあるでしょうか。AI が存在しなくても今まで素晴らしいものはたくさん生まれてきました。AI は所詮先駆者たちの粗悪なコピー品に過ぎません。新しいものは全く作ることはできないし生まれることはないのです。どうか今一度考え直してください。ただでさえ日本に限らず外国人の無断転載や違法アップロードなどで日本に全くお金が流れてこないのに、これ以上財産の流出を許してもいいのですか。真に文化の発展を願うのなら、今ある文化を大切に守る方法を議論してください。

●受付番号　185001345000003662

「４．関係者からの様々な懸念の声について」
イラストやデザイン、CG、実写映像の編集を生業としている身として、
・自身及び会社の制作物が勝手に機械学習され類似のものを悪意の有無に関係なく生成された際のトラブルを懸念している。
また、昨今では有料素材サイトでも生成 AI 産の素材が多く出回っており、中には生成 AI 産であることを隠して販売しているものもあり、知らずに使用してトラブルを起こす可能性が高い。
以上の懸念を解消するには、せめて生成 AI 産であることを必ず"明記するようにするか等の何らかの規制が必要と考えている。"

●受付番号　185001345000003663

・好きな作家さんが生成 AI に模倣されて、それによって筆を折ることになるととても悲しいです
・作者に許可もとらず勝手に生成 AI で模倣したものをあたかも自分のオリジナルの作品かのように発表する人がいて、嫌な気分になります。1 から絵を描くのと、完成したものをもとに絵を生成するのは時間も労力も異なると思います
・生成 AI は規制するか、もしくはきちんと免許制にして欲しいです
・現在も手描きなのか AI 絵なのかで頻繁にトラブルが発生しており、素直に創作を楽しめないです

●受付番号　185001345000003664

生成 AI による画像や音声などは著作権の侵害は勿論、事件や災害などの際に虚偽の情報で混乱するなどの恐れがあるため、使用禁止まではいかずともインターネットなどの大衆が閲覧出来る場に生成物を掲載しないようにする、あるいは学習元の情報と区別がつくように AI の生成したものだとすぐにわかるような何か(例えば、画像であれば刻印など)を強制的に付与するようなシステムを確立するべきだと思う。
難しいようであれば、せめて AI の学習素材として使用されるであろう既存の創作物はフリー使用可能なものを除いて創作元を尊重し、保護されるような法を立てるべきた。
できなければ今後 AI による創作を禁止してほしい。

●受付番号　185001345000003665

クリエイター側として懸念している点を挙げさせて頂きます。1 つは作品の模倣が誰でも簡単に行えるようになったことです。特定のクリエイターの作品を学習させ、指示することで AI は極めて高い精度でそのクリエイターが作ったと錯覚させるような作品を出力します。しかも、現行の著作権法では同じ絵柄や既存の作品との類似点が見られないものは裁けません。クリエイターは自分の知らぬところであたかも自分が描いたような作品が生成されても泣き寝入りするしかないのが現状です。2 つ目は AI には多くの著作物が含まれていることです。つまり、普通に使っているだけで知らぬうちに誰かの著作権を侵害する可能性があります。そしてそれを確かめる手段もありません。権利上の不安点から、制作に AI を活用しようとしてもできないのが現状です。3 つ目は AI によるフェイクです。事実ではないことをさも本当であるかのような画像や音声を生成できます。実際 SNS などには AI 生成の画像で人を混乱させたり騙したりするようなコンテンツが溢れかえっています。そしてクリエイター側としては、このような悪意ある生成物に自分の作品も使われている事実が大変不愉快です。
よって、AI に対する新たな規制を求めます。免許性にするであったり、学習元が特定てきることを義務づけたり、AI 生成物には AI によるものであることの記載を義務づける、違反すれば罰則を与えるなど、決まりを作ってほしいです。AI の開発で出遅れては海外に負けるなどと言っている人もいますが、AI に対する印象は海外の方がより最悪です。これ以上日本の創作文化を墜ちさせないためにも、規制を求めます。

●受付番号　185001345000003666

生成 AI の不当な濫用により著作権者の権利を著しく害するだけでなく、それに係る購買市場を不可逆的に破壊する可能性の大いにある現状を助長する素案には賛成できない。ここに強く本素案への反対の意を表明する。

●受付番号　185001345000003667

昨今のAIと著作権の問題について、私の意見を述べたいと思います。
私はイラストレーターとして仕事をしています。インターネット上にアップされているイラストや文章を、著作権保有者から許可を得ず無断で学習し、不特定多数の人物から出力されている現状は、AI等の技術発展の側から見ても良い状態ではないと感じています。技術発展を目指されている方とクリエイターやAIに対して不安や不快に思う人達の間で反発や対立が進み、技術発展の妨げになると感じます。
AI等新しい技術が発展し、便利な世の中になっていくことに対しては賛成ですが、現状は特定の人物の絵柄や作風を過学習させ、その特定の人物の作品を模倣した生成物を作ったり、普段描いていない成人向けの作品等をあたかも学習元のクリエイターが生み出したかのように生成させ、特定の人物を攻撃してくるなどの実害が生じています。また、模倣した作風で不当な利益を上げ、クリエイターの収入に悪影響を与えるような事をする人もいます。こういった行為はAI技術発展を目指されている方達も望んでいないのではないでしょうか。
私は子どもの頃から絵を描き続けて現在の技術を習得しています。また、これからも自身の技術向上のために努力していこうと思っています。しかし、何年もかけて養ってきたものを許可を得ていない第三者に勝手に学習に使われ、出力されることに不快感と憤りを感じます。著作権や著作人格権を軽んじた扱いを受けることに嫌悪感を抱きます。普段絵を描かない方からも、生成AIを使い上記のような使い方をしている人たちに対し不快に思うとのご意見を多数目にしております。
「学習させることは著作権侵害には当たらない」を免罪符に、無断で許可なしに作品が学習に使われ、作風や絵柄が類似した作品を生成される実害のある状況を、法の規制を用いて止めて欲しいです。AIに学習させたいのであれば、自分で作ったものを学習させる、または許可を得た人物から公平な取引の元で提供してもらったもののみ使用していただきたいです。
誰でも生成AIを利用できてしまう状況は、ルールも明確化されていない現状では早すぎると感じています。
技術の発展もクリエイターも双方潰してしまうと危惧しておりますので、早急にご対応いただきたいです。

●受付番号　185001345000003668

昨今は様々な分野の生成 AI が登場しておりますが、
今回は私が画像生成 AI によって企業ぐるみで搾取された事例を参考資料としてご意見提出させて頂きます。
担当キャラクター及び依頼企業が無断で動画のサムネイルに AI イラストを使用していることを偶然発見致しました。企業側へ理由についてお伺いしたところコストカット等が目的だったようです。その上事前のご相談も無かったのですが、無許可であったことは契約についての話を持ち出されました。
私は以前よりサムネイルのイラスト制作業務を担当しておりました。
ブランディンイメージや権利的倫理的に問題がある画像生成 AI は使用しないで欲しいと要望致しました。
せめて使用するならば、「AI 生成物であること」と「誰が」出力したのかを記載して欲しいということをお願いし、「参考にさせていただきます。」
と仰られて AI サムネイルイラストは取り下げられました。
それ以降私が仕事を当該企業から依頼が来ることは無くなりました。
その数ヶ月後、担当キャラクターがファンサイトで毎週 AI イラストを有料会員向けに提供していることが判明致しました。
これにも事前の確認も何も無しでした。
しかも「AI 生成物であること」と「誰が」出力もやはり無記載のままでした。更に R-18 である内容のイラストも含まれていました。
著作者の意向は一切反映されませんでした。
以下が今回の事例の問題点
・生成 AI による 30 条の 4 の但し書きに反した享受目的であり、 著作者の正当な利益を不当に害しないことに反する疑いがある生成 AI の使用。
・企業側は私のパブリシティ権を利用して、キャラクターを宣伝し収益を得たにも関わらず、著作者人格権の不行使契約を利用し、著作者に事前の相談も無しに生成 AI を使用し、差し止め要求の意向も無視した。
・生成 AI 使用による罰則規定が無いので、問題がある使用方法であっても企業に何らデメリットが無い。自腹を切って対応するしかない。
・R-18 含む AI 生成物に「誰が」出力したかを記載していないので、第三者に私が納品したと誤認が起こる可能性がある。これは私のブランディングイメージに非常に悪い影響をもたらします。
・秘密保持契約によりこのような問題が実際に起こったとしても周知することはできない。
・このような事例においても、著作権の譲渡契約、氏名表示権を含む著作者人格権の不行使契約がある場合、訴訟しても相談した弁護士に訴訟は難しいと判断された。

30 条の 4 で保護される対象は意図的に「著作者」では無く、「著作権者」が保護される対象なので、このような事例においても「著作者」は一方的に搾取されるのみと考えます。
そのような環境を容認して誰が業界を発展させるでしょうか？
・画像生成 AI が日本で流通する前に交わした契約であるので、著作者への同意は必要であるにもかかわらず事前の通告もありませんでした。
・起訴した場合、解決まで長期間掛かることは必至であり例え勝訴できても間違いなく百万円以上の費用倒れになると判断された。
・起訴した場合、実名が公開される。ネット上で活動する人間にとっては心理的ハードルであり、現状を鑑みると嫌がらせ行為を受ける可能性は高い(性被害を受けた場合ではないと考慮してもらえないと弁護士の方は仰っていました)
・起訴した場合、各企業を敵に回す可能性があるので将来的な仕事も無くなる可能性がある。正否はともかくトラブルがあった人間と取引したい企業はいないと考えています。
本件のクライアントは最近ようやく活動終了してくれましたが、それまでの間私の存在を否定するが如くコストカットを目的に生成AIイラストを使用した活動を続けていたことも心身の負担が非常に大きかったです。
今回のことを受けてもう日本のクライアントは信用に値しないと感じましたし、搾取前提のこの業界に価値など全く無いので、はやくクールジャパン延いては日本は徹底的に潰されれば良いと願います。
海賊版利用も AI 学習データ利用や学習データセットも非公開でも問題無いとお考えのようですし、罰則規定も無ければ可能であります。
日本のあらゆる分野でデータ丸ごと産業スパイ等に盗用され、無料で日本の知財を海外へ流通させ生成 AI で出力させる気ですか？
文化庁には何度もご意見送りましたが、利権の為に被害も問題点も全て無視して搾取しようとしているようなので、日本の知財を生み出す人間、業界を徹底的に搾取したいのだと思います。
未来もチャンスもないです。
本来は世界的に規制の取り組みを決める必要がある事態です。
自民党 AI プロジェクトチームの議員、文化審議会著作権分科会法制度小委員会、一部の生成 AI 推進弁護士、文化庁、政府、全て貴方達の責任で今後日本の未来が断たれることを自覚して欲しいです。

●受付番号　185001345000003669

「AI と著作権に関する考えた方について（素案)」をざっと読ませていただきました。広い視野でパターンに応じて深く検討されていると思います。
私はただの一般人ですが、その目線からすると、現在の画像生成 AI 利用者は、イラストレーターの方々の作品を盗み、それを生成 AI を通して画像を生成し、イラストレーターおよび鑑賞者（少なくとも私）を困らせているというように見えています。
この印象は、素案を読んでも、やはり法の目をかいくぐって他人のふんどしで相撲を取っているとしか思えません。簡単に言えば、人気の高いイラストレーターの上手なイラストを学習して似たような画像を生成し、お金を稼いでいる AI 利用者がおり、私はそのような唾棄すべき AI 利用者を避けるためにいちいち素敵なイラストを見るたびにこれは AI による画像ではなかろうかという疑いの目を持たなければなりません。
ひとのものを盗んでそれを売っているのに、AI をはさむことで法にひっかかりません、というのはマネー・ロンダリングのようなものではないでしょうか？　著作権法が守ろうとする著作物（人間の描いたもの）が、「単なる事実やデータにとどまるもの（要件１を欠くもの)、誰が表現しても同じようなものとなるありふれた表現（要件２を欠くもの)」であるところの生成 AI による画像によって侵犯されているとするならば、これを防ぐような改正を行なうべきではないでしょうか。
AI および生成 AI の技術は素晴らしいものです。道具に非はありません。歴史的に見ても、新しい技術が新しい文化・分野を開拓し、古い技術や文化が刺激を受けて発展したり、あるいは衰退したりすることはままあることです。
ですが、生成 AI は写真や映像のような新技術と比べて、非健全な現状を呈していると思います。私は、まっとうな新旧の対峙と、文化の発展を望んでいます。それは著作権法の根本的な目的と通じているはずです。
今回の素案が、気に入らないかもしれませんが法律上は問題ありません、というようなものにならないことを望みます。そうなれば、悪意をもった AI 利用者は世界中から日本を経由して著作物を盗み、ばらまくかもしれません。世界的な悪事の温床あるいは共犯者となる危険性を孕んでいます。せめて、このように著作権法を改正すべきだ、という改正案を提示するところまで議論が進むことを願っています。

●受付番号　185001345000003670

AI 学習元のデータ著者が、学習されることに同意していないにも関わらず勝手に学習素材にされることがおかしい。それは泥棒と同じでは？
泥棒したデータで何かを生成するだけの人間を「クリエイター」とするのはおかしい。

●受付番号　185001345000003671

生成 AI は規制して欲しい
作家の著作権は保証されるべき

●受付番号　185001345000003672

生成 AI の技術は発展目覚ましくはありますが、ユーザー間でのモラルは全く確立していません。
未だ正規のクリエイターにおける活用の立ち位置がはっきりと決まっておらず、著作権を無視した恣意的な悪用のみが SNS やイラストサービスサイト等において目立っており、政府がこれにクリエイター達の被害を顧みぬ保護を与えることはあってはならないと考えます。
今の段階での生成 AI 側に拠った保護はイラスト、漫画、音楽などの文化の将来に大きな瑕疵を残すことになり危険です。
現段階で必要なのは無造作な保護ではなく、むしろ恣意的な悪用を防ぐための規制であり、諸外国でもこの考えを訴えるクリエイター(絵だけではなく、音楽、音声などの分野でも)は大勢います。
何卒ご検討お願いします。

●受付番号　185001345000003673

SNS で絵を見ても「もしかして AI じゃないか」と疑ってしまうようになってしまいました。
その結果、SNS が非常に苦痛に感じるようになりました。
手描きの絵と AI 絵の判別がつかなくなったら、なりすましなどのトラブルになるのではないか不安です。
また、人間よりも圧倒的な速度で学習し、人間よりも短時間で多量の完成品を生成できることが当たり前になった場合、若い世代は苦労して技術を磨くことに意義を見いだせなくなるのではないかと心配です。
若い世代が苦労して技術を習得しなければ、いずれあらゆる文化が衰退していってしまうのではないでしょうか。
一部の AI 生成開発者と利用者のモラルのなさが、様々な人の生活や仕事、感性を蝕んでいっているように感じます。
AI 技術と人間の創作性の共存ができるように、ある程度の規制があればと願います。

●受付番号　185001345000003674

特定のクリエイターの作品、児童ポルノや未成年の個人情報、災害地の画像などを使ったAI 作品による弊害が既に出ています。
クリエイティブな作品に関しては、作者の知的財産権を侵害するだけでなく、作者のこれまで積み上げてきた努力や費やした費用を根こそぎ奪っていく道徳的な点も考慮していただきたいと考えます。
そして最も危険であるのが、AI による児童ポルノおよびフェイク画像の製造です。
既に日本人が管理する複数のプラットフォームで十社との区別がつかないほどリアルな児童ポルノ生成画像が販売されており、海外からは pixiv を含む日本のドメインを一部閲覧不可能にする事態となっています。
AI 画像生で何を作るかは誰にも制御できないため、無制限に学習が行える AI 生成サイトや、ツール配布を行っているドメインを国が閲覧不可能にする必要があると思います。

●受付番号　185001345000003675

私は現状生成 AI について良い感情を持てません。
現状のイラスト等の創作活動に対する生成 AI の使われ方、メリットがどうしても理解できません。
AI を利用することで生活がより豊かになるサービスを少しずつ目にするようになりました。時間短縮できる、より自由な選択を選べる等時代の進歩を感じ、私自身も新しいものは好きなため利用できるとこあれば利用します。
しかし創作活動の、特にイラストに関しては残念な事例ばかり見かけます。
イラストを描いて生計を立てている人、趣味で好きなイラストを描いている人、感情を共有したくてイラストを描いている人と様々な人が創作活動をしてインターネットに投稿しています。その数は膨大であると思います。
データとしては膨大であるといっても、生成 AI の学習元にできるかは別だと考えます。表現のために、または生活するために投稿されたものであり、ただのデータとしてあげられているものではないからです。
投稿されたイラストを学習元のデータとして扱うところで良い感情はないのですが、生成 AI を利用し自分が描きました、と投稿したものはあのイラストレーターさんの絵柄だ、と結構分かりやすいです。生成 AI の作成した作品はどうしても、あのイラストレーターさんがいろんな意図を持って描いたものなのに、それを無断で利用して意図のわからないただ綺麗なだけなイラストもしくは強く違和感の残るイラストばかりです。
本当に文化の発展のためとなるのか疑問ばかり残ります。
私自身趣味でイラストを描き、また IT 系の業務に携わっていたためもう少し他の発展の仕方があるのではないかと考え続けています。現状の使われ方で生成 AI に不信感を抱いてるひとを SNS 上、身近な人でも見かけます。不信感をある程度緩和しなければ、描いたら使われるから嫌だと投稿しなくなり、それまで発達していたコミュニケーションもなくなり、文化の発展は行き止まりになりかねないです。生成 AI を利用する人に対してある程度分かりやすい線引きが必要であること、生成 AI の使い方をより慎重に考えるべきだと考えます。

●受付番号　185001345000003676

Al 生成によって作られた画像の学習元、およびそれに付随する著作権元の明確化し知的財産の保護をお願いします。

●受付番号　185001345000003677

創作の方向性を作り上げてきたこれまでの作家さんの努力や時間を、ただ生成 AI を使用して創作した何も努力していない人に盗られてしまうのはとても悲しいことです。
それによって創作やカルチャーの発達に多くの影響を与え、中には才能ある若い芽を踏みにじることにもなりえます。
どうか、生成 AI を規制し作家さんを大切にして下さい。または、学習元の作家側に納得がいく生成 AI に関する法律を制定して下さい。

●受付番号　185001345000003678

「生成 AI 開発者がネット上のデータの無断使用を認めた」という海外のニュースはずっと前から聞こえてきているのに、生成 AI の学習データに関する是非の議論が我が国で一向に進まないのはなぜですか？

●受付番号　185001345000003679

・総合的な意見

今これを読んでいる貴方がその席に座る為に積み上げてきた何千・何万時間を超える努力と実績の全てを容易に機械的に学習され、より低コストな貴方の代わりの生成 AI に席を奪われるばかりか、今後の努力の全ても吸収され続けて貴方が席を取り戻す機会が永遠に失われる。そのように個人の存在意義を損なう酷遇を、本素案は是としている事にお気づきでしょうか。

創作・表現の世界は、既に生成ＡＩによってそのような惨禍に見舞われています。

創作・表現においては特定個人・グループの持つ「個性・独自性」こそが本質的な価値を持つ事は、文化庁の方には釈迦に説法でしょうし、本素案においても創作的表現は著作権で保護されるとされています（素案１７～１８ページ)。生成ＡＩはその独自性を安易に普遍的な価値に作り替え、長い努力の結晶たる個性を破壊しています。これは将来的な課題ではなく、現在進行形の窮状です。

5.(2)著作権侵害について

著作権侵害についての対応案はあまりに楽観的な方が立案したか、さもなくば生成ＡＩに全く無知としか思えない杜撰さです。

ＡＩの生成速度に「個別具体的」な対応は不可能です。もし非親告罪だったら、当局の業務は一瞬でパンクするでしょう。生成 AI 登場前でさえ、クリエイターは海賊版や違法アップロードの対応に非常に苦慮しています。マンパワーを凌駕する事が AI の長所である事をお忘れですか。

仮に１つの生成物に侵害が認められ、該当データのセット・モデルが削除されたとしても、バックアップ・再学習・別 AI の使用など再犯は容易な上、同じデータを持つＡＩ所有者が数えきれない程残り続けます。性善説頼りのつもりなら、それが既に崩壊している現状を把握してください。

5.(2).エ.オ　海賊版などを学習のために複製することについて

「海賊版により我が国のコンテンツ産業が受ける被害は甚大」ならば「学習データ収集において海賊版等の著作権侵害物を選り分けるのは困難」なソフトウェアは、「事業者に強く求める」性善説的な取り扱いでなく、一律に法規制すべきと考えます。

・さいごに

生成 AI がのさばる今の創作・表現世界は、種苗法が存在しない農林業に等しいです。努力とお金を投じた成果を無断で容易に奪われる、当に正直者が馬鹿を見る世界です。

生成 AI 利用者も脱法ドラッグ売人の如く「まだ明確に違法ではない」事を盾に他者の知的財産を我が物顔で利用し、著作権者に金銭的・精神的苦痛を与えています。これは間接的なものに留まらず、既に直接的な嫌がらせが頻発しています。

私は、生成ＡＩの早急な全面的開発・利用規制と、より強固且つ著作権者に負担のかか

らない知的財産保護を求めます。

●受付番号　185001345000003680

いくら創作、絵の自分の技術を磨いても生成 AI に盗られてしまうのならば今の自分が行っていることがくだらない意味のないものだと思うようになりました。これが生成 AI と人間が共に歩む未来だとは思いません。

●受付番号　185001345000003681

１．はじめに

AI と著作権に関する問題は急速な発展を遂げており、これに対する適切なアプローチが求められていると考えます。

２．検討の前提として

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

今までの著作権法が新技術に対応できているかどうか、また AI という新しい創造主体に対する法的取り組みの整理が必要です。これにより、従来の法体系を適切に補完・発展させるための前提を整理する必要があります。

（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理

AI 生成物における著作権は、創作者性の問題や人間と機械の違いにより整合性が難しく、所有権と制御の課題も浮上しています。この分野における著作権法の整備が求められています。

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

生成 AI はデータから学習し、新たな情報や表現を生み出す革新的な技術です。その基本的な仕組みや機能を理解し、これに伴う著作権法上の課題への取り組みが求められます。

（２）生成 AI に関する新たな技術

最新の生成 AI 技術の特徴や進展について把握し、これが著作権に与える影響や対策について検討する必要があります。

（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について

AI を開発・提供する企業が著作権に配慮するための技術的措置について検討し、法的な指針を示す必要があります。

４．関係者からの様々な懸念の声について

５．各論点について

（１）学習・開発段階

学習元の著作権と透明性に関する問題に焦点を当て、具体的な提案や見解を述べます。

（２）生成・利用段階

絵柄(依拠性)、AI 生成コンテンツの認識と検出についての具体的な問題提起や解決策を述べます。

（３）生成物の著作物性について

AI 生成コンテンツの著作権性に関する具体的な意見や提案を述べます。

（４）その他の論点について

偽情報の拡散、AI 生成コンテンツにおける責任の所在についての具体的な意見や提案を述べます。

６．最後に

【具体的な要望や解決法の提案例】

1,AI 生成イラストの著作権保護と透明性向上のためのデータセット管理と著作者報酬の仕組み

著作権法第 30 条の 4 が発生している問題について考察します。機械学習技術や研究の開発に初めは必要であった法が、一般の利用にも適用されることで新たな課題が生じています。今後、クリエイターを保護するためには、この法に関する見直しが必要です。特に、データセットの開示と著作権者による学習の停止を迅速に行うための法や機関の設立について検討していただきたいです。これにより、透明性の確保と著作者の権利保護が向上すると考えます。

さらに

(ア)データセットの登録と管理: AI イラストを販売する際、利用されたデータセットをあらかじめ登録し、それに基づいて著作権情報や透明性の提供が求められるようにします。これにより、購入者や関係者がデータセットに関する情報を確認できるようになります。

(イ)著作者の許諾と報酬: 販売元が AI 生成イラストを販売する場合、データセットに含まれる著作物の著作者に対して許諾を取り、売り上げの一部を還元する仕組みを導入します。これにより、著作者の権利が守られ、公正な報酬が得られるでしょう。

(ウ)不正使用の制限: 登録されたデータセット以外の著作物を使用した販売を防ぐため、厳格な審査や違反が発覚した場合の制裁を導入します。これにより、無許可での著作物使用を防止できます。

2,絵柄(依拠性)について

絵柄という概念が著作権の対象となるべきかどうかは曖昧な部分があります。しかし、芸術の分野においては、例えばゴッホやピカソといった著名な画家の絵柄が彼ら自身によって特有のものと位置づけられています。これは、作者の独自性やスタイルが作品に不可欠な要素であり、それが依頼者や消費者にとっても金銭が発生しても良いと考えられる重要な要素であるからです。

もし著作者が AI によるイラストにおいて、自身の絵柄に酷似していると感じた場合には、先に挙げたように学習セットのデータの迅速な開示や、必要に応じて学習の停止を容易に行えるようにしていただきたいと考えます。

3,偽情報の拡散

AI による偽情報の拡散が問題視されています。特に、能登半島地震の際にはその影響が顕著であり、これに対処するための措置が求められます。AI による偽情報の故意的な拡散が行われた場合、適切な罰則を設けることが重要だと考えます。

4,AI 生成コンテンツにおける責任の所在

解決策や正解が不透明な中、責任の所在がはっきりしない限り、適切な対策が難しいと考えます。文化庁においても、この問題を重要視し、具体的な検討をお願いしたいです。

●受付番号　185001345000003682

現在、イラストレーターとして仕事をしておりますが、AI 生成の精度が上がったあた「からご依頼量が激減しております。
また、ネットで目にするイラストについても AI 生成によるものが多くなっており、それによりインプレッションにて収入を得ている方もいらっしゃいます。
そのAI生成したイラストも誰かのイラストを取り込み生成したもので元のイラストを描いた方の努力や技術など様々なものを盗んで生成しています。
使い方によっては、大変便利な機能ですし、画期的な AI 知能の進歩だと思いますが、使う人によっては悪にもなる機能です。
今現在も、イラストレーターの方が何名も被害を受けておりそれについて告発しても国に守られて仕舞えばこちらは何も言えなくなります。
何年も、あるいは何十年もイラストを描き続け、画力だけでなく構図や絵柄、配色にも描いている方の思いがあり努力があります。
それを学習させて、何も苦労を、努力をしていない人たちが荒稼ぎに使うのを国が許容して良いのでしょうか？
現状、そのような人たちが Twitter(現 X)だけでも何人も、何百人もいるんです。
国がきちんと、著作権の保護し、取り締まり、AI 生成について規定を作るべきでは無いでしょうか。ましてや学習させることは著作権法に触れないなど、もってのほかです。
今まで努力してきたイラストレーターさんたちを守ってください。
AI 生成でできたイラストの金銭のやりとりは禁止、処罰するなどの規定を作ってください。

●受付番号　185001345000003683

まず、生成 AI については使用規制が必要で、今後さらに監視を続ける必要があると考えている。
３．生成 AI の技術的な背景について　の（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について　では著作権侵害の防止に資する技術的な措置を導入している事業者もいるとされているが、こういった防止措置を今後の生成 AI 制作に義務付けるべきであると考えている。
現在､主に問題となっている生成 AI の実害は海外で作られた生成 AI を用いたものであり、制作者や使用者が不明瞭なことも多いため、著作権侵害があったとしても日本の法で処罰するには限界がある。また、上記項目のような措置など全く行っていない。現在出回っている生成 AI の使用についても、使用自体に規制が必要だ。
また、日本でも最近、岸田総理のニュース風フェイク動画が出回ったように、実在する人物の顔や声を AI によって生成するといったことが技術的に可能であると世間に周知された。あのような動画を面白半分で制作するモラルに欠けた人間が存在する以上、生成 AI によって作られた動画や画像のフェイクニュース等で人権侵害や名誉棄損といった、著作権問題に縛られず様々な問題が起きることは間違いない。
生成 AI の制作、使用については、今後第三者を交えた審査が必要であり、権利関係に問題がないかを明瞭にする必要がある。個人の善意に任せるには限界がある。

●受付番号　185001345000003684

大前提として既存データを学習したAIによる生成物は、既存のデータの存在なくしては成り立たない。既存のデータとは古今東西の様々な人間のクリエイターが作り上げた文化の蓄積であり、貴重な文化遺産として守られるべきものである。
AI学習は一度学べば終わるものではなく新たな情報を適度に追加していくことが肝要かと考えるが、その新たな情報源とは人間の創作活動にあるのではないか。今後、AIがAIの作品だけを学習していって、人間が求める創造物を排出できるかははなはだ疑問である。人間の創作活動による新鮮な情報を上書きすることで、AIもよりニーズにあった生成物を排出できるのではないか。
人間の創作活動にAIの存在は不可欠なものではないが、AIにとって人間の創作活動は必要不可欠である。
そのため、AIの今後の発展という意味においても、人間による自由な創作活動の保護と発展を守る必要がある。
AI学習によって、人間の自由な創作活動を妨げることがないように法整備、法規制を行っていく必要がある。
残念ながら昨今のAI学習による生成物をめぐっては様々な問題がある。
まず、AI学習に用いられる学習データの不透明性である。特にイラスト系の生成AIアプリ(以下、生成アプリ)に顕著であるが、現在利用されている生成アプリの基盤となる学習データの出所がイラストの制作者が許可していない違法ダウンロードサイトだと言われている点である。著作者がAI学習へのデータ使用を許可していないにも関わらず、それを学習データとして利用するのは著作権的に見ても違法と考えるべきではないだろうか？
また、生成アプリでは様々な児童ポルノイラストが生成されている。これは生成アプリの学習データ内に違法な(現実に被害者がいる)児童ポルノ画像が大量に含まれているということが容易く想像できる。これもまた大きな問題ではないか。
現在のAIによる生成物、特にAIイラストに関してはその根本的な部分でクリーンと言えない。今後AI生成物を取り扱うのであれば、現在のAI学習データは一度全て破棄し、問題のない(無断使用ではなく、犯罪行為でもない)データだけを学習させて再構築するべきである。それができないのであればAI学習で生成したデータは使うべきではない。
AI生成物にはAI生成物であるという消えない目印(ウォーターマーク)が必要である。
特に画像系AI生成物には写真と見間違うようなリアルな表現が可能となっているため、現実には存在しない生き物が、あたかも存在しているかのようにAIで写実的に描かれて、人間のインターネットを用いた学習に悪影響を及ぼす可能性があり、それは今後、さらに深刻になると考えられる。AI生成物にはそれを表す目印を義務化するべきである。
イラスト系AIアプリでの実例であるが、特定の人物への嫌がらせに用いる例がある。
あるイラストレーターをターゲットにして、その人の作品を集中的にAIに学ばせて、その

人が描いたものと思わせるようなイラストを大量に出力するという手法である。
その結果、その人のイラストの特異性、希少性を失わせて、市場価値を下げ、そのイラストレーターの仕事を奪う。それだけでなく、その人の創作意欲にも大きなダメージを与えることが可能となる。このようなことが技術的に容易く実現可能になっていることは、創作意欲の低下を呼び起こし、ひいては創作活動の多様性を失わせてしまう。これは、人間の文化活動やAIの学習環境においても悪影響でしかない。
AI学習においては、人間の創作活動のうち、「作風」も著作権で守られるべきものにするべきである。(ただし、人間の学習方法として模倣は有効な手段なので、「作風」の保護はあくまでもAI学習のみにするべきである)
イラスト系AIアプリの生成物が引き起こしている問題の大きなものに、「作風」が似ているというだけで、実際にその人の作品にはないものでも、その人の作品として扱われ、現実の需要を満たしてしまう例がたくさんある。
これはAI学習の避けられない弊害であり、この著作権の範囲を拡大して、「作風」も保護対象に加えるべきである。(ただしAI生成物に対してのみにして、人間の模倣については当たらないとすべきである)

●受付番号　185001345000003685

好きな絵師さんがAIに絵を模倣されたり取り込まれたりしてモチベーションがすり減って絵を描かなくなってしまったり、殺害予告を受けて精神が削られていたり、依頼を受けて絵でお金を稼いでいる絵師さんの絵がAIに取り込まれ出力され、結果依頼をせず出力されたAIイラストを使用されるとその人に収益が行かないのがどうしても悲しいです。
どうか著作権を無視して絵を取り込んでいる方への処罰を少しだけでもいいので強く、法的に訴えやすくもしくはその方法の周知をしていただけると助かります。芸術に携わる方の負担や不満が少しでも減ることを願っています。

●受付番号　185001345000003686

数多くの本物のクリエイターが生き残るためにはこうしたものは規制するべきです。
または免許制にしてほしいです。
ゲーム会社やクリエイターの手助けするためのものとしてAI生成を許可するなど

AI生成を活用した作品の販売を辞めさせて欲しいです。
手描きのクリエイターが活躍できる場をお願いします。
AI生成でてから自〇で亡くなられたクリエイターいると聞きました。
未来のあるクリエイターのためにもよろしくお願いします

●受付番号　185001345000003687

生成 AI について
・生成 AI を使用、一部使用した制作物にはその旨を制作物内に記入しなければならないようにする。(フェイク画像やデマ画像、ポルノ画像や児童ポルノ画像が簡単に制作できるようになり、高精度のものが作れるため。また今後は従来の生成 AI よりも精度が上がり、人の目では区別がつかないようなものが制作できるようになるため。)
・生成 AI を使用、一部使用した制作物に対して金銭が発生する場合は免許制にする。(反社会的組織やテロ組織が資金集めに利用する目的を防ぐため。)
・生成 AI が制作したものかどうか判断できる AI を、生成 AI 以上に資金や時間を費やして開発し、開発をする事業者に対して補助金を出す。

●受付番号　185001345000003688

AI による創作は同じデータを入力すればだれでも同じものを作ることができるため、創作ではなく工場生産に近いものである。よって、出力されたデータには著作権は認められないと考える。ただし、入力したデータそのものに著作権が認められる場合はその限りではないだろう。
現在 AI を使用している人が AI に学習させているデータは、著作権が放棄されていないものがほとんどである。学習させたデータを用いてデータを出力しインターネットに公開している場合、著作権の侵害になると考えられる。
AI による創作物に著作権が認められた場合、技術の養成にも作品の制作にも時間がかかる人間のクリエイター職は必要とされなくなるだろう。今後の AI の発達を考慮するとなおのことである。その場合、日本の芸術的文化が途絶する恐れがあるため、避けるべきだ。
今回の意見提出の趣旨からはやや外れるが、日本が情報化していくにあたり、権利についての学習を義務化すべきだと考える。

●受付番号　185001345000003689

2（2）
論文などを書く際に他の学者の本から引用した際引用元を記載しなければならないように、AI に学習させるにしても学習元の絵の作者の名前を記載を強制するべきです。加えて、元の絵の作者が AI の学習に対しての同意をしていなければ、その作者の絵を AI に学習させては行けません。

●受付番号　185001345000003690

現在 AI イラストの殆どは、既存のイラストレーターや画家などの絵を許可もなしに取り込んで抽出しているだけのものであると思う。今の AI イラストを作れるソフトはたくさんのクリエイターの作品を無許可でとりこんでいる。作品をつくりだす人たちはその画風を手に入れるために自分の手で何年も絵の技術を磨き、何枚も絵を書いている。しかし、AI イラストを抽出する人はそ著作権などを無視して絵師たちの技術の結晶を許可もなく取り込み、何も労せず利益を得ている状態である。これは泥棒と何ら変わらないように思う。クリエイターは何年もかけて磨き上げてきた技術で仕事を受けている。AI イラストはその仕事を少なからず奪うことになると思う。世界に誇れる日本のクリエイターたちを苦しめないためにも AI による作品は規制すべきだと思う。

●受付番号　185001345000003691

１．はじめに
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４．関係者からの様々な懸念の声について
生成 AI によって身近な人も無断で学習され､ポルノ画像として悪用される可能性があり、それを用いて脅迫されるケースが今後懸念される。今はまだそのような悪意を持った人間に利用されることが少ないかもしれないが、今後より社会に不満を持った大人たちや、倫理観がまだ形成されきっていない子供たちがそういったことをイタズラで行ったてしまうことは有り得るだろう。
また、政府への不満を持った人々が結託して AI でフェイク画像を作り、災害時や国が有事の際に一斉にフェイク画像を SNS 上で拡散させることも今後出てこないとは限らない。
そして、イラストレーターにおいても普段は幼児向けの絵本を描くようなポルノ画像とは一際離れた人が、悪意を持った人によってそのイラストレーターの絵柄を無断で AI に学習させ、本人のイメージを損なうような幼児ポルノ画像を作り出すようなことも今後増えていくと思われる。現段階においてもそういった悪質なケースを何度か見ては、本人の精神が削がれている様子も見てきた。学習元であるイラストレーターを傷つけさせ、筆を折らせるようなことはあってはならないと思う。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
インフルエンサーなど、顔を出している一般人も気が気でないかと思われる。何せ無断で誰でも機械学習ができてしまうため、事務所が守ってくれそうな有名人や声優ですら無断学習をされては撮ってもいないような写真を作れるようになってしまっているからである。もちろん、クリエイターにとっても自分のアイデンティティーを無断で学習されては無限に生成され、報告してもまたそういった類が出てくるような状況は心が休まらないだろう。人が同じように作風を真似るのと AI が違うのは数の違いである。人間が誰かを綺麗に丸コピしてたとして問題が出てまたアカウントを作り直し、また同じ界隈の人に目をつけたとしても大概足がつきやすいが、誰でも触れる AI の場合だとその場限りでは無い。無尽蔵に絵を生成できるからこそ、誰かの絵柄を真似してそれにイラストレーターが反発したとしても、一人や二人の人間を対処したところでまた新しい人が絵柄を真似してはイラストレ

ーターの意に反するような絵を生成する可能性が高いからだ。他にも異なる点はあるが、大きい理由の一つとしてこのようなことが挙げられる。AI 学習をされて一銭も入らないどころか損害ではないだろうか。

（2）生成・利用段階

（3）生成物の著作物性について

（4）その他の論点について

6．最後に

このように生成 AI ができてから少し年月が経った程度でこれ程の懸念点や実際に起きた事件もある。一体、そこまでして生成 AI 技術を発展させるのに意味はあるのだろうか。せめて AI 画像はあくまで AI で作られたものだと分かるように明記しなければならないと強制させられないのだろうか。

●受付番号　185001345000003692

ＡＩは便利なものではあるのかもしれませんが、現状ではクリエイターの仕事を奪い、日本の文化を脅かすものとなっていることは簡単に理解できるでしょう。日本のオタク文化は海外にも大きく影響を与え、経済のためになくてはならない存在です。
またイラストや作品だけでなく、自分の顔写真や家族、友人の写真を使ってありもしないフェイク画像の制作もできてしまいます。自分や家族友人がわいせつ画像や犯罪者に見えるような写真を作られてネットの海にばらまかれたらどうですか？SNS イジメに続きＡＩイジメが起こりうることも想像できます。
総理大臣が暗殺された事件がありましたが、自分の嫌な政治家の画像を取り込み、フェイク画像を作って評価を落とすこと、最悪また暗殺に発展する可能性もあることを理解していますでしょうか？
人工知能は凄いです。正しく使えば共存関係を結べるパートナーとなります。しかしそれは我々人間の生活、権利を脅かす存在となってはなりません。

●受付番号　185001345000003693

創作活動をしている者ですが、私は心から創作活動と創作者様各位を愛しています。それらがAIによって脅かされるのはとても嫌です。

●受付番号　185001345000003694

＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
4-（２）イ・ウ・キ・ケ、4-（3）
現状、「生成 AI にデータを学習させることは違法ではない」の旗のもとに、特定のイラストレーターのイラストを重点的に学習させ、「あたかもその人が描いたかのようなイラスト」を生成している人たちがいます。
彼らが盾にする正当性の根拠は「絵柄には著作権がない」ということです。
しかし、私はこれを、生成 AI で「撮ってもいない全裸の写真を生成された」のと似たような状況だと思っています。「描いてもいないが、イラストレーターの絵柄であるイラスト」を勝手に使われては、信頼問題にもなりますし、本人の仕事の機会を奪う可能性もあります。
またこれは感情論になりますが、もし好きなイラストレーターがそのような被害に遭った場合、とても嫌です。生成した人間が、イラストレーター本人に送りつけて小馬鹿にしているのを SNS で、目にしているのが現状です。「撮ってもいない写真を生成」して送りつけられるのと、同じようなものだと思います。
機械的に「絵柄の再現」がされてしまうことは、クリエイターにとってモチベーションの低下に繋がっていると思います。「その人らしさ」が奪われて利用されています。
＜AI 利用者の懸念＞
インターネットにある画像を片っ端から学習している生成 AI がほとんどな現状、生成 AI でワード入力をした際に、「著作権で保護されているであろうキャラクターがそのまま出てきてしまう」という問題が存在しています。
それが「著作権保護されているキャラクター」だと気づかないまま使用してしまう問題もあると思います。

●受付番号　185001345000003695

やめてほしい。何であれ、AI にパクられた作品を見ると悲しくなる。

●受付番号　185001345000003696

生成 AI によるクリエイターへの被害を無視しないでください
生成 AI によってクリエイティブの土壌を荒らされれば新しいクリエイターは生まれなくなってしまいます
生成 AI の規制を強く希望します

●受付番号　185001345000003697

好きな作家さんが筆を折ってしまうのが嫌です。
例えばデータ入力だとか、確定申告だとか必要な事務作業を減らすためにAIを利用するのは賛成できますが、人が趣味や娯楽、そして磨いてきた技術を蔑ろにして結果だけを奪いかねない形でAIを使用者が利益を掠めとるものとして利用することには賛成できません。

●受付番号　185001345000003698

５．＞（1）
適合する議論内容ではない可能性もあるが、、
現在国内の生成 AI 開発において、生成 AI 機能を開発する企業やソフトウェアに対し、SNS 等でヘイトや不買運動をぶつけ開発停止に追い込む事象が横行している（セルシス社（ClipStudioPaint）やアイビスペイント等）
半面、海外企業やソフトウェアはヘイトが向かわず、継続した開発や改良を行っている現状がある（Adobe 社や Krita 等）
国内の中小企業のリソースを考えるとあまりに不憫であり、国内向けへ生成 AI を開発する事自体にリスクを与える事態となっているように思える。
正当な生成 AI 企業に対し開発体制を保護するようなことはできないか。（認証付与など）
５．＞（２）＞ イ＞ （イ）依拠性の考え方について　＞　２．AI 利用者が既存の著作物を認識していなかったが、AI 学習用データに当該著作物が含まれる場合
生成 AI を利用する際のメインパターンになると考えられるが、この項こそ１．と同様に「生成物に既存著作物との高度な類似性があること＝依拠性がある」のみで良いと考える。
以下内容を満たせば依拠性がない旨の記述があるが、
大多数の利用者側は実証するのは困難な内容と思われる。現実的な記載とすべきである。
有益な技術・利用であっても該当内容がある限り、生成 AI の利用の足かせとなってしまうように見える。
「当該生成 AI において、学習に用いられた著作物の創作的表現が、生成・利用段階において利用されていないと法的に評価できる場合には、AI 利用者において当
該評価を基礎づける事情を主張・立証することにより、当該生成 AI の開発・学習段階で既存の著作物を学習していた場合であっても、依拠性がないと判断される」

●受付番号　185001345000003699

1.生成 AI という名称は不適切だ。「生成」には「新たな何かを誕生させる」、例えば「素材 A と素材 B を混ぜ、化学変化を起こして薬品 C を作る」というイメージがある。しかし現状の AI は「多量のデータを記録し、入力コマンドに応じて適切な素材を選び、組み合わせたものを出力する」だけだ。出力された文章や画像は、既存データの集合体に過ぎない。「合成 AI」とでも呼称すべきだ。
2.現在、この AI は国内外問わず、インターネット上に存在するあらゆるデータを無法に貪り食っている。許されざる状況だ。かつて法規制がないのをいいことに、世界中の海で漁を行って魚介類等の資源をほしいままにしていた国は規制された。各国に排他的経済水域を設定し、そのなかで漁を行い、過不足は売買で補うようになった、同様に、この AI 関連の現在の無法状態も正されなければならない。
3.「各国の AI 制作者は、各国の法律に基づき、国内の学習データ提供者から提供されたデータしか AI に学習させてはならない」とすべきだ。学習データ提供者は著作権をもつクリエイターで、「自らのデータを AI に学習させること」に同意した上で適切な謝礼を受領し、AI 制作者との間で公式な契約を結んだ存在である。
4.3.の規制を実施するにあたって、全ての AI 制作者は、施行時点で AI 内に記録されている全てのデータを破棄しなければならない。なぜなら、それらのデータは全て盗用物だからだ。データの収集方法や合成パターンなどは十分に蓄積されたと思われるので、規制実施後は、法令を遵守した形で正しく技術を発展させていってくれることを願う。
5.3.4.が実現した状態で、各国のＡＩ制作者同士が、さらなる技術の発展を目指して業務提携を行うのは、資本主義社会として当然のことであろう。両国の法令が順守されるのであれば問題ないと考える。
6.日本は、アニメ・漫画・音楽など、多数の文化資源をもつ国家だ。これらの権利を守り、今後も発展させていくために、著作権においては世界一の国家を目指すべきだと考える。現在のＡＩのような野蛮な無法者をのさばらせておくわけにはいかないし、これに対する世界的な規制をリードしていってほしい。
7.現状のまま、ＡＩがむやみと発展していくことは、日本いや人類全体の「文化」の首を絞めることになるだろう。現時点で、「イラストレーターに仕事の依頼をもちかけてラフをもらった後、『諸事情で案件がなくなった』と、謝礼も払わずに連絡が来なくなる。しばらくして、そのラフをもとにＡＩで仕上げたイラストが商用利用されていることが判明する」といった事件が発生している。このような無法状態を見過ごしていれば、商業イラストレーターは全員廃業するしかなくなる。もしくは、少ない給料でＡＩへ素材を提供したり、ＡＩが生成したイラストの修正したり、「ＡＩに使われる」立場に転落するしかない。文章を書く作家も、プログラムを書くＩＴエンジニアも同様である。
8.7.が何故問題かといえば、1.で指摘したように現在のＡＩが行っているのは「合成」でし

かない。生きた人間の想像力による新たな創作が行われなくなり、ＡＩの合成物ばかりとなった世界は、文化的に停滞する。仮に、未来のＡＩが 0 から 1 を生み出す能力を得た場合は、ますます「創作」は人類の手を離れ、機械のみに許された特権となってしまうだろう。

9.とはいえＡＩは既にこれだけ世間に浸透してしまった。規制するにしても、一朝一夕にはいかないだろう。なので、とりいそぎの対策として、可及的速やかにクリエイターの地位を向上させてほしい。自らの身体と想像力で創作をしている人々には価値があり、彼らがいるからこそＡＩ技術も今日まで発展した。クリエイターの給料を増やし、福利厚生を充実させてほしい。直接支援が難しければ、クリエイターを雇っている企業への支援という形でもいい。業界全体の環境が改善すれば、個人事業主として活動している人間にも還元されるだろう。

10.とかくクリエイターは搾取されがちだった。大ヒットしたアニメでも、潤うのは製作委員会に参加した企業の重役ばかりで、現場のアニメーターや監督の給料は安すぎると話題になっていた。漫画もそうだ。よほどの大御所でなければ、出版社の新米編集者のほうが、雑誌で連載をしている漫画家よりも年収が高い。それでも彼らは「自らの手で創作をする喜び」や、「自らの作ったものが商品化して誰かに届く」といったやりがいを糧に、がんばってきた。この AI は、そんな彼らの生き甲斐を何もかも奪う。彼らが作ったものを盗み、いいように組み合わせて商品を作り、仕事を終わらせてしまう。このままでは、全てのクリエイターが筆を折ってしまっても仕方がない。日本のクリエイター、いや全人類の文化的な尊厳が守られるように、正しい判断がなされることを願う。

●受付番号　185001345000003700

職業で 2D アニメーターをしています。私は動くキャラクターを描く原画という部分で働いています。アニメというだけでもコンテ、原画、背景、音楽など著作権が発生するだろうものがあります。
労働者的立場からすると AI を使用することで作業の効率化できる可能性がありますが、まず第 1 に私達がなぜアニメーションを作っているのか（その他の分野であっても作品を作るのか）というところを AI をこれから使う方々の理解が必要だと思います。
AI は比較的簡単に絵の知識がなくても、今まで人が積み上げてきた技術を集めて総合的に出力できるものだと思っています。それは元々絵を描いてこなかった、でも自分がこんな絵を描いてみたかったというものが少しの勉強などで出力できてしまいます。
それを仮にこれは自分の絵なので、オリジナルを描いていた人にはもう頼む必要がないということになるのは問題しかないです。では「AI の更に上のものを描けばいい」とか言う問題ではないです。そもそも何十年とかけて、日々積み重ねてきたものをいきなりもう 1 段上にレベルアップさせろと言われても無理な話です。借金のように前借りしてあとでレベル上がったから返すみたいなこともできません。その上上がったところでそれを学習されたら何も意味はありません。
このような事を理解できない 1 部の使用者がいることは確かです。
AI はたしかに便利で、人の思考では考えられなかった新しい発見があるかもしれない、効率化を図れるなど良い部分もあります。ですがこれは私が「クリエイター」だから出てくる発想であって、今まで作品を作ってこなった人、さほど作品への思い入れはなくお金を稼ぎたいという人にとっては違う道具でしかありません。
少なくとも勝手に学習へ使われ、オリジナルはもう必要ないなどとなることがないような法案を作っていってほしいと思います。
クリエイト文化は先人からの知識をここが積み上げ昇華させてきたものです。それを何もしてこなかった心無い人に踏み荒らされるのは心にも、経済的にも影響が出てきます。よりよい法整備をお願い致します。

●受付番号　185001345000003701

生成 AI によって絵柄を盗まれて迷惑している、さらには仕事の妨げになっているイラストレーターが多数いるのが現状です。
クリエイターが長い時間をかけて身につけた技術を、誰でも簡単に奪えるような現在の生成 AI の在り方には断固として反対です。
イラストやアニメは日本の大切な文化の一つです。このままでは文化の衰退にも繋がります。
イラストやアニメだけでなく、実在の人物の写真を使用してディープフェイクが作られています。有名人だけではなく一般人も、写真を使われて被害に遭う可能性があります。
著作権や肖像権を守るために生成 AI の利用には厳しい規制や条件を設けることが必要だと考えます。

●受付番号　185001345000003702

一個人の絵柄を真似したAI生成で著作権法を違反したり、その他不適切な表現をしたりしたものを公開した場合、真似された側にとって非常に大きなマイナスの影響があるのではないかと思う。

●受付番号　185001345000003703

自分の書いた小説やイラストが、無責任・無許可に AI 学習に活用されるのは不安です。

●受付番号　185001345000003704

既にある著作権法では、増え続ける生成 AI 利用者に対しとても対応出来るものではない現状です。一方的な嫉妬で都合の良い解釈による違法な使い方を故意にする生成 AI 利用者からクリエイターがしつこく何度も嫌がらせを受けている事例があちこちで見られます。著作権法の大部分は親告罪であり、特に作品制作に時間をかけるクリエイターが生成 AI 利用者の作る大幅に時短で違法な生成物に対していちいち対応していては、クリエイターの権利保護どころの話ではありません。現実をしっかり見てください。
そもそもこれまでの AI と生成 AI とでは学習データにおいて使い道が全く違います。今までの AI の学習データの目的は主に情報分析など表にほぼ露出のないもの、生成 AI の主な目的は露出と出力にあります。出力した時点で元の学習データの改変が行われています。学習データが膨大になればなるほど元のデータと生成物との依拠性を証明することがとても困難というかもう写真などでは不可能な状態です。そして、例えば絵の学習データは SNS やイラストサイトなどから著作者が知らないうちに無断で複製使用されていることも大きな問題です。その確認も出来なければ異議申し立てもし辛いです。
外国では生成 AI 開発会社の学習データに使われている膨大なデータの開示請求も政府から出ています。
日本もそうするべきではないでしょうか？
現状で有名なクリエイターの一部は生成 AI の利点ばかり謳い使用を勧めますが、有名になる前のクリエイターのことを全く考えていません。有名なクリエイターは生まれた時から有名だったわけでもない人の方が多いにも関わらずです。(なんだったら今クリエイターを名乗っている人の多くが先輩である有名クリエイターを支持していたお陰も少なからずあってその地位にいるにも関わらず)現在もまともに見えないのでは、後世日本のクリエイターは無法者の生成 AI 利用者に筆を折らされ居なくなり生成 AI オペレーターも適正な保護法のもとにクリエイターの栄えた外国には敵わずクールジャパンと言われることはなくなるでしょう。

●受付番号　185001345000003705

５．各論点について

（２）生成・利用段階

（イ）依拠性の考え方について

「AI 学習用データに当該著作物が含まれない場合」とあるが、意図的にこれら元データを消去した場合、○2 であっても○3 になり得り、著作権侵害とならない場合があるのではないか。

※○2,○3 はそれぞれ丸内に数字

●受付番号　185001345000003706

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌
・生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい
・手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安

●受付番号　185001345000003707

生成 AI の規制強化を求めます。
AI による著作権の定義が曖昧なため、AI を使用し特定のイラストレーターの特徴を模倣したイラストを生成、さらにその模倣のための手段を販売するといった行為が平然と行われている現場です。
イラストに関わらず、創作業界の衰退を招く問題のため、早急な法整備をすべきと思います。

●受付番号　185001345000003708

生成 AI が学習に使った全てのデータを公開すること
生成を実施する度に学習に使ったデータの権利者に金銭が支払われること(生成物を使用ではなく、生成そのものに制限をかけるべき)
Ai で生成したものはどの AI で生成したかを明記し、生成後の加工が不可能であること。加工可能な物が生成できる AI は存在不可とすること
公開されたデータに対して権利者から削除依頼があればすぐに削除し、かつ生成のアルゴリズムからも削除されることが保証されること
生成した物を使って利益を得た場合、その利益を学習に使われた全てのデータの権利者にも配当されること
国外の AI に対しても同じ考えを持ち、国外で無断に学習されていることが判明した場合は国として賠償金を請求すること
日本が世界に対抗できる文化を短絡的な利益欲しさに衰退させないように願います

●受付番号　185001345000003709

好きな絵師さんが無断で学習に使われて、筆を折ってしまったらかなしいです
自分が仕事でイラストを利用させてもらう時に、AI イラストなのか手描きイラストなのか判断できずトラブルに繋がりそうで怖いです
しっかりとした法整備を望みます

●受付番号　185001345000003710

生成 AI による生成物は学習データの切り貼りであり、無断転載と同義だと考える。

●受付番号　185001345000003711

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折ったらとても悲しいですし、AI が嫌いになります。
そもそも人様のものを、個人に限定して模倣してお金を稼いでいる現状もあるのに、野放しは論外だし、使う人は免許制にしてほしい。誰から模倣したか提示して分かるようにして、「これは AI です」と言うように、分かるようにして欲しいです
AI で生成されたものは元になった著作権を侵害し、ないがしろにしてて嫌いです。
ちゃんと何を参考にして、どう出力したか、ちゃんと提示して、絵師なんて名乗らず技師としての自覚をもって扱うなら嫌悪感も薄れたかもしれないです

●受付番号　185001345000003712

引用、人間が自らの手で作成したものと見まがうようなコンテンツを生み出すことが可能となってきた。それらの生成ＡＩについて、開発に携わる研究者や事業者だけでなく、一般ユーザーが容易に利用できるサービスやソフトウェアを提供する事業者も現れ、また、生成ＡＩの利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。
上記背景により、素晴らしい作品を見た際、これはＡＩの生成物ではないか？という不安から入るようになった。
純粋に、素晴らしいと創作物を受け取る感性が既に奪われてしまっている。
クリエイターはＡＩ生成物ではないという証明をしなければ、作品を享受してもらうどころか努力もせずに画像を出力している泥棒ではないか、とすら懸念される。
実際にこれはＡＩイラストだ！と嫌疑をかけられ、創作工程を提示することで
誤解を解くクリエイターさんを何度も見ました。
中には自分の創作物は誰でも生成できるものと変わらないのだと筆をおった方もいました。
その人にしか生み出せない世界観があったのに、ソレっぽいナニカ、のせいでもうその方の新たな作品を見ることは叶いません。
世界に誇るジャパニーズカルチャーを支えるクリエイターたちはいま、無知の暴力や明確な悪意を持った攻撃を受けています。
創作を辞める人間が増えれば新たな技術は生まれなくなり、その後何故このような表現をしているか理解できる人も居なくなり、いずれイラストの文化は停滞します。
引用、パターンやルール、傾向に基づき生成物を生成する場合、学習データの切り貼りでは無いとする。
そもそもＡＩ生成は創作ではありません。出力です。
生成するのはＡＩであって、出力者を創作者とは呼びません。
共存していくなら、あくまでも生成ＡＩは出力したものを参考にしてもよい、
程度に留めて
出力されたものは作品ではないという位置づけが必要です。
イラストだけでなく写真から生成するものも散見されます。
大量に著名人とアダルト写真を取り込んで画像を生成した場合、
切り貼りでは無いから権利を侵害していないと言えるでしょうか？
肖像権を抜きにしても傾向に基づいて出力しただけだから問題ない、とは言えないと思います。
イラストも同じように、この切り貼りという出力から守るべきです。
また、フェイク画像による犯罪や混乱も今後増えていくと思います。
コピー機が誰でも使えるのに、誰もが１万円札を偽造しないのはそれが犯罪だと定められているからです。

それなのにＡＩ生成は無断で学習している、権利を侵害していると定められていないせいで今も誰かが画像を出力しています。
イラストや写真を技術の為にと勝手に学習して良いとは到底考えられません。
生成ＡＩの利用自体、もっと慎重になってほしいです。

●受付番号　185001345000003713

私はイラストを描くことや見ることが趣味です。
最近 AI が普及してきて、X や pixiv 等の SNS やイラスト投稿サイトに AI イラストが増えてきました。
中には明らかに公式のイラストを学習させている二次創作 AI イラストや、有名絵師のイラストを学習させていると思われる物も多く、非常に不愉快です。
さらに SNS 上では常に AI イラスト賛成派と否定派が揉めており、そこに関しても非常にストレスを感じます。
私含めイラストを自分で描いている側としては、自分がこれまで努力して身につけた絵柄を、これまでイラストを描いたこともない人間に利用されるのは非常に不愉快です。
私達創作する側の人間はこれまでも AI イラストだけでなく、イラストの無断使用、無断転載等の問題でも不快な思いをしてきています。
イラスト制作に関わったことのない人たちからの心ない AI 学習がこのまま広まると、依頼以外では一切絵を描かない絵師の方も出てくるかと思います。
そもそもイラストを描くこと自体を辞めてしまう人、描いても公に投稿しなくなる人も出てくるでしょう。
二次創作が衰退すれば、間違いなくオリジナルのコンテンツにも影響が出ると思います。
日本はアニメ、漫画の国と誇るのはいいですが、AI イラストをしっかり規制しないと間違いなく衰退していく一方だと思います。

●受付番号　185001345000003714

好きな作家が生成 AI に模倣され筆を折られてしまう事案があり、とても辛かったので生成 AI は反対の立場です。せめて規制するか、免許制などを導入して欲しい。また、作家が描いた絵に対して生成 AI が出力した絵であると誹謗中傷する例も見られ、トラブルになっています。それを避けるために生成 AI に好まれる絵柄を変える作家もおり、絵柄という作家の『個性』が失われつつあることは、文化の喪失でもあると考えています。

●受付番号　185001345000003715

AI イラストで絵柄を模倣することで、今仕事しているイラストレーターたちの意欲が失われてしまう問題があると考えています。

●受付番号　185001345000003716

生成 AI はクリエイターの権利侵害のみならず、正当な報酬の獲得を妨げることによるクリエイティブおよびイノベーションの低下をもたらすものと考える。生成 AI の推進は、ただでさえ文化的国力の低下する日本において致命的な打撃になりかねない。よって生成 AI の推進ではなく、クリエイターを守るための法整備を優先するべきである。実際に現場で働く作家たちの意見を聞き取り、それを最大限反映させた政策を求める。

●受付番号　185001345000003717

技術としては素晴らしいけど、一般人が無意識に罪を犯しながら使用できてしまう現状は最悪。
「論文に別の文献を引用するときは出典を記載する。参考文献も書籍の巻末にまとめて記載する。」それが常識。
同じように、画像生成 AI や音楽 AI 使用時には誰のどの作品から引用したのか全て記載するよう義務付けてほしい。義務付けてほしいというか元々そういうルールのはず。
引用元が何百件あろうがとにかく全部。それが嫌なら使わないこと。
「人の手で他者の作品を使ってコラ画像を作るのは駄目だけど AI を使用した場合は OK！無断でビジネスにも使い放題！」が今の現状。
今まで築き上げた著作権・肖像権そのものが崩壊してしまう。
今すぐ法整備してほしい。遅すぎるくらい。

●受付番号　185001345000003718

AI を規制することに対しては必要だが、下記部分において一定の猶予を必要と考えている。
・「享受/非享受」判定について
　AI で出力したイラストそのものを利用するのではなく、下記のような工程で製作した場合に著作権の取り扱いがどうなるのかが知りたい。

　構図・ラフ等を自ら考案・制作した画像ないし文章をベースに AI によって「一定の作風であるとどうなるのか」を複数出力する
　↓
　出力したものを参考にして、修正・調整を加えていく
　↓
　再度、自ら修正・調整したものをベースに、AI によって画像ないし文章を生成し修正等を加える
　↓
　出来上がったものを一般に自らの作品として公開する。

　この場合、AI で出力したもの自体を利用するわけではないが、
　AI で出力したものを補助として利用し作風を似せることが可能である。
　ただこの方法は、元にする「作風」を真似て制作するのとの境界が曖昧である。
　イラストレーターを含めた人間の創作活動において、画像を参考にする・模倣・オマージュといった手法は過去から取られてきた。
　AI 利用によって、スキル向上につながるのであれば利用すべきではないかと考えている。
　そのため、こうした利用方法についての取り扱いを確認したい。
・生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について
　上記と被るところではあるが、作風を AI を利用せずに模倣している場合と利用して模倣する場合に差異が生じない可能性がある。
　AI で生成したもの自体には著作権がない場合でも、
　AI で生成したものを参考にして制作されたものには著作権が発生するのではないか。
　既存の問題ではあるが、AI 生成によって参考したものと制作したものの差異が減じる可能性がある。
　この場合の著作権について一定の見解を示しておいたほうがよいもの考える。
・国内で規制が強化された場合の懸念
　すでに国外の事業者が生成 AI を利用し、国内で事業展開を行うという例が見られている。その場合に国内でのみ規制を行うと、諸外国の事業者に対して後塵を拝する可能性がある。
　また生成 AI の生成物を AI 生成であるかを判断をすることは現状においても難しいとさ

れている。諸外国で生成され、国内でそれと知らずに展開され、利益を上げられることも可能性としては考えられる。

　その辺りも「諸外国における AI と著作権に関する検討状況 」において、規制する諸外国だけではなく規制を行わない諸外国からの侵害を踏まえて頂けたらと考える。

以上、よろしくお願いを申し上げます。

●受付番号　185001345000003719

素案など拝読させていただきました。
私は趣味で絵を描いておりますが、SNS や仕事での知り合いには文章やイラストを描く技能を活かしてプロイラストレーターとして活動している方が何人もいます。男女どちらもおり、皆さん努力して少なくない時間を費やしながら絵を勉強し、副業・副収入として生活の糧にしています。
イラストや文章生成 AI は、そういった方から仕事を奪う可能性が非常に高い。
すでに完成品のイラストにとりかかる前の「下書き」を提出したら、その時点で何の報酬もなしに依頼を撤回され、後日その「下書き」を元にした生成 AI イラストを使用されていた。生成 AI を使ってより良いイラストを作るためにタダ働きさせられたも同然なのに、現状ではその不当な扱いを訴えるための法律すらないというイラストレーターの方がおりました。
また生成 AI は出力するイラスト・文章の質を向上させるために、生身の人間が描いたイラストや文章を無断で取り込んでデータとして蓄積する、という著作権の新たな侵害の形を産んでしまっています。イラストレーターやライター・作家は、自分の作品が生成ＡＩに取り込まれたかどうかを知る方法も無く、知ったところで法的な保護を求めることも難しい状態です。
エンタメ、クリエイティブな産業は、日本の宝だと思います。世界的にも、これほど絵や文章を書く行為が一般的な趣味として広まっている国はめずらしく、その裾野の広さゆえに多数の才能が生まれています。今年度のアカデミー賞にノミネートされた[redacted]に続く才能が、開花する前に生成ＡＩに仕事を奪われたりＡＩ使用者に権利を蹂躙されて筆を折ってしまうのは日本の大変な損失だと考えます。
どうか生成ＡＩの取り締まりと、著作権保護の強化をお願いします。

●受付番号　185001345000003720

AI と著作権、絵や文章を描いた・書いた本人が、自分の絵や文章を AI の学習に取り入れないで欲しいと言ったなら、それが全てだと思います。写真も写真を撮った本人が使って欲しくないと言ったらその通りだと思います。

●受付番号　185001345000003721

AI と著作権に関する考え方について（草案）を一読し、言及したい部分がいくつか見受けられた為以下に記載する。
35 頁にある「5. 各論点について (3) 生成物の著作物性において」についてである。「イ　生成 AI に対する指示の具体性と AI 生成物の著作物性との関係について　○著作権法上の従来の解釈における著作者の認定と同様に考えられ、共同著作物に関する既存の裁判例等 42 に照らせば、生成 AI に対する指示が表現に至らないアイデアにとどまるような場合には、当該 AI 生成物に著作物性は認められないと考えられる。」とあるが、指示並びに AI 生成した結果特定の作品に一致する表現が出力された場合、客観的に見て元の作品の著作物性に何らかの影響が及んでいることは明らかである。その下の記載にある著作物性の判断基準においても言及したい部分がある。行為の目的は同様であったとしても、その手段の違いに加え、AI 生成にて生成の試行回数並びに複数の生成物からの選択など、「コピー機にて何枚もの印刷物を印刷し一番印刷具合のよかったものを選ぶ」といった判断の繰り返しのようなものでしかなく、そこに著作物性が認められる訳が無い。
以上が当方の意見である。

●受付番号　185001345000003722

４．関係者からの様々な懸念の声について
生成 AI を使うにあたり、すでに個人のイラストレーターを狙って絵柄を学習させ、全く同じ絵柄の生成物を販売。
あげく絵柄の学習を拒否したクリエイターに連日殺害予告を送るなどの問題まで発展している上に
該当のクリエイター[redacted]）
実際の人物の顔写真さえ手に入れれば
AI を使い、コラージュに見えないほど自然な本物のような裸の画像を作成し、
AI の取り締まりが緩い日本の HP 経由で児童ポルノが取引されている現状です。
それなのに訴えることも罪に問うことも出来ず、被害者が泣き寝入りで被害が拡大な現状をどう改善するつもりなのかが知りたいと思います。

●受付番号　185001345000003723

創作を仕事にしています。友人や知り合いにもさまざまな創作をしている人がたくさんいます。もちろんそれ以外にも、ゲーム会社や音楽家など、創作活動を仕事にしている分野はたくさんあります。倫理のないAIはここに大きな打撃を与えます。イラストや音楽やデザインなど、作り手の感性やそれまでの経験、インプットによって個性が出ますが、その上澄みだけ採取して培養するようなこともできてしまうのがAI技術です。しかもそれが盗作などに当たるかどうかまだよく分からないような状態でこんなにも推進されていて、さらに何も規制がされていません。われわれ創作者は上澄みだけ削り取られて捨てられるのが当たり前になるのでしょうか？何年も何十年も積み重ねてきたノウハウだけ抜き取られて、どこの誰かもわからない人に勝手に金儲けをされるのでしょうか？それが咎められないのでしょうか？現時点で判断ができないなら国内に流通しているAI技術に対して規制をするべきではないでしょうか？
もちろんAI技術自体は素晴らしいものだと思います。作業効率が格段に上がり、それに伴って生産性も大幅に向上するでしょう。ですがモラルのない使い方が現状できてしまい、それを規制する術も判断する基準もないなら、われわれが被った害をどこにどう訴えればいいのでしょう？やったもん勝ちの国と言われても何も言い返せません。
おねがいですから、われわれ創作者の安寧のため、AI技術の健全な発展のために、一度現状に待ったをかけてはいただけないでしょうか？法整備が整ってない、どのような副作用をもっているかわからないものを推進した国の責任として、どうか著作権の側面からのAI技術に関する法整備と、法整備をする間のAI技術の規制を直ちにしていただくようお願いします。

●受付番号　185001345000003724

創作文化を廃れさせたい、壊したいようにしか思えません。

●受付番号　185001345000003725

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌、自分が描いた絵が生成 AI に模倣されたら嫌。
生成 AI による模倣で作家さんの仕事の依頼が減ってしまう

●受付番号　185001345000003726

自分が応援している作家さんが ai イラストの学習素材として利用され創作を辞められたことがある。
いくら文言として「学習不可」を明記しても外国の方には理解されない為多大なる被害が出ている。もっと創作者を守るようになって欲しい。

●受付番号　185001345000003727

AI イラスト生成を許可の無い他作品からさせるのは大変危険です。人によっては生きる術を奪うものです。
私は今の AI を否定します。

●受付番号　185001345000003728

創作者たちの作品を勝手に使うことでほとんどが成り立っている生成AIは現状使うべきではありません。

●受付番号　185001345000003729

（1）学習・開発段階
著作権者に無断での学習はいけません。
学習させるために公開しているのではないのです。
このような行為は違法ダウンロードと同じ扱いであるべきです。

●受付番号　185001345000003730

素案には人を保護しようという意思を全く感じない。
少なくとも”学習”に利用されるデータ、すなわち画像データ、写真、動画、音声、文書は著作権利者および原作者の許諾や利用の対価が支払われて初めて利用でき、同意がない場合の利用は例外なく即座に著作権侵害となり得ること。
”学習”に利用されたデータは必ず開示されること。
最低限これらが法に明記されるでもなければ容認し得ない。
存在しないものを守るため表現規制でクリエイターに抑圧と萎縮を強要し続け、
今日に至ってはクリエイターの最後の権利を奪い迫害し、善良な道義観念に反する略奪システムである自称”生成 AI”を迎合し、
実在する人間に危害を加え続け文化や芸術を死に追いやろうとしている。
何故ここまで嫌われなけならないのか。法の公正はいずこの方角を向いているか。漫画村の検挙は何だったのか。
あなた方政治屋の言う文化や人権の同義語は虚無なのか。

●受付番号　185001345000003731

既存の作品から無断で学習して生成された絵が蔓延している状況が問題だと感じる
学習を許可した作品のみから学習する、学習元を明記する、等のルールを設けて欲しい

●受付番号　185001345000003732

私は現状のAIを使用して勝手に他人の作品やイラストを学習しそれを自由に使えてしまっているのはクリエイターに対しても失礼だと思いますし、インボイス等で苦しい中更に収入が減ってしまう要因になりかねないと思いますので何かしらの規制をして頂きたいと考えます。

●受付番号　185001345000003733

AI の技術は高く、利用しないのはもったいないと思います。ですが、それはあくまでも AI 開発において相応の許可をもらった時にのみ発動すると思っております。
私は画像生成 AI に関しては反対します。まず前提として、画像生成ＡＩが学習してきたものは、絵師様方本人に使用許可をもらっていないものです。どこにも発表せず個人で楽しむ分はまだ良いかもしれませんが、画像生成ＡＩとして世に発表した時点で著作権に引っかかってしまいます。これを合法とするのはもってのほかでしょう。
画像生成 AI を法的に擁護するのは反対です。学習させていただいた絵師様方に敬意を示し、許可いただいたのならばよいかもしれませんが、自作発言や誹謗中傷で使われていることが多いのが現状です。どうか、画像生成 AI に関して、或いは著作権についてもう一度考え直してください。絵師様方へ輝く未来を。

●受付番号　185001345000003734

(特に詳しくない一般人が書き込みます故、求めてない意見や間違った情報がある可能性がございます。てか多分間違ってます。)
AI に関しては前から X や tiktok などの SNS で度々問題になってますが、一つ意見としては、一般人が AI に触れることが出来る現状自体が問題だと思います。
誰でも AI を扱えるのが良くないと言っている訳ではなく、政府とかその辺でちゃんと規約を作って欲しいのです。
素人が扱えてしまうから問題がうまれるのであって、プロだけが扱えるようにするか、間違った使用方法の場合罰があるとか。
今私個人が問題だなと思っているのは AI イラストです。
AI イラストは絵師のイラストを AI に学習させて、自由に生成させることが出来るものと存じています。
まずこれが問題なんですよ。絵師に断りを入れずに無断で AI に学習させる人がいます。これも言えば無断転載と同じ要領ですし、絵師の存在意義が無くなります。同じく漫画家やイラストレーターの職業も必要ないでしょう。
イラストだけじゃなく声もコピーできるので声優も必要ありませんね。実際に tiktok で AI が声優の声をコピーしたものがバズってます。
そして画像だけでなく映像も AI で作れてしまいます。映画も作れますよね。
映像、イラスト、声優などの文化が全て AI に奪われているんですよ。現在進行形で。
もう将来に希望を持っていない子供も多いでしょう。自分が大人になった頃には将来の夢は AI に奪われているだろうって。私もその一人です。死のうとも思いました。
私が以上のことで言いたいことをまとめると、AI を一時的に使用禁止にし、(全てです。AI を扱えるアプリやサイトも)然るべき場所で規約を作ってください。
AI によって未来を失われるのは理想の未来では無いですよ。
AI によって理想の未来をつくれるようにしましょうよ。希望のない未来のために生きる若者なんていません。

●受付番号　185001345000003735

私の尊敬しているイラストレーターのかたが生成 AI の学習元になってしまい、かなり近い絵柄で自殺をほのめかすようなイラストを他者から作成されたことを理由に絵を描かなくなってしまいました。
このような事態が起こる生成 AI の利用は許せません。
学習元に生成に使用していいかの確認は最低限必要で、さらに許可したとして生成 AI でつくられたイラストで出た収益などは学習元のイラストを描いた者たちに還元するべきです。

●受付番号　185001345000003736

１.はじめに、で「生成 AI について、開発に携わる研究者や事業者だけでなく、一般ユーザーが容易に利用できるサービスやソフトウェアを提供する事業者も現れ、また、生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた。」とありますが、そこで起きている事態を知っていますか？
著作権を侵害した形の学習が無法地帯で行われています。その事態を知っておっしゃられているのなら悲しい限りです。
それは悪用されているだけ、と言われればその通りですが、その悪用が当たり前に行われ、罰する方法がない以上それは悪用されているだけなので、という言葉は通用しないと思います。まず国や文化庁がコントロールできていない状態の悪用し放題のものを、なぜ公認するような動きが公的に行われているのでしょうか？昨今の政治的問題などもあり、政治的な公的な動きに不信感が募ります。
また、３．生成 AI の技術的な背景について （１）生成 AI について （２）生成 AI に関する新たな技術　（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について を読み、改めて生成ＡＩを認めてしまうのは大変危険だと感じました。
生成ＡＩを今現在進行形でインターネットにアップロードされた著作権のあるイラストなどを無許可で学習され使用される、という海賊版以下の行動が数多く確認されています。
それに対し国として文化庁として、ろくに対応もできていない、なおかつ生成ＡＩに対しての著作権についての考え方が曖昧・不透明な中で、認めてしまうのは本当に反対です。(中にはイラストレーターに対しラフデザインだけ大量にあげさせ、生成ＡＩに学習させるだけさせ依頼を断るなどの悪質なものがあるとも聞きます。厳しく罰する法律もないのになぜその状態のものを受け入れる方向になっているのでしょうか？)
生成ＡＩは今現代にある、デジタルアートの分野を崩壊させるものです。
文化庁などのお役所の方々は賢い方ばかりだと思っているのですが、目先の利益だけを見て、長期的にみた崩壊をなぜ考えることができないのか疑問です。
生成 AI は海外で危惧され、禁止される場面が多い中、なぜ日本はこの状態になっているのでしょうか。今や日本の伝統文化になるであろう漫画・アニメなどの文化の衰退・消滅も視野に入りますし、創造するという行為そのものへの冒涜だと感じます。
また生成ＡＩの導入は学校教育などの創造の分野の消滅も意味すると思っています。今回の素案では教育活動への影響などについて触れられていませんでしたが、生成 AI は子どもたちの学習意欲・生きる上で必要な創作する力を阻害するものだと感じ大変危険視しています。
例えば、宿題でなにか創作活動をするとき、生成 AI を認めてしまう行為は創造活動の破綻です。しかし生成ＡＩを公認されてしまったら、生成ＡＩを使用することを咎めることはできにくくなります。それが本当に教育になるのでしょうか？

自分で考える力は確実に養われなくなるでしょうし、自分で考えるものより、楽に良いものが簡単にできるという状態は、学び考えるという健全な成長を阻害しています。図工・美術・学級旗制作などの創造的分野の必要性、分野の消滅もあると考えます。導入直後は問題ないかもしれませんが、何年か後には大きな問題になると感じています。
イラスト制作を生成ＡＩに変えコストカットを目指しているのなら、それは文化庁や国がアニメーター・イラストレーター・漫画家などの創造活動の職業を下に見ているという証明だとも思います。なぜ創造という原始からある活動を失う方向にもっていこうとするのでしょうか。生成ＡＩが認められる国というのはそれだけで不信感にもつながります。
長くなってしまいましたが、結論として生成ＡＩは絶対に認められません。その状態を良しとする国なのなら発展はないと思います。

●受付番号　185001345000003737

私は、商業作家として収入を得始めたばかりに専門学生です。
意見したい点は以下です。
A.研究目的での著作物利用について
B.現行の生成 AI 技術において、既に不当に学習利用された大量の著作物の権利侵害について
C.軽微利用について
D.海賊版における AI 開発側、利用側の違法性について
E.AI 生成物の著作権性について
F.個人的見解
A.研究目的での著作物利用について
現在こちらの案では、享受目的ではなく技術発展のために著作物が使われる際には、権利元の許諾不要とされていますが、これは不当と思われます。
AI 技術の発展に全著作権所有者が協力的であることを法が強制していることとなりかねず、著作権所有者の中には、自由意思のもと、AI 技術の発展に協力しないという選択肢が残されるべきです。
よって、AI 技術の研究・発展のために学習を行う場合も、権利元の許諾は必要不可欠であり、著作権所有者と研究利用側の両者の立場が対等であり、両者の合意のもと、対象の著作物が扱われるべきです。
B.現行の生成 Al 技術において、過去、不当に学習利用された大量の著作物の権利侵害について
現行の AI は、大量の著作物を学習させることによりその技術が成り立っており、学習のベースに存在する膨大な著作物に対する著作権侵害の違法性については、AI 技術の開発・発展・研究において最優先に解決されるべき問題であり、これを不当に合法化することや、蔑ろにされるべきではありません。
AI 技術として、権利的に健全であるために必要であることは、一切の違法性のある学習データを含まない AI であることだと考えます。技術そのものは利用し、かつ合法であるためには、学習データの全てが著作権利用の許諾を全ての権利元から得ている必要があり、何人の正当な著作権を侵害してはなりません。
C.軽微利用について
これについて、反映の程度は関係無く、許諾無く学習に著作物を利用されたと言動やデータなどから判明した場合、全面的に著作権侵害であると定義し、罰せられるようにせねばなりません。許諾のない学習は全て、データにおける財産の窃盗行為と同義であると考えます。
D.海賊版における AI 開発側、利用側の違法性について

海賊版は違法であるとしつつも、AI 開発、利用側が海賊版を学習することに責任を負わせることは困難であるという点において、強く反対します。
「困難」「慎むべき」という表現・判断は、原作を出版している企業の商業的権利や価値まで含む著作物に対しあまりに軽率であり、見直されるべきです。
しっかりとその違法性に着目し、会社や著作者が申告した場合には親告制に基づき、犯罪として法的罰を与えられねばなりません。
E.AI 生成物の著作権性について
AI 生成物における著作権性についてはまだまだ不安要素があり、少なくとも現行の AI においてそれを認めるべきではありません。
B の問題を解消した上で初めて、AI 生成物の著作権性については検討されるべきであり、権利的に健全でない AI 生成物に著作権を与えることは、学習データにおける著作権侵害の違法性を不当な形で合法として効力を与えかねず、権利元との権利問題に更なる亀裂を生みかねません。
AI 生成物の著作権性は、ベースに存在する莫大なデータの著作権侵害問題を含む全ての権利関係が健全な場合以外、決して認めてはなりません。
F.個人的見解
AI 生成技術には著作権における問題の他にも、肖像権を侵害した児童ポルノ問題や特定の人物を学習した架空アダルトコンテンツの生成と売買の問題など、もはや著作権の域を超え、人権さえ侵害する嫌がらせや営利的悪用が国際的にも問題視されており、高度な技術を誰でも簡単に仕えてしまう部分にも大きく問題があると言えます。SNS の家族写真などから学習をし、卑猥な画像を生成し脅迫する、虐めるなど、市民の誰しもがターゲットとなる危険を孕んでおり、個人的には免許制にすべき高度な技術だと考えます。モラルや著作権についての知識など、悪用が容易い高度な技術を前に学ぶべきことはいくつもあり、法で取り締まられなければなりません。
よって、私求める改案は
・研究目的の学習でも著作権所有者の許諾は必要であり、また自由意思に基づき被学習を断る権利が生まれるべきである。
・生成 AI は、権利的に完全に健全でなければならない、またそうでない場合 AI 生成物の著作権性は決して認められないべきである
・軽微利用による著作権侵害の許容は決してあってはならない
・海賊版を学習する問題において、その違法性は絶対であり、きちんと規制又は罰せられなければならない
・免許制の検討
以上です。

●受付番号　185001345000003738

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるから嫌です
生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しいです
手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安に思いました

●受付番号　185001345000003739

４．関係者からの様々な懸念の声について

ここでも指摘のあるように、現在流通している学習 AI の中には、既存の創作物を権利者の許可を得ずに学習をしたものが多くあり、それによって AI の成果物が権利者の権利を大小問わず侵害するものが数多くあります。

国際的に人間の権利を侵犯しない AI の利用を推進していく必要がありますが、日本でも速やかに不当な AI 利用の取り締まり等、人間の権利を守る取り組みが必要となっていくと考えます。

まず成果物を不当に AI に学習させることの禁止・罰則、そして AI を利用した既存の権利者の権利を侵害するような成果物の公表・販売等の禁止・罰則などが必要になると考えます。

私や家族に建築設計士やイラストレーター、作家がいます。人間相手でも勝手に成果物の製作者の名前だけ変えたり、少しだけ改変して別人の名義で利用されるようなことがありました。生成 AI を使えば、そのような悪質な行為がより巧妙で高頻度で行われることが容易になっていくでしょう。

その前に、人間の生活と文化を守るために生成 AI に対する扱い、そして悪質な行為を行う人間に対する処罰の決定が必要になると考えます。

日本人の労働力と生活力、そして文化を守るために、必ず権利者を守れるような考え方の制定をお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000003740

作家が生成 AI に模倣されて筆を折る・精神的苦痛・営業妨害・金銭的不利益を受けているのを多々見受ける。
また、整合性のとれていない歪み・間違いによって画像資料としての信頼性が欠けて困っている。（絵柄やデフォルメによる個性に留まらないような構造の誤りや、google の画像検索で現実の動物の画像を求めて検索すると本来ない部位が混入されているなど。）

●受付番号　185001345000003741

自分の作品は自分の財産でもあります。

●受付番号　185001345000003742

お初にお目にかかります。

この度は、日本政府の方々がイラスト・マンガ・ボイスなどに関わる生成 AI を、推進していると見受けて、こちらに意見を提出したい次第で参りました。

恐縮ながら、生成 AI は規制するべきでございます。

他人が苦悩しながらも創りあげたものを、何の苦労も無しに、且つ無断で AI に学習させてあたかも自身の作品のように振る舞ったり、勝手に素材のように扱ったりなど、側から見れば目に余るシステムゆえでございます。日本政府や利用者の方々は楽しく扱われたり、推進したりと、前向きに捉えておりますが、先ほど申し上げた実態を『窃盗』もしくは、『泥棒』と呼ばずして何になるのでしょうか？

「お金を払えば学習させてもいい」とお考えの方もいるかと存じますが、それも違います。

クリエイター（非 AI 利用者）には、命をかけて作品を創っていらっしゃる方が殆どと申しても過言ではございません。「一生懸命に創った作品でみんなを笑顔にしたい」、「絵を描くのは楽しい！みんなにもその楽しさを知ってほしい」などと、自力で創ろうとするからこその苦労・精神から来る情熱を持っております。私めもその端くれでございます。

そのような一生懸命に創作している方々の情熱を、生成 AI 利用・推進者はまるで自身の利益源として扱っているようにしか見えません…というよりは、踏みにじっているのも同然でございます。

提出先の方々も、自身の努力して得たもの（手柄など）を横取りされると、腹が立ったり、悲しくなったりするでしょう？

綺麗事ばかりの長文、失礼致しました。

最後に、少々、汚い言い方になりますが申し上げます。

一生懸命にしている人が、正直者がバカを見るような世の中、やめませんか？

今現在、自力で苦労して積み重ねてきたものを、何の苦労も痛みも知らない利用者から泥棒の如く生成 AI に学習され、それに注意したり、頭を悩ませたりしていると、利用者から誹謗・中傷、酷い時には殺害予告が来る…とのような状況、おかしいと思いませんか？そんなに生成 AI がすごいのですか？そんなに偉いのですか？

推進する前に、生成 AI がどれだけ悪質なのか、メリットを仰る前にデメリットをしっかりと考えてくださいませ！

熱くなりまして、たいへん失礼致しました。

自力で頑張っている方々が報われますよう、泥棒のような行為がエスカレートしませんよう、この意見を最後までお読み頂けると幸いでございます。

●受付番号　185001345000003743

AI による創作物を無為に自由化させると、クリエイターのモチベーションの喪失等に繋がり、文化的な創作の衰退を招くと考えています。
AI 自体は素晴らしい技術だと思うので、免許制や AI の読み取り技術の取り締まり等をお願いしたいです。

●受付番号　185001345000003744

生成 AI に模倣されたことにより職を失った人、職は失わなくても勝手に模倣され絵を使用されたことにより被害を受け絵を描くことを辞めた人がすでにたくさんいる。
そのような被害者が出ているのにもかかわらず、やったもん勝ちになっているのは許しがたいので、生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい。
生成 AI 自体は悪ではなく、使い手が悪となっているので、間違いや被害のない正しくルールーを守った利用をしてほしい。

●受付番号　185001345000003745

学習データは切り貼りではないとされる事について、写真やイラストには元々個人や企業の著作権や著像権があるのでその学習データに使う写真やイラストの制作者に許可無くデータを使用した場合は著作権侵害になります。無断転載のデータを使いデータの一部分ずつを使った切り貼りだとしても著作権の侵害です。
また、写真に関してですが SNS や個人の写真、イラストを使い切り貼りしたデータで幼児の写真とアダルト写真を組み合わせ、本物かどうか見分けがつきにくい児童ポルノ画像を見かけることが多々あります。そのデータの持ち主である個人個人の使用する権利を侵害してはいないでしょうか？
学習データには前向きな部分よりネガティブな部分を主軸に議論して欲しいです。
自分の子供や家族の写真を切り貼りされることでアダルト画像や凄惨なグロテスク画像に使われることもあるかも知れないという可能性もあることをご理解いただけたらと思います。
学習データは切り貼りではない新しいものになるとお考えかもしれませんが、元のデータというものが存在します。色んなデータを組み合わせたらそれは切り貼りです。
イラストも写真も個人のものです。著作権や著像権があります。
使用許可が下りてないものは使ってはいけません。
もっと厳しく精査しなければいけないものです。

●受付番号　185001345000003746

デザイン業務従事者です。
現在進行形で、AI 生成が含まれることによるトラブル回避のため、生成物かそうでないのかのチェックをするために時間がかかり、就業時間にも影響が出ております。
著作者の許可なしで AI に学習され、権利が侵害されたものが有償の素材などとして、世界的な素材販売サイトで販売されている（可能性がある）・これから販売される可能性があり、現在ですらとても仕事に支障が出ております。
システム的には、自己申告性で AI 生成であるかどうかの表示などがあるが、あくまで自己申告なので欺くことは可能である。
これは、素材の購入者が AI 学習で生成されたかどうか、権利を侵害しているものであるかどうかなど、確認する術が少なく、意図せず第三者が著作権の侵害の片棒を担ぐことになる危険がある。
のちのちクライアントのトラブル・金銭的トラブルになり得るので、まずは明確な法的対応・罰則を求めます。素材販売元で対応すると言われても、底がみえてるので明確な基準を求めます。
また、その際に通報できる窓口などの設置もお願いしたいです。
AI 技術の進歩には概ね賛成していますが、中長期で検討していく必要があるなど資料にもありましたが…現状、学習元になってしまったクリエイターなどを守る気はありますでしょうか？
クールジャパン戦略の話になってしますが、この国はあまりにも「ものをつくる」人間に対して冷たいです。個々を利用する人間や企業には優しいですが。AI のもその一端が見えます。
著作権は個人は個人で有するもの、企業が有するものなどありますが、現在すでに個人が有する物が被害に遭っています。
一度世に出てしまうと個人の力ではどうしようもなくなってしまします。
企業の場合、法務部や専門家に対応を依頼することは可能です。
ですが、個人になると専門家に依頼するという考えに至らない・金銭的に難しいなどが出てくると思われ、せめて国ぐらいはそういう場合に窓口を設けるべきです。
この時、求めるのが「委任された民間企業」でも「委任された非営利団体」ではなく「国が正式に立ち上げ、専門家を正気に雇用した、正規の窓口」です。
人材派遣会社からの派遣もやめていただきたい。警察も門外漢です。
知識のある専門家によるチームを作ってください。
この国がものづくりや文化を掲げるのであれば、まずは個々の安心してものをつくれる・権利を守ってもらえるという基本のところからスタートしてください。
現状、国には何かあっても個人は守ってもらえず、都合の良い企業くらいしか守ってもら

えないんだろうなという考えでしかありません。
この国のクリエイティブの中心は大企業ではなく、中小零細・個人の頑張りで支えられているのではないでしょうか。
よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003747

我々創作者はAIの学習のために日々イラストを投稿しているわけではありません。
我々は自分の作品を期待してくれている方々や、原作の界隈全体を盛り上げるために作品に愛を込め時間をかけて創作を行っています。
イラストAIは、それらを全て踏みにじる行為であり、今でも無神経な部外者が安易にAIにイラストを取り込み気持ちの悪い画像を生成し続けています。
私はAIイラストを見る度に気持ち悪さを感じています。また、私の好きな大手イラストレーターは現状毎日のようにSNSに投稿したイラストを無断にAI学習に利用され、画風だけ似通った代物を生成しています。これは作る過程を経てないので「作品」とは言えない偽造品です。立派な盗作、及び海賊版と言えるのではないでしょうか。
今後、国の文化を支える・守る側に立つべきである文化庁が、創作者の努力を踏みにじる行為に加担するのは笑止千万。
まずは現在進行形で創作文化が廃れている我が国の姿をその目で確認してみてはいかがでしょうか？

●受付番号　185001345000003748

現状の生成 AI は断片化させた複数の画像情報を継ぎはぎしたものと思う
文化庁の考え方は公表されたオリジナルの「創作物」は「素材」である、という見方をしており危険に思う。

●受付番号　185001345000003749

AI における学習素材として画像が入力され、学習させたとしても正常に機能しなくなる技術的措置（Glaze や Nightshade といった画像学習阻害フィルタ）を適用させるケースは今後自力でイラスト等を作成する人たちに浸透していくと思われます。
このような技術的な措置について、各種法律には違反しないという認識では間違いないでしょうか？
多くの作家にとって自身の作品を無断学習されることは感情面での話になってしまいますが、不快である為、自衛する必要性が出てきています。その為、作家の権利として学習阻害措置の適用を認めるように何らかの形で明文化していただきたく思います。

●受付番号　185001345000003750

【個人】５．各論点について
（１）学習・開発段階
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（※素案 p22）
3 つ目の○（AI 学習のための著作物の複製等を防止するための、機械可読な方法による技術的な措置）の、2 つ目の（例）「ID・パスワード等を用いた認証によって、AI 学習のための複製を行うクローラによるウェブサイト内へのアクセスを制限する措置」は、ヒアリングのときに虚偽の訴えが成されたため、「考え方」に掲載するのは不適切である。以下に理由を述べる。
この（例）は、第 3 回法制度小委員会の日本新聞協会説明資料 5 ページ目の「有料会員限定のコンテンツをもとに、回答を生成」を根拠にしているものと推察される。
https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoseido/r05_03/
議事内容から引用すると、日本新聞協会は「自由に使われたくないという新聞社側としての意思表示をしているものについても、かなりの分量を引用した形で AI が回答している」と主張している。しかし、調べてみたところ、実態は異なる。
日本新聞協会はヒアリングで「実は左の毎日新聞の記事は有料会員限定のコンテンツになっています」と説明した。左に提示されている記事の上半分は、下記 URL の記事だと推察される（写真にぼかしが入っているのと見出しに若干の違いがあるが、本文は完全に一致）。こちらの記事は、有料会員ではない場合は「残り 619 文字（全文 874 文字）」と表示される。
https://mainichi.jp/articles/20230930/ddm/012/010/114000c
もし、Google SGE がこの記事を出典として回答しているのであれば、日本新聞協会の主張は正しいだろう。しかし、私は毎日新聞の有料会員なので確認してみたが、スクリーンショットで示されている Google SGE の回答内に、有料会員限定部分にしか記載されていないような内容は存在していない。
また、右側の「Google SGE による出力（2023 年 9 月 15 日）」のところで出典として示されているのは、下記 URL の別記事だ（サムネイルと見出しが一致）。そして、左側に提示されている記事の下半分は、実はこちらの記事だ。日本新聞協会説明資料 5 ページ目の左側は、よく見ると上下で異なる記事が繋ぎ合わせてあることがわかる。
https://mainichi.jp/articles/20230914/k00/00m/010/109000c
こちらの記事も有料会員限定ではあるが、「残り 1562 文字（全文 2399 文字）」と一般公開されている範囲はかなり広い。スクリーンショットで示されている Google SGE による回答は、この記事で一般公開されている範囲の要約で回答を生成することが可能だと思われる。つまり、この事例は学習段階 30 条の 4 の問題ではなく、出力段階 47 条の 5 の問題である。

・示されているスクリーンショットが異なる
・一般公開されている範囲で回答可能である
以上の 2 点により、日本新聞協会の「有料会員限定のコンテンツをもとに、回答を生成」との主張は妥当性を欠いており、実際には存在しない事例であるため、少なくとも「学習・開発段階」に（例）として掲載するのは不適切である。

●受付番号　185001345000003751

自分が何年も苦労して作り上げた絵柄を簡単に模倣され、それに著作権までつけられるなんて絶対嫌です。

●受付番号　185001345000003752

AI 学習のために作者に無断でイラストを使用している例が多すぎる。そのことで気を病んだり筆を折る絵師がいることが心苦しいし、AI 生成のイラストを避けたいのに見分けがつかない結果意図せず絵師を追い込んでしまうかもしれないことに危機感を持っている。イラストの学習元にきちんと還元される仕組みや理性を持ってAIを使用できる人間を選別できるようにしてほしい。

●受付番号　185001345000003753

AI を今後の技術の革新に使うのなら AI 学習に使われる画像の創作者のこともきちんと考えてほしい。世界中誰でも使えるからこそ著作権侵害がより安易に行われ膨大になることが明白であり、その責任を一体誰が負うのかをよく考えてほしい。

●受付番号　185001345000003754

生成の修正、試行回数を増やせば著作物性が認められると考えることができるとあるが、海賊版のイラスト等を利用して生成ができる時点で賛成できない。生成した作品に著作物性を与えたいなら、まず海賊版サイトを完全に撲滅してほしい。それが不可能な限り絶対に認めるべきではない。

●受付番号　185001345000003755

生成 AI については規制しなければ創作文化の崩壊につながる。
現時点で、特定のクリエイターの絵柄を学習し、あたかもその人が描いたかのようなイラストを出力する、という現象が起きている。
これは AI の設定を転用すれば、文字通りパソコンさえあれば誰にでもできる行為であり、特定のクリエイターの活動に致命的なダメージを与えることができてしまう。
それだけでも既にクリエイターの活動に悪影響を与えている。
そして現段階で起き始めているが、今後さらに予期される問題としては『特定のクリエイターを似せた生成 AI イラストが、一度本人が描いたものであると思われてしまったら、そのイメージを拭うことも難しい』ということである。
たとえば法に触れるようなイラストを AI イラストで生成し、そのクリエイターが描いた、という使い方をされた場合にその責任はクリエイターに向く。
ここで否定したところで、一見すると明らかにそのクリエイターが描いたイラストなので世間的なダメージは大きい。また釈明の言葉など聞かずに悪感情を持ったまま去る人間も多くいる。
場合によってはそれを見た仕事関係者から今後の仕事を断られるようなことにもつながることが予期される。
『絵柄に著作権はない』という部分を盾に『時間をかけ研鑽して得た絵柄を盗み悪用され、その悪用された責任のみを負わされる』という状況に今まさになっている。
また生成 AI による検索汚染は今後さらに深刻になっていく。
検索汚染における生成 AI の脅威は
・数秒で数百にも及ぶ生成速度
・一見すると写真に見えるほどの精度
この２つである。
これにより膨大に生み出された生成 AI 画像は、検索結果から実際の写真を覆い隠す。
たとえば子供が白鳥の写真が見たい、と検索をかけても、出てくるのは生成ＡＩによって生み出された『白鳥のような鳥』しか出てこなくなる日は近い。
ちゃんとした写真があればそんなことはない、と思うかもしれないが、これは現在のネット検索の仕様にも関わってくる。
ネット検索では基本的によく見られているサイトが検索上位に上がってくる。
ゆれに『膨大な点数と綺麗な写真（のようにみえる AI 画像）を扱うサイト』が出てきてしまい話題になると、検索上位を簡単に生成 AI の画像で埋めることができるのだ。
教育、文化、研究、場所を選ばずこれは深刻な問題になっていく。
仮に国が正確な写真のみを扱うサイトを作るなどの対策をしても、今度は写真を扱う企業や個人の競争力は無くなり写真文化の衰退に繋がる。

『誰もが無料で簡単に作れる超高クオリティの贋作』によって失われる文化は幅広い。
現時点で蔓延している生成 AI の正しい利用方法というものは無いように思われる。
何故ならその生成 AI の中身が許可のない写真、イラスト、中には違法なものが含まれているからである。
盗品で作られたと知れば、それがどんなに良いものでも使われるべきではない。

●受付番号　185001345000003756

AI 学習に使用されて精神的ダメージを受けたイラストレーターさんを数多く見てきました。
自分もイラストを描きますが、今後 AI が容認された場合に自分も学習にしようされると思うと先が思いやられます。
精神的ダメージを受けている人だっているんです。なのになぜ AI を容認しようとするのですか？
誰かの心を破壊するために AI はあるんですか？
こんなのおかしいと思います。このままではイラスト界隈も創作界隈も衰退していきます。
AI は人の役に立つために存在するべきです。もっと使い方を考え直してください。ちゃんと規制をするべきです。

●受付番号　185001345000003757

自身で学び考えて創り出したものが、どこかの誰かに勝手に使われるのは嫌です。

●受付番号　185001345000003758

海賊版サイトを撲滅できていない時点で、たとえ繰り返し生成の修正を行なったとしても著作物性が認められるべきではない。
また、たとえプロンプトに著作物性があったとしても、それにより生み出された作品にまで著作物性が認められるべきではない。そのプロンプト自体にのみ認められるべきである。

●受付番号　185001345000003759

生成 AI にデータを学習させる場合、必ず著作権者の許可を取らなくてはならない形にしてほしい。現状の生成 AI は法的に取り締まりがないため、著作権者が学習を拒否しても学習されてしまう事例が多発している。特に画像生成 AI の分野において、特定の作者が描いた絵を集中的に学習させ、特定の作者が描く絵にきわめて類似した絵を生成、それらを嫌がらせに使用したりなどの被害が発生している。
そもそもネット上にあるあらゆるデータを許可なく学習しなくては成り立たない現状の生成 AI は、どう足掻いても著作権についての問題が付きまとう。それをクリアできない限り、生成 AI は使用するべきではないと思う。

●受付番号　185001345000003760

フリーのイラストレーターで生計を立てている、ペンネーム[redacted]というものです。
◆結論
・生成 AI での学習は、学習元作品の作者へ許可を取る義務を法律で化すべき。
◆理由
大前提として、我々イラストレーターは「人間」で、AI はただの「機械」です。
絵をラーメンに例えます。ラーメン屋を目指す人は、ラーメン店を沢山回り、味を研究し、自分オリジナルのラーメンを作り、ラーメン屋を立てて生計を立てます。
カップ麺、粉スープ、インスタントラーメンの製造工場も同様に、ラーメンの味を人間が突き詰め、制作します。
一方生成 AI の行うことは、ラーメン屋からスープを無断で勝手に持ち出し、AI という「機械」に流し込み、出てきたものをそのまま売ってるのと同じです。
無断学習、販売、AI 作品に著作権を認める行為は、「この特定の機械を使えば、ラーメン屋からスープを勝手に盗んで売っても OK」と言ってることと同義です。
当たり前のようにラーメン屋は怒ります。
だからクリエイターやその娯楽をたしなむ人は総じて怒っているのです。
そのため、学習元作品著作者への許可制を義務化すべきです。
◆追記
これを読んでいるあなた、もしあなたの娘さん息子さんの運動会での姿を知らない人に勝手に写真を撮られ、AI によって裸にされて販売され、「やめてほしい」と訴えても「AI を通してるから法律では OK ですよ」と言われたらどうしますか？震えるほど怒りますよね？
現状イラスト界隈ではそれがまかり通っています。
「文化」は娯楽の上で成り立っています。ですが、現状の生成 AI により、文化を純粋に楽しめなくなっている人も多いです。
「文化」を守りたい、前進させたいのであれば、せめて Photoshop 採用されているクリーン AI を目指すべきではないでしょうか？
今までとは類を見ない同意見のパブコメの数がまさに答えです。
どうか、学習元作品著作者への許可制の義務化の検討を、よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003761

そもそもAI学習に必要な著作物データは、元を辿れば人の手によって製作された創作物である。AIによって生成できるデータのレパートリーは、学習元にした創作物の範疇を超えることはなく、生成AIの発展のためには人的資源の投入は避けて通れない。両者の発展が両輪の関係にあるのは疑いなく、AI学習に資格や制限を設けず作家の生活を脅かすような、ないし作家の労働の成果を蔑ろにして創作活動への動機を著しく害する施策は、両者の正の発展を崩壊させ得る懸念を孕んでおり、AI推進を標榜するのであれば最低限でも両者の力関係を均衡にする施策をとる必要がある。

●受付番号　185001345000003762

個人
・文化庁の AI と著作権に関しての考えを読んで
文化庁から出ている書類を読ませていただきましたが、AI に関する認識の甘さが目立ちます。AI の自動生成はクリエイターたちが膨大な時間とお金をかけて作成したものを、無許可で盗用しています。それを、クリエイターたちの権利を守るべき文化庁が容認するかのような声明を出すとは何事でしょうか。
法案の作成をしている方たちはクリエイターのことを少しも分かっていない、考えてもいないように見受けられます。
・クリエイターとしての意見
1. 著作物の定義がおかしいと思います。クリエイターの作品を盗用したものに手を少し加えただけで「著作物」だと判断されるのであれば、今後、文化の発展は見込めないでしょう。自動生成にどれだけ時間をかけていようが、それの元となったデータの作成者には一切の謝礼がないどころか、許可すらとっていない、盗用物であることに代わりはありません。盗んだものに著作権を認めるような行動はとても認められません。
2. AI の発展はある種の文化の発展といえなくもないため、全てを規制することを望んでいるわけではありません。AI の生成物に著作権を認めるのであれば、クリエイターから著作権を買い取ったもの、また、それを明記し、どのような手順で作成したのかを明記できるもののみに認めるべきです。
現状、コマンドを入力して作成したものであればまだしも、ただ AI に読み込ませただけのものが存在しています。これについては著作権を認めることはとてもできませんし、無許可で作品に手を加え、盗用したものにすぎません。これによって利益を得ることは以ての外です。
3. データとして自動生成に使われるものは「クリエイターから許可をとったもの」「クリエイターが求める適正な料金を支払ったもの」のみに限定するべきです。現状、クリエイターが作成した著作物を無許可で使用し、利益を得ている者が多数います。これを取り締まらずに文化庁がクリエイターの権利を守っているとはとてでもはありませんが言うことはできません。
4. クリエイターの作品を無許可で利用し､自作のものであること及び AI を使っていない作品であることを述べているものは詐欺と言っても過言ではありません。それにより利益を得ているのであれば、クリエイターが損害賠償を求めることも有り得ます。AI を使用した作品については、それが AI の生成物であることを明記するように徹底させ、それによって得た利益を自動生成に使われた作品のクリエイターに配分するようにするべきです。また、それらを明記していない生成物は取り締まりの対象とするべきです。
5. 自動生成によって被害を受けたクリエイターたちへの補償を行うべきです。信用が大事

な業界で、クリエイターの作品を盗用し、不当に使用(クリエイターの意思とは異なる利用方法)をした者は賠償をするべきです。基本的にはそれを使用した企業に任せてもいいかもしれませんが、法整備が遅かったということも一因であるということを理解し、誠意ある対応を見せてくれることを願っています。

・参考

NY の新聞社が openAI 社を起訴したことに見られるように、クリエイターたちも同様の意見を持っています。また、AI を使うことの利点をクリエイターに示せないような現在の案であれば、とてもではありませんがクリエイターたちは賛同いたしかねます。今後、文化の発展を担っているクリエイターたちが激減することは避けられないでしょう。

・あわせて

AI の何がいけないのかを理解しないまま AI を使用し、あまつさえ使用を推奨しているところが見受けられます。この現状を変えるためにも、AI の自動生成がどのように行われているのか、今までの AI がどれだけクリエイターの権利を無視したものであったのかを周知するべきです。

それを当然だと考えられては困ります。クリエイターたちが求めているのは、文化の停滞ではありません。正当な扱いです。

●受付番号　185001345000003763

所謂生成AIと言われるものはイラストらしいイラストにせよ写真風の画像であれ事前にインプット・学習が必須であることは言うまでもありませんが、その学習方法や素材によってはかなり著作権や肖像権の侵害といえる作品を生成することが出来ます。ある 1 人のイラストレーターのイラストばかりを学習させるとそのイラストレーターの画風と言われるものに限りなく寄せた画像を生成できるようになりそのイラストレーターの顧客が生成 AI 側に流れると顧客を奪うことになりかねません。実際に作家側の AI 学習に使用することを禁じる旨の発言を無視して学習させたAIで金銭を得ている者も既にいます。そして特に私が問題視しているのは人物を移した画像の学習です。そのままの顔や特徴を生成しなかったとしても必ず要素として学習元になった人物が画像に出ます。ネット上を探せばいくらでも個人の写真は探し出せます。AI の制度が上がればそれこそ実在する人が本来行っていない行動をしている様子の画像も実際の写真と見分けがつかなくなっていくでしょう。たくさんの人の生活や人生を傷付けることができ、実際にもうすでにそれが起こっている生成 AI の使用には明確で厳格なルールを法律という形で定めるべきであり、それは生成 AI を使う側ではなく育てる過程で使われる側を守るものになるべきだと思います。

●受付番号　185001345000003764

私個人の意見としましては、ＡＩ生成において個人利用（公開や販売をしない）以外においてはクレジット作成が必須と考えます。
クレジットには生成の基となった画像の著作権を有する作者のお名前・団体名を記し、当然ですがそのすべてから許可を得ていなければＡＩで生成されたものに独自の著作権を認めることはあってはならないことであるし、そもそもが生成基となった方への著作権侵害に該当すると考えます。
※クレジットとは、テレビ番組や映画などで最後に流れるエンドロールのようなものです。制作に携わった方の一覧や使用した資料・提供先を掲載するものです。

●受付番号　185001345000003765

・素案を読んで思うのは「被害者の現状を全く把握していない」ということです。
生成 AI は他の AI と違って学習データセットに完全に依存しています。学習段階と生成・利用段階は分けて考えるものではありません。特定のキャラクター名を入力しなくても版権の絵がそのまま出力されている事例はいくつもあります。Ｍｉｄｊｏｕｒｎｅｙの裁判の事例を確認してください。ひと目見て本物かなと錯覚させられる画像を生成出来てしまうのは、それが商用利用できるできないに関わらず市場を圧迫しますし、その版権元の人格権すら侵害する可能性は充分にあります。
そもそも現在の学習データセットの中には児童性的虐待画像や個人のプライベート画像、個人情報が無断で学習されていることにも目を向けてください。学習データセットの中身を開示する必要性があります。企業はその責任を負うべきです。
・生成 AI の絵を見たくないという人たちがいるのは自由のはずですが、ネットに出回っている画像が生成 AI なのか著作物(あるいは肖像権のあるもの)なのか区別がつかず、いちいち細部を見渡して確認しなければいけなかったり、生成 AI だと分かれば消費するのを避けたりしなければならず、精神的に苦痛です。
精神的に苦痛になるということは、「享受目的」になるのではないですか？
R18 コンテンツと同じように、ひと目見て生成 AI だと分かるウォーターマークをつけること、それだけではなくしっかりゾーニングすることが重要です。「見たくないものを見なくて良い権利」を蔑ろにしないでください。
・生成 AI にプロンプトを入力し生成された画像を選ぶという行為は創作にあたりません。Google で検索して記事を選びクリックする行為を「創作」と呼びますか？生成 AI にだけ道理の通らない屁理屈を捏ねないでください。創作というのは、自分でアイデアを考え、自身の言葉や持ち得ている技術で何かを作り上げることです。創作を馬鹿にしないでください。
・この素案を考えている文化庁の方たちにもご家族がいらっしゃることと思います。このまま生成 AI に強い規制をかけない方針に舵を切るのであれば、皆さんの大切なご家族が生成 AI による嫌がらせの被害に遭っても構わないということになってしまいますが？皆さんのご家族や親族や知人に創作活動をしている方はおられないのですか？
皆さんに娘さんがいるなら、写真を撮られてあられもない格好をさせられ辱められるかも知れない。娘さんが一生懸命描いた絵を無断でスクレイピングされ、本人に成りすまされるかも知れない。性別が男性であってもこのような嫌がらせが起きないとは言い切れません。日本では男性のコスプレイヤーが女性の裸体に置き換えられ「ファンアート」と称して画像を送りつけられた事件も起こっていますよ。生成 AI を使って利益を貪ろうとしている人間は性別や立場、一般的な常識や倫理観など持ち合わせていないんですよ。
そんなことを許すおつもりなのですか？

「海賊版でも知らなかったら少しくらい構わない」とか「著作権侵害だと思ったら著作権者に負担してもらって個人で解決してもらおう」なんて無責任な態度でいるなら、拡大解釈されてどんどん市場や社会が壊滅していくんですよ。
目先の利益を優先させないでください。生成 AI の量産速度を舐めないでください。あなた方もいずれ被害者になり得ますよ。
日本の文化や社会の破滅に加担するのですか？皆さんは責任を取る覚悟が出来ているのですか？著作者や一般市民からの怒りを一心に受ける気概はあるのですか？ないのであれば、被害者側の視点からきちんと向き合ってください。皆さん自身やご家族に被害が及ばないような法整備を望みます。

●受付番号　185001345000003766

生成 AI がイラストレーターをはじめとした創作業界に与える影響は計り知れなく、芸出文化の衰退につながると考える。画風を低コストで模倣された時の模倣された側の心労は聞くに堪えない。生成 AI の学習もとについては完全にコピーライトフリーの作品に限定されるべきである。しかしながらそれは AI 使用者の自己倫理にゆだねる割合が多すぎるため生成 AI は規制されるべきであると考える。

●受付番号　185001345000003767

日本から創作文化を奪うような真似はしないでください

●受付番号　185001345000003768

本来守られるべき創作物やそれらに関わる活動者を蔑ろにしてAI生成を利己的に使用している者たちを優遇、肯定するのは、これまでの文化基盤や存続を危ぶむ事であり、個人意見としてはそれらの衰退に繋がってほしくない。著作権は必須と言っても良いほどであり、AI生成による被害や厳罰も含め、改めて見直し対策を講じていただきたい。

●受付番号　185001345000003769

AI 学習用の引用元のデータ(著作物)の製作者の許諾を得ずに利用し、AI を利用し生成したものを制作物と主張する事・人物に不信感があります。生成 AI を介さずとも、既存の著作物に似た創作物を作った人を著作権侵害と罰しているのに、AI を間に挟めば許容される意味も分かりません。考えたのは AI というシステムでも、その指示をしたのはあくまで人間です。悪意のある人物が使用すれば、いくらでも悪用出来てしまうのは既にディープフェイクなどで明らかになっています。もっと多くの意見を集め、慎重な判断を求めます。

●受付番号　185001345000003770

生成 AI の利用について明確な制限をつけること、また学習元である著作物とそれに関係する権利者を尊重した制限をつけることを望みます。

現状で周知、利用されている生成 AI ツールの多くがインターネット上のあらゆる創作物だけでなく実際にいる人物の写真が基礎的な学習元に扱われています。
それらを公衆に発信した当人が想定していない利用のされ方は、利益の侵害だけではない被害を被る可能性を個人的に強く感じています。

例えば、昨今のインターネット上で行われる特定の個人や団体に対する誹謗中傷や虚偽の申告、ヘイトスピーチに利用されるなどの懸念点があります。利用された学習元の著作物の権利者がそれらに加担したと一度認識されれば、被害を受けた当人の名誉をが深く傷つけられる可能性があります。

そのため、生成 AI の学習や利用については制限をつけるべきだと考えています。

●受付番号　185001345000003771

創作をしてもAIに剽窃されるのだと思うと発表しようという気が失せます。

●受付番号　185001345000003772

項目４〈AI 利用者の懸念〉より
第１・２項について。

AI 生成物が他者の作品の著作権を侵害したと判断される場合。私は、その類似性・依拠性はAI 生成物が被害者の作風と一目で酷似していると多数の第三者によって判断される場合、そして他の複数の AI によって類似的なものであると判断される場合であると考える。AI 生成物がある意図を持って著作権を侵害したと目される場合。それら生成物の類似性・依拠性といったものを判断する際に、被害者やその周辺人物では例え本意でなくとも被害感情からその真偽が恣意的なものになりかねない。

第３項に「 努力せずに作品を作って世に出しているのではないか」との一節がある。この１点において、生成 AI 使用者がそれを使用する際にどのような情報を選択し学習させればよりよい作品が生成されるかと試行錯誤する行為も種の努力といえる。

ここで上述の私の意見を踏まえて第１項に立ち返ってみる。私は、AI 使用者はこのような努力をする時点で未必の故意を抱いてしまっているのではないかと考える。生成 AI が学習したデータを基に結果を出力するということは例えAI 使用者にとっても周知の事実である。そして学習するデータを選択する際、例え無作為に学習するデータを選択していたとしても、結果として生成されるものが学習元に類似してしまうということは想像に易いはずである。こうして出力生成されたものを一つの「作品」として発表する。この発表を決定したのは AI 使用者であり AI 自身が勝手に決めたことではない。学習元に類似するという性質上、学習元を作成したクリエイターとの間に現状のような諍いが起きるということも想像がつくはずである。これは例え、AI に学習させる際は発表させようという意思がなかったとしても同様である。発表するかの判断に結論を下す際に上述のような発想に行きつくことは自明であろう。これらをもって未必の故意となすのである。

結論として、私は、AI 生成物の生成・利用の際の意図の有無は AI 使用者本人の責任能力に依存してしまうのではないかと考える。

●受付番号　185001345000003773

現状のAI使用に関してはあまりにもルールがなさ過ぎて著作権やベースとなる素材のコストが無視されており、クリエイティブ面への悪影響が大きすぎる
また悪用も容易であり、制度面での制御は必須であると考える
日本の強みの一つであるクリエイティブな人材、業界を退化させるものとしか思えない
AI 技術自体は重要なもので発展させていくべきではあるが、少なくとも現状を見るに野放しでは悪用したものしか得をしないという流れになると強く思っている

●受付番号　185001345000003774

AI 学習は著作権侵害だと思う。規制をかけて欲しい。
AI イラストばっかり出回るようになったら、メイキングも楽しめなくなる。生成してはいおしまーいなんだから。イラストメイキングの需要は十分にあると思う。
応援してるイラストレーターさんが AI イラストについていつも恐怖と不安と怒りでいっぱいになって創作意欲を減らすのだけはやめてほしい。
自分の絵柄に似た AI イラストがおすすめに流れたら嫌気しかしないと思う。
好きな絵描きさんが「これ AI じゃね」と批判されていたのをみて凄く悲しくなった。
メイキングを出せと言われて出しても遅いとまた叩かれたり、絵を出すたびに疑われたり。
AI の方が真似て来てるもんなのに、AI 絵に似たイラストを真っ先に疑うようになってしまったのは凄くダメージだと思う。
尊敬してる方の持ちネタとかをパクられたら嫌な気分でしかないですよね？
絵柄は個性です。模写しても意外と消えません。絵柄は個性として強いからです。癖とかもあると思います。
その個性を AI とかいう心もないようなただのツールに盗られる気持ちも考えて下さい。
私がパブコメを書いたところで何も動かないと思う、でもこれを読んだ担当様。
同じ意見、たくさんあったんじゃないですか。

●受付番号　185001345000003775

個人
5. 各論点について
（1）学習・開発段階
生成 AI による無断学習を禁止するべきである。
ネット上の無断転載著作物や個人肖像などを収集しておいて、「海賊版か否かを見分けるのは現実的に難しいから海賊版を学習データに使うことを認めよ」という主張は著作権者の人権を無視している。生成 AI の学習は、現在多く用いられている無断学習方式ではなく、「契約を結んだ提供者から提供されたデータ」のみを学習に用いる方式を採用するべきである。
また、AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者がデータセットからの除去を求める場合、被害者である権利者の時間的、経済的、心理的負担が大きすぎる。
ろくな法整備もしないで、その結果生じた問題の責任を被害者に負わせるのはいかがなものか。
この問題は、上述した「契約を結んだ提供者から提供されたデータ」のみを学習に用いる方式を採用することで解決できるが、もしこの方式を採用しないのであれば、30 条の 4 が適法に運用されていることを第三者視点で確認可能とするためにもデータセットの開示義務を法定するべきである。

●受付番号　185001345000003776

AI 生成で他人の作品や肖像や声等を模倣して販売をする行為は犯罪だと思われるので、AI 生成物を著作権保護するのはおかしいと思います。
それに加え、AI 生成物が著作物と類似しているかどうかチェックするのは非常に困難で、本当に著作権侵害された方の損害賠償等ができなくなってしまうのではないのでしょうか？
こういった点をどうにかできるような文面や法律の追加をお願いします。

●受付番号　185001345000003777

そもそもAIの発端が[redacted]が他社の著作物を研究目的でしか学習できないものを販売目的で開発した生成AIで金を稼ぐために生まれたことであり
今の生成AIはすべてそれらを元にしているため全部悪である。
中身には児童ポルノも学習されて含まれているため使用は論外
著作権が切れたものの学習だけをしたAIが生まれない限り使用するべきではない。
人間がやって罰せられることをAIを通したから許される世の中になってはいけない。
今AIではイラストレーターや漫画家が被害に遭うのが問題になっているが
それだけではない
「Fantasfic」というサイトを参照してみればわかるが
児童ポルノが普通に売られている、もちろん局部無修正で
海外のアップローダーを通して販売されている
AIは児童ポルノを学習していて、更に追加学習で実在する幼女の写真を
AIでコラージュしてエロ画像、エログラビアにして販売している
これが許されているのがわからない。
こんなものを許しているのは日本だけだ。
本当にこれが「日本が勝つチャンス」なのか？
これはとあるAIを推進する議員がたびたび言っていたことだが
そもそもAI開発、販売しているのが海外でそれを利用している日本人という縮図だ。
AIを利用するたび金は海外へ流れ、学習するたび日本の著作物も海外へ流れる。
AIを推進する日本は死へと向かっているとしか思えない。
漫画､アニメ､ゲームの国日本でAIを利用することはつまりそういうことにほかならない。
今必要な最低限のことは
・健全な学習がされたAI
・透明性のあるAI
・AI画像出力したとき学習元の開示義務
・AIによる児童ポルノの摘発
・AIによるクリエイターへの嫌がらせへ簡単に訴訟できる流れ

●受付番号　185001345000003778

生成 AI 利用を規制をしてください。
著作者の権利を守ってください。
生成 AI はほとんど悪用されてます。
人の描いたイラストを無断で AI に学習させてそこから絵を生成し自分の作品として発表し販売しています。
無断学習させたイラストを描いた方がそのことに反発したら、殺害予告まで送ってます。
また生成 AI で卑猥なイラストを作り出して販売しています。
実際今犯罪に発展しています。
それは簡単に人の絵を使って作り出しているからです。
イラストレーターはツールがデジタルでもボタンひとつでできる絵はありません。
何時間もかけて描いてます。
なのでその時間をかけたものを自らの手で無碍にしようと思う人はほとんどいません。
技術の発展はとてもいいことですが、それは人権や権利が尊重されてこそです。
盗人を保護するような国にならないでください。
漫画やアニメが日本を支えています。
その作り手を保護する土壌を守ってください。
文化庁が文化を安売りしないでください。

●受付番号　185001345000003779

現状 AI 学習をさせる上で、学習させる内容自体が著作権者に許可なく行われていると思われる。
当方の立場としては文筆・画業になるので、自分の身近な部分のみにしか意見が述べられないが、創作物（絵や文章）を学習され模倣されることで、逆に元々の著作権者が AI で模倣した側だろうという虚偽の侮辱を集団で言いふらされ、結果元々の書作権者が筆を折るといったことも起こっている。
元々の著作権者であるといった証明が難しくなってきているのですが、そういった面がきちんと保護される世の中にならないと AI 生成はまだこの国で取り扱うには早いのではないでしょうか？
大手イラスト投稿サイト等に投稿されたイラストはサイト側の規約で学習 OK みたいな事例も、昔から投稿していて AI 学習の為に投稿したわけではないのに、突然規約の変更で学習 OK であるという扱いを受けてしまう、というのもおかしな話だなと思います。
どうして苦労して練習し続けてやっと手に入れた自分の技術を、AI 学習されて簡単に模倣されて、自分と関係ない許諾した覚えのない第三者に利用されなければならないのか、憤りが止まりません。
またこれは一般消費者としての意見だが、AI 生成で作られた写真のような画像で誇大広告をする宣伝バナーなどが存在するのですが、消費者を騙すようなものに対して規制や厳罰化もしてほしい。
まずは AI を使用する場合はリテラシーや権利関係のことをきちんと学んでほしいので AI 使用者には免許制を取り入れる、必ず AI 生成であることがわかるように必ず見える場所に AI 生成物であることを明記する、表示が無い場合は罰則があるようにしてほしい。
AI 生成で何かを便利にするということは技術革新的な意味合いでも今後の発展に大きく寄与することとは思いますが、まず現状の「許可していないのに学習元にされてしまって多大な被害を受けてしまっている人の保護」を。AI 学習の内容をきちんと著作権者から許諾をとったもののみにするといったことを徹底してほしいです。

●受付番号　185001345000003780

好きな作家さんの絵が生成 AI に利用されてほしくない。
既に SNS 上でも何件から見受けられますが、生成 AI に模倣されてモチベーションが低下して筆を折られたら作家さんもおり、そういったことがこれ以上あってほしくない。
極端な話、生成 AI は規制してほしいと思っているが、それが難しければせめて免許制にしてほしい。

●受付番号　185001345000003781

絵、写真、いかなる著作物においても、その著作物を作成した者の許可なく機械学習に使用する行為は同意できません。
描いた絵を作成者の意図しない改変を加えることは著作者人格権の侵害によって訴えることが出来るのに、作品を大量に学習させた AI に、そっくりな絵柄の絵を生成させることは合法なんて、意味が分かりません。
すでに特定のイラストレーターの作品を学習させた AI 画像生成が可能であり、
例えば「イラストレーターA の作風でイラストを作ろう！」「もうイラストレーターA は要らないよね」という暴挙さえ見られます。
昨年 pixiv ではアップロードされた作品が AI 学習に使われるという話があり、私は pixiv からすべての作品を削除しました。同様の対策をされるイラストレーターが多く、pixiv にはいまや AI で大量生産した画像が溢れかえっています。
また、絵を描く際、ネットで資料を検索すると、AI で作成した「一見すると現実のように見える嘘の画像」が出てくるようになったため、正しい情報にアクセスすることが難しくなりました。
AI を使用することにより、より良いイラストが描けるでしょうか？
答えは簡単です、我々はクライアントから「この絵には AI を使っていない」ことを証明することを求められています。
AI が学習できるのも、我々のような生身の人間が日々研鑽を重ね、技術を会得し、長い年月を費やして、作品を作り続けてきたからです。
寄生虫は宿主に利があるからこそ共生できます。
私達作り手に、AI から得る利などありません。

●受付番号　185001345000003782

全ての作品には著作権があり、著作権が切れるのは著作権を持ったものの死後 50 年以上という法律があったと思うのですが
生成 AI では著作元の許可もなく無断で学習元にされ、さらにその AI が生成した作品に著作権が生まれてしまうことに疑問を持ちます。
AI による無断学習を全面的に制限する必要があると思います。
クリエイターや発信者は無断で自分の積み上げてきた技術や功績を AI によって盗用され、他のクリエイターのものと混ぜられ、自身が作っていない AI 作品により非難される事を恐れてもう作品を作らなくなることがあります。芸術や創作文化を支えるのは自分たちの手で頭で感性で努力して積み上げてきたクリエイターでなければならないと思います。
AI 学習を規制してください。
全てのコンテンツにおいて AI の無断学習は違法にしてください。
仕事を奪われ安価にさせられる可能性も高いです。
イラストの場合、クリエイターがラフ（素案の線画）を描き、クライアントに送るとその先の利益が出たはずの線画、色塗りなどを生成 AI に落とし込まれ、違和感のある部分や都合の悪い部分を安価で修正させられるということが起きてしまう可能性が高いのが現状です。
コスト削減といえば聞こえはいいですが、目的を明かさず無断学習をさせその後の報酬を払いたくないがために AI を使用する、そういった目的での商用利用や生成 AI の使用を禁じていただきたいです。
学習元のクリエイターが得られたはずの利益を奪うのが生成 AI です。
上手く利用するというのは作品を生み出せるクリエイター本人が自身の作品だけを学習させ時間を短縮させる事くらいです。
他人に奪われてはいけないものを簡単に奪わせる生成 AI は規制、禁じてください。

●受付番号　185001345000003783

まず前提として他人の絵や実在するあらゆる人物の顔、声を無断で使用し生成した画像、音声は著作権侵害であると考えます。今蔓延っている生成物は無断で他人の絵、顔、声を使用し生成しているので元の本人に近しいものまたはほぼ本人であるような物が、生成され誤解や不快感を与えていると思っています。現状画像、音声を使用されないような対処法は限られており、一度学習されると手に負えないような状況です。絵柄や作風、顔と声を使用され本人達が望まないようなものを生成されている状況を見ますと非常によろしくないように思います。本人と誤認させるような投稿や言動、そこから金銭の要求もあると聞きますし不健全ではないかと考えます。
イラストを使用され数多の生成物がいとも簡単に生まれ、イラストを描いている方々の努力が無に帰すような扱われ方をされてしまうのではないかと言う不安を感じずにはいられないのが現状です。日本の文化が、日本の誇る宝がここで消えてしまうかもしれないのは物凄く残念であり物凄く怒りが湧いてきます。
著作権保有者に対して有利であり無断で使用されないような法を進めていただきたい。

●受付番号　185001345000003784

・クリエイターの絵柄に酷似した画像を AI で出力し、それを偽って販売・納品
・著名人の声を AI で合成したフェイク動画/音声
以上のような悪質な事案が多発している現状では、法規制による以下のような対策が必要不可欠と考えます。
・学習に用いたデータセットのソース開示
・AI 生成物への電子透かし挿入義務化
・上記規制に違反した場合の罰則規定

●受付番号　185001345000003785

先ず、生成 AI を用いた創作活動は、この活動を行っている者の表現力を欠くものであり、その生成物を著作、創作したとは言えないのでは無いかと考えた。
生成 AI を用いていない著作物や創作物を生成 AI に無断で学習させる行為は、学習元の著作者の精神的利益を著しく害するものであり、著作者人格権を侵害するものである。また、学習をさせていないものであっても、大量に生成することによって、これからの生成 AI を用いていない創作の幅を狭めるものであり、創作活動を行う意欲を失わせ、日本の芸術文化が著しく損なわれる可能性を多大に孕んでいると考える。

●受付番号　185001345000003786

ゲーム業界や配信業界でイラストを作成しています。
私の見解としましては「(社内 AI などのクローズドな環境を除いた) AI の一般化は長期的に本国の技術力を大いに衰退させる」という認識があります。
遠大な例から挙げますが、ギリシャやローマ建築は、最盛期を迎えた後「デザイン力」と「技術力」が衰退し、再現すらできなくなってしまいます。これは「完成された一般的なデザインが完成してしまった」結果、職人の元に渡る仕事が「既製品の模倣」のみになり、職人が個々で新しいデザインを考える自由がなくなり、更には大元のデザインを考えた職人への特別なリスペクトや報酬もなかった結果、「発展の可能性が潰えてしまった」からと言われています。デッドコピーを繰り返すうちに「更に良いものを作り出す環境がなくなってしまった」のです。
注意点としましては「良い部分を取り入れる」と「デッドコピー」は根本的に違います。前者は何が良いかを人間が考え、法律に基づく善悪を経た後アウトプットするものです。デッドコピーは違います。後者は効率化と模倣の末に改善なく類似品を生み出すだけの作業になります。
日本の文化は岐路に立たされていると思います。生成 AI によって「自由な思考の余地を奪っていく土壌を作る」か、もしくは生成 AI を学術的な用途や使用者の限定と商業化の禁止、並びに倫理観念に基づく法整備を整えて「自由な思考を補助するアウトラインを整えた土壌を作る」か、という 2 つの道があると思います。きっと声の大きいところで生成 AI の抜本的な仕様の禁止を唱える声もあると思いますが、それは「著作物を作る人にとっての学習と分析の効率化」という側面を見落としているので個人的には慎重になるべきだと思っています。
私個人の業務上の話で言うと、クライアントが生成 AI で作成したキャラクター案を「著作権的に問題が無い AI 絵なのでこのまま作って欲しい」と依頼されることが増えました。しかしいくつかの案件につきましてはプロンプトによる精緻な指定のせいで偶然私の知っている原画をそのまま引き出しているような状態のものもあり、間接的な形で著作権を侵害するとして断り、結果として業務としては成立せず、クライアントが理由を説明してなお別のイラストレーターを探しに行くという現象が起きています。これは私の「商売の機会の損失」が実際に発生している、ということになります。
また近年のコンテンツでは多数のイラストレーターがひとつの作品に関わることが増えたため、作品が公開されたときに「他のイラストレーターが生成 AI で作成した絵をレタッチしている」とわかり、SNS で AI 絵であることを雄弁に語っていることがありました。結果として私は後から関わることになった他のイラストレーターと同じ作品に参加しているからと、ユーザーに自分の作成時間が生成 AI と同列に扱われる経験をしました。心底心の冷える経験でした。そのイラストレーターに「[redacted]さんも自分と同じイラストレーターな

んですよ」と他者に紹介されたときは、思わずどう誤解を解くべきか、慎重に言葉を探さなければいけないほどでした。またあとから知った話ですが、この案件についてはAIを用いるイラストレーターを基準にイラストの単価が設定された状態で、納品が早い順から追加発注が行われたため、AIを用いたイラストレーターが多くの絵を担当していました。大体12〜13倍の作品数でした。私は筆が極端に遅いわけではないのですが、間接的には「不条理な賃下げ」を受けた形になります。

AIと著作権の関係についてはとてもシビアな関係です。どうか、目先の効率化ではなく、50年後、100年後の日本の文化のために、「国民主体」で発展性のある法整備を整えてください。何卒よろしくお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000003787

好きな作家さんが生成 AI に模倣されて筆を折られたらすごく悲しくなるので不安です。生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しいです。
また、手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安です。
不安な気持ちの文章化に悩んでいたところ、上記のように言われているポストを見かけたので ほぼそのまま使わせてもらいました。
AI 利用は便利ですが、そのような部分に対してとても心配しています。

●受付番号　185001345000003788

(1)学習開発段階ア(ア)について。
AI 生成学習がここまで進歩した今、第 34 条 4 に当て嵌めるのは横暴です。人の手でやっているのと AI がするのではクリエイター被害の規模の大さスピードが全く異なります。
(3)1 について
クリエイターは様々な経験と努力を積んで、文字通り命を削って作品を生み出しています。そんな中、AI が瞬時に完成された物を搾取していくのですから気がおかしくなりそうです。学習されたくないと思うクリエイターの意志が蔑ろにされる事は、クリエイターのモチベーションの喪失と、今後の日本の作品のクオリティ低下に繋がると考えます。クリエイターの中にも学習して良いという方も居られますし、何もこの世の全ての作品を学習させる必要は無いと思います。どうしても無差別に学習させたいなら著作権切れの作品のように、学習可能な画像を作品完成後から 20 経過した物に規制するなどしてみては。
3 について
最後で記述しておりますが、一度学習されたものを消す困難です。アーティスト名のデータセットなど作られてからでは取り返しがつかないのです。そもそも、毎回そのような恐怖に怯えながらクリエイターが活動しなくてはならない事自体が狂っています。
4 について
完成されたものを AI でたちまち学習し販売した物が氾濫している現状が続けば、未来の有望なクリエイターは技術仕事モチベーション全てを奪われるのを恐れ海外に流れてしまうと思います。これでは発展どころか衰退の一途を辿るでしょう。
最後に AI 学習における性的虐待について。
殆どの AI 生成モデルが学習に用いている公開データセットである「LION-5B」に児童の性的虐待の画像が多数含まれている事が確認されています。また、開発者は CSAM に関する画像をフィルタリングする事が可能だったにも関わらずしなかったのです。そしてモデルから素材を削除することは最も困難な課題とされています。
日本に生成 AI を使った女児の如何わしい画像が閲覧出来る専用サイトまで存在します。それらの画像は誰かの創作物からなどでは無く、実在する（若しくはしていた）児童が利用されていると思われます。これがいくら複数の画像からのデータであっても許される事ではありません。このまま放置すれば生成 AI で子供達が性虐待に合う可能性は非常に高いと思われます。

●受付番号　185001345000003789

イラストや動画を個人で請け負っております。
有名なイラストレーターの絵柄に酷似した、成人向けの卑猥なAIイラストが販売されており、イラストレーターも打つ手なしで困っておられます、有名・無名問わず、自分の作風が勝手に模倣され、「個人で楽しむ」を逸脱した行為はとても嫌だと思います。いつか自分も被害にあわないかと戦々恐々としています。
自分の絵柄を学習したAIが勝手に使用・販売されてしまうと、これまで地道に頑張って築き上げてきた信頼がなくなったり、営業妨害にあたる為、本当にどうにかしてほしいです。

●受付番号　185001345000003790

私は趣味でイラストを制作、そして最近ではそれをお仕事とさせていただいています。
生成 AI はイラストレーターの制作物を読み込み、学習し、出力するということを誰でも出来るようにしてしまったものです。
ここ数年、AI による絵柄パクリなどの諸問題を度々目にすることがあります。
このような問題にリソースを割く時間がクリエイターとしてはすごく勿体ない、なぜ本業に一点集中できない人が出てきてしまうのかと胸が痛いです。
もし自分のイラストが読み込まれてあらぬ使い方をされたらなど気がかりな時もあります。
製作者本人の著作権は必ず守られるべきと考えています。生成 AI の問題で筆を折る絵描きがこれ以上増えないよう、対応をお願いします。

●受付番号　185001345000003791

現状生成AIを取り締まる法はなく､学習を許可していないイラストレーターのイラストを、無断で保存、そしてAIに画風を学習させ、生成したイラストやデータを有料販売する、という悪質な使用方法が、大変酷く目立っています。
そして、生成AIに学習させたら学習元も生成したイラストも一緒などと言い、反論をした学習を許可していないイラストレーターに対して逆上し、殺害予告を行うなど、と、イラストに限らず"クリエイター"そのものに対して敬意のかけらもない哀れで救いようのない悪人がいるのが現状の生成AI界隈です。
完全な無法地帯になっているので、最低限でも学習元の明記を必須にし、もしその学習元となった人が許可をしていなかったのであらばなにかしらの罰則を与えることを強く望みます。

●受付番号　185001345000003792

作家が生成 AI に模倣、かつ嫌がらせをされている事件が多くある。
生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい。

●受付番号　185001345000003793

現状、生成 AI によって各業界の創作者の方々が悪意を持って自分の作品を利用され、その方の尊厳や努力を踏みにじられる事が多々見られるなと感じます。

今すぐにとは難しいかとしれませんが法律や条例を作って創作者の方々が守られるような仕組みがないとこの技術を幅広く利用していくのは難しいかなと思います。
技術自体は素晴らしいものだと思うのでモラルの周知や使用上のルールをより明確にし、そして違反した者に対しての罰則を明確に示す必要があると思いました。

●受付番号　185001345000003794

私はクリエイターの立場で、生成 AI の可能性を感じて、実際に作品制作に取り入れています。
素案 5(1)生成 AI の学習・開発段階には、クリエイターとしては学習を許可制にしてクリエイターが使用料をもらうよりも、学習には制限を設けず、より精度が高く高性能なモデルを開発し、その活用をもってクリエイターがその恩恵を享受すると考えています。海賊版の学習問題も含めて、これまで通り制限の緩い状態を望みます。また画風 Lora 等の集中学習に関しても、同様にこれまで通りの状態を望みます。
素案 5(2)生成 AI の生成・利用段階においても、人間と生成 AI の著作物を区別せず、類似性が認められる場合のみ著作権侵害になるという基本的な考え方が維持されることを望みます。また、生成 AI を制作に組み込んだ作品が著作物としてどのような扱いになるのかのガイドラインを制定していただきたいと考えています。

●受付番号　185001345000003795

個人
プロフェッショナルかアマチュアかによらず、人が時間をかけ得た知識や技術を元に作り出した作品を、営利目的の生成 AI を開発するための学習利用に使われることに多大な危機感を抱いている。学習利用と産物に対して現行の著作権法下では著作権の権利者の意思を反映できない、権利者の保護も救済措置も確立されていない等の問題がある。

●受付番号　185001345000003796

出版社にて担当編集にお世話になっている駆け出しの漫画描きです。
今世間を騒めかせている「生成 AI」に関しまして、絵を描いている人間からいたしますと、一刻も早く取り締まりをして欲しいと思います。
理由としては「著作物の権利が侵害され続けていること」と「倫理観に欠ける」ことです。
インターネット上で氾濫している生成 AI は、個人で絵を上げている一般人やプロのイラストレーターの絵も含め無許可で著作物を取り込んで学習しているものがほとんどかと存じます。
作品は守られるべきであり、決して AI に食べさせる素材などではありません。
また、AI から出力した絵は当然学習元の絵によく似たものになります。
すでに問題となっておりますが、特定のひとりのイラストレーターの絵のみを学習させ、「○○風の絵が出力できる」と謳っている悪質なものも見られます。
こちらに関しては AI 利用者が「イラストレーターへの嫌がらせ」を行うためのものが多いです。
「学習元のイラストレーターよりも上手くできた」
「AI に食わせたからイラストレーター本人はもう要らない」
「お前の絵はただの素材である」
そういった嫌がらせを行っているケースを散見いたします。決して許されることでは無いと思います。
イラストレーター、漫画家などのクリエイター業への嫌がらせを行いたい人の手に生成 AI が渡ってしまったことで、悪意が加速しているように感じます。
生成 AI について少し厳しく取り締まるといった認識ではなく、かなり厳重に、実質使用禁止くらいの内容にされることを望みます。
クリエイター業に携わっている者として、どうか世の絵を描いている人達が救われることを願います。

●受付番号　185001345000003797

拙い文章ではありますが、イラストレーターを目指す美大生より意見を提出させていただきます。

生成 AI の件についての私の提出したい意見は AI の著作物性についてです。AI は開発・学習段階において、何万枚もの他人の著作物を無断で学習した上で成り立っています。勿論、法律で許可されていますし、今後の技術発展のためであれば仕方ないという意見もあるとは思いますが、その 1 枚 1 枚は私らクリエイターが何十時間、何百時間の思考と試作の繰り返しの結果によって編み出されたものです。I 枚の作品を作ることは容易ではありません。服のボタンの配置すら図書館で服飾の文化と歴史を学んだ上で描画しています。キャラクターの輪郭の描き方やまつ毛の表現の仕方、髪の塗り方や理想の表現のためのブラシの描き方まで全てこだわり抜いた上で表現しています。私はイラストレーションの新たな表現のために、毎月映画や展示会に頻繁に向かい、3DCG ソウトを独学で学び、2 次元絵と 3DCG の融合や調和を模索したり、自身の作家性をどうしたら他より抜きん出たものにできる毎日毎日考えてきました。イラストレーターとして活躍し、迷惑をかけてきた両親に恩返しするために努力してきた日々が、生成 AI というものの登場により一瞬で目の前が真っ黒になりました。私の目指していた進路が、以前では鮮明に見えていた私の活路が見えなくなったのです。生成 AI は他人の著作物を許諾なく無断で学習します。そして学習元のクリエイターには何一つ対価がありません。そうして流行りのイラストレーターの絵柄を学習したモデルは、利己的な人間によって商売の道具にされています。他人の努力の結晶を対価もなく土足で踏む様はおかしいとしか思えません。本当に許せない行為です。

感情的になっても仕方ないので、ここで 2 つ提案があります。1 つ目に、生成 AI を免許制にしてほしいことです。クリエイター業界への知見と教養のある方であれば生成 AI の見るに耐えない利用も減少させることができると思います。この際、免許をもつ AI 利用者の AI イラストには独自のマークなどをつけることを義務化すれば、手書きのイラストとの区別も付きますし、手書きイラストの価値も落ちづらくなります。 2 つ目に、学習元クリエイターに対価を与えることです。生成 AI は他人の著作物から成り立っています。これは揺るぎない事実です。そのため、生成 AI によって学習元となったクリエイターにはそのモデルを使用している AI 利用者の売上の一部を対価として与えるべきです。そのためには現在無法地帯となっている AI 利用者らをきちんとしたクリエイターの 1 人として確立させる必要があります。厳密に無免許 AI 利用者と免許持ちの AI 利用クリエイターとして差別化を図ることが重要です。AI 利用クリエイターは使用モデルなど明記することが必須などあれば信用性が上がると思います。

最後に、現在 AI 利用者によって手書きイラストレーターが多大な被害を受けていることも認知してほしいです。具体的には生成 AI について否定的な意見をしたイラストレーターに、そのイラストレーターの作品を集中学習した生成 AI モデルを作る嫌がらせや、殺害予

告など状況はかなり深刻です。AI 利用を曖昧に誰でも使えるようにしていることによって、企業が広告に起用するイラストを発注した際に AI イラストが使用されていることを見抜けず炎上するような事例もあります。このようなことを防ぐためにも国内で生成 AI を使用する人々は免許制にするべきです。そうすれば、イラストの発注などで、無免許で生成 AI を使用したものが責任を取る風潮が作れます。

私達のクリエイターの未来を守るためにご検討よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003798

生成 AI には概ね反対です。
実際プロのイラストレーターさんのイラストを勝手に AI に学習させ自分が描いたかのようにイラストを公開している方、生成したイラストを勝手に販売し利益を得ている方もいます。
自分だけで楽しむ範囲であれば良いとは思うのですがそういった方がいらっしゃる現状、生成 AI に良い印象は持てていません。
創作物を勝手に AI に学習させて創作者がいままでしてきた努力を一瞬で AI に生成させ公開しさらに販売まで出来てしまう事や、創作者が学習させないでくださいと言っているなら AI に学習させないようにする制度を作るべきだと思います。
もちろん生成 AI に学習させたイラストを加筆し世に出すことも著作権侵害だと思っています。

●受付番号　185001345000003799

多大な時間と労力をかけて書かれたものを利用するAI絵師なるものが出てきて、利益の搾取が起きるのではないかと不安です。
類似するところで、メルカリ等による転売行為が後をたっていませんよね？　あれも創作者以外による利益の搾取だと思います。断じて許せません。せめて、マイナンバーやブロックチェーンなどの最先端技術を利用した上で、オリジナル描かれた創作者ご本人様の保護等の整備を行った上で、再度論じていただきたい議題です。
このままではエンターテイメントの中核を担う創作（いわゆる日本の良さ）がまたひとつ失われてしまうのではないかと危惧しています。

●受付番号　185001345000003800

素案の「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイターも出てきた」というのは、現実に則していない。そのような活動を行う者は元々クリエイターとして知名度があった場合を除いて、クリエイターとして認識されていない。この点を混同してはいけない。
法第 30 条の 4 の対象となる利用行為、において「表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく…」とあるが、生成 AI による出力は非常に高度な完成品である場合が多く、また、それを個別のクリエイターの表現に似せることも可能であることに大きな問題がある。それらを無償公開するなどの方法で、生成 AI 利用者は自己利益を得ていないと主張することができる一方で、本来の著作権者、すなわち学習元の創作物を制作したクリエイターが享受するべき、あらゆる対価回収の機会を簒奪している。個々別々の生成 AI の出力物や、著作権物に主眼を当てたミクロな議論ではなく、生成 AI 生成物品そのものを何らかの表現物の主体として公開すること自体によって発生する問題に目を向けなくてはならない。
生成 AI の問題は「学習元の権利不透明性」と「出力物のクオリティが高すぎること（享受する他者が、本来の創作物と同等かそれ以上の価値を見出し得ること）」および「生成物を創作物の主体として主張する場合の著作者不在性」にあるように思う。

●受付番号　185001345000003801

私は絵を描いています。また、他の人の絵を見ることが大好きです。
私が今１番恐れているのは、人が絵を描かなくなることです。
様々な物に共通して言えるのですが、一般の方は専門職の仕事を軽視しがちです。
そのような人たちからすると、人が描いた絵でも AI が出力した絵でも大差ないと思われるのかもしれません。そうなると安価である程度の質の絵を出すことができる AI を使う企業が増え、絵を描く人にお金を払う人は減ってしまうでしょう。
一部のお金を気にしない人は絵を描き続けるかもしれませんが、絵を描く人口が減るのは間違いないです。現在の AI は多くの人の努力の結晶を食べて成長しました。
絵を描く人が減ると、AI は成長を止めると思います。
AI を使用すること自体には反対しませんが、世界に誇る日本のアニメ・漫画文化を保護するためにも、AI と著作権については慎重に考えて行動してほしいです。

●受付番号　185001345000003802

「「AI の生成物」と確実にわかるようにすれば著作物性を認めるべき」と思います。
現在の生成 AI が批判されているのは主に「情熱、努力が目に見えない」「近い将来、クリエイターの仕事を奪われるのが怖い」といったことによるものだと思います。
人間は良い物を見た時に「一目で感じて直感的に良いと感じる」もしくは「その物の背景にある人の労力や作りこみに良いと感じる」といったものがあると考えます。現在の生成 AI には後者の良さは感じ取りずらい物があります。しかし、少しでも生成 AI に触れた人であれば､生成 AI による生成物でも｢この生成物は労力をかけて指示文を書かれた良い物」と認識できます。「人間の創作物として良い物」と「生成 AI による生成物として良い物」をすみ分けることができれば理想でしょう。
この先の時代、人間は確実に生成 AI によって技術、文化が発展するはずです。今、厳しい規制をするのは日本を停滞させることにつながるでしょう。日本が国民からの要望を受けて強い規制を設けたとしても、他国も同様レベルの規制を敷かなかった場合、規制はほぼ無意味なものになります。かといって、規制をなおざりにしては日本の素晴らしい文化が、日本国民から愛想をつかされてしまいます。発信力や知名度の低いクリエイターにもしっかりと寄り添える体制を作ってほしいです。
私は生成 AI を利用する学生です。利用方法としては完全に個人利用であり、画像生成においては他人に享受目的で使うことはありません。しかし、文章生成においては、ChatGPT の GPTs において利用数を稼ぎ、収益を上げたいと考えています。
私の AI に対しての個人的な意見としては｢ChatGPT などがでる以前から人間は AI に依存しているのだからこの技術を手放すことは不可能だと思う。」「AI との付き合い方というのを国レベルで教育に取り込んでほしい。銃刀法と同じように、大事なのは技術との付き合い方だと思う。」「私は個人利用の範疇でオリジナル要素の画像や版権のキャラクターを生成させるなどして画像生成 AI を大いに楽しんでおり、規制はあまりされたくない。どうかこの楽しさを奪わないでほしい。」と感じています。

●受付番号　185001345000003803

生成 AI は規制、もしくは免許制にして欲しい

●受付番号　185001345000003804

素案を拝見させていただきました。
AI と創作物の著作権の問題については、未だ不透明な部分も多く、必要に応じての見直しが必要であり、中長期的な議論が必要である点はうなずけます。
ですが、35 頁～36 頁における「また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」の部分につきましては、明確に反対意見を述べさせていただきたく存じます。
AI によって生成した出力物に対して「創作的表現といえる加筆・修正」の程度が現状確認した上では不明確であり、ほんの少々の加筆・修正でも著作物性が認められる危険をはらんでおります。
特に、文芸作品など修正にそこまで大きな労力を要しない創作物についてはこの危険性が非常に高く、また「創作的表現」の如何によっては元の出力物、さらには出力物を生成するのに利用された大本の作品の創作性を非常に損なうことも考えられます。
よって、AI 生成物に加筆・修正を加えるにあたっての、明確な基準が必要ではないかと存じます。
例えば「AI 生成物と 9 割以上が同一である場合、著作物性が認められない」などの注釈が必要になるのではないでしょうか。
以上、ご一考いただけますと幸甚に存じます。

●受付番号　185001345000003805

AI で作品を作るにあたり、AI に自作品（自身が知的財産権を有するもの）を学習させるのではなく、他人の作品（自身が知的財産権を有しないもの）を学習させて新たな作品を生み出し、生み出した結果が学習元の模倣やコピー、あるいは学習元の作者が描いたものと錯覚する出来になった場合でも AI 生成者の知的財産権とされるのか。
現在はこの例えに近い事例でＳＮＳ等で争論が発生しており、解決に至る法律や事例が存在していないため、解決策や打開策を同時に起案しないのであれば、ＡＩ生成者による悪意のある使用例が増えていくだけであると考える。
例 1：歴史的芸術家Ｘの作品を学習させ、AI 生成で新たに画像出力したものがＸが描いたものであると見分けがつかなくても、自分の作品として問題はないのか。
例 2：亡くなった漫画家Ｙの作品を学習させて生前の漫画と似たようなものを AI 生成し、Ｙの遺族や関係者の預かり知らないところで公表しても問題はないのか。
例 3：企画のために無名のクリエイターに作品を提出させ、作品だけ取り上げたのち作者には不採用通知をおくる。作品は AI に学習させて企画に沿う作品を出力する。AI 作品の著作権に問題はないのか。別途問題は発生しないのか。
ＡＩ生成に於いて、作品の生成に関して学習元となる作品が必ず存在する。自身の作品を学習させるのであれば問題は少ないだろうが、他人の作品を学習させた場合、学習元の知的財産権は侵されても良いという法案ということだろうか。
公開されているのだから無料でも問題はない、という考えの方が一般人だけでなく社会的地位のある方々にも散見されるが、AI 生成の前に「他人の作品の無断転載、無断使用」について対策から結果まで厳しく纏めるのが先ではないか。

●受付番号　185001345000003806

生成 AI について、使用禁止してほしいです。
生成 AI が登場してから何件もの生成 AI 利用ユーザーからのなりすまし、クリエイターへの誹謗中傷が行われているのを見てきました。
私は学生時代から憧れていたイラストレーターの駆け出しの身ですが、これからの未来が不安です。
もう大成している著名クリエイター方は気にされない方が多いようですが、新人クリエイターはこのままではいくら努力しても生成 AI に利用され、作品の描き上げるスピードは到底敵わないため世間に見られる機会は減り筆を折る者が増えていくと思います。
また、生成 AI を使えばいいじゃないかという意見もありますが、「漫画村」のような違法アップロードサイトのデータを流用している生成 AI を使用することは犯罪を見逃し加担しているような気で大変不快です。

●受付番号　185001345000003807

項目５（４）について意見を送ります。
私は以前イラストを描いていたものです。
６歳ころから落書きを始めて、１５歳くらいでやっと人にお見せできるような絵を描けるようになりました。
AI 生成イラストについて、ネットの現状は酷いものです。
絵を描いてアップした方に「AI よりへたくそ」と心無いコメントが飛んでくる。
自分の努力で会得した技術・絵柄を「AI に食わせる餌」と蔑む。
絵をちょっとかじっただけの人が、「自分で描くより早い」と AI イラストに転向し、それを「自分で指示文を書いた＝自分で描いたものである」と言い張る。
まともな使い方をしている方もいますが、そうではない、心無い人が大半で好き放題している。
これが日本の目指すクールジャパンなのかあ、と呆れています。
AI 生成の発想自体は良いもので、使い方によってはとても便利ですが、所詮は「誰かが書いた絵を参考に動く」だけのプログラムです。
その元絵を描く人たちの努力を基に、意思のない絵を生成するプログラムってそんなに良いものでしょうか？私にはとてもそうは思えません。
それを推し進めるのであれば、明らかに画風が似通っていたり、何も規制がないのをいいことに「イラストレーター〇〇の絵を食わせて学習したセットを売る」などという事をしている方を、遡って処罰する法律も作ってほしい。
絵を描く人をないがしろにするような施策はやめて欲しい。

●受付番号　185001345000003808

無断でイラストレーターの絵を AI に取り込み、そのイラストレーター本人になり替わろうとしている人が見受けられます。
イラストレーターが長年かけて身につけた技術を乗っ取るのはまっとうでしょうか。
またキャラクター名（例えばマリオ）を入力すると、そのままのキャラクターが出てくる AI イラストに著作権を与えるなんてありえないと思います。
泥棒に権利を与えるのは意味がわかりません。
出版社が AI グラビアを出して炎上しましたが、あれも元となったグラビアアイドルが特定されていました。結局やっていることは精度のいいコラージュです。
生成 AI で作成したリアルな人物広告を最近目にしますが、インターネット上にある画像を勝手に学習して作成されているわけですから、自分や知り合いの顔が勝手に広告に使われることもあるわけですよね。
子供の写真が児童ポルノ画像にされる可能性もあります。
実際に海外ではクラスメイトに自分のポルノ画像を作成、クラスの男子に共有され自殺した事件もありました。
無断学習・悪用できなくなる法整備を望みます。

●受付番号　185001345000003809

（1）従来の著作権法の考え方との整合性について
そもそも学習元がイラストレーターさんのものを『無許可』でというのが前提にあるように思います。この国はクリエイターに対しての認識扱いがとても低く感じます。そういった仕事をしているので殊更に。イラストはタダで手に入るものではなくその人が苦労して組み上げてきた技法技能技術です。企業からの依頼など簡単に仕上がるなど軽視しがちだと感じます。すでにそういうベースが成り立った上での延長線の AI 利用だとしか考えられないです。実際問題になっています。無断で学習され問題定義されているイラストレーターさんなどなど。その辺り、何を持っての整合性とするか著作権についての見解を知りたいです。

●受付番号　185001345000003810

クリエイターでない人が、AI を用いて創作物を作れることは、新たなコンテンツ作りや流行づくりに貢献できるという良い面もある一方、海賊版の作成やマネーロンダリングの資金源になったりと悪い面もあると考えられる。
学習元のクリエイターにきちんと還元されるような仕組みづくりやAIを用いることに一定のハードルを決めたりと国できちんとした法整備を行わないで生成AIの活用を進めていくことは日本の文化の衰退を促してしまうと思う。

●受付番号　185001345000003811

イラストレーター、漫画家として生計を立てています。
AI 絵師なるものの台頭する最近は、仕事を AI に奪われる…という言説を曲解されているように思います。
というのも、絵を描く人間がおらずとも AI が絵を描いてくれる。という仕事の奪われ方が多くの人の考えだと思いますが、その AI には出力するための学習に実在するイラストレーターのものが使われており、さらには AI 出力や仕事を任せる方には「〇〇というイラストレーターのような絵を」と注文し恣意的に既存のイラストレーターからその特徴を抽出し、かつそれを利用した旨を知らせずに新規のものとして使用します。
この場合、学習元のイラストレーターが何年何十年と重ねてきた技術はついぞ還元されず、時には一目してその人物の絵柄であるイラストが悪用され、汚名だけを被る場合もあります。
声優が自身の出演した作品をもとにその声を出力できる AI を作られ、挙句ヘイトスピーチに利用されたり、CM やアナウンスに利用されるようになった場合は明確に問題となりませんでしょうか？
イラストの AI 学習にも同じ面があると思います。
どうか AI と著作権に法整備をお願いいたします。

●受付番号　185001345000003812

イラストなどの創作およびその創作物の著作者の権利を軽視しているようにしか思えません。
創作は、無から有を生み出すものであり、決して既製品に加筆・加工して生まれるものではありません。生成 AI も集積された情報が必要になり、その情報は人間が無から生み出した文章、絵、写真などが必ず必要になります。よって、生成 AI に加筆をしただけで著作権が発生するのは、既製品に加筆・加工をして生み出されたものを創作物と認識していることになります。
まず、生成 AI の学習元である情報(文章、絵、写真など)は人間のアウトプットによって生み出されるものであるため著作権があり、これを使用する際に、権利的な問題、倫理的な問題が浮かびます。現在、その文章、絵、写真の著作権を無視して勝手に生成 AI の学習に使い、「著作者の絵柄・顔に似せた」「性的・ポルノを含む」イラストを生成する倫理観に欠けた行動やそのようなイラストが増えています。例えるなら、自分の家族の写真を学習した生成 AI で、勝手にその家族のポルノ写真を作られ勝手に SNS で全世界に公開されるようなものです。この場合著作権の侵害でもありますし、人権の侵害にならないでしょうか。写真を使われた人は「写真を AI 学習に使われるほうが悪い」と泣き寝入りしなければならないのでしょうか。生成 AI が生み出したものであればすべて合法なのでしょうか。危機感がなさすぎます。
著作権があらゆる創作物の権利を守るものであるならば､生成 AI からも守られるべきです。特に、生成 AI によるディープフェイク、ポルノ、暴力的な表現を含む生成物は今すぐに厳しい規制をするべきです。そのような生成物に大切な創作物を使われる著作者がかわいそうです。
今の素案では、AI を必要以上に擁護し、創作をないがしろにしているようにしか思えません。今一度、生成 AI の著作権について考え直してください。

●受付番号　185001345000003813

この度はAIと著作権に関する考え方についての意見募集の実施、誠にありがとうございます。
わたしは、生成AIについて規制したほうがいいと考えます。
SNSで、好きな作家の方が生成AIイラストだとむやみに疑われていたり、手描きとAI絵の判別がつかず、描いた側とみている側とでトラブルになることが不安です。また、許可なく作風が学習され、勝手に悪用・商用されたりしているのを見かけて、とても悲しくつらくなってきます。筆を折ることを考えてしまうとおっしゃっている作家さんもSNSでいらっしゃり、とても悲しく、嫌でした。
生成AI絵の影響によって、自由な創作活動にも制限・中断されることで文化自体も衰退していくのではないかと思います。
今までコツコツと努力して積み上げたものが、このようにして悪用されるようなことは、あってはならないことだと思います。
自分も、絵を描いて生活していくのを志している身として、生成AIは規制したほうがいいと考えます。

●受付番号　185001345000003814

５．各論点について

（３）生成物の著作物性について

以下のような生成物は、二次的著作物のように元の著作者又は演者の権利がはたらくようにし、利用に関して契約自由の原則を適用することで、著作者人格権や肖像権、パブリシティ権などとの調整がかなうのではないかと思う。

・一般人の判断力から元の著作者が推測できるような場合で、依拠性が認められる場合

・一般人の判断力から実在する特定の人物の容姿や声との一致が推測できるような場合で、依拠性が認められる場合

●受付番号　185001345000003815

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

ウ 生成 AI が生成物を生成する機序の概略

「学習データの切り貼りではないとされる」とありますが NYT と chatGPT は訴訟中であり、NovelAI、Stable Diffusion、Midjourney などは学習元と近似の生成物が出力される事例が頻出しています。これは現状の生成 AI が学習データから“復元”といえるような挙動をする証左だと思います。この素案は開発元が主張する“理想的な生成 AI”を前提に考えられているのではないでしょうか。実際の事例や機能を検証し改めて現行の生成 AI を評価する必要を感じます。

５．各論点について

（１）学習・開発段階

【 「非享受目的」に該当する場合について】

NovelAI、Stable Diffusion、Midjourney などは、追加学習をしなくても著作物名や著作者名の入力により学習元画像と極めて近い画像を出力します。これは学習データには元画像を再現できるだけの要素が含まれ、そのデータに著作者や著作物の名前でタグが付けられているということです。学習元を再現できるデータの抽出がコピーではなく本当に学習と言えるのか、データに著作者名や著作物名のタグを付けている時点で本当に非享受目的と言えるのか、国内で学習を行った場合に現行の生成 AI をどう解釈するのか示してほしいです。

（享受を目的としないのであれば、データのタグは著作者名や著作物名ではなく一般的な単語を使うべきだと思います）

【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】

（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて

画像投稿サイトや販売サイトなどが生成 AI の乱造コンテンツに埋め尽くされる事例や生成記事による検索の汚染が多数報告されています。現状マネタイズの最適解が物量によって市場を埋め尽くすことである以上、放置することは創作のインセンティブを奪い文化の発展を毀損する行為であると考えます。生成 AI の大きな問題点は生成速度であり、その速度による市場の圧迫は十分に“不当”と解釈できると感じます。アイデアや絵柄などに対する考え方を人間と同列に語ることが自体がナンセンスなのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000003816

『生成 AI の生成・利用段階において、生成 AI が我が国内に所在するサー バー上で稼働しており、既存の著作物等を含む生成物を生成していること』
これに著作権法が適用される意味が理解できない。本文中には『1,思想又は感情を、 2,創作的に、3,表現したものであり、かつ、4,文芸、学術、美術又は音楽の範 囲に属するものであること』が著作物であると定められている。生成ＡＩによって生成された作品はこのうちの 1 と 2 を満たしているとは言いがたい。４つすべてを満たしていないのは明らかであるため、生成ＡＩによって生成された作品に著作権法が適用されるはずがない。
・海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
に関して
長ったらしく書かれているが、結局のところ「海賊版掲載サイトから学習することは避けようがないから仕方がない」としか受け取れないし、海賊版サイトからの学習を強く咎めているようにも思えない。この程度の記述では一体誰が処罰対象になるというのか。何の意味もない記述なのではないか。
・学習済みモデルの廃棄請求について
に関して
『他方で、当該学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある等の場合は、学習データである著作物の創作的表現が当該学習済モデルに残存しているとして、法的には、当該学習済モデルが学習データである著作物の複製物であると評価される場合も考えられ、このような場合は、「侵害の行為を組成した物」又は「侵害の行為によつて作成された物」として、当該学習済モデルの廃棄請求が認められる場合もあり得る。』
とあるが、『他方で、当該学習済モデルが、学習データである著作物と類似性のある生成物を高確率で生成する状態にある』ものが現実として存在するはずがないのではないか。
学習元データが少ない場合にはこの状態に該当する可能性があると本文から読み取れるが、実際にそこまで学習データが少ない状態の生成ＡＩは存在するのか。より精度を高めるために大量の学習データを読み取らせることで、かえってこの状態から遠のく以上は、実際にこの廃棄請求は不可能なのではないか。やはり何の意味もない記述であると言わざるを得ない
素案を一通り読んだ上での感想としては、生成ＡＩの保護を強く求める一方で創作者への保護は一切行わない、としか思えないし、実際そうと捉える人が大多数であると感じている。少なくとも創作者の生成ＡＩ憎しの感情を抑えるのは無理があろうと思う。これで創作者への理解を求めるのは不可能であるし、今後創作者の"お気持ち"は切り捨てる、といった見解なのだろうが、日本における創作文化を破壊したいのだろうか。これではより創作者と生成ＡＩ界隈の分断がより深くなるだけである。これが"クールジャパン"の成れの果て

であるならば到底受け入れるｋとおはできないし賛同できない。
素案の内容全てに対して強く遺憾の意を示す。

●受付番号　185001345000003817

2. (1)について、AI を用いた著作物には専用の法規制を適用させることを求める。

●受付番号　185001345000003818

ai の開発のために著作物を学習させること自体は現在の著作権法から見ても問題はない。しかし、ai 生成物の取り扱いに関する法整備が為されておらず、他者を貶めるような使い方をする者が後を経たない。問題は ai ではなくそれを利用する者の倫理観の欠如である。故に、国民の善意に依存するのではなく、法律によって使用方法を制限しなければクリエイターが育たなくなる危険性がある。クールジャパンを掲げるのであればクリエイター保護は当然の責務であり、これを国民全体の総意として提示することが重要である。

●受付番号　185001345000003819

AI 生成作品にアーティストらの著作物が許可なく使用されている現状がある中で、このような素案は受け入れがたい。

●受付番号　185001345000003820

現在の生成 AI は無許諾、野放図に収集されたデータを使用している。
さらにそのデータを利用した技術は、人類発展のためではなく、イラスト・写真・音楽などのクリエイティブ領域の毀損、また、個人の肖像や権利を傷つける武器・凶器として利用されることが多く、今後の文化発展への重大な危険因子である。
さらに、そのような利己的生成 AI 利用者が増えることにより、「AI」という言葉自体がマイナスなイメージを与える用語となりつつある。これは本来の AI 発展に対する重大な危険因子である。
したがって、国は個人の利己目的による生成 AI を規制する法を構築し、文化の発展・AI の発展双方を両立できるようにしてほしい。

●受付番号　185001345000003821

開発段階で学習されたデータは著作物から学習したデータをリセットすることなく個人や企業が商用利用している現状、学習開発段階としても「（イ）非享受目的と享受目的が共存する場合について」に該当し、法第 30 条の 4 は適用されないと考える。

３．生成 AI の技術的な背景について（3）3 を、すべての AI 開発事業者・AI サービス提供者に適用し、かつ、その適用以前にすでに著作物のデータが利用され生成 AI が生み出されていた場合の対処として、権利者によりその生成 AI に対する SNS 等での公開の停止およびデータそのものの削除の強制を可能にしなければならないと考える。

著作物の権利者に無断で行われる無作為な AI 学習により、ごく短時間かつ安易に完成品（のような粗製乱造物）ができあがってしまう生成 AI によって、本来であれば数日から数週間かけて創作されるイラスト等の著作物、ひきいては作者が著作物を完成させるまでにかけた時間と労力その価値が、誰でも簡単に搾取できてしまえる構図が、今の AI 学習と AI 生成物による現状だと考える。

その問題の解決を図るためにも、生成 AI の規制、ひきいては AI 開発事業者・AI サービス提供者の無作為なデータ学習を、すべて許可制にするなどの規制を早急に願いたい。

●受付番号　185001345000003822

AI で生成したイラストに著作権を与えると似たイラストに侵害していると言いがかり付けて金を払わせるように悪用される可能性があるため、莫大が数のイラストを作れる AI 生成イラストに著作権を与えるべきでは無い。
深刻な創作文化の衰退を招くこととなる。

●受付番号　185001345000003823

生成 AI の国内での使用を禁ずるべきです。
利用者には 2 つの性質があり、1 つは「承認欲求」「自己顕示欲」を満たしたいパターン、もう 1 つは「利益」を得たいパターンです。
前者は年齢が若い、もしくは上達しなかった人間が多く、モラルがない点が共通して挙げられます。
後者はネットで他人に迷惑をかけても何とも思わない、昨今ネットで話題の「転売ヤー」「インプレゾンビ」と同じく、他人に迷惑をかける事を厭わない犯罪者と同じ傾向があります。
この手の人間は「二次創作だって公式の許可無しでやっている」「法律では問題ない」と弁明しますが、許可を得ない中で暗黙のルールを守る事で開催が保たれている「コミックマーケット」が在ります。
勿論、クリエイターの中にもルールを守らない者も存在しますが、基本的には「二次創作禁止」と言われた作品がコミックマーケットでほぼ存在しない事から、与えられたルールを遵守して活動している人間が大半を占めている事が判ります。
しかし、AI 生成利用者が絵柄を学習という名目で他者の作品を盗用し屁理屈をこねても、現状の法律では抑止力にならないので、「国内の生成 AI の利用を一切禁止する」必要があります。
これは日本が世界に誇るコミックマーケットを始めとしたサブカルチャー文化を守るためなので、早急にご対応お願い致します。

●受付番号　185001345000003824

既にクリエイターの身を削った制作物が勝手に取り込まれ出力された物がSNS上に氾濫し、更には国外のゲーム会社などに無断で使用されクリエイターだけが被害を受け続けていますが文化庁はそれらの被害を容認しクリエイターの著作物や権利を破壊していきたいとお考えなのでしょうか。
クールジャパン戦略などと嘯く前にクリエイターの意見を正面から受け止め真摯に応える義務が文化庁にはあると考えます。

●受付番号　185001345000003825

本来キッチリした文章を送るべきとは理解していますが、感情的な部分が大きいので崩した文章で送ることをご容赦願います。
私は新米イラストレーターとしてアシスタントや個人用依頼を受けている 26 歳です。
18 歳頃からイラストレーターを目指し参考書を買い独学ですが勉強してきました。まだ大きな仕事を受けることはできていませんし貯金も無い状態ですが、自分のやりたいことでお金を稼ぐために苦手な事も逃げずに立ち向かい頑張ってきました。
結果、最近ようやく少しづつですが動いてきました。
そんな中出てきたのが AI です。
AI は上手い人の絵をまねて出力するわけで、自分が 1 週間かけた絵よりも上手い絵を数分で出力するわけです。まだ若輩者の自分のような新米はどうあがいてもプロの集合体には勝てません。これは絵で食べる目標が遠のくのもそうですが何よりもメンタル面にきます。
では AI を使ってそれに手を加えたり資料として使う共存はどうなのかというと、これも難しいのです。というのも AI は上手そうに見せることは得意ですが、実際はフリだけでキャラを描かせれば肋骨と鎖骨とくびれのラインは繋がらず、耳は奇形、髪はつむじを無視し生え、目は毎回形を変え特有のブレスレットなどは出力することはできません。出力するキャラも既存のモチーフから外れることはできないのでみんな同じ顔をしています。背景に関しては一見よさそうに見せるものの情報過多だったり彩度が高かったりと見ていて疲れる背景が出力され、そんなものをアシスタント先で使うなんて以ての外ですし雇ってもらっている先生に申し訳が立ちません。もちろんいくつかの現場で先生から AI を提示されたこともそのような話を聞いたこともありません。断言しますが絶対にないです。なぜなら例えば家の中で会話するコマ、AI で出力すると固有の物や配置ができないので毎回背景が変わることになります。扉のデザインや机、いす、本棚の本の数全ての配置。なので絶対にありえません。現状 AI は検索妨害以外の何物でもないです。
最近では AI はいいと思う絵をベースに出力するので AI が AI を上手い絵とし学び出力し始め”上手いフリ”の寄り劣化した絵が生成されるようになっています。
AI は下手な絵やよく見せるための嘘を理解できないので劣化コピーの嘘だらけの絵が出来、光源が 3 つも 4 つも存在するどこから光が当たっているのかよくわからない絵を量産するようになっています。
つまり AI 絵は日本のカルチャーとしても劣化品で邪魔なものでしかなくこれを良しとすれば日本はいたずらにアニメ、漫画、ゲームなどのカルチャーのレベルを下げ自分のような新米はより給与を下げられ生きて行けず新たなものが生み出されなくなり AI はベース先がなくなりより AI が AI から学び劣化の一途をたどっていくことになります。これを日本のカルチャーとするなら断言できますが未来はありません。
どんな凄腕のアーティストでも画家でも音楽家でも研究員でもなんでも新人な頃があった

はずです。好きな事を仕事にすることは難しいと分かっていても未来に希望をもって 365 日一日たりともペンを持たない日が存在しない自分のような新人の未来の為に法を以って規制や対処をお願いしたいと思っております。

●受付番号　185001345000003826

私はクリエイターを最近少しだけかじった者です。デジタルイラストをタブレットで描いています。この手の文書は読み慣れず、十全な理解を伴わないかもしれませんが、意見を述べずにはいられませんでした。
まずはじめに。
「生成 AI の利用を中心に据え、活動を行う者」をクリエイターと称すのをやめて下さい。それはこれまで創作活動をしてきて日本の芸術文化を支えてきたクリエイターたちに対してあまりに敬意に欠けた表現です。彼ら血反吐を吐くような弛まぬ無限の努力と、生成 AI の指一本たった一秒のジェネレートを同列に扱うおつもりですか？イラストを何度か描いたから少しだけわかります。彼らクリエイターがどれだけの時間と労力を費やし作品を綴っているのかを。私は彼らクリエイターを心から尊敬しています。才能に溢れる彼らがきちんと評価され、創作活動が永く続けられる世の中であって欲しいと、私は思います。先人たちの文化への努力が、貢献が、ずっと尊重される世の中であって欲しいと。
ゆえにまず、きちんとした名称の区別が必要であると考えます。生成 AI は名称に"生成"が付くことから、ジェネレーターが名称として最も逸脱しない、適切なものであると考えます。よく言われる、AI 絵師という名称は言わずもがな不適切でしょう。たとえば LGBTQ なども、その他の属性ときちんと区別されています。それに倣わない理由は無いでしょう。
次に、素案 P13、既存のクリエイター等の作風や声といった部分は現状、著作権法上の権利対象にならない部分の「作風」にも適切な権利的な価値を見出すべきだと思います。歴史的観点から見ても、モネ印象派など画風的な評価方式があったように思います。また、人間は「何を」描いたか、喋ったかよりも「誰が」それを描いたか、喋るかを重きを持ついきものだと思っています。それを重視することは、良くも悪くもとても「人間的」だと思っています。
私にも大好きなクリエイターが何十人といます。その方たちの特徴的な作風は、どんなキャラクターを描いていても彼らクリエイターの息づかいを感じさせてくれます。彼らの作品には熱量があり、そこには確かな生命の息吹があります。
しかし生成 AI はどうでしょうか。そもそも誰が描いたのかがあまりにも濁っています。参考に学習元としたクリエイターでしょうか。いいえ。では指一本で造ったジェネレーターでしょうか。いいえ、違います。それを生成した AI です。機械である AI それ自体に人権と同等の権利を有するのなら話は変わってしまうのですが、現状人間のクリエイターよりも尊重されるべきだとは思いません。生成 AI が描いたという事実が、クリエイターが描いた事実より重要な価値になって欲しくはありません。
ゆえにきちんとした法的な線引きが必要で、彼らクリエイターが安心して創作活動を続けられるよう生成 AI の使用を制限すべきだと思います。彼らが筆を折る理由が、自分の画風を携えた生成 AI であってはならないと思います。

生成 AI は決して悪い技術だというわけではありません。新しくて可能性に溢れた素晴らしい技術だと思います。ノーベルのダイナマイトと同じく、使う側の人間の問題が存在します。その身に余る技術は、今は使うべきでは無いかもしれません。
最後に、素案 P35 の「人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分についてな、通常、著作物性が認められると考えられる。」との記載がありますが、これについては強く抗議します。言語道断です。全体にほんの少し色を乗せたらジェネレーターにその絵すべての著作権が発生するという認識ですか？
本気で誰も絵なんて描かなくなります。曲も作らなくなります。芸術が消えます。努力がお金や名声などの評価に一切繋がらないのですから。好き以外に理由がなくなれば、しだいに、加速度的に絵を描く人は減っていくでしょう。皆、時間もお金も限られています。著作権はアイデアや芸術を守るためにあるのではないのですか。守るべきは何なのでしょうか。
以上、素案のすべてに目を通したわけではないですし理解も十分ではないかもしれませんが、大きな懸念を感じました。
日本じゅうのクリエイターたちに、幸多からんことを。

●受付番号　185001345000003827

生成物の著作物性について より
生成AIへの指示に著作性を見出すことができるため著作物と認められるという点について、そうした考えに至る理由については理解出来たが、全く同意しかねる内容であった。例え、生成AIに指示した内容が指示者の個性や独創性を示すものであったとしても、結果として出力されるものはあくまでデータの積み重ねによって出来た集合値でしかないからである。仮にこの生成AIによる創作物を著作権を持ったものとして認めるのであれば、そうして生成されたものは学習元の著作権を侵害していることに他ならない。
この素案で示されるようなクリエイターが創作物を作る際も、先人たちの創作物から影響を受けそこから学習し創作する点においては生成AIと手順は同じであるが、創作の過程で本人の技術的な努力は全くなされておらず、感情的な問題で申し訳ないが、はっきりいって尊厳の侮辱に他ならない。これまで積み上げてきた努力や経験値を、全く努力しなかった人々に口先だけで利益を横から掠め取られるのは非常に屈辱的であり、今後日本において世界に誇れるような創作物を生み出すことは不可能だろう。
生成AIの利用については、アニメーション制作や後天的に身体障害を患ったクリエイターが創作をするのに非常に有効性の高いものであると考えるが、現状で安易に用いていいものでは無いと感じる。まず、現在広く使われている生成AIの学習元となった創作物の出処があまりにも不明確である。これは頻繁に言われることであるが、あれだけの作品をAIで出力するのには想像を絶するような膨大な量のデータが必要と考えられるが、そのデータが開発した人達だけで賄えるとは到底思えず、一体どこの誰が提供したものであるのか不明確である。中には、無許可で学習データにされて名前を偽って創作活動をされてしまったというクリエイターもいて、著作権侵害を行いやすい環境になってしまっている。今後生成AIを利用していくのであれば、アニメーション制作の背景として制作会社が抱えているデータや公認されたデータのみを用いて出力した背景を使用したり、身体障害を抱えた元クリエイターが自身の創作物を用いたデータで出力した作品を用いたりなど、学習元データの独自性や創造性、そして何より明瞭性が必要不可欠であろう。
日本において、特にイラスト漫画アニメーションなどの創作物は日本市場の大半を支えているとも言え、日本旅行にくる外国人の中には日本のオタク文化が好きでやってくる人も多く、今や日本文化のひとつとなっている。もし生成AIがこのまま広まってしまえば、新たなクリエイターが生まれることは無いだろう。創作活動に金銭が発生しないのであれば、いくら好きな作業でも生きていくことは出来なくなるので当然創作する時間もなく、才能があって創作活動でお金を稼いでいた人にとっては利益が発生しないのであれば何も創作する必要性がない。生成AIの現状の扱われ方は、多くのクリエイターの創作意欲を奪い生きる方法を奪うことに繋がっており、多くのクリエイターの活躍によって成り立っている日本は足元から崩れていくことは、火を見るより明らかである。せっかく特出した文化を

持っているのであれば、これらを潰すような法案は決して許されるものでは無い。また、これらの創作物やクリエイターを指示して日本を評価している海外の人にとって、こうした法案を通すことは日本の信頼を損ねることになるだろう。創作の自由や楽しみが奪われ、クリエイターとしての権利を守って貰えない国にいる意味はなく、フリーのクリエイターの多くは国外でも活動できるような在宅ワーカーであろうと思われるので、人口減少も加速する一方であろう。
あくまで生成 AI に求められるのは、クリエイターの創作活動の手助けであって、生成 AI がその全てを担い、むしろ人間がサポートしている現状は明らかに異質である。

●受付番号　185001345000003828

生成 ai のおかげで私はイラストを趣味にできたし多くの人が ai を使うことによって新しい事を始めるきっかけになったりしています。この技術を規制するのは間違ってると思うしいもう既に生成された画像を全部削除する事はできないし今更規制のしょうがないと思います。 反対派は Twitter（現 X）で AI 使用者を攻撃したりして騒ぐ事しか考えていないので無視するべきだと思います。

●受付番号　185001345000003829

生成 AI に対し、学習は契約書を交わして許可を得たものに限定する、使用者には著作権などの学習をして免許を取得する必要があるなど、使用の条件を厳しくするべきだと思っております。
創造性を重要としているはずのアマチュア向けのイラストランキングでは、明らかに人気イラストレーターさん（AI 学習の許可をしないと明言されている）のイラストをもとに生成したとしか思えないイラストが散見されています。また、SNS でも不当にアクセスを稼ぐために、学習元のわからない AI イラストを掲載している方が多くいます。それだけではありません。イラストレーターさんが丁寧に心を込めて書いたイラストを AI に学習させ、絵柄は表情などはほとんどそのままにアダルト向けのイラストに改変されてしまったことで大きなショックを受けている方もいました。その方は、弁護士に相談するもどうすることもできず、傷つき、心を病んでしまわれた期間があったそうです。
このままにしておいてよいのでしょうか？

●受付番号　185001345000003830

AI 学習を通している時点で創作的表現に値する加筆修正が加えられたとしてもそこに著作物性は発生しないと思いますしするべきではないです。

●受付番号　185001345000003831

私が認識している現状の生成 AI による画像生成のための機械学習とは、「実際に画像を生成する関数」と「生成された画像が本物かどうかを判断する関数」の２つの関数を使って行われるというものです。
ここでは、２つの関数を「生成部」と「鑑定部」と表現します。
２つの関数は、与えられた学習用のデータから、
生成部は鑑定部を欺けるよう、与えられた画像サイズに当てはまるよう、ドットに色情報をあたえ、
鑑定部は、生成部が生成した画像が、学習元のデータと同様のものであるか=本物かを判断します。
二つの関数は、互いに相手を騙すように学習していきます。
さて、２つの関数が、極限まで学習したならどうなるでしょう。
鑑定部は、与えられた学習元データとほとんど同じものだけを本物と認定するようになれば…
生成部は、学習元データとほぼ同じ配列でドットに色情報を与えるようになれば…
こうなれば、生成 AI はただのコピー機に成り果てます。
現状、生成 AI はほとんど元画像のパーツの切り貼りで画像生成しているものと認識しています。それは、画像生成 AI サービスが、元画像となったイラストの作成者のサインを生成画像に生成するようになったことからも明らかです。
よって、AI が生成した画像には著作権は認めるべきではないと考えます。
また、AI が生成した画像に追記、修正した画像に対しても、同様に著作権は認めるべきではないと考えます。

●受付番号　185001345000003832

画像生成AIは総じて無断で学習されたものが多い。ほぼ、無断で学習されたものだ。
出力したものや出力したものを加筆したものを芸術として使うには、まだ技術不足なため不完全なものと言える。使用者の絵柄とは言えない。
技術としては面白い。見てると使う人間のモラルが酷く、プログラムであるAIに同情さえ感じる。それに加えて、他の絵を描いてる方々がピリピリしていてやりづらくて仕方がない。
AIイラストが出てくる前に戻ってほしい。何も考えず好きな絵を好きだと言いたい。
どうか、現場をもっと見て判断してほしい。
何があって誰が傷つき、誰が笑っているのか、有識者を呼んで聞いただけで解った気にならないでほしい。調べればすぐ出てくる。
意図的に絵柄を学習させられ傷つけられた人もいるし、過去に傷ついた人が復讐するために利用もしている。
あと、声優さんの声を勝手に学習させるのは違法扱いしていただきたい。商品やサービスとして声優さん自体が許可を出したものが多く存在する。
勝手に学習させるのだけを本当に法律で規制させて止めさせてほしい。
京都アニメーションのような事件がいつか起きる気がしてならない。
防げるものは防いでほしい。法律は後手に回らないといけないのは解っている。
傷ついた私達よりも、これから先の誰かを守ってほしい。
絵描きになろうと思って絵を描いている若者を守ってほしい。

●受付番号　185001345000003833

無断学習という著作権侵害
現在学習済みのデータセット全公開、問題箇所の破棄、もしくは全破棄
学習協力者からのみ学習
生成毎に学習協力者への印税支払い
AI 生成画像にはその旨を、たとえ広告等であろうとも明記すること
更に
例えば、ウマ娘などエロ禁止のコンテンツの二次創作において、「絵を描く」という時間的、技術的なハードルもあり違反者もほとんどいないといえたが、AI 生成によってハードルがなくなった結果絵が描けないモラルの無い人によって大量に生成されてしまった
これまでグレーで済まされてきた二次創作、ひいては一次コンテンツそのものの存続すら脅かす非常に悪意ある使用法であるため、一括で模倣キャラクターの生成禁止
例えば、人の顔を勝手に使い、裸の写真のような画像を作られてしまった
言っていないことを喋っている映像を作られてしまった
など、既に出ている被害もある
著作権、肖像権の侵害に対する厳罰化
権利者からの申請に対する調査の徹底
とりあえず思い付いたことを
まぁ全部は無理でしょうけどこのまま AI の無断学習と禁止物の生成を野放しにしておけば日本のコンテンツ産業は確実に滅びます
問題なのは AI 技術そのものではなく権利侵害

●受付番号　185001345000003834

SNS 上で活動しているイラストレーターのイラストの特徴を学習させた生成 AI を使い、本人が描いたと誤解させるほど類似性のあるイラスト（センシティブな内容を含む）を生成後ネット上に拡散し、イラストレーターに精神的苦痛を与える事案があった。
また、本事案の生成 AI 使用者が掲示板上で「こいつ（学習させた絵のイラストレーター）の絵なんて生成 AI に学習させた後はゴミ同然」「出がらしの今後なんて知ったこっちゃない」と書き込むなど、イラストレーターに対する誹謗中傷を行っていた。

●受付番号　185001345000003835

AI 生成に関しまして、は下記項目に留意していただきたいです。
・AI 学習にイラスト等を利用する場合、まずは作者に許可をとるべき。
・AI 学習にイラストを使用する場合、何らかの形で作者に報酬が還元されるべきである
・AI で生成されたイラストは、学習に使用された作者の知らないところで公共良俗に反する物に使用されるべきではない。それにより作者の精神に負担がかかったり仕事に支障がでるのはよくない。
・AI 生成されたものでトラブルが発生した場合、作者本人に責任は問われないようにしてほしい。　AI 生成した人の方になんらかの責任を負わせるべき
AI に関しては、特に反対はしていませんが、イラストレーターが筆を折ってしまう様なことは避けるべきことだと思います。

●受付番号　185001345000003836

数年の鍛錬が必要なイラストレーターの絵が数秒で真似できることで失業することを恐れてます。AI をビジネスパートナーにする前提で AI を語る論調も多いですが、最近書かれた海外の複数の記事を読むとただ労働者のデータが資本家に剥ぎ取られるマルクスで言うところの労働の実質的包摂の加速が起きそうな気がします。

●受付番号　185001345000003837

私は、AI を企業の生産性向上（主にシステム開発の生産性向上）に役立てる事業を運営している零細企業の経営者です。
1 年前まで他社の役員を務めていた関係で 1 年前まではほぼ事業を停止させていましたが、昨年から事業を再開し、いまは実質一人の体制で事業の立ち上げを進めています。
当社は、非効率な業務で停滞感がある会社や、経済の先行きに不安を抱えている業界などを IT/AI の力で活性化し、将来に希望を持って働ける人が多い社会づくりに貢献したいという考えで経営しています。
私自身がエンジニアであり、AI を活用したプロダクトを生み出し、経済・社会の発展に役立てることにやりがいを感じて取り組んでいます。
著作権の保護は大切であると理解していますが、私が現在立ち上げを進めているような、新しい事業の芽を詰んでしまったり狭めるような規制の導入には明確に反対します。
例えばですが、いま対策に人数や費用がかかる規制・条件を課されてしまうと、事業が立ち行かなくなります。
IT の世界には、単一の大きな組織で時間をかけて慎重に議論を重ねて事業化したものよりも、エンジニア個人が発信するオープンソースをベースに成り立つ経済の方が、より広く活用されて認められる文化があります。
これはグローバルな IT 社会の文化であり、一部の国や地域が規制をしても、規制のない他国・地域との経済格差を生むだけの結果になりかねないと思います。
いまさら産業革命以前の社会には戻れないことと同様に、過去の価値観に囚われ過ぎると、未来の可能性を失ってしまいかねません。
「失われた 30 年」が、この先 40 年、50 年と更新され続けるとしたら、この国の未来に希望は持てるでしょうか。
変化を受け入れて柔軟に適応できる人は稀であるとは思います。
おそらく、多くの「規制強化」の意見が出ることと思います。
しかし、
・大型のコンピューター（メインフレーム）が主流の時代には、コンピュータが一般家庭に普及することはないと言われていました。
・ワープロが使われていた時代は、「ワープロは文章作成に特化しているため PC では置き換わることはない」と言われていました。
・ネット通販が出始めた頃は、「インターネット上でお金をやり取りするなんて怖い」と言われていました。
・i-mode などが使われていた時代は「スマホよりも従来の携帯電話の方が使いやすい」と言われていました。
大きな変化への抵抗が無駄であることは、その後の歴史を見れば明らかです。

上記のような心理的な抵抗感・現状維持の声に安易に迎合することがない英断を求めます。

●受付番号　185001345000003838

「４.関係者からの様々な懸念の声について」の<クリエイターや実演家等の権利者の懸念>1 において、「著作物が無断で学習されている」との指摘があります。
過去、機械学習を行う際の学習対象への同意については、一般的には問題視されていませんでした。
しかし、生成 AI の進化により高度なアウトプットが可能になったことで、機械学習をした AI が著作権侵害に繋がる可能性が生じました。
この状況を受けて、ルールに則って機械学習を行ってきた研究者が誹謗中傷を受ける事態に発展しています。
重要なのは、これらの問題はデータの取り扱いやアウトプットに起因するものであり、学習そのものが学習元の著作者に対して無断で行われることは一般的だったという点です。
したがって、素案にはこの事実を強調することで、「無断学習」に対する風評被害を抑制し、また研究者を保護するための具体的な規定を設けること考えていただきたいです。

●受付番号　185001345000003839

ずっと好きだった方がAI量産により被害を受け､元絵よりこっち(AI産)の方が上手いなど、誹謗中傷、粘着され、筆を折ることになったこと、また、pixivなどのイラストの投稿場においても、そのような攻撃を受けている方を見ます。
また、二次創作などのイラストをAI学習することを著作権の侵害として伝えても、
二次創作自体が著作権の侵害であり、AI学習は著作権の侵害ではないという主張も拝見しております。
二次創作であっても、元々の作られた(描かれた)方のものであることには変わらず、その方の著作権を侵害している事に変わりはございません。
AIでスケブ(絵を有償で描いてもらうこと)などが出来ていることも問題ですし、そういった線引きが必要と考えます。
ほか、AIでの作成は免許や許可制、学習の際には大元のデータが残るようにし、元の権利を有耶無耶に出来ないようにするなども必要と思います。
長々と失礼致しました。

●受付番号　185001345000003840

生成AI作品による粗雑な模倣や著作権侵害が横行しておりクリエイターや専門家の権利が脅かされていると感じとても不快
アセットに児童ポルノが含まれているなど権利的にも問題があるとされているので一度権利関係をクリアにし生成された作品には生成AI作品であるとクレジット表記を義務付けるなどするべきだと考える

●受付番号　185001345000003841

人のものを許可もなく丸々取らないでください。
人間も他人の作品から学習することはありますが、機械のように丸々コピーすることはしませんし、まず物理的に不可能です。
学習の仕方が人間と機械で本質的に異なる以上、人間に対する法律と同じ法律を機械に当てはめることはできないと思います。

●受付番号　185001345000003842

自分や家族、友達の写真を使われたくありません

●受付番号　185001345000003843

項目 4 についての意見です。
最近、描いた絵を無断で他者の生成 AI の学習に利用されたという話をよく X などで見かけます。自分も絵を描くことが好きなので、このような話を聞くたびとても不安になります。
生成 AI は確かに絵描きにとって便利な面を持ちますが(アイデア出しなど)、そのような便利な道具に必要不可欠なのは、我々使う人間の倫理観だと思います。ただ自分の利益のために他人の絵を都合よく、特に無断で利用することは、元の絵の描き手を傷つける行為です。たとえその描き手が有名であろうとなかろうと、どんな形の創作物であろうとです。
生成 AI の問題以前に、絵(画像)の無断転載による問題もよく見かけます。これらを防ぐための、「他人が作った創作物を無断利用しない」「利用する際はリスペクトをもつ、作った本人に問い合わせる」などの認識を、生成 AI が流行る今改めて広めていくことが大切だと思います。閲覧者や利用者はどのような行為がクリエイターにとって不利益なのかを常に考えるべきです。自分も多くのクリエイターを傷つけないよう気をつけるとともに、周囲にも目を配ろうと思います。

●受付番号　185001345000003844

創作を行う人（著作物を作る人）にとって生成 AI の問題は、生成結果が似ているかどうかに依存するものではないことに考慮していただきたいです。
自身の著作物を生成 AI の学習に利用されたくない場合でも、SNS での作品発表が多い昨今では学習元になることを回避することができません。
また、ネット上の画像を学習に用いた生成 AI が社会に溶け込んでしまい、自分の著作物（作品）を「生成 AI を使用した」ととられて、自身の表現したい内容、技術、努力が無下にされ精神的に苦痛を感じている、さらには「AI を使っていないと嘘をついている」と罵られることも既に散見されています。「人間が著作物で表現すること」自体の価値が低下する懸念があります。
生成 AI の利用は、企業や個人の検討のため、学習は自身の著作物を使用するといった限られた範囲で利用されるのが望ましい技術と考えます。

●受付番号　185001345000003845

個人
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
ウ
「通常、学習データの切り貼りではないとされる」とあるが、画像生成 AI により出力された画像が既存の人物の写真と酷似している事例や、学習データ内に存在していると考えられるイラストや写真の作者サイン、ウォーターマークが出力された事例も存在している為、その文章は適切ではないと考える。
２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
ウ
生成されたものをインターネット上に公開することも「享受目的」に当たるのではないかと考える。

●受付番号　185001345000003846

二次創作ガイドラインを無視した作品の発生や、イラストレーターの絵柄を模倣してコミッションサイトなどで金銭を得るという悪用も可能であり、そのようなトラブルが原因で二次創作の自由が減ったり、作者が創作を辞めてしまうという事態を防ぎたい。

●受付番号　185001345000003847

昨今、AI 生成によるクリエイターへの深刻な被害が多く見られています。他作家の描いた絵柄を学習し、それらを有料プランにて売り、それだけに飽き足らず著作権を持つ作家本人に煽るような言動や自殺示唆まで行うような輩が、検索するだけでも無限に見つけられるような現状です。　自身も過去に著作権について問題を起こされた側で、当時はトレースやパクリといった、人力で問題が見つかって淘汰されるような時代でしたが、現在では安易に人の権利を侵すことができます。　そして市場にも影響が出ており、最近ですと YouTube で活動する方をターゲットとしたイラスト業が、個人で安易にキャラクターやサムネイルを用意出来るようになった事で、これから仕事として実績を重ねたい層が苦難を強いられています。　またアプリゲームなども、広告やゲーム内ですら生成 AI を用いており、学習元となった作家さんが裁判を起こすような手間などもかかっており、このままではクリエイター達が疲弊の一途を辿ってしまいます。　今後のためにも、AI の用い方について、今一度規定などを改めていただけないでしょうか。

●受付番号　185001345000003848

AI（人工知能）の進歩は、現代社会において革新的な変化をもたらしています。この技術進化の中核には、膨大なデータの活用があります。しかし、現行の著作権法においてAIの学習プロセスへの適用を強化すると、日本の技術発展と産業競争力に重大な影響を及ぼす恐れがあります。私は、以下の理由により、AI学習に対する著作権法の適用を抑制し、より開放的なアプローチを採用すべきだと考えています。

国際競争における不利益： 例えば、中国を含む他国では、AI学習に対する著作権の規制が緩やかです。これにより、彼らは制約の少ない環境で高度なAI技術を開発し、その利益を享受しています。日本が厳格な著作権制度を維持する場合、国際的な競争において遅れをとる可能性が高く、日本発の革新的なAIサービスの開発が妨げられることになります。

国内産業への影響： 日本がAI学習における著作権を厳しく制限すると、他国の自由度の高いAIサービスが国内市場を席巻する恐れがあります。結果として、日本のユーザーは外国製のサービスを選択し、国内産業は機会を逸することになります。

日本のイノベーションの促進： AI学習を開放的にすることで、日本は先進的なAIモデルやサービスの開発においてリーダーシップを取ることができます。これは、国内の技術革新を加速させ、新たな経済的機会を創出する道となり得ます。

グローバルな影響力の拡大： 日本がAI分野での革新をリードすることは、世界的な影響力を拡大し、日本の技術的な優位性を確立する機会を提供します。これにより、国際市場においても日本の存在感が増すと同時に、国内産業の収益向上に寄与することが期待されます。

以上の点を考慮し、AI学習に対する著作権法の適用を慎重に検討し、より柔軟なアプローチを採用することを強く提案します。日本の未来と産業の競争力を高めるためには、技術革新を妨げる法的な障壁を取り除き、イノベーションを促進する環境を整えることが重要です。

敬具

●受付番号　185001345000003849

100%AI 生成されたモノに対しては、生成させた人物に対して著作権を与えるべきではないと考える。
理由は 2 つ。
・AI の制作者、及び学習元となったデータの作成者の「努力」により作成されたものである。少なくとも生成させたその人物自身が「努力」して作成したモノではない。
（あくまで AI が生成したものであって、その人本人が作成したものではない。）
・学習元のデータがある以上、その学習元のデータにかなり寄せた生成物を作成することも可能となり、学習元のデータの作成者が生きている場合は、その人の仕事や、創作への意欲・熱意といったものを奪いかねない。
また、生成物の商用利用については、学習元データの作成者に予め同意を得るべきと考える。

●受付番号　185001345000003850

まず、今あるクリエイターや、クリエイターを目指す人が安心して自身の創作物を公開できるよう、クリエイターと創作物の両方を守る必要があると考えます。
3-（1）について
生成 AI はそれの利用者の言動（自身の絵を使って AI 学習するのはをやめてくれ、と明言したイラストレーターが誹謗中傷、残虐な殺害予告の被害にあったケースもあり）による悪いイメージがついており、今後 AI 事業を発展させていく上で明確な法整備を行わないまま生成 AI を広めることはその企業やサービスから顧客が離れていく懸念も上げられます。
5-（1）と（2）について
現状の生成 AI 及びその利用者はクリエイターを食い物にしている状態のように思えます。
イラストレーション分野では「マスピ顔」と呼ばれる一種の絵柄が AI ユーザーによって大量に生成され、元よりその絵柄を用いていたクリエイターが被害を受けています。
一部イラスト投稿サービスでは生成 AI 利用作品が大量に投稿されることにより作品を閲覧したい人にとっての利便性を著しく下げる「検索汚染」という状態に陥っています。
安易に誰もが生成 AI を利用できてしまうことは市場の崩壊や創作行動の衰退にも繋がりかねません
5-（3）について
AI の学習に基づいて生成されたものは、加筆や加工の有無にかかわらずその生成 AI サービスを開発した企業を著作者とすべきであり、その上で生成 AI を開発した企業は責任感を強く持つべきであると考えます。

●受付番号　185001345000003851

生成 AI による創作活動は、AI の学習元となる学習サイトにより支えられています。そしてサイトを構成するデータには、生成 AI を用いない創作活動によって生まれた創作物が含まれており、これらは著作権を侵害する可能性が十分にあると考えられます。
また今回の素案に記載されているものに限らず、他者の情報を用いた生成 AI の創作活動には目に余る現状があります。SNS 上では創作者の個性となる絵柄を模倣した生成 AI により、自身の個性を模倣された創作物が大量生産され、創作活動及び心身に深い傷を負ったユーザーで溢れています。また精度の高い模倣により、フェイクニュースや、本来存在するはずのない芸能人の性的な画像など、実在する人間の名誉を大いに傷つけるものもあります。
今回の素案は生成 AI を用いた創作活動に対する法律をつくる第一歩であると考えています。飽くまでも第一歩であり、今回で全てが決するものとは考えていません。

●受付番号　185001345000003852

【項目名】
１．はじめに
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について
（２）生成 AI に関する新たな技術
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
４．関係者からの様々な懸念の声について
「ア」生成 AI によってイラストレーター、声優、グラビア、アイドル、音楽、小説などの様々な芸術分野において被害が出ていると考えられます。絵の無断学習、声の無断使用、AI により顔の類似した写真の無断使用による人権侵害。音楽の無断学習による著作権違反は SNS などでも頻繁に見られ、現法律による処罰が難しいと考えられます。
特に絵の無断学習によるイラストレーターの被害は SNS だけに留まらず、違法販売に発展し、学習されたイラストレーターに精神的苦痛を与えている。
それによって発展してきた芸術分野が崩壊していくと同時に AI によって今まで価値のあったモノが無くなっていく不安があります。
AI 学習を使う「人」により素晴らしい芸術文化が失われていくのは非常に残念でなりません。
著作権や他の法整備を早急に行うべきだと考えます。
AI 学習するのであれば免許制であるべきです。
イラストを描く自身においてモチベーションが下がる要因の一つにＡＩがあります。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
（２）生成・利用段階
（３）生成物の著作物性について
（４）その他の論点について
６．最後に

●受付番号　185001345000003853

５．各論点について

（１）学習・開発段階

イ　「情報解析の用に供する場合」と享受目的が併存する場合について

＞このような行為によって特定のクリエイターの、いわゆる「作風」を容易に模倣できてしまうといった点に対する懸念

私は漫画家です。いわゆるAIイラストが台頭してきてから感情的には不愉快の一言ですがそれを裁く法がないとのこと、ですがこの「特定クリエイターの作風の模倣」が容易にできてしまうのを何とかして「法的にも悪である」と落とし込めないだろうかと思います。

絵を描く人というのは「絵師」と呼ばれるように周囲から尊敬の念を持たれるものです。絵描きのパトロンサイトが大流行している現状があり、対価を生みます。ですがお客様全員がそうではなく、作品という成果物だけあれば「誰々先生が描いた何々」でなくても満足できてしまう層がいるものまた事実です。

これが大変にまずく生身の人間が筆を折ってしまうと・・・

少子化に例えると、「少子化を解消するため生殖能力のないクローン人間を大量に国内に解き放ち労働力を確保する」というような状態になると思います。

要するに今は良くても30年もすれば「元データ提供者」がいなくなりそこには何にもなくなってしまうのではないでしょうか…せっかく日本はコンテンツ大国なのにどうしてたくさんのクリエイターが嫌がっている技術を推進するのでしょうか。実際の話2019年ぐらいまで、現状の「人が作ったと見紛う生成AI」なんかなくてもみんな絵や漫画を描けていたので高度すぎる技術は要らないです。人間が手ずからやれば作家にクライアントがつき対価を生むのですから税収も増えて良いのではないですか？？

焼け野原の未来を回避するには今いる生身の人間たちを守らなければいけないのに、「著作権的に問題ないので」とAI生成者たちを野放しになんかされたら　生身の人間ですからそれは筆を折ります、技術が途絶えます。

そもそも絵や漫画を描く人間は過集中…ADHDなどの発達障害傾向があるので、AIに仕事を奪われてしまったら実親すねかじりという道を選ぶことになる人は多いと思います。電話すら怖くて取れない&かけられないという人がクリエイター仲間には多いです。価値のある優れた作品を作る人ほどまともに社会ではやっていけない…が絵や漫画なら莫大な利益を生み出せる…という人が少なくないと思います。それしかない人たちですから（自分含めて）必死に戦うとは思いますが　危機感が凄いので　社会ではまともに生きられないがかろうじて一芸は持って生まれてきた、という人たちの最後の砦を奪うような法整備にならないことを期待します。

●受付番号　185001345000003854

■はじめに
「生成 AI の開発・サービス提供等を行う事業者、生成 AI の利用者」など、委員の構成に偏りを感じる。
いつ・どのように選出されたか明確でなく、またそれらの人物が「法の成立、解釈両方に影響を持つこと」に危うさを感じる。
生成AIの運用に有利な意見ばかりが取り上げられるのではないか？初めから「推進ありき」で議論していないか？等、疑念が残る。
■３．生成 AI の技術的な背景について　（１）生成 AI について
ウ　学習データの切り貼りではないとされる。
生成物は「手指が滅裂である、手足が左右逆につく、部品が何であるかわからず融合している」等の破綻が見て取れ、AI 自身が思考して出力しているわけではなく、元データを指示に従って復元しているだけである。「切り貼りではない」とは認識できない。
■４．関係者からの様々な懸念の声について
・第三者に見せる・販売する目的で学習・画像を出力し掲示する行為は第 30 条の 4 に抵触すると考える。
・現行の生成 AI のデータセットには「実在児童の性的虐待被害画像・商用利用を禁止した画像等 58 億点超」が含まれている。
・上記から、現行の生成 AI は合法ではないと考える。
・生成 AI は学習元の画像とまったく同じ画像を出力することがある。このことから、現在の生成AIが出力した画像を学習元に新たなデータセットを作成してもデータロンダリングされているだけと認識する。生成 AI が受け入れられるためには、１点１点承諾された画像を学習元としたデータセットを作成する事が必要だと考える。
これまで出ている被害
・学習した子供の声を使用し誘拐を装い身代金を要求される事件
・政治家・著名人のディープフェイク動画の生成
・生成された 児童の性的画像・ディープフェイク動画の増加
・詐欺師の生成 AI 利用
・架空の生物の生成画像により検索してもどれが本当の種なのか判別ができない
・生成 AI に反対している方への「○○してメンタルを折る」「自殺に追い込もう」などの加害予告
・絵柄を集中学習されモデルを出品される（作家にとってはまさに死活問題である）
・SNS や画像販売サイトに生成物が溢れ、手描きであっても生成物ではないかと疑われる
・生成物であることを隠して画像を販売、購入側が対応を迫られる
これらは一端に過ぎず、何の規制もされない状況が続けば、もっと重大な事件が起こる得

る。
また、SNS 等で人物やペットの写真をアップしただけで素材にされ、自分の与り知らぬ所で自分そっくりの画像が生成されてしまうかもしれない現状は、仕事を抜きにしても普通に生活しているうえで恐怖でしかない。
■（３）生成物の著作物性について
プロンプトの指示量や試行回数に関わらず、「創作性は認められるべきではない」と考える。
生成する上での試行は「サイコロの投げ方や回数を変えるようなもの」であり、断固として反対する。
そもそも指示文を共有している事例が多く、どう本人が書いていると証明するのか？
また、圧倒的に速度が勝る生成 AI にあらゆる画像を先行して出力させて公開し、後発の手描き画像に類似画像を提示し、示談金を取るために訴訟を示唆する等、反社勢力のビジネスに利用される懸念もある。
全体を通して、同意なく学習元にされているクリエイターへの配慮は少なく、生成 AI を開発・使用している側への配慮ばかりが目立つ。
実際にクリエイターは仕事の機会を奪われ精神的にも追い詰められ被害を受けているのにも関わらず。
種や土壌、肥料や水の量など何年も工夫を重ねてようやく生み出した作物が世に認められたとする。
それを何の努力も試行錯誤も投資もしていない第３者に無断で盗まれ、自分とはまた違う畑から盗んできた作物と混ぜて出所を分からないようにした上で「自分が育て収穫した作物だ」と言われ、売られる。盗みを働いた者は真面目に作物を育てていた生産者に罵詈雑言を吐き、時には脅迫すらする。そういった作物が流通したことで、真面目に自分で生産した作物まで「盗んだ作物ではないか」と疑われ、海外では「盗まれた技術で作られた作物」は忌避され買ってもらえない。そういった状況で作物を作り続けられる人間がどれだけいるのか。
そうして真摯に作物を生産していた人間が生産をやめ、盗むばかりで作物を作ったこともなく、新たな品種を生み出すノウハウもない人間だけが残ったとき、その先に新しい作物を作れる可能性がどれだけあるのか、真面目に考えて頂きたい。
また、各所のパブコメで不都合な意見が恣意的に削除される案件を散見する。
本件ではそのようなことが起こらないようにして頂きたい。
公平性を欠くことなく、実際に仕事に携わる人間・現場の意見を聞いてくださることを切に願います。

●受付番号　185001345000003855

創作物で生計を立てている人が、悪意ある人に作品をAIの学習に使われ、自分の作品と酷似したAI作品が出回ることで不利益を被っている事例をいくつか見ました。
被害の内容としては､仕事を奪われたり､本人がAIを使用していたと風評被害を受けたり、作ってきた作品のイメージと異なるものを広められて(穏やかな気持ちになるような作風であるはずが、死を仄めかすような作風のAI作品を広められるなど)評判が落ちるなどです。
本人が許可していない創作物をAIの学習に使用するのは、このような悪意ある行動を助長するものであると考えます。
AIは非常に有益なものだとは思いますが、それは事故が起きやすい状況を判断して危険を回避しやすくするだとか、道路の混み具合を判断してカーナビが迂回ルートを選択するだとかという、学習元に不利益が起こらない状態で使われるからこそです。
人間の感性に基づき人生に彩りを加える物に関して、AIがそれを許可なく学習し模造品を生み出す行為は、作品を生み出す方々が筆を折ることに繋がりかねず、素晴らしいアート作家などが世から消えていくことになりかねません。
また、そのようにしてAI作品ばかりが溢れた結果、AIがAI作品を学習しだんだんと情報が劣化していくことは避けられないかと思われます。実際に動物の名前で検索をかけた際、既にAIで出力されたであろう架空の生物が画像で表示される場合があります。
このような学習の汚染を避けるためにも、創作物を学習し、作品を生み出すようなAIの使用方法は規制されるべきだと考えます。
作品を生み出す行為が規制されるべきなのであって、許可された創作物を学習し、その作品をよりよくするためのアドバイスであったり(女性向けであればこのような配色が好まれやすい等)を行うようなAIの使われ方は、推奨されても良いものかと思われます。

●受付番号　185001345000003856

２．検討の前提として

（１）従来の著作権法の考え方との整合性について

→・生成 AI は既存のツールのようなクリエイターの手先の代わりとなるものではなく、いわば人間の脳そのものの代替となるような働きを、人間よりも遥かに短時間で大量かつ低コストで行う（＝生成物を作成する）ものであると考える。

したがって従来は人間が自身の手や道具などを用いて作成した作品とは異なり、既存の著作権法を適用するだけでは著作権者の利益を侵害する事例も起こり得ると考えられる。

生成 AI に既存の著作権法の考え方を適用するだけでは様々な問題が生じると思われるため、独自の法整備が必要なのではないか。

５．各論点について

（１）学習・開発段階

→・クリエイターが過去に発表した、または今後発表する著作物を、著作者の許可なく生成 AI に学習させないためにはどうしたらよいか、それが行われた場合どういった罰則が生じるかを具体的に示してほしい。

現行の法律上では難しいのであれば、それが可能な法整備を希望する。

（２）生成・利用段階

→・生成 AI により既存の著作権物のアイデア（例：イラストの絵柄や画風と呼ばれるもの）に酷似した生成物が短時間で大量に行えることは、学習元のクリエイターの利益を著しく侵害する恐れがあると考える。上記の学習防止に加え、特定の作者の著作物を集中学習させたことによる、作品の特徴を酷似させた生成物による著作権の侵害に対して、明確な禁止や罰則を設けてほしい

●受付番号　185001345000003857

AI イラストの著作権について
そもそもその AI が学習に使用したイラストが
必ずしもすべて描いた方の了承を得、かつふさわしい報酬を支払ったうえで
使ったもの、と証明できない以上、AI イラストに著作権など有り得ません。
ネット上に上がっているイラストは決して落ちている、拾っていいイラストではありません。

●受付番号　185001345000003858

そもそも著作物の市場に大きな影響を与えないものについてここの許諾を不要とする。と言う基本的な考え方に問題があると思います。
著作物とは作家の作品であり人生であり時間です。
学習において使用者研究者は膨大なネット上の作品を使用するのが安易だから行うのでしょうが創作者にとっては唯一無二のものです。学習されたくありません。勝手に他人の作品の扱い方を決めないでください。作品の扱い方は作者のみに決定権があります。
現在どのAIもAI使用者の精神的・経済的利益の為に存在しており、膨大なWAVE上の著作物の創作者達は、被害を被れど利益は何一つありません。
問題点はここにあると想います。
まず学習許可範囲を狭めてください。
許可をしていない人の作品を学習したら著作権法違反で刑罰を受けるようにしてください。
私達は生成AIを発展させるために創作物を生み出しているわけではありません。
不愉快ですし創作者に利益がありません。
その上で、生成AIに学習をさせるのは自分の創作物の範囲内で利用者も自分にしていただければ有意義かと想います。
生成AIと創作者のオリジナルは区別をつけるために生成AIをわずか一部でも使ったら明記するように法律化してください。
生成AIと創作者の創作物のオリジナル作品の差別化が図れるかともいます。
目に見える利益が創作者に流れる制度を作ってください。
現状AI使用者の精神的満足や金銭的満足ばかりが目について、創作者が不愉快な思いを沢山しています。このままつづけばオリジナルは先細りし裾野が狭くなり、日本の漫画文化、コンテンツの終焉が見えてきてしまいます。
時間をかけ努力し技術を磨いて得た創作物と同じようなものが､簡単にAIから排出されて、創作者はモチベーションを保てるでしょうか？
文化庁がこのままの状況を看過する事は、金の卵が欲しいからがちょうを育てるのではなく、がちょうのお腹を開いてがちょうを殺して金の卵を取り上げているのだと想います。
文化庁が文化を生み出す創作者を殺してはいけません。
生み出された一つ一つの作品は生成AIを育てるものではありません。
人の目と心に触れさせるものであり、創作者自身を育てる作品です。
一つ一つの作品は、間違っても生成AIの物でも、それらを利用し利益を得る人たちの物でもありません。
学習させたいのであれば作品を書いてもらいそれを学習させてください。
今の生成AIは「[redacted]風イラスト」と打ち出せばすぐに出てきます。
これは著作権法違反ではなくて何なのでしょうか？

2 次創作でも 1 次創作でもイラストレーターはこの被害を受けています。
生成 AI の自分風作品を世界中の人が生成する事に創作者は耐えて創作を続けろと言うのでしょうか？
刑罰があるからいいと言うのでしょうか？
実際に裁判をする労力を創作者に被せないでください。
はじめから学習させなければ良いのです。
許可を出した人の作品だけを学習するシステムを作ってください。

文化を守り育てる省庁が文化を生み出す個々人を守らないのですか？
創作者達が必ず、一番に精神的・金銭的利益を得られる仕組みを作ってください。
私の作品は絶対に生成 AI に学習されたくありません。
そう思っている個人の意思を尊重してください。
創作意欲を消さないでください。
そうできる未来を作ってください。
私達は自分の作品を発表する場、学習してもらう人達を選びます。
よろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000003859

週刊漫画雑誌で連載をしている漫画家です。
素案について概ね賛同しております。
それをふまえ、いち現場からの所感を、
いくつかの素案の項目を元に、拙筆ですが書かせていただきます。
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
生成 AI を介して発生する著作権の問題やクリエイターの不利益等について、
現行法と個別の契約で十分対応できると理解しました。
とはいえ現状、懸念を表明するクリエイターがまだまだ多く、誤解や情報不足から無益な分裂が続いています。
ですので、各クリエイター団体・協会と連携をとりながら、説明会やガイドライン提示を積み重ねることで、現行法でクリエイターの権利を十分守れる旨を共有し、不安の払しょくを目指すことが望ましいと考えます。
５．各論点について
（４）その他の論点について
記載の通り、学習元への直接的な利益還元は確かに困難と思われます。
ですが、漫画家・漫画市場については間接的な還元が発生すると考えています。
現状、ネット媒体など作品発表の場が増加の一途により、作家の増加とアシスタントの減少が顕著です。
私は現状を鑑みてまだ生成 AI を商用作品に利用していませんが、試用する中で、十分現場で活躍できる精度だと確信しています。
作風にもよりますが、デジタル効率化により一人で作品を描き上げる連載作家も増加しており、この波は生成 AI の技術が浸透することでさらに加速すると思われます。
そして、不本意なアシスタント業に従事するクリエイター志望や、金銭面・精神面など諸般の理由で第三者にアシスタント業を委託できないクリエイター志望にとって、選択肢が広がる福音になる可能性が大きくあります。
また、効率化に伴い慢性的に不健全なアシスタントの労働環境の改善にもつながります。
結果として作家の母数が増加するので、漫画市場のすそ野が広がり、産業としてより大きくなると予想しています。
６．最後に
記載の通り、諸外国を含めた動向の注視と、より多くの人々への啓発が大切と思います。
また、当事者の一角であるクリエイターによる議論と共有もより大切になってくると思います。
クリエイター企業・組合・協会・出版社などとも連携し、ガイドラインを設けることで理

解を深めつつ、また、ソフトウェアへの AI 機能の搭載や、導入企業への補助金など、現在多角的に行われている方法を、今後も継続することが望ましいと考えます。
既にあらゆる素材サイトなどにも生成 AI による生成物が大量に存在しており、過度な除外や規制は既存のサービスや創作文化への大きな打撃にもなると考えます。
クリエイターへの啓発も含め、社会全体で共存の道を模索してゆくことを望みます。
生成 AI は使い方次第で、日本の漫画文化の発展に確かに寄与できると考えています。
引き続き慎重な議論が行われることを望みます。

●受付番号　185001345000003860

私は絵を描く事を仕事にしたいと考えている学生です。
私はAIが現れてから、ずっと不安で辛いです。
一生懸命考えて、学んで、練習して、そうやって獲得した技術をいとも簡単に盗まれて使われて、こんなの誰が望んだんですか。
日本はものづくりで有名だと思っていたけど、物を作れる人を苦しめる国なんでしょうか。
それに、構図があまりにも搾取的です。生成AIが法律的に全く問題なくなったとき、企業は当たり前のように生成AIを使って広告やコンテンツを作ると思います。だってだれもお金を使いたくありません。削れるお金は削ります。
でもAIは人の手なしには発展も向上も出来ないです。なら絵を描ける人や音楽を作れる人、ありとあらゆるクリエイターは、AIの発展のために物を作らされるようになるのではないでしょうか。
このままAIがなんの規制も無く野放しになれば消費するだけの人は喜ぶかもしれないけど、物作りを諦める人が今より大勢出てくる。
海外では規制に向けて動いているのに、アニメや漫画の産業が強い日本がAIを進めたら、周りの国にも呆れられるのではと思います。
私は日本で生まれたことに誇りを持っています。でもそれは間違いだったんでしょうか。

●受付番号　185001345000003861

２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について
・粗製濫造の模造品だらけで市場を埋め尽くされて「文化の発展」に寄与できるのか疑問があります。
ウ 権利制限規定の考え方
・人間が制作する著作物はいずれも思想や感情がなければ創造できません。その成果物をAI学習に利用する時点で享受を目的としている。
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
・生成AI事業に有利な条件を整える為だけに法改正しないでください。
イ 法第 30 条の４の対象となる利用行為
・心無い生成AI利用者が増えており、特定の作家対応のloRAが作られ拡散されている。結果、発注が減ったと嘆く作家を見ました。
・自身の著作物を利用しないでほしいと発信した著作者の中には、生成AI利用者に侮辱的な発言や殺害予告までされた方もいます。
・百害あって一利なし
３．生成 AI の技術的な背景について
・防止措置を講じている「ものもある。」ではなく防止措置を徹底させるべき。
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
・loRAの作成と拡散、既に侵害物は大量に生成されています。
・事実無根の贋作が簡単に生成され、誹謗中傷や名誉棄損の可能性もあります。
【「非享受目的」に該当する場合について】
（エ）本ただし書に該当し得る上記（ウ）の具体例について（学習のための複製等を防止する技術的な措置が施されている場合等の考え方）
＞著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。そのため、こうした意思表示があることのみをもって、法第 30 条の４ただし書に該当するとは考えられない。
・理解できない。これでは学習に利用されたくない著作者に嫌がらせ等が横行し、それらに対応する手間を取られ創作の為の時間を削られ、生活に困窮する結果になりかねません。
（オ）海賊版等の権利侵害複製物を AI 学習のため複製することについて
・AI事業を推進する前に海賊版対策に徹底して取り組んでください
カ AI 学習に際して著作権侵害が生じた際に、権利者による差止請求等が認められ得る範囲について
（イ）学習済みモデルの廃棄請求について

・理解できない。前述の「学習用データセットからの当該著作物の除去」が技術的に出来ない。または、何が何でも享受したい。という理由からの曲解にしか思えない。創作にかかる時間や労力を無視し、その成果物のみを搾取しようというのは許せることではない。著作者はAI推進者の奴隷ではない。

（2）生成・利用段階

・問題が起きることを理解しながら、責任が取れないものを推し進めるなどあってはならない。

●受付番号　185001345000003862

「4.関係者からの様々な懸念の声について」に関して、AI による画像生成の過程で、LoRA などにより特定のクリエイターの作風等に類似した画像を制作できますが、この行為が単に商品として AI 画像を制作するためだけでなく、その特定のクリエイターに対する嫌がらせや活動の妨害として行われる可能性があると考えます。実際のところ、X(旧 Twitter)上で AI 画像生成者が特定のクリエイター(名前は伏せます)の画像群を学習したと発言し、当該クリエイターから学習のためのイラストの使用は禁止していると伝えられたにも関わらずその忠告を無視し、場合によっては誹謗中傷の言葉を投げるなどした事案が散見されます。昨今、AI の関連の有無に関わらず、ダイレクトメッセージなどを通じたクリエイターへの嫌がらせが多々起きています。AI 技術が個人レベルで普及した今、AI を利用してクリエイターに対し経済的損害を与えかねない行為を、場合によっては意図的に行われる可能性が十分にあると考えられます。AI がクリエイターを傷つける手段となりうる以上、クリエイターの創作活動保護の観点から少なからず AI の利用を制限する必要があるのではないでしょうか。

●受付番号　185001345000003863

こんにちは。私は絵を描きます。私は絵を描き、SNS で同じような人と交流を取っております。
さて、私の好きな絵描きや、SNS でであった友人が AI によって被害を受けるケースが増えてきました。私は許されざることだと思います。もちろん技術の進歩は大切なことですが、それにより傷のつく人々も増えるのです。やめてください。日本が作ったオタク文化、イラストレーター、それらを守っていただきたい。よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003864

３．生成 AI の技術的な背景について

（１）生成 AI について

抜粋

生成 AI を含む AI においては、その目的に応じて言語、画像等のデータを学習に用いる必要があり～

この時点で、例えば本人一人一人に学習データとしてほしいです。などの交渉をして、年額や様々な契約を書面等でした上で作ったのであれば問題は、多くは発生しなかったが。

昨今の絵に関して（自分は絵の方面ですので）いえば、生成の model データは不許可の上で学習したもので作成されていました。また、今回このようなことが起きた時点でもう新規で作るモデルデータがたとえどんな大手であろうとも、自社学習したといっても信じられることはないかと思われます。

また契約するにしても、ネットに出た時点でほかに悪用されることも踏まえると。ある意味会社がモデルなどを作る際、作家に対して終身雇用契約と変わらないような契約をしないと割に合わないと描き手側は感じると思います。

良いも悪いもリモコン次第とはどこかの言葉ではありますが、人は楽で安いほうを。とりわけ日本企業は、人に対して賃金を絞ります。

岸田さんは今とても大変でしょう。

AI で安い契約を結び人はどんどんと雇用されなくなるのが目に見えてしまします。

AI の絵描き視点での友となるような利用方法として言えば。例えば絵描き本人が自分の絵を描いて、その絵を AI に読み込ませ別のパターンを生成させ。そのアイデアを読み込ませた絵に反映させるなどの調整程度であれば良いですが。

100%おんぶにだっこでは、今はまだ軽い程度かとは思いますが。いずれ人は考えることや創造すること。妄想することもなくなるかと思われます。

つたない文章かもしれませんがご意見届けばと思います。

以上、よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003865

多くの人達が長い時間をかけ技術を磨いていく中で、その技術を簡単に横取りして自分の手柄にすることは仮に罪でなかったとしても多くの人が恥ずべき行為であると認識し非難することです。少なくとも多くの人にとって心象は良くないでしょう。『人の褌で相撲を取る』という皮肉的なことわざが存在するほどには、常識的な神経をしている限り誰もがそういった行為は受け入れ難いはずです。AI に他者の能力を無遠慮に学習させ、なんの努力もしていない人が他人の努力で作り上げたものに本当に価値はあるのでしょうか？　そんなものの権利が認められてしまうと、恐らく多くの人々が失望し浅はかな人達が増長します。そうなるといよいよ過激な人達も出てくることが想像に容易いはずです。
もう少しくらい、芸術家の尊厳を認めていただくことは出来ないのでしょうか。芸術家は見知らぬ誰かに利用されるための金蔓ではありません。古くより化学などと違って明確な人類の進歩のためになるはずでもないのに芸術というものが大切にされてきたのは、それだけ芸術が価値のあるものだとされてきたからです。実用性のない絵がどうしてこれまで大切にされてきたのか考えることが出来るのなら、どんな形であれ絵を生み出す人達の尊厳を蔑ろにすることは間違いであるとお思いになられるのではないでしょうか。比較的近代的なイラストレーションであろうとそれらは尊重されるべきものだと思います。芸術は感性と創造性を高め、共感と理解の深化をもたらします。それが素人に利益のためだけに利用されてしまえば多くの反感が生まれることは逃れられません。また、仮に AI が法的に認められたところで人々の目は厳しく、国の上の方々が認めてしまったことで不満は増大するはずです。絵に関わらない人達ですらも、AI の印象が悪くなることは免れません。
はっきり申し上げて、AI によって作り出すものに著作権を認めることは愚行です。何かを作り出す人達の技術は尊重されるべきであり、芸術家の尊厳は守られるべきです。何卒、よくよくご考慮してくださることをお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000003866

自らの写真や家族等の写真が学習データに用いられた場合、触法行為を行っている捏造画像を生成することも容易になると思うと不愉快です。
また、これまでの美術作品、イラスト作品を悪用することも容易に想像がつきます。

●受付番号　185001345000003867

技術としての生成 AI については大変に素晴らしく、これからの創作に欠かせない技術になるものと存じます。
ですがその学習データとして既存の画像データを著作者の許可なしに無断で使用している現状には大変よろしくない。
いずれ学習元となる画像の(人間による一次的な)創生が行われずにクリエイティブ産業が大打撃を受けることになると思います。
技術は素晴らしいものなのだからぜひともクリーンな形で発展共存していただきたいです。
感情的なことを言えば、生成 AI 開発者・使用者の「やったもん勝ち精神」「既存のクリエイターへのリスペクトのなさ」は今後の創作界隈の発展に寄与するとは到底思えず、ただ目先の利益を食い尽くす蝗害かなにかのように見えます。

●受付番号　185001345000003868

生成 AI 開発の無断学習を止めてください。他者の権利を侵害し我が物顔で自作と言われるのはおかしいですし、児童ポルノ学習問題も、海賊版使用も、複製 AI も全て無断学習を禁止したところから始まっています。AI で作った物は AI で作ったと表記することを義務付け、何を利用しどう作ったかまで誰からも分かるようにし悪用させない土台作りから始めるべきです。そして悪用した者には厳罰が無ければ話にもなりません。一度好き勝手にされた物は取り返しがつかず、SNS 等でも AI 推進派が反対派に執拗に嫌がらせをしたり、わざわざ嫌がらせ用のアカウントを作り複数で一人のユーザーを攻撃しています。身勝手極まり無い一方的な攻撃でアカウントを消したり筆を折ることになる創作者も出ておりとても自由度が上がったと手放して喜べる状態ではありません。まず厳しくルールを決め厳守させること、違反したら罰を受け被害の要望に全て応えるくらいはしないと元々の創作者が被害を被るばかりになってしまいます。現状それが横行しているのですから無断学習などの危害を加える行いを罰するのが先です。今現在被害を受けている方々、過去に被害を受けた方に贖罪し状態を回復させてからでなければ AI 利用に肯定的な意見は持てません。創作者でなくとも AI 利用に懐疑的、否定的な意見を投稿やリポストなどすれば強烈な攻撃を受ける今現在の状況のまま AI の利用を推進しないでください。

●受付番号　185001345000003869

AI の学習元の作者達に対してあまりにもリスペクトに欠けた内容と感じた。
独創性、そこに至るまでの過程、作者としての権利を丸々無視できてしまう。
創作という文化の創出に大きな逆風となるだろうと感じた。
少なくとも、学習元の作者の許可は必須。AI が関係した場合の明記も必須。
AI 出力の作品に対しての著作権も学習元との間に不公平が無いように設定すべき。
国際的な取り決めも早急に決めないとオリジナルの作者の成果物が掠め取られるだけになる。もうなっている。

●受付番号　185001345000003870

イラストレーターのあきらかな模倣が AI で人より早い速度で行われた結果、イラストを描く人の意欲が失われて絵を描こうとする人がいなくなるのが問題だと思う。
イラストレーターや漫画家の権利をきちんと守ってほしい。
AI 使用時に使ったデータの著作権をあきらかにする、免許制にするなど取り締まってほしい。

●受付番号　185001345000003871

生成 AI の著作権の考え方について、そもそも生成 AI が学習している元が著作権のある作品が多くあり、それが生成したものを利用した作品に著作権を与えるとなると、学習元の作品を作った方々に不利益が生じるのではないかと考えます。具体的には、生成 AI が学習元となった作品と酷似したものを出力した場合に学習もとの方が偽物のような扱いを受けてしまったり、今まで AI を利用せずに作品を制作していた方たちに対し AI を使っているのではないか、AI があるのであればあなた達は必要がないなど、クリエイターの尊厳を侵害される可能性があると考えます。
人間が既存の作品を見て学習し作品生み出すことと、AI が既存の作品を学習し画像などを生成することの違いは一見するとわかりにくいように感じますが、AI が既存の作品を学習する事は著作物を集めてコラージュをしているような状態に近いと考えています。そこに思想や独自性などは無く、ただプロンプトに従い既存の作品を切り貼りしていると私は考えます。
AI が発展することは素晴らしいことだと思いますが、今まで多くの時間や労力を創作に費やしてきたクリエイターの尊厳を守れるような考え方をして欲しいと考えています。

●受付番号　185001345000003872

画像生成 AI は学習するため他人の絵を利用しますが、これは画像生成 AI に学習されても良いと明記されている絵だけにしては如何か。私は AI 利用には否定的ではないが AI 学習許諾していない人物、絵や作品を勝手に学習することは制作者に対する冒涜であると考える。

●受付番号　185001345000003873

４．関係者からの様々な懸念の声について

私は創作を嗜んでおりますが、一創作者としてもまた創作物を愛好するものとしても現在の生成ＡＩの状況には深い懸念を抱いております。ほとんどの創作者たちの著作物が無断で学習され、それに歯止めがかかるどころか、それに異議を唱えたクリエイターの著作物を集中して学習したモデルが嫌がらせのために作られ誹謗や中傷に利用されるといったことすらまかり通っています。このような状況でどうして優れた創作物が生まれるでしょうか。

５．（１）学習・開発段階

著作物を学習されたくないというクリエイターの意思をきちんと反映し、意思に反した学習をされない権利を保障してください。どんなデータを学習したのかそれを明確にし、そして無断で学習されたデータを含んでいたのなら法で規制して頂きたい。それが困難であるならそもそも生成 AI を一般公開するべきではないと私は考えます。

すでに海外においては生成ＡＩに対しての批判が高まり、実際に法規制が進んでいます。世界的な生成 AI に対しての規制をすすめ、文化を保護しようとする中で日本だけがそれに逆行し、無断学習を許容し続けるのであれば、文化は荒廃し、国際的な文化コンテンツの枠組みから排除されてしまうでしょう。この先日本の文化を守り、それを発信したいのであれば先ほど述べたような生成ＡＩに対しての規制は不可欠であると私は考えます。

●受付番号　185001345000003874

データの元が明確になっておらず、データ元の作者の許可がないまま学習させたものの使用は規制するべきです。今主流の画像生成 AI のほとんどはデータ元が明確ではないし作者の許可を得ていない状態です。合法的とはいえないので使用を規制すべきです。
また、1 人の作者の作風をまるごと学習させるというようなことも出来るので、絵を仕事にしている人間の絵が許可なく学習され、作者の意に反する形で公序良俗に反する表現を生成したりしています。大変です。
取り込むデータは作者の許可を得てから、画像を作る上で同一作者のエッセンスが何パーセント以上はだめ、というふうに区切りを設けるべきです。
また、広告の写真などに使う上でも、誤解を招かないように AI である旨を示すべきです。
このままだと絵を描く人間がどんどん損をし、描き手がいなくなるので、AI 学習元が AI 画像になって、イラストやアニメの表現がどんどん劣化していきます！
日本が誇る文化が終わってしまいます。絶対だめ！

●受付番号　185001345000003875

生成を前提としたAIに関しては学習段階で著作権者の許可を得ることを必須にすべき。健全に市場や文化を発展させるには公平性のあるルールが必要。
逆に、AIに利用されたくない人の意思を無視して勝手に使われている現状は倫理的に問題があり、搾取前提の在り方はもはや人権侵害だ。
著作権者の同意なしに作られた生成AIについては違法とし、所持・利用を禁止すべき。
法で縛らなければ違反するものは居なくならないため、罰則という形での抑止力が必須。

●受付番号　185001345000003876

生成 AI によってつくられた作品（以下、AI 作品）には、主に以下の 4 種があると考えています。
1. ビッグデータを学習した生成 AI で、ビッグデータを総合的に用いて生成するもの
2. ビッグデータを学習した生成 AI で、特定の著作物または作風に似せて生成するもの
3. 特定の著作物または作風を中心に学習した生成 AI で、学習したデータを総合的に用いて生成するもの
4. 特定の著作物または作風を中心に学習した生成 AI で、特定の著作物または作風に似せて生成するもの
そして、以上の 4 点について、私は以下のように認識しています。
- 1 については、学習したデータの正当性については検証の余地があるものの、生成された作品が特定の著作物または作風に極めて類似していると判断される可能性は低い。
- 2 および 4 については、特定の著作物または作風に極めて類似している場合において、著作権侵害が認められる可能性がある。
- 3 については、特定の作風に極めて類似している場合において、著作権侵害が認められる可能性はあるが、「作風」の類似を立証することは困難である。
生成 AI には作業の効率化や新しい発想の可能性など、様々なメリットがあります。
昨今においても、パソコン上の作業を効率化する Windows Copilot、クリエイターの創作活動を補助する Adobe Firefly など、様々な製品が開発されています。今後も生成 AI は普及し、人々の生活に溶け込んでいくことでしょう。
しかし、AI 作品によるトラブルが度々報告されているのも事実です。
様々な AI 作品を生成して楽しむ人々の一部には、従来の創作を楽しむ人々の作品を無断で利用、または特定の人物の作風に酷似した AI 作品を無断で生成し、それを SNS などに無断でアップロードするなど、配慮に欠けた行動が見られます。
この素案では「著作物に表現された思想又は感情の享受を目的としない行為」に限定し、また高度な類似性が認められる場合においては著作権侵害になりうるとの見解を示すことで、この点の解決を試みています。
しかし、「作品は自由に生成できる」などといった誤った解釈によって、前述のような配慮に欠けた方々に後ろ盾を与えてしまい、新たなトラブルが発生する可能性は捨てきれません。
また、「既存著作物との高度な類似性」が認められる例として「特定のイラストのキャラクター、物体、構図などを再現した AI 作品」などが考えられますが、これは一見して類似していることが分かりやすいです。しかし、たとえばあるクリエイターに作風のみが酷似した作品を生成・アップロードされた場合、つまり特定のクリエイターの絵柄、文体、音使いなどを再現した AI 作品は、学習元のクリエイターが著作権侵害を訴えたとしても、

「高度な類似性」が認められるかどうかは不透明です。これらの点は、生成 AI と著作権を考える上で重要な問題であると考えています。
この「AI と著作権に関する考え方について（素案）」が司法判断にかかわるようになる際には、この危険性の十分な考慮と、正しい解釈の周知を徹底していただきたいと思います。

●受付番号　185001345000003877

個人
いちクリエイターとして素案を読ませていただいた上で感じた点を羅列させていただきます。
【従来の著作権法の考え方との整合性について】
従来の著作権侵害と生成AIによる著作権侵害の被害を同列に語らないでいただきたいです。
人間の脳と生成AIのシステムが同じなわけもなく、学習速度は人間の1,000倍程度では利きません。
現行法で対処不可能な状態で、作品を食い荒らされるだけの現状を『今まで通りの認識』でいるのは、我が国のクリエイター、創作文化を枯らしてしまう危険な状態だと認識していただきたいです。
『文化を枯らす』という点ですが、AIによる芸術、創作文化の成長はほぼあり得ません。
創作の補助程度ならまだしも、AIによって生み出されたものに、感情や思想が載っているとは到底感じられない為です。
【AIと著作権の関係に対する従来の整理】
【AIによる生成、利用】
30条の4に関して、AIに対する認識が薄い時期に勢いで制定されたままの、認識の甘い法という見え方が拭えません。
一昨年になって急激に被害を増やしていった生成AIに対して、声をあげている著名なクリエイターや企業も少なくありません。
著作人格権の保護の観点から見ても、改めて練り直すべき項だと思います。
さらに言えば、『著作者の利益を不当に害することとなる場合』という点は、あまりにも規模が小さすぎるようにと感じます。
粗雑に複製され続けるAIによる生成物は、人間の制作規模とは比にならない速度でインターネットに出回っています。
増えすぎた生成物は市場を混乱させ、著作者のみならず消費者までもを傷つけているのが現状です。
文化を守るという意味で、文化庁は生成物の氾濫に対して何かしらの対策を講じるべきだと考えます。
【AIによる学習】
海賊サイトからの違法ダウンロードによる学習に関して、「対策が難しいから諦めろ」と読めるのですが、何かの間違いでしょうか。
確かに、海外のサイトである点や、ルートが複雑化してひとつひとつ補足することが現実的に難しいという点は理解しますが、それを何の対策案も講じずに無理だから諦めろというのは、国の文化を守る機関としてあまりにも杜撰な態度だと言わざるを得ません。

作品を生み出す苦労と楽しさは創作文化における重要な点だと思います。
アニメや漫画という世界に誇るべきものが在るこの国に生まれたからにはなおさらのこと、そう感じずにはいられません。
難しい問題で在ることは重々承知していますが、せめて、学習データの開示やAI学習の際のオプトイン制度などを検討していただきたいです。
決して、人間とAIの著作権の適用が同じだと考えないでください。お願いいたします。

●受付番号　185001345000003878

SNS で見られるイラストが AI 生成されたものであることが増えてきました。AI 生成されたイラストの中には、自分が参考にしたいと思うものもありました。
それらが既に存在するイラストから学習されたデータを素に生成されているのならば、参考にしたいと思わせるようなイラストを描くことができるに至った作家を尊重し、別の第三者により AI で生成されたイラストではなく、そのイラストの学習元となった作家の作品を参考にしたいと思うし、その作家に還元できることがあればしたいと考えています。

●受付番号　185001345000003879

家族や友人、自分の写真等を使用した性的なものを作られる可能性がある考えには賛同できません。現在確認されている悪用方法はたくさんあります。もう一度それらを調べて考え直してください。

●受付番号　185001345000003880

日本だけでAIと著作権の法律を厳しくした場合、海外のサービスを利用するなどして国内のAIプロバイダーは壊滅するだろう。故に、規制を設けるとしても平均的な、中央値的なあたりを落としどころにするべきだと思われる。
倫理観や道徳によって規制して死んだのがチケット転売だ。チケット転売防止法は日本だけのガラパゴス法律であって、市場の二次市場を認めないオタクの情緒的な施策ではあった。
AIと著作権に関しても、大量のオタク連中による反対意見が噴出するだろう。あなた方が、チケット転売の二の轍を踏みたくてしょうがなく、シャカリキまじめコロンブスでゆきたいのであれば、それば亡国の饗宴であって、わたくしはひそやかにAI生成を続けるだけだ。
インターネットそのものがコピーによって成立している。デジタルとは簡単に複製をつくれる技術の事だ。インターネットには村社会ができ、オタクコミュニティができた。しかし複製をいくら拒否したところで、どうなるだろうか。
一方で、アナログレコードのブームや、サブカルチャーのグッズの隆盛、一点ものの骨董品やレア物のブームを鑑みるに、オリジナルへの信仰は大衆には未だ健全である。AIに代替されるような汎用的なものは代替されていく運命だろう。タクシー業界のような業界団体が日本のオタクにはないので、おそらく、ネットの声は無視され、平均的な着地点を狙うのがあんたらの考え方ではないかと察する。

●受付番号　185001345000003881

生成 AI 開発の無断学習を止めろ。
児童ポルノ学習問題も、海賊版使用も、複製 AI も全て無断学習から始まるので須く規制すべき。
全てのクリエイターの権利を守れ。

●受付番号　185001345000003882

私は手描きと生成 AI 両方の技術を用いるイラストレーターです。AI が規制されると困るもののイラストレーターの気持ちもわかる中間的な立場として進言します。素案のどの項目と言われてもしっくりこなかったので自由に書かせていただきます。
画像生成 AI は出力する画像に使う学習画像の強さにむらがあり、時に強く特定画像の要素を出した画像を出力する事があります。なので、当該画像において学習に使われた画像の作者が著作権を侵害されていると感じた時点で間違いなく著作権の侵害に当たると思います。ＡＩ画像生成者対イラストレーターで発生している騒動を鎮めるためには、
・生成画像の有償利用の全面禁止（学習画像の原作者全員から同意を得ている場合を除く）
・学習内容の全公開の義務化
・学習画像の原作者が裁判を起こしやすい法律の策定、また著作権裁判になった際に原作者側が優位になる手描きクリエイター優先の判断基準、社会意識を広める事
が必須であると考えます。特に学習内容を公開する事は現在開発者の任意で行われており、公開者はほんのわずかです。法律で義務化しないと殆どの開発者が非公開を選ぶため、「何を学習しているのか」「本当にクリーンなモデルなのか」という疑いは晴れず、誰の絵に似ている、勝手に学習に使われている、と騒動になります。規制の声が強まる事で本来ＡＩ技術によって得られる利益が大幅に損なわれると同時に、クリエイターが生み出すはずだった利益も減少するでしょう。ＡＩ技術を活用したい気持ちはわかりますが、はっきりと強い法律を定める事が両方を守る事に繋がると考えています。生成ＡＩを使う人はＩＴ畑の人間が多く、芸術分野の常識、暗黙のルールを全く知らない人が殆どです。その人たちにわかりやすい様に、努力義務ではなく守らなければ法的に罰せられるルールを制定してください。
最後に、一度でよいので人間が描いた何かしらのポスターなどのイラストを自分でも真似して描いてみてください。クリエイターが一枚の絵を仕上げるのにどれだけの労力を割いているか、それが無断で意図しない使われ方をしてどれだけ傷ついているか、考えてみてください。

●受付番号　185001345000003883

昨今 AI 絵師の権利侵害が問題になっています。絵柄の所有権を認めるべきです。

●受付番号　185001345000003884

漫画家をしているものです。
画像 AI については以前から自身にも関連のある事として注視してきました。
一部では既存のツールでは再現できないような表現へ繋がるものもありますが、
それとは比にならないほど作者の権利を無視した第 3 者による AI を用いたお金稼ぎが横行しています。
昨年も話題になった岸田総理のフェイク映像も面白半分で総理の肖像権を無視し作成されています。
現在日本ではこれらのような AI の濫用を取り締まる法律がありません。
むしろ作者らの権利を無視したうえで AI を推進しようとしているように感じています。
絵を描く者としていつか自分の絵も盗用されるのではないかと常に不安な気持ちでいます。
現在創作する人間のほとんどがこの不安を抱えているのではないでしょうか。
中には創作をやめる人もやる気を削がれて質が落ちる人もいるかもしれません。
あらゆる可能性を孕む AI もそれは学習元ありきでの話です。
このままでは学習元となる創作する人間がどんどん減少してしまうと思います。
日本のあらゆる産業が勢いを無くしていく中で、漫画やアニメ等二次元の分野は世界に通用する希望のジャンルです。
どうか国先導で国の希望を潰すようなことがないよう
AI 技術使用を免許制にする。
学習元を明確にし無断学習を禁止する。
悪徳利用者を厳しく罰する。
…等、AI 技術利用に秩序を持たせて欲しいと切に願います。
少子化は少子化を食い止めるべき時に政治がその舵切りを出来ず現在の有様です。
AI 技術が今が舵切りの時です。目先の利権にとらわれず長い目でクールジャパンを育てる政治をお願いします。

●受付番号　185001345000003885

１．はじめに
生成 AI の利用を中心に据え創作活動を行うクリエイターも出てきた→特定のクリエイターの特徴を前面に出した成果物を公表し混乱を招いている利用者もいる。また、指示を入力することは創造とは言わないのでクリエイターではない。
著作権が侵害されるのではといった懸念→事実として現行の生成AIは権利を侵害しているのでは？
２．検討の前提として
（１）従来の著作権法の考え方との整合性について … ウ
生成AIの学習・開発のために既存の著作物を複製して収集？→無作為の収集は混乱を招きます。著作者に許可を得たもののみ収集・活用して頂きたい。
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理 … ア
大量の情報集積等→上記と同様でしょうか。やめてください。
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理 … イ
対象か否かの判断が主観的。また、享受目的の生成AIは現状多数ある。
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について … イ
学習に用いるデータの質及び量とあるが、これらの収集データは全て著作者の許可を得たもののみでなければ今以上に混乱を生む。質を向上させるためのデータの大量収集に、この世に蔓延る著作物を無断で使用するのはいかがなものか。
（３）AI 開発事業者・AI サービス提供者による技術的な措置について
３：権利者側が削除依頼をするとは何事か。そもそも無許可で使用するものではない。実際に削除されたかどうかも疑わしい。生半可な措置で解決できるとは言い難い。すべての生成AIサービスを停止し、開発からやり直すべき。
４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞を完全に無くすのが優先。開発や利用はその後の話。
５．各論点について
（１）学習・開発段階 … 【 「非享受目的」に該当する場合について】
特定のクリエイターの作風について
これを利用して生み出した作品（なんて表現もしたくないです）で商売をしている者もいます。また、特定のクリエイターが本来作らないような性的なコンテンツ等の生成や、所謂二次創作で禁止とされているもの等を態々生成し、対象のクリエイターの信用が脅かされています。その他にも、「(特定のクリエイター) の作品が作れるから本人はいらない」「自分たちが良い思いをするためにクリエイター達が存在している」といった声も散見されて

います。無断で生成 AI を作られて私生活に支障がでているクリエイター本人への殺害予告も何度か見かけました。（これらは全てX(Twitter)で見たものです。）
参考：[redacted]様 [redacted]
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について …（イ）
これらの懸念が生じている時点で現状の生成 AI のまま開発を進めることは危険。詳細は上記のとおり。また、主観での判断では曖昧すぎる。ケースバイケースなどと悠長なことを言っている場合ではない。
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について …（エ）
そんなに強引に生成 AI の開発を進めたいですか？一旦開発を中止してしまえばこれらの問題はなくなりますが。０からやり直していい。
（２）生成・利用段階
ア 検討の前提
人間は AI じゃないです。逆もまた然り。また、利用者が収集された情報の内容を知りえないのは当たり前です。話の論点を開発まで遡ってください。
【著作権侵害の有無の考え方について】
イ 著作権侵害の有無の考え方について …（ア）
類似性の判断を AI 未使用の場合と同じにするのは構わないけれど、使用した生成 AI の開発データに著作者に無許可で収集したものが一切含まれておらず偶発的に類似してしまった場合のみに限定するなどの条件が必要。また、この判断を下される場に生成 AI の開発側も居るべき。
イ 著作権侵害の有無の考え方について …（イ）
１・２が発生する時点でもうダメ。
ケ 権利制限規定の適用について
私的使用・教育機関等以外の条件で生成 AI の生成・利用段階で既存の著作物を利用するのがあり得たらいけない。
コ 学習に用いた著作物等の開示が求められる場合について
この様な手間を一切無くすためにも、原則として他者の著作物を無断でデータ収集することを禁止するべき。
（４） その他の論点について
AI 開発に勝手に使われるための創作活動ではない。また、巡り巡って著作権者への利益が害されていることをいい加減理解するべき。何も知らないわけではあるまいに、著作権者の声を無視しているにもほどがある。

●受付番号　185001345000003886

「生成・利用段階についての考え方」
＜侵害に対する措置について＞
（２）差止請求として取り得る措置
生成 AI にてイラスト・ボイス、実際の人物をモデルとしたコラージュを
利用する個人および団体が、
学習元の著作権者本人が明確に判別出来る状態、
もしくは直接本人を名指しをした上で、
生成 AI 著作物を利用し、著作権者本人に対する嫌がらせ、誹謗中傷、殺人予告を
行う事例が生成 AI 利用サイト、大手動画サイト、大手 SNS 等にて
頻繁に確認されている。
例として、著作権者本人がイラストレーターであれば
本来描かないであろう
・成人向け（R18G 等、猟奇的表現を含む）、
・反社会的モチーフ
・著作権者本人が思ってもいない思想等
上記の内容を含む AI 作品を生成し、あたかも本人が制作したように見せかけ、
それらを販売し不当に利益を得るケースがあったり、
大手 SNS や動画サイトで、あたかも本人が制作したかのように
生成物を公開し、著作権者本人への加害行為を行っている。
ボイスについては、イラストレーターの件と同様、
著作権者本人でないのにも関わらず、あたかも本人が言ったかのように
虚偽、混乱を招く発言、風雪の流布などを AI に喋らせ、
こちらも本人が登録している SNS、大手動画サイト等で大体的に広げられ
勘違いによる名誉棄損が発生するケースも見られる。
また、ディープフェイクにコラージュにて
グラビアモデル、コスプレイヤー、アイドル、芸能人等の写真を学習させ
裸やそれに準ずる卑猥な恰好をした画像を、
上記の例と同じように拡散させるパターンが国内外で発生している。
現状、被害を受けた著作権者本人は
AI 生成者やサイトへの差し止め請求、
弁護士へ裁判等の相談、それに伴う莫大な金銭も発生といったように
風評被害や誤認に対する甚大な負担を肉体、精神、金銭、時間に
強いられることになり、本来発生するはずであった利益を
かなぐり捨てる形になる。

さらに、インターネットに流れたものを消し去る事は
現状不可能に近いため、一生消えない傷跡として残る形にもなる。
それでいて、加害を行った AI 生成者に対する罰則は現状極めて軽く、
再犯も容易であるため、実質ブレーキになりえていない。
中には VPN を利用して、自身の身元の特定を難しくした上での悪質な行動も
確認されており、はっきり言ってやり得と言わざるをえない状態です。
著作権法だけでなく、より強固な罰則の追加や、
被害に遭った著作権者達に対する負担が迅速かつ軽減されるような体制を
取れるような、規則と文面を盛り込んでいただきたいです。
クリエイターがいなくなれば、多方面に甚大な損失が出ます。
今を生きているクリエイターをしっかり守っていただきたいです。

●受付番号　185001345000003887

イラストレーターへの嫌がらせするために、そのイラストレーターの作品を AI で学習させてポルノや自傷行為画像を作成して SNS に上げている人を最近よく見ます。
著作者の権利を守ってください。

●受付番号　185001345000003888

AI ユーザーの権利ばかり重視した、ふざけた考え。AI のデータ元にもなっている著作物を作った人に対する配慮が、とてもではないが感じられない。全ての創作者はただのデータとして扱うということだろうか。著作物を、創作者を保護する気はさらさらないということだろうか。
そもそも AI を使用している人は「ユーザー」であり、クリエイターではない。彼らはなんら創作的な活動をしていない。
こんなことでは日本の文化は破壊される。創作者は創作物を世に出すことを拒み、学習元のなくなった AI は AI で生成されたものを学習することになる。そうすればより質の悪い生成物が量産されることになる。文化は死ぬ。文化を殺して何が文化庁か。今一度考え直していただきたい。

●受付番号　185001345000003889

このまま生成 AI による無断学習や AI 生成の画像に著作権が認められれば、家族や友人、私自身の写真が、生活が生成 AI によって脅かされる。そんなことは絶対にやめてほしい。また生成 AI 利用者たちが生成 AI の使用に消極的な人たちに対して暴言、人格否定、殺害予告などの脅迫をしている。生成 AI の使用をやめて欲しいという声が生成 AI 推進派の脅迫や妨害活動で封じられている現状にもっと目を向けて欲しい。何故日本の文化を支えるクリエイターから著作権や権利を奪おうとするのか、それは日本の文化の破壊に繋がると思う。

●受付番号　185001345000003890

今の生成AIを野放しにしたままではネットにどんな画像や文章をアップするのも勝手につかわれていいように扱われてしまうリスクでしかなく、以前のような有意義な情報のやり取りができなく不安です。
そして昨今は国も手や自分の脳を使い自分の技術で生み出したものより、盗んだ情報を利用してしかるべきところに料金を払わずにタダ同然で美味しいことができるAI技術のをほうを推進している印象があり、法律を守ってルールの範囲内で自力でやりたい人、やってる人を蔑ろにしているようで気分が悪いです。
今つかわれてる生成AI技術はあらゆるネット情報のタダ乗りであって搾取だとおもうので、きちんとした法整備をしてほしいです。
現状のままではどんなに秘すべき貴重な情報や、努力によって生み出されたすばらしい情報、大切な画像も一端AIのデータにしてしまえばデータを生み出した本人の是非も聞かずに一方的に生成AI利用者のもので使い放題やりたい放題、権利や法律なんてしったこっちゃない、という状態の使われ方と一緒だと思いますし、実際に人を死に追いやるぐらいに追い詰めたり、人権をも侵害する勢いで好き勝手使われていると思っています。
こんな状態でCOOLジャパンとかいってほしくないです。

●受付番号　185001345000003891

現在の著作権法でどこまでクリエイターが自分の権利を主張できるのか不安です。現状の生成AIの使用状況を鑑みるに学習元であるデータについて確固たる信頼を得られていないと考えます。無差別に学習されたAIの責任の所在はどこに置かれるのでしょうか。現在無法地帯的に利用されているAIに自分の著作物の価値を貶めるような、また政治的に、人道的に、社会地位の不利になるデマを付加した内容を出力される可能性は高いと考えます。なりすまし等があった際現状それがAIであると一般の人が見破るのは難しいはずです。人間は情報を得た時自分の都合の良いように解釈します。AIであることが分かるよう識別出来るものがない限り生成AIを普及させていくのは困難だと考えます。現時点において、生成AIで出力したものであると公言せずに作品の公開等を行っている人間も出てきています。公言できないことをしている、AIで出力すれば自分の著作物にできると考えている人間はこれからも増えていくと考えます。AIで出力したもの、また、AIで出力したものを参考にしたものについては、別途現行の著作権とは別の何か悪いことは出来ない抑止力を用意すべきだと思いました。

●受付番号　185001345000003892

総論：所謂 AI による表現物の生成によるクリエイターの失業などの課題があることは理解できるが、実際それを規制すべきであるとは考えない
観点 1「表現物を学習する行為について」
現在一般に AI と呼ばれるものは、大量の学習データを基に推論に用いるパラメータ等を最適化する機械学習の仕組みを用いたものである。こういった基礎的な考え方の技術を活用して分類、回帰、生成などのタスク、具体的には障害物認識や品質推定、経路生成などを実現している。そういった意味で機械学習を行う上での表現物の利用はどのようなタスクにおいても原理的に分別することができない。
そのため表現物を学習する際にオプトインでデータを収集しなければならないなどの規制を設けることは機械学習を用いた技術を活用することを事実上不可能にすることになり行うべきべきでないと考える。
また、生成タスクに関してのみ規制を行うことも現実的には不可能であり、規制をしたところで地下に潜るのみである。
観点 2「AI 生成物を表現物とすべきかどうかについて」
AI 生成物を表現物とすべきかどうかは議論がもっとなされるべきであって、すぐに決定できるものではないと考える。AI の原理的に言えば生成物は偶発的、確率的な産物であるが、現在表現物とされるもののなかには偶発性と確率的な結果を作品としているものもあるためそれをもって表現物としないことは不適である。
そうすると、その作品を作ろうとした意図をもって表現物とするかを判断する必要がある。しかし、その関与度合を推定することは不可能である。例えば発表された画像Ａの意図を示すプロンプトが 1 ワードなのか数千ワードなのかは画像に組み込まれたデータから推測することは不可能であるし、生成環境を再現することは現実的に不可能である。
そう考えると生成物は便宜的には一般表現と同様に扱うしかないと考える。
観点 3「作風狙いうちの AI」
今般の生成 AI についての懸念点の多くに「作風の盗作」というものがある。これまでも著作権的には議論のあるトレパクを一方的に犯罪と認定する行為があるためそういった観点から見れば作風のような著作権で保護されないアイデアであっても過剰に懸念が持たれることは当然に思われる。
これまでも多くの作家や画家がその作風を模倣し模倣され文化や芸術が発展したことを考えるとそれを規制することは AI のみならず生身の人間にも大きな影響を齎すことは考えるまでもないことである。また、筆記用具や写真などの道具、顔料など新たなメディア、道具が登場することによって新たな表現方法が生まれることは古今東西にあることであり、AI を活用した新しい表現を殺さないためにも規制は抑制的であるべきだと考える。
観点 4「クリエイターの保護」

過剰な作風の真似や表現物の氾濫などによってクリエイターの仕事等が奪われるなどの課題は確かにある。他方で、例えば「小説家が挿絵に AI を活用」や「画家が絵のキャプションに AI を活用」「動画の編集に AI を活用」など AI の活用によってクリエイターの表現の自由度を大きく広げる可能性もある。
クリエイターが不利に立たされる環境自体は、生身の人間同士や事業者と人間、中小事業者間の取引などの中でも生じることであり AI とは分けて考えるべきである。こういった問題はアニメイターの低賃金などの搾取案件に関係するものであるから、公正な商取引やクリエイター保護の枠組みや取り組みを文化庁には示していただきたいと考える。

●受付番号　185001345000003893

AIによりクリエイターの信用や信頼がなくなってしまう。
私は最近商業のお仕事もいただくようになった駆け出しのイラストレーター/漫画家ですが、AIを悪用する人が多く印象が悪いです。
いつ AI に使われるのではないか、知らないうちに使われているのではとイラストを投稿、作品をアップロードするのも怖いです。
イラストレーターとしてイラストや作品は商品です。いろんな方に見てもらい、気に入っていただけたらそこからお仕事に繋がることがあります。現に私がそうです。
しかしAIが蔓延るようになってからは疑われたり、素材になってしまうのではと以前より描くことが怖いことが多くなりました。
AIも使い方次第だと思います。
でも他のクリエイターの誇りや商品を奪って発展させるのは間違っていると思います。

●受付番号　185001345000003894

項目 4 です。
私は絵を描くことが大好きでいつか仕事にもしたいと思っている中学生です。
私が生成 AI に対して反対している理由は 3 つあります。
・著作物の権利者が、自身の作品を AI 学習されることを拒否できない状況は、沢山の絵描きがそれぞれ積み上げてきた個性や技術を踏みにじる行為です。勝手に AI 学習に使われて好きな絵師さんが筆を折ってしまうことがあったら私はとても悲しいです。
・生成 AI の利用によって絵描きの仕事が少なくなることも不安です。不安というか、このままままともな法整備もせずに生成 AI を普通に使っていいよという形にしてしまうと、近い将来確実に訪れる未来だと思います。
私は絵を描くことが大好きです。生き甲斐です。生き甲斐を仕事にする事は何よりも幸せな事だと思います。いつか自分の絵でお金を貰って生活をしていくために、毎日絵を描いて研鑽しているつもりです。でも生成 AI によって絵描きの仕事が無くなって、今までの努力の結果すら世間に必要とされない未来が待っているかもしれないという事実には本当に絶望しました。
・それに、生成 AI の学習元は単純な無断使用以外にも問題点があります。アニメや漫画の海賊版や児童性的虐待に該当するコンテンツも学習されている事が、生成 AI を開発している会社が開示したデータで明らかになっています。海賊版は、良質なコンテンツに対価を払うという仕組みそのものを壊していますし、児童ポルノなんてものは論外です。今までは世間に対する生成 AI の見方は、「生成 AI を使う「ユーザー」側に多く問題があり、モラルのない発言や行動を繰り返すユーザーの多さが生成 AI のイメージの悪さに繋がっている」という意見の方が多かったと思います（私もそうでした)。
そのため世間的には、生成 AI は私たちの使い方次第であり、これからはあくまでも創作の補助ツールとして役立つだろうという考え方でした。
ただ最近になって、生成 AI そのものの学習データに問題がある事が発覚してからは、生成 AI を使用すること自体が犯罪の片棒を担ぐようなものだと私は思います。
アルゴリズムそのものに法的な問題があるツールを使う気にはなりません。
以上の理由から私は生成 AI に対して反対しています。文化庁の職員さん、読みにくい文章でごめんなさい。
生成 AI は絵描きの個性や創作文化の豊かさを無断使用という形で壊しています。
私はこれからも楽しく絵を描きたいです。未来に十分な希望を持って夢を追いかけたいと願うのはそんなに身の程知らずでしょうか。
しっかり法整備をしてクリエイターを守ってください。お願いします。

●受付番号　185001345000003895

とある作家さんの絵が許可なく生成 AI 模倣され、嫌がらせを受けている事案があるので強く規制をしてほしいです。このままだと絵を描くことを仕事としている作家の方たちが生活できなくなってしまうと思います。

●受付番号　185001345000003896

どんな言い方をしても、クリエイターがその瞬間まで、人生の中での時間や労力、精神力をかけてやっと生み出してきた作品を、たかが数秒数分で飲み込んで似たように作り上げてしまうようなAIとそれを扱う者に権利を持たせる必要はありません。最悪、売名行為や作者の冒涜に使うことができます。
人の努力を秒で取り上げて利益を得ようとする者に与える権利はありません。
クールジャパンを掲げるならばもっとクリエイティブに関する知識と、法を悪用する人間の思考を理解してください。

●受付番号　185001345000003897

手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないか不安であること、著作権そのものの軽視と作者の尊厳を蔑ろにする行為であること。

●受付番号　185001345000003898

AI による生成物の著作物性についてですが、権利的にセーフなのかアウトなのかを AI 自身および AI の開発者やその利用者が判断することは難しいため、学習元の素材の権利者による申し立てがあった場合にのみ生成物の取り下げや学習データの消去をする形になるとは思います。インターネット上で自作のイラストを公開・閲覧している人々は、生成 AI が問題視されるよりもずっと前から、無断転載やトレース、パクリなどの問題行動をする一部の人とトラブルになることがありました。今問題になっているのもその延長線のようなものです。インターネットから取得した画像を PC やスマホの壁紙として使うなど個人の範囲で楽しむのは良くても、その画像を許可なく再配布したり加工を加えて自分の作品として公開することは多くの著作者が禁止しているように、AI 生成物や学習データにも同等の忌避感があると考えてもらいたいです。

●受付番号　185001345000003899

色々な事情があり、幼い頃から他者と深く関わらず孤独に人生を歩んで参りました。
その苦しみを和らげてくれたのは本やイラストや音楽や映像作品等
あらゆる創作物越しに感じられる「関わった全ての人達の想い、努力、苦悩」でした。
自分ももっと頑張らねばと何度も立ち上がれました。

昨今、生成 AI の懸念について発信されている方々をきっかけに自身でも日々情報を集めるようになりました。
消費者視点でも、現在生成 AI と名を冠しているものには疑念が募ってやみません。
エンタメ、あらゆる趣味趣向。ただ人類が生きるというだけなら必要ないものです。
しかしこの「たかが娯楽」の産物が国内外問わず数多の人々に精神的な糧を、(爆発的は稀だとしても)経済的影響を何度与えたことでしょうか。
これまでもこれからも間違いなく日本の貴重な資源の一つだと凡人の僕でも感じ取れます。
成り立ち上現在の AI 自ら新しいものを造ることは不可能です。
(時折 AI ならではだと称賛されている表現がありますが、各界隈が敢えて組み合わせを控えていたものが目立つ印象です。)
0 を 1 にしようと頑張ってきたベテランさん、いつか大輪を咲かすかもしれない駆け出しの方々に
このまま不安を背負わせ続けてよいのでしょうか…
非学習の拒否権すらなく、尊敬している方々が悲しむ姿をもう見たくありません。
著作権、肖像権、嫌がらせ利用、児童ポルノ等については聡明な方にお任せし、子供じみた「お気持ち」を綴らせていただきました。
現在の生成 AI の奥底や法整備についてどうか御再考いただけませんでしょうか。
何卒、宜しくお願い致します。

●受付番号　185001345000003900

現在のAIは学習元のデータの透明性が確保されていない。
特に学習されることを望まない、拒否している人のデータすらも学習しておりそのデータを元に生成物が作られることは悲しいだけでなく怒りすら感じる。
すべての生成AIは学習が許可されたデータのみを使っていること、また学習元データを公開し、透明性を確保するよう法で定めて欲しい。
絵柄をAIで再現するのは著作権として違法にすべきである。
人間が絵柄を真似ても完璧な再現は不可能であるがAIの機械学習を用いると第三者から見分けのつかないほど似ている絵柄を生成できてしまう。
これを用いて詐欺や嫌がらせなどを行う反社会的な人物が既に現れていることから規制すべきと考える。
生成AIで作成されたもの、特に画像や動画に関しては非常に精巧かつ比較的簡単に作れることから社会の影響が大きくなることが予想できる。
このため一目で生成AIによる生成物がわかるような表示をすることを義務付けること。データとしても生成AIによる生成物であることを識別する識別子のようなものを含めるべきと考える。
生成AIを用いてクリエイターへ嫌がらせや妨害を行うユーザーが居ることを考えると使うためには免許や何かしらの資格を要する仕組みにすることも検討してほしいと思う。

●受付番号　185001345000003901

X(旧 Twitter)で絵を描いて発信している絵描きの 1 人です。
日々AI に絵柄を食われた方やラフを取られて学習に勝手に使われた等の AI を悪用したことが多く見られます。
AI の進歩自体はいいものかもしれません、しかし現在の AI は先人達の絵を勝手に学習していたり、ある個人の絵を学習することが可能になっていてそれに対する適切な法がないせいで悪用されています。(実際悪用している人は、AI 規制に関する法がない、合法だなどと言っています。)
これ以上 AI が悪用されることがが許容され続ければ絵描きは AI を使う人達にずっと虐げられいつかはそういった表現する人間がいなくなってしまうと考えます。
拙い文章でしたが、以上のことから AI に著作権を付与するのはやめて頂きたいです。

●受付番号　185001345000003902

２．検討の前提として
（２）AI と著作権の関係に関する従来の整理
イ 法第 30 条の４の対象となる利用行為
>著作物の表現の価値を享受して自己の知的又は精神的欲求を満たすという効用を得ようとする者からの対価回収の機会を損なうものではなく、著作権法が保護しようとしている著作権者の利益を通常害するものではないと考えられるため、当該行為については原則として権利制限の対象とすることが正当化できるものと考えられる。
現在、著作者の対価回収の機会は生成 AI によって損なわれております。
多くのクリエイターは学び、技術を得る為に金銭を払い参考書やセミナー等を受講し己の知的欲求や技量の研鑽に勤しんでいます。
Web、SNS 上に無料で公開されている資料等は著作者の善意から成り立つものであり、著作者への確認を無視した使用は許される事ではなく対価を払わずして搾取的構造を是とする生成 AI は正当化できるものではありません。
３．生成 AI の技術的な背景について
（１）生成 AI について/ア 生成 AI の概要
>生成 AI では、入力された指示を情報解析し得られた結果と、その生成 AI が学習したパターンやルール、傾向等に基づき、生成物を生成することとなる。この際の生成については、通常、学習データの切り貼りではないとされる。
現に集中学習による被害は起きており、これ等は学習データと体の良い言葉で称した無断転載からなる、数多くのデータから統計的に導き出された切り貼りであり、傾向等に基づいた生成物ではありません。
著名人や作家、アニメーター、イラストレーター等の著作権、肖像権の侵害は日を追う毎に深刻化していく一方であり、著作者、著名人の身に覚えのない生成 AI による偽装写真や画像、イラスト等は判別のつかない領域に達しています。
５.各論点について
【 「非享受目的」に該当する場合について】
ウ 検索拡張生成（RAG）等について
>既存のデータベースや Web 上に掲載されたデータが著作物を含まないものであれば著作権法上の問題は生じないが、他方、既存のデータベースや Web 上に掲載されたデータに著作物が含まれる場合、著作物の内容をベクトルに変換したデータベースの作成等に伴う著作物の複製等が、生成に際して、当該複製等に用いられた著作物の創作的表現の全部又は一部を出力することを目的としたものである場合には 16、当該複製等は、非享受目的の利用行為とはいえず、法第 30 条の４は適用されないと考えられる。
Web 上に公開されている物は全て著作権フリーの物だとお考えなのでしょうか。

非享受目的とは到底言い難い、享受目的の生成 AI の使用による作品の売買、搾取的構造は現在、起きており著作権、肖像権等の侵害は増え続けています。
学習に用いられたデータベースの中には児童の性的虐待の写真等が含まれ極めて違法性の高い物が含まれています。
有志によって生成 AI による出力時に入力するプロンプトの中には、一方的な集中学習に用いられたとされるリストが公開され、日本国内のイラストレーターの名前が 7000 人を超える物でした。
また、海外のアーティスト、著名人の写真、作品も無断転載されており、それ等を用いた複製が出力される可能性は非常に高く国際的な問題であります。
享受目的の集中学習に用いられたであろうリストの公開により、法第 30 条の 4 に適用されないというのは詭弁と言わざる負えません。
生成 AI を介する事によって違法性は無いと判断されるのは断じて許される事ではありません。
５．各論点について
【 「非享受目的」に該当する場合について】
>特定のクリエイターの、いわゆる「作風」を容易に模倣できてしまうといった点に対する懸念も示されている。
一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当
該作品群の複製等を行うような場合は、享受目的が併存すると考えられる。
併存すると考えられるのではなく実際に起きている事案であります。
生成 AI の享受目的な利用に疑念を示した著作者の絵柄を模倣した悪質な画像の流布が Web、SNS 上に公開されました。
漫画の海賊版には法的罰則を設け、写真やイラスト等の画像は生成 AI を介する場合、享受目的または誹謗中傷、虚偽の画像の流布に対し、法的罰則を設けず合法的とするのは、法治国家である我が国で容認されるのは、極めて異常で悪質な事であります。
今、我が国が取るべき行動は一刻も早く生成 AI を規制する法案の立案、及び可決する事にあります。
アメリカ、フランス等の主要国家との連携は必然的であり、新たな国際的な条約の締結はこれからの世界には必要と考えています。

●受付番号　185001345000003903

5. 各論点について

（1）学習・開発段階

（2）生成・利用段階

小生の意見として、生成 AI の開発、学習の権利を広く認める案には強く反対するものである。

開発の段階では補助ないし参考の一つとして想定されていたであろう生成 AI だが、現状はそれに沿っているとは考えにくい使用のされ方になっている。

特筆すべきは、生成 AI 使用者のモラルの低さである。

学習元の製作者を使い捨ての素材呼ばわりし、中には（すでに「AI と著作権に関する考え方」で著作権侵害に当たるとは明記されているものの）製作者の名前を AI に組み込み、丸ごと学習させるような例もある。

「AI と著作権に関する考え方」では、上記のような生成 AI 使用者が存在する割合は相当低く見積もっているようだが、はっきり誤解であると考える。

例として絵画を含むアート作品を挙げるが、これらについて生成 AI を使用する人間の多くは、補助的に使用することが目的ではない。

継続的に努力することができなかった人間である。

彼らは自らの技術向上のために AI を用いるのではなく、他者の努力を掠め取り、優越感や承認欲求を満たすことが目的となっている。

生成 AI の著作権について、未だにフロッピーだのワープロだのというレベルの文化庁がまとめてくださっているようではあるが、甚だ稚拙であるとしか言いようがない。

まだ素案を記したにすぎない、こういうものは始まらなければわからない、というお言葉が聞こえてきそうだが、他国、とりわけ欧米から 2 周も 3 周も遅れているような日本が生成 AI をリードする、主導するといった考えがそもそも思い上がりである。

小児性愛者、性加害者に甘いこの国で、「柔軟な権利制限規定」とやらに沿って生成 AI の学習が許されてしまえばどうか。

すでに世にあるように、実際の子供や人物の記録（写真・動画など）からポルノが出来上がることは火を見るより明らかである。

この国、日本は生成 AI について法解釈を拡大すべきではなく、むしろ強く規制すべきであると訴える。

先ずは著作権侵害行為について、さらに重い刑罰を科すべきであり、それは性加害者についても同様である。

国を率いていく立場の官僚や議員にも、性加害を厳しく罰するどころか率先し

て犯していく方々ばかりのようなので、そちらの綱紀から改めるべきではないだろうか。

特に欧米では生成 AI の存在は大いに忌避されているのが現状であり、この状況で生成 AI を推し進めることは、国としての信用を失うことに繋がるだろう。

人件費を浮かせたいという思いが透けて見える素案だったが、クリエイターを蔑ろにすることは、すなわち国民を軽視することである。

たかが数年の興盛ではなく、十数年、あるいは数十年先の衰退を憂うべきではないか。

クールジャパンなどともてはやしていた国の進める政策とは思えない。

●受付番号　185001345000003904

私は人から依頼を受けて絵を描いているクリエイターです。
クリエイターからすると自分が生み出した絵は我が子同然なのですが、この生成 AI の法案が何とも受け入れ難いことばかり書いてあったので意見を送らせていただきます。
趣味で SNS 等に創作物をアップする方もいますが、近年の SNS の使い方として自分の仕事に繋がるよう、自分ことを知ってもらえるよな使い方をしているクリエイターが多いです。けして生成 AI の学習に使えるようにではありません。
そもそも利益有無なしに考えても自分の生み出した創作物を生成 AI で勝手に学習され、インターネット上で公開されるだけでもかなりの不愉快です。
さらに生成 AI で生み出したものに加筆した所が著作権で守られるなんて絶対にあってはならない事だと感じますし、生成 AI で生成を何度もしたものに著作権が与えられるなんて学習元で使われたクリエイターへの敬意がまったく感じられません。
クリエイターは使い捨てじゃないです。
生成 AI を導入していきたいのなら、まず学習元のクリエイターの著作権が有利になること、生成 AI 学習を禁止しているクリエイターの創作物は絶対に使ってはならないなど規制をかける、免許制などにして誰もが使えれる物にしてはダメだとおもいます。
こんなに生成 AI が有利な法案ができてしまえば、間違いなくクリエイターは減りますし筆を折ってしまう人もでてきます。文化殺しです。
新しい表現という方もいいますがただのコストカットではないでしょうか。
どうか考え直してください。

●受付番号　185001345000003905

”生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター”の創作活動は無からは生み出されず、必ず AI の学習元が存在します。現状では、その学習元の著作権が守られておらず、学習元の制作した創作物に相乗りしている状態に他なりません。
そのようなものを”創作”と呼ぶことにすら抵抗があります。
また、他人の技術を横取りして制作されたものを商用利用することで、学習元のクリエイターが得られたはずの利益が他者のものになるという問題はどのように解決するのかについて丁寧な説明と規制制度の公布を求めます。
AI を使わずに作品を生み出しているクリエイターの権利が侵害されている現状が続くと、自らの手で作品を 0 から生み出すクリエイターが減り、日本の誇るポップカルチャー産業の衰退を招きます。
私自身も創作活動を行っておりますが、イラスト以外にも音楽、小説執筆等 AI に関する被害報告を日々目にしており、筆を折ろうかという気持ちを抱くことも少なくありません。
そのようにこれから生まれてくるクリエイターの可能性をも潰しかねない生成 AI の活用には慎重にならなくてはいけないと考えています。
まずは生成 AI の学習元となるクリエイターたちの意見が尊重され、権利が保障されることこそが生成 AI の発展に関する絶対条件であると主張します。

●受付番号　185001345000003906

この先家族との思い出や、楽しかった写真共有なども学習として使われてしまうと思うと安心してあげることが出来ないし、
生成 AI 使った者勝ちのようになってしまうのではないか？と思います。
考え直して欲しいです

●受付番号　185001345000003907

AI を使って作成した画像に著作権を与えることに反対します。
私は絵を描いてそれに対して対価をもらうことががあるのでAIが出力するイラストというものに否定的です。AI を使った画像出力はイラストを描くにあたって必要な技術を全て無視して画像を出力することができてしまいます。イラストを描く人は今まで培ってきた技術を奪われ、それを勝手に利用されてしまいます。どんな技術も他人の真似から始まるのは確かですが、人間は時間を使って技術を習得するのに対し、AI は人間が学習する速度より圧倒的な速さで何千、何百万ものイラストを学習することができます。人間が学習してイラストを描くのとAIが出力することは全く別物であり著作権を与える必要はないと思います。またAI画像生成を利用した嫌がらせをされている例もあり、そこに著作権という権利を与えるべきではないと思います。自分で描いたイラストを勝手に AI に取り込まれて、それでお金を稼いだり、自分で描いたものだと主張されてしまっては創作をする気になれなくなってしまいます。自分の努力に便乗して文字を打っただけの人が評価されて、報酬を得るのは間違っていると思います。どうかAIに著作権を与えるのはやめてください。

●受付番号　185001345000003908

作品を生み出す著作者の許諾もなくAIへ学習する教材にするなど、日本の文化財産といえるまで発展した創作物への冒涜です。新しく創作しようする意欲を削ぎ、日本の文化の衰退へつながります。

●受付番号　185001345000003909

まず強く主張したいのは、いかに生成 AI が発達しようと、既存の手描きによる漫画や絵画やイラスト、ロゴデザインやポスターデザインや建築物設計においてのデザイン、更には文章による長編連載小説に短編小説あるいは日々の暮らしを綴ったエッセイ、論文や短歌や俳句といった方面においての明確な生身の人間の作者や絵描きやデザイナーの著作権を含んだ様々な権利を決して侵害する事のないものを求めるものであるという事です。
しかしながら現在において生成 AI の分野はそういった生身の人間による創作物から無断で学習データとして「盗む」「窃盗する」といった明確な「犯罪行為」「窃盗犯罪」無しでは現在現時点での生成する何らかの、世間からの価値を判断する基準に満たないという危険極まりない未熟さを露呈しているのが現実です。この「危険な未熟さの現実」は明確に生身の人間の創作者の著作権ひいては生活の日々の暮らしの糧を奪って困窮に追い詰める事が確実という、言葉を重ねますが「危険な未熟さという現実」です。センセーショナルに誇張して世に出されましたが、まだまだ到底、現在の人間社会の日々の暮らしに問題なく接地して根付くにはあまりにほど遠い段階なのです。
今、早急に求められているのは生成 AI による現実の生身の人間の著作物関連への一切の侵害なきようの法整備です。再び言葉を重ねますが、求められるのは堅き法整備なのです。
以上の意見を持ちまして、わたくしから「生成 AI がいたずらに生身の人間の創作者の一切の権利を侵害しないよう堅き法整備を求めるものである」と主張させていただきます。

●受付番号　185001345000003910

生成 AI によって、多くのクリエイターが作風の模倣やそれを利用した作品販売などで不利益を被っている。
クリエイターにとって自身の作風とは、揺るぎないアイデンティティであり、これを本人の許可なく個人の利益のために利用するということはあってはならない。
また、生成 AI 利用者及び AI 生成作品を閲覧する者の多くに、クリエイター自身のアイデンティティや努力といった部分を軽視する・侮辱するような礼節を欠いた振る舞いが目立つことも問題である。
そのような振る舞いにより精神的に傷付き、筆を折ってしまうようなクリエイターを出さないためにも、生成 AI はすべて規制もしくは何らかの資格制にすべきである。
個々人が自由に利用できるようなものは、法整備や著作権、クリエイティブ職に対する認識の改善など、基盤が整ってからで良い。

●受付番号　185001345000003911

AI と人が作った物が一目でわかるようにしてほしい。
AI の使用を免許制、認可制にして、プロパティ等を開くと AI で作っていることが表示されるようにしてほしい。

●受付番号　185001345000003912

自分自身や家族、友人の写真が使われたくない。また、創作物とAIが作ったものの見分け等が着きづらく、さらに創作活動等が衰退していくのではないだろうか。
自分自身が生み出したものが実際には使われてないとしても、どこで勝手に使われるか分からないという不安感を味わいたくない。
AI生成物ということを盾に、児童ポルノ法などの方にに触発される物を創作し、AIが作ったものだからなどと言われたりする可能性等もあると個人的には思う、もしこの素案を通したいのであればもっと規定等を厳しくしたりするべきではないだろうか。

●受付番号　185001345000003913

この日本という国は生成AIに補助金を配るのではなく日本中で頑張っているクリエイターや芸術家、芸術関係の仕事をする人全員を応援するべきです。好きな作家さんの作品を模倣したAI生成物が横行して心を病んでしまったり作品を作らなくなってしまうのは嫌なんです。

●受付番号　185001345000003914

AI により生成されたものに著作権が適用されることはまずないと思います。誰が表現しても同じようにならないもの、とありますが、まずその「誰が」とは AI でしょうか？それとも AI に対し要求した人でしょうか。どちらにせよ誰が表現しても同じようにならない、という訳には行かないと思います。現に今の生成 AI における表現は多様性を欠いており、そして二進数が作り出した限りのある色、形、構図です。これから絵や小説を書かなくていい時代になっても、学習元が減り同じようなものばかりが生み出され続けると思います。
そして、音楽、美術、文芸、学術に属さないものは適用されないというのも、AI は音楽でも美術でも文芸でも学術でもなんでもないので、その通りになるべきだと考えます。
AI は人に勝てないという話がありますが、結局絵を見る側の人間は一般人です。絵を描かない人も絵が好きで、目に留まります。AI を用いて創作活動をしたなどという日本語さえわかってない人は､絵を描いていないので AI によって生成されたものが絵に見えるんです。そこが一番問題だと思います。
絵を描いていないと、小説を書いていないと、音楽を作っていないと、その学問にいないと、AI 生成か人間が作ったかの違いが分からないんです。だから人は騙されるんです。
問題提起しかできませんが、これらは確実なものだと思っています。
AI による教育はとても便利だと思いますが、それだけにとどまると人間は進歩できなくなります。人が人に教えることはこれからも続けていくべきだと思います。

●受付番号　185001345000003915

今テレビ・スマホゲームでAi生成によるパクり・盗作（主に画像）で悪どくて卑劣で下劣な作品が大量に有って安心してプレイや購入が出来ません。イラストのホームページも酷い粗製乱造ばかり。海外ではしっかり規制して悪を無くそうとしているのに何故わがサブカルの国である日本はここまで落ちぶれてしまったのでしょうか。正直Aiを廃止して欲しいです。盗作で金儲け・正当な方が痛い目を見るなんて明らかに間違っています。本当に罰したりしてください。私はAiが心の底から嫌いです。Aiを追い出してください。

●受付番号　185001345000003916

個人で漫画を描き、インディーズ市場にて販売して生活しております。
生成 AI により、インディーズ市場に AI 作品が溢れ、1 日の当落の 8 割が AI で埋まっております。
その中でも、アダルトを描いてない作家の絵柄を集中学習させ描かれたアダルト作品、死亡説が出ている音信のない人気作家の作品を集中学習させ、勝手に二次創作を作って販売など、倫理観のない使用法も見受けられます。
明確な作家名をつけた作家の画風に寄せてある AI などは特に悪質であると思います。
著作側が許可した学習可能な絵だけで学習した AI に限らなければイラスト業界はどんどん被害が増して行くと思われます。

●受付番号　185001345000003917

ＡＩによる技術進歩はあるものの、使用者の倫理観が追いついておらず無法地帯になっている。使用を嫌がる創作者に対する過剰な攻撃、わざとその人の作品を学習させた模倣モデルの作成、ＡＩ禁止プラットフォームにわざと投稿するなど。
産業・技術の進化により特定の職種に対するニーズが減るというのは歴史上起こってきたものの、ＡＩは他者の権利を侵害してアウトプットすることが問題であり、そこを整備しないまま機能のみ進化していくことに強い危機感を覚える。

●受付番号　185001345000003918

「AI と著作権に関する考え方について（素案)」を読ませていただいて、
生成 AI の存在を良しとしている内容だと感じました。
生成 AI に対する認識がズレているように思います。
ネット上にある写真やイラストなどを無断無許可で収集し学習させることでしか成り立たない「生成 AI」の存在自体が間違っています。
嫌がる人から無理やり写真やイラストを盗み、勝手に合成させ盗人の利益になることを文明の進化とは言いません。
このままだと日本は泥棒大歓迎の国になってしまいます。
生成 AI の著作権侵害の問題を考える前に、
生成 AI が他人の物を盗まないと成り立たない技術であるということを考え議論していただきたいです。

●受付番号　185001345000003919

著作権の無意味化を加速させ善意のクリエイター全てに損害を与えるイラスト生成AIを法的に保護するなどあってはなりません。
現状生成AIの本質は無断でインターネットから違法にダウンロードした多くのデータをコラージュすることで画像を生成しています。
本来であれば元データに使用するものは、その権利を保有するものに正当な手順で許可を得たものでなければなりませんが、現状の生成AIではその手順が守られているものがほぼ存在していないと存じます。
仮に生成AIを保護する制度を作りたいのであれば、AIの学習元データを開発元が公共に公開しなければならないなどの対策が必要と存じます。
法整備に関わる賢明な方々であれば理解できぬ内容ではないかと思います。
どうか今一度よく調査した上で判断なさっていただけると恥を晒すことはないかと存じます。

●受付番号　185001345000003920

AI 出力には素材が必要です。
その素材は生身の人間が作ったものです。
それを勝手に読みとって改変して出力するというのは倫理的にあってはならないと思います。
AI の素材データ読み込みに対する法整備をして頂きたい。
今現状の AI で出力したものに関して出力者に著作権など適用されないようにしてください。
このままでは日本が誇るべき作家、クリエイター、デザイナー等の仕事が衰退し、新しいものに出会えなくなるでしょう。
日本の宝を失うことがありませんように。

●受付番号　185001345000003921

当方は、物心着いた頃より絵を描き、創作に携わる職につきたく美術大学に進学し、創作物販売の経験もある大学四年生です。
今後創作活動を職にしたところで、創作が保護されず創作の価値が守られない現在の日本の環境下で創作活動を職にするのは恐ろしく、自身の人生を棒に振ると判断したため、クリエイターの職を諦め一般職より内定を頂くことに決めました。
一般職につきながら趣味で創作活動を行う予定ですが、私のように「クリエイターが保護されない現状で創作活動を本業にすることは避けたい」という方は、たくさんいらっしゃるのではないかと思います。
絵を趣味にする方はたくさんおり、そのような方々は絵を描かずにはいられないため、Aiが素材とするデータは今後しばらく膨大にあるかと思われます。しかし消費者の数のほうが圧倒的に多いですし、Ai が生成するスピードは人の手とは比べ物にならない程早く、業界はあっという間に生成 Ai に食い荒らされてしまうかと思います。
絵を描けば分かりますが、一見簡単に見えたとしても、何十時間と画面に向き合って産まれた創作物の端々には作者の明確な意図が散らばっており、当然ひとつひとつ、創作者が今まで学習してきた経験より思考し、選んだ色彩と形状から成り立っています。色彩論を勉強し、デッサンを何年も学び、自身の表現がどのように鑑賞者に影響を与えるか、今までの創作物をいかに改善するか等考えられた結果です。
創作物に含まれる効果的な表現のひとつひとつは、「意図しないと描けない」のです。自身にあるもの、または勉強して獲得したものしか表現できないのです。
Ai はその意図された膨大なデータを「意図せず」自由に選び取り、コラージュのように繋ぎ合わせて正当に見えるよう生成します。人の手で作れば必ず修正されていくはずの細かい齟齬や矛盾、歪みがそのまま出力され、生成者や編集者の目では「どのような意図がある表現か、どのような過程でつくられた表現か」といった当然の創作物の情報を、判断することのないまま消費者へ流通されることとなります。
消費者の元へ流れたデータをまた Ai が選び取ると、もうその歪みは修正することができず、大きくなっていくと思います。
創作者が保護されないことでクリエイターが減っていく現代で、このようなことが起こると、ますます粗悪なデータ（創作物とは言えないと思いますが）が世の中に溢れ、「Ai を選びたくない消費者」の権利も阻害し、情報も汚染されていきます。少なくとも私は Ai を選びたくありませんし、見たくありませんし、自身の創作物が Ai によって利用され編集されたくありません。（Ai は素材となった複数のうちの 1 つを、正にそのまま出力する場合もあります。その問題すら解決出来ていない侮辱的な現状です。）
Ai 生成者、編集者、消費者は、生成された絵を見て「善し悪しを判断する」程度の感情の動き、そして単なる取捨選択を「自身独自の創作やアイデアの表現」と思い込んでいるケ

ースが多いです。それを形にするためにどれだけ時間がかかるか、取捨選択出来るほど数を作ることにどれほどコストがかかるか考えが至らない時点で業界に迎合するべきものではありません。「創作性が認められる」ということは、全体に創作者の明確な意図が及ばなければなりません。ベースが Ai である時点で後からどうとでも言えますし、外部から見分けることもできません。
画像データとして表示できる創作物は特に 1 秒にも満たない瞬間で消費されることも多いですが、そのような短い時間で創作物の判断ができる、という無知な姿勢が Ai 生成者または編集者、そして私たち含む消費者です。
知識と技術を獲得した専門者が守られない業界で正当な対価を得て正当な労働ができるとは思えません。
近年の動きに本当に危機感を抱いております。どうかクリエイターの創作技術を保護してください。

●受付番号　185001345000003922

誰かの作品を学習したAIで作成されたものの権利は大幅に制限しないと危険です。現在でもすでにオリジナルの作風のイメージを損なう表現のものを生成された方もいます。法律で許されているからと、使わないで欲しいという学習元に攻撃的な態度を取る方も見られます。
このままでは創作の発表が減り、文化的な豊かさが損なわれることになります。無断でAIの学習に他人の著作物を利用できる状況はよくありません。これからのAIの発展のためにもAI学習を制限し、学習元は絶対に開示させるルールを作り、そこに許可されていない作品があれば通報できるようにするなどの対処が必要です。制限がうまくゆけば学習用の著作物の製作者にも報酬があるなどメリットのある仕組みが作れるはずです。

●受付番号　185001345000003923

本来なら作品の権利は作者にあるのでAI学習に使うかどうかの選択も作者がするものですですが現状は関係のない人物が勝手にAIにデータを学習させて作者の権利を侵害してしまっているので問題があると思います

●受付番号　185001345000003924

この先AI学習で出力されたものと人力で生み出されたものの区別がつかなくなってしまったとき、数多のトラブルが起こると考えています。
変な言いがかりをつけられたり、自分の積み重ねてきた時間や努力を簡単に踏み躙られたり、実際そういったようなことは現時点でも見かけることがあります。創作活動が嫌になってやめてしまう人も居ます。
知らない間に自分の創作物と酷似したものが自分以外の人の手で大量に生成されている、販売されている、少しも望んでいない使われ方をしている、というのは恐怖でしかありません。
AI を絶対悪だと言いたいわけでもありません。何をしたいかによっては AI を使わずとも人の手だけでできてしまうからです。ですが、今生成AIというものは悪印象を抱いてしまうようなことばかりを起こしているのが殆どです。
たくさんの人が安心して創作活動を行えない環境は好ましいものではないはずです。データの収集元が人の手で生み出された創作物であることを前提として長い目で見ると、文化の衰退に影響を及ぼしてしまうかもしれません。自分の生み出した物を共有することに不安や恐怖が付き纏うというのは回避する方が良いと思います。
拙い文章で申し訳ありません。見当違いな意見かもしれませんが、生成AIはなるべく強く規制すべきもので、そう簡単に著作権を発生させてはいけないと思います。

●受付番号　185001345000003925

AI に学習される元となる作品や創作者の権利が守られなさそうなのが不安過ぎます

●受付番号　185001345000003926

AI 生成の学習元となるのは「ネットに漂流している素材」などでは決してない。
人間の手によって創られたものでしかなく、これを蔑ろにするような悪意ある人間に利用されるに飽き足らず、金儲けの道具となり果てている現状に我慢ならない。
AI 技術に罪はなく、また否定し排除したいのではない。あくまでクリエイターの権利を保護するのが何においても優先・重要視されてしかるべきである。
AI 技術をいかに利用するかは、その後であっても十分であると考える。

●受付番号　185001345000003927

生成 AI の技術的な背景について、という項目について。
「学習データは切り貼りではない」とありますが、これはどういうことなのでしょうか。明らかに他のデータからの切り貼り、無断転載が見受けられると思うのですが。実際に被害に遭われている方を無視して、生成 AI を推進していくつもりでしょうか。だとしたら考えを改めて頂きたいです。
生成 AI という言葉だけで嫌悪する方が大半です。可能なら今すぐにでも生成 AI そのものを無くして頂きたいです。

●受付番号　185001345000003928

自身の手で、膨大な時間を消費して絵を書いているイラストレーターさんの絵を、無断でAIに使用し、それを発見したイラストレーターさんが活動をやめてしまう事があります。せっかく描かれた絵を消してしまったり、収入となる絵を使われてしまったりもあると思うと、創作界隈の未来が不安でいっぱいだと思います。
実際、絵の依頼でラフを送り相談していた方が、ラフをAIに読み込ませるのに使われ、料金も払われなかった事が起きたそうです。これではイラストレーターさんの収入源が危ういですし、依頼をやめてしまう方も、毎回警戒しながら仕事する方も多いと思われます。
それから素敵な絵を見つけても、AIなのではないかと疑ってしまったり、イラストレーターさんが疑われたりと、一つの文化が失われてしまっています。創作活動の文化と自由が失われてしまうので、AIを使用するのに厳しい規則が必要です。
アニメや漫画などのキャラクターの絵を取り込み、似た絵柄で存在しないキャラクターのAIイラストを見た時は、混乱しました。キャラクターを調べても公式には存在せず出てこない、パロディなどと明記されず、たくさんの人の混乱を招くと思います。
生成AIの使用を規制する、無断で絵をAIに使用した場合は罰則、生成AIに絵を使用できないように技術で工夫するなど、イラストレーターさんと創作活動を守る決まりを作って頂きたいです。よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003929

私は生成 AI の規制に賛成です。
このまま生成 AI が蔓延ることを許してしまうと、イラストレーターの活動機会損失に繋がります。生成 AI 利用者の中には、悪意を持って許可なく特定のイラストレーターの作品を取り込み、過激なイラストを生成してお金儲けをしている人もいます。こういった現状を許容してしまうと、長い目で見た場合文化の衰退につながると考えます。
また、データセットの中には児童ポルノも含まれています。そのようなデータを使って画像を生成された場合、子供達の顔や身体がほとんどそのまま出力されることもあるため、このようなデータを使用して画像を生成することは許されないと考えます。
・生成 AI は許可されたデータのみ使用可能にする
・生成 AI を用いて作成した画像には何らかの印を付け、消してはいけない
などの対応をすることが望ましいと考えます。
ご検討のほどよろしくお願い致します。

●受付番号　185001345000003930

日本の創作文化を失いたくないのなら今すぐ案を取り消してほしいと思います。

●受付番号　185001345000003931

AI における著作権を無視する行為や絵師様の絵をコピーする行為は許してはいけないと思います。
個人的なもので、拙い絵ですが私のイラストを AI で改変しては送り付けてくる人がいました。2、3 ヶ月近くほど粘着されていたのですが、その時の心情はとてもじゃないが言い表せません。現在活動を辞めている原因にもなります。
このような行為を行うのは人としてどうか、という問題にはなりますが、そもそもそれが可能になる AI の存在が大きいものと思われます。イラスト、漫画、アニメを含む所謂"オタク文化"は今では世界に誇れるほどの規模となっております。
それを支えるクリエイターの方々を守るためにも AI に対して強気に対応して頂ければ有難く思います。

●受付番号　185001345000003932

学習段階で色んな人のイラストを使用していることに強い不快感がある。

●受付番号　185001345000003933

AI に読み込ませていい作品だけが集積売買等の素材として使える場があるといい。そこから得られたAIだけがクリーンなものとして受け取れる。そこから得たという証明にもなる。
AI 作品として存在している全てが盗品から出来ていて嫌悪感しかない。
悪意をもって特定の作家の作品を奪い、被害を受けている。
学校教育でもきちんと伝えやすくなると思う。

●受付番号　185001345000003934

文化審議会著作権分科会法制度小委員会（第 6 回）
AI と著作権に関する考え方について（素案）令和 6 年 1 月 15 日時点版（見え消し）より２点質問したい。
１．現行の著作権法について
P15.
５．各論点について
（１）学習・開発段階
（ア）平成 30 年改正の趣旨
平成 30 年改正の段階では、「現在の生成 AI」を想定していなかったのか。想定していなかった場合、何を想定していなかったのかを。想定していた場合、何故今更なる議論が必要となったのかをご教授願いたい。
２．「必要と認められる限度」について
P27
５．各論点について
（１）学習・開発段階
キ
【その他の論点について】
”大量のデータを必要とする機械学習（深層学習）の性質を踏まえると、AI 学習のために複製等を行う著作物の量が大量であることをもって、「必要と認められる限度」を超えると評価されるものではない”
の記載について、”何故大量に複製を行うと限度を超えると評されないのか”の部分を詳細化し、解説願いたい。
以上、よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003935

生成 AI によって好きな作家さんや絵師さんが苦しむ姿ばかり見てきたので、厳しく規制していただきたいです。

●受付番号　185001345000003936

生成 AI イラストで絵師作家さんのほとんどが大迷惑をしています。
個人が思う小さな話ではなく、文化全体の損失につながると思います。
普通にこれは盗用であり泥棒と同じです。
普通のカリキュラムや知識はお金を払って手に入れることがほとんどですが
生成 AI は元作家の絵柄を無断で使用学習しています。あってはならないことです。
誰でも生成 AI を使用できるようにすべきではないですし免許制などにすべきとも思います。
また、手描きと AI 絵の判別がつかずトラブルにならないかも不安です。
そういう類の犯罪も起きてくると思います。

●受付番号　185001345000003937

【項目名】
5.各論点について
(3)生成物の著作物性について
イについて
…生成物が著作物として保護対象と認められうる可能性を示しているが、これを否定する。
2.(1).アによれば、誰が表現しても同じようなものとなるありふれた表現については、著作物として認められるための要件を欠くとされており、この観点から、同一の生成 AI モデルとプロンプトを用いた場合において生成物に生成 AI 利用者を判別しうる材料が見受けられなければ、生成物は著作物として認められる要件を満たさないと考えられるためである。
例えば、人物 A と人物 B が同一の生成 AI モデルとプロンプトを用いて生成した生成物複数を比較した場合に、「人物 A の生成 AI 利用による生成物」と「人物 B の生成 AI 利用による生成物」との間に異なる傾向を見出すことができなければならないが、実際には同一の生成 AI モデルとプロンプトを用いた場合、利用者による差異は認められないと考えられる。
プロンプトに独自性が認められれば創作的寄与があると評価されうるとの記述もあるが、複製が容易で即座に陳腐化するプロンプトの独創性を評価することは困難である。
また、高性能なコンピュータを用いて生成 AI を稼働させ続けることが可能な者が先んじて膨大な生成物を著作物とし、後発の創作物や生成物に類似性を指摘して権利主張をする体制が構築されれば、創作活動の萎縮、市場の崩壊を招くことが危惧される。
これらのことから、生成 AI による生成物を著作物と認めることに全面的に反対する。

●受付番号　185001345000003938

項目名の 3.「生成 AI の技術的な背景について」(1)生成 AI について　に関しては政府関係者及び一般市民に対する誤解が広まっており、イラスト業界関係者以外にも実害発生が認められている為に、正確な実態解明と今後一切の海賊版量産禁止命令を交付していただきたく思っている。
現在知られている生成 AI はそもそも人工知能と呼べない代物であり、
正体は「画像合成型検索エンジン」であることを周知していただきたい。
全容を掻い摘んで述べると「既存の著作物及び画像をタグ付けしてサーバに圧縮した後、命令した文言に沿った画像を合成したモノを出力する」のが実際の機能です。
元画像からの再出力率はほぼ 99%であり、イラストであれば海賊版に該当します。
また実在の人物を指す言葉を入力した際、裸の画像へ置き換えられる場合があるのは「実際のポルノ画像が無許可の状態で無作為にネット上か収集されている」からです。
児童が性的虐待に遭っている画像すらも収集しているから、イラスト調のリアルな児童ポルノ画像が出力されてしまうのです。
このリスクはイラスト業界に関して致命的な問題となってのしかかっています。
先程述べた通りタグ付けされた海賊版画像に性的要素を合成させた場合、イラストレーターが開発した「絵柄」が無断利用されるだけでなく、最終的に信用の失墜及び職業人としての生活が破壊されてしまいます。
既に実害報告が SNS では多数上がっており、精神的に病んでしまい服薬と鬱状態を交互に行き来する人等が観測されています。
しかしこの事例もあくまで生存者が語っているから外野が認識できるのです。バイアス抜きに表現すれば「病んで命を絶った人は語る事ができない」為に認知されにくい。公衆の面前に立てるだけまだマシですが、現在もそのような被害報告を続けている方に対して迷惑メールや殺害予告等の嫌がらせは続いており由々しき事態が継続しているのは疑いようもありません。
それだけでなく、クールジャパン戦略を掲げる日本のアニメ・漫画市場も続々と影響を受けており、実務労働者であるアニメーターや作画担当者が解雇されるだけでなく購買意欲が落ち込んでしまうでしょう。先々の動向を考えれば、近いうちに創作市場は生成 AI ユーザーによる信用の破壊行為によって壊滅的な打撃を受け再起不能に陥ります。
素案において述べられていた内容など、絵に描いた餅ですらありません。
[redacted]の行った小説内における生成 AI による出力文書の引用すら著作権侵害に当たる可能性が極めて高いと思われます。この事からもイラスト業界に関わらず、知的財産を利用する業界であれば例外なく生成 AI による被害が発生するという目算が立ちます。
このような事例を踏まえた上で生成 AI への規制を希望しています。
実害を受けている被害者、には最早誰であれなってしまう危険性を孕んでいる技術なんで

す。どうかより深刻な状況に突入する前に法規制を強化して、生成 AI 全般の利用を禁止していただきたく存じます。

●受付番号　185001345000003939

現時点での素案に関して、全体的に同意します。
著作権の問題と技術の問題をわけて、冷静に考えるべきと思います。
主にイラストレーターが問題にしている事柄について、ほとんどは現行の著作権で解決できる問題だと思います。
それよりも、AI 推進派と反 AI 派の対立を助長する要因となる扇動者が存在しており（単なるインプレッション目的の可能性もあれば、海外の介入の可能性も考慮すべきかもしれませんが)、感情的な対立が拡大しないよう、法的手段を用いて悪質な扇動者に対処し、その目的を明確にする必要があると考えます。これにより、対話と理性的な議論を奨励し、不必要な対立を回避できると思います。
ブロックチェーンやドローンなど、過去において技術自体の問題と、その悪用に関する問題が混同され、結果として日本が技術分野で遅れることがあったケースを考慮すると、これらの要素を明確に区別して議論することが重要です。
法的な問題だけでなく、高度に政治的で人間感情的な側面も含まれており、解決が難しい部分があるかと思いますが、上記の点を踏まえた対応をよろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003940

AI 絵のせいでどれだけ創作文化に泥を塗られて、どれだけの人が被害にあって傷ついたか考えてください。AI 絵で利益を得ようとするもんならもうそれは犯罪です。盗作と同じです。

●受付番号　185001345000003941

3 生成 AI の技術的な背景について

どの作品のどの部分をどれだけ使ってデータが作られたか分からない生成 AI が、どうして切り貼りでないと言い切れるのでしょうか。もちろんオリジナル同然のクオリティで生成されたものも存在しますが、現段階の AI 技術で生成された作品の中には、ピッタリ重なる絵、全く同じ言い回しが生成されたという例が数多くあるように見受けられます。そうなれば自ずと「オリジナルに見えている AI 作品も、使われたデータを見れば切り貼りだった」と後から発覚するのではと、素人は懸念してしまいます。もちろん、自分が昔投稿した作品が使われていても気づかず、何年も経った後に気付くのではと思うと怖くてたまりません。自分が書いた文章は、拙作の小説から仕事で作った報告書に至るまで、自分が必死で頭を使って書き上げたもの。知らぬ間に流用されるのはとても許せません。許可されたデータを、正しい倫理で使う助けになる法律が制定されることを望みます。

●受付番号　185001345000003942

5（1）の学習開発段階について
そもそも個人が己の技量や勉強、研鑽の結果生み出した作品を「AI 生成の為に学習」させ他の作品の材料扱いにすること自体が思考がおかしい。
自分自身も絵を生業とするが、学習材料などにされたく無い。
パクりや盗作となんら変わらない。
それで素晴らしい作品が出来たなど、活動しているアーティストに対する侮辱以外の何物でもない。
また元の原作者は己のアイデアやイラスト、音楽、文章などの著作権を無視されることとなり、現在でもトレースや一部改変しただけど盗作が横行しており、アーティストが被害を被り、最悪筆を折る事態も多数招いている状況を更に悪化させるとしか考えらない。
ネット上での作品の公開等に警戒する作家も増えることが予想され、クールジャパンの目玉にしたいはずの日本のサブカルチャーの大本を衰退させる以外の何物でもない。
現在「己の才能で」作品を生み出している作家を「無料で作品をネット生成する為の都合のいい材料」だと捉えてるのが透けて見える最悪の法案です。
そこまで AI 生成を推進したいなら、企業、個人に関わらず免許制にして違反や盗作等の場合は罰則を設ける等のアーティストを保護する策もきちんとしてほしい。

●受付番号　185001345000003943

現在、AI を使おうという動きが文化庁の中で大きすぎると考えます。
既に有名イラストレーターが AI の「学習」に無断に使われており、多くの人の仕事が脅かされている実情を一切顧みずこのような素案が出される事に驚いております。
まずは無断に使われた者に対して補償など法整備をしてから推進すべきでないでしょうか。
また、AI で生成されたものに「著作権」を適用するとなると、クリエイターが長い時間をかけて作り上げた技術が全て踏みにじられる事態となるでしょう。あまりにもクリエイターの事を考えていない、意見を取り入れる努力を怠っているように見えます。
クリエイターを保護する案に修正されることを望んでいます。

●受付番号　185001345000003944

⑴学習・開発段階について
この段階ではネット上に公開されている画像が主に学習元になっており、それら著作者の承諾が得られず若しくはその機会も与えずに使用されている。更にこのようなことが起きると予期していない状態で投稿している人がほとんどであるので所謂後出しジャンケンのように学習されている。
なので許可されていない学習元がある生成AIは停止するような処置をするべきだと考える。
オプトアウトではなくオプトイン形式で進めてもらいたい。
自分のだけを学習させれば良いでは無いかという意見もあるが、自分のものだけでは学習が不完全である。そういうものにはベースに他者のデータが大量に混入している。
⑵生成・利用段階
生成物を利用して、人を攻撃したり、心理的な嫌がらせ若しくはそれに近しい事をしている人がSNSには多く見られる。
利用者非利用者の棲み分けも含め、生成物とわかるようなウォーターマークなど必ず付け加えたり、表示させないようなシステムを確立させることが必要だと考えられる。
⑶生成物の著作物性について
追記部分に著作権が発生するような意見が出ているが、全体に薄い色を被せたりなどする事でいくらでも追記部分以外に著作権が発生させられるような試みが出来てしまうので他の案にする必要があるのでは無いか？
⑷その他
クリエイターを保護されるような環境を整えてもらいたい

●受付番号　185001345000003945

AI 生成において、今後仕事を失い、表現の自由が奪われることが 1 番懸念されます。
技術の進歩はとても素晴らしいですが、許諾なしで AI 生成を使用することはあり得なく、合ってはならないことだと思います。その表現、学習元のクリエイターたちを侮辱する行為だとわたしは思います。

●受付番号　185001345000003946

クリエイターの作品をAIの学習目的であっても無断で使用する事はクリエイター本人に影響が有る無しに関わらず窃盗罪に当たると考えます。
現時点でも1人のクリエイターの作品をそのままAIにて出力し、それを販売する事でクリエイター本人に影響が出ている事例が存在しています。
AIツールを禁止とまではいきませんが、学習物に対してクリエイター本人に承諾を得るかつ無断で学習での使用をした場合相応の罰則規定をするよう変更のほどよろしくお願い申し上げます。

●受付番号　185001345000003947

私はAIによる自動診断技術について学んでいる大学生です。
生成AIの問題点は学習元のデータセットの著作権が不明な点が大きいと考えています。
現在普及されている生成AIでは学習元のデータセットの著作権が不明であり、著作権侵害を行いたくないと考えている人でもわからずに使用していることが多いです。もしくは、著作権侵害を理解しながらも個人の利益のために人の絵や文章を学習させ、使用している方もいます。
生成AIを使用することが悪なのではなく、データセットの著作権を明らかにすることか重要だと考えています。
実際に許可された創作物のデータセットを学習した生成AIモデルも存在します。こちら有料であるため、あまり普及はしていませんがこのような生成AIであれば利用するのは問題ないと考えています。
自分好みの生成AIを使用したいのであれば、まず学習モデルを自身で作成すべきです。私の作成した自動診断モデルも、多くのデータセットが必要となり、配布されているデータを使用しました。それでも足りない場合は、自分で撮影を行いました。
このようにデータセットを自身で作成すべきです。それができない人は生成AIを使用すべきではありません。
人の努力を掠め取るような現状をそのままにすべきではありません。
技術の発展は望みますが、まだ生成AIは世の中に普及されていいものではないと考えています。

●受付番号　185001345000003948

生成 AI の法規制を求める。
具体的には、
・生成 AI によって生成された画像には生成 AI を利用していることを明示するウォーターマーク(透かし)等を入れること。
・著作物をその著作者に無断で生成 AI に学習させることに対し罰則を規定すること。
・生成 AI がどのようなデータを学習したのか、元となるデータを全て公開すること。
の三点を求める。
生成 AI の普及は主に創作分野に対して悪影響をもたらす可能性が非常に高く、個々の努力や認知の偏り等から生まれる作品の個性を、他者が容易に奪い取り利用するフリーライド(ただ乗り)等が危惧される。
こうしたフリーライドが横行する社会においては個々の努力は軽視され、始めから生成 AI でフリーライドすることが最適解となる。生成 AI の進化には元となるデータが必要であり、それらがなければ生成 AI は新たな表現を生み出すことが出来ず、文化は停滞する。従来の創作分野では人々が自ら努力し技術を研鑽することによって新たな作風を作り出し創作文化の進化を促してきたが、フリーライドが当たり前の世界ではそうした努力をしたところで生成 AI に学習される「エサ」にしかなりようがなく、人々は努力に対して無気力になり、創作文化は衰退する。
現状ではこうした無断学習に対する対抗策がなく作品を無断で学習されても創作者は泣き寝入りするしかない。
この状況に対し EU では既に法的に生成 AI を規制する方向に動いており、上記の三点についても EU の法案と概ね似たような内容を書いており、法的な規制に最低限必須な条件だと考える。
日本の創作分野には国内のみならず国外にも多くのファンがおり、生成 AI の氾濫はこうした国内外のファンの日本コンテンツへの不信、失望に繋がりかねない課題だと考えられる。
そのため生成 AI の規制は一刻も早く行われるべきである。

●受付番号　185001345000003949

４．関係者からの様々な懸念の声について
＜クリエイターや実演家等の権利者の懸念＞
4 著作物等が AI 開発・学習に無断で利用されている
5 海賊版等、違法にアップロードされているものも学習されてしまうこと
人間は古来より周囲にあるものを無数に取り込み、いわゆるオリジナリィを主張することによって創作は発展してきた。
既存の要素を分解し取り込み、バラバラに組み合わせたものを成果物として出力する、という工程はヒト AI 問わず同様だと考える。
著作物を AI へ無断で学習させる行為を非とする場合は人間に対しても同様であり、現在よりはるかに厳しい法規制が必要となる。
私は過度に規制されたその未来を望みません。
５．各論点について
（１）学習・開発段階
【著作権者の利益を不当に害することとなる場合について】
エ 著作権者の利益を不当に害することとなる場合の具体例について
（イ）アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることについて
アイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じた場合、写真の台頭により写実主義が大きく衰退したことと同様、及び一般的な「ジャンル」の概念に従い、人物同士による正常な競争が行われている状況と同一だと考える。

●受付番号　185001345000003950

IT エンジニアとイラストレータをやっています。普段から生成 AI はツールとして非常に便利で、文章のアウトプットだけでなくイラスト作成時の構図のプロットやイラストのヒントとして効率化をさせていただいております。著作権についても一通り学んでおり、文化庁様のセミナー資料も熟読しました。類似性と依拠性に基づくものだとは思いますが、現状界隈では色々言われており、肩身が狭い思いもしています。
しかし技術的革新は非常に重要であり、便利なツールが世に生まれることは非常に好ましいと思っています。
一方で、便利な道具は時に凶器になることも歴史から分かります。結局は使う人の倫理観であり、技術を衰退させるのではなく、技術倫理の向上が必要ではないかと考えております。
「技術は人なり」という言葉があるように、優れた技術には教養も必要であり、法律やそれを取り巻く倫理もアップデートしていく必要があると思います。
技術を衰退させることなく、活用できる世の中になればよいと考えております。

●受付番号　185001345000003951

クリエイターの心と利益を守るために許可なく成果物を学習させた生成AIの出力結果を公表や販売等できないようにしてほしい。
生成AIでどのようなデータを学習させたか出力結果から明確にできないのであれば、生成AIの出力結果の公表や販売等は取締るしかないのでは。

●受付番号　185001345000003952

AI のイラスト学習について
AI 技術については肯定意見を持っています。ただ、同じくらい著者の権利の保護を求めています。
今、イラスト制作者の敵として AI が認識されているように思いますが、本来技術とは社会を発展させるためのツールであるべきだと思います。
不安要素無くイラスト制作者が AI を使い、より良いイラスト、アニメ、漫画文化を築くためにも、AI 利用についての法整備、AI 導入までのある程度の試験などが設けられると良いのかなと思いました。
また、SNS 上では AI を使用し無断学習をして著作者に嫌がらせ、攻撃する状況も散見します。
中には明らかに名誉毀損や営業妨害になると思えるものもあります。これらの悪用もきちんと捌けるようになるととても心強いです。
私は日本のアニメ、漫画文化に大変救われてきました、これからも、これからを生きる人々の力になれると信じています。
どうかクリエイター達がより自由に、より多くの選択肢を持ちながら社会生活ができるように願っています。
何卒、よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003953

断固反対します　悪意ある AI 使用を助長するものであり、プロ・アマ問わず創作が衰退しかねないことだと感じます。

●受付番号　185001345000003954

生成 AI の学習元は主にクリエイターが作成したコンテンツであり、それを無断学習することはクリエイターを尊重していないと感じる。商用利用については特に厳しく法整備してほしい

●受付番号　185001345000003955

現状イラストや写真を無断で使った生成 AI が問題になっている。著作者の知らないところで勝手にイラストや写真が使わたり、特定のアーティストの著作物の画風を意図的に集中学習させたりと著作者の意思を無視した使用が多く存在する。またパッと見て本物と分からないような写真や動画のデマ情報が拡散してしまう事態が災害時に目立つ事例であった。インターネット上で無尽蔵にデータを集められ、著作者が一方的に著作物を使用され生成物による問題が起きた場合の責任の所在と被害の全容が不明となることの懸念も大きい。
生成 AI において重視すべきはアイディアや画風以前に学習・生成に膨大なデータが必要ででありそのデータは著作物に完全に依存している点である。著作物と言う直性的なデータが大量に必要であるという生成 AI の性質と著作物を生む著作者の権利を守るという 2 点は相性が悪くデータの収集に膨大な手間または金銭的負担が必要となり開発の効率が落ちてしまうことを考慮して開発・学習段階で非享受目的の利用行為としてに 30 条の 4 を適用するという考え方であると考えられる。しかし音楽や絵、文字等自体完全な私的利用を除けば自分から他者へ向けた意思疎通、表現でありほとんどの場合において享受目的である。収集・複製段階で仮に享受目的で無かったとしても著作者としては収集・複製から学習、出力までで一つの纏まったプロセスであり最終的に享受するものである以上むしろ享受されることを前提として考えるべきであると考える。
絵や音楽等創造的作業ははまず技術の習得や向上に多くの時間がかかる。多くの時間と労力を掛けて磨き上げる誰でもは出来ない技術であるからこそ文化としての価値があり絵柄や作風、作る内容等の組み合わせによって各々の作家性が生まれ、汎用的でないある種の希少性を持つからこその価値である。生成 AI は人間より圧倒的なスピードで作ることが可能であるという点と誰でも比較的容易に一定以上のクオリティのある物を作れてしまうという点の 2 つは人とは明確に違う特性であり、「価値」によって成り立つ創作は生成 AI の無尽蔵な大量生産は絵や音楽自体の文化的価値を落としかねないものであると考える。まして享受目的であるか否かや類似性や依拠性のみによる判断で著作者への対価無く一方的な利用が可能な場合これは容易に起こってしまうことである。生成 AI は学習元データに依存してる以上必ず学習元の要素は必ず出力物に反映される。事実生成 AI の出力したものは顔や塗り等の類似性が見られ人では不可能なスピードで生産しインターネット上に溢れたことで消費者側から凡庸な絵柄して「ますぴ顔」と呼ばれ当然学習元となった著作者は単なる金銭的な利益等の問題でなく表現者としての価値を奪われてしまうのである。文字のフォント、音楽が画像等素材も各々に明確に製作者が存在し著作権を持ち、用途による制限や使用料等それぞれの利用規約に基づいて使用できる状態である。また利益還元の例としてユーチューブでは違法アップロードされた著作物に対して権利者が広告を挟んだり停止できる仕組みがある。あらゆる市場と同様に創作面においても供給と需要、価値のバランスがある程度の範囲内で維持されることによって成り立つ。法的制約の無い限りなく際

限の無い利用、生産が可能な状態は避けるべきである。
また特に写真のような実写に近い生成物は実際に撮られたものと見分けがつかないものが作れてしまい、悪用されるケースが増えてきている。災害や戦争、政治的面でのデマ画像やポルノ画像の生成による被害があり、写真や映像のような今まで一定の信憑性が担保された記録媒体そのものがその価値を失ってしまう危険性がある。
これらの話から生成AIにおいては無断学習の禁止と学習元となる著作物の著作者が適切な対価をもらえる仕組み作り、学習元のデータの公開義務、また著作権マークのようなAI生成物であると分かるマークの設定を行うべきであると考える。

●受付番号　185001345000003956

悪用する人に対する対策が運用に対して間に合っていないと思います。イラストレーターや漫画家は個人事業主や、非商業目的でやっている人が多く、そういった人たちが支えてこその文化だと思うので、足元を疎かにしない文化の保護に繋がるようなはっきりとした方針を提示してほしいです。

　創作物が尊ばれるのは人間の感性あってのものです。単にお金になるからと言ってなぜ AI で絵が描けるのかも理解できないような人に使って欲しくはありません。人々がお互いの感性を尊重しあえる社会を作るためにも、人の想像力を守ってください。

●受付番号　185001345000003957

生成 AI は広告とかイラストとか音楽の代わりになると言われてる話を聞く度に
正直綺麗すぎるだけでなんの個性もない作品を魅力と感じませんし、「じゃあ生成 AI が作ったものだからわざわざ買わなくてもいいんだな」って思います。クリエイター達が長い年月をかけて作り上げた作品であればどんな値段でもお金払って買います。なので、生成 AI が作った作品はどんなクオリティ高くても、値段が安くてもクリエイター達の作品を勝手に学習した生成 AI の作品を買いたくありませんし、生成 AI が作った広告を使う会社の商品も買うつもりはありません。
私は生成 AI のことを時代の発展、進化だと思っておりません。色んなクリエイターの作品を勝手に学習してるだけであって、生成 AI は盗作と思います。
なので、私は生成 AI を規制してほしいと考えております。

●受付番号　185001345000003958

１．はじめに で言われている「生成 AI の利用を中心に据え、創作活動を行うクリエイター」という呼称を撤回してください。現在の生成 AI、そして使用者達は５．（１）の「意図的に、当該創作的表現の全部又は一部を生成 AI によって出力させることを目的とした追加的な学習を行うため、当該作品群の複製等を行うような場合」に該当するようなものが多数見受けられ、所謂海賊版生成ツールに過ぎない状態であり、人の手で創作活動を行っているクリエイターとして一緒くたにされるのは強い侮辱と受け取らざるを得ない。
５．（３）の「また、人間が、AI 生成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。もっとも、それ以外の部分についての著作物性には影響しないと考えられる。」については強く反対する。どこまでを創作的表現といえる加筆・修正とするかという疑問もあるが、同じく５．（３）「すなわち生成物を確認し指示・入力を修正しつつ試行を繰り返すといった場合には、著作物性が認められることも考えられる。」という項目も併せて不安に思うのがマネーロンダリングの温床になることであり、引用した箇所の意見が通るのであれば、悪意ある人間が AI で大量に生成した画像を投稿し、それに類似したものを投稿したクリエイターを著作権侵害で訴えることが出来てしまい、使用した生成 AI 側の著作権侵害は知らなかったで無罪になってしまうことが考えられる。そのような理由で AI で制作したもの全般に著作物性を持たせることには強く反対する。
現在使用されてきた生成 AI のデータセットには無断転載著作物や違法画像、書籍の無断複製などが含まれているものも多く、例を挙げると海外だと Stable Diffusion の訓練に大量の児童ポルノ画像が使用されていたのが問題になっていたり、国内でも特定のイラストレーターの作品を学習させ類似する画像を生成、販売を示唆し、その被害を訴えただけでその学習元になったイラストレーターを脅迫する等、国内外で生成 AI が関係する様々な問題が起こっており、一個人としては、AI 使用者ではなく、現在活動している純粋なクリエイターたちが納得するような法整備がされるまで生成 AI について推進するわけにはいかない状況と感じている。
福井健策氏の発言は後程訂正されたようですが（https://x.com/fukuikensaku/status/1747762343977812447?s=20）、このように実際に活動しているクリエイターの実情と、議論の場に上がる人間の意見が違っているような状況も見受けられるので、法整備をする際には多くのクリエイターの意見を聞き入れてほしい。

●受付番号　185001345000003959

AI を使って実在する人間が性的被害を受けている人がいます。
イラストも勝手に学習されるのは怖いです。そして、その AI イラストを使って学習元のクリエイターさんに迷惑をかけているのを知っています。
どうか、生成 AI の規制をお願いします。
正しく使えば素敵な技術であることは間違いないけれど、今のところ悪用ばかりされています。このままではよくないと思います。
顔写真なども勝手に生成 AI で性的な写真にされたりするのが自分や友人、恋人家族誰が被害者になってもおかしくない事実が本当に怖いです。
よろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003960

絵を描く、ということがどういうことか、まったく理解できてないように思う。
数千、数万人のクリエイターを侮辱するな。
血の滲むような努力と研鑽を、そこにかけられた想いを、時間を、踏みにじるな。
AI に心はない。どれだけキレイな絵でも、それはどこまでも空虚だ。
数多の人間の愛を盗み、喰い漁り、吐き出されたそれは所詮ただの数字の羅列だ。
そんなものになんの価値がある。
便利だと思うならなおのこと慎重に扱うべきだ。刃物と同じで、無知な者は扱わない方がいい。
それを規制するための法ではないのか。
日本のサブカルチャーであるアニメや漫画、創作文化がこのまま AI に喰い潰されたらいよいよこの国は終わりへと向かって行くだろう。
所詮アニメ、所詮漫画と見下し、蔑ろにしたツケが必ず回ってくる。世界と戦える武器を失った国の行きつく先など知れたもの。
今を生きる人間の営みに、真剣に向き合って欲しい。
私はまだ、諦めたくない。まだ、この国で人間が生み出す文化を愛していたい。
これ以上失望させないで。
なんのために、そこにいる。

●受付番号　185001345000003961

【４.関係者からの様々な懸念の声について】(1) への意見：
私はクリエイターの方々の作品を楽しませていただいている側の人間ですが、クリエイターの作品・権利が踏みにじられる形での AI 技術の発展は望みません。
近頃、クリエイターの作品（イラスト）が無断で AI 学習に利用され明らかに作風が類似した生成物が広告として使われたり、生成物と共に誹謗中傷となる文言を発信することで学習元にされたクリエイターのイメージを意図的に貶めようとするなど、生成 AI が悪用される出来事が散見され心を痛めています。
今後、このような出来事が頻発するようになればクリエイターの活動の幅は制限され、ひいては人の手による新たな創作・文化が生まれる機会が失われかねません。
それを避けるためにも、クリエイターの作品が無断で学習利用されないよう守られる規定が定められることは不可欠だと考えます。
重ねてとなりますが、私はクリエイターの方々の作品・権利が踏みにじられる形での AI 技術の発展は望みません。

●受付番号　185001345000003962

AI を使用し、イラストや文章など創作物を作成するさい、学習元となる作品の作者が明確にわからないもの、また許可していないものからデータを抽出することは盗作に等しい行為であり望ましくない。

●受付番号　185001345000003963

素案概要ファイルを拝見しました。このスライドの最後の一枚最後の文言に、
「また、人間が、AI 成物に、創作的表現といえる加筆・修正を加えた部分については、通常、著作物性が認められると考えられる。」
とありますが、これは少々安易すぎるのではないでしょうか。
AI 学習利用者の加筆修正とは、何を以て「創作的表現」と言えるのでしょうか。先方におかれましてはその点を明確に定めていらっしゃるのでしょうか。
この文言を鵜呑みにして、オリジナルの作者に対して AI 学習利用者が「創作的表現」だと言い張れば、先方が想定する創作的表現に足る加筆修正がされていなくとも、コピー物に著作物性が与えられるのですか。
一次創作、オリジナル作品とは、創作した方々の努力や苦労、そこにかかった費用や時間の成果物です。それを AI によって一瞬で写し取っただけのものに、言葉ばかりで実を伴わない「創作的表現の加筆修正」をしただけで著作物性が認められる、というのは、いち創作者として決して受け入れられません。
そもそも、無断転載・トレパクなどは、AI 学習技術が生まれる前から創作界隈において著作権侵害問題として繰り返されてきたことです。個々のイラストレーターさんと転載者との間で訴訟にまで発展することがある問題です。また著作権という話だけでなく、感情論ではありますが、創作が完成するまでの手間暇や作品への思い入れなどが踏み躙られる行為でもあります。権利という理論武装があっても、結局はそこを傷つけられて立ち直れなくなった方々が大勢いらっしゃるのです。
それすら抑制できていないのに、AI を利用した著作権侵害を助長させるようなことは断じて許されることではありません。著作権侵害者との徹底抗戦を選ぶ方もいらっしゃるでしょうが、全ての方がその道を選べるわけではありません。数多の創作者様の筆を折らせ、結果としてその作品を楽しみにしていた人々まで不幸にする可能性が高まるだけです。
AI による学習物が「誰かの一次創作物」の存在によって成り立っている物である以上は、その AI 学習物に加筆修正を加えたものに著作物性を認めるべきではありません。
プロ・アマ・一般市民問わず多くの人々が活動し巨大な市場となり、また人々の心の拠り所ともなっている創作界隈を潰さないためにも、文化庁の皆様におかれましてはより一層慎重な検討をしていただきたく思います。

●受付番号　185001345000003964

【各論点について全てです】
どの項目か書かないと読んで頂けないとの事なので、改めてお送りします。
自分が大切に、何日もかけて、かいて（書いて、描いて)、つくりあげてきたものが、一瞬にして、無断に使用されるのは、とても不快ですし、自分の作ったものが、意図しない事に使用されるのは、とても不安です。
最新の技術を使わなくてどうするのか。
使えない方が遅れている。
そんなに言うのなら、自分も使ったらいい。
そんな、意見や主張がネットや SNS で見られます。
それらは、自分達を苦しめ、窮地に追い込むという危機感が感じられません。
そう遠くない未来に、やがて想像しなかった事を引き起こしそうです。
心血を注ぎ、誰かに届くはずだった、作品が簡単に奪われ、使われる事は、とても残念ですし、憤りを感じます。
「にせもの」だらけのもので作られたものを賞賛し、持ち上げる風潮は、大きなうねりになり、最悪の事態になりかねない事も、不安です。
ただ、それを使いこなせるというだけで、今までの道のりや技術を蔑ろにする姿勢や言動も、とてもみていられませんし、そのような主張は、非常に辛いです。
それらは、大きな組織では、小さな出来事にみえるでしょうが、様々な事件の根本に関わるひとつの要因になりそうで、今も心配です。
亡くなった人たちの作品、声を再現するのは、遺族の方やそれに関わってきた方々にとって複雑な心境だと思います。
今現在活躍されている方々も。
以上のような事を、「考え」「想像」できないようならば、AI の使用などは、きちんと規制した方がいいと思います。
SF 小説のような事が、実際に起き、大きな事件や事故、命に関わる出来事が現にもうすでに起きています。
全ての創作者が、これからも安心して作品を生み出せる、そんな環境と規制、法設備と、賢明な判断を望みます。

●受付番号　185001345000003965

本当にやめてほしいです。
悪質に利用されることが多いと思います。
絶対にやめてください。

●受付番号　185001345000003966

拙い文章で読みづらいかと思われますがご了承ください。
結論を先に掲示しますと、私は生成 AI を強く規制する必要があるのではないかと考えております。生成 AI を利用する方が全て悪用しているとは思ってませんが、創作者様の許可なく無断で AI に学習をさせたり、生成 AI が生み出した作品に類似しているからと関係のない創作者様に誹謗中傷や批難をするなど…こういった著作権を無視した問題行動が近年多く見受けられます。これらの事を踏まえて、生成 AI を強く規制する必要があるのではないかと思います。

●受付番号　185001345000003967

好きなイラストレーターが、努力を勝手に吸われて嫌になり、筆を折ってしまいそうになっている。
イラストの依頼を受け、ラフを納品したら、相手方がラフを使ってAIに完成させてもらい、依頼の料金を払わないなどのトラブルも起きている。
今、有名な画像生成AI(Stable Diffusionなど)はそもそもの学習元データが、無断転載サイトであるなど許し難い。
画像生成AIは一般人には使用不可等にするか、免許制にするなど規制を設けるべきである。
chatGPTなどの文章を生成するタイプのものも便利ではあるが、利用にはある程度の制限が必要だと思う。AI相手に送信したものは学習データとして保存されるため、仕事で使ったりはするべきではないと思う。
また、昨日の芥川賞受賞の時に感じたが、生成AIはそもそも誰かの著作物を元にしているため、そのようなものを少しでも利用した作品が賞を取るのは嘆かわしい。
AIなど、発展の早い分野で6年も前の法律を使うのがおかしいと思う。臨機応変に変えていくべきだと考える。

●受付番号　185001345000003968

だれかが生み出した著作物や、自身の写った写真を AI に利用された場合それはオリジナルでは無いのではないでしょうか
模倣や模写などはもちろん今までにもあります。
ただそれが何故問題にならずになっていたかと言えば、人の手で生み出されているからです。
絶対に同じものは出来ません。
また、二次創作などでは公式からの許諾などがありました。
しかし、最近での問題となっている AI 学習の元となったものに対して作者様は許諾を出しておりませんでした。
AI 学習して良いかの許諾有無に関わらず、勝手に学習されてしまうのが問題なのです。
絵に限らず、自身の写真、顔などが簡単に、そして見分けがつかないくらいに模倣されてしまうと、それを利用し悪質ないたずら、なりすましが可能になってしまいます。
著作権は絶対に守られるべきです。
いかなるときであっても著作物所有者以外に利用されるべきではありません。
AI 学習に断固反対いたします。

●受付番号　185001345000003969

今後創作活動をする、している方を応援する上でマイナスになるような物は通して欲しくありません。

●受付番号　185001345000003970

まず生成 AI イラストというのは、イラストレーターまたは個人が描かれたイラストが無断で学習され AI に読み込ませて作成されたものです。その時点で著作権の侵害にあたると思われます。
そして、その AI イラストを「自作発言」し、元となったクリエイターの創造性を剥奪しています。
(そのクリエイターの絵柄を無断で読み込み模倣した AI イラストが多数存在しています。そしてこれらは全て無断で作成されています。参考にするという範疇を越えた生成 AI が多数存在しています)
そのうえで生成 AI イラストを使用している人がクリエイターを名乗っております。
クリエイターの著作権を侵害している方々がクリエイターを名乗る資格はないと思っております。
　創作していた方々はこのように傷つけられてきました。法律で規制すべきだと私は思っております。

●受付番号　185001345000003971

イラストを描いて X などに投稿しているのですが、無断で誰かに勝手に使われてしまうのは嫌です。また、AI 音声なども本来有償で取り扱われるべきものも勝手に作られているのは問題だと感じます。アートが衰退してしまいます。

●受付番号　185001345000003972

AI 学習による被害が現時点で多数確認されているため遅過ぎるくらいであるが中身が AI の利用者側を利する物である事は更に問題があると言わざるを得ない。
AI 学習を規制しなければ絵を描いて生計を立てる人々は職を失うだろうしそれで絵を描く人が居なくなれば文化が消滅する事になりかねない。
今すぐに手を打つべき大問題である。
生成 AI の使用か学習を許可制にするなどして使用者を特定出来る様にし、違反者に対する罰則を定めるべきだろう。

●受付番号　185001345000003973

AI が生成した画像で著作権が付くのは非常におかしなことだと思います。
もし著作権とつけたいのだとしたら、AI が取り込んだ画像の 3 パーセントずつしか出力された画像に影響を及ばさない等の大前提を組み込む必要があります。
AI は取り込んだデータを合成しているだけであり、人間が自ら学習し自己解釈を含めて作り出した物とは似て非なるものです。
また、現時点で無断使用された画像で新たなカレンダーやタペストリー、鞄や布地等の販売が横行している中、一回生成ＡＩを通し、少し手を加えただけで著作権がつき法に守られ、無断使用された人間が不利益を被るのは大変おかしなことと思います。
生成 AI の使用範囲は金銭が一切絡まない私用か社内だけの使用に留め、これを害した者は罰則を適用してほしいと考えています。
日本の創作物の未来を守るために、どうかよろしくお願いします。

●受付番号　185001345000003974

・生成 AI により特定個人の作家の技術を学習させた際に、その学習元のイラストレーターが本来請け負うはずの仕事を奪われ利益損失する可能性があるのが不安。
・特定個人の作家の技術を学習させた AI を使って作成された作品に不適切な表現や違法的な表現(ポルノや犯罪を教唆するものなど)があるものが発表された場合、一見しただけでは AI 作品かどうか判断が難しい為、学習元の作家の名誉を貶める可能性があるのではないか不安。他にも学習元の作家を装ったなりすましや、評判を落とすための嫌がらせを狙った使い方する人間が出てくる可能性があるのが不安。

●受付番号　185001345000003975

イラスト生成 AI によるクリエイターをクリエイターと呼ばないで欲しい。他人の絵を盗作する海賊版生成者です。
イラスト生成 AI に同意も無く学習に使われ、その人の個性とも言える作風を盗まれることを許容できません。
イラスト生成 AI の学習は、その写真やイラストを書いたひとの同意を得て行うべきであり、それができないのであれば、使用を禁止するべきです

●受付番号　185001345000003976

私は作家業（シナリオライター）を営んでおりまして、AI 技術と著作権について思う事を意見として述べたいと思います。現状では私自身が AI 技術でシナリオ等を製作する事が無いので、想像上の見解ではあるのですが、自由に使用できる物（著作フリーや著作権が切れた物）を AI で学習や参考にするようにし、著作権が行使されるような作品の物は、基本的に AI で学習したり、AI で参考にして出力するのは禁止した方が良いのではないかと思います。
著作権がある作品を AI で大量に量産されてしまうと、せっかく努力して製作した著作物を盗まれてしまう事と変わらず、私としても筆を折って作家業を辞める他ないと思います。
特にイラストなどの分野では非常に多くの盗作が盛んに行われてるのを目にしているので、作家も明日は我が身かと不安の日々が続きます。
以上で、大層な事は言えないのですが、一個人の意見として参考になれば幸いです。

●受付番号　185001345000003977

ユーザーとしてはもう少し具体的な例示をしてほしいという気持ちもありますが、行政としての考え方を示すという意味ではトピックのカバー範囲、具体性ともに妥当と思います。誹謗中傷のようなものも含めてさまざまな意見が寄せられると思いますが、ここから大きな方針転換はしないでいただきたいです。

●受付番号　185001345000003978

初めまして、フリーでイラストレーターをしている反 AI 派の者です。
おおよそ昨年度よりネットに投稿している創作者の方々の創作物を
無断で素材として使用し増してや商用として利用している方も見受けられ
大変に危機感を感じています。
日本以外の国々では AI 使用を全面的に廃止しクリエイターを守る運動が
展開されていますが日本はこの問題に着手することが遅いです。
著作権も大事ですが文科庁はこの国の文化並びに創作者の生活を守る意思はお持ちでしょうか？
これまでこの国が培ってきた技術の上で創作物を作り
またその世界に憧れを抱く次世代の者の気持ちを汲み取ったことがありますか？
『お手軽に』『ハイクオリティに』を謳って提供される AI ツールですが
その背景には並々ならぬ努力と好奇心で自分の世界を築いてきた創作者の方が数多いらっしゃるのです。
AI は最悪歴史を捻じ曲げかねない存在だと受け止めております。
創作者の方々の失業率も右肩上がりです。
それについての補償も無いままこのまま AI をネットに居続けさせるおつもりですか。
今は芸術分野に於いてこの問題が取り沙汰されていますが極論を言えば
文科省の人員も人間に変わって AI が着くようになり人員整理も時間の問題と危惧しております。
そこで私からは以下の項目を提案致します。
・AI を“コンピュータウィルス”と定義し
一般者の利用を停止すること。
・AI を利用するにはその危険性を認識し国家資格を有する者が使用すること。
・一般者（国家資格不保持者）が AI を使用した場合法的な罰則を受けること。
このまま AI を野放しにすれば先述しました通り
クリエイターの失業率増加→大手出版社の倒産→アニメ会社の倒産→スポンサー企業の撤退など実社会にも大きく影響します。
未来のこの国の文化を守っていくためにも AI を“コンピュータウィルス”と明記されることを強く推進致します。
乱文となりましたがここまでご覧頂きありがとうございました。

●受付番号　185001345000003979

現在、Illustrator をされている方、自ら絵を生み出して描いている方、そう言った方々が AI は法律に触れないから大丈夫と思っている絵を描かずに生み出す AI 絵師と言った方々に悩まされています。その方々の著作権も無いもののように扱い金銭を得ている人もいます。それらについて考えて頂けませんでしょうか。また、難しい問題になるかとは思いますが、絵を描く方々の助けになるようなお考えと絵を描くではなく絵を盗み自分の物にしようとする方々への処置をお願いいたします。

●受付番号　185001345000003980

AI 生成物は、いかなる加筆・修正が行われたとしてもそこに著作物性は生まれないと思う。なぜなら著作権法で保護される著作物の要件 3 表現したもの に該当しないと考えられるから。
AI 生成物の加筆・修正は、ゼロから創作物を生み出すのに費やした時間や技術に到底及ばない行為である。それを AI 利用者が自分で表現したものと主張するのは厚顔無恥にも程がある。 AI が生成したものに、AI 利用者の表現としての側面はないと考える。
そのため、全 AI 生成物に著作権は発生しないと考えられるため、冷評されるのは妥当である。加えて、AI 学習元の創作物の創作者の権利を守るため、AI 生成物の著作権と商用利用は認められるべきではないと考える。

●受付番号　185001345000003981

２．検討の前提として

３．生成 AI の技術的な背景について

４．関係者からの様々な懸念の声について

５．各論点について

（１）学習・開発段階

著作権者の利益を不当に害することとなる場合について

p13

生成 AI の普及により、既存のクリエイター等の作風や声といった、著作権法上の権利の対象とならない部分（以下、「作風等」という。）が類似している生成物が大量に生み出され得ること等により、クリエイター等の仕事が生成 AI に奪われること

p.20

著作権法が保護する利益でないアイデア等が類似するにとどまるものが大量に生成されることにより、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じることは想定しうるものの、当該生成物が学習元著作物の創作的表現と共通しない場合には、著作権法上の「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」には該当しないと考えられる。他方で、この点に関しては、特定のクリエイター又は著作物に対する需要が、AI 生成物によって代替されてしまうような事態が生じる場合、「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に該当し得ると考える余地があるとする意見が一定数みられた。

→特定のクリエイターの等の仕事が生成 AI に奪われることは、

「著作権者の利益を不当に害することとなる場合」に他ならないのではないでしょうか？

p22

「著作権者が反対の意思を示していることそれ自体をもって、権利制限規定の対象から除外されると解釈することは困難である。そのため、こうした意思表示があることのみをもって、法第 30 条の４ただし書に該当するとは考えられない。」

→著作権者が明確に反対の意思を示しているのにも関わらずその旨が一切考慮されない点については、

クリエイター保護や著作権者の権利保護の観点からも強い疑問を感じます。

●受付番号　185001345000003982

全て著作物は権利を有するものと思ってます。それを悪用して稼ぐような輩が今現在多くおり、実際被害を受けている方もいます。
被害がこれ以上増えない為にも、生成 AI の使用を資格制度を設ける・強い法的効力を設けるなど不特定多数の人間が悪用することのないようにしてほしいです。

●受付番号　185001345000003983

著作権法の第三十条の四では
「著作物は、次に掲げる場合その他の当該著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的としない場合には、その必要と認められる限度において、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる」
以上のように記載されているが、
小説、画像、音楽などの
文学及び芸術の目的は
「著作物に表現された思想又は感情を自ら享受し又は他人に享受させることを目的とする」
であるため、
これらを生成 AI で制作し、公開することは著作権法に違反する行為と主張する。
また、
生成 AI から提供された情報を元に、人間が制作した場合は
「学習された著作物に加え、制作者の思想又は感情が含まれている」が
人間から提供された情報を元に、生成 AI が制作した場合は
「学習された著作物の思想又は感情のみが含まれている」ため
前者は引用、後者は転載に当たる行為と主張する。

●受付番号　185001345000003984

私は自分で趣味の一環として創作活動をしつつ、たくさんの絵師や声優、音楽が好きな一般人です。
AI によるイラスト生成や音声生成によって、応援していた絵師の方が筆を折ることがありました。
また、AI による影響が広がることでこれから筆を折る方、声優業を廃業される方、作曲活動を引退する方などが出てきてもおかしくないと思っています。
その方たちの生活を守る意味でも AI によって生み出された作品を厳しく制限するべきだと考えます。
具体的には、AI 生成された作品は商品として金銭のやり取りを禁止する。
また、金銭のやり取りをした後、AI 生成作品であることがわかった場合、罰金を課す。
職業として AI を使った創作活動を行う場合の資格を作るなどを希望します。
インターネットの発達とともに一部のフリー素材を除いて、インターネット上での素材や音源を使う際、制作者様の許諾や料金を払って使用するようになりました。
AI に学習させ、生成されたものを無料で配布する、また、格安で販売されていることはインターネットの発達とともに築き上げてきた価値の暴落に等しいと思います。

●受付番号　185001345000003985

現時点の様に一般人が自由に使うと、問題が発生した時の責任所在があいまいとなる。
よって、AI システム自身の作成・提供権を企業限定（一般人は使用不可）とし、責任所在を明確にした方が良い。そして、管理団体も必要と思われる。

●受付番号　185001345000003986

1 著作権法で保護される著作物の範囲
2 著作権法で保護される利益
3 権利制限規定の考え方
4 我が国の著作権法が適用される範囲
そのため、単なる事実やデータにとどまるもの（要件 1 を欠くもの)、誰が
表現しても同じようなものとなるありふれた表現（要件 2 を欠くもの)、表現
に至らないアイデア（要件 3 を欠くもの)、実用品等の文芸、学術、美術又は
音楽の範囲に属さないもの（要件 4 を欠くもの）は、著作物に該当せず、著作
権法の保護対象に含まれない。
ここに関して非常に危ないものを含んでいると思われます。
1 単なる事実やデータにあったすばらしい芸術性が勝手に利用されることにより創作者のやる気と独自性を損なわせる
2 単なる事実やデータというものがき抜かれた表現で提示された場合それを判断するすべが AI（あるいは利用者）には特にないし調べる定められた規定もない
3 創作者に対する保護が一切ないというのはアイデンティティを著しく低下させるリスクが高い
4 AI を使って盗作した方が利用価値がでてしまうような簡易さでは、芸術の発展を妨げてしまう。
よって創作者の保護をより強固にすべきと考えます。

●受付番号　185001345000003987

AI 利用はライセンス制にすべきと考えます。理由は、AI を利用する者の善性に、AI 生成物の著作権等の潔白さが左右されるからです。
AI は現状、著作権やクリエイターの感情に限らず、肖像権や人の尊厳までも侵害し、災害時などのもとでは人々をパニックに陥れます。
作品を創るクリエイターが、自分の作品をモデルとした AI の型を作られてしまい、仕事を奪われています。中には創作をやめてしまう方もいます。AI 生成利用者の中には、クリエイターを恨んでいるのかを疑うほど執着し、クリエイターが嫌がったり筆を折ったりする様子を見て笑っている悪辣な人もいます。
芸能人の方の写真が使われ、裸にされたり卑猥な目に遭ったりしています。私が見かけたものは女優の方の写真でしたが、事態が悪化すれば子供の写真を AI に学習させる人も出てくるかもしれません。
トランプ大統領が警察に取り押さえられているデマ写真はご存じでしょうか。政治家が自分に不利となる架空の写真を AI 生成される危険もあります。
熊本地震では、動物園からライオンが脱走したというデマ画像が拡散されました。AI の進化が進めば、緊急時のパニックを増悪させることになるでしょう。
海外では、AI の画像生成により自身の尊厳を侵害するデマ画像を作られ、自殺に追い込まれた子供もいます。
この意見を読まれているあなたも将来、あなたに対して負の感情をもつ者が AI で作った、あなたを辱める虚偽の画像により、尊厳や権利を侵害されてしまうかもしれません。
そんな時代が今もう来ています。
AI 生成利用者の人格に問題があること、また、利用者側に著作権等の知識がないことは、AI の不適切な使用に大いに関わると思われます。
デマ画像でも言えることですが、現状は「誰でも気軽に AI 画像生成に手を出せる」ことが問題であると私は感じています。
問題が多いからこそ、利用者の悪意の有無に関わらず、気軽に使えるような状況を作るべきではないと考えます。
AI を正しく活用できる者だけが正しく利用できるようにするためにも、ライセンス制にすべきだと考えています。
クリエイターの仕事を奪う AI 利用者は、自らの技術を磨くための努力を避ける傾向にあるように感じます。AI で美しいイラストを作るのが本気で好きならば、ライセンス取得のための試験もこなせるはずです。
著作権やクリエイターの内面から逸れた話もしてしまいましたが、日本および世界の尊い文化の一つである創作活動を守るためにも、ご検討願えればと存じます。
またその際には、創作活動のことを深く知らない方々だけでなく、創作活動に精通してい

る方、それこそイラストレーターの方々等の声にも耳を傾けてください。場合によっては参加させてください。必ずです。
現場を知らずして適切な案は出せません。
私自身とある専門に身を置いているのですが、国から出される指示は現場を全く考慮していないものがほとんどのため、しばしば辟易としています。
リアルを知って、その上で案を出してください。
以上になります。乱文をここまで読んでいただき、誠にありがとうございました。

●受付番号　185001345000003988

AI の技術は素晴らしく、今後の発展はとても期待できるものではありますが、やはり使う人の行い一つでクリエイターの人生が潰される可能性があると考えると、不安ですし応援してるクリエイターさんの仕事にも支障をきたす場合もあるとなると、ちゃんとした著作権等の保護は必要だと考えます。
技術はよくても、その技術を悪用しては悲しい未来しか生まれません。

●受付番号　185001345000003989

無断転載は禁じられているのに、無断で他人の絵を学習させたAIでイラストを作り少しだけ手加えたら著作権がつくことが意味がわかりません。そんなことをしたら恐らくイラスト文化は無くなります。イラストだけではなく、アニメーションや小説などの文化も消え去ります。
賢いあなたがたなら法律をどのようにすればいいか理解するはずです。正しい判断を願います。

●受付番号　185001345000003990

生成 AI は創作者の権利を大きく侵害しているものと思います。生成 AI によるイラスト、文章、音声の作成は、日本にいる多くの創作者の作品を無断で学習することによって支えられています。また、特定の創作者にターゲットを絞った過学習なども行われており、法による制限や規制が必要だと思われます。

●受付番号　185001345000003991

AI への無断データ利用によって、クリエイターが不利益を被ることのない環境を整えて欲しい。

●受付番号　185001345000003992

AI 画像生成技術に関しましての懸念点ですが、人間の創造的な趣味への意欲低下、仕事での権利侵害、実在の人物に対する画像の加工編集による風評被害や名誉棄損など、すでに各国で多数の問題と実害が発生しているにも関わらず法整備が後手に回っている状況です。
これの何が問題かというと、機械を用いた行動に対しどれほど優秀な人間でも絶対に追いつけない、ということです。
現状はまだ多くの理性的な方々の配慮により被害は抑えられているとはいえ、それでも少数による悪意ある生成速度による物量に対応しきれません。また、AI 生成画像かどうかの精査を行う機能も、数十年前の機械による生成技術が存在しない時代の作品を AI が作ったものと判定するなど不備が目立ち、実用的ではないのも現状です。
このような、いとも簡単に他人を害することが可能な危険な技術を誰しもが使えるというのは、大げさな話ではなく銃を一般市場にばらまくのと大差ありません。
もちろん、これら悪意ある行動は人力でも可能ではありますが、それには相応の手間と予算が必要になり、その時間と労力が抑止力として働きます。
一方、AI 生成技術であれば一時の衝動のまま大量に素早く、高い精度で上記の行動ができてしまうのです。
人は誰しも魔が差す事があります。そんな時に、もし手元に簡単に他者を害する道具があったらどうなるかは想像に難くありません。
銃弾が放たれてから防ぐのは至難の業です。AI 画像生成技術に対する一刻も早い厳格な規制と強い処罰を求めます。

●受付番号　185001345000003993

Ai 学習での出力物に関してはコピー機やカメラを通した画像、または録音機材での収録物と同程度の扱いが望ましいと考えております。
学習に採用された素材の権利者が知りえない状態でコピーされ、最悪の場合にはオリジナルとして発表することができる現在では使用者のモラルだけが拠り所となっている以上、早急に明確なラインを法律で示していただきたく思います。
現在、使用者のモラルにおいては権利者の与り知らない所でポルノなどの制作に使用されたり、権利者への嫌がらせにわざと権利者が望まない画像を送りつける、等の実例を見ても、各人のモラルに任せるのは法を制定する義務を果たしているとはとても思えません。
権利者が学習を拒否をできない状態、使用されているのを知りえない状態は異常な状況であると考えます。
法によって決まったライン、それを冒したものを罰するための法整備をお願いいたします。
音楽、絵画、文創作などの文化を人々が紡いでゆくために熟考何卒お願いいたします。

●受付番号　185001345000003994

生成物が、実在する人間やイラストと酷似してしまうことは、問題視するべきだと思います。
実際に、SNS ではディープフェイクや、特定のイラストレーターの絵柄を用いて自殺教唆と受け取れる画像を生成するなど、実害が出ております。
このまま何もしなければ簡単に人を貶めたり、ありもしない画像が生成出来たりなど、人の命に関わる甚大な被害が出るのではないかと戦々恐々としてしまいます。
どうか、クリーンな学習をした生成 AI を開発して頂くか、生成物必ずウォーターマークが入る仕組みを作るなど、生成物と創作物の区別がつくよう、対策をお願いします。
性善説に委ねず、きちんとした法を作り、また安心して SNS が使用出来るように、法整備をお願い致します。

●受付番号　185001345000003995

仕事が無くなりそうで不安です、いちアニメーターとして人の手仕事を奪わないような法整備をしてほしいです

●受付番号　185001345000003996

技術を持ったクリエイターの方々の仕事を奪う行為です。
AI は人間の技術を学習し、それを出力するものであり、
その元となった技術の窃盗に値するのではないか。
そして、シンプルに著作権侵害
私も作品を作る側の人間ですが、断固拒否です。

●受付番号　185001345000003997

創作活動をしている方がこれからも素晴らしい作品に見合った報酬を得てほしいためAIになんらかの規制を設けてほしい
技術の発展を悲観しているのではなく、使う人間のモラルの無さを悲観している

●受付番号　185001345000003998

好きなイラストレーターのイラストが、AI 生成画像の学習元に使われてしまいました。
私も趣味程度ですがイラストを描いており、その方がどれほど長い時間をかけて今の画風を築き上げたのかを想像すると、学習元にされてしまった事に胸が痛みます。
画風、クセなどはイラストレーターさんの個性であり商売道具であり、努力の結晶です。
それを AI イラストの元にされ、著作権は発生しない事になってしまうのは一創作者として断固反対です。
AI は優れもので、今まで面倒に感じていた作業を一瞬で行えてしまう人間にはできない特徴ながあると思っています。それを生かしたいとも思っています。
故に、著作権の放棄されていない既存のイラストを取り込みイラストを生成するよりもっと別の使い道で役立てて欲しいです。また、著作権や学習元のイラストレーターさんに損害が一切生じないようにする法律もあるはずです。
よろしくお願いいたします。

●受付番号　185001345000003999

▼意見対象箇所
「５．各論点について」→（３）生成物の著作物性について
▼意見の概要
生成 AI によるコンテンツの著作権を認めることは、日本が AI 推進国として世界に先駆けるために不可欠である。このような規定の導入により、AI による創造的コンテンツの増加とその利用促進が期待できる。
▼意見及び理由
〇先進的な AI 利用環境の構築:
生成 AI コンテンツの著作権を認めることで、日本が AI 技術の先進的な利用国としての地位を確立できる。これは、新しい形の創造性とイノベーションを促進する。
〇創作活動の権利保護:
AI によって生成された作品に著作権を認めることで、AI 開発者と利用者の創作活動を保護し、より多くの創造的な活動を奨励することができる。
〇国際的な競争力の強化:
AI 生成コンテンツの著作権を認めることにより、日本が国際的なデジタルコンテンツ市場で競争力を持つことが可能になる。
〇法的な枠組みにおける明確性:
現在の著作権法の枠組みでは、AI による生成物の扱いが不明確であるため、これを明確化することで、AI 技術の健全な発展をサポートする。
〇既存の著作権とのバランス:
既存の AI 学習における著作権がクリアになることで、生成物の著作権についても議論が前向きに進む。
▼生成 AI が著作権を得る条件
〇人間の創造的貢献の明確化:
生成 AI によるコンテンツに著作権を認めるには、その生成過程において人間の創造的貢献が必要であると明示する。たとえば、AI の設計、アルゴリズムの選定、入力データの選択や調整、生成されたコンテンツの最終的な編集や加工など、制作工程のうちの一定割合が人間による明確な創造的介入があったことを条件とする。
〇生成コンテンツの独自性と創造性:
生成 AI によるコンテンツが、既存の作品の模倣でないこと。独自性と創造性を持つことを条件とする。AI が生み出した作品が新しい表現、アイデア、スタイルを含むことが求められる。
▼提案
生成 AI によって作成されたコンテンツの著作権を認め、

その範囲や条件を明確に定めることを強く提案する。
これにより、日本が AI 技術の推進国として、新しい創造的コンテンツの発展に貢献する環境を整えることができる。

●受付番号　185001345000004000

現在 AI による生成物、中でもイラストをよく見かけますが、AI によるものかどうか判別が難しいです。
人が描いたイラストを元に作られたにも関わらず、仕事として成立したり、著作権が認められるのであれば、現在創作活動を仕事としている人が割を食うのではないでしょうか。
技術の革新は素晴らしいことですが、クリエイターを潰すことにならないよう慎重に検討いただきたいです。